養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

厚 生 労 働 省
令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

〈報告書〉

2023 年 3 月

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

報告書本文等の表記について

記述例・正式名称等	本報告書内での記載
・子ども ・こども	子ども
・児童福祉 ・子ども家庭福祉 ・こども家庭福祉 ・子ども家庭	子ども家庭福祉
・子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会	資格検討会
・子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ	資格検討会とりまとめ
・ワーキンググループ ・WG	資格 WG
・子ども家庭福祉における新たな資格の養成課程 ・福祉系大学等における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）養成にかかる教育課程 ・新課程 ・新たな教育課程	認定資格養成に係る教育課程
・子ども家庭福祉ソーシャルワーカー ・子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称） ・こども家庭ソーシャルワーカー	認定資格
・スクールソーシャルワーク ・スクール（学校）ソーシャルワーク	過去の経緯や通知等の名称については『スクール（学校）ソーシャルワーク』、それ以外の記載は「スクールソーシャルワーク」
・こども家庭福祉に係る指定研修	指定研修
・ソーシャルワーク研修 ・SW 研修	SW 研修
・指定研修について、こども家庭福祉の相談援助業務を一定程度まで行っていない者が受講する追加研修	追加研修

※ただし、法律や制度、省令、省庁が作成・公開している資料に準ずる記載、並びに固有名詞については、基とした資料・固有名詞を優先し記載

はじめに

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業を受託し、「養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究」を実施してきたが、ここにその成果を報告することとする。タイトルにもあるように、調査研究は2つに分かれており、第 1 は子ども家庭福祉の新たな資格にかかる福祉系大学等養成校におけるモデル的なカリキュラムに関する調査研究、第 2 は現任者に対する新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究である。

そのため、本事業では、全体会議のもとで、具体的に調査研究を進める3つの班を組織し、調査研究を進めてきた。第 1 は様々な調査を実施していく調査班、第 2 は調査に基づき福祉系大学等養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討をするカリキュラム班、第 3 は大学等養成校において社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せして新課程を設置する場合の課題・対応、現任者向け指定研修への養成校の協力の在り方を検討する整合班であった。これらを総括するために全体会議を構成し、全体をまとめてきた。調査班は 43 回、カリキュラム班は 13 回、整合班は 3 回、全体会議は4回の会議を行い、会議以外にも、調査票の作成及び集計・分析や、子ども家庭福祉の新たな資格認定に係る現任者向け指定研修と養成校の既存科目の教育内容の比較検討等の諸作業に各班委員が多くの時間を当てて取り組んだ。

以上の体制のもとで、アンケート調査としては、社会福祉士・精神保健福祉士養成校、自治体（市町村）、児童相談所、社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者、現役学生、社会福祉士・精神保健福祉士、保育士の7つのグループを対象にして実施し、加えて養成校、職能団体、有識者を対象としたヒアリング調査を行った。以上の調査結果をもとにして、その成果を本報告書としてまとめることができた。

報告書としては、第 1 部と第 2 部に分けた。第 1 部では、調査研究の結果をもとに提示することとし、第 2 部では、第 1 部の資料となる調査結果を示すこととした。

子ども家庭福祉の新たな資格にかかる福祉系大学等養成校におけるモデル的なカリキュラムについては、第1部の「第3章　モデル的カリキュラムの検討および指定研修等への養成校の協力の在り方の検討に向けたアンケート調査の実施」と「第4章　養成校ヒアリング調査」の結果をもとに、「第5章　社会福祉士・精神保健福祉士養成課程と「子ども家庭福祉に関する新課程」の設置にかかる検討」において、養成校の教育内容として追加・強化する必要があると思われる内容・範囲を示した。また、新たな資格認定に係る現任者向け指定研修等への養成校の協力の在り方に関する研究は、「第6章　現任者研修に対する福祉系大学等養成校の協力方法に関する検討」にまとめている。以上をもとに、「第7章　今後の課題と提案」では、本研究事業の2つの目的に対する結論と今後の課題を提示している。

本研究では、多くの個人・団体に対して調査を実施することになったが、多くの方がたに研究に参加頂き、本報告書をまとめることができた。調査研究に参加頂いた皆様、並びに委員の皆様に心から感謝申し上げる次第である。同時に、本報告書が、認定こども家庭ソーシャルワーカー資格制度の円滑なスタートに寄与できればと願っている。

令和 5 年 3 月

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長　白澤政和

厚生労働省補助金　令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究」　報告書

目　次

はじめに

【第１部】

第１章　事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１－１　事業の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１－２　事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　１－３　事業実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　ソーシャルワーク専門職と子ども家庭福祉の新たな資格について・・・・・・・・ 9
　２－１　子ども家庭福祉に関する新たな資格の検討について・・・・・・・・・・・・・・ 11
　２－２　社会福祉士・精神保健福祉士養成課程とスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　２－３　子ども家庭福祉の新たな資格の指定研修カリキュラムとソーシャルワーク専門職養成課程間の突合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第３章　モデル的カリキュラムの検討および指定研修等への養成校の協力の在り方の検討に向けたアンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
　３－１　モデル的カリキュラムの検討および指定研修等への養成校の協力の在り方の検討に向けたアンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
　３－２　福祉系大学等養成校のモデル的なカリキュラム構築に向けた示唆・・・・・・・ 87
　３－３　福祉系大学等における養成校ルート設置に関する意向と課題・・・・・・・・・ 95
　３－４　実務者（有資格者および現任者）ルートの研修実施機関受託に向けた養成校の意向と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

第４章　養成校ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
　４－１　養成校ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

第５章　社会福祉士・精神保健福祉士養成課程と「子ども家庭福祉に関する新課程」の設置にかかる検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
　５－１　社会福祉士・精神保健福祉士養成教育における子ども家庭福祉に関する教育の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
　５－２　社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せする子ども家庭福祉に関する教育

内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
５－３　社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せする子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程の設置に向けた教育体制について・・・・・・・・・・・・・ 148

第６章　指定研修への福祉系大学等養成校の協力方法に関する検討・・・・・・・・・・・ 151
６－１　養成校における指定研修等への協力意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
６－２　研修プロバイダーとして参画・協力する際の課題及び条件とその解決に向けた方略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
６－３　まとめ（提言）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
６－４　養成校が研修プロバイダーとして参画・協力するに際しての利点と実施に向けて必要となる検討点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159

第７章　今後の課題と提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
７－１　認定資格に対応した養成校におけるモデルカリキュラムの検討・・・・・・・・ 163
７－２　指定研修等への養成校の協力のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165

【第２部】

第１章　アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
１－１　児童相談所調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
１－２　自治体（市町村）調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
１－３　現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
１－４　現任者（保育士）調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
１－５　社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査・・・・・・・・・・ 244
１－６　現役学生（社会福祉士・精神保健福祉士養成課程）調査・・・・・・・・・・・ 271
１－７　社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 283
１－８　アンケート調査結果に基づく現任者ルート資格取得見込み者数の推計・・・・ 296

第２章　ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
２－１　養成校ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303
２－２　有識者ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335
２－３　職能団体ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351

第Ⅰ部　第Ⅰ章

事業概要

1 事業の背景と目的

2022 年6月、第 208 回 通常国会で可決成立した改正児童福祉法（閣法）により、市町村への「こども家庭センター」の設置（努力義務）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格導入）等が定められた。子ども家庭福祉の認定資格については、教育課程の明確化、養成体制の確保、養成した資格取得者の雇用機会の確保、資格の在り方等について法施行後 2 年を目途に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。

この改正法にかかる検討を行った社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の 2022 年2月とりまとめにおいて、「子ども家庭福祉分野で支援に携わる者の資質の向上を図るため、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で、子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成する」ことが示され、まずは先行して「既存資格を有する者や現任者」について、国の基準を満たした研修受講等による認定資格者を輩出することとされた （いわゆる現任者ルート）。一方で、福祉系大学等学生のルート（養成校ルート）については「早期の設定が急務」とされ、引き続き検討されることとなった。

本連盟では、子ども虐待をはじめ、子どもを取り巻く諸課題に対応できる人材養成の一環として、これまで既に「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」（社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せした教育課程の認定事業）を実施してきた。また、今般の子ども家庭福祉にかかる人材養成についても、教育課程の枠組みを提案してきた。

本事業は、国のとりまとめとこれまで本連盟が実施・検討してきた成果をふまえつつ、養成校における子ども家庭福祉分野の専門職養成に係る教育課程を早期に設定・実装するため、以下を目的として実施した。

①養成校におけるこども家庭ソーシャルワーカー養成にかかる教育課程（以下「認定資格養成に係る教育課程」） モデルカリキュラム（実習・演習含む）の検討を行うとともに、各科目のモデル・シラバス、当該科目で使用する教材の主要項目、各科目担当教員要件、課程運営体制、課程運営上の留意点等に関する検討を行った。

②①の検討内容は現任者ルートの指定研修との整合を図る必要ことがあること、養成校が現任者ルートの指定研修のプロバイダーとして期待されていることをふまえ、養成校が指定研修に協力するための方法等に関する調査研究を行った。 また、認定資格養成に係る教育課程の教育内容は、現任者ルート向け指定研修と同等の教育内容にすべきと考えられることから、実務経験のある現任者が、養成校が設置する認定資格養成に係る教育課程への編入学や科目等履修により指定研修と同等の課程を履修し、資格取得等ができる方法等についても検討した。

2 事業内容

以下の事業を実施した。

- 「 認定資格養成に係る教育課程 」のモデルカリキュラムの検討・ 作成（シラバス／実習および演習教育ガイドライン含む）
- 子ども家庭福祉にかかる新規科目の教育内容の検討と教材の試作
- 既存の「 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業 」と「認定資格養成に係る教育課程」との整理 ・再編の検討
- 児童相談所等における実習の方法等に関する検討
- 既存の社会福祉士・精神保健福祉士養成カリキュラムとの整合および共通科目の在り方と認定資格養成に係る教育課程との整合の検討
- 養成校調査（子ども家庭関係の教育および学生の状況等実態把握、認定資格養成に係る教育課程設置意向、現任者指定研修への参入意向等
- 学生の意向調査（就労意向等）
- 児童相談所・自治体等調査（実習受入・体制・方法・SV 育成・子ども家庭センター設置意向、採用 意向、人事意向、資格取得者の採用意向等）
- 現任者の研修に対する養成校の協力方法についての検討

なお、厚生労働省の要請により、子ども家庭福祉の新たな認定資格の付与の対象となり得る社会福祉士、精神保健福祉士ならびに保育士を対象に、新たな資格の取得意向等に関する調査を追加して実施することとなった。また、「多職種連携による児童虐待早期発見・予防のための多資格共通教育内容の検討」は、共通教育内容の検討には至らなかった。

3 事業実施体制

1－3 事業実施体制

1－3－1 班体制と委員

これらの事業を実施するため、以下の班を設定した。なお、検討作業の円滑化・効率化を図ることを目的として、各班内に「コアメンバー」として集中的に作業を担う委員を設定し、必要に応じて班横断的な会議を行った。（以下順不同、敬称略）

表1－1 全体会議　　◎…委員長

No.	氏名	所属
1	白澤　政和　◎	国際医療福祉大学大学院／ソ教連会長
2	中村　和彦	北星学園大学／ソ教連副会長・実習委員会委員
3	和気　純子	東京都立大学／ソ教連副会長
4	空閑　浩人	同志社大学／ソ教連常務理事・実習委員会委員
5	松本　すみ子	東京国際大学／ソ教連常務理事・実習委員会委員
6	伊藤　新一郎	北星学園大学／ソ教連事務局長・実習委員会委員
7	二木　立	日本福祉大学／ソ教連相談役
8	上野谷加代子	同志社大学／ソ教連相談役
9	石川　到覚	大正大学／ソ教連顧問
10	澁谷　昌史	関東学院大学／ソ教連会長補佐
11	山野　則子	大阪公立大学
12	金子　恵美	日本社会事業大学
13	宮島　清	日本社会事業大学専門職大学院
14	川松　亮	明星大学
15	和田　一郎	獨協大学
16	渡辺　裕一	武蔵野大学／ソ教連会長補佐・実習委員会委員
17	畑　亮輔	北星学園大学／ソ教連実習委員会委員
18	増田　和高	武庫川女子大学
19	中村　卓治	広島文教大学／ソ教連理事・実習委員会委員
20	鈴木　和	北海道医療大学／ソ教連国家試験合格支援委員会委員
21	竹田　匡	釧路町役場　ふるさと納税推進室　主幹 ／ 日本社会福祉士会　理事
22	加藤　雅江	杏林大学
23	山﨑　まどか	日本医療ソーシャルワーカー協会
24	江口　晋	豊中市　こども未来部　こども相談課

表1－2 カリキュラム・シラバス・教材等検討班

No.	氏名	所属
1	白澤　政和	国際医療福祉大学大学院／ソ教連会長
2	中村　和彦	北星学園大学／ソ教連副会長・実習委員会委員
3	和気　純子	東京都立大学／ソ教連副会長
4	空閑　浩人	同志社大学／ソ教連常務理事・実習委員会委員
5	松本　すみ子	東京国際大学／ソ教連常務理事・実習委員会委員
6	伊藤　新一郎	北星学園大学／ソ教連事務局長・実習委員会委員
7	上野谷加代子	同志社大学／ソ教連相談役
8	石川　到覚	大正大学／ソ教連顧問
9	澁谷　昌史	関東学院大学／ソ教連会長補佐
10	山野　則子	大阪公立大学

11	金子　恵美	日本社会事業大学
12	宮島　清	日本社会事業大学専門職大学院
13	川松　亮	明星大学
14	和田　一郎	獨協大学
15	渡辺　裕一	武蔵野大学／ソ教連会長補佐・実習委員会委員
16	畑　亮輔	北星学園大学／ソ教実習委員会委員
17	増田　和高	武庫川女子大学
18	中村　卓治	広島文教大学／ソ教連理事・実習委員会委員
19	鈴木　和	北海道医療大学／ソ教連国家試験合格支援委員会委員
20	江口　晋	豊中市　こども未来部　こども相談課

表1－3 社会・精神・新課程のカリキュラム整合・整理検討班

No.	氏名	所属
1	白澤　政和	国際医療福祉大学大学院／ソ教連会長
2	空閑　浩人	同志社大学／ソ教連常務理事・実習委員会委員
3	松本　すみ子	東京国際大学／ソ教連常務理事・実習委員会委員
4	伊藤　新一郎	北星学園大学／ソ教連事務局長・実習委員会委員
5	上野谷加代子	同志社大学／ソ教連相談役
6	石川　到覚	大正大学／ソ教連顧問
7	渡辺　裕一	武蔵野大学／ソ教連会長補佐・実習委員会委員
8	畑　亮輔	北星学園大学／ソ教連実習委員会委員
9	増田　和高	武庫川女子大学
10	中村　卓治	広島文教大学／ソ教連理事・実習委員会委員

表1－4 調査班

No.	氏名	所属
1	白澤　政和	国際医療福祉大学大学院／ソ教連会長
2	伊藤　新一郎	北星学園大学／ソ教連事務局長・実習委員会委員
3	澁谷　昌史	関東学院大学／ソ教連会長補佐
4	山野　則子	大阪公立大学
5	宮島　清	日本社会事業大学専門職大学院
6	川松　亮	明星大学
7	渡辺　裕一	武蔵野大学／ソ教連会長補佐・実習委員会委員
8	畑　亮輔	北星学園大学／ソ教連実習委員会委員
9	増田　和高	武庫川女子大学
10	鈴木　和	北海道医療大学／ソ教連国家試験合格支援委員会委員
11	竹田　匡	釧路町役場　ふるさと納税推進室　主幹 ／ 日本社会福祉士会　理事

1－3－2 委員会・班会議開催状況

表1－5 全体会議

No.	開催日時		会議名	方法
1	2022年7月30日(土)	17:00～19:00	第1回全体会議	テレビ会議システム
2	2022年8月19日(金)	17:00～19:00	第2回全体会議	テレビ会議システム
3	2023年1月30日(月)	13:00～14:15	第3回全体会議	テレビ会議システム
4	2023年3月6日(月)	10:00～12:00	第4回全体会議	テレビ会議システム

表1－6 カリキュラム・シラバス・教材等検討班

No.	開催日時		会議名	方法
1	2022年8月5日(金)	11:00~11:30	第1回カリキュラム班コア会議	テレビ会議システム
2	2022年8月8日(月)	18:00~20:00	第1回カリキュラム班会議	テレビ会議システム

3	2022年8月25日(木)	20:00~21:30	第2回カリキュラム班コア会議	テレビ会議システム
4	2022年9月16日(金)	14:00~16:25	第2回カリキュラム班会議	テレビ会議システム
5	2022年10月18日(火)	19:00~21:15	第3回カリキュラム班会議	テレビ会議システム
6	2022年11月10日(木)	14:00~16:00	第4回カリキュラム班会議	テレビ会議システム
7	2022年12月8日(木)	10:00~11:30	第1回カリキュラム班・調査班会議	テレビ会議システム
8	2022年12月16日(金)	14:00~15:50	第5回カリキュラム班会議	テレビ会議システム
9	2022年12月23日(金)	9:00~10:10	第3回カリキュラム班コア会議	テレビ会議システム
10	2022年12月23日(金)	10:00~11:00	第2回カリキュラム班・調査班会議	テレビ会議システム
11	2023年1月20日(金)	10:00~12:00	第6回カリキュラム班会議	テレビ会議システム
12	2023年2月14日(火)	10:00~12:00	第7回カリキュラム班会議	テレビ会議システム
13	2023年2月21日(火)	16:30~17:00	整合班・カリキュラム班会議	テレビ会議システム

表1－7 社会・精神・新課程のカリキュラム整合・整理検討班

No.	開催日時		会議名	方法
1	2022年8月25日(木)	18:00~20:00	第1回整合班会議	テレビ会議システム
2	2023年1月24日(火)	10:00~12:00	第2回整合班会議	テレビ会議システム
3	2023年2月21日(火)	16:30~17:00	整合班・カリキュラム班会議 (再掲)	テレビ会議システム

表1－8 調査班

No.	開催日時		会議名	方法
1	2022年7月13日(水)	18:30~21:00	第1回調査班コア会議	テレビ会議システム
2	2022年7月20日(水)	18:00~20:00	第2回調査班コア会議	テレビ会議システム
3	2022年7月21日(木)	13:00~15:00	第1回調査班会議	テレビ会議システム
4	2022年7月27日(水)	18:00~19:00	第3回調査班コア会議	テレビ会議システム
5	2022年7月30日(土)	19:00~21:00	第2回調査班会議	本連盟事務所 テレビ会議システム
6	2022年8月3日(水)	18:00~20:30	第4回調査班コア会議	テレビ会議システム
7	2022年8月12日(金)	13:00~14:00	第3回調査班会議	テレビ会議システム
8	2022年8月12日(金)	10:00~12:00 14:00~20:00	第5回調査班コア会議	本連盟事務所
9	2022年8月21日(日)	9:30~20:45	第6回調査班コア会議	本連盟事務所
10	2022年8月24日(水)	23:00~26:30	第7回調査班コア会議	北星学園大学
	2022年8月25日(木)	9:00~18:00		
11	2022年8月26日(金)	22:00~25:00	第8回調査班コア会議	テレビ会議システム
12	2022年8月31日(水)	17:00~20:30	第9回調査班コア会議	テレビ会議システム
13	2022年9月1日(木)	22:00~24:00	第10回調査班コア会議	テレビ会議システム
14	2022年9月5日(月)	21:15~23:00	第11回調査班コア会議	テレビ会議システム
15	2022年9月6日(火)	18:00~20:00	第12回調査班コア会議	テレビ会議システム
16	2022年9月8日(木)	17:20~23:00	第13回調査班コア会議	テレビ会議システム
17	2022年9月16日(金)	19:00~22:00	第14回調査班コア会議	テレビ会議システム
18	2022年9月18日(日)	9:45~17:30	第15回調査班コア会議	テレビ会議システム
19	2022年9月19日(月)	12:00~13:00 16:30~18:30 20:00~22:00	第16回調査班コア会議	テレビ会議システム
20	2022年9月25日(日)	18:45~22:30	第17回調査班コア会議	テレビ会議システム
21	2022年9月26日(月)	20:15~22:20	第18回調査班コア会議	テレビ会議システム
22	2022年10月3日(月)	21:15~23:00	第19回調査班コア会議	テレビ会議システム
23	2022年10月4日(火)	19:30~21:30	第20回調査班コア会議	テレビ会議システム
24	2022年10月5日(水)	16:30~18:00 21:00~23:30	第21回調査班コア会議	テレビ会議システム
25	2022年10月6日(木)	24:00~27:45	第22回調査班コア会議	テレビ会議システム

26	2022 年 10 月 7 日(金)	7:00~9:00 11:00~12:00	第 23 回調査班コア会議	テレビ会議システム
27	2022 年 10 月 26 日(水)	17:00~20:00	第 24 回調査班コア会議	テレビ会議システム
28	2022 年 11 月 5 日(土)	19:00~23:45	第 25 回調査班コア会議	テレビ会議システム
29	2022 年 11 月 6 日(日)	20:15~25:45	第 26 回調査班コア会議	テレビ会議システム
30	2022 年 11 月 10 日(木)	2:00~4:30 10:00~13:00	第 27 回調査班コア会議	テレビ会議システム
31	2022 年 11 月 26 日(土)	10:00~15:00	第 28 回調査班コア会議	テレビ会議システム
32	2022 年 11 月 27 日(日)	8:30~18:40	第 29 回調査班コア会議	本連盟事務所 テレビ会議システム
33	2022 年 12 月 8 日(木)	10:00~11:30	第1回カリキュラム班・調査班会議(再掲)	テレビ会議システム
34	2022 年 12 月 23 日(金)	10:00~11:00	第2回カリキュラム班・調査班会議(再掲)	テレビ会議システム
35	2022 年 12 月 29 日(木)	9:30~15:15	第 30 回調査班コア会議	武庫川女子大学
36	2023 年 1 月 5 日(木)	11:00~13:00 15:00~17:00	第 31 回調査班コア会議	テレビ会議システム
37	2023 年 1 月 7 日(土)	9:00~12:00 15:30~18:30 22:00~26:30	第 32 回調査班コア会議	テレビ会議システム
38	2023 年 1 月 9 日(月)	16:30~23:15	第 33 回調査班コア会議	テレビ会議システム
39	2023 年 2 月 1 日(水)	18:00~18:50	第 34 回調査班コア会議	テレビ会議システム
40	2023 年 2 月 19 日(日)	10:00~19:40	第 35 回調査班コア会議	本連盟事務所
41	2023 年 3 月 19 日(日)	9:45~16:45	第 36 回調査班コア会議	本連盟事務所
42	2023 年 3 月 22 日(水)	22:00～23:00	第 37 回調査班コア会議	テレビ会議システム
43	2023 年 3 月 23 日(木)	12:30～13:30	第 38 回調査班コア会議	テレビ会議システム

第1部　第2章

ソーシャルワーク専門職と
子ども家庭福祉の
新たな資格について

1　子ども家庭福祉に関する新たな資格の検討について

２－１　子ども家庭福祉に関する新たな資格の検討について

２－１－１　背景とこれまでの経緯

（１）　ソーシャルワーク、ソーシャルワーク専門職とは

ソーシャルワークとは、地域における人々の安定した生活（ウェルビーイング）を支えるための思想や理論、および方法や実践の総称である。ソーシャルワークの実践では、何らかの生活困難を抱える個人や家族への支援（ミクロレベルの実践）と、そのような生活困難を生み出す社会環境の改善のための働きかけ、さらに地域のネットワークの形成や必要な制度や施策の変革を求める活動（メゾ・マクロレベルの実践）とが相互に連動して展開される。

そして、その実践を担うのがソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士である。今日では、社会福祉だけでなく医療や教育、司法などの様々な分野へも両福祉士の活動の場が広がっており、多職種や地域住民等と連携、協働しながらソーシャルワークを実践している。

（２）　これまでの経緯

児童虐待防止対策における、児童相談所の体制強化、児童福祉司等の専門性の向上等についての国（厚生労働省）の検討と法改正等の直近の経緯として、【表２－１】のように概括する。

表２－１　国における児童虐待防止対策における児童相談所の体制強化等の検討の推移の概要

名称	開催期間	主な検討事項等 報告書等におけるこども家庭福祉の資格に関する事項 （抜粋）	本連盟のアクション
社会保障審議会 児童部会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会	2014（平成26）年９月19日～2015（平成27）年８月28日 報告書：平成27年8月28日	＜主な検討事項等＞ （１）妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について （２）初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について （３）要保護児童対策地域協議会の機能強化について （４）児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について （５）緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について	
		＜報告書におけるこども家庭福祉の資格に関する事項＞ 報告書 p13～14 ３．児童虐待防止対策のあり方について （４）児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について ①児童相談所が専門的な支援を確実に行えるための体制強化 イ児童相談所職員の専門性確保のための専門研修を充実 ○児童福祉司は高い専門性と経験が求められる職種であり、とりわけ虐待対応には専門の知識や技術を必要とすることから、高い専門性を持った職員を養成するための教育・学習システムが必要。また、児童福祉司を専門職として採用することについて検討が必要。 ウ児童福祉司の国家資格化 ○児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。 ○資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。	

社会保障審議会 児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会	2015（平成27）年9月7日～2016（平成28）年3月10日	＜主な検討事項等＞ （1）今日的な課題に対応する子ども家庭福祉の基本理念について （2）国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割と責務の明確化について （3）民間活用、アウトリーチ手法を含む妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について （4）児童虐待の予防及び初期対応について （5）児童の保護・支援、親子関係の調整及び養子縁組、里親、施設等による自立に向けた取組について	
		＜報告書におけるこども家庭福祉の資格に関する事項＞ 報告書 p20-22 ８．職員の専門性の向上 （1）子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件 ① 児童相談所機能を担う職種、任用要件、配置基準 ② 市区町村で支援を担う職種、任用要件、配置基準 （2）子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方 「これを解決するため、まずは、指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭に関する専門の相談員としての新たな公的資格を創設することを検討すべきである。」	
社会保障審議会 児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 新たな児童虐待防止システム構築検討ワーキンググループ	2015(平成27)年9月30日～11月12日	＜主な検討事項等＞ ○国、都道府県、市町村の役割と責務 ○児童福祉司の国家資格化 ・今日の状況において、児童福祉司が果たすべき役割は何か。また、どこまで対応できているか。対応できていない部分やその要因は何か。 ・そうした要因の解消を児童福祉司の国家資格化により達成する場合、資格取得のインセンティブをどのように付与するか。 ・ソーシャルワークの基本的な国家資格である社会福祉士との関係をどのように考えるか。(特に、児童福祉司に社会福祉士の資格取得者が少ないことをどう考えるか。) ・国家資格化した場合、有資格者の児童相談所以外での活躍の場や処遇をどのように考えるか。 ○トリアージセンターの設置 ○介入と支援の分離	
		（とりまとめなし）	
2016（平成28）年5月27日成立　　児童福祉法等の一部改正（2017（平成29）年4月施行等） 附則第２条第３項： 政府は、この法律の施行後２年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。			
新たな社会的養育の在り方に関する検討会	2016(平成28)年7月29日～2017(平成29)年8月2日 2017（平成29)年8月2日とりまとめ「新しい社会的養育ビジョン」公表	＜主な検討事項等＞ 「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。 （1）改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰 （2）改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化 （3）（2）を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿 （4）里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編 （5）（2）～（4）を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方 （6）児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上（年齢延長の場合は 20 歳）の者に対する支援の在り方	
		＜とりまとめにおけるこども家庭福祉の資格に関する事項＞ 「新しい社会的養育ビジョン」p20 Ⅲ．新しい社会的養育ビジョンの詳細 ２．子どもの権利保障のための児童相談所の在り方 ７）人材育成、専門性の向上、資格化の可能性 児童相談所の任用資格である児童福祉司及び児童心理司に関する独立した資格については、関係学会や専門職団体と協議しつつ様々な方法について検討する必要がある。	
新たな社会的養育の在	2016（平成28年）7月	＜主な検討事項等＞ 児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するため	

り方に関する検討会 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ	29　日　～2017（平成29)年12月8日	のワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。 （1）平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項 ① 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証 ② 以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等 ・ スーパーバイザーを含む児童福祉司 ・ 社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者 ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職 (2) 児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項 ① 児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等）に向けた更なる方策 ② 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策（専門性を担保するための資格に関する検討を含む） ③ 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について	
		（とりまとめなし）	
社会保障審議会 児童部会 社会的養育専門委員会 市町村･都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ	2018（平成30）年9月12日～12月26日 とりまとめ：12月27日	＜主な検討事項等＞ 今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた検討 （１）市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化について ・ 支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方 ・ 要保護児童の通告の在り方 ・ 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策 （２）その他	2018年12月5日意見書提出（職能団体と連名）
		＜とりまとめにおけるこども家庭福祉の資格に関する事項＞ とりまとめ p20 ３　児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策 （対応） （２）児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討 ・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上と、それを客観的に把握できる枠組みを検討する必要がある。 ・その具体的な枠組みとして、「新たな国家資格を創設すべき」という意見と「社会福祉士等の既存の国家資格の活用の促進や充実を図るべき」という意見の両論があった。しかし、児童相談所のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点にも専門的人材が必要なこと、フォスタリング機関、施設、児童家庭支援センター等においても、人材の資質の向上が求められていることから、これら人材の専門性を向上させる必要性及びその具体的な方策について更なる検討が必要であるという点においては意見が一致したところであり、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。	
2019（令和元）年６月　児童福祉法等の一部改正（令和２年４月施行等） 令和元年改正法附則第７条第３項： 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。			
社会保障審議会 児童部会 社会的養育	2020（令和2)年9月10日 ～ 2021（令和 3）	＜主な検討事項等＞ 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策	2020（令和2）年10月20日　本連
		＜とりまとめにおけるこども家庭福祉の資格に関する事項＞	

専門委員会子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ	年1月26日 とりまとめ： 2月2日	とりまとめ p3 1．基本的な考え方 「このように、子ども家庭福祉分野で働く専門職全般を通じて、子どもの権利擁護や家族の支援のためのソーシャルワークを展開していく必要があり、こうした能力を含めた人材の資質の向上が求められている。まず、これまでも人材の資質向上のために研修の充実などに取り組んできたところであるが、研修を修了するだけでは専門的な知識・技術や専門家としての態度を養成するには不十分で、また有している専門性が客観的に明らかにならず、専門職としてのキャリアパスも構築しにくいといった限界がある。このため、中長期的な資質向上を見据え、専門性を客観的に評価し担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべきである。」 2．子ども家庭福祉の資格の在り方 （1）資格創設の考え方 子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべきである。 （2）資格の対象、建て付け 求める専門性の程度や養成する規模などの観点から、引き続き検討していくべきである。 （3）資格の付与方法 既存の資格の例を見れば、資格の付与方法は（2）で述べた資格の建て付けとも一定程度連動するため、資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきである。 （4）養成課程・養成ルート 資格の養成課程・養成ルートをどのように設計するかは、資格の建て付けや付与方法と一定程度連動するため、資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきである。 （5）任用・配置 児童相談所や市区町村、民間機関 等の現場の人材確保に支障が生じないよう、資格を任用要件の一つとして位置付けることからはじめ、将来的に有資格者の任用を増やしていく方向とすべきであり、そのためのインセンティブや将来的な法的な位置づけについて検討すべきである。	盟ヒアリング対応
社会保障審議会 児童部会 社会的養育専門委員会 （第27回～第41回）	2021（令和3)年4月23日 ～ 2022（令和 4）年2月3日 報告書：2月10日	＜主な検討事項等＞ ・令和元年の児童福祉法等の改正法の検討規定に基づく検討状 況の報告、家庭をとりまく環境に関する課題の整理、自治体や関係団体（民間の 子育て支援団体、ソーシャルワークの資格団体等）からのヒアリングなどを行う。 ・その上で、別途設置予定の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する 検討会（仮称)」における議論の状況も踏まえ、本専門委員会として、今後の取 組みの方向性を整理（中間整理）する。 ・そして、夏以降に、今後の取組みの方向性（中間整理）を踏まえた具体的議論を行う。 ・検討期限との関係で、年末には最終的に本専門委員会としてとりまとめを行う。	2021(令和3)年4月20日意見書提出（職能団体と連名） 2021（令和3）年12月7日厚生労働大臣要請（職能団体と連名）
		＜報告書におけるこども家庭福祉の資格に関する事項＞ Ⅵ. Ⅲ～Ⅴを実現するための基盤整備 （1）人材育成 このような状況を踏まえた上で、ぎりぎりの着地点を見出すとすれば、厚生労働省が案②の方向（注）で進めていくことも一つの選択肢ではないかと考えられる。厚生労働省においては、当専門委員会で様々な意見があったことを十分考慮しつつ、適切な制度設計を検討すべきである。 （注） ・ 児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機構（仮称）が認定した研修を受講するとともに、認定機構（仮称）が実施する試験（研修の効果も測定する実践的な内容のもの）を経て、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定される認定資格を導入すること。 ※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者について、相談援助の実	

		務経験を２年以上有すること。 ※ 現任者について、当分の間は、①子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を４年以上有すること、②保育士は、４年以上の実務経験を有すること。対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。 また、現任者については、ソーシャルワークを学ぶ研修も受講すること。 ※ 研修は 100 時間程度とし、現場で働く者が業務と両立できるよう、オンライン授業やレポート審査などその内容を工夫すること。 ※ 研修や試験の内容等については、今後、施行に向けて検討すること。 ・ この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づけること。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組みや施設等に配置するインセンティブを設定すること。	
2022（令和 4）年 6 月 15 日　児童福祉法等の一部改正（令和 6 年 4 月施行等） 第 13 条第３項第１号： 児童福祉司の任用に係る要件について、「児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」を追加した。 第 13 条第６項：指導教育担当児童福祉司に係る要件について、（一）の者のうち、内閣府令で定める施設において２年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で 定めるものにあっては、児童福祉司としておおむね３年以上勤務した者であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものを追加した。			
子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会・ワーキンググループ	2022.7.28-2023.3.6 で実施	＜主な検討事項等＞ 子ども家庭福祉の認定資格に係る下記の事項 （１）子ども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性 （２）子ども家庭福祉に係る研修の課程 （３）ソーシャルワークに関する研修の課程 （４）試験の内容及び方法・試験の頻度 （５）その他 ＜とりまとめにおけるこども家庭福祉の資格に関する事項＞ 第２章第２節参照	学識委員として本連盟和気副会長が参加

e-gov 法令検索（https://slaws.e-gov.go.jp）ならびに厚生労働省ホームページからの委員会等のページから事務局が構成、一部加筆

以上のような経緯のもと、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「状況を踏まえたうえで、ぎりぎりの着地点を見出すとすれば、厚生労働省が案②の方向（注）で進めていくことも一つの選択肢ではないかと考えられる。」と示された。この「案②」とは、既存資格を有する者や現任者のルートのみとする案である。この部分の注書きに示される、子ども家庭福祉に関する支援の専門性向上のための新たな資格として示された方向性は、以下のとおりである。

・認定資格であること
・児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身に付けた人材を早期に輩出すること
・まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について資格を導入すること。福祉系大学等における養成を含む資格の在り方については、将来的に検討すべきこと

また、同報告書では、資格取得対象は「既存資格を有する者や現任者のルート」として以下のように示された。（専門委員会報告書 p40 より）

※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者について、相談援助の実務経験を２年以上有すること。（「相談援助有資格者ルート」）
※ 現任者について、当分の間は、①子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を４年以上有すること（「相談援助実務経験者ルート」）、②保育士は、４年以上の実務経験を有すること（「。対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。 また、現任者については、ソーシャルワークを学ぶ研修も受講すること。

この報告書に基づいて改正された 2022 年 6 月の児童福祉法等の主な改正点としては、以下の 7 点が示された。

> 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の概要
>
> 1．子育て世帯に対する包括的な支援のための体制協会予備事業の拡充
> 2．一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の広報
> 3．社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
> 4．児童の意見聴取等の仕組みの整備
> 5．一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
> 6．子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する）
> 7．児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴当の証明を求める仕組み（日本版 DBS）の導入に先駆けた取り組み強化）等
>
> 2022 年 7 月 28 日第 1 回検討会　資料３　p2 より抜粋

上記「6.」により、この認定資格者は児童福祉司の任用要件の１つとなることが定められ（児童福祉法第 13 条第 3 項第 1 号)、2024（令和 6）年 4 月から施行されることとなった。

これにより、2022（令和 4）年 7 月より、厚生労働省の「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」（以下「検討会」）で、認定資格に関わる検討が行われた。実際の検討は主にワーキンググループ（以下「資格 WG」、非公開）で開催された。検討会では、社会的養育専門委員会報告書で示された子ども家庭福祉に関する支援の専門性向上のための新たな資格の方向性に基づき、児童相談所、市区町村、児童福祉施設等広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するために、その認定資格者に求められる専門性や、一定の実務経験のある有資格者や現任者が受講することを想定した研修、試験等について検討された。

2023 年 3 月 29 日に公開された「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ」（以下「検討会とりまとめ」）の概要は、第２章第２節を参照いただきたい。

２－１－２ 国の検討会および資格 WG における検討の経緯

（１） 国の検討会・資格 WG における審議経過および委員

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会と資格 WG の開催状況について、以下に示す。

2022 年度は、下記のとおり、検討会が 2 回開催されるとともに、その間に 9 回の資格 WG が断続的に開催され、認定資格の取得のルートおよび研修内容について詳細な議論が交わされた。各回の議題と日程を表２－２に示した。検討会のメンバーは表２－３のとおりである。なお、資格 WG には、検討会のオブザーバー3名も委員として参加した。

表2－2 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会、資格 WG の開催日程と各回の議題等

回数	開催日	議題等
第１回 検討会	2022 年 7 月 28 日 （令和 4 年 7 月 28 日）	（１）検討会の開催について （２）ワーキンググループの開催について （３）本検討会の議論事項及び進め方について （４）子ども家庭福祉分野の認定資格取得者に求められる専門性等について
第１回 WG	2022 年８月３１日 （令和４年８月 31 日）	（１）子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループの開催について （２）本検討会及び WG における検討スケジュール（案）について （３）子ども家庭福祉分野の認定資格取得者に求められる専門性等について
第２回 WG	2022 年 9 月 27 日 （令和 4 年 9 月 27 日）	（１）子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性等について（まとめ） （２）研修の受講方法等について （３）子ども家庭福祉指定研修の研修課程について
第３回 WG	2022 年 10 月 14 日 （令和 4 年 10 月 14 日）	（１）研修の受講方法等について （２）子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について
第４回 WG	2022 年 11 月 2 日 （令和 4 年 11 月 2 日）	（１）相談援助の実務経験の範囲について （２）研修の受講方法等について （３）ソーシャルワークに係る研修の研修課程について
第５回 WG	2022 年 11 月 17 日 （令和 4 年 11 月 17 日）	（１）ソーシャルワークに係る研修の受講方法等について （２）ソーシャルワークに係る研修の研修課程について （３）試験の実施について
第６回 WG	2022 年 11 月 29 日 （令和 4 年 11 月 29 日）	（１）相談援助の実務経験の範囲について （２）子ども家庭福祉に係る研修の研修課程 について （３）ソーシャルワークに係る 研修の受講方法等について （４）ソーシャルワーク に係る研修の研修課程について （５）試験の実施について
第７回 WG	2022 年 12 月 13 日 （令和 4 年 12 月 13 日）	（１）相談援助の実務経験の範囲について （２）ソーシャルワークに係る 研修の受講方法等について （３）研修の受講方法等について（その他検討事項） （４）子ども家庭福祉に係る研修の研修課程 について （５）ソーシャルワーク に係る研修の研修課程について （６）試験の実施について
第８回 WG	2022 年 12 月 27 日 （令和 4 年 12 月 27 日）	（１）研修の受講方法等について（その他検討事項） （２）子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について （３）子ども家庭福祉の認定資格の名称について
第９回 WG	2023 年 2 月 8 日 （令和 5 年 2 月 8 日）	（１）子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ（案）について
第２回 検討会	2023 年 3 月 6 日 （令和 5 年 3 月 6 日）	（１）子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ（案）について

表2－3　子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会、資格 WG 構成員（五十音順・敬称略）

ＯＢ：オブザーバー

氏　名	所　属	検討会	ＷＧ
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長	委員	委員
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	委員	委員
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授	委員	委員
田村　満子	日本社会福祉士会 アドバイザー	ＯＢ	委員
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長	委員	委員
廣江　仁	日本精神保健福祉士協会 副会長	ＯＢ	委員
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長	委員	委員
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長	委員	委員
村松　幹子	全国保育士会 会長	ＯＢ	委員
藥師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長	委員	委員
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授	委員	委員
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授	委員	委員

検討会および資格 WG の議論の内容は、検討会とりまとめに記載されているが、検討された主な議題は、A～G の7点である。以下、簡単に議論の概要を示す。

A）子ども家庭福祉分野の認定資格取得者に求められる専門性

検討会・資格 WG では、認定資格の研修課程等の検討に先立ち、こども家庭ソーシャルワーカーが身につけるべき専門性について検討した。検討にあたっては、以下の①～③の柱だてについて議論した。特に、ソーシャルワークの基本理念をふまえ、社会的養護に係る支援、子どもの保護者への支援、行政権限等の行使に関わる理解、自立に向けた支援を含め、地域を基盤とした多機関協働によるソーシャルワーク実践を重視することが確認された。

① こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
② こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
③ こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

B）こども家庭福祉に係る研修課程

検討会・資格 WG では、この研修課程（カリキュラム）の検討に最も多くの時間が割かれた。100 時間程度とされた「こども家庭福祉に係る指定研修」（以下「指定研修」）では、講義と演習を密接に連携させて構成し、特に演習に力点をおいて実施されるべきという考え方で合意された。さらに具体的カリキュラムについて、科目名、時間数、到達目標、想定される研修内容の例示について検討がなされた。具体的な科目名等の詳細については、表2－8を参照されたい。なお、指定研修においては、資格に応じた免除科目は想定されないことになった。

また、相談援助有資格者ルート受講者のうち、子ども家庭福祉分野における実践的な経験を一定程度まで有しない者であっても、「こども家庭福祉に係る追加的な科目による研修」（以下「追加研修」）（講義 9 時間、演習 9 時間、見学実習 6 時間）を受講することで子ども家庭福祉の実践的な力を身につけ、資格取得を可能とすることで合意された。追加研修の内容は、表2－9のとおりである。なお、追加研修では、子ども家庭福祉の実践現場を実際的に理解する観点から、見学実習も設定された。見学実習では、支援を必要とする子ども等に対する、総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携を含むソーシャルワークを実践的に理解することとされ、その一環として開催される関係機関等による会議体等を

見学することがのぞましい、とされている。

C) ソーシャルワークに係る研修（以下「SW 研修」）課程

認定資格は、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において示された「相談援助の実務経験」を有するものが資格取得することができるという方向性をふまえ、①相談援助有資格者ルート（ただし 2 年以上の実務経験を含む、以下「相談援助有資格者ルート」）、②子ども家庭福祉に関する相談援助の実務経験が 4 年以上ある者のルート（以下「相談援助実務経験者ルート」）、および③実務経験を 4 年以上有する保育所が資格を取得するルート（以下「保育所等保育士ルート」）の 3 種類のルートが想定されている。このうち、ソーシャルワークの資格を有しない②と③のルートの対象者については、ソーシャルワークに関する基本的な研修を受講することを必須とすることとした。②の対象者については、実務経験を勘案し、③で求める SW 研修の科目の一部を免除できることとし、講義（58.5 時間）、演習（39時間）として、見学実習は不要とした。③の対象者には、ソーシャルワークに関する講義、演習、見学実習それぞれを 78 時間、78 時間、9 時間課すことになった。

なお、演習は具体的な内容を含む事例等を活用し、複合的な課題への支援を遂行できる総合的かつ実践的な能力の修得にむけ、ロールプロ―イングやグループワーク、事例検討を含めた実技指導を行うものとするが、その提供体制については、演習をまとめて教授する等、研修実施機関における柔軟な実施を可能とすることとされた。

D) 実務経験の範囲について

既述した①相談援助有資格者ルート、②相談援助実務経験者ルート、③保育所等保育士ルートの対象者のそれぞれについて、実務経験として認められる範囲と業務について議論がなされ、一定の整理がなされた。①、②の実務経験として認められる施設の範囲は、子ども又はその家庭に対して相談援助業務を行う施設に限らず、幅広く認めるとしたうえで、子ども家庭に関する知識・技術を用いて相談援助を行った旨を証明することとした。一方、実務経験として認められる業務については、子ども家庭福祉の現任者の専門性の一層の向上を急務としつつも、子ども家庭福祉に関する相談援助業務等を行う専門的人材の確保が重要であることをふまえ、①については、子ども又は家庭に対する相談援助業務を一定程度行っていないものは、指定研修に加えて、追加研修を受講することとした。

保育士に関しては、児童福祉施設等（保育所を除く）において相談援助の実務経験がある者や、保育所等において保護者等に対する相談、助言等に年間の勤務時間の概ね 5 割以上、従事しているものは、②のルートに含まれることになる。他方、保育所等の保育士が持つべき実務経験の範囲は、「要支援児童等対応推進事業」の地域連携推進員、あるいは保育所長、主任保育士又は副主任保育士等であって、子ども家庭に対し、子ども家庭福祉に関する知識や技術を用いた相談援助業務等に 4 年以上従事したものとした。

E) 研修の受講方法

研修の受講方法については、研修受講者の多くが子ども家庭福祉の現場等に勤務する現任者であることを考慮し、講義については対面での授業実施も可能としつつ、インターネット等を活用したライブ配信、オンデマンド形式を可能とすることとした。一方、演習は、教育効果を担保するため、対面での実施を原則としつつ、例外的にオンライン実施も可能であるとした。他方、見学実習については、原則、対面で実施すべきであるとされた。さらに、欠席時の代替手段については、原則これを認めず、研修期間に幅を持たせる、あるいは補講授業をあらかじめ設けるなどの配慮を行うことが望ましいとした。

F) 試験の実施について

試験については、実施頻度、出題内容・形式、出題基準、合格基準、日程・試験時間等について検討した。その結果、当該試験は基本的な知識および技術が備わっていることを確認・評価するものと位置付ける

ことを前提に、年 1 回以上、認定機関において実施されるものとした。出題は、客観性を担保するため選択式とし、事例問題の出題も含めることとした。出題基準は、研修内容の例示等を参考に、認定機関において、別途、試験科目別に検討を行うものとする。

G) 子ども家庭福祉の認定資格の名称について

子ども家庭福祉の認定資格の名称については、複数案のうち、「こども家庭ソーシャルワーカー」を適切であるとする意見が大勢を占めた。

2－1－3 子ども家庭福祉の新たな資格の専門性

2023 年 3 月 29 日に公開された検討会とりまとめでは、今回検討する子ども家庭福祉の認定資格者の名称を「子ども家庭ソーシャルワーカー」と提案している。この新たな認定資格（以下「認定資格」）の取得対象者と認定資格取得者に求められる専門性については、社会的養育専門委員会報告書を踏まえて検討され、検討会とりまとめでは以下のように示された。

(1) 認定資格の取得対象者

先に述べたように、認定資格の取得対象者は、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会のとりまとめで示された3つのルートを元に、「相談援助有資格者ルート」「相談援助実務経験者ルート」「保育所等保育士ルート」に整理された。改正児童福祉法では、この認定資格取得により児童福祉司の任用要件の1つとなることが示された。

表２－４　資格取得ルート別　相談援助の実務経験の範囲として認められる業務

資格取得ルート名	相談援助の実務経験の範囲として認められる業務
＜相談援助有資格者ルート＞ 社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者で、こども家庭福祉の相談援助業務を含む相談援助の実務経験を2年以上有する者	こども又はその家庭に対し、こども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助業務を含む相談援助業務に2年以上従事したこと ※その業務量は問わない ※一定程度の相談援助業務まで行っていない者は追加研修を受講する
＜相談援助実務経験者ルート＞ こども家庭福祉の相談援助の実務経験が4年以上ある者　※当分の間の経過措置	一定程度、こども又はその家庭に対し、こども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助業務に4年以上従事したこと
＜保育所等保育士ルート＞ 保育士として、こども家庭福祉の相談援助業務を含む業務経験を4年以上有する保育士 ※当分の間の経過措置	保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る「要支援児童等対応推進事業」における地域連携推進員であって、こども又はその家庭に対する、こども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助業務を含む業務に4年以上従事したこと または　保育所長（施設長、園長等）、主任保育士又は副主任保育士等（副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー等）であって、こども又はその家庭に対する、こども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助業務を含む業務に4年以上従事したこと

検討会とりまとめ p28　表３から転記

なお、研修を受講するすべての者が、指定施設において相談援助業務を行った旨の証明をすることとされた。ここでいう「指定施設」とは、児童福祉法施行規則第5条の3により「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設」「精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設（前号に掲げる施設を除く。）」「前二号に掲げる施設に

準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設」とされた。なお、ここでいう「準ずる施設」は「児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）」とされている。

さらに、相談援助業務の実務経験の範囲として、「こども又はその家庭に対する支援を行っている旨を証明せずとも、実務経験として認められるもの」と「こども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をした場合に、実務経験として認められるもの」に分けられ、前者は児童相談所、児童養護施設、都道府県や市町村の児童家庭相談業務を担う部署等、後者は保健所、病院及び診療所、精神保健福祉センター、少年院等とされた。

表２－５　認定資格の相談援助業務の実務経験の範囲として認められる施設（例）

対象	認定資格の相談援助業務の実務経験の範囲として認められる施設（例）
こども又はその家庭に対する支援を行っている旨を証明せずとも、実務経験として認められるもの	児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署
こども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をした場合に、実務経験として認められるもの	保健所、病院及び診療所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、福祉に関する事務所、婦人相談所、婦人保護施設、知的障害者更生相談所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、母子・父子福祉センター、介護保険施設、指定介護療養型医療施設、地域包括支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業を行う施設、特定相談支援事業を行う施設、授産施設、宿所提供施設、老人ホーム、刑事施設、少年院、少年鑑別所、更生保護施設、保護観察所、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っていた施設、地域若者サポートステーション、子ども・若者総合相談センター

検討会とりまとめ p30　表２から転記

（２）　認定資格者に求められる専門性

検討会とりまとめでは、認定資格の取得者に求められる専門性に係る主な柱だては以下のように示された。

表２－６　認定資格取得者に求められる専門性に係る主な柱だて

柱立て名称	認定資格取得者に求められる専門性
１．こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること	・人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念や、地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識し、またこどもの最善の利益を考慮して、こどもの福祉の推進に貢献する。 ・スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に付け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく。 ・専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。
２．こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること	・こどもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、こどもの身体的・心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。また、こどもの障害、健康状態、養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ・虐待等の不適切な養育環境がこどもの健康状態などの発達にもたらす長期的な影響を十分に理解し、アセスメントに反映させ、悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない

	支援につなげる。 ・地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者（要支援者）の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。 ・保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ・相談支援等に求められる、虐待対応や保健医療、貧困、司法、保育、教育、障害福祉、精神保健等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。
３．こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること	・こどもと保護者等の支援を必要とする当事者（要支援者）に対する相談支援等を行うに当たり、こどもの権利擁護に係る理念を踏まえて、要支援者の参加によるパートナーシップを基本とした支援を行う。 ・コミュニケーション能力を高め、面接技術を修得し、こどもの自立も含めた長期的な視点を持ちつつ、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれているこどものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価とこどもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。 ・こどもの権利が侵害されている場合には、こどもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。 ・地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては、要支援者に必要な支援内容に応じて、保健医療、貧困、司法、保育、教育、障害福祉、精神保健等、関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また、こどもを中心に置いた、多職種、多機関協働をコーディネートする能力を身に付け、実践する。 ・組織対応の意義を理解し、推進する。組織の中での自らの役割を認識し、組織としての方針決定に貢献するとともに、組織的な改善に努める。

検討会とりまとめｐ８～ｐ９「表　認定資格取得者に求められる専門性に係る主な柱だて」から転記

研修は、指定研修、追加研修、SW 研修で構成された。各研修の受講対象は以下のとおりである。

表2－7　研修の対象と研修時間数

研修名称	対象	研修時間数
指定研修	受講者全員	100.5 時間 （講義:33 時間、演習:67.5 時間）
追加研修	相談援助有資格者ルートでこども又はその家庭に対する相談援助業務を一定程度まで行っていない者	24 時間 （講義:9時間、演習:9時間、見学実習:6時間） 社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者は、講義（9 時間）を免除することができる。
SW研修	相談援助実務経験者ルートの者、保育所保育士ルートの者	165 時間 （講義:78 時間、演習:78 時間、見学実習:9 時間） 相談援助実務経験者ルートの者は 67.5 時間を免除（講義:19.5 時間免除、演習:39 時間免除、見学実習:9 時間免除）することができる。

検討会とりまとめから事務局が構成

参考:図2－1　認定資格の取得に必要な研修

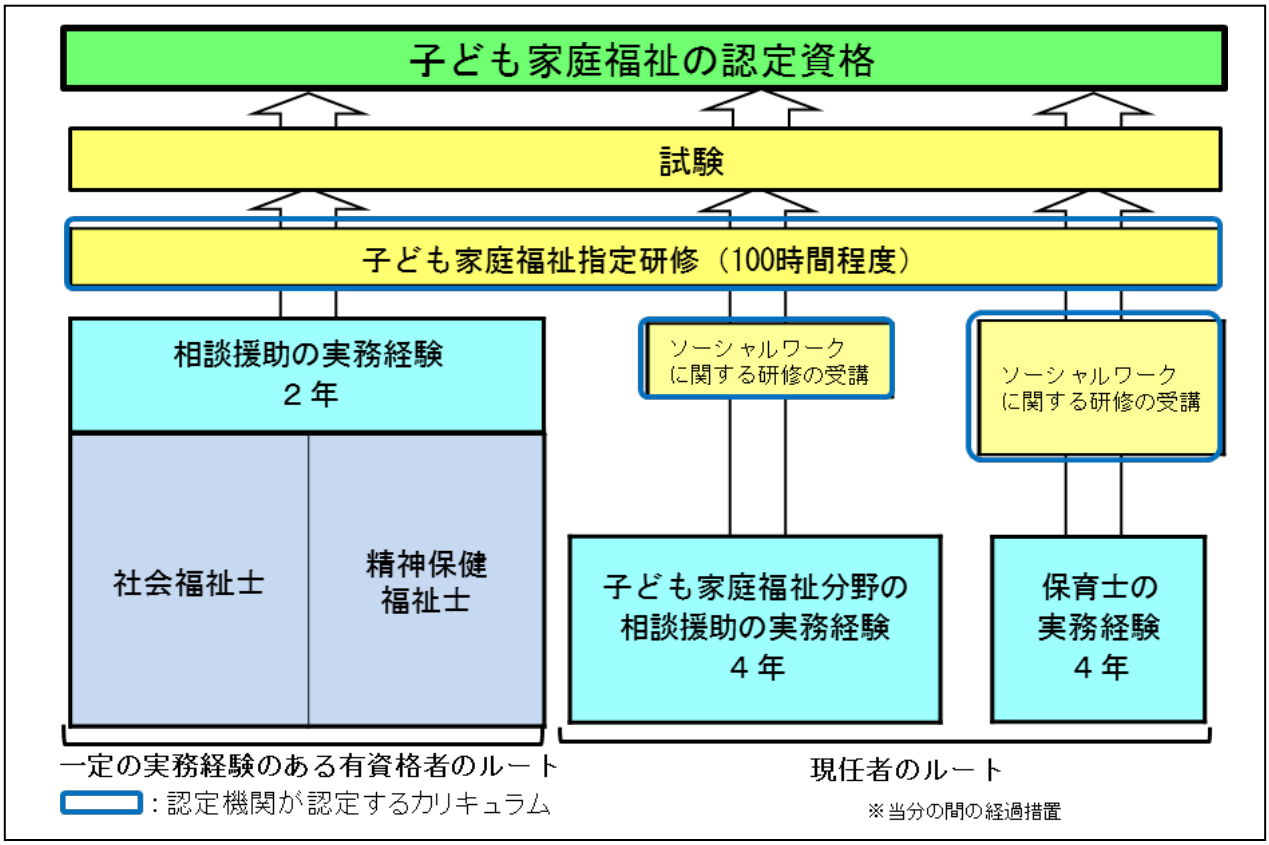

検討会とりまとめ p29　図1「認定資格の取得に必要な研修」 から転記

2－1－4　指定研修カリキュラム

検討会とりまとめでは、認定資格の取得に必要な研修は「指定研修」「追加研修」「SW 研修」にまとめられたのは前節の通りである。指定研修は 18 科目に整理された。

本調査研究事業として子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程の検討を行うにあたり、「指定研修」の内容との整合が必要であることから、検討会とりまとめにおける各研修の研修課程（カリキュラム）を以下に示す。（以下、指定研修：検討会とりまとめ p34～48　表5、追加研修：同 p49～54　表6、SW 研修：同 p55～63 表7 より転記）

表2－8　指定研修の研修課程（カリキュラム）

※ 「こども家庭福祉に係る研修」の各科目は、到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえて研修を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保すること。

※ 演習については、講義科目で学習した価値・知識・技術を統合して実践的な内容として展開することに留意しつつ、子ども家庭福祉分野で求められる実践的な能力を修得するため、個別指導並びに集団指導を用いて具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング、グループワーク、事例検討等）を中心とする演習形態により行うこと。

※ 演習においては、具体的な内容を含む事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、複合的な課題への支援を遂行できる総合的かつ実践的な能力の修得に向けた指導等を行うこと。

※ 研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

科目名（講義 33・演習 67.5	時間（上段：講義、下段：演習）	専門性に係る WG 資料中「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示
【講義及び演習】				
こどもの権利擁護	1.5 7.5	1. ○ こどもの最善の利益を考慮して、こどもの福	・こどもの権利の考え方について理解する ・こどもの権利に関する経緯	・こどもの権利の考え方 ・こどもの権利に関する経緯・歴史 ・こどもの権利に関する条約（国連「児童の代替的養護

		社の推進に貢献する。	について理解する ・こどもの権利条約や国内法について理解する ・こどもの権利擁護のための意見表明等支援とアドボカシーについて理解する	に関する指針」、出自を知る権利を始めとした権利を含む) ・こどもの権利に関する国内法(児童福祉法) ・こどもの意見表明等支援とアドボカシー ・こどもの権利侵害
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5 6	1. ○ ソーシャルワークの基本的理念や、ソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。	・こども家庭福祉分野のソーシャルワークの倫理や価値を踏まえた、専門職の役割を理解する。 ・こども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョンの意義と方法を理解する。 ・こどもに対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する。	・こども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割(倫理的配慮を含む) ・こども・保護者に向き合う姿勢(ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス) ・こども・保護者との関係性に対する理解(ポジショナリティ、パートナーシップ)とこどもの福祉のためのこどもや保護者を中心とした支援 ・こどもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ・こども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョン(自己の振り返りや自己覚知・倫理的ジレンマの解決のためのスーパービジョンを含む)
こども家庭福祉Ⅰ (こども家庭をとりまく環境と支援)	3 1.5	2. ○ こどもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者(要支援者)の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。 ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。	・こども・家族・家庭の定義と権利について理解する ・こどもの養育環境や社会環境がこどもに及ぼす影響を理解する ・こどもが置かれている多様な状況とニーズを理解する	・こども・家族・家庭の定義 ・こども家庭福祉の理念 ・ライフステージ(胎児期・周産期～青年期等)ごとのこどもに必要な養育環境・社会環境 ・養育環境・社会環境の変化・変更がこどもに及ぼす影響 ・養育環境・社会環境がこどもに及ぼす影響(環境がこどもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境とこどもとの相互作用を含む) ・こどもが置かれている多様な状況とニーズの理解 ・外国にルーツを持つこどもや家庭の状況 ・要介護者・要支援者のいる家庭とこどもへの影響・ヤングケアラー ・こどもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割
こども家庭福祉Ⅱ(保護者や家族の理解)	1.5 3	2. ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。	・保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する ・家族に対する支援について理解する ・家族システムについて理解する ・こども・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する ・ひとり親家庭が置かれた状況や課題について理解する	・家庭を取り巻く社会環境 ・保護者や家族の理解(DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等) ・家族の機能 ・家族理解とその支援の手法(ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖)(ジェノグラム、エコマップ等) ・家族システムの理解(虐待が起こる過程を含む) ・関連する法制度(母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等)
こども家庭福祉Ⅲ(精神保健の課題と支援)	3 3	2. ○ こどもの障害、健康状態により、発達の過程	・現代の精神保健の動向について理解する ・精神保健に関する差別や	・精神保健の動向(法制度を含む) ・こどもや保護者の精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解

		が多様であることを理解する。 ○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。	偏見等の課題を理解する ・ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題を理解する ・家庭に関連する精神保健の課題について理解する ・精神保健福祉に関する支援、精神保健に関する発生予防と対策について理解する ・精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職の役割について理解する	・ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題(出産・育児をめぐる精神保健上の課題等) ・精神疾患が及ぼすこどもや家庭への影響(社会的孤立や差別・偏見を含む) ・精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ・家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者とこどもの関係性に関する課題) ・こどもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む) ・異文化に接した際に生じる精神保健上の課題 ・精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職(医療機関を含む)
こども家庭福祉Ⅳ(行政の役割と法制度)	1.5 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。	・こども・家庭に関する制度の発展過程について理解する ・こども・家庭に対する法制度について理解する ・こども・家庭に関する行政機関の役割を理解する	・こども家庭福祉制度の歴史 ・こども家庭福祉に関する法制度(児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等) ・こども家庭福祉に関わる組織等の役割(国、都道府県、市町村の役割を含む)
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5 1.5	2. ○ こどもの身体的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。 ○ こどもの障害、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。	・こどもの身体的な成長発達を理解する ・障害理解と発達支援について理解する ・ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する ・健康及び疾病の捉え方について理解する ・身体構造と心身機能について理解する ・疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する ・周産期、母子保健、保健医療対策について理解する	・心身の成長(成長曲線等) ・健康と疾病 ・障害(小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等)や小児慢性特定疾患の概要と法制度 ・疾病と障害及びその支援(予防・治療・予後・リハビリテーション等) ・障害児や障害児の家族の支援 ・妊産婦への支援と母子保健 ・周産期の母体、こどもの育ち(周産期の保健医療対策を含む) ・虐待による身体的外傷の特徴 ・医療と保健・福祉の連携
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5 1.5	2. ○ こどもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、こどもの心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。	・人の心の基本的な仕組みと機能について理解する ・人の心の発達過程について理解する ・不適切な行動やその背景について理解する ・心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する	・こどもの心の発達の基盤と発達過程(認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ(LGBTQ 等の多様なあり方を含む)等)(行動上の問題等) ・不適切な行動(不適切な性的行動等(性被害と性加害を含む)) ・心理アセスメントと心理的支援
児童虐待の理解	1.5 4.5	2. ○ こどもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事	・児童虐待の定義とその背景を理解する ・虐待等によるこどもへの影響を理解する ・虐待等を受けたこどもの回復に向けて必要な支援を理解する ・児童虐待等と関連する諸課題について理解する	・児童虐待の定義(マルトリートメント、体罰概念を含む)と児童虐待の背景 ・虐待等不適切な養育環境が及ぼすこどもへの長期的影響(身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等) ・虐待による身体的成長・発達等への影響 ・児童虐待や逆境体験とその心理的影響の理解(小児期の逆境体験と保護要件等) ・アタッチメントとアタッチメント障害 ・心的外傷がこどもに与える心理・行動・発達への影響や支援の視点(トラウマインフォームドケア等) ・誤学習 ・喪失体験とその影響 ・虐待を受けたこどもが抱える課題(非行やいじめ等) ・虐待と精神保健 ・虐待予防や虐待を受けたこどもへの支援の概要(地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む) ・虐待を受けたこどもの保護者・家族の理解と支援

		者（要支援者）の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。 ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。		
少年非行	1.5 1.5	2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。	・少年非行の現状と背景について理解する ・少年非行に関する支援に係る専門職等の役割について理解する ・児童福祉法と少年法との関係について理解する	・少年非行の現状と心理的・社会的背景等 ・虐待と少年非行 ・児童福祉法と少年法との関係 ・関連する専門職等の役割
社会的養護と自立支援	1.5 4.5	2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。	・社会的養育の理念について理解する ・社会的養護における多様な支援のあり方について理解する ・児童養護施設等における自立支援について理解する ・社会的養護に係るこども等への切れ目のない自立支援を理解する ・社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割について理解する	・社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、こどもの意見表明等支援とこどもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等） ・こどもの支援における社会的養護の意義（児童養護施設等、里親、養子縁組等） ・社会的養護に係るこどもへの支援（移行支援、ライフストーリーワーク） ・児童養護施設等における自立支援（自立支援計画、親子関係再構築支援） ・社会的養護に係る児童、若者への切れ目のない自立支援（居住支援、就労支援や成年後見制度の活用を含む） ・社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役　割 ・アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアの実際
貧困に対する支援	1.5 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、貧困等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	・貧困の概念について理解する ・貧困状態にあるこどもや家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する（貧困がこどもに及ぼす心理社会的影響の理解を含む） ・貧困に対する法制度について理解する ・貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する（こどもの貧困対策における学校の役割理解を含む）	・貧困の概念 ・貧困状態にあるこどもや家庭の生活実態 ・貧困状態にあるこどもや家庭を取り巻く社会環境（虐待との関係も含む） ・貧困状態にあるこどもや家庭に対する福祉の理念 ・貧困に対する法制度 ・国、都道府県、市町村の役割 ・福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割 ・関連する専門職等の役割
保育	1.5 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、保育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	・養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する ・こども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性について理解する	・保育における養護の理念等の理解 ・保育所等におけるソーシャルワークと保育士に求められる役割、専門性の理解 ・こども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（要支援児童・要保護児童及びその家庭も含む） ・保育所等における相談支援
教育	3 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、教育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	・今日の学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する ・スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する ・公教育の目的と意義について理解する ・教育の場としての学校の理解について理解する ・教員の職務の全体像につ	・公教育の目的と意義 ・教育の場としての学校の理解 ・教員の職務の全体像 ・児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（虐待、いじめ、不登校） ・学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮） ・スクールソーシャルワークの実践モデル ・スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ・スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援

			いて理解する ・チーム学校運営について理解する	・チーム学校運営
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ (多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク)	1.5 7.5	3. ○ コミュニケーション能力を高め、面接技術を習得する。 ○ こどもの自立も含めた長期的な視点を持つ。	・こどもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのこども・家庭に対するソーシャルワークの意義を理解する ・こどもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのこどもや保護者に対するケースマネジメントを理解する ・こどもを中心とした支援を理解する ・虐待予防に資する支援を始めとする多様なニーズを持つこどもや家庭への支援のアプローチを理解する	・こどもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのソーシャルワーク ・ケースマネジメント ・インテーク(エンゲージメント) ・アセスメント(身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む)、再アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ・こどもや保護者への面接技術 ・家庭への支援における当事者参画 ・多様なニーズをもつこどもや家庭への支援(地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む)のアプローチ(解決志向アプローチ等)
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ(こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク)	3 7.5	3. ○ 面接技術を習得し、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれているこどものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価とこどもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。 ○ こどもの権利が侵害されている場合には、こどもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。	・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する面接技術、支援のアプローチ、対応の方法を理解し、アセスメントや行政権限の行使等のソーシャルワークについて理解する ・重大事例を通して、支援に必要な視点や態度を理解する	・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク ・ケースの発見 ・通告の受理・調査(立ち入り調査、臨検・捜索を含む) ・緊急保護 ・アセスメント(安全に焦点をおいたアセスメント等)、再アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ・行政権限の理解と行使(調査権限や個人情報の取扱い、家庭裁判所への申立を含む) ・こどもを中心とした支援(一時保護の措置をとる際の当事者への説明等) ・こどもの安全確保を目的としたこどもや保護者に対する面接技術(支援者が持つ権力性への自覚を含む)(司法面接を含む) ・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応時のこどもや保護者に対する支援のアプローチ(危機介入アプローチ等) ・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応時の対応の方法(抵抗や拒絶への理解、こどものトラウマとそのケア)と緊急的対応後のこどもへの支援 ・重大事例の検討(死亡事例を含む)
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築)	1.5 7.5	3. ○ 地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。 要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては、要支援者に必要な支援内容に応じて、関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また、こどもを中心に置いた、多職種、多機関協働をコーディネートする能力を身に着け、実践する。	・多職種・多機関連携によるこどもや家庭への支援について理解する ・地域を基盤としたこどもへの包括的支援と支援体制の構築について理解する ・多職種連携に関する支援の実際について理解する	・多職種・多機関連携による支援と意義(都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む) ・多職種・多機関連携による支援の方法(コミュニケーション、コーディネーション、ファシリテーション等) ・地域におけるこどもの生活と地域の見守り、こどもの居場所に関する支援 ・こども家庭福祉分野のソーシャルワークに係る、不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション(児童虐待を含めた課題を抱えたこどもへの支援に関する地域社会への働きかけを含む) ・地域共生社会の実現に向けた専門職の役割 ・多職種連携に関する支援の実際 社会的養護を必要とするこども(児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組)／自立支援(成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等)／保育／学校教育／ひとり親家庭/少年非行(司法機関(警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等))／貧困／精神保健
こども家庭福祉とソーシャルワ	1.5 4.5	3. ○ 組織対応の意義を理	・判断過程においては、個人の常識や組織の環境等	・判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り

ークⅣ(組織の運営管理)		解し、推進する。組織の中での自らの役割を認識し、組織としての方針決定に貢献するとともに、組織的な改善に努める。	の要因により、判断に偏りが生じることを理解する ・重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する要件等を理解する ・組織マネジメントを理解する ・組織内外におけるスーパービジョン等を理解する ・組織における人材の育成と支援(メンタルヘルス)を理解する	・重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する要件等 ・組織マネジメント ・組織内外におけるスーパービジョン、コンサルテーション ・組織における人材の育成と支援(心理的安全性、メンタルヘルス)

表２－９　追加研修の研修課程（カリキュラム）

※「こども家庭福祉に係る研修」の各科目は、到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえて研修内容を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保すること。

※追加研修については、有資格者ルートの者であって、「一定程度のこども又はその家庭への相談援助業務」の経験を有しない者のみ受講を必須とすることとする。

※ 追加研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

科目名（講義９・演習９、見学実習６）	時間	専門性に係る WG 資料中「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示
【講義及び演習】※講義について、社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者は、講義を免除することができる。				
こどもの権利擁護と倫理	講義1	1. こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること。	・こどもの権利の考え方について理解する ・こどもの権利に関する条約や国内法について理解する ・こどもの権利侵害について理解する	・こどもの権利の考え方 ・児童の権利に関する条約 ・児童福祉法の理念 ・国連「児童の代替的養護に関する指針」 ・こどもの権利侵害
こども家庭相談援助制度及び実施体制	講義1	2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること。	・こども家庭の問題に関する現状と課題について理解する ・こども家庭福祉に関する法令及び制度について理解する ・国、都道府県(児童相談所)、市区町村の役割について理解する	・こども家庭の問題に関する現状と課題 ・こども家庭福祉に関する法令及び制度 ・国、都道府県(児童相談所)、市区町村の役割
児童相談所の役割と連携	講義1	2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること。	・児童相談所の組織と職員について理解する ・援助決定の流れについて理解する ・市区町村こども家庭相談と児童相談所との協働について理解する	・児童相談所の組織と職員 ・援助決定の流れ ・市区町村こども家庭相談と児童相談所との協働
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	講義1 演習3	3. こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること。	・こども家庭相談の業務について理解する ・相談受理のあり方や支援決定の流れを理解する ・保護者理解と支援について理解する ・面接相談の方法と技術について、特にこどもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方を理解する	・こども家庭相談の業務 ・相談受理のあり方 ・支援決定の流れ ・保護者理解と支援 ・面接相談の方法と技術 ・こどもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方
社会的養護と市区町村の役割	講義1	2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること。	・社会的養護制度や養子縁組制度について理解する ・社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携について理解する ・移行期ケア、ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援、年長児童の自立支援のあり方について理解する ・生活支援と治療的養育について理解する ・社会的養護における権利擁護(被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価)について理解する ・社会的養護における永続性・継続性を	・社会的養護制度 ・養子縁組制度 ・社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ・移行期ケアのあり方 ・ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ・年長児童の自立支援のあり方 ・生活支援と治療的養育 ・社会的養護における権利擁護(被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価) ・社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ・家庭復帰と市区町村の役割

			担保するソーシャルワークのあり方について理解する ・家庭復帰と市区町村の役割について理解する	
こどもの成長・発達と生育環境	講義 1	2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること。	・こどもの成長・発達の特性について理解する ・生育環境とその影響（DV・貧困を含む）について理解する ・こども及び保護者の精神や発達等の状況について理解する	・こどもの成長・発達の特性 ・生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ・こども及び保護者の精神や発達等の状況
こども虐待対応	講義 1 演習 6	2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること。 3. こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること。	・こども虐待対応の基本原則（基本事項）について理解する ・こども虐待の発生予防や早期発見・早期対応について理解する ・こども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）について理解する ・こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）について理解する ・こども虐待事例の心理療法について理解する ・こども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証について理解する ・虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響について理解する ・事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断、被害事実確認面接について理解する ・通告の受理、安全確認、通告時の聞き取り方について理解する ・通告時の危機アセスメント、初期マネージメントについて理解する ・調査について理解する ・警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方について理解する ・特別な支援が必要な事例について理解する ・乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応について理解する ・性的虐待への対応について理解する ・居住実態が把握できない児童や無戸籍児童への対応について理解する	・こども虐待対応の基本原則（基本事項） ・こども虐待の発生予防 ・こども虐待における早期発見・早期対応 ・こども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ・こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ・こども虐待事例の心理療法 ・こども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ・虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響 ・事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ・被害事実確認面接についての理解 ・通告の受理、安全確認 ・通告時の聞き取り方 ・通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ・調査 ・警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ・特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ・乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応 ・性的虐待への対応 ・居住実態が把握できない児童への対応 ・無戸籍児童への対応
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	講義 2	2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること。	・母子保健における視点について理解する ・母子保健に関する法令と施策、母子保健事業の展開と実務について理解する ・母子健康手帳の活用について理解する ・特定妊婦の把握と支援について理解する ・教育機関との連携のあり方について理解する ・保育所等の利用と連携のあり方について理解する ・こども・若者支援制度について理解する ・ひとり親家庭の支援制度について理解する	・母子保健における視点 ・母子保健事業の展開と実務 ・母子健康手帳の活用 ・特定妊婦の把握と支援 ・教育機関との連携のあり方 ・保育所等の利用と連携のあり方 ・こども・若者支援制度 ・ひとり親家庭の支援制度
見学実習	見学実習 6	3. こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること。	・施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する ・総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する	次に掲げる事項を通じて、こども家庭福祉のソーシャルワークの実践現場を理解し、特定の施設・機関（以下「施設等」という。）の職員から見学により、直接話を聞く等を通じ、こどもや家庭のおかれている環境やサポート体制等支援の実際を学習し、その機能等を学ぶものとする。 ・施設等に関する事前学習 ・施設等の職員による概要説明の理解 ・施設等が地域で果たす役割と多職種・多機関・地域住民

				等との連携・協働による実践の概要の理解 ・施設等の見学 ・施設等の職員との質疑応答 ・施設等の見学等を踏まえた課題の整理等の振り返り ※ 施設・機関の見学にあたっては、支援を必要とするこども等に対するソーシャルワーク（総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携を含む）について実践的に理解するため、ソーシャルワークの一環として開催される自治体や施設、関係機関等とが話し合う会議体等（例えば受理会議、支援方針会議、個別ケース検討会議等）を見学することが望ましい。 ※ 一人の受講生について、複数の施設等で、見学により直接話を聞く等を通じ支援の実際を学習しその機能等を学ぶこととしてもよい。

表２－10　ＳＷ研修の研修課程（カリキュラム）

※　ソーシャルワークに係る研修の各科目は、到達目標及び想定される研修内容を踏まえて研修内容を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保すること。

※　ソーシャルワークに係る研修について、こども家庭福祉の相談援助の現任者については、一部の科目の受講を免除とすることができることとすること。

※　研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

科目名（講義 78・演習 78・見学実習 9）	時間	専門性に係る WG 資料中「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示
【講義】				
ソーシャルワークの基盤と専門職	相談援助実務経験者ルート免除（0 時間） 保育所保育士ルート 19.5 時間	・人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念を理解する。 ・地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。	・ソーシャルワーク専門職の位置づけと役割について理解する ・ソーシャルワークの概念について理解する ・ソーシャルワークの基盤となる考え方について理解する ・ソーシャルワークの形成過程について理解する ・ソーシャルワークの倫理について理解する ・ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する ・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する ・総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する	・ソーシャルワーク専門職の位置づけと役割 ・ソーシャルワークの定義 ・ソーシャルワークの原理 ・ソーシャルワークの理念 ・ソーシャルワークの形成過程 ・専門職倫理の概念 ・ソーシャルワーカーの倫理綱領 ・倫理的ジレンマ ・ソーシャルワーク専門職の概念と範囲 ・福祉行政等における専門職 ・民間の施設・組織における専門職 ・ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象 ・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ・多機関による包括的支援体制 ・フォーマル・インフォーマルな社会資源との協働体制 ・ソーシャルサポートネットワーキング ・多職種連携及びチームアプローチの意義 ・機関・団体間の合意形成と相互関係・利用者、家族の参画
ソーシャルワークの理論と方法	相談援助実務経験者ルート 39 時間 保育所保育士ルート 39 時間	・専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。 ・スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に付け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく。	・人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する ・ソーシャルワークの実践モデルとアプローチについて理解する ・ソーシャルワークの過程について理解する ・ソーシャルワークの記録について理解する ・ケアマネジメントについて理解する ・集団を活用した支援について理解する ・コミュニティワークについて理解する	・システム理論 ・生態学理論 ・バイオ・サイコ・ソーシャルモデル ・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ・ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ ・ソーシャルワークの過程 ・記録の意義、目的、方法 ・ケアマネジメント（ケースマネジメント）の原則と方法 ・グループワークの意義、目的、展開 ・コミュニティワークの意義、目的、展開 ・ソーシャルアドミニストレーションの意義、目的、展開 ・スーパービジョンの意義、目的、方法 ・コンサルテーションの意義、目的、方法 ・援助関係の意義、概念、形成方法 ・面接技術

			・スーパービジョンとコンサルテーションについて理解する ・ソーシャルワークにおける援助関係の形成について理解する ・ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発について理解する ・ネットワークの形成について理解する ・権利擁護とアドボカシーについて理解する ・ソーシャルワークに関連する方法について理解する ・カンファレンスについて理解する ・事例分析について理解する ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際について理解する	・アウトリーチ ・社会資源の活用・調整・開発 ・ソーシャルアクション ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・カンファレンス ・事例分析 ・総合的かつ包括的な支援の考え方 ・家族支援の実際 ・地域支援の実際
地域福祉と包括的支援体制	相談援助実務経験者ルート 19.5 時間 保育所保育士ルート 19.5 時間	・相談支援等に求められる、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。 ・地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。	・地域福祉の基本的な考え方について理解する ・福祉行財政システムについて理解する ・福祉計画の意義と種類、策定と運用について理解する ・地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題について理解する ・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について理解する ・地域共生の実現に向けた多機関協働について理解する ・災害時における総合的かつ包括的な支援体制について理解する ・地域福祉と包括的支援体制の課題と展望について理解する	・地域福祉の概念と理論、発展過程 ・地域福祉の主体と形成 ・国の役割、都道府県の役割、市区町村の役割 ・国と地方の関係 ・福祉行政の組織及び専門職の役割 ・福祉における財源 ・福祉計画の意義・目的と展開 ・市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容 ・福祉計画の策定過程と方法、実施、評価 ・地域社会の概念と理論 ・地域社会の変化 ・多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ ・地域福祉と社会的孤立 ・包括的支援体制 ・地域包括ケアシステム ・地域共生社会の実現に向けた各種施策 ・非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援 ・地域共生社会の構築
【演習】		専門性に係る WG 資料中「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示
ソーシャルワーク演習 I	相談援助実務経験者ルート 免除(0 時間) 保育所保育士ルート 39 時間	・人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念を理解する。 ・地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。	・ ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、ソーシャルワーク専門職として求められる基礎的な能力を涵養する ・ ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する ・ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う ・ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する	個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレーイング等)を中心とする演習形態により行う。 ＜ねらい＞ ○自己覚知 ・自己理解と他者理解 ○対人援助の姿勢(傾聴、共感、承認、経緯) ○基本的なコミュニケーション技術 ・言語的技術(質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等) ・非言語技術(表情、態度、身振り、位置取り等) ○基本的な面接技術 ・面接の構造化 ・場の設定(面接室、生活場面、自宅等) ・ツールの活用(電話、e-mail 等) ＜ねらい＞ ○ソーシャルワークの展開過程 児童虐待や児童虐待の予防に係る事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング

				・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ○ソーシャルワークの記録 ・支援経過の把握と管理 ○グループダイナミクスの活用 ・グループワークの構成(グループリーダー・コリーダー・グループメンバー) ・グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期) ○プレゼンテーション技術 ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション
ソーシャルワーク演習Ⅱ	相談援助実務経験者ルート 39 時間 保育所保育士ルート 39 時間	・相談支援等に求められる、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。 ・地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。 ・専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。 ・スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に付け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく。	・ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を修得する ・ソーシャルワーク専門職に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う ・支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する ・地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する ・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する ・実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する ・実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する	(1)個別指導並びに集団指導を通して、実技指導(ロールプレーイング等)を中心とする演習形態により行う。 ＜ねらい＞ ○次に掲げる具体的な事例等(集団に対する事例含む。)を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に修得すること。 ・児童虐待 ・ひきこもり ・貧困 ・その他の危機状態にある事例(権利擁護活動を含む) ○前項に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ○前項の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ＜ねらい＞ ○地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 (2)ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として修得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。 ・事例研究、事例検討 ・スーパービジョン

【見学実習】		専門性に係るWG資料中「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示
6. 見学実習	相談援助実務経験者ルート免除(0時間) 保育所保育士ルート9時間	・地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。 ・地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。 ・専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。	・こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーとして求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う ・施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する ・総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する	次に掲げる事項を通じて、ソーシャルワークの実践現場を理解し、特定の施設・機関(以下「施設等」という。)の職員から見学により、直接話を聞く等を通じ、こどもや家庭のおかれている環境やサポート体制等支援の実際を学習し、その機能等を学ぶものとする。 ・施設等に関する事前学習 ・施設等の職員による概要説明の理解 ・施設等が地域で果たす役割と多職種・多機関・地域住民等との連携・協働による実践の概要の理解 ・施設等の見学 ・施設等の職員との質疑応答 ・施設等の見学等を踏まえた課題の整理等の振り返り ※ 施設・機関の見学にあたっては、支援を必要とするこども等に対するソーシャルワーク(総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携を含む)について実践的に理解するため、ソーシャルワークの一環として開催される自治体や施設、関係機関等とが話し合う会議体等(例えば受理会議、支援方針会議、個別ケース検討会議等)を見学することが望ましい。 ※ 一人の受講生について、複数の施設等で、見学により直接話を聞く等を通じ支援の実際を学習しその機能等を学ぶこととしてもよい。

2－2 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程とスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の現況

本節では、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の現況とスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の現況を概括し、このあとの議論の前提となる情報を提示する。

2－2－1 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の教育の現況

国家資格である社会福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号）が制定されたことにより創設され、第1回の国家試験は平成元（1989）年度に実施された。社会福祉士・精神保健福祉士の受験者数と合格者数は以下のグラフの通りである。直近の令和 3 年度の受験者数、合格者数は、社会福祉士が 34,563 人、10,742 人。精神保健福祉士が 6,502 人、4,267 人である。受験者数の推移は、図2－2のとおりである。国家資格としての登録者数は、社会福祉士は 260,644 人、精神保健福祉士は 94,774 人（令和4年2月末現在）である。

社会福祉士の養成課程は、これまでに平成 19（2007）年と令和2（2020）年の2回、大きく改定されている。2018 年3月、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」がとりまとめられ、それをふまえて社会福祉士養成課程のカリキュラムが見直された。精神保健福祉士の養成課程については、2019 年 3 月に精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討会の中間報告書で精神保健福祉士養成のカリキュラム見直しの方向性が取りまとめられ、それに続いて 2020 年 3 月の「とりまとめ」によって、カリキュラムが見直された。いずれの課程も、2020 年3月に厚生労働省の通知が発出され、2021 年4月から新しいカリキュラムによる教育が、四年制大学から順次開始されている。

図2－2 最近の社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験者数と合格者数

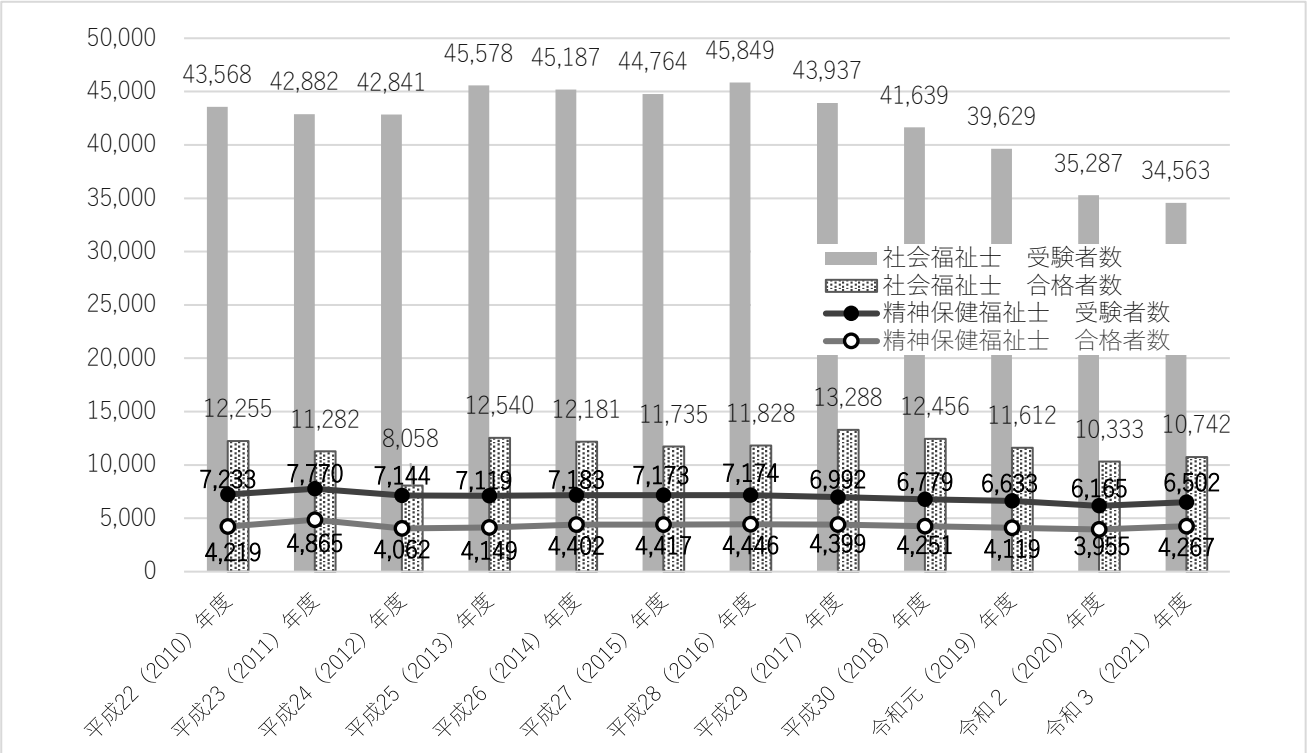

社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の規模感の参考として、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会員校の概要（組織率※ 93.8%）を以下に示す。

・会員校数：265 校（北海道ブロック：12、東北ブロック：19、関東甲信越ブロック：91、東海・北陸ブロック：30、近畿ブロック：49、中国・四国ブロック：32、九州・沖縄ブロック：32）

・社会福祉士の養成課程数：314 課程（定員：29,320 人）

・精神保健福祉士の養成課程数：201 課程（定員：11,341 人）

※組織率の算出方法：第 34 回社会福祉士、第 24 回精神保健福祉士「国家試験学校別合格率」において「新卒受験者が 1 名以上いる本連盟の会員校の課程数／「新卒受験者が 1 名以上いる課程総数」（2022 年 3 月 15 日厚生労働省発表）

2－2－2 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程における教育の現況

本連盟の母体である、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会で「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」が開始されたのは 2008（平成 20）年度である。同年、文部科学省において、全国の自治体でスクールソーシャルワーカーの設置を促進する、スクールソーシャルワーカー活用事業が開始され、社会福祉士養成校で構成する同協会ではどのような教育課程によって養成すべきかを研究し、上記教育課程認定事業を開始した。

現在の認定校数は 64 校（2023 年3月1日現在）であり、会員養成校中の設置率は 23.8%である。認定校は北海道から沖縄まで全国にあり、また通信制の学校や、大学院に設置している学校もある。（北海道ブロック：4 校、東北ブロック：5 校、関東ブロック：16 校、東海北陸ブロック：10 校、近畿ブロック：13 校、中国・四国ブロック：6校、九州・沖縄ブロック：10 校）

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を修了し、社会福祉士・精神保健福祉士の有資格により登録した者の数は 851 人（2023 年 2 月 13 日現在）である。

図2－3 スクール（学校）ソーシャルワーク課程修了登録者数の推移

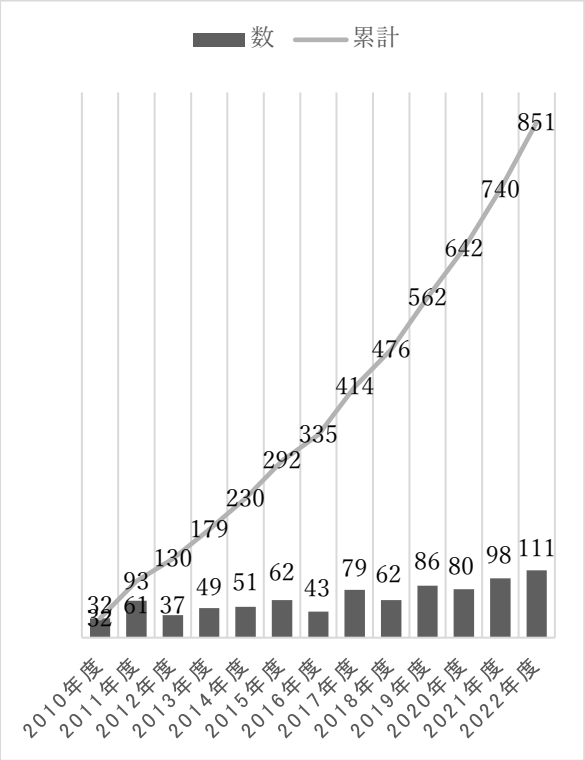

図2－4 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程として認定された教育課程

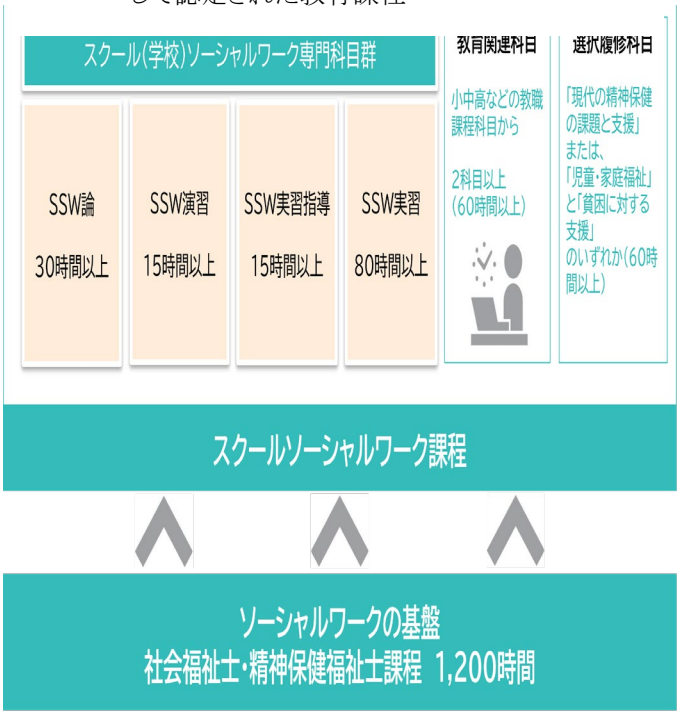

※SSW：スクールソーシャルワーク

2－2－3　社会福祉士・精神保健福祉士・スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の構造

本連盟で認定するスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程は、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程の上にスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（260時間以上）が上乗せされる構造である。スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程は、スクールソーシャルワーク専門科目、教職課程の科目、選択履修科目（社会福祉士養成課程の上乗せの場合には精神保健福祉士の科目、精神保健福祉士養成課程の上乗せの場合は社会福祉士の科目）で構成している。

3　子ども家庭福祉の新たな資格の指定研修カリキュラムとソーシャルワーク専門職養成課程間の突合

2－3　子ども家庭福祉の新たな資格の指定研修カリキュラムとソーシャルワーク専門職養成課程間の突合

2－3－1　社会福祉士・精神保健福祉士養成課程と指定研修カリキュラムの突合の考え方

国の検討会・資格 WG で検討された指定研修カリキュラムは、その内容が新たな「こども家庭ソーシャルワーカー」認定資格を有する専門職に備わっていることが求められる知識・技能であり、養成校における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）養成にかかる教育課程（「こども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程（仮称 ）」、以下「新課程」）を検討する際に参照する必要がある。

そのため、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程で教育されている内容と、指定研修カリキュラムの内容とを以下の手順にて突合する作業を行った。

(1)突合作業にて使用した資料

資料①　社会福祉士養成カリキュラム（令和元年改訂版、社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室）

資料②　精神保健福祉士養成カリキュラム（令和元年改訂版、厚生労働省社会・援護局　障害保健福祉部精神・障害保健課）

資料③　厚生労働省　第9回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会資格 WG 資料1表5「指定研修の研修課程（カリキュラム）子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（案）

(2)作業手順

(3)資料③の「想定される研修内容の例示」のキーワードや文章が、資料①、②の「想定される教育内容の例」内に掲載がないか、文書作成アプリケーションのキーワード検索機能で検索する。

(4)資料①、②の表に列を追加し、資料③でキーワードが合致しているか、又はキーワードに含まれる意味を持つ用語であるものの「想定される研修内容の例示」の分とその科目を、各用語の枠に記載する。合致ではないが含まれると考えられる用語・項目については、「【考え方】」として分けてまとめる。資料③ にて提示されている「想定される研修内容の例示」で示された内容が資料①、②の複数の箇所に該当する場合においては、該当箇所すべてに記載する。

2－3－2 結果

結果について以下に示す。なお、本文中にて使用する略称については以下の表に示したとおりである。

表2－11 凡例（カリキュラム突合結果の表における指定研修科目の略称）

研修種類	研修の科目名	この表における略称
指定研修	こどもの権利擁護	＜権利＞
指定研修	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	＜専門職＞
指定研修	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	＜こ福Ⅰ環＞
指定研修	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	＜こ福Ⅱ保＞
指定研修	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	＜こ福Ⅲ精＞
指定研修	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	＜こ福Ⅳ行＞
指定研修	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	＜身体＞
指定研修	こどもの心理的発達と心理的支援	＜心理＞
指定研修	児童虐待の理解	＜虐待＞
指定研修	少年非行	＜非行＞
指定研修	社会的養護と自立支援	＜養護＞
指定研修	貧困に対する支援	＜貧困＞
指定研修	保育	＜保育＞
指定研修	教育	＜教育＞
指定研修	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	＜こソⅠ家＞
指定研修	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	＜こソⅡ緊＞
指定研修	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	＜こソⅢ多＞
指定研修	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	＜こソⅣ組＞

（1）共通科目との突合結果

■医学概論

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①ライフステージにおける心身の変化と健康課題	1ライフステージにおける心身の変化と健康課題		【考え方】 ＜こ福Ⅰ環＞ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境
	2心身の加齢・老化		
	3ライフステージ別の健康課題	・乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、前期高齢期、後期高齢期	＜こ福Ⅰ環＞ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境 【考え方】 ＜身体＞心身の成長（成長曲線等）
②健康及び疾病の捉え方	1健康の概念	・WHO 憲章	【考え方】 ＜身体＞健康と疾病
	2疾病の概念	・疾患、疾病、病気の違い	【考え方】 ＜身体＞健康と疾病
	3国際生活機能分類（ICF）	・国際生活機能分類（ICF）の概要（コーディング、活用事例を含む）	
③身体構造と心身機能	1人体部位の名称		
	2基幹系と臓器の役割		
④疾病と障害の成り立ち及び回復過程	1疾病の発生原因	・外的要因 ・内的要因	【考え方】 ＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）
	2病変の成立機序	・炎症、変性、虚血、発癌、免疫反応 等	
	3障害の概要	・視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害（DSM を含む）発達障害、認知症、高次脳機能障害 等	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む） ＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度 【考え方】 ＜虐待＞虐待等不適切な養育環境が及ぼす子どもへの長期的影響（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等）
	4リハビリテーションの概要と範囲	・リハビリテーションの定義、目的、対象、方法	＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）
	5疾病と障害及びそ疾病と障害及びその予防・治療・予後・リハビリテーション	・悪性腫瘍、生活習慣病、脳血管疾患、心疾患 ・感染症 ・神経疾患 ・先天性疾患 ・肺疾患 ・腎・泌尿器疾患 ・消化器疾患 ・骨・関節の疾患 ・血液疾患 ・目・耳の疾患 ・精神疾患 ・高齢者に多い疾患	
⑤公衆衛生	1公衆衛生の概要	・公衆衛生の考え方 ・健康の社会的決定要因（SDH）	

	2健康増進と保健医療対策	・母子保健対策、成人保健対策（生活習慣病予防対策及びがん対策）高齢者保健対策、精神保健対策、感染症対策 等	＜身体＞妊産婦への支援と母子保健 ＜身体＞周産期の母体、子どもの育ち（周産期の保健医療対策を含む）

■心理学と心理的支援

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①心理学の視点	1心理学の歴史と対象	・心理学の起源 ・心理学の発展と対象	
	2心を探究する方法の発展	・生態学的心理学 ・進化心理学的アプローチ ・認知行動科学 ・行動遺伝学	
②人の心の基本的な仕組みと機能	1心の生物学的基盤	・脳の構造 ・神経機能 ・遺伝	
	2感情・動機づけ・欲求	・感情の仕組み・機能 ・動機づけ理論	
	3感覚・知覚	・知覚の情報処理過程 ・感覚モダリティ ・アフォーダンス	
	4学習・行動	・馴化・鋭敏化 ・古典的条件づけ ・道具的条件づけ	
	5認知	・記憶・注意 ・思考 ・認知バイアス	
	6個人差	・知能 ・パーソナリティ	
	7人と環境	・対人関係 ・集団・組織 ・自己	＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響（環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む） ＜こ福Ⅱ保＞1家庭を取り巻く社会環境
③人の心の発達過程	1生涯発達	・発達の定義 ・ライフステージと発達課題	＜こ福Ⅰ環＞ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境 ＜心理＞子どもの心の発達の基盤と発達過程（認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ（LGBTQ等の多様なあり方を含む）等）（行動上の問題等）
	2心の発達の基盤	・認知発達理論 ・言語発達 ・アタッチメント理論 ・道徳性の発達	＜こ福Ⅰ環＞ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境 ＜心理＞子どもの心の発達の基盤と発達過程（認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ（LGBTQ等の多様なあり方を含む）等）（行動上の問題等）
④日常生活と心の健康	1心の不適応	・不適応の理論 ・ストレス理論（コーピングを含む） ・燃え尽き症候群 ・トラウマ ・依存症	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜心理＞不適切な行動（不適切な性的行動等（性被害と性加害を含む）） ＜虐待＞虐待等不適切な養育環境が及ぼす子どもへの長期的影響（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等） 【考え方】 ＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）

	2健康生成論	・レジリエンス ・首尾一貫感覚(SOC)	【考え方】 ＜心理＞不適切な行動(不適切な性的行動等(性被害と性加害を含む))
⑤心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本	1心理アセスメント	・心理アセスメントの方法 ・事例定式化	＜心理＞心理アセスメントと心理的支援
	2心理的支援の基本的技法	・ソーシャルワークにおける心理的支援 ・支持的精神療法 ・マイクロカウンセリング ・動機づけ面接	＜心理＞心理アセスメントと心理的支援
	3心理療法におけるアセスメントと介入技法の概要	・精神分析 ・認知行動療法(SSTを含む) ・応用行動分析 ・家族療法 ・ブリーフ・セラピー ・対人関係療法	＜心理＞心理アセスメントと心理的支援
	4心理の専門職	・公認心理師	

■社会学と社会システム

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①社会学の視点	1社会学の歴史と対象	・社会学の発展と対象	
②社会構造と変動	1社会システム	・社会システムの概念 ・文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標	＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解(ポジショナリティ、パートナーシップ)と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援
	2組織と集団	・社会集団の概念 ・第一次集団、第二次集団 ・組織の概念、官僚制 ・企業、学校、病院、施設(全制的施設)、NPO	
	3人口	・人口の概念 ・人口構造、人口動態、人口減少、人口問題、少子高齢化、超高齢社会	
	4グローバリゼーション	・国境を超える移動(人・モノ・資本・情報等) ・エスニシティ、移民、多文化、国籍 ・グローバル・エイジング	
	5社会変動	・社会変動の概念 ・近代化、産業化、情報化	
	6地域	・地域の概念、コミュニティの概念 ・コミュニティの再生、ソーシャルキャピタル ・都市化と地域社会、過疎化と地域社会、中山間地域の課題 ・地域社会の集団・組織	
	7環境	・気候変動 ・環境破壊 ・持続可能性	
③市民社会と	1社会的格差	・所得、教育、健康	

公共性	2社会政策と社会問題	・福祉国家と福祉社会 ・社会運動 ・公共空間	
	3差別と偏見	・ラベリング理論、逸脱 ・マイノリティ(LGBT 等を含む) ・社会的排除、排斥	＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響(社会的孤立や差別・偏見を含む)
	4災害と復興	・避難計画、生活破壊、生活再建 ・災害時要援護者 ・ボランティア	
④生活と人生	1家族とジェンダー	・家族の概念、家族の変容 ・世帯の概念 ・男女共同参画 ・ひとり親、子育て、介護、8050 問題 ・虐待、DV	＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解(ポジショナリティ、パートナーシップ)と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援 ＜こ福Ⅰ環＞子ども・家族・家庭の定義 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響(環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む) ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境 ＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解(DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等) ＜こ福Ⅱ保＞家族の機能 ＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法(ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖)(ジェノグラム、エコマップ等) ＜こ福Ⅱ保＞家族システムの理解(虐待が起こる過程を含む) ＜虐待＞児童虐待の定義(マルトリートメント、体罰概念を含む)と児童虐待の背景
	2健康	・心身の障害、慢性疾患 ・治療と仕事の両立 ・依存症 ・自殺	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解(DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等)
	3労働	・ワークライフバランス ・女性の活躍推進 ・正規雇用、非正規雇用 ・失業 ・過労死	
	4世代	・ライフステージ、ライフコース ・世代間交流 ・個人化 ・いじめ、ハラスメント ・社会的孤立と孤独	＜こ福Ⅰ環＞ライフステージ(胎児期・周産期～青年期等)ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響(環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む) ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境 ＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解(DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等)
⑤自己と他者	1自己と他者	・相互作用、間主観性 ・社会的自我	
	2社会化	・役割取得、アイデンティティ ・生涯発達	
	3相互行為	・シンボリック相互作用論 ・親密性 ・コミュニケーション(SNS を含む) ・ひきこもり	

■社会福祉の原理と政策

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①社会福祉の原理	1社会福祉の原理を学ぶ視点	・社会福祉の歴史、思想・哲学、理論、社会福祉の原理と実践 ・社会福祉学の構造と特徴	
②社会福祉の歴史	1社会福祉の歴史を学ぶ視点	・歴史観、政策史、実践史、発達史、時代区分 ・日本と欧米の社会福祉の比較史の視点	
	2日本の社会福祉の歴史的展開	・慈善事業、博愛事業 ・社会事業 ・社会福祉事業 ・社会福祉	
	3欧米の社会福祉の歴史的展開	・救貧法 ・慈善事業、博愛事業 ・社会事業、社会保険 ・福祉国家、福祉社会 ・国際的潮流	
③社会福祉の思想・哲学、理論	1社会福祉の思想・哲学	・社会福祉の思想・哲学の考え方 ・人間の尊厳 ・社会正義 ・平和主義 等	
	2社会福祉の理論	・社会福祉の理論の基本的な考え方 ・戦後社会福祉の展開と社会福祉理論 ・社会福祉の理論（政策論、技術論、固有論、統合論、運動論、経営論） ・欧米の社会福祉の理論	
	3社会福祉の論点	・公私関係、効率性と公平性、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択・自己決定とパターナリズム、参加とエンパワメント、ジェンダー、社会的承認	
	4社会福祉の対象とニーズ	・ニーズと需要の概念 ・社会福祉の対象とニーズ ・ニーズの種類と次元 ・ニーズの理論とその課題	＜こ福Ⅰ環＞子どもが置かれている多様な状況とニーズの理解
④社会問題と社会構造	1現代における社会問題	・貧困、孤立、失業、要援護性、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、ニューリスク、依存症、自殺	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）
	2社会問題の構造的背景	・低成長経済、グローバル化、少子高齢化、人口減少社会、格差、貧困、社会意識・価値観の変化	
⑤福祉政策の基本的な視点	1福祉政策の概念・理念	・現代の社会問題と福祉政策 ・福祉政策の概念・理念 ・福祉政策と社会保障、社会政策 ・福祉レジームと福祉政策	
⑥福祉政策におけるニーズと資源	1ニーズ	・種類と内容 ・把握方法	＜こ福Ⅰ環＞子どもが置かれている多様な状況とニーズの理解
	2資源	・種類と内容 ・把握方法 ・開発方法	

⑦福祉政策の構成要素と過程	1福祉政策の構成要素	・福祉政策の構成要素とその役割・機能 ・政府、市場(経済市場、準市場、社会市場)、事業者、国民(利用者を含む) ・措置制度 ・多元化する福祉サービス提供方式	
	2福祉政策の過程	・政策決定、実施、評価 ・福祉政策の方法・手段 ・福祉政策の政策評価・行政評価 ・福祉政策と福祉計画	
⑧福祉政策の動向と課題	1福祉政策と包括的支援	・社会福祉法 ・地域包括ケアシステム ・地域共生社会 ・多文化共生 ・持続可能性(SDGs等)	
⑨福祉政策と関連施策	1関連政策	・保健医療政策、教育政策、住宅政策、労働政策、経済政策	
⑩福祉サービスの供給と利用過程	1福祉供給部門	・公的部門(政府・地方公共団体) ・民間部門(営利・非営利)ボランタリー部門、インフォーマル部門 ・部門間の調整・連携・協働	
	2福祉供給過程	・公私(民)関係 ・再分配、割当 ・市場、準市場 ・福祉行財政、福祉計画 ・福祉開発	
	3福祉利用過程	・スティグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ	
⑪福祉政策の国際比較	1福祉政策の国際比較	・国際比較の視点と方法 ・福祉政策の類型(欧米、東アジア等)	

■社会保障

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①現代社会における社会保障制度の現状(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)	1人口動態の変化	・少子高齢化、人口減少社会	
	2経済環境の変化	・低成長社会と社会保障の持続可能性	
	3労働環境の変化	・正規雇用と非正規雇用 ・労働関係法規(男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法) ・ワーク・ライフ・バランス	
②社会保障の概念や対象及びその理念	1社会保障の概念と範囲		
	2社会保障の役割と意義	・セーフティネット	
	3社会保障の理念		
	4社会保障の対象		
	5社会保障制度の展開	・社会保障制度の歴史的変遷	

③社会保障と財政	1社会保障の財源	・一般会計 ・地方経費 ・社会保険料 ・利用者負担 ・財政調整	
	2社会保障給付費	・内訳 ・動向	
	3国民負担率		
	4社会保障と経済		
④社会保険と社会扶助の関係	1社会保険の概念と範囲		
	2社会扶助の概念と範囲		
⑤公的保険制度と民間保険制度の関係	1公的保険と民間保険の現状	・公的保険と民間保険の主な種類 ・公的保険と民間保険の違い	
⑥社会保障制度の体系	1医療保険制度等の概要	・制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・公費負担医療	
	2介護保険制度の概要	・制度の目的、対象、給付内容、財源構成	
	3年金保険制度の概要	・制度の目的、対象、給付内容、財源構成	
	4労災保険制度と雇用保険制度の概要	・制度の目的、対象、給付内容、財源構成	
	5生活保護制度の概要	・制度の目的、対象、給付内容、財源構成	
	6社会手当制度の概要	・制度の目的、対象、給付内容、財源構成	
	7社会福祉制度の概要	・制度の目的、対象、給付内容、財源構成	
⑦諸外国における社会保障制度	1諸外国における社会保障制度の概要	・先進諸国の社会保障制度の歴史と概要	
	2社会保障制度の国際比較	・高齢化と社会保障の給付規模 ・社会保障給付費の内訳	

■権利擁護を支える法制度

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①法の基礎	1法と規範	・法の規範との関係 ・法と道徳の関係	
	2法の体系、種類、機能	・成文法と不文法 ・公法と私法 ・実体法と手続法 ・法規範の特質と機能	
	3法律の基礎知識、法の解釈	・法律条文の構造 ・法解釈の基準と方法	
	4裁判制度、判例を学ぶ意義	・裁判の種類、判決の種類 ・判例とは	
②ソーシャルワークと法の関わり	1憲法	・憲法の概要（最高法規性、日本国憲法の基本原理） ・基本的人権（基本的人権と公共の福祉、平等性、自由権、社会権） ・幸福追求権	【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）

	2民法	・民法総則（権利の主体・客体、権利の変動、無効と取消し） ・契約（売買、賃貸借等） ・不法行為（不法行為の要件、不法行為の効果（損害賠償） ・親族（婚姻、離婚、親権、扶養、成年後見制度） ・遺産管理	＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境 ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	3行政法	・行政組織（国、地方公共団体の組織、公務員） ・行政の行為形式（行政処分） ・行政上の義務履行確保（行政強制、行政罰） ・行政訴訟制度（行政不服申立て、行政訴訟） ・国家の責任（国家賠償） ・地方自治法（国と自治体の関係）	【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
③権利擁護の意義と支える仕組み	1権利擁護の意義		＜権利＞子どもの意見表明等支援とアドボカシー
	2福祉サービスの適切な利用	・運営適正化委員会 ・国民健康保険団体連合会	
	3苦情解決の仕組み	・事業者による苦情解決 ・自治体等による苦情解決	
	4虐待防止法の概要	・高齢者虐待防止法 ・児童虐待防止法 ・障害者虐待防止法	
	5差別禁止法の概要	・障害者差別解消法	
	6意思決定支援ガイドライン	・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	
④権利擁護活動で直面しうる法的諸問題	1インフォームド・コンセント	・法的概念としてのインフォームド・コンセント ・インフォームド・コンセントに関する判例	
	2秘密・プライバシー・個人情報	・秘密 ・プライバシー ・個人情報 ・情報共有	
	3権利擁護活動と社会の安全	・守秘義務 ・通報、警告義務	
⑤権利擁護に関わる組織、団体、専門職	1権利擁護に関わる組織、団体の役割	・家庭裁判所、法務局 ・市町村 ・社会福祉協議会 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関 ・弁護士、司法書士	
⑥成年後見制度	1成年後見の概要	・法定後見、任意後見 ・専門職後見	
	2後見の概要	・成年被後見人の行為能力 ・成年後見人の役割	
	3保佐の概要	・被保佐人の行為能力 ・保佐人の役割	

	4補助の概要	・補助人の役割	
	5任意後見の概要		
	6成年後見制度の最近の動向	・利用動向 ・成年後見制度利用促進法 ・成年後見制度利用促進基本計画 ・意思決定支援	
	7成年後見制度利用支援事業		
	8日常生活自立支援事業	・日常生活自立支援事業の動向 ・専門員の役割 ・生活支援員の役割	

■地域福祉と包括的支援体制

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①地域福祉の基本的な考え方	1地域福祉の概念と理論	・地域福祉の概念、地域福祉の構造と機能 ・福祉コミュニティ論、在宅福祉サービス論、ボランティア・市民活動論 ・共生社会	
	2地域福祉の歴史	・セツルメント、COS、社会事業、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、共同募金、在宅福祉、施設の社会化、地方分権、社会福祉基礎構造改革、地域自立生活、地域包括ケア、地域共生社会	
	3地域福祉の動向	・コミュニティソーシャルワーク、コミュニティサービス、地域再生、ケアリングコミュニティ	
	4地域福祉の推進主体	・地方自治体 ・NPO、市民活動組織、中間支援組織 ・町内会、自治会等地縁組織 ・民生委員、児童委員、主任児童委員、保護司 ・当事者団体 ・社会福祉協議会 ・共同募金 ・企業	
	5地域福祉の主体と形成	・当事者、代弁者 ・ボランティア ・市民活動、住民自治、住民主体 ・参加と協働、エンパワメント、アドボカシー ・福祉教育	＜権利＞子どもの意見表明等支援とアドボカシー
②福祉行財政システム	1国の役割	・法定受託事務と自治事務	
	2都道府県の役割	・福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督	
	3市町村の役割	・サービスの運営主体 ・条例 ・社会福祉審議会	
	4国と地方の関係	・地方分権、地方自治、地域主権、地方創生	

	5福祉行政の組織及び専門職の役割	・福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、婦人相談所、地域包括支援センター 等 ・福祉事務所の現業員・査察指導員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員 等	＜権利＞地域共生社会の実現に向けた専門職の役割
	6福祉における財源	・国の財源、地方の財源、保険料財源 ・民間の財源	
③福祉計画の意義と種類、策定と運用	1福祉計画の意義・目的と展開	・福祉行財政と福祉計画の関係 ・福祉計画の歴史 ・福祉計画の種類（地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、民間の福祉計画等）	
	2市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容	・地域福祉と計画行政の関係 ・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の定義、機能 ・地域福祉活動計画との関係	
	3福祉計画の策定過程と方法	・課題把握・分析 ・協議と合意形成	
	4福祉計画の実施と評価	・モニタリング ・サービス評価 ・プログラム評価	
④地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題	1地域社会の概念と理論	・地域社会の概念 ・地域社会の理論	
	2地域社会の変化	・世帯数、世帯構成 ・過疎化、都市化、地域間格差 ・外国人住民の増加	＜こ福Ⅰ環＞外国にルーツを持つ子どもや家庭の状況
	3多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ	・ひきこもり、ニート、8050 問題、ダブルケア、依存症、多文化共生、自殺、災害等	＜こ福Ⅰ環＞子どもが置かれている多様な状況とニーズの理解 ＜こ福Ⅰ環＞外国にルーツを持つ子どもや家庭の状況 ＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等） ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む） ＜権利＞多様なニーズをもつ子どもや家庭への支援（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）のアプローチ（解決志向アプローチ等） 【考え方】 ＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）
	4地域福祉と社会的孤立	・社会的孤立、社会的排除 ・セルフネグレクト	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む） 【考え方】 ＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー

⑤地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制	1包括的支援体制	・包括的支援体制の考え方 ・包括的支援体制の展開	＜権利＞多職種・多機関連携による支援と意義(都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む) ＜権利＞地域における子どもの生活と地域の見守り、子どもの居場所に関する支援
	2地域包括ケアシステム	・地域包括ケアシステムの考え方 ・地域包括ケアシステムの展開 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの展開 ・子育て世代包括支援センター	
	3生活困窮者自立支援の考え方	・生活困窮者自立支援制度と理念 ・自立相談支援機関による支援過程と方法、実際 ・伴走型の支援と対象者横断的な包括的相談支援 ・個人および世帯の支援 ・居住支援、就労支援、家計支援、子どもの学習・生活支援	
	4地域共生社会の実現に向けた各種施策	・多機関協働による包括的支援体制 ・住民に身近な圏域における相談支援体制	＜権利＞多職種・多機関連携による支援と意義(都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む)
⑥地域共生の実現に向けた多機関協働	1多機関協働を促進する仕組み	・総合相談 ・各種相談機関の連携 ・協議体 ・地域ケア会議 ・地域包括支援センター運営協議会 ・要保護児童対策地域協議会 ・障害者自立支援協議会	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ｉ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 ＜権利＞多職種・多機関連携による支援と意義(都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む)
	2多職種連携	・保健・医療・福祉に関わる多職種連携 ・生活支援全般に関わるネットワーク ・多職種連携等における個人情報保護	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ｉ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 ＜権利＞多職種・多機関連携による支援と意義(都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む) ＜権利＞多職種連携に関する支援の実際 • 社会的養護を必要とする子ども(児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組) • 自立支援(成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等) • 保育 • 学校教育 • ひとり親家庭 • 少年非行(司法機関(警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等)) • 貧困 • 精神保健
	3福祉以外の分野との機関協働の実際	・社会的企業 ・農福連携 ・観光、商工労働等との連携 ・地方創生	
⑦災害時における総合的かつ包括的な支援体制	1非常時や災害時における法制度	・災害対策基本法、災害救助法 ・各自治体等の避難計画	
	2非常時や災害時における総合的かつ包	・災害時要援護者支援 ・BCP(事業継続計画)	

	括的な支援	・福祉避難所運営 ・災害ボランティア	
⑧地域福祉と包括的支援体制の課題と展望	1地域福祉ガバナンス	・ガバナンスの考え方 ・多様化・複雑化した課題と多機関協働の必要性 ・社会福祉法における包括的な支援体制づくり ・住民の参加と協働、住民自治 ・プラットフォームの形成と運営	
	2地域共生社会の構築	・地域共生社会 ・地域力の強化、包括的支援体制	＜権利＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークに係る、不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション（児童虐待を含めた課題を抱えた子どもへの支援に関する地域社会への働きかけを含む）

■障害者福祉

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①障害概念と特性	1国際生活機能分類（ICF）	・ICIDHからICFへ ・ICFの構造	
	2障害者の定義と特性	・身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、難病等） ・知的障害 ・精神障害 ・発達障害	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
②障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1障害者の生活実態	・地域移行 ・居住 ・就学、就労 ・高齢化 ・介護需要 ・障害者の芸術、スポーツ	＜身体＞障害児や障害児の家族の支援
	2障害者を取り巻く社会環境	・バリアフリー ・コンフリクト ・障害者虐待 ・親亡き後問題、きょうだいへの支援	＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ＜身体＞障害児や障害児の家族の支援
③障害者福祉の歴史	1障害者福祉の理念	・ノーマライゼーション ・ソーシャルインクルージョン	
	2障害観の変遷	・偏見と差別 ・障害者の権利条約の批准の経緯 ・障害者基本法の変遷	
	3障害者処遇の変遷	・明治以前の障害者の処遇 ・明治以降の障害者の処遇 ・戦後の障害者の処遇	
	4障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）と障害者基本法	・障害者権利条約の概要 ・障害者基本法の概要	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	5障害者福祉制度の発展過程		

④障害者に対する法制度	1障害者総合支援法	・障害者総合支援法の概要 ・障害福祉サービス及び相談支援 ・障害支援区分及び支給決定 ・自立支援医療 ・補装具 ・地域生活支援事業 ・障害福祉計画	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	2身体障害者福祉法	・身体障害者福祉法の概要 ・身体障害者手帳、身体障害者福祉法に基づく措置	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	3知的障害者福祉法	・知的障害者福祉法の概要 ・療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	4精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）	・精神保健福祉法の概要 ・精神障害者保健福祉手帳 ・精神保健福祉法における入院形態 ・精神科病院における処遇	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	5児童福祉法	・児童福祉法における障害児支援の概要 ・発達支援、家族支援、地域支援	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度 ＜身体＞障害児や障害児の家族の支援
	6発達障害者支援法	・発達障害者支援法の概要 ・発達障害者支援センターの役割	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	7障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	・障害者虐待防止法の概要 ・障害者虐待の未然防止 ・通報義務、早期発見	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	8障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	・障害者差別解消法の概要 ・障害を理由とする差別を解消するための措置（合理的な配慮）	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	9高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	・バリアフリー法の概要 ・施設設置管理者等の責務	＜身体＞障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度
	10 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	・障害者雇用促進法の概要 ・事業主の責務、法定雇用率	
	11 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	・障害者優先調達推進法の概要 ・障害者就労施設	
⑤障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役	1障害者と家族等の支援における関係機関の役割	・国、都道府県、市町村 ・障害者に対する法制度に基づく施設、事業所 ・特別支援学校 ・ハローワーク	＜身体＞障害児や障害児の家族の支援

割	2関連する専門職等の役割	・医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士 等 ・相談支援専門員、サービス管理責任者、居宅介護従事者 等 ・ピアサポーター ・養護教諭、スクールソーシャルワーカー ・家族、住民、ボランティア 等	＜身体＞障害児や障害児の家族の支援
⑥障害者と家族等に対する支援の実際	1障害領域における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割		＜身体＞障害児や障害児の家族の支援
	2障害者と家族等に対する支援の実際（多職種連携を含む）	・地域相談支援 ・就労支援 ・居住支援	＜身体＞障害児や障害児の家族の支援

■刑事司法と福祉

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境	1刑事司法における近年の動向	・犯罪の動向（認知件数と発生率、再犯率等）	【考え方】 ＜権利＞少年非行の現状と心理的・社会的背景等
	2刑事司法を取り巻く社会環境	・高齢者、障害者等の社会復帰支援 ・再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法） ・就労支援（刑務所出所者等総合的就労支援対策） ・薬物依存者の再犯防止、回復支援 ・修復的司法 ・農福連携 等	【考え方】 ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境
	3社会福祉士及び精神保健福祉士の役割	・検察庁や矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等における役割	
②刑事司法	1刑法	・刑法の基本原理 ・犯罪の成立要件と責任能力 ・刑罰	
	2刑事事件の手続き、処遇	・刑事手続 ・刑事施設内での処遇	
③少年司法	1少年法	・少年法の基本原理 ・児童福祉法との関係	＜権利＞児童福祉法と少年法との関係
	2少年事件の手続き、処遇	・非行少年に対する手続 ・少年鑑別所、少年院での処遇 ・児童福祉法による措置	＜権利＞児童福祉法と少年法との関係
④更生保護制度	1制度の概要	・意義、歴史、更生保護法制 ・更生保護施設	
	2生活環境の調整	・目的、機能、手続、関係機関との連携 ・特別調整	
	3仮釈放等	・仮釈放と仮退院、意義、許可基準、手続き	
	4保護観察	・目的、方法、対象、内容、運用状況	
	5更生緊急保護	・目的、対象、期間、内容、手続き	

	6団体・専門職等の役割と連携	・福祉事務所、児童相談所 ・保護観察官 ・保護司 ・更生保護施設 ・民間協力者（更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等） ・法テラス ・公共職業安定所	＜権利＞関連する専門職等の役割
⑤医療観察制度	1制度の概要	・目的 ・制度導入の背景 ・対象者	
	2審判・処遇の流れと内容	・審判の手続き ・処遇の流れ ・入院処遇の概要 ・通院処遇の概要 ・精神保健観察	【考え方】 ＜虐待＞児童虐待や逆境体験とその心理的影響の理解（小児期の逆境体験と保護要件等）
	3関係機関・専門職等の役割と連携	・裁判所、裁判官 ・精神保健審判員、精神保健参与員 ・指定医療機関（指定入院医療機関、指定通院医療機関） ・社会復帰調整官 ・保護観察所 ・都道府県、市町村 ・障害福祉サービス事業所	
⑥犯罪被害者支援	1犯罪被害者の法的地位	・犯罪被害者の地位の変遷	
	2犯罪被害者支援に関する法	・犯罪被害者等基本法 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律	
	3犯罪被害者支援に関する制度	・被害者等通知制度、意見等聴取制度、心情等伝達制度、相談・支援	
	4団体・専門職等の役割と連携	・被害者支援員制度 ・被害者ホットライン ・犯罪被害相談窓口 ・被害者支援センター	

■ソーシャルワークの基盤と専門職

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ	1社会福祉士及び介護福祉士法	・定義、義務 ・法制度成立の背景 ・法制度見直しの背景	
	2精神保健福祉士法	・定義、義務 ・法制度成立の背景 ・法制度見直しの背景	
	3社会福祉士及び精神保健福祉士の専門性		＜権利＞組織内外におけるスーパービジョン、コンサルテーション
②ソーシャルワークの概念	1ソーシャルワークの定義	・ソーシャルワーク専門職のグローバル定義	＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ＜専門職＞子ども・保護者に向き合う姿勢（ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス）

			＜権利＞学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮）
③ソーシャルワークの基盤となる考え方	1ソーシャルワークの原理	・社会正義 ・人権尊重 ・集団的責任 ・多様性の尊重	＜権利＞子どもの権利侵害 ＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ＜こ福Ⅰ環＞外国にルーツを持つ子どもや家庭の状況 ＜権利＞学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮） 【考え方】 ＜権利＞子どもの意見表明等支援とアドボカシー ＜権利＞社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意見表明等支援と子どもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等）
	2ソーシャルワークの理念	・当事者主権 ・尊厳の保持 ・権利擁護 ・自立支援 ・ソーシャルインクルージョン ・ノーマライゼーション	＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ＜権利＞学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮） 【考え方】 ＜権利＞子どもの意見表明等支援とアドボカシー ＜権利＞社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意見表明等支援と子どもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等）
④ソーシャルワークの形成過程	1ソーシャルワークの形成過程	・慈善組織協会 ・セツルメント運動 ・医学モデルから生活モデルへ ・ソーシャルワークの統合化	
⑤ソーシャルワークの倫理	1専門職倫理の概念		＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ＜権利＞学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮）
	2倫理綱領	・ソーシャルワーカーの倫理綱領 ・社会福祉士の倫理綱領 ・精神保健福祉士の倫理綱領	＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ＜権利＞学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮）
	3倫理的ジレンマ		＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ＜権利＞学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮）

■ソーシャルワークの理論と方法

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	1システム理論	・一般システム理論、サイバネティックス、自己組織性	＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援
	2生態学理論		＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援
	3バイオ・サイコ・ソーシャルモデル		＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援

	4ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク		＜専門職＞子ども・保護者に向き合う姿勢（ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス） ＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援
②ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ	1ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ	・医学モデル ・生活モデル ・ストレングスモデル ・心理社会的アプローチ ・機能的アプローチ ・問題解決アプローチ ・課題中心アプローチ ・危機介入アプローチ ・行動変容アプローチ ・エンパワメントアプローチ ・ナラティヴアプローチ ・解決志向アプローチ	＜専門職＞子ども・保護者に向き合う姿勢（ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス） ＜権利＞スクールソーシャルワークの実践モデル ＜権利＞多様なニーズをもつ子どもや家庭への支援（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）のアプローチ（解決志向アプローチ等） ＜権利＞子どもの安全確保を目的とした緊急的対応時の子どもや保護者に対する支援のアプローチ（危機介入アプローチ等）
③ソーシャルワークの過程	1ケースの発見	・アウトリーチ ・スクリーニング	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・インテーク（エンゲージメント） ・アセスメント（身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む）、再アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ＜権利＞多様なニーズをもつ子どもや家庭への支援（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）のアプローチ（解決志向アプローチ等）
	2インテーク	・インテークの意義、目的、方法、留意点 ・契約	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・インテーク（エンゲージメント）
	3アセスメント	・アセスメントの意義、目的、方法、留意点	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・アセスメント（身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む）、再アセスメント
	4プランニング	・プランニングの意義、目的、方法、留意点 ・効果と限界の予測 ・支援方針・内容の説明・同意	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・プランニング
	5支援の実施	・支援の意義、目的、方法、留意点	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・支援の実施

	6モニタリング	・モニタリングの意義、目的、方法、留意点 ・効果測定	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・モニタリング
	7支援の終結と事後評価	・支援の終結と事後評価の目的、方法、留意点	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・支援の終結と事後評価
	8アフターケア	・アフターケアの目的、方法、留意点	＜権利＞スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ＜権利＞ケースマネジメント ・アフターケア
④ソーシャルワークの記録	1記録の意義と目的	・ソーシャルワークの質の向上 ・支援の継続性、一貫性 ・機関の運営管理 ・教育、研究 ・アカウンタビリティ	
	2記録の方法と実際	・記録の文体(叙述体、要約体、説明体等) ・項目式(フェースシート等) ・図表式(ジェノグラム、エコマップ等)	＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法(ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖)(ジェノグラム、エコマップ等)
⑤ケアマネジメント	1ケアマネジメントの原則	・ケアマネジメントの歴史 ・適用と対象	
	2ケアマネジメントの意義と方法	・ケアマネジメントの意義 ・ケアマネジメントのプロセス ・ケアマネジメントのモデル	
⑥集団を活用した支援	1グループワークの意義と目的	・グループダイナミクス	
	2グループワークの原則	・個別化の原則、受容の原則、参加の原則、体験の原則、葛藤解決の原則、制限の原則、継続評価の原則	
	3グループワークの展開過程	・準備期、開始期、作業期、終結期	
	4セルフヘルプグループ	・共感性、分かち合い ・ヘルパーセラピー原則 ・体験的知識 ・役割モデルの習得 ・援助者の役割	
⑦コミュニティワーク	1コミュニティワークの意義と目的	・ソーシャルインクルージョン ・住民参加	
	2コミュニティワークの展開	・地域アセスメント ・地域課題の発見・認識 ・実施計画とモニタリング ・組織化 ・社会資源の開発 ・評価と実施計画の更新	【考え方】 ＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援

⑧スーパービジョンとコンサルテーション	1スーパービジョンの意義、目的、方法	・スーパービジョンの定義 ・スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係 ・スーパービジョンの機能 ・スーパービジョンの形態と方法	＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョン（自己の振り返りや自己覚知・倫理的ジレンマの解決のためのスーパービジョンを含む） ＜権利＞組織外におけるスーパービジョン、コンサルテーション
	2コンサルテーションの意義、目的、方法	・コンサルテーションの定義 ・コンサルタントとコンサルティーの関係 ・コンサルテーションの方法	＜権利＞組織内外におけるスーパービジョン、コンサルテーション

■社会福祉調査の基礎

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①社会福祉調査の意義と目的	1社会福祉調査の意義と目的	・ソーシャルワーク実践の可視化 ・ソーシャルワーク実践の理論化 ・アクション・リサーチ ・公的統計と政策決定 ・ソーシャルワークの価値や倫理と社会福祉調査の関連	
	2社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係	・古典（ブース、ラウントリー、タウンゼント等）	
	3統計法	・統計法の概要	
②社会福祉調査における倫理と個人情報保護	1社会福祉調査における倫理		
	2社会福祉調査における個人情報保護	・倫理的配慮	
③社会福祉調査のデザイン	1調査における考え方・論理	・理論と調査の関係 ・演繹法と帰納法 ・因果関係 ・内的妥当性	
	2社会福祉調査の目的と対象	・目的（探索、記述、説明） ・分析単位（個人、家族、グループ、コミュニティ、社会関係、現象等） ・サンプリング（母集団、標本、標本抽出、標本の代表性、外的妥当性）	
	3社会福祉調査でのデータ収集・分析	・フィールド調査 ・文献や既存のデータを用いた調査 ・実験 ・評価のための調査	
	4社会福祉調査のプロセス	・問の設定、概念化・操作化、対象と方法の選択、データ収集、分析、考察	
④量的調査の方法	1量的調査の概要	・多数把握、実態把握、因果関係の推論、一般化 ・経験の詳細な理解	
	2量的調査の種類と方法	・全数調査と標本調査、Web 調査 ・横断調査、縦断調査、パネル・スタディ ・母集団、標本、標本抽出 ・二次分析	
	3質問紙の作成方法と留意点	・ワーディングとその他の留意点 ・パーソナルな質問とインパーソナルな質問 ・測定（測定の水準、測定の信頼性と妥当性等） ・プレコーディングとアフターコーディング ・自計式（自記式）他計式	

	4質問紙の配布と回収	・訪問面接、郵送、留置、集合、電話、インターネット	
	5量的調査の集計と分析	・コーディング ・単純集計と記述統計、質的データの関連性（クロス集計）量的データの関連性（散布図、相関と回帰）多変量解析	
⑤質的調査の方法	1質的調査の概要	・個人の経験の詳細な理解及び他者との相互作用の詳細な理解	
	2観察法	・参与観察法、非参与観察法、統制的観察法	
	3面接法	・構造化面接法、半構造化面接法、自由面接法 ・フォーカス・グループ・インタビュー ・インタビューガイド、逐語録	
	4質的調査における記録の方法と留意点	・観察や面接の記録方法 ・音声、映像、テキストのデータの扱い方 ・実践の記録や会議資料等の活用 ・資料収集におけるICTの活用	
	5質的調査のデータの分析方法	・事例研究 ・グラウンデッドセオリーアプローチ ・ナラティヴアプローチ ・ライフストーリー、ライフヒストリー ・エスノグラフィー ・アクション・リサーチ	
⑥ソーシャルワークにおける評価	1ソーシャルワークにおける評価の意義	・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実践の評価 ・根拠に基づく実践（EBP）とナラティヴに基づく実践（NBP） ・アカウンタビリティ	
	2ソーシャルワークにおける評価対象	・実践、プログラム、政策 ・構造（ストラクチャー） ・過程（プロセス） ・結果（アウトカム） ・影響（インパクト）	
	3ソーシャルワークにおける評価方法	・シングル・システム・デザイン ・実験計画法 ・質的な評価法	

（2） 社会福祉士専門科目との突合結果

■高齢者福祉

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①高齢者の定義と特性	1高齢者の定義		
	2高齢者の特性	・社会的理解、身体的理解、精神的理解	
②高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1高齢者の生活実態	・住居 ・所得 ・世帯 ・雇用、就労 ・介護需要、介護予防	
	2高齢者を取り巻く社会環境	・独居、老老介護、ダブルケア、8050問題 ・高齢者虐待 ・介護者の離職	＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー

③高齢者福祉の歴史	1高齢者福祉の理念	・人権の尊重 ・尊厳の保持 ・老人福祉法、介護保険法における理念	
	2高齢者観の変遷	・敬老思想、エイジズム、社会的弱者、アクティブエンジング	
	3高齢者福祉制度の発展過程		
④高齢者に対する法制度	1介護保険法	・介護保険法と介護保険制度の概要 ・介護報酬の概要 ・介護保険制度における組織及び団体の役割 ・保険者と被保険者、保険料 ・要介護認定の仕組みとプロセス ・居宅サービス、施設サービスの種類	
	2老人福祉法	・老人福祉法の概要 ・老人福祉法に基づく措置	
	3高齢者の医療の確保に関する法律	・高齢者の医療の確保に関する法律の概要	
	4高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	・高齢者虐待防止法の概要 ・高齢者虐待の未然防止 ・通報義務、早期発見	
	5高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	・バリアフリー法の概要 ・施設設置管理者等の責務	
	6高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)	・高齢者住まい法の概要	
	7高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)	・高齢者雇用安定法の概要	
	8育児・介護休業法	・育児・介護休業法の概要	
⑤高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割	1高齢者と家族等の支援における関係機関の役割	・国、都道府県、市町村 ・指定サービス事業者 ・国民健康保険団体連合会 ・地域包括支援センター ・ハローワーク、シルバー人材センター	
	2関連する専門職等の役割	・介護福祉士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士 等 ・介護支援専門員、訪問介護員、介護職員、福祉用具専門相談員 等 ・認知症サポーター、介護相談員 ・家族、住民、ボランティア 等	

⑥高齢者と家族等に対する支援の実際	1高齢者領域における社会福祉士の役割		
	2高齢者と家族等に対する支援の実際（多職種連携を含む）	・高齢者、家族の就労に対する支援 ・地域包括ケアシステムにおける認知症高齢者支援 ・介護予防における支援	

■児童・家庭福祉

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①児童・家庭の定義と権利	1児童・家庭の定義	・児童の定義、家庭の定義 ・児童と家庭の関係	＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援 ＜こ福Ⅰ環＞子ども・家族・家庭の定義 ＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等） ＜こ福Ⅱ保＞家族システムの理解（虐待が起こる過程を含む） ＜虐待＞児童虐待の定義（マルトリートメント、体罰概念を含む）と児童虐待の背景
	2児童の権利	・児童憲章 ・児童権利宣言 ・児童の権利に関する条約	＜権利＞子どもの権利の考え方 ＜権利＞子どもの権利に関する経緯・歴史 ＜権利＞子どもの権利条約（国連「児童の代替的養護に関する指針」、出自を知る権利を始めとした権利を含む） ＜権利＞子どもの権利侵害 ＜権利＞子どもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのソーシャルワーク 【考え方】 ＜こ福Ⅰ環＞外国にルーツを持つ子どもや家庭の状況
②児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1児童・家庭の生活実態	・ライフサイクル、家族形態 ・子育て（出産、育児、保育、家事） ・住居、就労、経済、教育 ・課外活動、遊び	＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響（環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む） ＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境 ＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等）
	2児童・家庭を取り巻く社会環境	・いじめ ・児童虐待 ・ひとり親家庭 ・家庭内DV ・社会的養護	＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響（環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む） ＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境 ＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等） ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む） ＜権利＞社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意見表明等支援と子どもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等）

			＜権利＞子どもの支援における社会的養護の意義（児童養護施設等、里親、養子縁組等） ＜権利＞社会的養護に係る子どもへの支援（移行支援、ライフストーリーワーク） ＜権利＞児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（虐待、いじめ、不登校） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利侵害 ＜権利＞少年非行の現状と心理的・社会的背景等 ＜権利＞子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（要支援児童・要保護児童及びその家庭も含む）
③児童・家庭福祉の歴史	1児童福祉の理念	・健全育成 ・児童の権利 ・最善の利益	＜こ福Ⅰ環＞子ども家庭福祉の理念 ＜こ福Ⅰ環＞ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境 ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境 ＜権利＞子どもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのソーシャルワーク
	2児童観の変遷	・保護の対象としての児童 ・権利の主体としての児童	＜権利＞子どもの権利の考え方 ＜権利＞子どもの権利に関する経緯・歴史 ＜権利＞子どもの権利条約（国連「児童の代替的養護に関する指針」、出自を知る権利を始めとした権利を含む） ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法） ＜権利＞-5子どもの意見表明等支援とアドボカシー ＜権利＞子どもの権利侵害 ＜権利＞家庭への支援における当事者参画
	3児童・家庭福祉制度の発展過程	・児童福祉法制定 ・措置と契約 ・最善の利益	＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉制度の歴史
④児童・家庭に対する法制度	1児童福祉法	・児童福祉法の概要 ・児童相談所 ・児童福祉施設の種類、里親制度、障害児支援、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近の動向	＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法） ＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） ＜身体＞障害児や障害児の家族の支援
	2児童虐待の防止等に関する法律	・児童虐待の防止等に関する法律の概要 ・児童虐待の定義、虐待予防の取組、虐待発見時の対応	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） ＜虐待＞児童虐待の定義（マルトリートメント、体罰概念を含む）と児童虐待の背景 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	3配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）	・DV 防止法の概要 ・DV 防止法の目的、DV の定義、家庭内暴力発見時の対応	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）

	4母子及び父子並びに寡婦福祉法	・母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要 ・母子及び寡婦福祉法の目的、母子寡婦福祉資金、母子福祉施設、母子寡婦福祉制度に係る財源、母子寡婦福祉サービスの最近の動向	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	5母子保健法	・母子保健法の概要 ・母子保健法の目的、母子健康手帳、養育医療の種類、母子保健制度に係る財 源、母子保健サービスの最近の動向	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） ＜身体＞妊産婦への支援と母子保健 ＜身体＞周産期の母体、子どもの育ち（周産期の保健医療対策を含む） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	6児童手当法	・児童手当法の概要 ・児童手当の種類、児童手当に係る財源、児童手当制度の最近の動向	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	7児童扶養手当法	・児童扶養手当法の概要 ・児童扶養手当の種類、児童扶養手当に係る財源、児童扶養手当制度の最近の動向	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	8特別児童扶養手当等の支給に関する法律（特別児童扶養手当法）	・特別児童扶養手当法の概要 ・特別児童扶養手当の種類、特別児童扶養手当に係る財源、特別児童扶養手当制度の最近の動向	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	9次世代育成支援対策推進法	・次世代育成支援対策推進基本法の概要	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関

			する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	10 少子化社会対策基本法	・少子化対策基本法の概要	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	11 売春防止法	・売春防止法の概要 ・婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	12 子ども・子育て支援法	・子ども・子育て支援法の概要	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	13 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の概要	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	14 子どもの貧困対策の推進に関する法律	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の概要	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	15 子ども・若者育成支援推進法	・子ども・若者育成支援推進法の概要	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等）

			【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
	16 いじめ防止対策推進法	・いじめ防止対策推進法の概要	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等） ＜権利＞児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（虐待、いじめ、不登校） 【考え方】 ＜権利＞子どもの権利に関する国内法（児童福祉法）
⑤児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割	1児童や家庭に対する支援における公私の役割関係	・行政の責務 ・公私の役割関係	＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関わる組織等の役割（国、都道府県、市町村の役割を含む）
	2国、都道府県、市町村の役割	・国の役割 ・都道府県の役割 ・市町村の役割	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ⅰ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関わる組織等の役割（国、都道府県、市町村の役割を含む）
	3児童相談所の役割	・児童相談所の組織 ・児童相談所の業務 ・市町村及び他の機関との連携	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ⅰ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関わる組織等の役割（国、都道府県、市町村の役割を含む）
	4その他の児童や家庭(女性、若者を含む)に対する支援における組織・団体の役割	・児童福祉施設 ・家庭裁判所 ・警察 ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、婦人保護施設 ・子ども家庭総合支援拠点 ・子ども・若者総合相談センター ・子育て世代包括支援センター ・地域若者サポートステーション	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ⅰ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 ＜こ福Ⅳ行＞子ども家庭福祉に関わる組織等の役割（国、都道府県、市町村の役割を含む）
	5関連する専門職等の役割	・保育士、医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師、理学療法士、作業療法士、栄養士、弁護士 等 ・児童福祉司、児童心理司、家庭児童福祉主事、児童指導員、母子支援員 等 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー 等 ・民生委員、児童委員、主任児童委員 ・家族、住民、ボランティア 等	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ⅰ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 ＜権利＞関連する専門職等の役割 ＜権利＞社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割
⑥児童・家庭に対する支援の実際	1社会福祉士の役割		＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む）
	2支援の実際（多職種連携を含む）	・児童相談所における支援 ・要保護児童対策地域協議会における支援 ・児童虐待防止にむけた支援 ・社会的養護を必要とする児童に対する支援 ・障害児に対する支援	＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援 ＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ＜権利＞社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意

		・ひとり親家庭に対する支援 ・児童と家庭に対する就労支援 ・子どもの貧困に対する支援 ・女性、若者への支援 ・子ども・子育て妊産婦への支援	見表明等支援と子どもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等） ＜権利＞児童養護施設等における自立支援（自立支援計画、親子関係再構築支援） ＜権利＞社会的養護に係る児童、若者への切れ目のない自立支援（居住支援、就労支援や成年後見制度の活用を含む） ＜権利＞アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアの実際 ＜権利＞保育における相談支援 ＜権利＞子どもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのソーシャルワーク ＜権利＞子どもや保護者への面接技術 ＜権利＞家庭への支援における当事者参画 ＜権利＞多職種・多機関連携による支援と意義（都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む） ＜権利＞地域における子どもの生活と地域の見守り、子どもの居場所に関する支援 ＜権利＞多職種連携に関する支援の実際 • 社会的養護を必要とする子ども（児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組） • 自立支援（成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等） • 保育 • 学校教育 • ひとり親家庭 • 少年非行（司法機関（警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等）） • 貧困 • 精神保健

■貧困に対する支援

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①貧困の概念	1貧困の概念	・絶対的貧困、相対的貧困、社会的排除、社会的孤立 等	＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む） ＜権利＞貧困の概念
	2公的扶助の意義と範囲	・公的扶助の意義（生存権、セーフティーネット、ナショナルミニマム） ・公的扶助の範囲（狭義、広義）	
②貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1貧困状態にある人の生活実態	・健康 ・居住 ・就労 ・教育 ・社会関係資本	＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響（環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む） ＜権利＞貧困状態にある子どもや家庭の生活実態
	2貧困状態にある人を取り巻く社会環境	・経済構造の変化 ・家族、地域の変化 ・格差の拡大 ・社会的孤立	＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響（環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む） ＜こ福Ⅱ保＞家庭を取り巻く社会環境 ＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等）

			＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む） ＜権利＞貧困状態にある子どもや家庭を取り巻く社会環境（虐待との関係も含む）
③貧困の歴史	1貧困状態にある人に対する福祉の理念	・人権の尊重 ・尊厳の保持 ・貧困、格差、差別の解消	＜権利＞貧困状態にある子どもや家庭に対する福祉の理念
	2貧困観の変遷	・スティグマ ・貧困の測定 ・貧困の発見	
	3貧困に対する制度の発展過程	・救貧制度（日本、諸外国） ・生活保護法 ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 ・生活困窮者自立支援法	
④貧困に対する法制度	1生活保護法	・生活保護法の原理原則と概要 ・生活保護制度の動向 ・最低生活費と生活保護基準 ・福祉事務所の機能と役割 ・相談支援の流れ ・自立支援、就労支援の考え方と自立支援プログラム ・生活保護施設の役割	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜権利＞貧困に対する法制度
	2生活困窮者自立支援法	・生活困窮者自立支援法の理念と概要 ・生活困窮者自立支援制度の動向 ・自立相談支援事業と任意事業 ・生活困窮者自立支援制度における組織と実施体制 ・相談支援の流れ	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜権利＞貧困に対する法制度
	3低所得者対策	・生活福祉資金貸付制度 ・無料低額診療事業 ・無料低額宿泊所 ・求職者支援制度 ・法律扶助 ・低所得者への住宅政策と住居支援	＜こ福Ⅱ保＞関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等） ＜権利＞貧困に対する法制度
	4ホームレス対策	・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の概要 ・ホームレスの考え方と動向 ・ホームレス支援施策	
⑤貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割	1貧困に対する支援における公私の役割関係	・行政の責務 ・公私の役割関係	＜権利＞国、都道府県、市町村の役割
	2国、都道府県、市町村の役割	・国の役割 ・都道府県の役割 ・市町村の役割	＜権利＞国、都道府県、市町村の役割
	3福祉事務所の役割	・福祉事務所の組織 ・福祉事務所の業務	＜権利＞福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割
	4自立相談支援機関の役割	・自立相談支援機関の組織 ・自立相談支援機関の業務	＜権利＞福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割

	5その他の貧困に対する支援における関係機関の役割	・社会福祉協議会 ・ハローワーク、地域若者サポートステーション ・民間支援団体 等	
	6関連する専門職等の役割	・精神保健福祉士、医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士 等 ・介護支援専門員、サービス管理責任者等 ・ハローワーク就職支援ナビゲーター等 ・教諭、スクールソーシャルワーカー 等 ・弁護士、保護観察官、保護司 等 ・民生委員、児童委員、主任児童委員 ・家族、住民、ボランティア 等	＜権利＞関連する専門職等の役割
⑦貧困に対する支援の実際	1社会福祉士の役割		
	2貧困に対する支援の実際（多職種連携を含む）	・生活保護制度及び生活保護施設における自立支援、就労支援、居住支援 ・生活困窮者自立支援制度における自立支援、就労支援、居住支援 ・生活福祉資金貸付を通じた自立支援 ・多機関及び多職種、住民、企業等との連携による地域づくりや参加の場づくり	＜権利＞社会的養護に係る児童、若者への切れ目のない自立支援（居住支援、就労支援や成年後見制度の活用を含む） ＜権利＞多職種連携に関する支援の実際 • 社会的養護を必要とする子ども（児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組） • 自立支援（成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等） • 保育 • 学校教育 • ひとり親家庭 • 少年非行（司法機関（警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等）） • 貧困 • 精神保健

■保健医療と福祉

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①保健医療の動向	1疾病構造の変化	・感染症の減少 ・生活習慣病の増加	
	2医療施設から在宅医療へ	・社会的入院 ・在宅医療の役割と課題	
	3保健医療における福祉的課題	・依存症、認知症、自殺企図、虐待防止	
②保健医療に係る政策・制度・サービスの概要	1医療保険制度の概要	・医療サービス ・医療費の自己負担や保険料の減免制度、高額療養費制度、無料低額診療事業 ・労災保険、傷病手当金、特定疾患医療費助成制度	
	2診療報酬制度の概要	・診療報酬制度の体系	
	3医療施設の概要	・病院（特定機能病院、地域医療支援病院等）診療所 ・病院や病床の機能分化	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む）
	4保健医療対策の概要	・保健所の役割 ・地域医療の指針（医療計画） ・5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患） ・5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療） ・薬剤耐性（AMR）対策	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む） ＜身体＞妊産婦への支援と母子保健 ＜身体＞周産期の母体、子どもの育ち（周産期の保健医療対策を含む）

③保健医療に係る倫理	1自己決定権の尊重	・インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント ・意思決定支援、アドバンスケアプランニング	
	2保健医療に係る倫理	・医療倫理の4原則	
	3倫理的課題	・高度生殖医療、出生前診断、脳死と臓器移植、尊厳死、身体抑制	
④保健医療領域における専門職の役割と連携	1保健医療領域における専門職	・医師、歯科医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士 等 ・介護福祉士、精神保健福祉士 ・介護支援専門員、居宅介護従事者 等	＜身体＞医療と保健・福祉の連携
	2保健医療領域における連携・協働	・院内連携 ・地域医療連携（病診連携、病病連携） ・地域包括ケアシステムにおける連携	＜身体＞医療と保健・福祉の連携
⑤保健医療領域における支援の実際	1保健医療領域における社会福祉士の役割	・医療ソーシャルワーカーの業務指針	
	2保健医療領域における支援の実際（多職種連携を含む。）	・疾病及びそのリスクがある人の理解 ・入院中・退院時の支援 ・在宅医療における支援 ・終末期ケア及び認知症ケアにおける支援 ・救急・災害現場における支援 ・家族に対する支援	＜身体＞医療と保健・福祉の連携

■ソーシャルワークの基盤と専門職（社会・専門）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲	1ソーシャルワーク専門職の概念と範囲		
	2社会福祉士の職域	・行政関係 ・福祉関係（高齢者領域、障害者領域、児童・母子領域、生活困窮者自立支援・生活保護領域等） ・医療関係 ・教育関係 ・司法関係 ・独立型事務所 等 ・社会福祉士の職域拡大	
	3福祉行政等における専門職	・福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 等	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ⅰ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割
	4民間の施設・組織における専門職	・施設長、生活相談員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー 等	＜専門職＞子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ＜こ福Ⅰ環＞子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 ＜権利＞地域共生社会の実現に向けた専門職の役割
	5諸外国の動向	・欧米諸国の動向 ・その他諸外国における動向	

②ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	1ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象	・ミクロ・メゾ・マクロレベルの意味 ・ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象	【考え方】 <こ福Ⅰ環>養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 <こ福Ⅰ環>養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響(環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む) <こ福Ⅱ保>家庭を取り巻く社会環境
	2ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	・ミクロ・メゾ・マクロレベルへの介入 ・ミクロ・メゾ・マクロレベルの連関性 ・ミクロ・メゾ・マクロレベルの支援の実際	【考え方】 <こ福Ⅰ環>養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 <こ福Ⅰ環>養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響(環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む) <こ福Ⅱ保>家庭を取り巻く社会環境
③総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容	1ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な支援の意義と内容	・多機関による包括的支援体制 ・フォーマル・インフォーマルな社会資源との協働体制 ・ソーシャルサポートネットワーキング	<専門職>子ども・保護者に向き合う姿勢(ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス) <権利>多職種・多機関連携による支援の方法(コミュニケーション、コーディネーション、ファシリテーション等)
	2ジェネラリストの視点に基づく多職種連携及びチームアプローチの意義と内容	・多職種連携及びチームアプローチの意義 ・機関・団体間の合意形成と相互関係 ・利用者、家族の参画	<専門職>子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 <こ福Ⅰ環>子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割 <権利>多職種・多機関連携による支援の方法(コミュニケーション、コーディネーション、ファシリテーション等) <権利>多職種連携に関する支援の実際 • 社会的養護を必要とする子ども(児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組) • 自立支援(成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等) • 保育 • 学校教育 • ひとり親家庭 • 少年非行(司法機関(警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等)) • 貧困 • 精神保健

■ソーシャルワークの理論と方法(社会・専門)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①ソーシャルワークにおける援助関係の形成	1援助関係の意義と概念	・ソーシャルワーカーとクライエントシステムの関係	<権利>子どもや保護者への面接技術 <権利>子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術(支援者が持つ権力性への自覚を含む)(司法面接を含む)
	2援助関係の形成方法	・自己覚知と他者理解 ・コミュニケーションとラポール	<権利>子どもや保護者への面接技術 <権利>子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術(支援者が持つ権力性への自覚を含む)(司法面接を含む)
	3面接技術	・面接の意義、目的、方法、留意点 ・面接の場面と構造 ・面接の技法	<権利>子どもや保護者への面接技術 <権利>子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術(支援者が持つ権力性への自覚を含む)(司法面接を含む)
	4アウトリーチ	・アウトリーチの意義、目的、方法、留意点 ・アウトリーチを必要とする対象 ・ニーズの掘り起こし	<こ福Ⅰ環>子どもが置かれている多様な状況とニーズの理解 <権利>スクールソーシャルワークの実践モデル <権利>多様なニーズをもつ子どもや家庭への支援(地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む)のアプローチ(解決志向アプローチ等)
②ソーシャルワークにおける社会資源の活	1社会資源の活用・調整・開発	・社会資源の活用・調整・開発の意義、目的、方法、留意点 ・ニーズの集約、提言、計画策定、実施、評価	<こ福Ⅰ環>子どもが置かれている多様な状況とニーズの理解

用・調整・開発	2ソーシャルアクション	・ソーシャルアクションの意義、目的、方法、留意点	＜権利＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークに係る、不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション（児童虐待を含めた課題を抱えた子どもへの支援に関する地域社会への働きかけを含む）
③ネットワークの形成	1ネットワーキング	・ネットワーキングの意義、目的、方法、留意点 ・セーフティネットの構築とネットワーキング ・家族や住民、サービス提供者間のネットワーキング ・重層的な範囲（ミクロ・メゾ・マクロ）におけるネットワーキング ・多様な分野の支援機関とのネットワーキング	
	2コーディネーション	・コーディネーションの意義、目的、方法、留意点	
④ソーシャルワークに関連する方法	1ネゴシエーション	・ネゴシエーションの意義、目的、方法、留意点	
	2ファシリテーション	・ファシリテーションの意義、目的、方法、留意点	
	3プレゼンテーション	・プレゼンテーションの意義、目的、方法、留意点	
⑤カンファレンス	1カンファレンス	・カンファレンスの意義、目的、留意点 ・カンファレンスの運営と展開	
⑥事例分析	1事例分析	・事例分析の意義、目的	
	2事例検討、事例研究	・事例検討、事例研究の意義、目的、方法、留意点	
⑦ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際	1総合的かつ包括的な支援の考え方	・多様化、複雑化した生活課題への対応 ・今日的な地域福祉課題への対応 ・分野、領域を横断する支援	
	2家族支援の実際	・家族が抱える複合的な生活課題 ・家族支援の目的、方法、留意点	【考え方】 ＜専門職＞子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ＜こ福Ⅰ環＞養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響（環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む） ＜こ福Ⅰ環＞子どもが置かれている多様な状況とニーズの理解 ＜こ福Ⅰ環＞外国にルーツを持つ子どもや家庭の状況 ＜こ福Ⅰ環＞要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ＜こ福Ⅱ保＞保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等） ＜こ福Ⅱ保＞家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等） ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む） ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題（精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題） ＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む） ＜こ福Ⅳ精＞異文化に接した際に生じる精神保健上の課題 ＜権利＞子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（要支援児童・要保護児童及びその家庭も含む） ＜権利＞保育における相談支援

			＜権利＞スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援
	3地域支援の実際	・地域が抱える課題 ・多機関協働 ・地域住民との協働 ・地域アセスメント	【考え方】 ＜権利＞地域における子どもの生活と地域の見守り、子どもの居場所に関する支援
	4非常時や災害時支援の実際	・非常時や災害時の生活課題 ・非常時や災害時における支援の目的、方法、留意点	

■福祉サービスの組織と経営

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割	1福祉サービスを提供する組織	・社会福祉施設の現状や推移 ・各種法人の特性 ・非営利法人、営利法人 ・社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、株式会社 ・福祉サービスと連携するその他の法人 ・法人格を有しない団体(ボランティア団体)等	
	2福祉サービスの沿革と概況	・福祉サービスの歴史 ・社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉法人制度改革 ・公益法人制度改革	
	3組織間連携と促進	・公益的活動の推進 ・多機関協働 ・地域連携、地域マネジメント	
②福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論	1組織運営に関する基礎理論	・組織運営の基礎 ・組織における意思決定 ・問題解決の思考と手順 ・モチベーションと組織の活性化	＜権利＞判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り ＜権利＞重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する信念等 ＜権利＞組織マネジメント
	2集団の力学に関する基礎理論	・チームアプローチと集団力学 ・チームの機能と構成	＜権利＞判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り
	3リーダーシップに関する基礎理論	・リーダーシップ、フォロワーシップ ・リーダーの機能と役割	
③福祉サービス提供組織の経営と実際	1経営体制	・理事会、評議会等の役割 ・経営戦略、事業計画 ・マーケティング	
	2福祉サービス提供組織のコンプライアンスとガバナンス	・社会的ルールの遵守 ・説明責任の遂行 ・業務管理体制、内部管理体制の整備 ・権限委譲と責任のルール化	＜権利＞重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する信念等
	3適切な福祉サービスの管理	・品質マネジメントシステム ・PDCA とSDCA 管理サイクル ・リスクマネジメント体制 ・権利擁護制度と苦情解決体制 ・福祉サービスの質と評価	＜権利＞重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する信念等

	4情報管理	・個人情報保護法 ・公益情報保護法 ・情報公開、パブリックリレーションズ	
	5会計管理と財務管理	・財務諸表の理解、財務規律の強化 ・自主財源、寄付金、各種制度に基づく報酬 ・資金調達、ファンドレイジング ・資金運用、利益管理	
④福祉人材のマネジメント	1福祉人材の育成	・OJT、OFF-JT、SDS ・職能別研修と階層別研修 ・スーパービジョン体制 ・キャリアパス	＜専門職＞子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョン（自己の振り返りや自己覚知・倫理的ジレンマの解決のためのスーパービジョンを含む） ＜権利＞組織マネジメント ＜権利＞組織内外におけるスーパービジョン、コンサルテーション ＜権利＞組織における人材の育成と支援（心理的安全性、メンタルヘルス）
	2福祉人材マネジメント	・目標管理制度 ・人事評価システム ・報酬システム	
	3働きやすい労働環境の整備	・労働三法及び労働関係法令 ・育児休業、介護休業 等 ・メンタルヘルス対策 ・ハラスメント対策	＜権利＞組織における人材の育成と支援（心理的安全性、メンタルヘルス）

（3） 精神保健福祉士専門科目との突合結果

■精神医学と精神医療

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①精神疾患総論	1精神医学・医療の歴史	・欧米における精神医療の歴史 ・日本における精神医療の歴史	
	2精神現象の生物学的基礎	・脳の構造と機能 ・こころの生物学的理解 ・精神分析から見たこころ	＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解
	3精神障害の概念	・健康 ・精神症状 ・精神疾患 ・精神疾患に由来する障害	＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解 【考え方】 ＜身体＞健康と疾病
	4精神疾患の診断分類	・内因性、外因性、心因性 ・国際疾病分類（ICD） ・精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM）	
	5診断、検査	・診断手順と方法 ・心理検査 ・理化学的検査	
	6代表的な疾患とその症状、経過、予後	・認知症 ・てんかん ・依存症 ・統合失調症 ・気分（感情）障害 ・不安障害 ・神経症性障害、ストレス関連障害 ・摂食障害 ・発達障害	＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解 ＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）
②精神疾患の治療	1薬物治療	・薬理作用と副作用	
	2精神療法	・精神療法の種類と内容 ・集団精神療法 ・認知行動療法 ・SST	
	3脳刺激法	・電気けいれん療法 ・経頭蓋磁気刺激療法	
	4作業療法		

	5地域精神医療	・訪問診療、往診 ・訪問看護 ・アウトリーチ ・デイケア	＜こ福Ⅳ精＞7子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）
③精神医療の動向	1精神疾患患者の動向	・精神保健福祉資料、患者調査 ・入院患者の推移（疾病別、年齢階級別） ・外来患者の推移（疾病別、年齢階級別） ・在院期間、退院先 ・精神科病院数の推移 ・病棟の機能分化の推移	
	2医療制度改革と精神医療	・医療法（医療施設の類型、医療計画） ・保健医療政策 ・診療報酬制度	
	3医療機関の医療機能の明確化	・病床機能分化 ・クリティカルパス ・地域医療連携（地域完結型医療）	
④精神科医療機関における治療	1入院治療	・専門病棟	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む）
	2入院治療と人権擁護	・入院治療の歴史 ・精神保健福祉法における入院形態（任意入院、医療保護入院、措置入院、応急入院、緊急措置入院） ・医療保護入院における退院促進 ・インフォームド・コンセント ・精神科病院における処遇（隔離、身体的拘束）、行動制限の最小化 ・退院および処遇改善請求 ・精神保健指定医制度 ・精神医療審査会 ・移送制度	
	3外来治療、在宅医療	・外来 ・訪問診療、往診 ・訪問看護	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む）
	4医療観察法における入院・通院治療	・指定入院医療機関 ・医療観察病棟 ・指定通院医療機関 ・鑑定入院	
	5精神科医療機関における精神保健福祉士の役割	・相談援助 ・人権擁護 ・入院・退院時の関わり ・退院支援、退院後生活環境相談員 ・多職種カンファレンス ・家族への助言、指導 ・制度の説明・提案・相談	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む）
	6精神保健福祉士と協働する職種	・医師、薬剤師、看護師、作業療法士、管理栄養士、公認心理師	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む）
⑤精神医療と保健、福祉の連携の重要性	1治療導入に向けた支援	・早期介入 ・保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センターと役割 ・学校保健の役割 ・産業保健の役割 ・精神科救急医療システム ・認知症初期集中支援チーム ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）
	2再発予防や地域生活に向けた支援	・服薬自己管理の支援 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ・地域生活を支える多機関の役割 ・障害福祉サービス	＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）

■現代の精神保健の課題と支援

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①現代の精神保健分野の動向と基本的考え方	1精神保健の動向	・衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告 ・受療率に見る課題(受療格差と受療バリア、受療までの期間(DUI)と受療促進)	＜こ福Ⅳ精＞精神保健の動向(法制度を含む) ＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	2精神保健活動の三つの対象	・支持的精神保健 ・積極的精神保健 ・総合的精神保健	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	3精神の健康に関する心的態度	・否認、受容、回復	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	4生活と嗜癖	・自己治療説 ・依存症	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
②家族に関連する精神保健の課題と支援	1家族関係における暴力と精神保健	・DV	＜こ福Ⅳ精＞ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題(出産・育児をめぐる精神保健上の課題等) ＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題)
	2出産・育児をめぐる精神保健	・育児困難、子育て不安 ・児童虐待 ・発達障害と療育をめぐる精神保健	＜こ福Ⅳ精＞ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題(出産・育児をめぐる精神保健上の課題等) ＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題)
	3介護をめぐる精神保健	・ケアラー ・不適切ケア ・高齢者虐待	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題)
	4社会的ひきこもりをめぐる精神保健		＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題)
	5家族関係の課題	・支配・被支配、依存・共依存関係 ・家族問題を相談する機関	＜こ福Ⅳ精＞ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題(出産・育児をめぐる精神保健上の課題等) ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題)
	6グリーフケア	・死別経験と喪失経験 ・複雑性悲嘆	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題) ＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む)
	7精神保健支援を担う機関		＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ＜こ福Ⅳ精＞家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題)
③精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ	1学校教育における精神保健的課題	・いじめ、学校における暴力、自殺・不登校、学級崩壊、非行問題	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	2教員の精神保健	・燃え尽き症候群	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	3関与する専門職と関係法規	・学校保健安全法 ・いじめ防止対策推進法	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	4スクールソーシャルワーカーの役割		＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	5学校精神保健にかかわる社会資源		＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
④精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ	1現代日本の労働環境	・過労働と過労自殺	＜こ福Ⅳ精＞精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ＜こ福Ⅳ精＞子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む)
	2産業精神保健とその対策	・ストレスチェックと職場環境改善 ・職場復帰支援	＜こ福Ⅳ精＞5精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)

	3職場のメンタルヘルスのための相談	・ハラスメント相談 ・従業員援助プログラム(EAP) ・企業内保健相談活動	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	4職場内の問題を解決するための機関及び関係法規	・労働基準法 ・労働安全衛生法	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
⑤精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ	1災害被災者の精神保健	・こころのケアチーム ・支援者のケア ・DPAT	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	2犯罪被害者の支援		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	3自殺予防	・ゲートキーパー ・自傷行為、自殺未遂、自死遺族	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む)
	4身体疾患に伴う精神保健		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	5貧困問題と精神保健	・貧困とストレス ・新たな貧困問題(子どもや女性)に伴う精神保健	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	6社会的孤立	・ホームレスと精神保健 ・セルフネグレクト	<こ福Ⅳ精>精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響(社会的孤立や差別・偏見を含む) <こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	7LGBTと精神保健		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	8他文化に接することで生じる精神保健上の問題	・異文化ストレス ・文化差に配慮した支援	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>異文化に接した際に生じる精神保健上の課題
	9反復違法行為と精神保健	・違法薬物使用・盗癖・性加害・放火・ストーカー行為の反復 ・司法領域との連携	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
⑥精神保健に関する発生予防と対策	1精神保健の予防の考え方		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	2アルコール問題に対する対策	・社会問題としての依存症対策 ・個人及び家族への依存症対策(家族相談・減酒支援・受療支援) ・SBIRTS	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	3薬物依存対策	・薬物乱用防止教育 ・ハームリダクション	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	4ギャンブル等依存対策	・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との連携	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む)
	5うつ病と自殺防止対策	・ゲートキーパー	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む)
	6子育て支援と暴力、虐待予防	・親教育 ・子育て中の親支援グループ ・思春期の親グループ	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む)
	7認知症高齢者に対する対策	・介護家族支援	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	8社会的ひきこもりに対する対策	・世代別関連問題	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	9災害時の精神保健に対する対策		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
⑦地域精神保健に関する偏見・差別等の課題	1関係法規	・地域保健法 ・母子保健法	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	2精神保健に関わる人材育成		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	3精神保健における偏見	・古典的偏見 ・制御可能型偏見	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)

⑧精神保健に関する専門職種(保健師等)と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携	1国の機関とその役		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職(医療機関を含む)
	2精神保健に関係する法規		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	3保健師等の役割と連携		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職(医療機関を含む)
	4地域精神保健に係わる行政機関の役割及び連携	・精神保健福祉センター、保健所、市町村(保健センター)	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職(医療機関を含む)
	5学会や啓発団体	・いのちの電話 ・日本精神衛生会	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職(医療機関を含む)
	6セルフヘルプグループ と地域精神保健を課題とした市民団体	・家族会、当事者の会 ・市民団体	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) <こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職(医療機関を含む)
⑨諸外国の精神保健活動の現状及び対策	1世界の精神保健の実情	・障害調整生命年(DALY)	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	2WHO などの国際機関の活動	・基本 10 原則 ・アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略決議	<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)
	3諸外国の精神保健医療の実情		<こ福Ⅳ精>精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む)

■精神保健福祉の原理

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①障害者福祉の理念	1障害者福祉の思想と原理	・優生思想と社会防衛思想 ・基本的人権の保障 ・社会正義の実現 ・法の下の平等	
	2障害者福祉の理念	・リハビリテーション ・ノーマライゼーション ・エンパワメント、自立生活 ・機会均等、インクルージョン	
	3障害者福祉の歴史的展開	・基本的人権の保障(自由権と社会権) ・自立支援・社会参加支援 ・消費者としての権利保障	
②「障害」と「障害者」の概念	1国際生活機能分類(ICF)	・ICIDH ・ICF	
	2制度における「精神障害者」の定義	・障害者基本法 ・障害者総合支援法 ・精神保健福祉法	
	3精神障害の障害特性	・蜂矢モデル ・ICFモデル ・上田敏モデル	
③社会的排除と社会的障壁	1諸外国の動向	・ビアーズ ・魔女裁判/ピネル ・精神障害者の保護及び精神保健ケア改善のための諸原則(1991)	
	2日本の精神保健福祉施策に影響を与えた出来事	・相馬事件(精神病者監護法、精神病院法、呉秀三) ・ライシャワー事件(精神衛生法の改正) ・宇都宮病院事件(精神保健法、指定医) ・大和川病院事件(精神保健福祉法における入院制度、地域移行) ・池田小学校事件(医療観察法) ・相模原事件(措置入院の運用等の整	

		理）等	
	3日本の社会的障壁	・欠格条項 ・強制不妊手術 ・保健体育の教科書等 ・古典的偏見と制御可能型偏見 ・コンフリクトの種類（本質的コンフリクトと感情的コンフリクト）とレベル（ミクロ・メゾ・マクロ） ・人権侵害としての施設コンフリクト ・アルコール・薬物問題の取締法と刑罰の優先 ・自己責任論と受療への障壁	＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）
④精神障害者の生活実態	1精神科医療の特異性	・強制入院・治療 ・精神科特例 ・病床数と在院日数 ・隔離、身体的拘束 ・多剤併用 等	
	2家族	・保護義務者の歴史 ・家族とその生活実態 ・家族の多様性	＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）
	3社会生活	・居住形態、家族の同居率 ・生活保障（生活保護・年金・手帳） ・就労状況	＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）
⑤「精神保健福祉士」の資格化の経緯と精神保健福祉の原理と理念	1「精神保健福祉士」の資格化に至る経緯	・精神医学ソーシャルワーカー協会の設立 ・Y問題 ・倫理綱領の規定の経緯 ・資格化まで経緯	
	2原理・価値	・社会的復権と権利擁護 ・自己決定 ・当事者主体 ・社会正義 ・ごく当たり前の生活	
	3観点・視点	・人と環境の相互作用 ・生活者 ・エンパワメント ・リカバリー ・アンチスティグマ ・ハームリダクション	
	4関係性	・加害者性 ・援助関係 ・間主観（相互主体性） ・協働関係	
⑥「精神保健福祉士」の機能と役割	1精神保健福祉士法	・精神保健福祉士法制定と改訂の経緯 ・法の目的 ・定義 ・義務規定 ・誠実義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密保持 ・連携 等 ・資質向上の責務 ・社会福祉士法及び介護福祉士法と精神保健福祉士法との関係	
	2精神保健福祉士の職業倫理	・倫理綱領 ・倫理的ジレンマ ・専門職団体の意義と役割	
	3精神保健福祉士の業務特性	・価値、理念、視点、知識、技術による業務構成 ・ミクロ・メゾ・マクロの連続性（包括的アプローチ） ・連携（多職種連携・多機関連携）にお	

		ける精神保健福祉士の役割	
	4精神保健福祉士の職場・職域	・配置状況（医療（病院・診療所）、福祉（障害福祉サービス等事業所）、行政（精神保健福祉センター・保健所・市町村・保護観察所）、教育、司法、産業等）	
	5精神保健福祉士の業務内容と業務指針	・精神保健福祉士の業務指針及び業務分類 ・指針に基づく業務の展開例	

■ソーシャルワークの理論と方法（精神・専門）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの概要	1ソーシャルワークの構成要素	原理、理念、視点、知識、技術	
	2ソーシャルワークの展開過程	・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける展開	
	3精神保健福祉分野のソーシャルワークの基本的視点	・人と環境の相互作用 ・精神障害及び精神保健の課題を有する人とその家族の置かれている状況 ・精神疾患・精神障害の特性を踏まえたソーシャルワークの留意点	
②精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの過程	1アウトリーチ	・必要な支援にアクセスできない当事者及び家族へのアプローチ ・支援を求めない当事者層へのアプローチ ・多問題を含む家族へのアプローチ ・社会的孤立とセルフネグレクトへのアプローチ	
	2インテーク	・主訴の把握 ・スクリーニング ・契約	
	3アセスメント	・情報から情報分析・解釈へ ・人と環境の相互作用から捉えた問題の特性 ・本人に関する理解（発達・医療健康面・障害特性、心理・情緒面、ストレスコーピング、好みや価値観等） ・環境に関する理解（社会関係、経済状況、住環境、関連する法制度や支援内容等） ・アセスメントツール（エコマップ等）	
	4援助関係の形成技法	・バイスティックの援助関係を形成する技法 ・自己決定、意思決定 ・協働（パートナーシップ） ・心理的防衛機制 ・転移と逆転移 ・バウンダリー ・自己覚知	
	5面接技術とその応用	・面接の構造 ・面接技法（マイクロカウンセリング） ・生活場面面接 ・動機づけ面接	

	6支援の展開（人、環境へのアプロー チ）事例分析	・エコロジカルアプローチ（生活モデル）の展開 ・エンパメントアプローチの展開	
	7支援の展開（ケアマネジメント）	・ケアマネジメントのプロセス ・ケアマネジメントの実際（ACT、ストレングスモデルに基づくケアマネジメント、障害者総合支援法におけるケアマネジメント等）	
③精神保健福祉分野における家族支援の実際	1精神障害者家族の課題	・精神保健福祉法と家族 ・介護家族という社会的役割 ・精神障害に関連したケアラーのニーズ ・ケアラー・ヤングケアラー支援	
	2家族理解の変遷	・家族病因論 ・家族ストレス対処理論 ・家族システム論 ・家族の感情表出（EE）研究 ・ジャクソン7段階説（依存症の家族）	
	3家族支援の方法	・家族相談面接 ・家族療法的アプローチ ・家族関係における暴力への介入（DV被害者支援、DV 加害者プログラム） ・家族のリカバリー ・家族のセルフヘルプグループ	
④多職種連携・多機関連携（チームアプローチ）	1連携の意義と目的	・連携に関わる概念整理（連携、協働、チームアプローチ、ネットワーキング） ・ニーズの多様化、複合化 ・医療の機能分化、障害福祉サービスの事業化 ・包括的地域生活支援	
	2多職種連携・多機関連携の留意点	・当事者中心、当事者参加の原則 ・目標の共有 ・情報共有とプライバシー保護 ・他職種・他機関の専門性の理解と尊重 ・役割と責任の明確化	
	3チームビルディング	・リーダーシップ ・メンバーシップ ・ファシリテーション ・パワーゲーム	
	4チームの形態と特徴	・マルチディシプリナリーチーム ・インターディシプリナリーチーム ・トランスディシプリナリーチーム	
	5連携における精神保健福祉士の役割		
	6多職種連携・多機関連携（チームアプローチ）の実際（事例分析）		
⑤ソーシャルアドミニストレーションの展開方法	1ソーシャルアドミニストレーションの概念とその意義		
	2組織と精神保健福祉士の関係性	・組織経営（医療経営・事業経営）とソーシャルワーク ・専門職と被用者（二重のロイヤリティ）	
	3組織介入・組織改善の実践モデル	・生活モデルにおける組織介入技法 ・準備段階（問題の特定） ・組織分析（アセスメント） ・導入の技法 ・関与の技法（説明法、協働法、説得法、対立活用法） ・実施と制度化	

	4組織運営管理の実際	・事業計画の策定と実施マネジメント、サービス評価（PDCA サイクル） ・環境整備 ・資源調達 ・人材確保と人材育成	
⑥コミュニティワーク	1精神保健福祉分野におけるコミュニティワークの意義	・地域生活支援 ・ソーシャルインクルージョン ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	
	2地域における精神保健福祉の向上	・精神保健福祉に関する普及啓発 ・地域住民の精神保健福祉活動への参画 ・予防的アプローチ	
⑦個別支援からソーシャルアクションへの展開	1基本的視点	・当事者ニーズを軸とした展開・包括的アプローチ ・ミクロ・メゾ・マクロの連続性と展開方法	
	2個別支援から地域における体制整備	・個別支援会議 ・地域における協議会（自立支援協議会等） ・地域課題の発見・共有（個別支援の蓄積、ニーズ調査、地域アセスメント） ・地域におけるネットワークの構築 ・地域における社会資源の開発・改善（計画策定及びその実施、評価過程を含む） ・地域住民への啓発と住民参加	
	3政策提言・政策展開	・国及び広域圏において共通する課題の抽出・分析（メゾレベルにおける取り組みの限界） ・職能団体・関係団体間での課題の共有とエビデンスの集積 ・法制度上の課題の解決に向けたアクションプランと実施 ・改善・創設された法制度の活用と評価	
	4精神障害者の地域移行・地域定着に関わる展開（事例分析）		
⑧関連分野における精神保健福祉士の実践展開	1学校・教育分野	スクールソーシャルワーク	
	2産業分野	EAP	
	3司法分野		
	4その他		

■精神障害リハビリテーション論

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①精神障害リハビリテーションの理念、定義、基本原則	1精神障害リハビリテーションの理念と定義	・リハビリテーションの理念 ・権利の回復 ・生活環境への適応 ・技能の育成 ・環境面への介入	【考え方】 ＜こ福Ⅳ精＞精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）
	2医学的・職業的・社会的・教育的リハビリテーション	・医学的リハビリテーション ・職業的リハビリテーション ・社会的リハビリテーション ・教育的リハビリテーション	
	3精神障害リハビリテーションの基本原則	・基本原則	【考え方】 ＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）
	4精神障害リハビリテーションとソーシャルワークとの関係	・障害とニーズ ・個人への介入 ・環境への介入	【考え方】 ＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）
	5地域及びリカバリー概念を基盤としたリ	・リカバリー概念 ・ストレングスモデル ・地域を基盤とした精神障害リハビリテ	【考え方】 ＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）

	ハビリテーションの意義	ーションの意義	
②精神障害リハビリテーションの構成及び展開	1精神障害リハビリテーションの対象		【考え方】 ＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）
	2チームアプローチ	・多職種連携	【考え方】 ＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）
	3精神障害リハビリテーションのプロセス	・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価	【考え方】 ＜身体＞疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）
	4精神障害リハビリテーションにおける精神保健福祉士の役割		
③精神障害リハビリテーションプログラムの内容と実施機関	1医学的リハビリテーションプログラム	・認知行動療法 ・行動療法 ・作業療法 ・健康自己管理のプログラム ・依存症回復プログラム ・デイ・ケアプログラム ・実施機関（精神科病院、精神保健福祉センター等）	
	2職業的リハビリテーションプログラム	・就労準備プログラム ・援助付雇用プログラム ・IPS モデル ・復職支援プログラム ・就労定着プログラム ・実施機関（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等）	
	3社会的リハビリテーションプログラム	・社会生活技能訓練 ・心理教育プログラム ・WRAP ・生活訓練プログラム ・地域移行プログラム ・実施機関（生活訓練事業所、地域活動支援センター、共同生活援助、保護観察所等）	
	4教育的リハビリテーションプログラム	・特別支援教育プログラム ・障害学生支援プログラム ・実施機関（特別支援学校、放課後等デイサービス、児童発達支援等）	
	5家族支援プログラム	・家族心理教育 ・家族による家族支援プログラム ・実施機関（セルフヘルプグループ等）	【考え方】 ＜こ福Ⅱ保＞4家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等）
④精神障害リハビリテーションの動向と実際	1精神障害当事者や家族を主体としたリハビリテーション	・ピアサポートグループとピア活動 ・ピアスタッフ ・家族による家族支援 ・当事者プログラム	
	2依存症のリハビリテーション		

■精神保健福祉制度論

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例		指定研修での該当部分
①精神障害者に関する制度・施策の理解	1精神障害者に関する法律の体系		

②精神障害者の医療に関する制度	1精神保健福祉法の概要と精神保健福祉士の役割	・入院形態 ・入院の方法（移送制度等） ・人権擁護（退院請求、精神医療審査会、指定医制度） ・精神保健福祉法における精神保健福祉士の役割（退院後生活環境相談員等）	
	2医療観察法の概要と精神保健福祉士の役割	・審判・処遇の流れ ・処遇の内容 ・精神保健参与員の役割 ・社会復帰調整官の役割 ・医療観察法における精神保健福祉士の役割	
	3精神障害者の医療に関する課題	・非自発的入院 ・意思決定支援 ・家族等の同意 ・アウトリーチ ・精神科救急 ・地域移行、地域定着 ・医療観察法の課題	
③精神障害者の生活支援に関する制度	1相談支援制度と精神保健福祉士の役割	・相談支援制度の概要 ・相談支援制度における精神保健福祉士の役割	
	2居住支援制度と精神保健福祉士の役割	・居住支援制度の概要 ・居住支援における精神保健福祉士の役割	
	3就労支援制度と精神保健福祉士の役割	・就労支援制度の概要 ・就労支援における精神保健福祉士の役割	
	4精神障害者の生活支援制度に関する課題	・相談支援制度における課題 ・居住支援における課題 ・就労支援における課題	
④精神障害者の経済的支援に関する制度	1生活保護制度と精神保健福祉士の役割	・生活保護の概要 ・生活保護制度における精神保健福祉士の役割	
	2生活困窮者自立支援制度と精神保健福祉士の役割	・生活困窮者自立支援制度の概要 ・生活困窮者自立支援制度における精神保健福祉士の役割	
	3低所得者対策と精神保健福祉士の役割	・生活福祉資金貸付制度 ・無料定額診療所 ・無料定額宿泊所 ・求職者支援制度 ・法律扶助 ・災害救助等 ・低所得者対策における精神保健福祉士の役割	
	4精神障害者の経済的支援制度に関する課題	・精神障害者の生活実態から見える経済的支援の課題 ・無年金問題 ・生活保護被保護者の地域移行の課題	

第Ⅰ部　第３章

モデル的カリキュラムの検討
および指定研修等への養成校の
協力の在り方の検討に向けた
アンケート調査の実施

1 モデル的カリキュラムの検討および指定研修等への養成校の協力の在り方の検討に向けたアンケート調査の実施

3－1 モデル的カリキュラムの検討および指定研修等への養成校の協力の在り方の検討に向けたアンケート調査の実施

3－1―1 アンケート調査の概要

本調査研究事業では、子ども家庭福祉の新たな資格にかかる福祉系大学等養成校におけるモデル的なカリキュラムと、新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方について検討するため、合計7つのアンケート調査を実施した（表3－1）。各調査の目的及び内容は次項の通りである。

表3－1 調査研究事業で実施したアンケート調査一覧

	アンケート名称	調査実施期間
①	児童相談所調査	2022 年 10 月 11 日～2022 年 11 月 30 日
②	自治体（市区町村）調査	2022 年 10 月 11 日～2022 年 12 月5日
③	現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）調査	2022 年 10 月 11 日～2023 年1月 31 日
④	現任者（保育士）調査	2022 年 10 月 12 日～2022 年 11 月 30 日
⑤	社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査	2022 年 10 月 12 日～2023 年 1 月 31 日
⑥	現役学生（社会福祉士・精神保健福祉士養成課程在籍者）調査	2022 年 10 月 11 日～2022 年 10 月 31 日
⑦	社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査	2023 年1月 16 日～2023 年2月3日

3－1－2 各調査の目的及び内容

(1) 児童相談所調査

○調査の目的

児童相談所を対象とした調査では、新たな認定資格に対する需要を明らかにすることと、養成校ルートにおけるモデル的カリキュラムを検討するために児童福祉司（スーパーバイザー含む）の役割における重要な項目について明らかにすることを目的とした。

○調査内容

上記目的に向けて、アンケート調査では児童相談所の基本属性、回答者の基本属性、そして児童福祉司（スーパーバイザー含む）の確保（採用）・育成に関する困難感、新たな認定資格取得者の採用意向と期待、そして子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループの第2回（2022年9月27日）の資料 1（以下、WG 資料1）を基にした児童福祉司（スーパーバイザー含む）の役割における重要な項目などを質問項目として設定した。

(2) 自治体（市区町村）調査

○調査の目的

自治体（市区町村）を対象とした調査においても、児童相談所に対する調査と同様に、新たな認定資格に対する需要を明らかにすること、また養成校ルートにおけるモデル的カリキュラムを検討するために自治体の児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援を担当する職員の役割における重要な項目について明らかにすることを目的とした。

○調査内容

上記目的に向けて、アンケート調査では自治体（市区町村）の基本属性、回答者の基本属性、そして自治体の児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援を担当する職員の確保（採用）・育成に関する困難感、新たな認定資格取得者の採用意向と期待、そしてWG 資料1を基にした児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援を担当する職員の役割における重要な項目などを質問項目として設定した。

(3) 現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）調査

○調査の目的

現任者である社会福祉士および精神保健福祉士を対象とした調査では、新たな認定資格に対する取得意向を明らかにすることと、養成校ルートにおけるモデル的カリキュラムを検討するために社会福祉士および精神保健福祉士としてこれまで携わってきた業務と役割の実態について明らかにすることを目的とした。

○調査内容

上記目的に向けて、アンケート調査では回答者（社会福祉士・精神保健福祉士）の基本属性、新たな認定資格取得意向と動機、そしてWG 資料 1 を基にした子ども家庭福祉の業務と社会福祉士・精神保健福祉士業務との関連性などを質問項目として設定した。

(4)現任者（保育士）調査

○調査の目的

現任者である保育士を対象とした調査では、新たな認定資格に対する取得意向を明らかにすることと、養成校ルートにおけるモデル的カリキュラムを検討するために保育士としてこれまで携わってきた業務と役割の実態について明らかにすることを目的とした。

○調査内容

上記目的に向けて、アンケート調査では回答者（保育士）の基本属性、新たな認定資格取得意向と動機、そして WG 資料 1 を基にした子ども家庭福祉の業務と保育士業務との関連性などを質問項目として設定した。

(5)社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

○調査の目的

社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者を対象とした調査では、これらの受験生が子ども家庭福祉に関する仕事に将来従事することに対してどのような意向を有しているか、どのような模試受験生が新たな認定資格を取得したいと考えているのか、さらに社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程で学修してきた専門性に関する内容の実態について明らかにすることを目的とした。

○調査内容

上記目的に向けて、アンケート調査では回答者（模試受験者）の基本属性、子ども家庭福祉に関する仕事に従事することへの関心、新たな認定資格取得意向と動機、そして WG 資料 1 を基にした子ども家庭福祉の業務と養成課程で学修した社会福祉士・精神保健福祉士の専門性との関連性などを質問項目として設定した。

(6) 現役学生（社会福祉士・精神保健福祉士課程在籍者）調査

○調査の目的

社会福祉士・精神保健福祉士課程に在籍する現役学生を対象とした調査では、これらの現役学生が将

来新たな認定資格を取得することにどのような意向を有しているのか、またどのような学生が新たな認定資格を取得することに高い意向を有しているのか、さらにこの認定資格がどのような資格であれば取得したいと感じるのかについてそれぞれ明らかにすることを目的とした。

○調査内容

上記の目的に向けて、回答者（学生）の基本属性、目指している資格、児童福祉や障害児支援に関するアルバイト・ボランティア・インターンシップの実施経験、児童福祉に関する施設・機関における実習（相談援助実習・ソーシャルワーク）の実施経験、子ども家庭福祉（児童福祉）への学習・仕事・進路の希望、新たな認定資格への取得意向と重要と考える項目などを質問項目として設定した。

(7)社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査

○調査の目的

社会福祉士・精神保健福祉士の養成校を対象とした調査では、各養成校の養成校ルートを設置することへの意向・必要性・困難性・必要条件、また現任者ルートの指定研修等への養成校としての協力意向について明らかにすることを目的とした。

○調査内容

上記目的に向けて、養成校としての基本属性、養成校ルートへの設置意向とその動機、設置することの必要性とその理由、設置の難しさとその要因、設置を積極的に検討するために必要な条件、さらに指定研修等の研修実施機関、同研修の講師養成研修の実施機関になることへの意向、必要な条件、可能性、また同研修等への会場提供の可能性などを質問項目として設定した。

3－1－3 各調査の実施方法および結果

各調査の実施方法、対象者（回答者）、そして結果の詳細は第2部第１章に記載している。次節以降は、これらの調査結果に基づき、本調査研究事業の目的である「子ども家庭福祉の新たな資格にかかる福祉系大学等養成校におけるモデル的なカリキュラム」と、「新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方」に関する考察についてそれぞれ記述する。

2 福祉系大学等養成校のモデル的なカリキュラム構築に向けた示唆

３－２ 福祉系大学等養成校のモデル的なカリキュラム構築に向けた示唆

3－2－1 福祉系大学等養成校のモデル的なカリキュラム構築に向けた考察の要点

- ○ 子ども家庭福祉に関する多様な機関でのソーシャルワークに求められる役割を想定することが必要
- ○ 現状では十分に実施できていない内容にも着目して、なぜそれらが重要なのか、どのように実践実践現場でそのような業務を実施・実践していくのかについて学ぶことが可能なカリキュラムを検討していくことが必要
- ○ 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程で学ぶ機会がありつつも現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）はあまり実践していない内容については、事例紹介や事例検討なども交えて実践的に学ぶことに加えて、実践現場の職務に就いた後にどのような機会にどのような方法でそれらを実施していくのかを学習できる内容を検討することが必要

○ 児童相談所や自治体（市区町村）などの子ども家庭福祉の最前線の実践現場で強く求められる「緊急性を踏まえた危機介入」、「早期発見・早期介入」、そして「世帯全体のアセスメント」について十分に学べるような内容とすることが必要

○ ソーシャルワークの基本的な価値や理念、またスーパービジョンや継続的な専門性の向上といったソーシャルワーク専門職としての成長に向けた姿勢について理解するためのカリキュラムであることが必要

○ 子ども家庭福祉の分野でより専門的に求められる子どもの発達（環境との相互作用を含む）についてしっかりと学べることが必要

3－2－2 児童相談所および自治体（市区町村）の調査結果を踏まえた考察

児童相談所調査の結果（Q27-Q30）、WG 資料1を基にした全17項目の重要性に関してはほとんどが「とても重要である」「まあまあ重要である」という回答結果となった。そのなかでも「とても重要である」の回答が最も多かったのは「6.緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）（90.9%（N=110））」、そして「2.支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント（90.1%（N=109））」、「3.各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）（81.0%（N=98））」と続いた（図3－1）。

これに対して、自治体（市区町村）調査の結果で「とても重要である」の回答が最も多かったのは「1. 支援が必要な人々の早期発見・早期介入（85.0%（N=493））」であり、次いで「6.緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）（81.6%（N=473））」、「2.支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント（76.7%（N=444））」となっていた（図3－2）。

児童相談所調査と自治体（市区町村）調査において、「とても重要」の回答率が高い項目は概ね一致しつつもこのような差異が生じたのは、機関によって主に担っている役割が異なることが要因として考えられる。つまり、児童相談所では児童虐待など緊急性の高い危機介入も含む支援を最も重点的に担っており、これに対して自治体（市区町村）は住民に向き合う最前線の機関として支援が必要な人々の早期発見・早期介入が最も重視されていることが示唆されたといえよう。

他方で、児童相談所調査と自治体（市区町村）調査に共通して「5.地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）」の「とても重要」の回答率が最も低くなっていた。ここから、児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援において地域の特性等を踏まえた相談援助の重要性はあまり高くないと読み取ることには慎重である必要があると考える。現状ではマンパワー不足も含めて緊急対応が優先的に行われる結果、このような地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた相談援助の重要性が相対的に高くない状況になっていることも考えられよう。早期発見・早期介入によって予防的な支援が行われる場合には、むしろこのような地域のネットワークを活用した支援が重要になってくるのではないだろうか。

上記をまとめると、子ども家庭福祉に関する新たな認定資格の養成校ルートのカリキュラム検討においては、児童相談所のみならず子ども家庭福祉に関する多様な機関でのソーシャルワークに求められる役割を想定することが必要であるといえよう。また、現在児童虐待等の子ども家庭福祉に関する相談援助に携わる機関が重要と考える内容だけでなく、現状では十分に重視されるほど実施できていない内容にも着目して、なぜそれらが重要なのか、どのように実践現場でそのような業務を実施・実践していくのかについて学ぶことが可能なカリキュラムを検討していくことが必要といえるのではないだろうか。

3－2－3 模試受験者および現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）の調査結果を踏まえた考察

模試受験者調査の結果、全 17 項目のほとんどが養成課程における学修内容と「とても関連している（概ね

40%～60%)」「まあまあ関連している(概ね 30%～40%)」となっており、子ども家庭福祉ソーシャルワークに関する多くの学びを社会福祉士養成もしくは精神保健福祉士養成の課程で得ていることが示された(図3－3)。

これに対して、現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)調査の結果では、全 17 項目に対して「とても関連している」という回答の幅が大きくなっており(概ね 10%～60%)、また「どちらかというと関連している」や「どちらかというと関連していない」の回答率が高くなっている傾向が確認された(図3－4)。

この結果の相違は、養成課程において十分な学びの機会がありつつも、実践現場の社会福祉士や精神保健福祉士の業務としてはあまり実施されていない内容があることを示唆していると考えられる。このような内容は、養成課程で学んだあとに実践現場実践で活かしたり発揮したりする機会がないため、実践現場経験を積む中で実践力を形成する機会が少なくなっていることが懸念される。そのため、モデル的なカリキュラムを構築する際には、事例紹介や事例検討なども交えて実践的に学ぶことに加えて、実践現場の職務に就いた後にどのような機会にどのような方法でそれらを実施していくのかについてまで学習できる内容を検討することが必要であるといえよう。

また、養成校ルートのモデル的カリキュラム検討とは少し離れるが、現任者(保育士)調査の結果では、保育士の業務とあまり関連してないと示された項目も比較的多く含まれていた。現任者ルートでは、指定研修(100時間程度)に加えてソーシャルワークに関する研修の受講が必要となるが、これらの内容についてもしっかりと学ぶことができるソーシャルワーク研修の確立が望まれる。

3－2－4 模試受験者・現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)と児童相談所・自治体(市区町村)の調査結果を踏まえた考察

最後に、模試受験者調査の結果と児童相談所および自治体(市区町村)調査の結果の比較から、養成校ルートのモデル的カリキュラムの検討に必要な視点を考察する。

模試受験者調査の結果、現行の社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の学びの多くが、子ども家庭福祉に必要な 17 項目と関連していることが示されている。しかしながら、児童相談所と自治体(市区町村)において、「とても重要である」という回答が多かった「1.支援が必要な人々の早期発見・早期介入」、「2. 支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント」、「3. 各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助(ソーシャルワーク)」、そして「6.緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)(危機介入含む)」についても、模試受験者調査の結果では「とても関連している」という回答が約 60%であり、他項目と比較しても特段高い値は示されなかった。中でも「6.緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)(危機介入含む)」については「とても関連している」の回答は 52.1%と、全項目においては回答率が低い結果となっていた。

これらより、養成校ルートにおけるモデル的カリキュラムでは、児童相談所や自治体(市区町村)などの子ども家庭福祉の最前線の実践現場で強く求められる「緊急性を踏まえた危機介入」、「早期発見・早期介入」、そして「世帯全体のアセスメント」について十分に学べるような内容とすることが必要といえる。

また、「人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念」、「社会的に弱い立場にある者の最善の利益」、「スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り」、さらに「理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上」についても、模試受験者調査および現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)調査いずれにおいても「十分に理解している」とする回答があまり高くない。加えて、「子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識」、「子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受けたようであること」の理解も模試受験者、現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)ともに十分ではない(特に「子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識」)。これらより、養成校ルートのカリキュラム

ではこのような子ども家庭福祉の分野に限定しないソーシャルワークの価値や理念、また子ども家庭福祉の分野でより専門的に求められる子どもの発達（環境との相互作用を含む）についてしっかりと学べることが必要といえるだろう。

図3－1：児童相談所調査結果における児童福祉司の業務を遂行する上で各項目の重要度（児童相談所-Q27～Q30）

	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	0	2	24	95
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	0	2	10	109
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	0	0	23	98
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	0	3	46	72
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	0	10	51	60
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク）（危機介入含む）	0	1	10	110
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	0	1	44	76
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	0	2	37	82
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	0	1	23	97
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	0	3	45	73
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	0	2	44	75
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	0	3	44	74
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	0	6	38	77
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	0	1	32	88
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	0	1	28	92
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	0	1	39	81
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	0	1	30	90

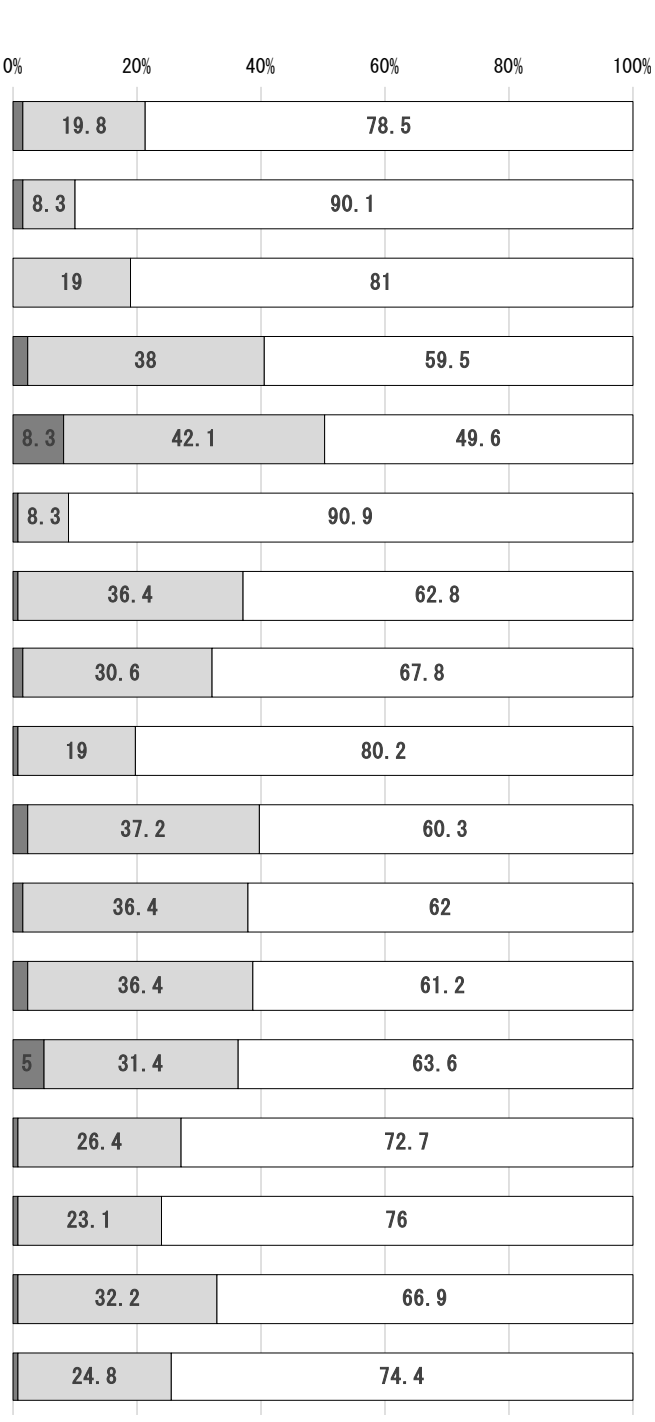

図3－2:自治体(市区町村)調査結果における児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援の業務を遂行する上で各項目の重要度(自治体(市区町村)-Q33～Q36)

	分からない	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	3	0	3	81	493
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	3	0	4	128	444
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	4	0	6	147	421
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	2	0	10	193	374
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	9	1	50	271	248
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)（危機介入含む）	13	0	7	86	473
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	29	2	20	234	294
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	22	2	19	238	298
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	7	1	9	160	401
10．自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	16	1	18	233	310
11．社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	23	5	21	248	278
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	14	2	14	221	327
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	17	2	16	230	313
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	37	4	30	249	259
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	16	2	13	202	346
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	14	1	8	170	387
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	14	1	5	183	375

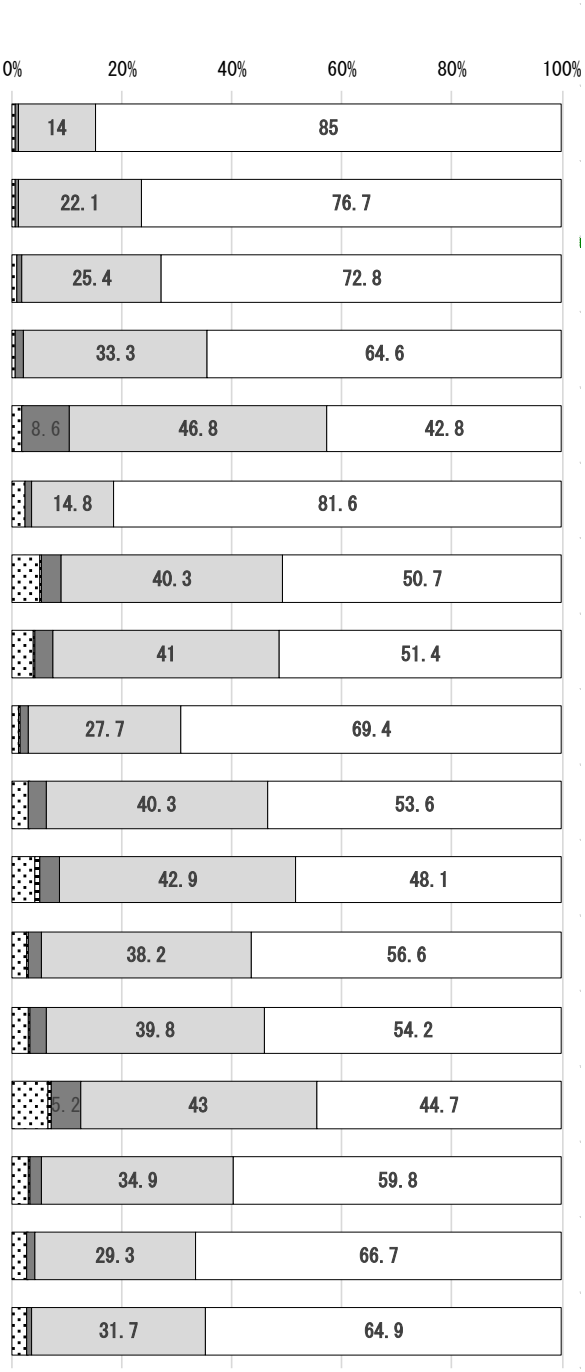

図3－3:模試受験者調査結果における社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学修内容と各項目の関連性及び理解度(模試受験者-Q21～Q24)

	まったく関連していない	ほとんど関連していない	どちらかというと関連していない	どちらかというと関連している	まあまあ関連している	とても関連している
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	2	9	22	102	359	732
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	3	5	18	80	373	740
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	4	5	20	112	367	717
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	3	6	21	119	382	692
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	4	4	25	118	375	698
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)（危機介入含む）	5	10	29	136	406	637
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	2	4	14	99	384	724
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	4	7	24	109	368	713
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	3	2	22	70	320	804
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	3	11	40	169	451	551
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	3	5	12	112	354	732
	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解できた	まあまあ理解できた	十分に理解できた
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	2	5	13	107	541	557
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	1	4	18	108	541	539
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	3	3	39	201	513	461
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	1	4	31	147	537	502
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	5	16	81	294	514	317
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	5	13	39	199	454	486

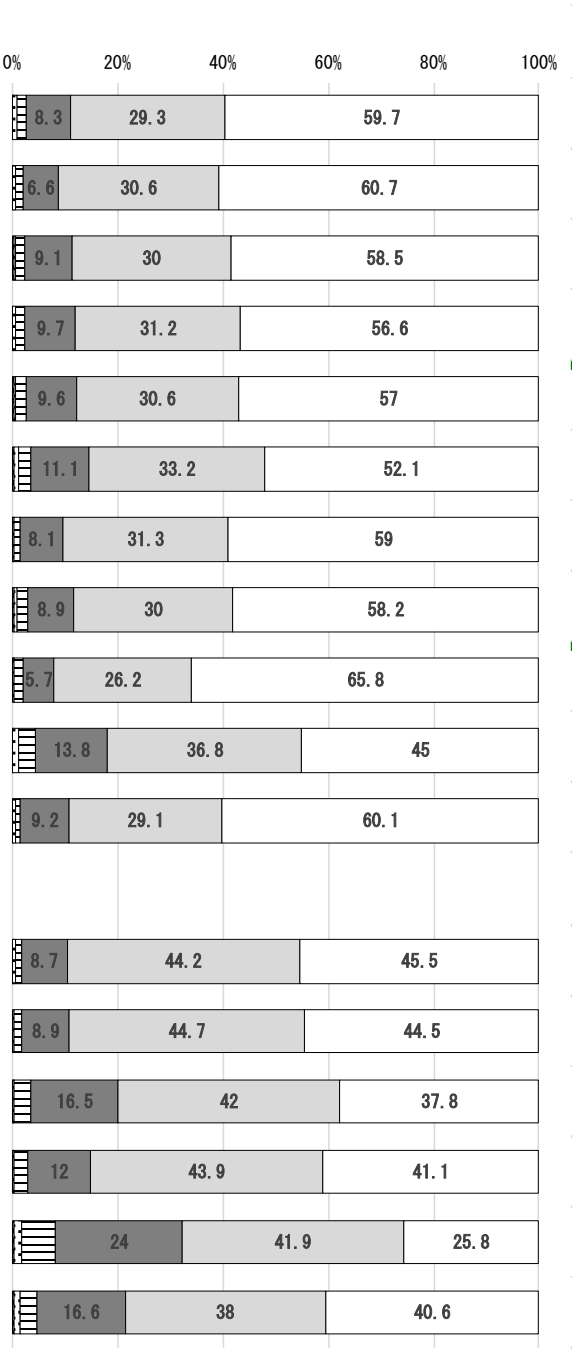

図3－4:現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)調査結果における社会福祉士・精神保健福祉士の業務と各項目の関連性及び理解度(現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)-Q22～Q25)

	まったく関連していない	ほとんど関連していない	どちらかというと関連していない	どちらかというと関連している	まあまあ関連している	とても関連している
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	21	62	132	308	519	895
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	19	59	95	260	508	996
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	35	64	131	286	508	913
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	42	82	141	304	497	871
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	53	95	189	407	538	655
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)（危機介入含む）	41	76	134	294	546	846
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	11	35	69	286	566	970
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	18	42	108	308	544	917
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	12	24	61	256	459	1125
10．自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	20	53	124	376	638	726
11．社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	14	49	84	364	570	856
	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解している	まあまあ理解している	十分に理解している
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	3	7	32	375	870	646
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	2	7	35	351	850	680
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	1	20	96	529	792	496
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	1	8	53	432	777	656
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	18	100	365	629	595	226
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	16	57	175	533	685	459

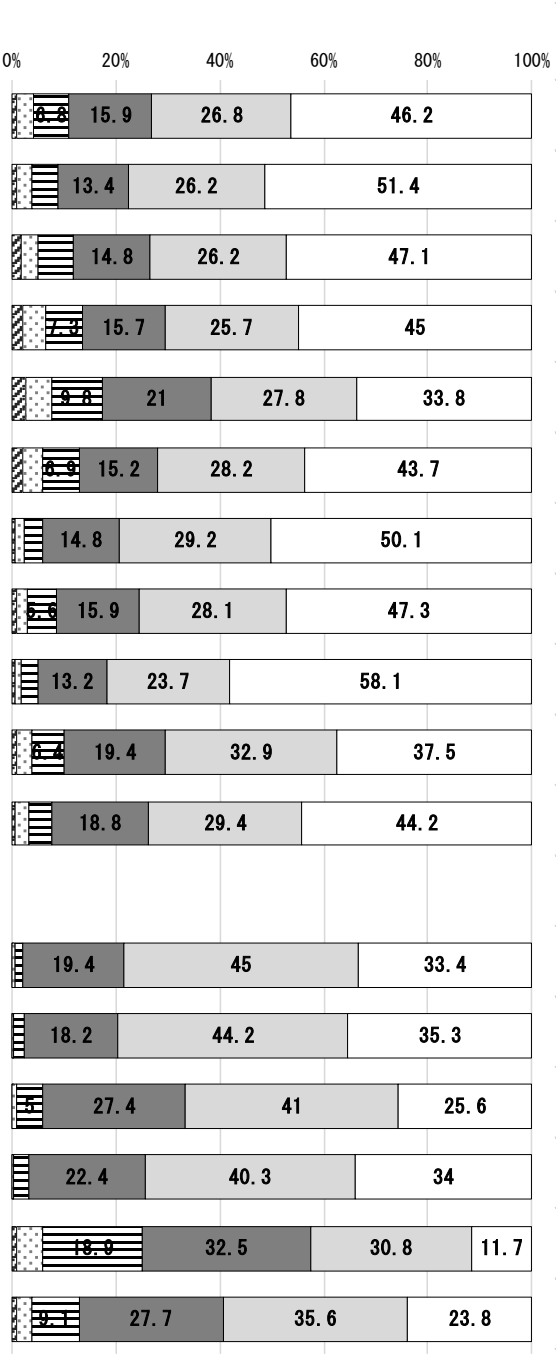

図3－5:現任者(保育士)調査結果における保育士の業務と各項目の関連性及び理解度(現任者(保育士)-Q22～Q25)

	まったく関連していない	ほとんど関連していない	どちらかというと関連していない	どちらかというと関連している	まあまあ関連している	とても関連している
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	9	22	32	109	142	236
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	11	26	57	119	169	168
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	25	44	71	131	147	132
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	47	62	103	111	108	119
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	42	63	90	112	142	101
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)（危機介入含む）	44	61	74	113	116	142
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	42	71	81	136	132	88
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	47	72	109	122	121	79
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	41	55	73	123	125	133
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	30	52	65	146	146	111
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	44	61	42	124	128	121
	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解している	まあまあ理解している	十分に理解している
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	9	37	81	203	149	70
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	6	24	68	184	177	86
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	16	42	113	181	142	53
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	8	32	82	180	171	74
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	1	6	28	143	260	112
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	0	5	18	124	233	163

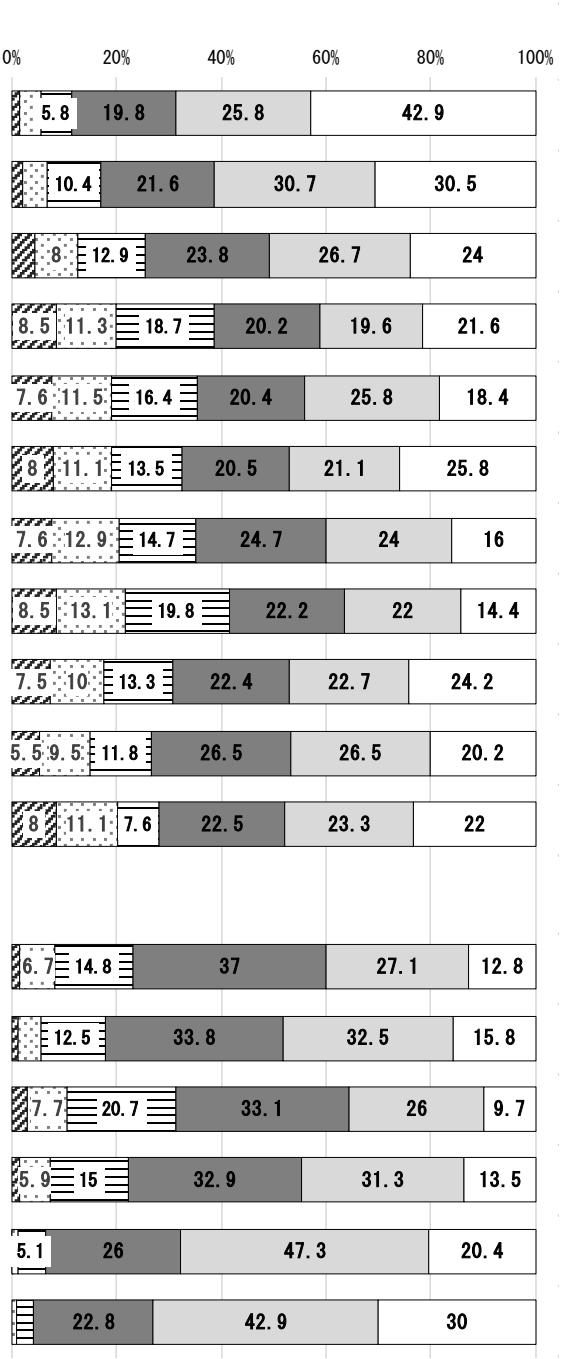

3 福祉系大学等における養成校ルート設置に関する意向と課題

3－3 福祉系大学等における養成校ルート設置に関する意向と課題

3－3－1 福祉系大学等における養成校ルート設置に関する意向と課題の考察の要点

○ 所属養成校内に養成校ルートを設置することへの意向・必要性については、5 割以上の養成校が「設置したい」という意向を示し、6 割以上の養成校が設置することへの必要性を感じている

○ 養成校ルートの設置動機としては、専門職を志す学生の学修ニーズや、子ども家庭福祉に携わる人材の確保・育成という社会ニーズに応えるという側面が重視されている

○ 養成校ルート設置に必要性を感じる理由には「専門性の高い人材を地域に輩出する」という養成校としての使命感が挙げられる

○ 養成校ルート設置について、何らかの難しさを感じている養成校が大半を占めている

○ 養成校ルート設置に向けて養成校側が感じている困難性として、「新設科目を加えた際の時間割調整」、「500 時間程度の科目の実施」、「実習先の確保」が挙げられる

○ 子ども家庭福祉の新たな資格にかかる実習の受け皿として想定される児童相談所および自治体は、実習を受け入れることについての心配事、困難性として「実習生を指導する職員（新たな認定資格保持者が想定）の確保」、「実習生を指導する職員の業務負担の増大」を挙げている

○ 養成校における養成校ルート設置を積極的に検討するために必要な条件として、「児童相談所や市町村等とのつながり」、「既存科目による新設科目の読み替え」、「認定資格の認知度向上」が重視されている

3－3－2 社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査および他調査結果を踏まえた考察

(1) 養成校における養成校ルート設置の意向とその動機

福祉系大学等に養成校ルートが創設された場合、所属養成校内に当該ルートを設置する意向がどの程度あるのかたずねたところ、「とても設置したい」が 27.8%（N=37）、「まあまあ設置したい」が 24.1%（N=32）であり、「設置したい」とする意向は回答した養成校全体の約 50%となっていた（養成校-Q9）。また、設置することへの動機について、「子ども家庭福祉に関心の高い学生の学修ニーズに対応できる」という動機では「とてもそう思う」が 42.9%（N=57）、「まあまあそう思う」が 42.9%（N=57）、「児童虐待防止などの社会のニーズに応えることができる」という動機では「とてもそう思う」が 39.1%（N=52）、「まあまあそう思う」が 40.6%（N=54）となっており、「入学生の確保につながる」や「就職先の拡大につながる」といった養成校側の経営的側面に関する動機に比して重視されている傾向が示されていた（養成校-Q10）。このことから、専門職を志す学生の学修ニーズや、社会ニーズへの対応といった養成校が担う専門職養成機能の充実化に設置動機として重きを置いていることが明らかとなった。

(2) 養成校における養成校ルート設置に向けた必要性とその理由

A) 養成校調査の結果を踏まえた考察

所属養成校内に養成校ルートを設置することへの必要性についてたずねた結果、「とても必要性を感じる」とする回答が 33.1%（N=44）、「まあまあ必要性を感じる」とする回答が 30.8%（N=41）であった（養成校-Q11）。必要性を感じるとする割合は全体の約 60%となっており、このことは先述した「設置したい」とする意向の 50%より

多い割合を示していた。また、この必要性に関する理由について「専門性の高い人材を地域に輩出する」という理由に同意する回答が多く、「とてもあてはまる」が 34.6%(N=46)、「まあまああてはまる」が 42.1%(N=56)となっていた(養成校-Q12)。こうした回答傾向から、養成校は地域社会における子ども家庭福祉の現状を鑑み、養成校としての使命感から当該ルートを所属する養成校内に設置すべきと捉えていることが推察された。

B) 児童相談所、自治体(市区町村)、現役学生調査の結果を踏まえた考察

児童相談所調査において、児童福祉司および児童福祉司スーパーバイザーとして必要な資質を備えた人材確保における困難感をたずねたところ、「とても困難を感じている」とする回答が児童福祉司(スーパーバイザー除く)の確保については 53.7%(N=66)、児童福祉司スーパーバイザーの確保については 55.3%(N=68)であった(児童相談所-Q10)。さらに、児童福祉司を専門職として育成することへの困難感についても「とても困難を感じている」が 37.4%(N=46)、「まあまあ困難を感じている」が 43.9%(N=54)となっており、児童相談所が人員確保と育成において強い困難を感じている現状が見て取れる(児童相談所-Q13)。同様の傾向は自治体調査にも見られ、児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援担当職員の確保・育成における困難感を問う質問では、「担当職員の確保(採用)」に「とても困難を感じている」と回答した者が 47.9%(N=279)、「担当職員の育成」に「とても困難を感じている」と回答した者が 32.2%(N=187)であった(自治体(市区町村)-Q19)。こうした子ども家庭福祉に関する人材確保・育成の現状を踏まえ、その社会ニーズに応えるために、養成校側は子ども家庭福祉の新たな資格養成のためのルートを所属養成校内に設置することについてその必要性を感じているものと考える。

また、現役学生調査で子ども家庭福祉(児童福祉)に関する学習や仕事などに対する関心を聞いたところ、「子ども家庭福祉に関する学習をする」ことについての関心では「とても関心がある」と答えた者が 34.9%(N=222)、「まあまあ関心がある」と答えた者が 31.6%(N=201)であった。「子ども家庭福祉に関する仕事に就く」ことへの関心では「とても関心がある」が 26.7%(N=170)、「まあまあ関心がある」が 24.7%(N=157)であり、両質問ともに「関心がある」とする回答は全体の 50%を超えていることが明らかとなった(現役学生-Q13)。このような学修ニーズの高まりもあり、所属養成校内における養成校ルート設置の意向や必要性の認識が促されているものと考える。

(3) 養成校における養成校ルート設置の困難性とその理由

A) 養成校調査の結果を踏まえた考察

養成校ルート設置に対する意向や必要性に関して肯定的な回答傾向が見られたものの、その実現については楽観視されているわけではないことが明らかとなった。養成校調査において所属養成校に養成校ルートを設置することの難しさをたずねた結果、「難しさは感じない」との回答はわずか 7.5%(N=10)に留まり、もっとも多かった回答は「かなり難しさを感じる」の 39.8%(N=53)、「難しくて設置できそうにない」とする回答も 22.6%(N=30)見られた(養成校-Q14)。また、困難を感じる要因について「とても困難である」と回答された割合が多かった項目では、「新設科目を加えた際の時間割調整」が 63.2%(N=84)、「500 時間程度の科目の実施」が 61.7%(N=82)、「実習先の確保」が 57.9%(N=77)となっており(養成校-Q14)、実際に養成校ルートの設置を促していくなかでは、意向や必要性についての認識だけでなく、設置に対する困難性についても把握し、必要に応じて支援を講じていくことが求められるものと考える。

B) 児童相談所、自治体(市区町村)の結果を踏まえた考察

子ども家庭福祉の新たな資格にかかる実習について、実習の受け皿として想定される児童相談所および自治体がどの程度受け入れる意向をもっているのか調査した結果、児童相談所では「どちらともいえない」とする

回答が 32.2%(N=39)と最も多く、次いで「資格や実習の概要が未確定のため判断できない」が 24.8%(N=30)であった(児童相談所-Q25)。自治体で最も多かった回答は「資格や実習の概要が未確定のため判断できない」の 41.5%(N=242)、次いで「どちらともいえない」とする回答の 35.7%(N=208)であり(自治体(市区町村)-Q31)、実習受け入れについてそれほど積極的な姿勢が示されているわけではないことが明らかとなった。また、新資格にかかる実習を受け入れる場合の心配なことや難しい理由については、児童相談所および自治体ともに「実習生を指導する職員(新たな認定資格保持者が想定)の確保」と「実習生を指導する職員の業務負担の増大」が上位を占めており(児童相談所-Q22, 自治体(市区町村)-Q32)、養成校側が困難を感じる「実習先の確保」の課題と併せて、こうした実習受け入れ先の体制整備を支援し、実習受け入れに向けた積極的な姿勢を構築していくことが求められる。

(4) 養成校における養成校ルート設置を積極的に検討するために必要な条件

所属養成校内に養成校ルートを設置するうえでの必要条件について質問した結果、「とても必要である」と回答した者が最も多かったものは「児童相談所や市町村等とのつながり」の 69.2%(N=92)であった。次いで、「既存科目による新設科目の読み替え」が 66.9%(N=89)であり、「認定資格の認知度向上」の 62.4%(N=83)が続いた(養成校-Q15～Q16)。必要条件として「児童相談所や市町村等とのつながり」や「既存科目による新設科目の読み替え」が挙げられたことについては、先述した設置するうえでの困難性の主要な内容である「実習先の確保」や「新設科目を加えた際の時間割調整」と表裏の関係にあるものと考える。また、「認定資格の認知度向上」についても、認知度が高まれば関係機関からの協力も得やすくなり、実習先の拡大につながるという要因から必要条件として挙げられたのではないかと考える。

4 実務者(有資格者および現任者)ルートの研修実施機関受託に向けた養成校の意向と課題

3－4 実務者(有資格者および現任者)ルートの研修実施機関受託に向けた養成校の意向と課題

3－4－1 実務者(有資格者および現任者)ルートの研修実施機関受託に向けた養成校の意向と課題に関する考察の要点

○ 現任者ルートとしての新たな認定資格取得者養成のニーズは高く、全国において遅滞なく現任者向け指定研修を実施できることは重要である

○ 現任者向け指定研修においては、子ども家庭福祉に関する専門的な知識、技術、そして実践力が習得できるよう、十分な水準を満たした内容で実施されることが必要である

○ 現時点では現任者向け指定研修の研修実施機関等になることについて多くの養成校は積極的な意向を有しておらず、消極的、もしくは分からないという状況がある

○ 研修実施機関等の体制整備には、複数団体の共同での実施や講師派遣などを含めた柔軟な運用やバックアップなどが重要である

○ 養成校が研修実施機関等になる(共同での受託や一部科目のみの担当も含む)には、児童相談所や自治体など子ども家庭福祉に関する実習先の拡大、研修実施機関等を受託・実施に対する社会的認知・評価の形成、在籍学生への受講許可などの仕組みを導入することが必要である

○ 研修会場を確実に確保するためには、今後現任者向け指定研修の内容が具体的に決められていくなかで、実施期間、必要な機材、実施時期などについても明確化していくことが必要である

○ 研修実施機関等の受託者について、会場確保を踏まえた検討が必要不可欠といえる

3－4－2 社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査および他調査結果を踏まえた考察

(1) 現任者・模試受験者・現役学生の資格取得(研修受講)の意向

新たな認定資格(仮称:子ども家庭福祉ソーシャルワーカー)が令和 6 年に創設された後、現任者向け指定研修等を受講して資格取得を目指す場合、相談援助有資格者ルート、相談援助実務経験者ルート、そして保育所等保育士ルートなどが想定される(厚生労働省:第2回 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会(令和5年3月6日))。

本調査研究事業では、現に社会福祉士や精神保健福祉士として 2 年以上の実務経験を積んだ者(現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)調査)、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験受験に向けて養成課程に在籍・修了した者(模試受験者調査、現役学生調査)、そして保育士として 4 年以上の実務経験を積んだ者(現任者(保育士)調査)の認定資格取得意向について把握した。その結果、以下のような取得意向が示された。

まず社会福祉士・精神保健福祉士の現任者については、「とても取得したいと思う(22.9%, N=462)」と「少しは取得したいと思う(39.8%, N=801)」を合わせると 60%以上の者が取得に前向きな意向を有していた(現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)-Q18)。

次に模試受験者については、「とても取得したいと思う(27.6%, N=346)」と「少しは取得したいと思う(38.9%, N=488)」を合わせると 70%近い者が取得に前向きな意向を有していた(模試受験者-Q19)。

また現役学生についても、「とても取得したいと思う(19.0%, N=119)」と「少しは取得したいと思う(40.1%, N=251)」を合わせると 60%程度の者が取得に前向きな意向を有していた(現役学生-Q17)。

加えて保育士の現任者については、「とても取得したいと思う(13.3%, N=78)」と「少しは取得したいと思う(42.7%, N=251)」となっており、上記の社会福祉士・精神保健福祉士(現任者・模試受験者・現役学生)よりは低い値であるものの、55%程度の者が取得に前向きな意向を持つ結果が示された(現任者(保育士)-Q18)。

そして新たな認定資格を取得する動機となる条件では、社会福祉士・精神保健福祉士の現任者と模試受験者の回答において「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる」で「とても重要」の回答が最も多くなっていた(現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)-Q19、模試受験者-Q20)。現役学生、保育士の回答では、「資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる」において「とても重要」の回答が最も多くなっていたものの、次いで「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる」で「とても重要」の回答が多くなっていた(現役学生-Q18、現任者(保育士)-Q19)。

上記の結果から、令和 6 年から開始される現任者ルートとしての新たな認定資格取得者養成のニーズは高く、全国において遅滞なく現任者向け指定研修を実施できることは重要であると考えられる。加えて、それらの研修においては、子ども家庭福祉に関する専門的な知識、技術、そして実践力が習得できるよう、十分な水準を満たした内容で実施されることが必要といえる。

(2) 養成校における現任者向け指定研修実施機関受託に向けた意向等

A) 養成校の研修実施機関および講師養成研修実施機関になることの意向・可能性と必要な条件

養成校調査の結果、現任者向け指定研修の研修実施機関および講師養成研修実施機関になることへの意向として、「養成校単独で実施機関になること」では「積極的である(6.1%, N=8)」と「どちらかというと積極的である(12.2%, N=16)」を合わせても 20%に満たず、現時点では多くの養成校が単独で研修実施機関等になることに消極的であることが示された。また「複数団体と共同で実施機関になること」についても、「積極的である(4.6%, N=6)」と「どちらかというと積極的である(16.8%, N=22)」を合わせて約 20%となり、複数団体で共同しても研修実施機関等になることに消極的な意向が示されている。さらに、「一部科目の講師を担当すること」でも「積極的である(10.7%, N=14)」と「どちらかというと積極的である(22.1%, N=29)」を合わせて約 30%と他よりは積極的な意向が示されたものの、消極的な意向としての回答が約 40%と、消極的な養成校が多い状況が示されている。他方で、それぞれにおいて「分からない」という回答が約 30%存在している(養成校-Q18)。

前項で述べた通り、認定資格創設後は現任者向け指定研修を全国で実施することが求められることを鑑みると、現時点における養成校の研修実施機関等になることへの意向では厳しい状況であるといえよう。他方で、研修実施機関等になることへの意向は消極的であったものの、可能性については少し異なる傾向が示された。まず研修実施機関になることについては、「養成校単独で実施機関になることが可能」が 13.7%(N=18)、「複数団体の共同で実施機関になることが可能」が 18.3%(N=24)、さらに「一部の科目の講師を担当することが可能」が 34.4%(N=45)となっており、「どれもできない」という回答は 18.3%(N=24)にとどまった(「わからない」という回答は 33.6%(N=44)と 1/3 を占めた)。また講師養成研修実施機関になることについても、「養成校単独で実施機関になることが可能」が 9.9%(N=13)、「複数団体の共同で実施機関になることが可能」が 18.3%(N=24)、さらに「一部の科目の講師を担当することが可能」が 32.8%(N=43)となっており、「どれもできない」という回答は 22.1%(N=29)と 20%となっている(養成校-Q20, Q21)。

現任者向け指定研修の講師を担当できる教員数に関する質問では、「子ども家庭福祉が専門領域で研修科目を享受できる教員」は 0 人という回答が 28.5%(N=35)となっていたが、「子ども家庭福祉が専門領域ではないが自らの専門領域に基づいて享受できる研修科目がありそうな教員」では 0 人という回答は 24.0%(N=29)と若干程度少なくなっていた。つまり、いずれかにおいて 1 人以上の教員がいる養成校が一定数以上存在していることが確認できる(養成校-Q23, Q24)。

それでは、養成校が研修実施機関等になるためにはどのような条件が必要なのだろうか。研修実施機関等になるための必要条件として、「とても必要である」の回答が最も多かったのは「社会福祉士養成教育における子ども家庭福祉領域の実習先拡大」だった。「とても必要である(52.7%, N=69)と「まあまあ必要である(24.4%, N=32)」を合わせると 75%程度の回答があった。次いで「養成校としての社会的認知の向上(学生確保)」の「とても必要である(44.3%, N=58)」「まあまあ必要である(29.8%, N=39)」が多く、さらに「研修科目への所属養成校学生の履修許可(養成課程の科目一部読み替え)」も「とても必要である(38.9%, N=51)」「まあまあ必要である(32.1%, N=42)」となっていた。他方で、他項目は「必要である」の回答率が低いものの、「高い収益性」も「とても必要である」と「まあまあ必要である」を合わせると 60%を超える回答があった(養成校-Q19)。

実際、児童相談所調査や自治体(市区町村)調査の結果、社会福祉士養成教育の実習受入として、2020 年度から 2022 年度に実習を受け入れた実績がないと回答したのは、児童相談所において 61.2%(N=74)、自治体(市区町村)において 90.4%(N=527)となっていた(児童相談所-Q21、自治体-Q27)。受け入れていない理由としては、いずれにおいても「養成校からの実習依頼がなかった(児童相談所 58.1%, N=43, Q23、自治体 70.0%, N=369, Q30)」が多く、また「実習指導者の要件を満たす職員がいなかった」、「実習を受け入れる余裕がなかった」などの回答も多い傾向が見られた。

上記をまとめると、現時点では現任者向け指定研修の研修実施機関等になることについて多くの養成校

は積極的な意向を有しておらず、消極的、もしくは分からないという状況があることが確認された。他方で、複数団体の共同で実施機関となったり、一部の科目の講師を担当したりすることなどは可能という回答が一定以上あり、研修実施機関等の体制を整えていくためには柔軟な運用、またそのバックアップなどが重要になってくると考えられた。さらに、このような状況を踏まえつつ、養成校が研修実施機関等になり（共同での受託や一部科目のみの担当も含む）、全国で研修が実施できるようにするためには、研修等を通して児童相談所や自治体など子ども家庭福祉に関する実習先が拡大すること、研修実施機関等を受託・実施していることが社会的に認知・評価されて学生募集等にもつながること、養成校として実施している研修を在籍学生も受講できることなどの仕組みを導入することが必要であると考えられる。

B） 養成校における現任者向け指定研修および講師養成研修への会場提供

最後に、現任者向け指定研修及び講師養成研修への会場提供の可能性では、「有償で会場としての使用・提供が可能」という回答が 43.5%（N=57）、「無償で会場としての使用・提供が可能」という回答が 12.2%（N=16）となり、半数を超える養成校が有償・無償いずれかの方法において会場提供が可能であると回答した。また「有償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能」は22.1%（N=29）、「無償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能」が 19.8%（N=26）となっており、合わせて40%程度の養成校で機材の貸し出しも可能であることが確認された。他方で、「わからない」という回答も 32.8%（N=43）あり、研修の実施主体、内容、期間、時期などが定まっていない現状では会場提供も検討することが難しいという養成校が 1/3 程度存在していることが示された（養成校 Q-21）。

これらより、研修の会場提供には現時点でも半数程度の養成校が可能であり、その際には必要な機材の使用・提供も可能である場合が多いことが確認された。ただし、会場は使用可能でありつつも必要機材の使用が難しい状況も生じうることが考えられる。研修会場を確実に確保するためには、今後現任者向け指定研修の内容が具体的に決められていくなかで、実施期間、必要な機材、実施時期などについても明確化していくことが必要であると考えられる。そしてその際には、どこが研修実施機関となるのかが会場使用にも大きく影響することが想定されるため、研修実施機関等の受託者についても会場確保を踏まえた検討が必要不可欠といえるだろう。

第1部　第4章

養成校ヒアリング調査

1 養成校ヒアリング調査

4－1 養成校ヒアリング調査

（調査の概要は第2部第2章第1節『養成校ヒアリング調査』参照）

結果のまとめ

課程に設置される科目のうち、子ども家庭福祉分野の専門性向上のために時間数を増やしている科目、あるいは、子ども家庭福祉ソーシャルワークの実践力向上に資するために独自に設置している科目について、ヒアリングに先立って回答を得たシートの集計からは、指定研修科目（全 18 項目）の多くの内容については、すでに社会福祉士養成課程の指定科目にて教授していることが分かった。一方で、「8. 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」「9. 子どもの心理的発達と心理的支援」「13. 保育」「18.子ども家庭福祉とソーシャルワーク－3（組織の運営管理）」で、「教えていない」という回答が若干目立ち、「14. 教育」「15. 子どもの安全確保を目的とした支援」では、「教えていない」という回答が多くを占めた。

今後、福祉系大学ルートとして子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、どのような科目やその科目の教育内容を整備することが望ましいと考えるかに関して、ヒアリングおよび事前に提出を依頼したヒアリングシートからは、次のような教育内容が示された。

- 具体的でリアリティのある事例を活用した演習（行き詰まり、失敗やネガティブな結果も含むもの）
- 事例を追体験しながら、分岐点での判断を行い、その判断の結果が示されるような作り込まれた演習
- 子ども・家庭に特化した連携・協働の実際、コラボレーション論
- 「地域子ども支援論」、地域連携教育、地域包括支援における子ども家庭福祉
- 子どもの権利（アドボカシー含む）、「子どもの権利条約」
- 社会構造の問題やジェンダー問題、マイノリティーの子どもの問題
- 子どもの心身の成長・発達、子どもという対象者理解（愛着障害など）、親や子のメンタルヘルス
- 「子ども家庭支援論」「ファミリーソーシャルワーク論」などの家族全体を理解する支援の対象としてとらえる視点（家族療法ではない）
- 学校教育（幼児教育を含む）、「学校マネジメント論」
- 児童家庭福祉に関する国・地方公共団体の役割、法律・施策
- 多文化共生、多文化ソーシャルワーク
- ソーシャルアクション
- 養成校で学んだことを試す機会（実習・例えば、連携に実際に参加する機会など）

講義で学んだことを子ども家庭支援におけるリアルで具体的な体験ができるような実習・演習の必要性の他、ミクロレベルでは、親・子のメンタルヘルスや心身の成長・発達等の対象理解に必要な知識、メゾ・マクロレベルでは、連携・協働、地域との関係、家族全体を支援するソーシャルワーク、学校、行政、多文化共生、ソーシャルアクション等が、教育内容として整備することが望ましいものに挙げられていた。他に、子どもの権利や「子どもの権利条約」、社会構造やジェンダー、マイノリティーに関する内容が、追加すべき内容として、繰り返し挙げられた。全体的に、ソーシャルワークの教育であることを常に土台として教育内容を整備する必要性が示された。

養成校において子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合の課題とその解決策については、ヒアリングおよび事前に提出を依頼したヒアリングシートからは、次のように示された。

・時間数と時間割の作成。複数資格を目指した場合、資格関連科目だけで一杯になり、学科カリキュラムの特色が出せない。学生にとっての選択肢がなくなる。CAP（1年間で履修登録できる単位数の上限）の関係
→一部 CAP から除外する科目を作る。（CAP にカウントしない）、資格間に共通科目を多く設定する。
・担当教員の確保
→教員数を増やすのは大変な状況。非常勤教員により対応。
・実習施設の確保、公的機関が実習生受け入れに消極的。新課程を設置した場合、さらに少なくなる。
→社会福祉士等の実習にも門戸を開いていただければ・・・。
・現場実習指導者の養成
→「学校での学びは机上論で実践は違う」とするような態度の変化を促す。
→児童相談所や子ども家庭支援窓口の担当者が異動により定着しない状況やまったく関係ない部署から非専門職が異動してくるような仕組みを変える。
→ソーシャルワーカーとなった卒業生を中心に養成校がバックアップする。
→都道府県によって違いがある。
→職能団体の強化
→いろいろなルートから、実習指導者講習会の受講を働きかけていただく。
・大学事務局職員や他学科教員の理解、保育士課程との関係、保育士資格を取る人の減少
・認定資格と社会福祉士・精神保健福祉士の実習先の重複による実習指導者の確保
→養成校が子ども家庭関係の施設・機関とより良く連絡を取り合い、実習指導者の確保に理解を得る。
→リカレント教育やスーパービジョンなどの役割を、養成校が担うことで、関係を構築する。

様々な資格課程がある中で、社会福祉士や精神保健福祉士だけでなく、スクールソーシャルワーク教育課程、介護福祉士、保育士など、複数の資格が取得可能な養成校では、設置する科目数が多くなることや資格課程の科目だけで養成校の科目が占められてしまいカリキュラムの特色が出せない、学生の選択肢がなくなるなどの課題が指摘された。

現場実習指導者の養成については、実習先の担当者が「ソーシャルワーク」をしているのかどうか、実習指導者としてしっかりと養成されなければならないことが指摘された。これに対して、養成校が子ども家庭分野のソーシャルワーカーとかかわり、フォローアップする仕組みが有効であり、養成→人材確保のより良い循環を生み出せる可能性が示された。

その他、担当教員の確保や実習施設の確保、実習指導者の確保の課題が示された。

今後、養成校において子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、より多くの学生が「新しい教育課程を履修してみたい」と思えるようになるために、どのような条件が整うとよりよいか、また、そのために養成校が工夫できることについて、ヒアリングおよび事前に提出を依頼したヒアリングシートからは、次のように示された。

・雇用形態や給与等の待遇が整った出口（就職）が確保されていること。児童相談所、スクールソーシャルワーカー、学校関連、公務員系でも児童相談所に限らず市町村の子ども福祉課への就職につながるというのが見えやすいこと。求人の応募条件で、優先的に採用されること。待遇改善が必要。資格があることでの給与、権限面での評価が必要。専門性は評価される、社会的に承認されるものということが実感できることが必要。働いてメンタルを壊さないようにスーパーバイザーをつけるということ。
→現場と連携し、児童家庭領域への就職が見えるようにすること。
・児童相談所の仕事がいい仕事だということを伝える。
・学生にとって過負荷とならないような条件が整うこと。カリキュラム編成で最大限学生への負担を軽減できること。社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の養成課程の科目との重なりがあって、それにプラスして取れる重要な資格であることをあまり負担感のないように伝える必要がある。
→科目や実習の読み替え等で履修のしやすさが整うこと。

・地域で子ども家庭福祉ソーシャルワークを実践している方から学ぶ機会が増えること。
・児童相談所や福祉事務所などの公的機関の実習先の確保

最も重視されていたのはいわゆる「出口（就職）」の確保であった。資格を取得するとどのような出口（就職）が確保されているのかがわかることや、資格を持っていることで優先的に採用されることの他、その出口（就職）の待遇が良いこと、権限が認められること、スーパービジョンの体制などが挙げられていた。

次に、履修する学生にとって負担が重くならないようにすることが挙げられていた。科目や実習の読み替え等を可能にすることで、履修のしやすさを高める必要性が指摘された。

今後、教育課程の設置をした場合、子ども家庭福祉の資格の取得を目指す現任者の受け入れは検討するかについては、「編入学生として受け入れる」は2校、「科目等履修生として受け入れる」は4校、「編入学生・科目等履修生として受け入れる」は2校、「その他」として、受講生が各所の養成校から科目を選択して受講できるような仕組みの提案などがあった。「受け入れは検討しない」という回答も1校あった。

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の教育課程とSSW課程との整合性についての考えについて、ヒアリングおよび事前に提出を依頼したヒアリングシートからは、次のように示された。

・子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの円があり、同じくスクールソーシャルワーカーの円があったときに、前者の円のほうが大きい。それぞれの円は重なるが、後者の円は前者の円にすべて内包されるわけではない。一部はみ出してくる部分がある。重なっている部分は、本来的には科目としても重なっているべきだが、科目としての重なりは少ない（スクールソーシャルワークの科目数が少ない）。スクールソーシャルワーク教育課程は、設置のしやすさ、履修のしやすさを考え、一部教職課程の科目を入れ込み、科目数を少なくしている。
・方向性も違うものもあり、共通化できる部分もあるが、共通化できないものも残る。
・この二つを同一のものとして捉えることはできない。
・実習先として教育機関は重複するが、学ぶ専門科目に違いがあるので、SSW課程とのダブル設置が考えられる。
・新資格とスクールソーシャルワークの教育課程は、別々に設けるほうがよい。今、子ども家庭福祉ソーシャルワークは問題が深刻であり、スクールソーシャルワーカーとコラボレーションする専門職と捉えている。
・スクールソーシャルワーク課程の教育内容との重複がかなり多い。
・子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程を本気で設定するのであれば、スクールソーシャルワーク教育課程はなくしてもよいと思う。スクールソーシャルワーク教育課程を廃止したことで不足する科目は、新課程のほうに作る。その場合、実習先を 2 か所にし、学校の立場から経験する実習と、学校以外の立場から経験する実習を行ない、両方の視点から見ていく実習が必要かもしれない。
・子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程に学校関係の科目をしっかり入れていくことで、スクールソーシャルワーク教育課程の内容も学べる状況を作ることで整合がとれる。
・スクールソーシャルワーク教育課程のほうを廃止する判断もあり得る。
・両課程を一つにしていく方向で考えている。
・教育内容はかなり重複しているので、別課程とするのであれば理由を示す必要がある。
・子ども家庭福祉ソーシャルワークとスクールソーシャルワークは重複しているので、実習時間を増やして合体させるのは一つの案としてあり得る。
・新しい資格に、現存の SSW 課程を組み込むことがベターではないか。
・子どもの課程や資格が複数あるのは望ましくない。子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程にスクールソーシャルワーク課程の内容を組み込んでいく。

大きく二つの意見に分けられ、一つは「SSW 課程は、新たに検討されているこの教育課程に含まれるため、新しい資格に SSW 課程を組み込む（SSW 教育課程を廃止する）」、一つは「SSW 教育課程と新たな資格課程は異なる人材を養成するものであるため、別々にそれぞれ設置する必要がある」というものである。それぞれの科目の相違についての指摘もあるものの、全体的には両課程をひとつにしていく方向での意見が示された。

「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待された場合、研修等の実施機関になることについての意向は、「いずれも検討したい」は2校、「指定実施機関だけ」は2校、「講師研修実施機関だけ」は0校、「現時点ではいずれも検討するつもりはない」は4校、「無回答」は1校であった。

また、今後、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することになった場合の課題としては、「費用・経費の確保」は5校、「場所の確保」は2校、「(オンライン開催の場合)設備の確保」は3校、「講師の確保」は8校であった。

他団体(職能団体等)が指定研修あるいは講師研修を実施する際に、協力が求められた場合、どのように協力できる可能性があるかについては、「会場の提供(有償)」は7校、「会場の提供(無償)」は4校、「研修運営スタッフの提供」は2校、「科目担当講師の派遣」は8校、「一部科目の開講」は5校、「実習のコーディネート」は1校、「卒業生への広報活動」は6校であった。

「指定研修」「講師研修」の実施機関になることに前向きな回答は少なかったものの、「費用・経費の確保」「講師の確保」などの課題があることが分かった。また、他団体が開催する場合には「科目担当講師の派遣」や「一部科目の開講」に協力できる可能性がある養成校も多いことから、複数の養成校が協力して研修を実施できる可能性も示唆された。

指定研修の実施に際し、養成校に対して「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待された場合、これらの研修等の実施機関となることにどのような意向を持っているかについて、「指定実施機関、講師研修実施機関のいずれも検討したい」は2校、「指定実施機関だけであれば検討したい」は2校、「講師研修実施機関だけであれば検討したい」は0校、「現時点ではいずれも検討をするつもりはない」は4校であった。

いずれの実施機関になることも検討をするつもりはない理由として、「具体的な要件が示されていない」、「専門教員が少なく、1人の持ちコマ数が多い」、「教員数が不十分で教育活動外に時間を取ることが難しい」「実習で相応の協力を得ていない」ことなどが挙げられた。いずれも、マンパワーに関連する問題が、受け入れに消極的になっている状況と関連していた。

今後、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することとなった場合、課題となると思われることについて、「費用・経費の確保」は5校、「研修会を開催できる場所の確保」は2校、「(オンライン開催の場合)研修会を開催できる設備の確保」は3校、「講師の確保」は8校、「その他」として、「法人、大学全体の理解及び事務局体制」「外部委託機関が窓口からすべての段取りを行うこと」などが挙げられた。「講師の確保」が最も多く、マンパワーの課題が繰り返し指摘された。

指定研修あるいは講師研修を他団体(職能団体等)が実施する場合、養成校に対して協力が求められた場合、協力できる可能性があることについて、「会場の提供(有償)」は7校、「会場の提供(無償)」は4校、「研修運営スタッフの提供」は2校、「科目担当講師の派遣」は8校、「一部科目の開講」は5校、「実習のコーディネート」は1校、「卒業生への広報活動」は6校であった。

養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の教育課程を設置することの意義・利点について、ヒアリングおよび事前に提出を依頼したヒアリングシートからは、次のように示された。

・学生募集の PR になる。学生の獲得にプラスになる。日本の未来のためにも、福祉の仕事に就きたいと考える高校生が増えて欲しいと願っているので、この教育課程を設置することで福祉のやりがいや社会的意義

を高校生や保護者、高校教員に向けて伝えやすくなる。高校生に人気があるので、福祉系大学の学生獲得にいい。福祉系大学の学生獲得にプラスになる。
・子ども家庭福祉ソーシャルワークに関して、認定資格を取ることを目標にして学生が学べる。学生の学びの選択肢が増える。
・家庭福祉が入っているので、子どもを守るには家庭の支援も必要で、日本の虐待支援が難しいことの一つが、子どもの権利がありつつも、子どもを育てる一番の大人は保護者というのが明確にあり、制度的に難しい中で駆け引きしながらやっていくソーシャルワーカーしか支援できないということをもっと打ち出す。市民（社会全体）に「ソーシャルワーク」が広まる可能性がある。新資格の名称には「ソーシャルワーカー」とつけてほしい。社会（市民）に対するインパクトになると思われる。
・課程を出た方が現場に行き結果を残すことを含め、相乗効果として非正規雇用を正規雇用につなげていく流れ、中長期での国への働きかけの起点になるとよい。
・養成団体業界においてプレゼンスを示すことになる。
・社会的ニーズに応えていくことになる。スペシフィックな部分もカバーした人材育成に寄与できる可能性が考えられる。
・児童分野に実習に行く学生や、将来、児童分野での活躍を希望する学生にとっては、専門的な学びをしたうえで実習に行くことができる。
・社会的には保育士不足も大きな問題であるなかで、高校生で子ども系に興味を持つ学生の取り合いになる。結局子どものことに関わる必要なスタッフは全体として増えずに不足する可能性がある。保育士との取り合いが想定されるため、苦しい状況。福祉に強い保育士が減り、幼児教育系の保育士ばかりが増えることを心配している。

養成校としては学生募集にプラスに働くことや、ソーシャルワークを学ぼうとする高校生が増える可能性を期待する声が複数挙げられていた。また、養成校のソーシャルワーク教育の質が高まることや学生の選択肢が増えることが利点として挙げられた。

ソーシャルワークそのものの認知度が高まったり、資格名称が「ソーシャルワーカー」となることで社会の中でのソーシャルワーカーの存在感が高まったりすることについても、意義・利点として指摘されていた。これと関連して、子ども分野での雇用を正規雇用につなげていく起点となることも期待されていた。

人材育成の文脈では、より専門性の高い人材育成が可能になる点も挙げられていた。

一方で、保育士不足という社会的な状況を一層深刻化させる可能性についての指摘もあった。

養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の研修実施機関となることや、研修実施に協力することの意義や利点について、ヒアリングおよび事前に提出を依頼したヒアリングシートからは、次のように示された。

・分野的にソーシャルワークがあまり進んでいないところに養成校の教員が直接教えられる機会を手にすること。ふだんから社会福祉士・精神保健福祉士を養成している教員がソーシャルワークとは何かを説明する機会が得られること自体が意義。
・都道府県や市町村に認知され、実施について協定を結びながら、より積極的に関われる機会を持てる。
・教員が現場より知ることができ、学生への教育に反映することもできる。教員のやり方によっては、現場の困り感を伝えたり、現場の好事例を学生の教育に生かしたりすることができる。研修機関の研修に学生が参加することができれば、直接的に一緒に学びを深めることができる。現場と協働して授業を実施できるかもしれない。大学と地域社会福祉実践現場とが協働することで、大学には現場実践で培われた知識・技術が入り、現場には大学での教育内容や学生や教員との対話の機会を通しての学びが入り、お互いWINWIN の関係が築ける。
・教員の資質向上につながる。教員が教えてもらう状況もあると思う。現任者研修を通じて、教員が現任者と関わる機会を持てる、資質向上・ブラッシュアップにつながれるので、大変であると思うが、受ける意義はあるように感じている。
・現場を変える力になると考える。ソーシャルワークについて学び直してもらうのは重要。行政職員の参加も多いと思うので、子ども家庭福祉の現場をよくしていくためには自身の立場（予算が取れる）だからできることや連携について学んでもらえると良い循環が生み出せるのではないか。研修の部分でミクロ～マクロの循環を学んでもらい、そこで自身ができることを学ぶ機会にしてもらえると大学としても意味がある。そこに

学生も関われると、良い学びになる（学生の教育の面でも良い）。この研修がおもしろい一つのきっかけになるのではないかと思う。いろいろな立場の人が関わってくるようになると、いろいろな声が集まり課題が見えてくる。（課題解決のために）これが必要ということが行政の上の人が分かってくると、いろいろと早い。予算請求につながる機会になり、現場がやりやすくなるきっかけになるとよい。

・大学で資格を出している存在意義として、大学が地域の人材育成に貢献すること。リカレント教育含め、現場の方の教育含め、有意義と思う。
・養成校が協力することは当然のこと。
・大学院進学に繋がる。
・地域貢献になる。社会的課題の解決にも貢献できるのではないか。
・一つの養成校で全科目の教員を確保することは、かなりハードルが高い。コンソーシアム形式でいくつかで連合で受けるしかないように思う。コンソーシアム形式で受け、かつ教員向け講習を行うことが必要。

研修実施機関となることや研修実施に協力することで、養成校と子ども分野の実践に取り組む現任者がつながれることが、意義や利点として多く挙げられた。これにより、「養成校の教員が現任者にソーシャルワークを伝える機会を持てること」「学生が現場の状況を学ぶ機会の確保」「現任者と学生が共に学ぶことによる相乗効果への期待」「教員の資質向上」「行政職員とのつながり構築」などにつながることが話された。

他には、養成校が協力することは当然のことであるという回答や、地域への貢献、大学院への進学につながるなどの期待も聞かれた。

第Ⅰ部　第５章

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程と「子ども家庭福祉に関する新課程」の設置にかかる検討

1 社会福祉士・精神保健福祉士養成教育における子ども家庭福祉に関する教育の実施状況

5－1 社会福祉士･精神保健福祉士養成教育における子ども家庭福祉に関する教育の実施状況

本節では、各養成校に対するヒアリング調査、あるいは認定資格の指定研修カリキュラムと社会福祉士・精神保健福祉士の教育内容の照らし合わせにより、教育の整合性と有効性について整理を行う。

本表は、子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（まとめ）「（別添）こども家庭福祉に係る研修（イメージ）」（第9回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関するワーキンググループ（2023 年2月８日開催）参考資料1）に対し、社会福祉士･精神保健福祉士の養成カリキュラムならびにスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を突合して作成したものである。以下、基にした資料ならびに手順を記す。

【突合作業にて使用した資料と突合手順】

使用した資料は以下である。

① 社会福祉士養成カリキュラム（令和元年改訂版、社会･援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室）
② 精神保健福祉士養成カリキュラム（令和元年改訂版、厚生労働省社会･援護局　障害保健福祉部　精神･障害保健課）
③ スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）（2021 年4月１日　一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟）
④ 子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（まとめ）「（別添）こども家庭福祉に係る研修（イメージ）」（第9回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関するワーキンググループ（2023 年2月８日開催）参考資料1）

突合手順は以下である。

1）突合作業をより円滑にするため、資料①、②、③の「想定される教育内容の例」にそれぞれナンバリングを行う
2）資料④の「想定される研修内容の例示」に記載されている研修内容を示すキーワードや文章について、資料①、②、③に掲載がないか、文書作成アプリケーションのキーワード検索機能を使用し検索
3）掲載されている部分を読み下し、同一の事項を取り扱った教育内容であると読める場合は「共通している教育内容」と判断し、資料④の「想定される研修内容の例示」と併記
　特に例示が不明な項目は、「確認が必要」と記載した

なお、恣意的な判断を極力避けるため、本作業は複数人で実施し、またキーワード検索時に合致しているかどうかを優先し判断した。また、上記手順で作業を進めた際、資料①、②、③にて提示されている「想定される研修内容の例示」で示された内容が資料④の複数の箇所に該当する場合においては、該当箇所すべてに記載した。なお、記載ルールについては以下である。

【記載ルールについて】

- 一部を含んでいると想定される箇所については【考え方】と併記し記載した。
- 各科目についてはスペースの関係上略称を用いた。各科目の略称と正式名称は以下である。

1. 医学概論（共通科目）
2. 心理学と心理的支援（共通科目）
3. 社会学と社会システム（共通科目）
4. 社会福祉の原理と政策（共通科目）
5. 社会福祉調査の基礎（共通科目）
6. ソーシャルワークの基盤と専門職（共通科目）
7. ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)（社会福祉士専門科目）
8. ソーシャルワークの理論と方法（共通科目）
9. ソーシャルワークの理論と方法(専門)（社会福祉士専門科目）
10. 地域福祉と包括的支援体制（共通科目）
11. 福祉サービスの組織と経営(社会福祉士専門科目）
12. 社会保障（共通科目）
13. 高齢者福祉(社会福祉士専門科目）
14. 障害者福祉（共通科目）
15. 児童・家庭福祉(社会福祉士専門科目）
16. 貧困に対する支援(社会福祉士専門科目）
17. 保健医療と福祉(社会福祉士専門科目）
18. 権利擁護を支える法制度（共通科目）
19. 刑事司法と福祉（共通科目）
20. ソーシャルワーク演習（共通科目）
21. ソーシャルワーク演習(専門)
22. ソーシャルワーク実習指導(社会福祉士専門科目）
23. ソーシャルワーク実習(社会福祉士専門科目）

精専1. 精神医学と精神医療
精専2. 現代の精神保健の課題と支援
精専3. 精神保健福祉の原理
精専4. ソーシャルワークの理論と方法
精専5. 精神障害リハビリテーション論
精専6. 精神保健福祉制度論
精専7. ソーシャルワーク演習（専門）
SSW-1. スクール（学校）ソーシャルワーク論
SSW-2.「教育の基礎的理解に関する科目」の「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」

表５－１　指定研修と社会福祉士・精神保健福祉士の養成カリキュラムならびにスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の教育内容の突合

科目名（講義33・演習67.5	時間（上段：講義、下段：演習）	専門性に係るWG資料中「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示	現状のカリキュラムの該当箇所
【講義】					
1. 子どもの権利擁護	1.5 7.5	1. ○　子どもの最善の利益を考慮して、子どもの福祉の推進に貢献する。	①子どもの権利の考え方について理解する ②子どもの権利に関する経緯について理解する ③子どもの権利条約や国内法について理解する ④子どもの権利擁護のための意見表明等支援とアドボカシーについて理解する	①子どもの権利の考え方 ②子どもの権利に関する経緯・歴史 ③子どもの権利条約（国連「児童の代替的養護に関する指針」、出自を知る権利を始めとした権利を含む） ④子どもの権利に関する国内法（児童福祉法） ⑤子どもの意見表明等支援とアドボカシー ⑥子どもの権利侵害	①:15-1-2 児童の権利　15-3-2 児童観の変遷 ②:15-1-2 児童の権利　15-3-2 児童観の変遷、SSW1-1-2 スクール（学校）ソーシャルワークの価値・倫理 ③:15-1-2 児童の権利　15-3-2 児童観の変遷 ④:15-3-2 児童観の変遷　15-4-1 児童福祉法　15-4-2 児童虐待の防止等に関する法律　15-4-3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）15-4-4 母子及び父子並びに寡婦福祉法　15-4-5 母子保健法　15-4-6 児童手当法　15-4-7 児童扶養手当法　15-4-8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（特別児童扶養手当法）15-4-9 次世代育成支援対策推進法　15-4-10 少子化社会対策基本法　15-4-11 売春防止法　15-4-12 子ども・子育て支援法　15-4-13 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律　15-4-14 子どもの貧困対策の推進に関する法律　15-4-15 子ども・若者育成支援推進法　15-4-16 いじめ防止対策推進法　18-2-1 憲法　18-2-2 民法　18-2-3 行政法 ⑤:6-3-1 ソーシャルワークの原理　6-3-2 ソーシャルワークの理念　10-1-5 地域福祉の主体と形成　15-3-2 児童観の変遷　18-3-1 権利擁護の意義 ⑥:6-3-1 ソーシャルワークの原理　15-1-2 児童の権利　15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境　15-3-2 児童観の変遷
2. 子ども家庭福祉分野のソーシャ	1.5 6	1. ○　ソーシャルワークの基本的理念や、ソー	①子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの倫理や価値を踏まえた、専門職の役	①子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ②子ども・保護者に向き合う	①:6-2-1 ソーシャルワークの定義　6-3-1 ソーシャルワークの原理　6-3-2 ソーシャルワークの理念　6-5-1 専門職倫理の概念　6-5-2 倫理綱

ルワークの専門職の役割		シャルワークの専門職の役割を十分に認識する。	割を理解する。 ②子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョンの意義と方法を理解する。 ③子どもに対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する。	姿勢(ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス) ③子ども・保護者との関係性に対する理解(ポジショナリティ、パートナーシップ)と子どもの福祉のための子どもや保護者を中心とした支援 ④子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ⑤子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョン(自己の振り返りや自己覚知・倫理的ジレンマの解決のためのスーパービジョンを含む)	領 6-5-3 倫理的ジレンマ 15-6-1 社会福祉士の役割 ②:6-2-1 ソーシャルワークの定義 7-3-1 ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な支援の意義と内容 8-1-4 ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク 8-2-1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ 8-2-1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ ③:3-2-1 社会システム 3-4-1 家族とジェンダー 8-1-1 システム理論 8-1-2 生態学理論 8-1-3 バイオ・サイコ・ソーシャルモデル 8-1-4 ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク 9-7-2 家族支援の実際 15-1-1 児童・家庭の定義 15-2-1 児童・家庭の生活実態 15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) ④:7-1-3 福祉行政等における専門職 7-1-4 民間の施設・組織における専門職 7-3-2 ジェネラリストの視点に基づく多職種連携及びチームアプローチの意義と内容 10-6-1 多機関協働を促進する仕組み 10-6-2 多職種連携 15-5-2 国、都道府県、市町村の役割 15-5-3 児童相談所の役割 15-5-4 その他の児童や家庭(女性、若者を含む)に対する支援における組織・団体の役割 15-5-5 関連する専門職等の役割 ⑤:8-8-1 スーパービジョンの意義、目的、方法 11-4-1 福祉人材の育成
3. 子ども家庭福祉－1 (子ども家庭をとりまく環境と支援)	3 1.5	2. ○ 子どもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに	①子ども・家族・家庭の定義と権利について理解する ②子どもの養育環境や社会環境が子どもに及ぼす影響を理解する ③子どもが置かれている多様な状況とニーズを理解する	①子ども・家族・家庭の定義 ②子ども家庭福祉の理念 ③ライフステージ(胎児期・周産期～青年期等)ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境 ④養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ⑤養育環境・社会環境が子どもに及ぼす影響(環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境と子どもとの相互作用を含む) ⑥子どもが置かれている多	①:15-1-1 児童・家庭の定義 3-4-1 家族とジェンダー ②:15-3-1 児童福祉の理念 ③:1-1-1 ライフステージにおける心身の変化と健康課題 1-1-3 ライフステージ別の健康課題 2-3-1 生涯発達 2-3-2 心の発達の基盤 3-4-4 世代 15-3-1 児童福祉の理念 ④:2-2-7 人と環境 3-4-1 家族とジェンダー 3-4-4 世代 7-2-1 ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象 7-2-2 ミクロ・メゾ・マク

		当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者(要支援者)の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。 ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。		様な状況とニーズの理解 ⑦外国にルーツを持つ子どもや家庭の状況 ⑧要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ⑨子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割	ロレベルにおけるソーシャルワーク 9-7-2 家族支援の実際 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 16-2-2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 18-2-2 民法 ⑤:2-2-7 人と環境 3-4-1 家族とジェンダー 3-4-4 世代 7-2-1 ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象 7-2-2 ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク 9-7-2 家族支援の実際 15-2-1 児童・家庭の生活実態 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 16-2-1 貧困状態にある人の生活実態 16-2-2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 ⑥:4-3-4 社会福祉の対象とニーズ 4-6-1 ニーズ 9-1-4 アウトリーチ 9-2-1 社会資源の活用・調整・開発 9-7-2 家族支援の実際 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ ⑦:6-3-1 ソーシャルワークの原理 9-7-2 家族支援の実際 10-4-2 地域社会の変化 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ 15-1-2 児童の権利 ⑧:9-7-2 家族支援の実際 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ 10-4-4 地域福祉と社会的孤立 13-2-2 高齢者を取り巻く社会環境 14-2-2 障害者を取り巻く社会環境 15-2-1 児童・家庭の生活実態 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) ⑨:7-1-3 福祉行政等における専門職 7-1-4 民間の施設・組織における専門職 7-3-2 ジェネラリストの視点に基づく多職種連携及びチームアプローチの意義と内容 10-6-1 多機関協働を促進する仕組み 10-6-2 多職種連携 15-5-2 国、都道府県、市町村の役割 15-5-3 児童相談所の役割 15-5-4 その他の児童や家庭(女性、若者を含む)に対する支援における組織・団体の役割 15-5-5 関連する専門職等の役割

4. 子ども家庭福祉―2(保護者や家族の理解)	1.5 3	2. ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。	①保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する ②家族に対する支援について理解する ③家族システムの理解について理解する ④子ども・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する ⑤ひとり親家庭が置かれた状況や課題について理解する	①家庭を取り巻く社会環境 ②保護者や家族の理解(DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等) ③家族の機能 ④家族理解とその支援の手法(ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖)(ジェノグラム、エコマップ等) ⑤家族システムの理解(虐待が起こる過程を含む) ⑥関連する法制度(母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、DV 防止法、生活困窮者自立支援法等)	①:2-2-7 人と環境 3-4-1 家族とジェンダー 3-4-4 世代 7-2-1 ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象 7-2-2 ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク 15-2-1 児童・家庭の生活実態 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 15-3-1 児童福祉の理念 16-2-2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 18-2-2 民法 19-1-2 刑事司法を取り巻く社会環境 ②:1-4-3 障害の概要 2-4-1 心の不適応 3-4-1 家族とジェンダー 3-4-2 健康 3-4-4 世代 4-4-1 現代における社会問題 9-7-2 家族支援の実際 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ 10-4-4 地域福祉と社会的孤立 14-1-2 障害者の定義と特性 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 15-4-3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法) 16-1-1 貧困の概念 16-2-2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 ③:3-4-1 家族とジェンダー ④:3-4-1 家族とジェンダー 8-4-2 記録の方法と実際 9-7-2 家族支援の実際 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ 15-1-1 児童・家庭の定義 15-2-1 児童・家庭の生活実態 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 16-2-2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 精専 5-3-5 家族支援プログラム ⑤:3-4-1 家族とジェンダー 15-1-1 児童・家庭の定義 ⑥:15-4-1 児童福祉法 15-4-2 児童虐待の防止等に関する法律 15-4-3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法) 15-4-4 母子及び父子並びに寡婦福祉法 15-4-5 母子保健法 15-4-6 児童手当法 15-4-7 児童扶養手当法 15-4-8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(特別児童扶養手当法) 15-4-9 次世代育成支援対策推進法 15-4-10 少子化社会対策基本法 15-4-11 売春防止法 15-4-12

					子ども・子育て支援法 15-4-13 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 15-4-14 子どもの貧困対策の推進に関する法律 15-4-15 子ども・若者育成支援推進法 15-4-16 いじめ防止対策推進法 16-4-1 生活保護法 16-4-2 生活困窮者自立支援法 16-4-3 低所得者対策
5. 子ども家庭福祉－3(精神保健の課題と支援)	3 3	2. ○ 子どもの障害、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。	①現代の精神保健の動向について理解する ②精神保健に関する差別や偏見等の課題を理解する ③ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題を理解する ④家族に関連する精神保健の課題について理解する ⑤精神保健福祉に関する支援、精神保健に関する発生予防と対策について理解する ⑥専門職等の役割について理解する	①精神保健の動向(法制度を含む) ②子どもや保護者の精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解 ③ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題(出産・育児をめぐる精神保健上の課題等) ④精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響(社会的孤立や差別・偏見を含む) ⑤精神保健福祉に関する支援(精神保健上の課題の予防を含む) ⑥家庭における関係の課題(精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題) ⑦子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援(遺族・遺児への支援を含む) ⑧異文化に接した際に生じる精神保健上の課題 ⑨精神保健福祉に関する支援を担う機関(医療機関を含む)	①:精専 2-1-1 精神保健の動向 ②:精専 1-1-2 精神現象の生物学的基礎 精専 1-1-3 精神障害の概念 精専 1-1-7 代表的な疾患とその症状、経過、予後 ③:精専 2-2-1 家族関係における暴力と精神保健 精専 2-2-2 出産・育児をめぐる精神保健 精専 2-2-5 家族関係の課題 ④:1-4-3 障害の概要 3-3-3 差別と偏見 4-4-1 現代における社会問題 9-7-2 家族支援の実際 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ 10-4-4 地域福祉と社会的孤立 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 16-1-1 貧困の概念 16-2-2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 精専 2-5-6 社会的孤立 精専 3-3-3 日本の社会的障壁 精専 3-4-2 家族 精専 3-4-3 社会生活 ⑤:精専 2-1-1 精神保健の動向 精専 2-1-2 精神保健活動の三つの対象 精専 2-1-3 精神の健康に関する心的態度 精専 2-1-4 生活と嗜癖 精専 2-2-1 家族関係における暴力と精神保健 精専 2-2-2 出産・育児をめぐる精神保健 精専 2-2-3 介護をめぐる精神保健 精専 2-2-4 社会的ひきこもりをめぐる精神保健 精専 2-2-6 グリーフケア 精専 2-2-7 精神保健支援を担う機関 精専 2-3-1 学校教育における精神保健的課題 精専 2-3-2 教員の精神保健 精専 2-3-3 関与する専門職と関係法規 精専 2-3-4 スクールソーシャルワーカーの役割 精専 2-3-5 学校精神保健にかかわる社会資源 精専 2-4-

					1 現代日本の労働環境 精専 2-4-2 産業精神保健とその対策 精専 2-4-3 職場のメンタルヘルスのための相談 精専 2-4-4 職場内の問題を解決するための機関及び関係法規 精専 2-5-1 災害被災者の精神保健 精専 2-5-2 犯罪被害者の支援 精専 2-5-3 自殺予防 精専 2-5-4 身体疾患に伴う精神保健 精専 2-5-5 貧困問題と精神保健 精専 2-5-6 社会的孤立 精専 2-5-7LGBT と精神保健 精専 2-5-8 他文化に接することで生じる精神保健上の問題 精専 2-5-9 反復違法行為と精神保健 精専 2-6-1 精神保健の予防の考え方 精専 2-6-2 アルコール問題に対する対策 精専 2-6-3 薬物依存対策 精専 2-6-4 ギャンブル等依存対策 精専 2-6-5 うつ病と自殺防止対策 精専 2-6-6 子育て支援と暴力、虐待予防 精専 2-6-7 認知症高齢者に対する対策 精専 2-6-8 社会的ひきこもりに対する対策 精専 2-6-9 災害時の精神保健に対する対策 精専 2-7-1 関係法規 精専 2-7-2 精神保健に関わる人材育成 精専 2-7-3 精神保健における偏見 精専 2-8-1 国の機関とその役割 精専 2-8-2 精神保健に関係する法規 精専 2-8-3 保健師等の役割と連携 精専 2-8-4 地域精神保健に係わる行政機関の役割及び連携 精専 2-8-5 学会や啓発団体 精専 2-8-6 セルフヘルプグループと地域精神保健を課題とした市民団体 精専 2-9-1 世界の精神保健の実情 精専 2-9-2WHO などの国際機関の活動 精専 2-9-3 諸外国の精神保健医療の実情 ⑥:9-7-2 家族支援の実際 精専 2-2-1 家族関係における暴力と精神保健 精専 2-2-2 出産・育児をめぐる精神保健 精専 2-2-3 介護をめぐる精神保健 精専 2-2-4 社会的ひきこもりをめぐる精神保健 精専 2-2-5 家族関係の課題 精専 2-2-6 グリーフケア 精専 2-2-7 精神保健支援を担う機関 ⑦:2-4-1 心の不適応 9-7-2 家族支援の実際 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ 精専 1-1-7 代表的な疾患とその症状、経過、予後 精専 1-2-5 地域精

					神医療　精専 1-5-1 治療導入に向けた支援　精専 1-5-2 再発予防や地域生活に向けた支援　精専 2-2-6 グリーフケア　精専 2-5-3 自殺予防　精専 2-6-4 ギャンブル等依存対策　精専 2-6-5 うつ病と自殺防止対策 ⑧:9-7-2 家族支援の実際　精専 2-5-8 他文化に接することで生じる精神保健上の問題 ⑨:17-2-3 医療施設の概要　17-2-4 保健医療対策の概要　精専 1-4-1 入院治療　精専 1-4-3 外来治療、在宅医療　精専 1-4-5 精神科医療機関における精神保健福祉士の役割　精専 1-4-6 精神保健福祉士と協働する職種　精専 2-8-1 国の機関とその役割　精専 2-8-3 保健師等の役割と連携 精専 2-8-4 地域精神保健に係わる行政機関の役割及び連携 精専 2-8-5 学会や啓発団体 精専 2-8-6 セルフヘルプグループと地域精神保健を課題とした市民団体
6. 子ども家庭福祉－4(行政の役割と法制度)	1.5 1.5	2. ○　相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。	①子ども・家庭に関する制度の発展過程について理解する ②子ども・家庭に対する法制度について理解する ③子ども・家庭に関する行政機関の役割を理解する	①子ども家庭福祉制度の歴史 ②子ども家庭福祉に関する法制度(児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、養子縁組あっせん法等) ③子ども家庭福祉に関わる組織等の役割(国、都道府県、市町村の役割を含む)	①:15-3-3 児童・家庭福祉制度の発展過程 ②:15-4-1 児童福祉法　15-4-2 児童虐待の防止等に関する法律 15-4-3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法) 15-4-4 母子及び父子並びに寡婦福祉法 15-4-5 母子保健法 15-4-6 児童手当法 15-4-7 児童扶養手当法 15-4-8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(特別児童扶養手当法)15-4-9 次世代育成支援対策推進法 15-4-10 少子化社会対策基本法 15-4-11 売春防止法 15-4-12 子ども・子育て支援法 15-4-13 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 15-4-14 子どもの貧困対策の推進に関する法律 15-4-15 子ども・若者育成支援推進法 15-4-16 いじめ防止対策推進法　18-2-2 民法 ③:15-5-1 児童や家庭に対する支援における公私の役割関係　15-5-2 国、都道府県、市町村の役割 15-5-3 児童相談所の役割 15-5-4 その他の児童や家庭(女性、若者を含む)

					に対する支援における組織・団体の役割
7. 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5 1.5	2. ○ 子どもの身体的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。 ○ 子どもの障害、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。	①子どもの身体的な成長発達を理解する ②障害理解と発達支援について理解する ③ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する ④健康及び疾病の捉え方について理解する ⑤身体構造と心身機能について理解する ⑥疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する ⑦周産期、母子保健、保健医療対策について理解する	①心身の成長(成長曲線等) ②健康と疾病 ③障害(小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等)や小児慢性特定疾患の概要と法制度 ④疾病と障害及びその支援(予防・治療・予後・リハビリテーション等) ⑤障害児や障害児の家族の支援 ⑥妊産婦への支援と母子保健 ⑦周産期の母体、子どもの育ち(周産期の保健医療対策を含む) ⑧虐待による身体的外傷の特徴 ⑨医療と保健・福祉の連携	①:1-1-3 ライフステージ別の健康課題 ②:1-2-1 健康の概念 1-2-2 疾病の概念 精専 1-1-3 精神障害の概念 ③:1-4-3 障害の概要 14-1-2 障害者の定義と特性 14-3-4 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)と障害者基本法 14-4-1 障害者総合支援法 14-4-2 身体障害者福祉法 14-4-3 知的障害者福祉法 14-4-4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法) 14-4-5 児童福祉法 14-4-6 発達障害者支援法 14-4-7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法) 14-4-8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) 14-4-9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) ④:1-4-1 疾病の発生原因 1-4-4 リハビリテーションの概要と範囲 精専 5-1-3 精神障害リハビリテーションの基本原則 精専 5-1-4 精神障害リハビリテーションとソーシャルワークとの関係 精専 5-1-5 地域及びリカバリー概念を基盤としたリハビリテーションの意義 精専 5-2-1 精神障害リハビリテーションの対象 精専 5-2-2 チームアプローチ 精専 5-2-3 精神障害リハビリテーションのプロセス ⑤:14-2-1 障害者の生活実態 14-2-2 障害者を取り巻く社会環境 14-4-5 児童福祉法 14-5-1 障害者と家族等の支援における関係機関の役割 14-5-2 関連する専門職等の役割 14-6-1 障害領域における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割 14-6-2 障害者と家族等に対する支援の実際(多職種連携を含む) 15-4-1 児童福祉法 14-2-1 障害者の生活実態 14-2-2 障害者を取り巻く社会環境 14-4-5 児童福祉法 14-5-1 障害者と家族等の支援における関係機関の役割 14-5-2 関連する専門職等の役割 14-6-1 障害領域における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割 14-6-2 障害者と家族

					等に対する支援の実際(多職種連携を含む) 15-4-1 児童福祉法 ⑥:1-5-2 健康増進と保健医療対策 15-4-5 母子保健法 17-2-4 保健医療対策の概要 ⑦:1-5-2 健康増進と保健医療対策 15-4-5 母子保健法 17-2-4 保健医療対策の概要 ⑧: ⑨:17-4-1 保健医療領域における専門職 17-4-2 保健医療領域における連携・協働 17-5-2 保健医療領域における支援の実際(多職種連携を含む。) 17-4-1 保健医療領域における専門職 17-4-2 保健医療領域における連携・協働 17-5-2 保健医療領域における支援の実際(多職種連携を含む。)
8. 子どもの心理的発達と心理的支援	1.5 1.5	2. ○ 子どもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、子どもの心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。	①人の心の基本的な仕組みと機能について理解する ②人の心の発達過程について理解する ③不適切な行動やその背景について理解する ④心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する	①子どもの心の発達の基盤と発達過程(認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ(LGBTQ 等の多様なあり方を含む)等)(行動上の問題等) ②不適切な行動(不適切な性的行動等(性被害と性加害を含む)) ③心理アセスメントと心理的支援	①:2-3-1 生涯発達 2-3-2 心の発達の基盤 ②:2-4-1 心の不適応 2-4-2 健康生成論 ③:2-5-1 心理アセスメント 2-5-2 心理的支援の基本的技法 2-5-3 心理療法におけるアセスメントと介入技法の概要
9. 児童虐待の理解	1.5 4.5	2. ○ 子どもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家	①児童虐待の定義とその背景を理解する ②虐待等による子どもへの影響を理解する ③虐待等を受けた子どもの回復に向けて必要な支援を理解する ④児童虐待等と関連する諸課題について理解する	①児童虐待の定義(マルトリートメント、体罰概念を含む)と児童虐待の背景 ②虐待等不適切な養育環境が及ぼす子どもへの長期的影響(身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等) ③虐待による身体的成長・発達等への影響 ④児童虐待や逆境体験とその心理的影響の理解(小児期の逆境体験と保護要件等) ⑤アタッチメントとアタッチメント障害 ⑥心的外傷が子どもに与える心理・行動・発達への影響や支援の視点(トラウマインフォームドケア等) ⑦誤学習 ⑧喪失体験とその影響	①:3-4-1 家族とジェンダー 15-1-1 児童・家庭の定義 15-4-2 児童虐待の防止等に関する法律 ②:1-4-3 障害の概要 2-4-1 心の不適応 ③: ④:19-5-2 審判・処遇の流れと内容 ⑤: ⑥: ⑦: ⑧: ⑨:精専 2-3-1 学校教育における精神保健的課題 SSW1-1 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢 ⑩: ⑪: ⑫:

		族内の相互作用を理解する。 ○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者(要支援者)の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。 ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。		⑨虐待を受けた子どもが抱える課題(非行やいじめ等) ⑩虐待と精神保健 ⑪虐待予防や虐待を受けた子どもへの支援の概要(地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む) ⑫虐待を受けた子どもの保護者・家族の理解と支援	
10. 少年非行	1.5 1.5	2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。	①少年非行の現状と背景について理解する ②少年非行に関する支援に係る専門職等の役割について理解する ③児童福祉法と少年法との関係について理解する	①少年非行の現状と心理的・社会的背景等 ②虐待と少年非行 ③児童福祉法と少年法との関係 ④関連する専門職等の役割	①:15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 19-1-1 刑事司法における近年の動向 ※具体的な教育内容の確認が必要 ②: ※具体的な教育内容の確認が必要 ③:19-3-1 少年法 19-3-2 少年事件の手続き、処遇 ④:15-5-5 関連する専門職等の役割 19-4-6 団体・専門職等の役割と連携
11. 社会的養	1.5 4.5	2. ○ 一時保護	①社会的養育の理念について理解	①社会的養育の理念と支援の基本(パーマネンシー	①:6-3-1 ソーシャルワークの原理 6-3-2 ソーシャルワークの

護と自立支援		施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。	する ②社会的養護における多様な支援のあり方について理解する ③児童養護施設等における自立支援について理解する ④社会的養護に係る児童等への切れ目のない自立支援を理解する ⑤社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割について理解する	保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意見表明等支援と子どもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等） ②子どもの支援における社会的養護の意義（児童養護施設等、里親、養子縁組等） ③社会的養護に係る子どもへの支援（移行支援、ライフストーリーワーク） ④児童養護施設等における自立支援（自立支援計画、親子関係再構築支援） ⑤社会的養護に係る児童等への切れ目のない自立支援（若者への支援、居住支援、就労支援や成年後見制度の活用を含む） ⑥社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割 ⑦アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアの実際	理念 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 15-6-2 支援の実際（多職種連携を含む） ②:15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 ③:15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 ④:15-6-2 支援の実際（多職種連携を含む） ⑤:15-6-2 支援の実際（多職種連携を含む） 16-6-2 貧困に対する支援の実際（多職種連携を含む） ⑥:15-5-5 関連する専門職等の役割 ⑦:15-6-2 支援の実際（多職種連携を含む）
12. 貧困に対する支援	1.5 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、貧困等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	①貧困の概念について理解する ②貧困状態にある子どもや家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する（貧困が子どもに及ぼす心理社会的影響の理解を含む） ③貧困に対する法制度について理解する ④貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する（子どもの貧困対策における学校の役割理解を含む）	①貧困の概念 ②貧困状態にある子どもや家庭の生活実態 ③貧困状態にある子どもや家庭を取り巻く社会環境（虐待との関係も含む） ④貧困状態にある子どもや家庭に対する福祉の理念 ⑤貧困に対する法制度 ⑥国、都道府県、市町村の役割 ⑦福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割 ⑧関連する専門職等の役割	①:16-1-1 貧困の概念 ②:16-2-1 貧困状態にある人の生活実態 ③:16-2-2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 ④:16-3-1 貧困状態にある人に対する福祉の理念 ⑤:16-4-1 生活保護法 16-4-2 生活困窮者自立支援法 16-4-3 低所得者対策 ⑥:16-5-1 貧困に対する支援における公私の役割関係 16-5-2 国、都道府県、市町村の役割 ⑦:16-5-3 福祉事務所の役割 16-5-4 自立相談支援機関の役割 ⑧:16-5-6 関連する専門職等の役割
13. 保育	1.5 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、保育等といった関連する領域の法的知識や施	①養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する ②子ども・家庭が抱	①保育所等における養護の理念等の理解 ②保育におけるソーシャルワークと保育士に求められる役割、専門性の理解 ③子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（要支援児童・要保	①: ②: ③:9-7-2 家族支援の実際 15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 ④:9-7-2 家族支援の実際 15-6-2 支援の実際（多職種連携を含む）

		策を理解する。	える課題と保育制度の関連性について理解する	護児童及びその家庭も含む） ④保育における相談支援	
14. 教育	3 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、教育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する ②スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する ③公教育の目的と意義について理解する ④教育の場としての学校の理解について理解する ⑤教員の職務の全体像について理解する ⑥チーム学校運営について理解する	①児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（虐待、いじめ、不登校） ②学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮） ③スクールソーシャルワークの実践モデル ④スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ⑤スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ⑥公教育の目的と意義 ⑦教育の場としての学校の理解 ⑧教員の職務の全体像 ⑨チーム学校運営	①:15-2-2 児童・家庭を取り巻く社会環境 SSW1-1-1 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢 ②:6-2-1 ソーシャルワークの定義 6-3-1 ソーシャルワークの原理 6-3-2 ソーシャルワークの理念 6-5-1 専門職倫理の概念 6-5-2 倫理綱領 6-5-3 倫理的ジレンマ SSW1-1-2 スクール（学校）ソーシャルワークの価値・倫理 ③:8-2-1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ 9-1-4 アウトリーチ SSW1-4-1 スクール（学校）ソーシャルワークの実践モデルの概要 ④:8-3-1 ケースの発見 8-3-2 インテーク 8-3-3 アセスメント 8-3-4 プランニング 8-3-5 支援の実施 8-3-6 モニタリング 8-3-7 支援の終結と事後評価 8-3-8 アフターケア SSW1-5-1 スクール（学校）ソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例（ミクロ・レベル） ⑤:8-3-1 ケースの発見 8-3-2 インテーク 8-3-3 アセスメント 8-3-4 プランニング 8-3-5 支援の実施 8-3-6 モニタリング 8-3-7 支援の終結と事後評価 8-3-8 アフターケア 8-7-2 コミュニティワークの展開 9-7-2 家族支援の実際 SSW1-5-2 スクール（学校）ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例（メゾ・レベル） ⑥:SSW-2-1-1 公教育の目的とその担い手である教員の存在意義 ⑦:SSW-2-2-1 教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割 SSW-2-2-2 今日の教員に求められる基礎的な資質能力 ⑧:SSW-2-3-1 幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の公務を含めた教員の職務の全体像 SSW-2-3-2 教員研修の意義及び制度上の位置づけ並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性 SSW-2-

					3-3 教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障 ⑨:SSW-2-4-1 校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性
15. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク－1(多様なニーズをもつ子どもや家庭へのソーシャルワーク)	1.5 7.5	3. ○ コミュニケーション能力を高め、面接技術を習得する。 ○ 子どもの自立も含めた長期的な視点を持つ。	①子どもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のための子ども・家庭に対するソーシャルワークの意義を理解する ②子どもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のための子どもや保護者に対するケースマネジメントを理解し、実践する ③子どもを中心とした支援を理解する ④虐待予防に資する支援を始めとする多様なニーズを持つ子どもや家庭への支援のアプローチを理解する	①子どもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのソーシャルワーク ②ケースマネジメント ・インテーク(エンゲージメント) ・アセスメント(身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む)、再アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ③子どもや保護者への面接技術 ④家族支援における当事者参画 ⑤多様なニーズをもつ子どもや家庭への支援(地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む)のアプローチ(解決志向アプローチ等)	①:15-1-2 児童の権利 15-3-1 児童福祉の理念 15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) ②:8-3-1 ケースの発見 8-3-2 インテーク 8-3-3 アセスメント 8-3-4 プランニング 8-3-5 支援の実施 8-3-6 モニタリング 8-3-7 支援の終結と事後評価 8-3-8 アフターケア SW1-4-1 スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルの概要、SSW1-5-1 スクール(学校)ソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例(ミクロ・レベル) ③:9-1-1 援助関係の意義と概念 9-1-2 援助関係の形成方法 9-1-3 面接技術 15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) ④:15-3-2 児童観の変遷 15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) ⑤:8-2-1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ 8-3-1 ケースの発見 9-1-4 アウトリーチ 10-4-3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ
16. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク－2(子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク)	3 7.5	3. ○ 面接技術を習得し、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれている子	①子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する面接技術、支援のアプローチ、対応の方法を理解し、アセスメントや行政権限の行使等のソーシャルワークを行うことができる ②重大事例を通して、支援に必要な視点や態度を理解する	①子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク ・ケースの発見 ・通告の受理・調査(立ち入り調査、臨検・捜索を含む) ・緊急保護 ・アセスメント(安全に焦点をおいたアセスメント等)、再アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ②行政権限の理解と行使(調査権限や個人情報の取扱い、家庭裁判所への申立を含む) ③子どもを中心とした支援	①:8-3-1 ケースの発見 8-3-2 インテーク 8-3-3 アセスメント 8-3-4 プランニング 8-3-5 支援の実施 8-3-6 モニタリング 8-3-7 支援の終結と事後評価 8-3-8 アフターケア ケース発見: SSW1-4-1 スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルの概要、SSW1-5-1 スクール(学校)ソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例(ミクロ・レベル) ②:15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) ③:15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) ④:9-1-1 援助関係の意義と概念 9-1-2 援助関係の形成方法

		どものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価と子どもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。 ○　子どもの権利が侵害されている場合には、子どもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。		（一時保護の措置をとる際の当事者への説明等） ④子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術（支援者が持つ権力性への自覚を含む）（司法面接を含む） ⑤子どもの安全確保を目的とした緊急的対応時の子どもや保護者に対する支援のアプローチ（危機介入アプローチ等） ⑥子どもの安全確保を目的とした緊急的対応時の対応の方法（抵抗や拒絶への理解、子どものトラウマとそのケア）と緊急的対応後の子どもへの支援 ⑦重大事例の検討（死亡事例を含む）	9-1-3 面接技術 ⑤:8-2-1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ ⑥: ⑦:
17. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク－3 （地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5 7.5	3. ○　地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。 　要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては、要支援者に必要な支援内容に応じて、関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また、子どもを中心に置いた、多職種、多機関協働をコーディネートする能力を身に着け、実践する。	①多職種・多機関連携による子ども家庭支援について理解する ②地域を基盤とした子どもへの包括的支援と支援体制の構築について理解する ③多職種連携に関する支援の実際について理解する	①多職種・多機関連携による支援と意義（都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む） ②多職種・多機関連携による支援の方法（コミュニケーション、コーディネーション、ファシリテーション等） ③地域における子どもの生活と地域の見守り、子どもの居場所に関する支援 ④子ども家庭福祉分野のソーシャルワークに係る、不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション（児童虐待を含めた課題を抱えた子どもへの支援に関する地域社会への働きかけを含む） ⑤地域共生社会の実現に向けた専門職の役割 ⑥多職種連携に関する支援の実際 社会的養護を必要とする児童（児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組）／自立支援（成年後見制	①:10-5-1 包括的支援体制 10-5-4 地域共生社会の実現に向けた各種施策　10-6-1 多機関協働を促進する仕組み　10-6-2 多職種連携　15-6-2 支援の実際（多職種連携を含む） ②:7-3-1 ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な支援の意義と内容 7-3-2 ジェネラリストの視点に基づく多職種連携及びチームアプローチの意義と内容 ③:10-5-1 包括的支援体制 15-6-2 支援の実際（多職種連携を含む） SSW1-5-2 スクール（学校）ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例（メゾ・レベル） ④:9-2-2 ソーシャルアクション 10-8-2 地域共生社会の構築 SSW1-5-2 スクール（学校）ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例（メゾ・レベル）、SSW1-5-3 スクール（学校）ソーシャルワークの教育行政への支援（マクロ・レベル） ⑤:7-1-4 民間の施設・組織に

				度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等)／保育／学校教育／ひとり親家庭/少年非行(司法機関(警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等))／貧困／精神保健	おける専門職 10-2-5 福祉行政の組織及び専門職の役割 ⑥:7-3-2 ジェネラリストの視点に基づく多職種連携及びチームアプローチの意義と内容 10-6-2 多職種連携 15-6-2 支援の実際(多職種連携を含む) 16-6-2 貧困に対する支援の実際(多職種連携を含む)
18. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク－4(組織の運営管理)	1.5 4.5	3. ○ 組織対応の意義を理解し、推進する。組織の中での自らの役割を認識し、組織としての方針決定に貢献するとともに、組織的な改善に努める。	①判断過程においては、個人の常識や組織の環境等の要因により、判断に偏りが生じることを理解する ②重大なミスを防ぐための安全文化を理解する ③組織マネジメントを理解する ④組織内のスーパービジョンを理解する ⑤組織における人材の育成と支援(メンタルヘルス)を理解する	①判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り ②重大なミスを防ぐための安全文化 ③組織マネジメント ④組織内外でのスーパービジョン、コンサルテーション ⑤組織における人材の育成と支援(心理的安全性、メンタルヘルス)	①:11-2-1 組織運営に関する基礎理論 11-2-2 集団の力学に関する基礎理論 ②:11-2-1 組織運営に関する基礎理論 11-3-2 福祉サービス提供組織のコンプライアンスとガバナンス ＜教育内容確認中＞ ③:11-2-1 組織運営に関する基礎理論 11-3-3 適切な福祉サービスの管理 11-4-1 福祉人材の育成 ④:6-1-3 社会福祉士及び精神保健福祉士の専門性 8-8-1 スーパービジョンの意義、目的、方法 8-8-2 コンサルテーションの意義、目的、方法 11-4-1 福祉人材の育成 ⑤:11-4-1 福祉人材の育成 11-4-3 働きやすい労働環境の整備 SSW1-5-3 スクール(学校)ソーシャルワークの教育行政への支援(マクロ・レベル)

5－1－1　指定研修カリキュラムの研修内容との整合性に関する全体評価

表5－1は、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の指定研修カリキュラムに対する、社会福祉士・精神保健福祉士の養成カリキュラムの内容の突合を行ったものである。

これによると、指定研修カリキュラム 18 科目のうち、社会福祉士では想定される研修内容を満たしている科目は 10 科目、項目の一部が関連するものは 4 科目である。一方、精神保健福祉士では、想定される研修内容を満たしている科目は 4 科目、項目の一部が関連するものも 4 科目となる。精神保健福祉士に関しては、各項目のテーマに「精神障害」あるいは「精神保健福祉」といった用語が記されていることにより、結果として該当しない項目が多くなるが、実質的に子ども家庭福祉領域にふれる機会や領域間で共有できる内容も多く、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程において、様々な科目に子ども家庭福祉を対象に含む内容が体系的に含まれているといえる。

さらに社会福祉士養成校のヒアリングにおいては、SSW 教育課程の科目あるいは保育士の養成科目を加えることにより、指定研修カリキュラムの内容をほぼ完全に網羅していることが複数の養成校で確認できた。このことから、社会福祉士の養成課程に、認定資格養成に係る教育課程を上乗せ実施することは可能であり、理想的なソーシャルワーク教育の流れが想定しうる。

社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を基盤にして、各々の資格の強みや特徴を活かしたこども家庭ソーシャルワーカーが誕生することが望まれる。

5－1－2　指定研修カリキュラムと社会福祉士養成カリキュラムとの整合の度合い

社会福祉士の養成カリキュラムで網羅している研修科目は「1 こどもの権利擁護」、「2 こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割」、「3 こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）」、「4 こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）」、「6 こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）」、「11 社会的養護と自立支援」、「12 貧困に対する支援」、「15 こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつ子どもや家庭へのソーシャルワーク）」、「17 こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）」、「18 こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）」の 10 科目となる。

上記の内容を大別整理すると、「ソーシャルワーク」「子どもの権利擁護」「保護者理解・保護者支援」「関連法制度」に関する内容といえる。

一方で社会福祉士の養成カリキュラムにおいて対応できていない研修科目としては、「7 こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」、「8 こどもの心理的発達と心理的支援」、「9 児童虐待の理解」、「13 保育」、「14 教育」、「16 こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）」である。

上記の内容は、「子どもの心身における発達理解」「児童虐待が与える影響や回復プロセス」「児童虐待等危機介入時の理解」「保育・教育の現場理解」に関するものとして整理できる。

5－1－3　社会福祉士養成における子ども家庭福祉の教育の実施状況と課題・展望

教育内容が対応できているかどうかという点においては、上述のように指定研修の研修内容の多くをカバーできている。ただし、教育を行う立場として子ども家庭福祉の内容や方法についてしっかりと理解させるには、十分な時間数が確保できていない状況が養成校のヒアリング結果から垣間見える。また、子ども家庭福祉領域は、入学当初の学生たちに非常に関心の高い領域でありながら、就職の段階になると選択しないという、入口（学問としての関心）と、出口（職業選択）に乖離が生じていることも見て取れる。さらには、子ども家庭福祉領域にソーシャルワーカーとして就職した者たちも、その後の職場定着が難しく、実習指導をはじめとした後進の育成のた

めに必要な、実践現場と教育の連携をさらに困難にさせていることがうかがえる。このように、子ども家庭福祉領域で活動するソーシャルワーク人材が定着していかないがために、養成教育および職場定着が難しいという堂々巡りの悪循環が発生している状況にある。入学時の関心のまま、子ども家庭福祉領域への出口につなげる、そのような養成教育の充実やサポートの必要性が肝要となろう。

そうした中にあって、こども家庭ソーシャルワーカーが、その使命や役割を明確に掲げ、子どもの最善の利益を中核に子ども家庭福祉領域のソーシャルワークの質の底上げを図る取り組みは大変有意義なことであり、上述の領域課題を払拭する良い機会であると考える。

子どもは、精神的・身体的・社会的・経済的自立が可能となるまで保護者の養育を受ける必要があり、子ども自身の力や判断により、保護者の関与を受けずに単独でその権利の行使や擁護を行うことは困難である。それゆえに問題を抱えた子どもの支援を行うソーシャルワーカーは、子どもにとって一番身近な環境となる保護者に対する支援や関係の構築、さらにはその家族を取り巻く環境の改善や資源開発が求められる。また、世帯の中に発生した問題は、やがて複合的な問題に発展しかねない。そこに立ち会うソーシャルワーカーは、対処する問題や支援対象を限定することなく、包括支援を前提としなければならない。ただし、子ども家庭福祉領域を含め、高齢や障害、地域等と福祉領域の幅は広く、おのずとアプローチの対象範囲もミクロのみならずメゾ・マクロへと広がり、ソーシャルワークレパートリーの活用も多様となる。あるいはソーシャル・インクルージョンや地域共生社会の推進といった、いわゆる社会構造の変革や社会モデルを重視した働きかけも必要不可欠である。さらには利用者の生活を取り巻く地域や世帯には、世代や性別、事情や文化・立場の異なる人々が存在している。もしその関係性の中で福祉課題を抱えるとすれば、支援の対象や協力を求める者はおのずと広がりを見せることとなる。地域共生を実現する上では、対象のみならず家族を取り巻く環境改善やサービス開発への取り組み、あるいは社会とのかかわりや役割の創出が重要である。以上のような幅広い場面において力を発揮する社会福祉士の専門性を基盤にすることで、両輪としてのこども家庭ソーシャルワーカーの活動の使命や役割がより明確になるものと考える。

5－1－4　指定研修カリキュラムと精神保健福祉士養成カリキュラムとの整合の度合い

精神保健福祉士の養成カリキュラムで網羅している研修科目は、「2 こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割」、「3 こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）」※1項目欠、「4 こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）」、「5 こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）」、「15 こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつ子どもや家庭へのソーシャルワーク）」※2 項目欠、「17 こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）」、「18 こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）」となる。

上記の内容を大別整理すると、「ソーシャルワーク」「精神保健福祉」「保護者理解・保護者支援」に関する項目といえる。

一方で精神保健福祉士養成カリキュラムでは対応できていない研修科目としては、「1 こどもの権利擁護」、「4 こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）」※半数程度項目欠、「6 こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）」、「7 こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」、「8 こどもの心理的発達と心理的支援」、「9 児童虐待の理解」、「10 少年非行」、「11 社会的養護と自立支援」、「12 貧困に対する支援」、「13 保育」、「14 教育」、「16 こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）」である。

上記の内容を大別整理すると、「子どもの権利擁護」「社会的養護」「子どもの心身における発達理解」「児童虐待が与える影響や回復プロセス」「児童虐待等危機介入時の理解」「保育・教育の現場理解」「関連する法制

度」といえる。

5－1－5　精神保健福祉士養成における子ども家庭福祉の教育の実施状況と課題・展望

今回のヒアリング調査では、精神保健福祉士の養成に関するインタビューはなかったため、昨今の精神保健福祉養成課程における教育状況も考慮しながら整理を行う。

子ども家庭福祉領域に関わるスクールソーシャルワークや司法ソーシャルワーク、あるいは障害福祉領域におけるソーシャルワークの実践現場では、社会福祉士および精神保健福祉士が両資格の区別なく支援を展開しているが、中核となる活動領域や支援対象が異なることから、両者の子ども家庭福祉領域に対するアプローチは異なった側面も併せもつといえる。

いうまでもなく精神保健福祉の対象は全国民であり、日常における子どもたちへの働きかけとしても、学校教育において精神疾患に関する授業が保健予防の観点から導入されている。また、精神保健福祉士の養成カリキュラムにおいても、児童思春期におけるメンタルヘルスの問題（発達障害、適応障害・摂食障害、統合失調症、LGBT、引きこもり、知的障害　等）を中心に、子どもの精神障害や発達課題に対する理解を深めている。加えて、障害当事者の保護者家族が法的に治療的責任を担わざるを得なかった精神科医療の歴史性から、精神保健福祉士は家族支援や家族連携をはじめとした利用者を取り巻く環境へのアプローチを大切にしてきており、養成課程においても家族支援は重要な項目に位置づけられている。昨今では、精神疾患を抱えた親をもつ子どもたち、いわゆるヤングケアラーが注目され、家族の立場である子どもたちへの支援に対する意識も高まっている。

精神保健福祉士は障害当事者に対する支援において、「エンパワーメント」や「リカバリー」といった復権概念を強く意識し、障害を抱えることにより生きる意欲や自尊心の低下を余儀なくされる利用者と復権に向かって共に歩む「パートナーシップ」のスタンスを重視する。そうしたことを意識化したかかわりを通して、利用者の自己決定をはじめとした主体性や責任感、権利意識の自覚を促していくことに努めるのである。こうした精神保健福祉士の専門姿勢は、対象は変われども、問題を抱えた養護状態の中で、身動きが取れずもがき苦しむ子どもたちに対しても、有効かつ相通じるものであるといえる。また、精神保健福祉士は家族との関係構築を図り、利用者の支援のみならず世帯全体を取り巻く複合問題に対し包括的な取り組みを続けてきた実績がある。メンタルヘルスという切り口ではあるものの、支援対象や領域を限定せず行ってきた包括的なソーシャルワーク実践は、子ども家庭福祉領域における支援においても、精神保健福祉士の専門性が如何なく発揮されるものと考える。

さらには、こども家庭ソーシャルワーカーの中核的な命題あるいは誕生の背景には、児童虐待をはじめとした緊急対応の場面での高い専門性が求められているためであると認識しているが、精神科領域もまた、本人は望まずとも入院治療の必要な対象者を医療につなげる強制入院の仕組みがあり、危機介入を行う意味でその場面に立ち会う精神保健福祉士も、こども家庭ソーシャルワーカーに相通じる専門性が求められているといえる。常に利用者の尊厳と権利擁護を念頭におく精神保健福祉士の専門姿勢や役割は、対象は異なれども、子ども家庭福祉における実践、特に児童相談所をはじめとした虐待対応や家族再統合への取り組みに反映されることが十分に考えられる。

以上のように精神保健福祉士の実践基盤は、こども家庭ソーシャルワーカーの活動に有効に機能すると考えるが、精神保健福祉士の養成課程は社会福祉士に比して子ども家庭福祉全般に対する内容・項目不足は否めないため、認定資格養成に係る教育課程においてバランスの取れたより深い学びが求められるといえる。

2 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せする子ども家庭福祉に関する教育内容について

5－2 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せする子ども家庭福祉に関する教育内容について

5－2－1 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程と認定資格養成に係る教育課程の構造

(1)社会福祉士・精神保健福祉士養成課程と認定資格養成に係る教育課程の関係

我が国におけるソーシャルワーク専門職に対する公的な資格として、社会福祉士・精神保健福祉士がすでに創設されている。このことをふまえ、第2章第2節において、同養成課程カリキュラムに、本連盟が創設した「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程」のカリキュラムを加えた上で、指定研修課程カリキュラムとの突合も行った。その結果、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性確保に必要な教育内容が、すでに設置されているソーシャルワーク専門職養成課程の中でかなり教授されていることが明らかとなった。

同時に、その突合結果は、既存のソーシャルワーク専門職養成課程が、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性を十分に担保するものではないことを示すものでもあった。したがって、今後、養成校において子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカー養成のための課程を設置しようとする場合、子ども家庭福祉分野で求められるアドバンストな知識・技術等を修得するカリキュラムを、既設養成課程に接合していくことが求められる。

この考え方自体は、日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会(2008)「近未来の社会福祉教育のあり方について―ソーシャルワーク専門職資格の再編に向けて―」でも言及されていることである。そして現に、職能団体・教育団体それぞれにおいて、認定社会福祉士や認定医療社会福祉士(現在の認定医療ソーシャルワーカー)、スクール(学校)ソーシャルワーカーのための養成システムを、いわば上乗せ課程として設置してきている実績に鑑みれば、決して新奇なものとはいえない。

ここで、この基本的枠組みとなっているジェネラリストとスペシャリストの関係を簡略的に示せば、下図のようになる。

図の中央にある「ジェネラリスト」の養成にあたっては、ソーシャルワーカーが実際に支援を提供する際に必要となる最低限の専門性を獲得するため、ソーシャルワークの複数の専門分野に関する知識・技術等の修得ができるように設計されている。

図の周りにある「スペシャリスト」は、子ども家庭福祉分野のほか、医療福祉分野、司法福祉分野などの各分野で高度専門的な実践を担うワーカーが該当する。このスペシャリストの養成では、既設養成課程では修得できるものと思料することが困難な知識・技術等を取り扱うこととなる。

なお、実際には、ジェネラリストとしてのソーシャルワーカー、スペシャリストとしてのソーシャルワーカーいずれについても、職能団体による生涯研修およびそれぞれの実践分野や実践テーマごとに用意されている各種研修の中でさらに高度な実践が担えるようになることが期待されるものとして、さらなる発展性を備えたものである。

図５－１．ジェネラリストとスペシャリストの関

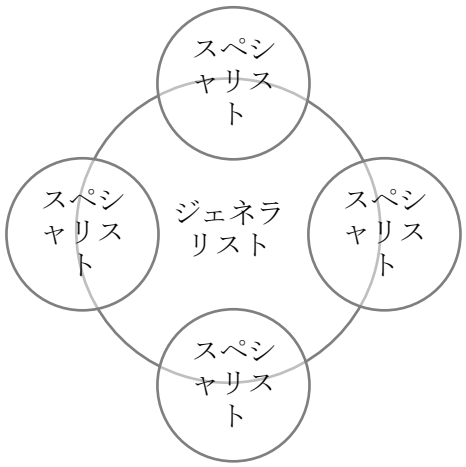

(2)認定資格養成に係る教育課程の構造

基本的には、認定資格養成に係る教育課程は、既設のソーシャルワーク専門職養成課程修了し、ソーシャルワーカーの国家資格を取得した者(有資格者)を対象とする。したがって、養成校に設置する認定資格養成に係る教育課程についても、まずはソーシャルワーカーの基本的なコンピテンシーを修得していることが大前提となる。ソーシャルワーカーとして最低限求められる実践ができるようになった上で、現に子ども家庭福祉分野で実践を行う上で必要とされる専門性を確実に担保するため、当該分野で共通して求められる知識・技術等の修得を求める課程として、この新しい課程を設計しなければならない。

現任者研修課程に基づき、特に指定研修の基本的な構造をあらためて確認すれば、専門性の柱に対応して大きく3つの科目群から成り立っていることがわかる。

一つ目は、養成されるワーカーの「姿勢」の形成に資するもので、「こどもの権利擁護」「こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割」が置かれている。二つ目は、子どもを取り巻く環境(施策や法制度、関連領域の理解)や対象者・ニーズの「理解」に関わるもので、「こども家庭福祉Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」「こどもの心理的発達と心理的支援」「児童虐待の理解「少年非行」「社会的養護と自立支援」「貧困に対する支援」「教育」「保育」と、多岐にわたる科目が設置されている。三つ目は、支援の「方法」を理解して実践できるようになるためのもので、「こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」が置かれている。

また、この認定資格において特徴的なこととして、それぞれの科目の目標を達成する上で必ず演習を行うことが求められていることがあげられる。演習の時間と講義の時間は、科目によって異なるが、全体ではおよそ1対2であり、講義で修得した事項を実践へと橋渡しするような構造となるよう設計されている。

このとき、現任者研修課程では、社会福祉士・精神保健福祉士として「こども又はその家庭に対し、こども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助業務を含む相談援助業務に2年以上従事した」という実務経験が求められていることに留意すべきであろう。社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の構造と同じように、こども家庭ソーシャルワーカーとなるため、子ども家庭福祉分野での実習(専門性修得のために必要な実務経験等により免除可)を行い、＜講義―演習―実習＞の連動性が図られるようなカリキュラム構造が求められる。右図はこれを概略的に示したものである。

図５－２．＜講義―演習―実習＞の連動性が図られるようなカリキュラム構造の概略図

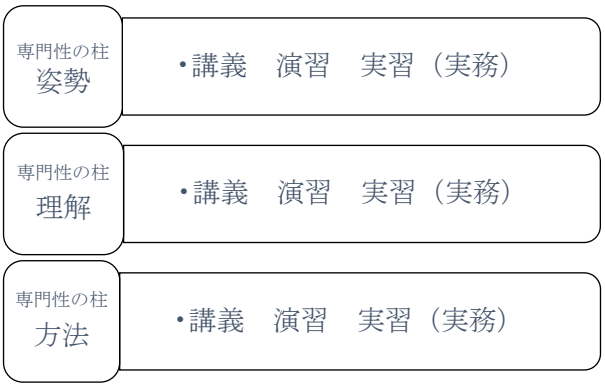

5－2－2 「子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程」の科目と教育内容

(1)認定資格養成に係る教育課程において教授する内容

次に、認定資格養成に係る教育課程で設置することが不可欠と考えられる各科目に、どのような内容を盛り込むべきかについて、表5－1に基づき記述していく。なお、ここでの科目名は、便宜上、指定研修のものを採用する。

○「こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」

この科目については、指定研修で示される目標達成をねらいとして、以下の内容を含めるよう、認定資格養成に係る教育課程における科目設置を検討すべきである。

表 5－2.『こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎』において含むことを検討されることが望ましいねらい・想定される教育内容

ねらい（達成目標）	想定される教育内容
・ こどもの身体的な成長発達を理解する ・ 障害理解と発達支援について理解する ・ ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する ・ 健康及び疾病の捉え方について理解する ・ 身体構造と心身機能について理解する ・ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する ・ 周産期、母子保健、保健医療対策について理解する	・ 心身の成長（成長曲線等） ・ 健康と疾病 ・ 障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度（ただし、法制度については既存科目に含む） ・ 疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等） ・ 妊産婦への支援と母子保健

この科目については、母子保健を専門とする有識者2名に対してヒアリングを実施している。2名とも、既存科目である「医学概論」「児童・家庭福祉」「保健医療と福祉」だけでは概要（施策含む）しか捉えられないため、子どもや保護者、家族を理解するための科目としては 15 回分の授業が必要と回答している。また、学んだ知識を用いて実際に対象者理解をし、さらに支援と結びつけるために、ロールプレイや事例検討などを盛り込むかたちでの授業展開を期待していることも、有識者2名に共通することである。

有識者1名については、各内容について具体的なキーワードをあげながら、15 回の授業計画（概要）も提示している。そのうち「心身の成長」に6回分が必要と想定しており、子どもの疾病等を理解する前提として、ノーマルな成長を把握することが重視されている。

このような「基本」ともいえることを徹底すべき背景は、養成校に対するヒアリング結果からもうかがえる。養成校に対して、各科目の達成目標を社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の科目の中で取り扱っているかを訊ねた結果を見ると、「こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」については、すべての達成目標に対して「授業で教えていない」との回答があったことがわかる。そのため、新たに課程を設置するにあたっては、子どものノーマルな成長とは何かをまず把握した上で、子どもの発達段階で見られる疾患や障害にはどのようなものがあり、それが子どもと家族の生活にどのような影響を及ぼすのかを教授することが期待されるのだと考えられる。

ちなみに、もしもこのような科目が設置されれば、障害者福祉分野、医療福祉分野のソーシャルワーカー養成にも役立つことが推測される。

○「こどもの心理的発達と心理的支援」

指定研修課程で示される目標達成をねらいとして、以下の内容を含めるよう、認定資格養成に係る教育課程における科目設置を検討すべきである。

表 5－3.『こどもの心理的発達と心理的支援』において含むことを検討されることが望ましいねらい・想定される教育内容

ねらい（達成目標）	想定される教育内容
・ 人の心の基本的な仕組みと機能について理解する	・ 子どもの心の発達の基盤と発達過程（認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ

・ 人の心の発達過程について理解する ・ 不適切な行動やその背景について理解する ・ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する	（LGBTQ 等の多様なあり方を含む）等）（行動上の問題等） ・ 不適切な行動（不適切な性的行動等（性被害と性加害を含む）） ・ 心理アセスメントと心理的支援

この科目については、心理学を専門とする有識者4名に対してヒアリングを実施している。

指定研修課程で想定される教育内容を見て、そのすべてを 15 回の授業の中で網羅することは困難とする意見も見られるが、同時に、「児童・家庭福祉」やソーシャルワーク実践を取り扱う科目との調整を行うことで、15 回の授業計画を策定しうるとの見解を示されている。

ただし、この授業の中で含むべき事項についてのヒアリング結果を見ると、子どもの特性（気質や障害）と保護者も含めた社会環境（家族システム等）との関係性を含めて理解を進めることが適当との見解のほか、広く子どもの心身症や心理的課題、支援者側の不適切な行動、DV など、「想定される教育内容」に不足しているものがあるとの指摘もみられる。有識者1名については、具体的な授業計画を想定しつつ、指定研修に関して「これら膨大な内容で講義 1.5、演習 1.5 というのはかなり少ない。そして、中途半端な知識はかえって不十分な理解のままでの支援につながり、こどもの利益を損ないかねない危惧がある」ともコメントしている。

一方、養成校に対するヒアリング結果の中には、「こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」にかかる有識者ヒアリングの際の指摘事項と同様に、子どものノーマルな発達についての学習が不足していることを指摘するものもあった。特に児童福祉施設実習では保育士養成課程の学生と比べられることが多くなるが、社会福祉士養成課程の学生は一般的な子どもの成長について理解がないまま、また学生自身もそこの知識が足りていないということに気づかないまま実習に臨み、「虐待の影響や発達障害という問題を抱えた特別な子」という見方に囚われてしまうとのことであった。

こうしたヒアリング結果をふまえると、「こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」と同様、対象者理解に関する基礎知識の修得を徹底しながら、ソーシャルワーカーの支援が求められる事例・場面を想定しつつ、演習科目を含む複数科目間で教授内容の調整を行うことが重要になるものと思われる。

○「児童虐待の理解」

指定研修課程で示される目標達成をねらいとして、以下の内容を含めるよう、認定資格養成に係る教育課程における科目設置を検討すべきである。

表 5－4.『児童虐待の理解』において含むことを検討されることが望ましいねらい・想定される教育内容

ねらい（達成目標）	想定される教育内容
・ 児童虐待の定義とその背景を理解する ・ 虐待等による子どもへの影響を理解する ・ 虐待等を受けた子どもの回復に向けて必要な支援を理解する ・ 児童虐待等と関連する諸課題について理解する	・ 虐待等不適切な養育環境が及ぼす子どもへの長期的影響（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等） ・ 虐待による身体的成長・発達等への影響 ・ 児童虐待や逆境体験とその心理的影響の理解（小児期の逆境体験と保護要件等） ・ アタッチメントとアタッチメント障害 ・ 心的外傷が子どもに与える心理・行動・発達への影響や支援の視点（トラウマインフォームドケア等） ・ 誤学習 ・ 喪失体験とその影響 ・ 虐待を受けた子どもが抱える課題（非行やいじ

	め等） ・ 虐待と精神保健 ・ 虐待予防や虐待を受けた子どもへの支援の概要（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む） ・ 虐待を受けた子どもの保護者・家族の理解と支援

なお、想定される教授内容が非常に多岐に渡っているようにみえるが、これら事項は既存のソーシャルワーク専門職養成課程でも、十分とはいえないまでも、取り扱われている。養成校に対するヒアリング結果を見ると、達成目標の3番目・回復的支援に関しては、複数校から「授業で教えていない」との回答があったが、それ以外の達成目標に関しては「児童・家庭福祉」の教授範囲にあると回答している。児童虐待に関する事項は、認定資格養成に係る教育課程の中だけでも複数科目にわたって取り扱われることが見込まれることから、過度に重複しないよう、授業内容の整理、モデルシラバスの作成、教材開発を行うことが必要である。

○「少年非行」

また、指定研修における「少年非行」ついては、そこで想定される教育内容に関する取り扱いが社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程とで異なっているため、今後、具体的な対応方法を含め丁寧な検討が必要である。

○「社会的養護と自立支援」

指定研修課程で示される目標達成をねらいとして、以下の内容を含めるよう、認定資格養成に係る教育課程における科目設置を検討すべきである。

表 5－5.『社会的養護と自立支援』において含むことを検討されることが望ましいねらい・想定される教育内容

ねらい（達成目標）	想定される教育内容
・ 社会的養育の理念について理解する ・ 社会的養護における多様な支援のあり方について理解する ・ 児童養護施設等における自立支援について理解する ・ 社会的養護に係る子ども等への切れ目のない自立支援を理解する ・ 社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割について理解する	・ 社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意見表明等支援と子どもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等） ・ 子どもの支援における社会的養護の意義（児童養護施設等、里親、養子縁組等） ・ 社会的養護に係る子どもへの支援（移行支援、ライフストーリーワーク）

社会的養護についても、ほとんどすべての養成校が「児童・家庭福祉」で取り扱っているものと思われる。ただし、「児童・家庭福祉」では非常に多岐に渡る事項を教授しているため、社会的養護も概略理解にとどまっていることが多いものと思われる。保育士養成課程でも社会的養護に関しては2科目を設置して教育を展開しているところであり、入所型施設における保育（ケアワーク）の理解はもちろん、パーマネンシー保障を中核としてソーシャルワーカーがどのように機能していくべきか、演習含めて、学修していくことが期待される。指定研修課程では、講義時間に比して演習時間が長い科目となっていること、「こどもの権利擁護」の中に含まれる「こどもの意見表明等支援とアドボカシー」が特に社会的養護との関連性が深いことにも留意し、通り一遍の授業内容とならないようにしなければならないだろう。

○「保育」

指定研修課程で示される目標達成をねらいとして、以下の内容を含めるよう、認定資格養成に係る教育課程における科目設置を検討すべきである。

表 5－6.『保育』において含むことを検討されることが望ましいねらい・想定される教育内容

ねらい（達成目標）	想定される教育内容
・ 養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する ・ 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性について理解する	・ 保育における養護の理念等の理解 ・ 保育所等におけるソーシャルワークと保育士に求められる役割、専門性の理解 ・ 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（要支援児童・要保護児童及びその家庭も含む） ・ 保育所等における相談支援

養成校に対するヒアリング結果を見ても、保育については半数以上の養成校において、達成目標に対応した授業を行っていない場合が見られ、認定資格養成に係る教育課程設置にあたっては何らかの対応が求められるトピックである。この達成目標のために大学設置基準で定める1単位授業を設置するかは精査が必要であるが、特に小学校就学前において教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を行う場が核となって支援を展開することは十分にある。保育とは何かということだけでなく、保育の専門性を基盤とした相談支援（保育相談支援）、いわゆる保育ソーシャルワークなどについて理解を深める機会を設けることは、必ず検討が求められる事項といえる。

○「教育」

指定研修課程で示される目標達成をねらいとして、以下の内容を含めるよう、認定資格養成に係る教育課程における科目設置を検討すべきである。

表 5－7.『教育』において含むことを検討されることが望ましいねらい・想定される教育内容

ねらい（達成目標）	想定される教育内容
・ 今日の学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する ・ スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する ・ 公教育の目的と意義について理解する ・ 教育の場としての学校の理解について理解する ・ 教員の職務の全体像について理解する ・ チーム学校運営について理解する	・ 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（虐待、いじめ、不登校） ・ 学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮） ・ スクールソーシャルワークの実践モデル ・ スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 ・ スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ・ 公教育の目的と意義 ・ 教育の場としての学校の理解 ・ 教員の職務の全体像 ・ チーム学校運営

養成校に対するヒアリング結果を見ても、既存科目ではこれら達成目標に対応した内容を扱っていないことが示されているが、ここで掲げた教育内容は、本連盟が認定するスクール（学校）教育課程を設置していれば、必ずシラバスに含めなければならない事項であるので、同課程を設置していない場合には、認定資格養成に係る教育課程設置に伴い科目増を行い、学校教育分野およびスクールソーシャルワークについて学修することとなる。

○「こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）」

指定研修課程で示される目標達成をねらいとして、以下の内容を含めるよう、認定資格養成に係る教育課程における科目設置を検討すべきである。

表 5－8.『こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）』において含むことを検討されることが望ましいねらい・想定される教育内容

ねらい（達成目標）	想定される教育内容
・ 子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する面接技術、支援のアプローチ、対応の方法を理解し、アセスメントや行政権限の行使等のソーシャルワークについて理解する ・ 重大事例を通して、支援に必要な視点や態度を理解する	・ 子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク － ケースの発見 － 通告の受理・調査（立ち入り調査、臨検・捜索を含む） － 緊急保護 － アセスメント（安全に焦点をおいたアセスメント等）、再アセスメント － プランニング － 支援の実施 － モニタリング － 支援の終結と事後評価 － アフターケア ・ 行政権限の理解と行使（調査権限や個人情報の取扱い、家庭裁判所への申立を含む） ・ 子どもを中心とした支援（一時保護の措置をとる際の当事者への説明等） ・ 子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術（支援者が持つ権力性への自覚を含む）（司法面接を含む） ・ 子どもの安全確保を目的とした緊急的対応時の子どもや保護者に対する支援のアプローチ（危機介入アプローチ等） ・ 子どもの安全確保を目的とした緊急的対応時の対応の方法（抵抗や拒絶への理解、子どものトラウマとそのケア）と緊急的対応後の子どもへの支援 ・ 重大事例の検討（死亡事例を含む）

なお、この科目は、主として児童相談所をフィールドとして想定するものである。単なる手続き論ではなく、関係機関を含めたダイナミックな動きを把握しながら、ソーシャルワーカーとして適切に子どものセーフティ保障を重視したケースマネジメントを展開していく学びが求められる。理想的には、児童相談所実習とリンクしていくことが望ましい。

そのため、「児童・家庭福祉」で児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律等の諸規定および児童相談所と関係機関の制度的位置づけを把握し、また「ソーシャルワークの理論と方法」で危機介入の理論と方法を学び、認定資格養成に係る教育課程における諸科目での学修成果をふまえつつ、アドバンストな授業を展開することが求められる。演習科目として展開する部分も多くなると思われるが、その場合には、「こどもの権利擁護」「こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割」で想定される学習内容との結びつけも意識して、子どもや保護者との面接をどう進めるか、関係機関との連携をどう進めるか、その際にどのような組織内外でのマネジメントが必要とされるかを思考・判断していくことも検討していくことになろう。

○ 演習科目の重要性

養成校に対するヒアリング結果を見ると、指定研修で示される達成目標に対応した内容をかなり取り扱ってはいるものの、その多くは講義科目であることがわかる。認定資格養成に係る教育課程では、講義と演習と実習（実務）の連関性が問われる構造となっているため、演習科目については新たに設置が必要である。

特に実務経験がない養成校の学生にとっては、ただ単に「授業で教わったことがある」ということで課程を修了させるのではなく、子ども家庭福祉分野でソーシャルワークを実践する際に何が求められるのかを専門知識に基づき具体的に思考・判断していく、きめ細やかな演習が重要となるに留意すべきである。

（2） 認定資格養成に係る教育課程における演習科目の扱い

養成校では、講義で学修した事項を総合的にふまえながら演習を展開するスタイルが定着しており、すでにそのためにガイドラインも作成・公表され、ソーシャルワーク演習担当教員の講習会などでも理解が共有されているところである。その中には、子どもへの虐待事例への対応なども含むものとされており、社会福祉士・精神保健福祉士養成のために作成された教科書を見ても、子ども家庭福祉分野の事例を用いた演習プログラムが作成されている。

ただし、子ども家庭福祉分野に関する演習を行う際の時間数や担当教員の要件についてまで、厳密に定められているわけではない。そのため、虐待事例と一口に言っても、子どもが救急搬送された場合、司法関与が求められる場合、保護者から激しい怒りの感情等を向けられる場合等々、さまざまなバリエーションを想定することができる。養成校を卒業したソーシャルワーカーが児童相談所等に着任した後、リアリティショックにより早期退職等に至らないようにするためのひとつの対応策として、実践現場で直面しうる事案・事態に対してきめ細やかなシミュレーションを行っていく必要がある一方、養成校に対するヒアリング結果を見ると、演習はそれぞれ担当する教員の得意なところに比重が置かれる傾向がある、演習教材も実際に難しい判断が求められる場面を想定して作りこめていないといった指摘がなされていることにも留意したい。

したがって、認定資格養成に係る教育課程の中で演習科目を設置する場合には、特に子ども家庭福祉分野でのソーシャルワーク実践に対するレディネス形成に資するような、きめ細やかな演習プログラムを展開できるよう、指定研修で想定されている教授内容を反映したシラバスとすること、必要に応じて児童相談所等との協力関係のもとで演習を行うなど実務家教員（あるいはそれに代わる教員）を配置する等の工夫が必要となる。

一方、ヒアリングをした養成校の中には、多職種との連携促進を主眼においた演習プログラムを導入していたり、演習を交えて子ども家庭ソーシャルワーク論を展開したりするところもあった。また、スクールソーシャルワーカー養成の一環でスペシャライズされた演習プログラムを有している養成校もある。養成校同士が協力し合えば、演習プログラムの内容や方法上のノウハウを広く共有していける可能性があるといえよう。

（3） 認定資格養成に係る教育課程における実習科目の扱い

既存のソーシャルワーク専門職養成課程においても、ソーシャルワーク実習は重要な科目である。一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」を作成し、実習指導・実習のねらいと内容だけでなく、指導体制・環境・方法についても併せて留意すべき事項を明らかにしている（http://jaswe.jp/doc/202108_jisshu_guideline.pdf）。

また、実習担当教員講習会・実習指導者講習会等を開催することにより、実際に実習指導を行う教員および実習指導者が本ガイドラインについて共通の理解がもてるような体制も、職能団体との協力体制のもとで採られている。

いうまでもなく、このガイドライン等は、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーとして求められる事項を修得することも視野に収めて作成されたものであり、まずはこのガイドラインがエントリーレヴェルのソーシャルワーカー養成において基本となることはいうまでもない。

なお、このガイドラインでは、国が定める「教育に含むべき事項」（下表参照）一つひとつに対して、教育の達成目標が立てられ、さらにトータルで70項目を超える行動目標が設定されている。認定資格養成に係る教育課程の中で単位修得が求められる実習を行う場合、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーとして認定されるために必要な専門性（具体的には 12 項目）の修得が可能となるように留意することが必要であるが、本ガイドラインの方がより包括的なものとなっていることに留意したい。言い換えると、本ガイドラインを用いて子ども家庭福祉分野での実習を行うことができれば、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性を体験的に修得できる可能性は十分にあるといえる。

ただし、本調査研究で検討を進める中では、行政機関の実情に詳しい委員およびヒアリング対象校より、児童相談所や市区町村にて、現在受け入れている社会福祉士実習に加え、さらに受け入れを増やすことは困難ではないかとの指摘があった。また、ヒアリング対象校からは、記録の閲覧が認められない、講義が中心の実習プログラムとなっている、一時保護所でも受け入れているだけで具体的な指導がないといった実情についても指摘があった。現状としてすべての養成校において児童相談所等と緊密な関係にあるわけではないことに鑑み、認定資格養成に係る教育課程のもとで実習を展開する場合には、実習担当教員や実習指導者が実習前・中・後いずれの段階でも密なコミュニケーションをとり、認定資格養成に係る教育課程として設置される講義・演習科目とも連動性についても考慮しながら実習を行うことが重要な条件となる。

表5－9. 社会福祉士養成カリキュラムにおける「ソーシャルワーク実習指導」「ソーシャルワーク実習」において国が定める「教育に含むべき事項」

科目名	ねらい	教育に含むべき事項
ソーシャルワーク実習指導	① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し、体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④ 実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪実習の成果及び全体統括会
ソーシャルワーク実習	① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための	① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成

	実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。 ③ 生活上の課題(ニーズ)に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者(家族・親族、友人等)への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際(チームマネジメントや人材管理の理解を含む。) ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して 実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分 に行うものとする。

(4) 認定資格養成に係る教育課程において設置する科目の検討

ここで、あらためて前節で指摘した、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程を現任者研修課程との整合性を検討した結果を確認しておく。

まず、社会福祉士養成課程の上乗せとする場合であるが、指定研修での科目のうち、「7 こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」「8 こどもの心理的発達と心理的支援」「9 児童虐待の理解」「13 保育」「14 教育」「16 子ども家庭福祉とソーシャルワークⅡ(子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク)」における教育内容が十分に教授されないものと考えられる。これを大別整理すると、「子どもの心身における発達理解」「児童虐待が与える影響や回復プロセス」「児童虐待等危機介入時の理解」「保育・教育の現場理解」といえるものであった。

次に、精神保健福祉士養成課程の上乗せとする場合であるが、「1 子どもの権利擁護」「4 子ども家庭福祉Ⅱ(保護者や家族の理解)」「6 子ども家庭福祉Ⅳ(行政の役割と法制度)」「7 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」「8 子どもの心理的発達と心理的支援」「9 児童虐待の理解」「10 少年非行」「11 社会的養護と自立支援」「12 貧困に対する支援」「13 保育」「14 教育」「16 子ども家庭福祉とソーシャルワークⅡ(子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク)」における教育内容が十分に教授されないものと考えられる。これを大別整理すると、「子どもの権利擁護」「社会的養護」「子どもの心身における発達理解」「児童虐待が与える影響や回復プロセス」「児童虐待等危機介入時の理解」「保育・教育の現場理解」「関連する法制度」といえるものであった。

このように、養成課程によって違いが生じる理由としては、第2章第2節で行った突合結果をあらためて参照すれば、精神保健福祉士養成課程においては、「児童・家庭福祉」をはじめとして、「貧困に対する支援」「福祉サ

ービスの組織と経営」「保健医療と福祉」が設置されていないことが大きい。一方、社会福祉士養成課程では、「社会福祉の原理と政策」や「地域福祉と包括的支援体制」等の科目の中で精神保健福祉にかかる事項もとりあつかわれているが、「精神医学と精神医療」「現代の精神保健と課題と支援」が設置されていないために、十分とはいえないことがうかがわれる。

5－2－3　スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程と子ども課程福祉のあらたな資格についての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

国の資格検討会とりまとめでは、認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得にかかる議論事項を以下の4点で検討が行われた。

○　子ども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
○　子ども家庭福祉に係る研修の課程
○　ソーシャルワークに係る研修の課程
○　試験の内容及び方法・試験の頻度

とりわけ「子ども家庭福祉分野における相談援助」の考え方としては、児童相談所や児童養護施設等厚生労働省が所管する子ども家庭に関する機関に加え、要保護児童対策地域協議会を構成する各種機関・団体等において子どもとその保護者に対する支援業務を「子ども家庭福祉分野における相談援助」の実務経験として評価していることに鑑みれば、文部科学省が予算事業として配置しているスクールソーシャルワーカーは「子ども家庭福祉分野における相談援助業務」を行う者と解釈することができる。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「本連盟」という。）では、文部科学省が平成20（2008）年度から予算事業として開始した「スクールソーシャルワーカー活用事業」に対応した質の高いソーシャルワーク専門職人材の供給を行うため、社会福祉士および精神保健福祉士養成課程にスクールソーシャルワークに関する教育内容を上乗せした「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」を同年度から開始し、現在（2023 年 3 月末）、本連盟会員養成校のうち、64 校の社会福祉士または精神保健福祉士養成課程がスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を設置している。教育課程の内容は以下のとおりである。

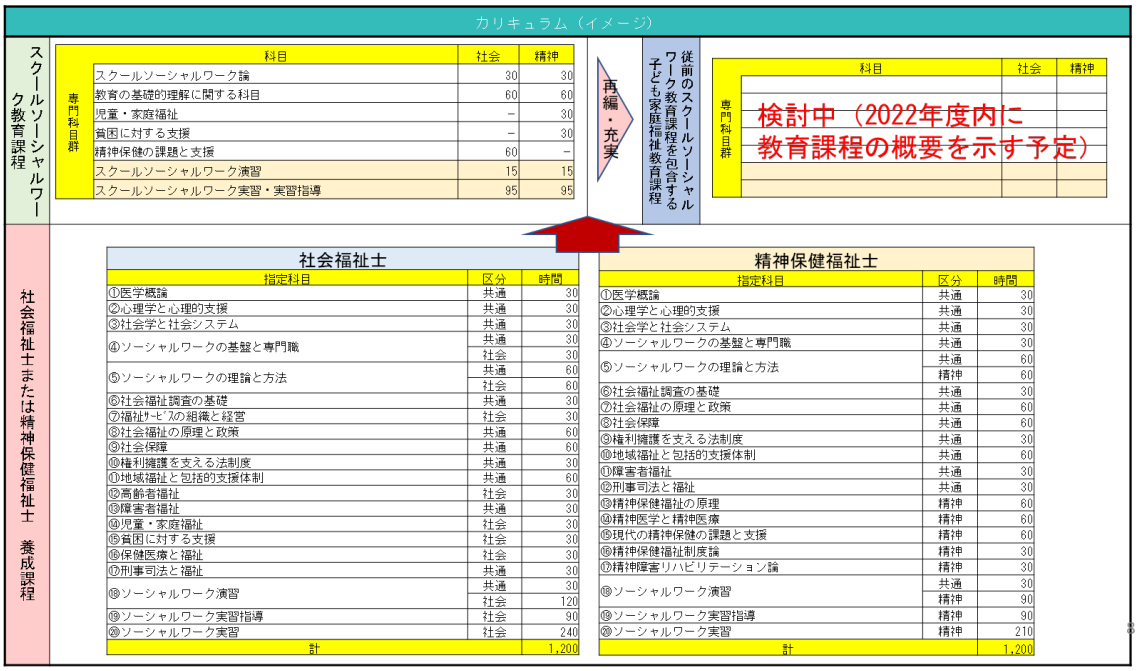

今般あらたに創設される認定資格養成に係る教育課程と、本連盟が行ってきたスクール（学校）ソーシャルワーカー養成にかかる教育課程認定事業との関係について考えるとき、上述の「実務経験」の考え方をふまえると、

○　子どもの生活場面において「子どもが関わるすべての場」を想定した制度横断的な支援枠組みの視点が極めて重要であること

○　厚生労働省、文部科学省、内閣府、こども家庭庁、自治体等、子どもに関する施策を実施する関係省庁・部局がそれぞれ所管する制度枠組みに限定せず、「子どもが関わるすべての場」において活躍できるソーシャルワーク専門職を育てることが重要であること

○　子どもに関わる多様な専門職・機関・地域住民をつなぎ、子どもの権利と育ちが守られる「社会（国）」と、子どもが安心して生活を営むことができる「生活の基盤（地域）」をつくる必要があること

○　上記のために、主体的に社会福祉士・精神保健福祉士養成校（本連盟会員校）の教育をさらに充実させ、子どもに関するあらゆる職場でソーシャルワークの専門性が発揮できる汎用性の高いソーシャルワーク専門職を養成する必要があること

これら4つの視点から、子ども家庭福祉に関する養成校における教育課程について検討を行うことが必要である。

一方、現実に各省庁が予算事業あるいは法定事業で子ども家庭福祉にかかる資格の配置を行っていることをふまえると、それら各事業に対応した「一定の区分」を想定することも、専門職を社会に実装する観点からは重要な視点となる。

従って、今般のこども家庭ソーシャルワーカー養成にかかる教育内容および教育課程の枠組みは、従前より行っているスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の枠組みを「区分」として残しつつ、子ども家庭に関する教育課程全体の枠組を設計していくことを前提にすると、図5－3のような概念で子ども家庭に関する養成課程の設計を行うべきである。

また、従前より行っているスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業については、当該区分のみを単独で設置（現在のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定の範囲）すること可能とする。

図5－3：社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に上乗せした認定資格養成に係る教育課程の概念図

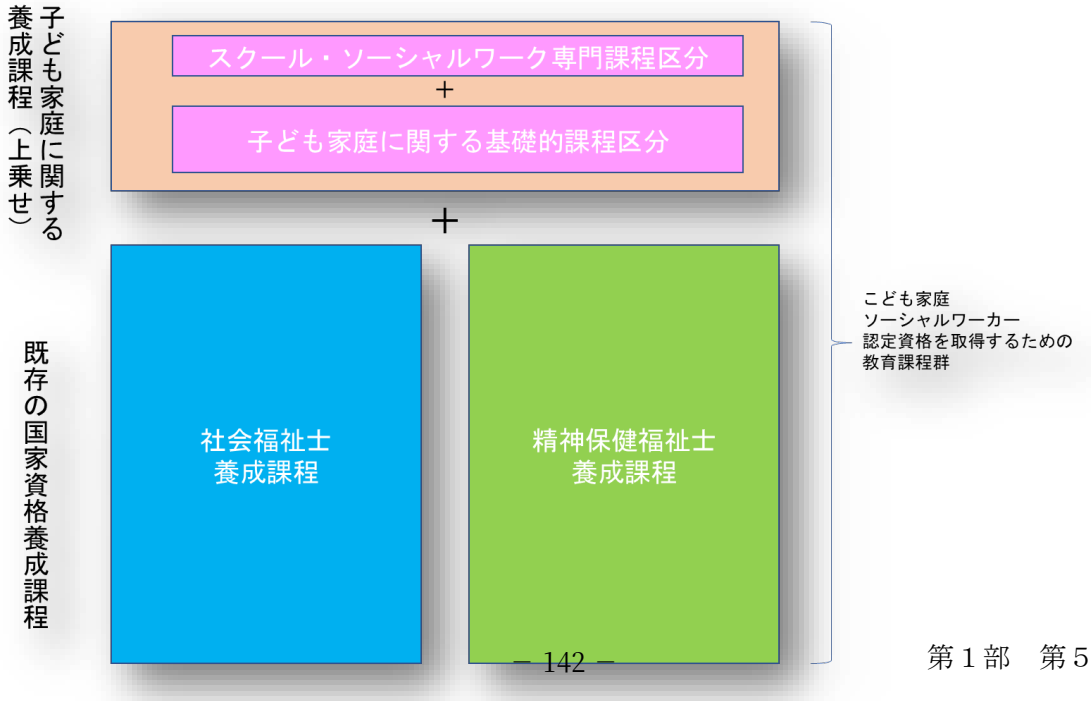

(2)スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の内容

現在、本連盟が行っているスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業で規定する以下のスクールソーシャルワーク専門科目群については、厚生労働省の資格検討会で示された指定研修のうち、子ども家庭指定研修の科目「教育」および SW 研修の複数科目にその内容をすでに含んでいることから、現行のスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業の専門科目群の内容を、あらたな認定資格の養成にかかる当該科目の教育内容としてそのまま流用することは、何ら差し支えないと考えられる。

以下、「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について(通知)」(2021 年 4 月 1 日付／一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟)からスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の教育内容を示す。

〔専門科目群の教育内容〕

(1) スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群

イ)「スクール(学校)ソーシャルワーク論」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①今日の学校教育現場にスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義とその必要性を理解する。 ②スクール(学校) ソーシャルワークの発展過程について理解する。 ③海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動について理解する。 ④スクール(学校) ソーシャルワークの実践モデルについて理解する。 ⑤スクール(学校) ソーシャルワーカーへのスーパービジョンの必要性について理解する。	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義	1.児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢	・不登校 ・非行 ・学齢期の児童虐待 ・特別支援教育 ・家族の抱える課題(貧困・離婚他) ・外国児童の就学問題 ・学習遅滞、学習障害 ・教育福祉 ・その他
		1.スクール(学校)ソーシャルワークの価値・倫理	・ソーシャルワークの視点と定義 ・人権と社会正義 ・児童の権利に関する条約 ・その他
	②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程	1.アメリカや他諸外国及び日本のスクール(学校)ソーシャルワークの発展過程の概要	・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーク発展史 ・日本の教育福祉 ・日本のスクール(学校)ソーシャルワーク発展史 ・その他
	③海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動	1.海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動の概要	・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーカーの役割と活動 ・その他
	④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデル	1.スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルの概要	・生態学的視点 ・ストレングスの視点 ・エンパワメントの視点 ・その他
	⑤スクール(学校)ソーシャルワークの支援方法	1.スクール(学校)ソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例(ミクロ・レベル)	・個別支援(不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他)の視点と実践例 ・集団支援の視点と実践例 ・その他
		1.スクール(学校)ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例(メゾ・レベル)	・学校内の支援ケース会議(校内協働) ・コンサルテーション ・学校と関係機関の協働支援(校外協働) ・社会資源の開発 ・その他
		1.スクール(学校)ソーシャルワークの教育行政への支援(マクロ・レベル)	・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育委員会との協働 ・各地の教育委員会が実施するスクールソーシャルワークに関する事業
	⑥スーパービジョン	1.スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョン	・スーパービジョン体制 ・スーパービジョンの方法

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目において教授する内容については、省略することができる。

ロ） 「スクール（学校）ソーシャルワーク演習」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校（地域機関）アセスメントができる力をつける。 ②スクール（学 校）ソーシャルワーク実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。 ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	①ソーシャルワークの価値	1.福祉の価値、ミッションとは	・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握す る。	1.地域アセスメント、学校アセスメント	・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会が学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。
	③ミクロプラクティス	1.具体的な問題解決能力を高める。 2.アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④メゾプラクティス	1.チームアプローチ 2.マネージメント 3.ケース会議 4.教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤マクロプラクティス	1.市町村子ども家庭相談体制に位置づける 2.福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 3.開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・スクール（学校）ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥記録、スーパービジョン、評価	1.スクール（学校）ソーシャルワークを維持発展させる力をつける 2.実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目において教授する内容については、省略することができる。

ハ)　「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
①スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ③スクール（学校）ソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ④教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ⑤具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。 ⑥用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ア．スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義 イ．学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解 ウ．実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る知識と技術に関する理解 エ．実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解 オ．実習先の市の子ども相談体制について理解 カ．現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習 キ．実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解 ク．実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解 ケ．実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ．巡回指導 サ．実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成 シ．実習の評価全体総括会

ニ)　「スクール（学校）ソーシャルワーク実習」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
①日々子どもたちが過ごす学校現場等を知り、学校組織を体験的に学び、理解を深める。 ②スクール（学校）ソーシャルワーカーとして求められる資質、技能、倫理から、福祉が一次分野でない教育現場における課題を見つけられる力を養う。 ③教職員ほかとの連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 ④子どもや家族、教職員から自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。	①学生は、次に掲げる事項について実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー）による指導、教育委員会や学校の指導を受けるものとする。 ②スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー、教育委員会や学校）との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 ア．子どもたち、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ．子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成 ウ．子ども・家族、そして学校、教育委員会などとの援助関係の形成 エ．子ども・家族への権利擁護、そして学校、教育委員会など含めての支援（エンパワーメント含む）とその評価 オ．校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際カ．校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際 キ．社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ク．学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際 ケ．市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのかを学ぶ。具体的なネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

〔教育関連科目群の教育内容〕

規程第６条第３項第三号及び第４項第三号に定める科目の教育内容は、平成 30 年度までに入学した者に対する科目は教育職員免許法施行規則第６条第１項の付表に定める科目のうち（１）の内容を含む科目とし、平成 31 年度以降に入学した者に対する科目は「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成 29 年 11 月 17 日平成 29 年文部科学省令第 41 号、平成 31 年 4 月 1 日施行)」(以下「教職免許法施行規則改正省令」という。)による教育職員免許法施行規則第２条、第３条、第４条、第５条、第９条、第 10 条の各付表に定める科目のうち（２）の内容を含む科目とする。

ただし、以下の例示科目と名称が異なる場合には、以下の科目の教育内容と合致すれば、類似す

る科目名称により科目を設置しても差し支えない。併せて、教職免許法施行規則改正省令の附則３に基づく科目の読み替えの指定がある科目については、平成 30 年度入学生が卒業するまでの間、同様の科目の読み替えをすることができるものとする。

（１） 教育関連科目群

① 「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目の教育内容

イ）近代における教育の制度化、国家統括化等について学ぶ。また、教育行政機関の仕組みと教育法令、教職員の職務等について学ぶ。

ロ）教育経営の構造、教育経営の基底をなす学校の組織と経営、学校経営改革の動向等について学ぶ。また、組織としての学校の特質やその経営に焦点を当て、教育経営のあり方について学ぶ。

ハ）教育を取り巻く社会諸関係を軸に、社会制度や教育制度が個人に与える影響等について学ぶ。

【科目の例】教育原理、教育行財政、学校運営、社会教育など

② 「教育の基礎理論に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目の教育内容

イ）生涯を通して変化・成長する人間を心理的、社会的、身体的な視座からとらえ、ライフサイクルにそった発達とそのための条件について、また発達を阻害する要因等について学ぶ。とりわけ、児童生徒の年齢に応じた発達と克服課題等について学ぶ。

ロ）教育相談や生徒指導、スクールカウンセラー等児童生徒への支援や指導する部門について学ぶ。

【科目の例】教育心理、教育支援、発達心理、教育福祉など

（２） 平成 31 年度以降に入学した者に対する教育関連科目群

① 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容

イ）教員の役割、教員の職務内容、チーム学校運営への対応。

ロ）教育に関する経営的事項、学校と地域との連携、学校安全への対応。

② 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目の教育内容

イ）幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程、幼児、児童及び生徒の学習の過程。

ロ）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法、障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援。

ハ）個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導。ニ）教育相談の方法、教育相談の展開。

ホ）カウンセリングとしての指導。

〔実習〕

規程第６条第６項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者

（１）実習指定施設

原則として、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第 1 条第 2 項に定める業務を行う以下の施設とする。

イ）スクール（学校）ソーシャルワーカーを置く学校（教育委員会等に所属するスクール（学校）ソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む)。

但し、当分の間、以下の施設も実習指定施設に含むものとする。

ロ）１－（１）－ハ）及びニ）に定める教育内容の実習を行うことができる施設・機関等（以下、「その他施設・機関等」という。）であって、規程第１条第２項に定める業務を行う者を置く施設・機関等。

（２）実習時間数の特例

上記実習指定施設において、本通知の１－（１）－ハ）及びニ）に定める教育内容によって行う実習（本実習）を８０時間以上実施することが困難な場合は、４０時間を超えない範囲で行う見学実習を実習時間数として算入しても差し支えない。

（３）実習指導者

スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指導を担当する実習指導者は、以下のいずれかに該当する者とする。

イ）学校において現にスクール（学校）ソーシャルワーカーとして規程第 1 条第 2 項に定める業務に従事している者であって、本通知の１－（１）－ハ）及びニ）に定める教育内容の指導を行うことができる者

ロ）その他施設・機関等において規程第 1 条第 2 項に定める業務に従事している者であって、本通知の１－（１）－ハ）及びニ）に定める教育内容の指導を行うことができる者

3 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せする子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程の設置に向けた教育体制について

5－3 社会福祉士･精神保健福祉士養成課程に上乗せする子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程の設置に向けた教育体制について

5－3－1 「子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程」の設置にかかる課題と解決に向けた方略

(1)認定資格養成に係る教育課程を設置する意義について

○地域における社会資源として、養成校が社会的ニーズに応えていくことになる。

○少子化等の影響もあり受験生が減少しているなかで、この認定資格養成に係る教育課程を設置することで、学生募集のPRにもなる。

○社会福祉士･精神保健福祉士養成の全体への貢献が期待される。今回の新資格がソーシャルワーク専門職としてのアイデンティティをより確かなものとして、さらなる実践力の向上を促すことになる。

○ソーシャルワークやソーシャルワーカーの社会的認知や社会的地位を高めることになり、多くが正規雇用で採用されるなどの待遇改善が期待される。

(2)認定資格養成に係る教育課程設置に伴う履修科目数の増加等について

○社会福祉士と精神保健福祉士、さらにスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を設置している養成校では、現状でも履修科目数が多く、学生の予習や復習、授業内容の理解が追いつかない状況である。

○大学での 4 年間が、資格取得のための科目履修と単位取得で終わってしまう懸念があり、これ以上科目が増えると養成校の教育理念に照らした専門職養成ができない。

○年間登録単位数の上限が定められているので、どの程度の科目数や単位数の上乗せになるのかによって、学生の履修可能性が左右される。

○資格取得のための複数のカリキュラムが同時並行で走ることになるので、混乱が生じないように準備が必要である。

○できる限り、各資格間の共通科目や読み替え科目での対応が認められることで、学生の負担軽減策を検討する必要がある。

○各養成校での認定資格養成に係る教育課程の設置を可能にするサポートとして、たとえば共通の「履修モデル」を示すなどの対策が必要である。

(3)担当教員の確保について

○認定資格養成に係る教育課程の設置にあたり、新たに教員を増員する必要が挙げられるが、養成校によっては学生定員や予算措置などの面から困難が予想される。

○学内の専任教員だけでまかなうことが難しいとなれば、非常勤講師による対応となるが、予算的な検討が必要となる。

○単独の養成校での科目設置や担当教員の確保が難しい場合は、たとえば大学コンソーシアムや近隣養成校間での単位互換制度などの活用が検討できれば良い。

(4)実習先や実習指導者の確保について

○以前より児童福祉分野での実習を希望する学生は多いが、実習の受け皿が少ない状況がある。認定資格養成に係る教育課程をきっかけに、実習先の対象となる機関や施設には、これまで以上に積極的に実習

生の受け入れが求められる。

○認定資格養成に係る教育課程の実習先が児童相談所などの公的な機関に限定されると、各養成校の実習先の確保が大変になる。国や自治体からの働きかけによる児童相談所等での実習生受け入れの促進と、実習先として対象となる機関や施設の柔軟な設定が求められる。

○現在の社会福祉士養成においても、児童相談所での実習生の受け入れは人数や時間数が限られている。認定資格養成に係る教育課程の開始に伴っては、実習生の受け入れや指導における積極的な協力が必要である。

○児童相談所や家庭児童相談室などの公的機関では、資格取得者がいないとか職員の移動等により、実習指導者の確保に苦労している。実習指導者がいても非正規職員ということもある。実習先となる機関等では、実習指導者の確実な配置が必要である。

○児童相談所の実習では、実習プログラムが講義中心の内容となりがちである。実践力のある「こども家庭ソーシャルワーカー」の養成のためには、行政機関と養成校とが協働しての実習プログラム開発が必要である。

○養成校と行政機関とで実習生の受け入れと指導に関する協定を結ぶなどの対策が必要である。

(5)学生への支援について

○経済的な課題を抱えている学生も少なくなく、アルバイトで学費を稼ぎながら資格取得をめざす学生もいる。履修科目数が増えることにより、アルバイトをする時間が少なくなることが予想される。各養成校では、経済面な側面をはじめとするサポート体制の充実が必要である

5－3－2 「子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程」修了後の進路について

(1)就職先の拡大等について

○この資格を取得することによって、児童相談所や子ども家庭福祉分野への就職に有利になることが必要である。就職先が少なく、かつ現在のスクールソーシャルワーカーのように多くが非常勤採用となれば、資格の魅力がなくなり、学生の動機や意欲も高まらない。

○養成校での学びの中では、将来の職業や就職先として、学校教育関連や自治体の子ども家庭福祉分野への就職につながることが、学生達に見えやすくなければならない。

○認定資格養成に係る教育課程で学ぶ学生にとって、卒業後の就職先やそこでの仕事内容がより魅力あるものになる必要がある。課程自体の魅力も必要だが、それ以上に資格取得後に魅力がないと学生のモチベーションは上がらない。

○この資格が今後魅力ある資格になるためにも、資格取得者が、特に子ども家庭福祉分野で幅広く活躍できるよう、就職先の拡大が必要である。

(2)採用条件や待遇の改善について

○子ども家庭福祉領域は、学生の実習先としては人気があるが、就職先としてはそうでない状況にあり、その理由はやはり雇用形態や給与の問題があると思われる。専門職の待遇面の底上げが必要であり、業界全体のこととして取り組んでいかなければいけない。

○職員の待遇改善の必要性は大きい。資格があることで給与や権限面で優遇されるなどのことが必要である。社会的に認められた資格と専門性であることが資格取得後に実感できて、安定した環境で働き続けられることが保障されなければ、就職してその仕事を続けようということにはならない。

○子ども家庭福祉の領域では非正規雇用で働く人が多い。社会福祉士・精神保健福祉士資格取得者やこの認定資格取得者が、それぞれの職場でソーシャルワーカーとして、正規雇用の職員として働ける環境整備やそれに向けた働きかけが必要である。

○この認定資格を得ることでどのような就職先が可能となるのかを示すことが必要である。たとえば、求人の応募条件に「この資格を持っていると優先的に採用される」とか「こういう部署に配属され、こういう仕事に就くことになる」というのがあると、学生にとってはわかりやすい目標となる。

○就職後の結婚や育児に関する状況について関心が高い学生が多い。資格取得者が仕事を続けながら、安心して子どもを産み育てられる環境にしていくことが必要である。

5－3－3「子ども家庭福祉の認定資格養成に係る教育課程」設置に係るその他の課題について

(1)認定資格養成に係る教育課程に対する実践現場の理解が必要

○実践現場で働く職員がこの新資格を取得することの意義(仕事の専門性や支援の質の向上につながること)について、特に関係機関の長の理解が欠かせない。具体的には、職員を必要な研修に出すことや養成校からの実習生受け入れに関する理解や協力が必要である。

○「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格は、あくまで「ソーシャルワーカーとしての共通基盤」の上に立った資格であるという認識が共有される必要がある。社会福祉士や精神保健福祉士の課程に「上乗せ」することの意味と意義とが理解されなければならない。

(2)養成校が現任者の研修実施機関になることについて

○普段から社会福祉士・精神保健福祉士を養成している教員がソーシャルワークとは何かを現任者に説明する機会が得られることには意義がある。

○現状では必ずしも十分でない養成校と公的機関との連携・協働関係づくりのきっかけとなる。

○養成校が研修実施機関となり、関係機関・施設やそこで働く現任者と、より積極的に関われる機会をもつことになる。このことは学生の実習先や就職先の確保にもつながる。

○地域の子ども家庭福祉の様々な取り組みの推進に、養成校が貢献をすることにもなる。また、たとえば現任者の大学院進学などの、リカレント教育のきっかけや促進、充実にもつながる。

第1部　第6章

指定研修への福祉系大学等
養成校の協力方法に関する検討

1 養成校における指定研修への協力意向

現任者研修に対して、福祉系大学等養成校（以下、養成校）がどのように認識しているのかについて述べていく。具体的には、現任者指定研修・現任者指定研修の講師養成に係る研修への協力意向ならびに研修プロバイダーとして参画・協力する際の課題及び条件とその解決に向けた方策である。ここでは、養成校を対象に実施したアンケート調査ならびにヒアリング調査の結果をもとに整理していくが、使用するデータは、養成校アンケート調査 Q18～Q22 ならびに養成校ヒアリング調査である。

結論からいうと、養成校は一様に本資格の高い意義を理解している。また、研修実施に対する養成校の果たすべき社会的責務も強く認識している。その一方で、現任者研修の実施機関になることについては、やや消極的である。その理由として、ひとつには、養成校ヒアリング調査では教員のマンパワー不足が挙げられており、その他の要件も含めて諸々の困難さがあるであろうことを予想しているためである。

しかし、本調査が、資格や研修の全体像がクリアではない現段階で実施されたことに影響を受けた点に留意する必要がある。つまり、本章に関連する各質問項目では「わからない」と回答した割合が高い傾向が認められたが、その大きな要因として、資格及び研修の具体が示されていない状況のもとで、養成校は判断が難しかったことが考えられる。従って、今後、より詳細が明らかになるに伴い、今回の調査項目に対する各養成校の回答（考え）は変化していくであろうということを前提として踏まえておくことが必要である。

いずれにしても、引き続き、現任者研修に養成校が協力していくためには何が困難の要因となるのか等の更なる精査と、それらを解決・解消していくための方策の具体的かつ丁寧な検討が必要である。

6－1 養成校における指定研修等への協力意向

6－1－1 養成校が認定資格の研修実施機関となること、ならびに研修実施に協力することの意義への認識

本項目に関連する養成校ヒアリング調査から、研修実施機関となることや研修実施に協力することに関して、養成校はその意義や価値 、重要性を認識していることが明らかになった。それらを大別すると以下のとおりである。

○社会的責務

まずは、認定資格を広く周知すること、ならびに、資格取得を目指す学生に対して質の高い教育を展開することについて意義を認めており、養成校が取り組むべき責務として当然のことであると認識している。また、研修実施機関となること、あるいは仮にそれが困難な状況であったとしても何らかの形で研修実施に協力することも、養成校としての社会的責務であると考えている。

○地域貢献への可能性

研修の実施を通して、社会的課題の予防・解決に結びつく可能性があるのではないかと認識し、また、期待もしている。その理由は、多様な立場の人たちが研修に関与することになるが、それによってさまざまな情報が集まり、顕在化している課題はもとより潜在化している課題も見えてくると考えているからである。そうした課題にアプローチすることで、養成校が地域貢献する可能性に期待している。併せて、研究に結びつけることもできると考えている。また、養成校が地域の人材育成に貢献することも可能であると考えている。

○関係機関との連携構築もしくは連携強化

養成校と地域の関係機関、とりわけ行政機関との連携を構築しきれていない現状が散見されている

が、研修実施機関になることによって、養成校が都道府県や市町村に認知されるひとつの契機になると考えている。また、実施協定を結ぶことで、より積極的に連携する機会をもつことができると考えている。

○学生への教育に反映できる可能性

研修の実施を通して、福祉や医療等の現場(以下、「実践現場」)で起きている実態や事例を把握でき、養成校の学生の教育に活かすことが可能になると期待している。仮に研修に学生も一緒に研修に参加することができれば、実践現場のソーシャルワーカーたちからの実際的な実践に触れる機会となり、学生にとって、学びは一層リアルなものとなる。また、学生とソーシャルワーカー同志の双方向性の高い学び合いの機会にもなると考えている。学生の就職への影響（就職先の選定や確保など）につながる可能性もあると期待している。

○教員の資質向上につながる可能性

研修の実施が、実践現場で起きている実態を教員が理解する好機になると考えている。また、実践現場のソーシャルワーカーである受講生から教えてもらうことも多々あると期待している。これにより、学生の学びの充実のみならず、教員の資質向上にもつながる可能性があると考えている。質の高い研修を実施するためには、教員が工夫を講じて効果的な研修を展開することが必要となる。教員の質の高い教授法の獲得ならびに教育力の向上を、継続的に進めていくことが不可欠であると考えている。

○教員と実践現場のソーシャルワーカーの連携の可能性

研修を介して、教員が実践現場のソーシャルワーカーと関わる機会を確保できると考えている。それにより、実践現場と協働して授業を実施する可能性、例示すると、研修に関わる人たちに、養成校の授業の一部を講義してもらうなどである。現任者の授業への関与機会を確保・増加させることで、既存の授業の限界を乗り越えていくことに期待をもっている。また、養成校が学生を現場に送り出していくうえで、養成校が現場にコミットする重要性があるとも考えている。

○学びなおし

研修受講は、現任者のソーシャルワークに関する学びなおしの機会である。養成校及び教員が、そこに関与することで、ソーシャルワーカーの資質向上に貢献できる可能性があると考えている。あわせて、学びなおす／実践力を向上させるために大学院等へ進学するなど、リカレント教育につながるの可能性もあると認識している。

以上のように、養成校ヒアリング調査からは、研修実施機関となることや研修実施に協力することに関して、養成校はその意義や価値、重要性を認識していることが浮かび上がってきた。今後、より具体的に資格ならびに研修の全体像が明らかになるに従い、意義や価値はさらに多様なものになると予想される。

6－1－2　養成校が現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」となることへの意向

養成校が現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」となる際には、具体的に以下の実施方法が想定される。「養成校単独で実施機関になる」、「複数団体と共同で実施機関になる」、「一部科目の講師を担当する(講師派遣のみ)」である。養成校アンケート調査(Q18)において、上記3つの方法ごとに実施の意向をきいた。

養成校単独で実施機関になることについては、「どちらかというと消極的である」(21.4%)、「消極的である」が(30.5%)と回答しており、両者を合計すると約半数に及んでいる。単独で実施機関になることについては、消極的な傾向がうかがえる。では、複数団体と共同で実施機関になるのであれば可能かを問うたところ、こちらにつ

いても、「どちらかというと消極的である」(21.4%)、「消極的である」(26.7%)と回答しており、両者をあわせると、48.1%であった。単独はもとより、共同で実施することに対しても消極的な意向が見てとれる。

実施機関を担うことが困難であっても、講師派遣(一部科目の講師を担当)による協力方法もあるわけだが、これに関しては、「どちらかというと積極的である」(22.1%)、「積極的である」(10.7%)と回答しており、両者を合わせて、32.8%であり、実施機関になることよりも積極的な意向がうかがえた。しかし一方で、39.79%の養成校が、「どちらかというと消極的である」「消極的である」と回答しており、講師派遣についても、現段階では消極的な傾向にあることがみてとれる。消極的であるとした理由としては、専門教員が少ないこと、それに伴い、一人の教員の担当科目数が増えてしまっていることなどが養成校ヒアリング調査で明らかになった。つまり、主要因は教員のマンパワーの問題にあると考えている。仮に研修の実施機関になったとしても、教員の増員の可能性は現段階では見通せない。そうした状況予測のもとで、本務校での教育活動外に時間をとることが難しいのではないかと判断している。

一方で、各パターンとも「わからない」と回答した養成校が約 30%に上っており、高い割合を占めている。養成校ヒアリング調査では、「現段階では判断ができない」「もっと具体的な要件が示されてから検討が始まると考える」との回答があった。確かに情報量の少ない現状下では判断が難しいであろうことは理解できる。おそらく今後、資格や研修等の全体像がクリアになった段階で、養成校の意向は変化していくであろう。

2 研修プロバイダーとして参画・協力する際の課題及び条件とその解決に向けた方策

6－2 研修プロバイダーとして参画・協力する際の課題及び条件とその解決に向けた方策

このように、養成校が認定資格の研修実施機関となること、ならびに研修実施に協力することに対して、一様にその意義や養成校が担うべき社会的責務への認識が高いことが明らかになった。その一方で、現任者向け指定研修の実施機関になることについては、現段階では、消極的な意見が優勢であることも明らかになった。

この乖離が生じている要因として、一つには、業務負担となることが見込まれる研修実施に際して、教員のマンパワー不足という厳しい現状を鑑みた際、実施可能なのかどうかという現実的な問題があること、二つには、現段階では資格や研修に関する詳細などの情報が不足しているため判断が難しいということである。確かに研修の実施機関となれば、相応の大きな責任が伴う。養成校は、その責任を負うためにしっかりと取り組むことが必要だという強い責任感を抱いていることも調査で明らかになった。

では、研修プロバイダーとして参画・協力するためには、どのような条件や環境があればよいのであろうか。次に、積極的に検討するために必要な条件を、養成校アンケート調査ならびに養成校ヒアリング調査の結果からみていく。併せて、指定研修(100 時間程度)の「研修実施機関」となること、指定研修の「講師養成研修(時間数未定)実施機関」となること、指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」の会場を提供することについても、それぞれどのような環境や条件が具備されれば実施可能であるのかについて、現段階の養成校の意向をみていく。

6－2－1 指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」になることを積極的に検討するために必要な条件

指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」になることを積極的に検討するために必要な条件として、「社会福祉士等養成教育における子ども家庭福祉領域の実習先拡大(実習先拡大および協力体制の構築、実習指導者講習会の受講促進などを含む)」、「養成校としての社会的認知の向上(学生確保)」、「採算

性」、「研修科目への所属養成校学生の履修許可（福祉系大学ルート養成課程の科目一部読み替え）」を挙げ、養成校アンケート調査（Q19）で、この4条件について調査した。

○社会福祉士等養成教育における子ども家庭福祉領域の実習先拡大

子ども家庭福祉領域の実習先拡大に関しては、「とても必要である」（52.7％）、「まあまあ必要である」（24.4％）と回答しており、両者をあわせると、77.1％に及んでいる。「必要ではない」（2.3％）、「あまり必要ではない」（4.6％）の回答と比較しても、70 ポイント以上の大きな差がみられた。

また、養成校ヒアリング調査では、実習先の確保にとどまらず、実践現場が認定資格の意義、あわせてソーシャルワーカーとしての社会的責務を認識し、実践現場が認定資格の意義とソーシャルワーカーのしての社会的責務を認識すること、あわせて、職員に対しより一層の実習指導者講習の受講勧奨を実施する必要性が指摘された。実習は、単なる現場体験ではない。教育としての実習であるため、そして、より効果的に実習教育を展開するためには、養成校の教員の教育力向上は言うまでもないが、同時に実習先の指導者の指導力（スーパーバイズ力）が十分に担保されていることが不可欠となる。そのための一方法として、実習指導者講習の受講促進は不可欠である。

あわせて、養成校と実習を行う機関との協力体制の構築と協働の必要性も、養成校ヒアリング調査では指摘された。協働・協力により、実践現場・学生・教員の間の、対話の活性化が期待できる。また、現場実践で培われる知識や技術が養成校の学びにもたらされることや、実践現場にも養成校での教育内容やソーシャルワークをめぐる最新情報がもたらされるという、双方向の学習深化のメリットも期待できる。

○養成校としての社会的認知度の向上（学生確保）

これに関しては、「とても必要である」（44.3％）、「まあまあ必要である」（29.8％）と回答しており、「必要ではない」（3.8％）、「あまり必要ではない」（7.6％）の回答と比較し顕著な差がみられた。養成校の社会的認知度を上げることは、諸般において重要であるが、研修の実施機関になるうえでも必要となる。これは、養成校の社会的認知のみにとどまらない。社会福祉士および精神保健福祉士に対する社会的認知度をあげていくことと併せた検討が必要である。

尚、養成校および社会福祉士・精神保健福祉士の社会的認知度を上げることは、養成校の学生確保につながる可能性にもつながる。養成校に入学し、資格取得を目指す学生が増加すれば、子どもや家庭を支援するソーシャルワーカーを目指す学生の増加にもつながる。第5章第 1 節でもふれたように、子ども家庭福祉の領域は、入学当初の学生たちの関心が非常に高い。ここから想定するに、高校生に対してこの領域の魅力や意義を広くプロモーションすることは、進学先に福祉系大学を選択する訴求ポイントとなり得るであろう。

○採算性

研修実施にかかる収益性（採算）に関しては、「とても必要である」は 34.4％、「まあまあ必要である」は 30.5％である。「必要ではない」（5.3％）、「あまり必要ではない」（11.5％）の回答と比較しても、明らかな差がある。

なお、養成校ヒアリング調査では、10 校中5校が、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することとなった際に課題となると思われることとして、費用・経費の財源の確保を挙げている。確かに、研修実施に際しては、一定程度の費用・経費が必要となるであろう。しかし、それを全額もしくは高い配分割合で養成校が負担するのは現実的ではない。今後、どのように研修収益を上げていくのか、また、費用・経費面の負担を配分するのかに関して、検討が必要である。

〇研修科目への所属養成校学生の履修許可（福祉系大学ルート養成課程の科目一部読み替え）

これに関しては、「とても必要である」は 38.9%、「まあまあ必要である」は 32.1%であり、合計すると 71.0%に及んでいる。「必要ではない」（3.1%）、「あまり必要ではない」（4.6%）と回答した割合と比較して、63 ポイントを超える大きな差がみられた。

確かに実践力を向上させるためには、福祉系大学ルートで既に単位習得済みの科目についても、再度、研修で学びなおすことで、さらに確かな実践力を身につける効果が期待できる。しかし、既に養成校では学習しており、その知識やスキルを日々の実践において活用していることを前提とすれば、読み替えという対応も十分に検討の余地がある。

6－2－2　養成校が指定研修（100 時間程度）の「研修実施機関」となることについて可能であるもの

養成校が指定研修（100 時間程度）の「研修実施機関」となる際に、「養成校単独で実施機関になること」、「複数団体の共同で実施機関になること」、「一部の科目の講師を担当すること」が具体的な実施方法として考えられる。これらについて、アンケート調査（Q20）で、可能か否かを問うた。尚、これらはいずれも意向ではなく、あくまでも可能性について回答を求めている。

養成校単独で実施機関になることに関して「可能」と回答した養成校は 13.7%、複数団体の共同で実施機関になることに関して「可能」と回答した養成校は 18.3%であった。多くの養成校が、単独で実施機関になることについては困難を伴うであろうと考えており、あわせて、複数団体の共同で実施機関になることについても難しいと認識していることが明らかになった。

一方、一部の科目の講師を担当することに関して「可能」と回答した養成校は 34.4%であった。本研修の実施に対して、協力するという姿勢が養成校にあるということが見てとれる。従って、今後は、実施機関になること、あわせて、一部の科目に対して講師を派遣することが可能となるための、より具体的かつ実施可能な方策についての検討が必要である。

なお、「どれもできない」と回答した割合は、約 18%であった。また、「わからない」とした回答の割合は、約 34%に及んでいる。今後、資格や研修の全体像が明らかになるに従い、現時点では「どれもできない」「わからない」と回答した養成校の認識・姿勢が変わり、全体的な傾向も変更することが予想される。

6－2－3　養成校が現任者向け指定研修の「講師養成研修（時間数未定）実施機関」となることについて

本項目に関連するアンケート調査（Q21）では、「養成校単独で実施機関になることが可能」は 9.9%、「複数団体の共同で実施機関になることが可能」は 18.3%との結果を得た。養成校単独もしくは複数団体と共同実施であっても、現任者向け指定研修の講師養成研修の実施機関になることには、現段階では困難を伴うと認識している傾向が明らかになった。

一方で、「一部の科目講師を担当することが可能」と回答した養成校は 32.8%に上る。養成校単独・他団体との共同実施・一部の科目講師の担当を合わせると、61.1%に及んでいる。現任者向け指定研修の講師養成研修の実施機関になることについては困難であると認識してはいても、何らかの形で関与・貢献したいとの考えの表れであると解釈できる。

しかし、「どれもできない」と回答した養成校も 22.1%あり、低い割合とは言えない。また、「わからない」と回答した割合も高い（30.5%）。時間数も未定であり、かつ、研修の全体像が不透明な現段階での調査であるため、今後、情報が十分に提供された時に、養成校の意向が変化することは多分に考えられる。

指定研修において、講師の質の担保は極めて重要であり、本制度の核を成すものである。講師を担う教員の教育力の向上は不可欠である。また、養成校には、教室や機材、教員など研修実施に必要な学習環境や学習

資源が整っている。実施機関としての役割を担うことへの期待は高い。今後、養成校の意向が「実施機関になることが可能」へと変化するよう、可能となり得る要件・条件の洗い出しや、課題と解決方法に関しての検討が必要である。

6－2－4　養成校で現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」の会場を提供することについて

教室や機材、教員など研修実施に向けた学習環境や学習資源については、養成校アンケート調査（Q22）で問うている。会場としての使用・提供や教室に設置されている機材の使用・提供について、可能だと回答した割合は比較的高くなった。「無償で会場としての使用・提供が可能」は 12.2%、「有償で会場としての使用・提供が可能」は 43.5%と回答しており、合わせると、半数を超える養成校が会場の使用・提供が可能だと回答している。

また、機材の使用・提供についても、「無償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能」は 19.8%、「有償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能」は 22.1%となっており、約4割の養成校が可能であると回答している。「会場としての使用・提供はできい」（8.4%）、ならびに「プロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供はできない（3.1%）を大きく上回っているといえる。 一方で、これを無償による使用・提供か有償かでみてみると、会場としての使用・提供、機材の使用・提供ともに、有償と回答した割合が高いことがあぶりだされた。

これは、開催方法にも多分な影響を受けるであろう。集合型で研修を開催する場合とオンラインで開催する場合とでは、必要となる教育資源に違いが生じるからである。例えば、集合型研修の場合は、参加者が収容できる（感染症予防対策を講じる必要性がある状況下では、対策を講じる条件を具備している）教室の確保が必要となる。また、研修開催時期が授業実施機関と重なるか否かによっても、使用教室の確保等に少なからず影響が及ぶことが考えられる。

一方、コロナ禍の中で、教員はオンラインによる授業（講義・演習・実習指導）を余儀なくされた。その経験により、教員はオンラインによる授業実施のスキルを獲得した。必要な設備の整備も進んでいる。オンライン開催であれば、教室の確保に関連してくる諸問題は回避できる。

検討会とりまとめでは「講義は対面を可能としつつ（略）ライブ配信やオンデマンド形式も可能」「演習は、原則対面としつつ、内容によってはライブ配信等も可能」「見学実習は、原則として対面」とされている。しかし、授業実施方法によっては、慎重な検討を要する。

3　まとめ（提言）

6－3 まとめ（提言）

本研修は、子どもの権利・尊厳・安全・生命を守る大きな社会的使命を負った専門職を養成するという重要なミッションを担っている。そのためには、質の高い研修の実施と、多くの受講生の確保が重要となる。優れた内容を具備する研修を、より多くの人に受講してもらうことは、質の高い専門職を実践現場に輩出していくことにつながるからである。

本章では、養成校アンケート調査ならびに養成校ヒアリング調査の結果に基づき、現任者研修に対する福祉系大学等養成校の協力方法に関する検討について述べてきた。繰り返しになるが、養成校は、認定資格の意義や研修実施機関となることの社会的責務を認識している。しかし同時に、実施に際しては、多様な困難が生じるであろうとも予測している。養成校は人材・設備・物品ともに、学習資源が整っているのは事実であるので、

養成校が研修実施機関を担うにあたり、どのような課題があるのか。それらをどのようにして解決することができるのかなど、今後、さらに検討を重ね、より具体的かつ効果的な方策を講じることが喫緊の課題である。

4 養成校が研修プロバイダーとして参画・協力するに際しての利点と実施に向けて必要となる検討点

6－4 養成校が研修プロバイダーとして参画・協力するに際しての利点と実施に向けて必要となる検討点

6－4－1 養成校が研修プロバイダーとして参画・協力するに際しての利点

○研修の質向上への貢献

研修実施に際しては、テキスト開発や効果的な研修実施方法が併せて必要となる。養成校の教員は、社会福祉士ならびに精神保健福祉士の養成教育を担ってきており、多面かつ多様な教授スキルを有している。また、両資格にかかるテキストに関しても、執筆・編集の経験を有している。養成校の教員には、研修を実施するに際し、今まで積み上げてきた知識・経験・スキルを活用することで、質の高い研修の実施に貢献することができる。演習についても、同様である。

○オンラインによる授業実施のスキルと教育資源提供による貢献

コロナ禍を経て、図らずも養成校の教員は、オンラインによる授業（講義・演習・実習指導）のスキルを獲得するに至った。また、学内にも必要な設備の整備が進んだ。もちろん、集合型研修に貢献できる教育環境にあることは言うまでもないが、オンラインによる研修実施に際しても、質の高い研修を提供できる設備・授業スキル等を具備している。

○地域貢献・社会貢献への可能性

研修の実施を通して、地域の福祉課題の予防・解決に結びつく可能性が期待できる。従来は接点が持ちにくかった領域を含め、多様なバックグランドにある人たちが研修に関与することで、さまざまな情報の収集が可能となる。その結果、課題の可視化、課題への多様なアプローチなどへと広がりが期待できる。また、養成校の教員は、研究活動を通した貢献の可能性も有している。養成校の所在地近辺の地域貢献はもとより、広域もしくは社会全体への貢献も期待できる。

6－4－2 養成校が研修プロバイダーとして参画・協力するために必要となる検討点

○研修実施に際する養成校の負担軽減（経費面）

研修実施に際しては、費用・経費が必要となることは明白である。では、それをどのように負担していくのか。全額もしくは高い配分割合で養成校が負担するのは、現実的とは言えない。今後、どのような方策で研修収益を上げていくのか、また、経費面の負担をどの機関・団体がどのように配分するのかに関して、丁寧な検討が必要である。

○研修実施に際する養成校の負担軽減（実施面）

講師の確保、諸手続きやその窓口やなどの役割の明確化が必要である。全てを養成校が担うのか否か、外部委託機関と会場となる養成校との間の役割分担を明確にする必要がある。また、研修運営スタッフの提供や実習のコーディネート等も同様である。これは、養成校の負担軽減という側面だけでなく、実施可能性の高い方法ならびに効果の高い研究の実施にも影響を及ぼす側面からも重要である。今後、幅広い視野での検討が必要となる。

○研修実施に際する養成校の負担軽減（マンパワー面）

養成校によっては、現状でも教員のマンパワーが必要最小限に抑えられているところがある。むしろ、そういう状況の養成校が大半であろう。養成校とりわけ大学の経営状況は年々厳しさを増している。経営面における人件費の占める比率は極めて高い。故に、教員数を低い水準にとどめることは経営戦略上、無理からぬことである。こうした状況が継続する中で本研修がスタートした場合、研修にかかるマンパワーが不足するであろうことは容易に予測できる。マンパワー確保にむけた方策は必須である。

○研修実施に際する養成校の負担軽減（設備貸与面）

研修実施に必要な設備は、大半の養成校では整っている。したがって、業者等からのレンタルなど、機材や設備を確保するための工面は必要としない。しかし、無償での貸し出しが可能か否かは、養成校により状況が異なる。通常は、会場ふくめて外部機関・団体への貸し出しが無償なのか有償なのかについては、養成校ごとに規定されている。機材使用料も同様である。研修実施に際しては、規定に準じた経費が発生するため、その費用の確保および確保方法の検討が必要となる。

○教員の教育力の向上

質の高い研修を実施するためには、教員の教育力が不可欠である。教授法に関する FD を進めていくことが求められる。これには、多様なバージョンの FD の展開が必要となるであろう。教員個人の努力はもとより、養成校レベル、ブロックレベル、全国レベルによる実施など、多様なバージョンが考えられる。

第1部　第7章

今後の課題と提案

1 認定資格に対応した養成校におけるモデルカリキュラムの検討

本章では、本事業のまとめとして第 6 章までの内容をふまえた成果と課題を提示する。

7－1 認定資格に対応した養成校におけるモデルカリキュラムの検討

7－1－1 成果

○ アンケート調査（第 3 章）およびヒアリング調査（第 4 章）の結果をふまえつつ、厚生労働省 WG の「とりまとめ」で示された現任者向け指定研修の内容との整合に留意した場合、養成校において認定資格養成に係る教育課程を社会福祉士養成課程に上乗せするかたちで新設する際に追加すべき教育内容は、「7 こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」「8 こどもの心理的発達と心理的支援」「9 児童虐待の理解」「13 保育」「14 教育」「16 こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）」である。

○ 精神保健福祉士養成課程に上乗せするかたちで認定資格養成に係る教育課程を設置する際に追加すべき教育内容は、「1 こどもの権利擁護」「4 こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）」「6 こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）」「7 こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」「8 こどもの心理的発達と心理的支援」「9 児童虐待の理解」「10 少年非行」「11 社会的養護と自立支援」「12 貧困に対する支援」「13 保育」「14 教育」「16 こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）」である。

○ 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せで認定資格養成に係る教育課程を設置する場合に追加すべき教育内容に違いが生じる理由としては、以下の点をあげることができる。

社会福祉士養成課程では、精神保健福祉士養成課程の指定科目である「精神医学と精神医療」「現代の精神保健と課題と支援」が配置されていないことにより、精神保健福祉に係る事項について十分な教育内容が確保されているとは言い難い。精神保健福祉士養成課程においては、社会福祉士養成課程の指定科目である「児童・家庭福祉」「貧困に対する支援」「福祉サービスの組織と経営」「保健医療と福祉」が配置されていない。このように、2つの養成課程では共通科目が多く設けられている一方で、それぞれの養成課程に固有の科目も配置されている。そのため、2つの養成課程に上乗せで認定資格養成に係る教育課程を設置する際には、それぞれの養成課程に固有の指定科目についても相互乗り入れする（相互補完する）ような対応が求められる。

○ 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の教育内容は、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性を相当程度カバーしているといえる。その一方で、養成校に対するヒアリング調査の結果でも示されたように、現任者向け指定研修の各科目で示されている「到達目標」に掲げられた事項がどの科目でどの程度教授されているかについては一様とはいえない。このような実態があることをふまえれば、認定資格に対応して社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せするかたちで新たな教育課程を設置する場合、既存の指定科目で定められている教育内容に加えて充実を図るなど必要な見直しも必要である。なお、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せで認定資格養成に係る教育課程を設置する場合の各科目のモデルシラバスの作成には至らなかったが、上記のとおり現任者向け指定研修における各科目の到達目標や研修内容の例示と2つの養成課程の教育内容を突合し、今後、教育内容として追加・強化する必要

があると思われる内容・範囲に関する整理は一定程度行うことができた。社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せするかたちで認定資格養成に係る教育課程を設置する場合の各科目のモデルシラバスの作成については、今後、現任者向け指定研修における各科目の具体的な教育内容ならびにその教授に必要な教材の具体化の進捗について注視しながら、引き続き検討する必要がある。

○ 認定資格養成に係る教育課程を養成校に設置する場合、ソーシャルワーク演習については、特に子ども家庭福祉分野のソーシャルワーク実践に対するレディネス形成に資するような内容で展開できるよう、現任者研修で想定されている教授内容を反映したシラバスを作成し、必要に応じて児童相談所等の協力を得て現場実践者を実務家教員として配置する等の工夫が必要となる。また、ヒアリング調査の結果から一部の養成校では多職種連携を意識した演習プログラムを展開している例があったことから、このような取り組みを養成校間で共有し、演習プログラムの内容や方法を協働で開発すること等を通じて、効果的な演習内容・方法等について共有できる可能性がある。

○ 実習科目については、本連盟が作成した「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」（社会福祉士養成課程に対応）に含まれている内容が、エントリーレベルのソーシャルワーカー養成において基本となる。本ガイドラインを用いて子ども家庭福祉分野での実習を行うことができれば、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性を体験的に修得できる可能性は十分にある。一方で、現状としてすべての養成校において児童相談所等と緊密な関係にあるわけではないことに鑑み、認定資格に対応して実習を展開する場合には、養成校（実習担当教員）と実習施設（実習指導者）が実習前・中・後いずれの段階でも密なコミュニケーションをとり、認定資格養成に係る教育課程で求められる講義・演習科目との連動性についても考慮しながら実習を行うことが必須である。

7－1－2 課題と今後の方向性

○ 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に上乗せして認定資格に対応した養成課程を設置する場合、各養成課程で配置される科目について、現任者向けの指定研修の内容との整合をふまえ、適切な教育内容が担保されることを前提としてできるかぎり共通科目化を図ること、読み替え等の対応を可能とすることで、学生が認定資格取得へのアクセシビリティを高めることができる措置を検討する必要がある。

○ 認定資格に対応する養成課程を設置するにあたり、追加的に配置される講義科目等について学内の専任教員で対応することが難しい場合、非常勤講師による対応となり養成校としては予算的な検討が必要となる。単独の養成校での科目設置や担当教員の確保が難しい場合は、たとえば大学コンソーシアムや近隣養成校間での単位互換制度などの活用できる仕組みを検討すべきである。

○ 社会福祉士養成課程においても子ども家庭福祉分野での実習を希望する学生は多いが、実習施設の確保は十分ではない。新たな認定資格の創設にあたり、実習施設の確保が課題となることが予想されることから、国や自治体からの働きかけによる児童相談所等での実習生受け入れの促進（実習指導者の確保を含む）と、実習施設として認められる施設・機関の範囲を柔軟に検討・設定すべきである。また、実践力のある「こども家庭ソーシャルワーカー」の養成に向けて、行政機関等の実習施設と養成校が協働して実習プログラムを開発する等の取り組みが必要である。

○ 認定資格が、学生にとって魅力あるものとなるためには、資格取得者が特に子ども家庭福祉分野で幅広く活躍できるよう、有資格者の配置の義務化を含めた就職先の確保・拡大に加え、専門性を有する人材にふさわしい待遇（安定した雇用形態や給与等）が保証されることが不可欠である。

2 指定研修等への養成校の協力のあり方

7－2 指定研修等への養成校の協力のあり方

7－2－1 成果

○ ヒアリング調査の結果（第 4 章）から、養成校は研修実施機関となること／研修実施へ協力することについて、その意義や価値、重要性を認識していることが明らかになった。具体的には、①社会的責務・地域貢献、②養成校（教員）と関係機関（現場実践者）との連携構築・連携強化、③学生の教育への反映、④教員の資質向上、⑤学び直しの機会提供の5点に整理できる。

○ 養成校が現任者向け指定研修の「研修実施機関」となる場合、①養成校単独、②複数団体との共同、③一部科目の講師担当（講師派遣のみ）の3パターンが想定できる。アンケート調査（第3章）の結果から、いずれのパターンにおいても積極的とはいえない意向が明らかとなったが、その主要因は研修実施にあたってのマンパワーと財源の確保への懸念と考えられる。また、いずれのパターンでも「わからない」と回答した割合が約3割となっており、ヒアリング調査でも同様の回答がみられた。一方で「できない」という回答は2割未満であることから、今後、養成校への適切な情報提供が行われ指定研修の全体像が明確になれば、養成校が研修実施機関となること／研修実施へ協力することを積極的に検討できる可能性がある。

○ アンケート調査（第3章）で、現任者向け指定研修の「研修実施機関」になることを積極的に検討するために必要な条件として、①社会福祉士等養成教育における子ども家庭福祉領域の実習先拡大（実習先拡大および協力体制の構築、実習指導者講習会の受講促進などを含む）、②養成校としての社会的認知の向上（学生確保）、③研修科目への自校所属養成校学生の履修許可（養成校ルートの認定資格養成に係る教育課程の科目一部読み替え）、④採算性について養成校へ尋ねたところ、①②③は 7 割以上、④は 6 割以上が「必要」と回答した。これらの点は、養成校が研修実施機関となること、研修実施への協力をすることを促していく上での方策として具体的な対応について検討する必要がある。なお、「会場の使用・提供」について「可能」と回答した養成校は4割強にとどまっていることから、研修実施にあたっての会場確保については十分な見通しが立っているとはいえない。

7－2－2 課題と今後の方向性

○ 養成校が現任者向け指定研修の研修実施機関となること、研修実施へ協力することを促進するための課題として次の3点を指摘できる。

○ 第一に研修実施の経費である。研修実施に必要な経費の規模と関係組織・団体間での負担のあり方については、養成校にとって重要な事項であることから、研修内容と合わせてそれらの具体的なイメージができるだけ早い段階で明示される必要がある（この点は研修受講費用の設定とも連動する）。その際、所管官庁や認定機関等においては、研修実施機関となるあるいは研修実施に協力する養成校に過重な費用負担が生じることがないよう、必要な措置を講じる方策について検討するべきである。

○ 第二に研修実施の体制構築である。全国で効果的・効率的な研修実施を可能とするためには、それに必要な体制構築が不可欠である。その場合、全国的に実施される研修の質が担保される必要があること等に鑑みて、認定機関と研修実施機関等との関係・役割分担を明確化した上で、研修実施にあたっての養成校の役割と具体的な手続き・運用方法等について、協力のパターン（単独実施・複数団体の共同・講師派遣）ごとに明示される必要がある。

○　第三に研修実施に必要な人材確保である。全国での研修実施を可能とするには、十分な講師数を確保しなければならず、その前提として養成校教員の講師候補者を把握するとともに、講師養成研修の内容・方法等について具体化する必要がある。

第2部　第1章

アンケート調査

1　児童相談所調査

１－１　児童相談所調査

１－１－１　調査の対象及び方法

（１）調査対象

全国の児童相談所　229 ヵ所を対象とした。なお、回答者として児童相談所所長、またはより適した管理業務に従事している方を指定した。

（２）　調査方法

web 調査及び調査票データを電子メール、fax で回収する方法にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- 調査対象者である全国の児童相談所を管轄している自治体の部門へ、厚生労働省より調査票のデータ及び web サイトの URL、二次元コードを記載したメールを送付した。
- 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力した。また、セキュリティの関係上 web サイトに接続できない児童相談所からは、fax や電子データいて回収した。

１－１－２　調査内容

調査内容は以下である。

- 回答者の性別、年齢
- 回答者の役職
- 回答者の児童相談所における通算経験年数
- 児童相談所における所長（若しくは管理職）としての経験年数
- 回答者の保有している資格
- 回答者の採用区分
- 児童相談所が設置されている都道府県
- 児童相談所の運営主体
- 児童相談所の管轄人口（全人口・18 歳未満人口）および面積
- 児童福祉司スーパーバイザーの人数、またそのうち社会福祉士もしくは精神保健福祉士を所持している職員の人数
- 児童福祉司（スーパーバイザーを除く）の人数、またそのうち社会福祉士もしくは精神保健福祉士を所持している職員の人数
- 傷病による休職している児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司の有無
- 令和３年度に新規受理した件数（再受理した件数を含む）
- 相談種別毎の児童福祉司（スーパーバイザー含む）のが感じる困難感の程度
- 児童相談所において児童福祉司スーパーバイザーおよび児童福祉司として必要な資質を備えた人員を確保することに対する困難感の程度
- 児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上することに対する困難感の程度、また資質向上において困難を感じている場合はその理由

- 児童福祉司（スーパーバイザー除く）を専門職として育成することに困難さを感じているか、困難を感じている場合、その理由
- 今回児童福祉法改正によって検討されている「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」の導入は、上記の児童福祉司スーパーバイザーの資質向上および児童福祉司（スーパーバイザー除く）の育成における困難の解消につながると思うか
- 今後、児童相談所における児童福祉司として、新たな認定資格を取得する者を採用する際の意向（養成ルートごと）
- 児童福祉司に就く職員を雇用する際に重視する事項とその程度
- 社会福祉士養成に向けた実習（相談援助実習）を受け入れることについての意向
- 2020 年度から 2022 年度にかけて社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の実習指導者要件を満たす職員の在籍状況
- 2020 年度から 2022 年度において社会福祉士になるための実習（相談援助実習）を受け入れた実績
- 2020 年度から 2022 年度までの社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の受け入れ人数（合計）
- 社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）を受け入れたことのねらい
- 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由
- 新たな認定資格に福祉系大学ルートを設けることとした場合、「子ども家庭福祉専門科目」に実習（時間数未定）を位置づけることも考えられるが、この実習を受け入れることに対する現時点での意向
- 実習を受け入れる場合の心配なこと、または実習を受け入れることが難しい理由
- ソーシャルワークの様々な技術について、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の役割を遂行する上でどの程度重要か

１－１－３　調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間：2022 年 10 月 11 日～11 月 30 日

回収数：142 件(回収率 62.0%)

１－１－４　調査結果

Q1. 現在児童相談所の所長もしくは管理的業務に就いているか（N=124）

回答者の 99.2%が「所長もしくは管理的業務に就いている」と回答した。

	度数	%
はい	123	99.2
いいえ	1	0.8
合計	124	

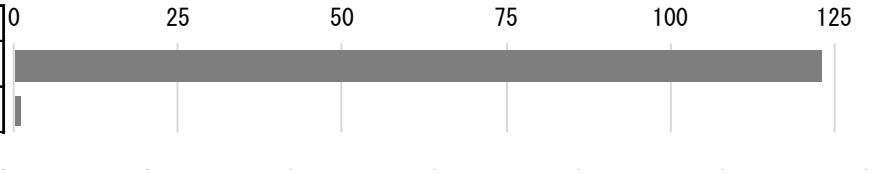

Q2. 児童相談所が所在する都道府県(N=124)

最も多いのが「東京都」で 13(10.5%)、次に「神奈川県」の 10(8.1%)、そして「静岡県」「山口県」「福岡県」の 6(4.8%)であった。

	度数	%
北海道	2	1.6
青森県	5	4.0
岩手県	1	0.8
宮城県	2	1.6
秋田県	0	0.0
山形県	1	0.8
福島県	3	2.4
茨城県	1	0.8
栃木県	2	1.6
群馬県	1	0.8
埼玉県	3	2.4
千葉県	3	2.4
東京都	13	10.5
神奈川県	10	8.1
新潟県	3	2.4
富山県	0	0.0
石川県	0	0.0
福井県	2	1.6
山梨県	1	0.8
長野県	5	4.0
岐阜県	3	2.4
静岡県	6	4.8
愛知県	0	0.0
三重県	4	3.2
滋賀県	1	0.8
京都府	4	3.2
大阪府	2	1.6
兵庫県	5	4.0
奈良県	2	1.6
和歌山県	1	0.8
鳥取県	2	1.6
島根県	1	0.8
岡山県	2	1.6
広島県	1	0.8
山口県	6	4.8
徳島県	1	0.8
香川県	3	2.4
愛媛県	2	1.6
高知県	2	1.6
福岡県	6	4.8
佐賀県	0	0.0
長崎県	0	0.0
熊本県	2	1.6
大分県	2	1.6
宮崎県	4	3.2
鹿児島県	3	2.4
沖縄県	1	0.8
合計	124	

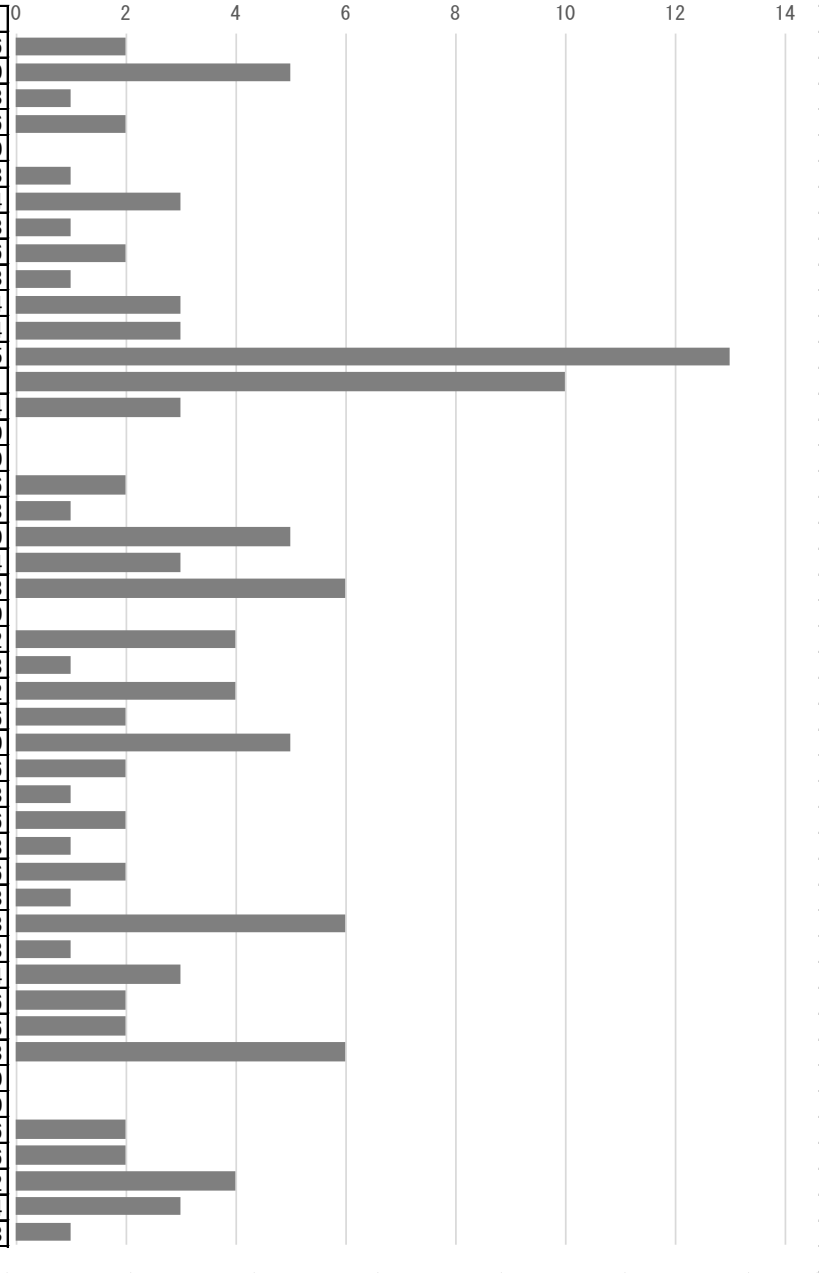

Q3. 児童相談所の運営主体(N=124)

児童相談所の運営主体は「都道府県」が 86.3%で最も多かった。

	度数	%
都道府県	107	86.3%
政令指定都市	13	10.5%
中核市・特別区	4	3.2%
合計	124	

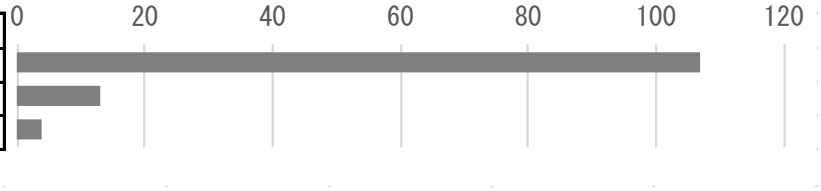

Q4. 児童相談所の管轄区の人口と管轄区面積

児童相談所の管轄区の人口では「25 万人以上 50 万人未満」(26.6%)が最も多く、次いで「25 万人未満」(25.8%)であった。管轄区の 18 歳未満人口では「25,000 人以上 50,000 人未満」(24.2%)が最も多く、次いで「100,000 人以上 150,000 人未満」(23.4%)であった。自治体の 18 歳未満人口の割合では「14%以上 15%未満」(29.8%)が最も多かった。管轄区の面積では「500km^2 以上 1,000km^2 未満」(21.4%)が最も多かった。

Q4-1. 管轄区の全人口(N=124)

	度数	%
25万人未満	32	25.8%
25万人以上50万人未満	33	26.6%
50万人以上75万人未満	23	18.5%
75万人以上100万人未満	19	15.3%
100万人以上250万人未	17	13.7%
合計	124	

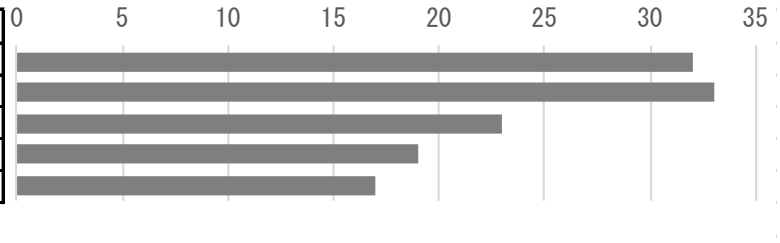

Q4-2. 管轄区の18歳未満人口(N=124)

	度数	%
25,000人未満	17	13.7%
25,000人以上50,000人未満	30	24.2%
50,000人以上75,000人未満	20	16.1%
75,000人以上100,000人未満	13	10.5%
100,000人以上150,000人未満	29	23.4%
150,000人以上300,000人未満	15	12.1%
合計	124	

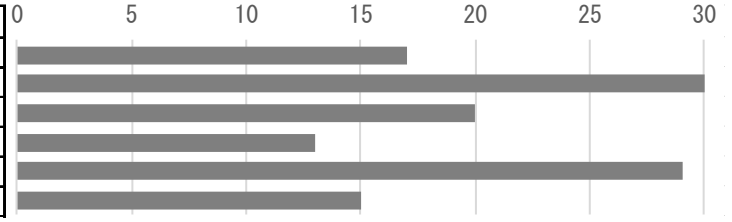

Q4-add. 自治体の18歳未満人口の割合(%)(N=124)

	度数	%
13%未満	21	16.9%
13%以上14%未満	27	21.8%
14%以上15%未満	37	29.8%
15%以上16%未満	25	20.2%
16%以上25%未満	14	11.3%
合計	124	

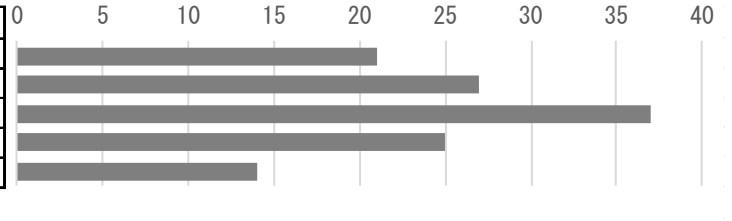

Q4-3. 管轄区の面積(N=124)

	度数	%
100Km2未満	12	10.3%
100Km2以上500Km2未満	19	16.2%
500Km2以上1,000Km2未満	25	21.4%
1,000Km2以上1,500Km2未満	21	17.9%
1,500Km2以上2,000Km2未満	13	11.1%
2,000Km2以上5,000Km2未満	21	17.9%
5,000Km2以上9,000Km2未満	6	5.1%
合計	117	
入力ミス(35000Km2以上)	7	

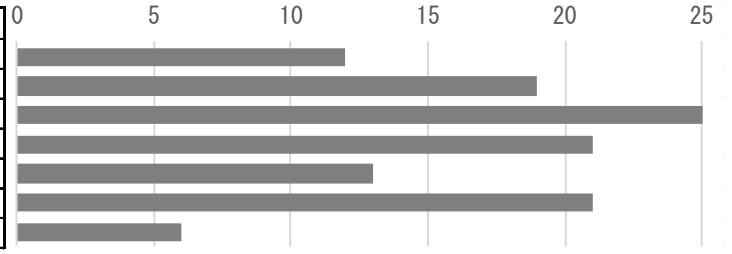

Q5. 児童福祉司スーパーバイザーの人数

児童福祉司スーパーバイザーの人数では「4 人」(21.3%)が最も多く、次いで「6 人～10 人」(19.7%)、「2 人」(18.9%)の順で多かった。また児童福祉司スーパーバイザーのうち、社会福祉士・精神保健福祉士の資格保有者数は「0 人」「1 人」がともに 28.1%と最も多かった。

Q5-1. 児童福祉司スーパーバイザーの人数(N=122)

	度数	%
1 人	14	11.5%
2 人	23	18.9%
3 人	15	12.3%
4 人	26	21.3%
5 人	14	11.5%
6 人～10人	24	19.7%
11人～20人	6	4.9%
合計	122	

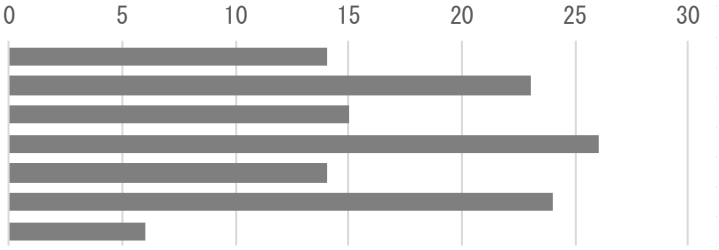

Q5-2. 児童福祉司スーパーバイザーのうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数(N=114)

	度数	%
0 人	32	28.1%
1 人	32	28.1%
2 人	26	22.8%
3 人～5 人	20	17.5%
6 人～15人	4	3.5%
合計	114	

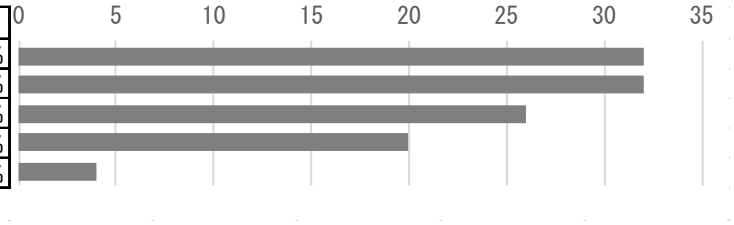

Q5-add. 児童福祉司スーパーバイザーのうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数の割合(N=124)

	度数	%
0%	32	28.1%
1%以上50%未満	33	28.9%
50%以上75%未満	27	23.7%
75%以上100%未満	7	6.1%
100%	15	13.2%
合計	114	

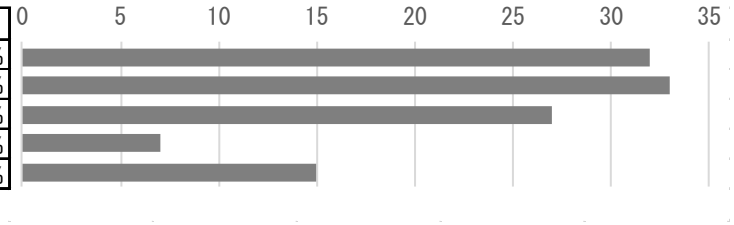

Q6. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)の人数

スーパーバイザーを除く児童福祉司の人数では「16 人～25 人」(26.2%)が最も多く、次いで「11 人～15 人」「26 人～50 人」がともに 19.7%であった。スーパーバイザー以外の児童福祉司のうち社会福祉士・精神保健福祉士の保有資格者は「5 人～10 人」(23.7%)が最も多く、次いで「4 人～5 人」(19.3%)であった。

Q6-1. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)の人数(N=122)

	度数	%
1 人～5 人	12	9.8%
6 人～10人	22	18.0%
11人～15人	24	19.7%
16人～25人	32	26.2%
26人～50人	24	19.7%
50人～80人	8	6.6%
合計	122	

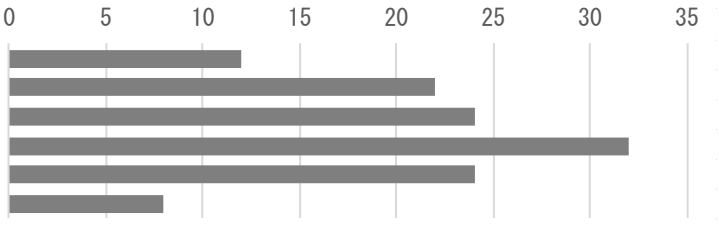

Q6-2. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)のうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数(N=114)

	度数	%
1 人	10	8.8%
2 人～3 人	15	13.2%
4 人～5 人	22	19.3%
5 人～10人	27	23.7%
11人～15人	13	11.4%
16人～20人	9	7.9%
21人～30人	10	8.8%
31人～70人	6	5.3%
合計	114	

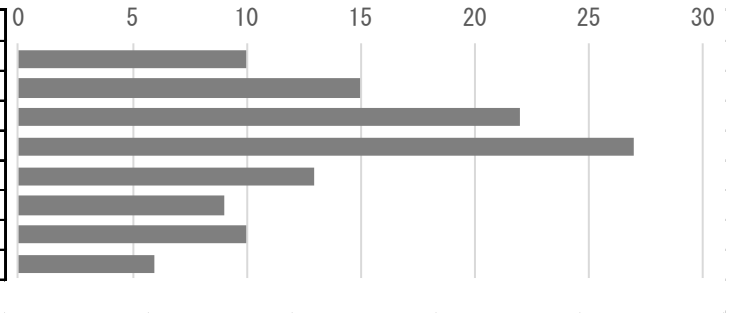

Q6-add. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)のうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数の割合(N=114)

	度数	%
0%	0	0.0%
1%以上25%未満	12	10.5%
25%以上50%未満	38	33.3%
50%以上75%未満	46	40.4%
75%以上100%未満	12	10.5%
100%	6	5.3%
合計	114	

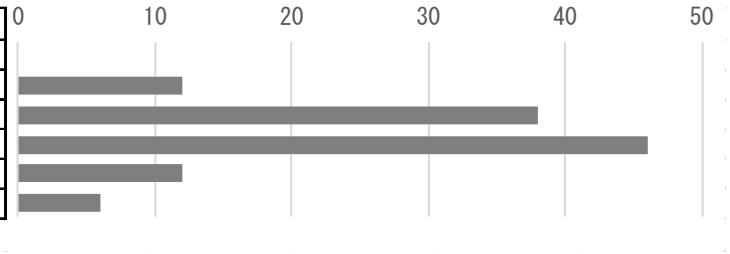

Q7. 児童福祉司 SV,児童福祉司のうち傷病による休職者の有無(N=124, MA)

「どちらも傷病休職者はいない」(71.8%)が最も多く、次いで「児童福祉司(スーパーバイザー除く)で傷病休職者がいる」(25.8%)であった。また、「児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司いずれにおいても傷病休職者がいる」と回答した児童相談所は 1 か所であった。

	度数	%
児童福祉司スーパーバイザーで傷病休職者がいる	4	3.2
児童福祉司(スーパーバイザー除く) で傷病休職者がいる	32	25.8
どちらも傷病休職者はいない	89	71.8
合計	124	
上記のうち、児童福祉司SV、児童福祉司いずれにおいても休職者がいる児相	1	

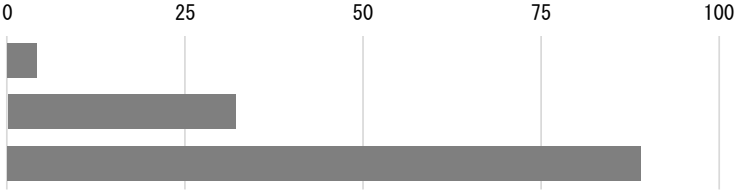

Q8. 令和3年度の新規受理相談件数(再受理した件数を含む)

※令和3年度福祉行政報告例に提出した数値

令和 3 年度の福祉行政報告例に提出した数値において、新規受理相談件数の合計では「1001 件～2000 件」(25.8%)が最も多く、次いで「1 件～1000 件」(21.8%)、「2001 件～3000 件」(21.0%)の順で多かった。新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の件数では「101 件～500 件」(28.2%)が最も多く、次いで「501 件～1000 件」(25.0%)、「1001 件～2000 件」(24.2%)の順で多かった。新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の割合では「20%以上 30%未満」が 25.4%と最も多く、次いで「30%以上 40%未満」(24.6%)、「40%以上 50%未満」(23.0%)の順で多かった。

Q8-1. 令和 3 年度　新規受理相談件数　合計(養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談・その他の相談の計)((N=124)

	度数	%
0件	2	1.6%
1～1000件	27	21.8%
1001件～2000件	32	25.8%
2001件～3000件	26	21.0%
3001件～5000件	22	17.7%
5001件～(最大15660件)	15	12.1%
合計	124	

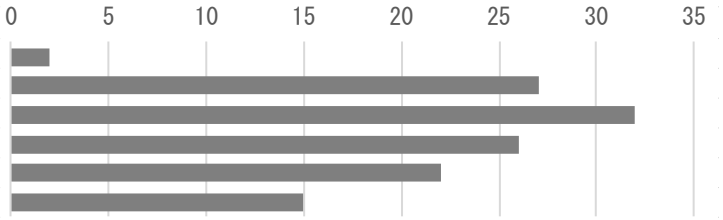

Q8-2. 令和 3 年度　新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち))件数(N=124)

	度数	%
0件	2	1.6%
1～100件	11	8.9%
101件～500件	35	28.2%
501件～1000件	31	25.0%
1001件～2000件	30	24.2%
2001件～(最大4,422件)	15	12.1%
合計	124	

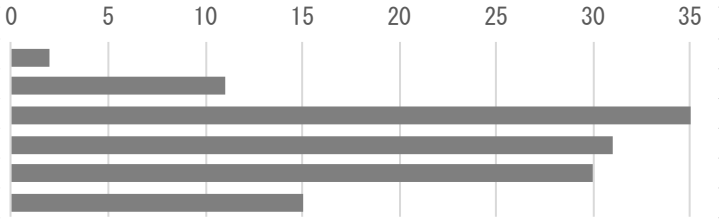

Q8-2add. 令和 3 年度　新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち)の割合)(N=122)

	度数	%
0%	0	0.0%
～20%未満	11	9.0%
20%以上30%未満	31	25.4%
30%以上40%未満	30	24.6%
40%以上50%未満	28	23.0%
50%以上100%未満	21	17.2%
100%	1	0.8%
合計	122	
新規受理合計合計0は除外		

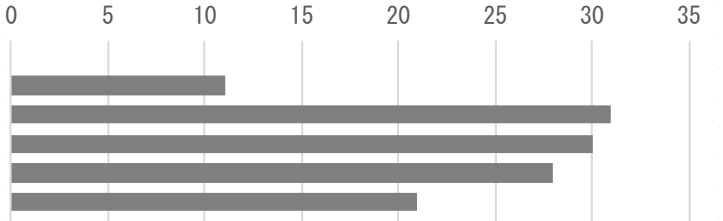

Q8-3. 令和 3 年度　新規相談受理(障害相談)件数(N=123)

	度数	%
0件	3	2.4%
1～100件	4	3.3%
101件～250件	16	13.0%
251件～500件	24	19.5%
501件～750件	28	22.8%
751件～1000件	12	9.8%
1001件～2000件	19	15.4%
2001件～(最大5098件)	17	13.8%
合計	123	

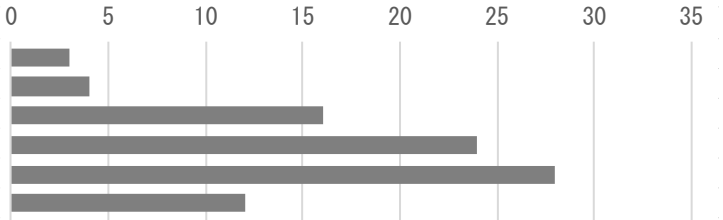

Q8-3add. 令和 3 年度　新規相談受理(障害相談の割合)(N=121)

	度数	%
0%	1	0. 8%
～20%未満	19	15. 7%
20%以上30%未満	24	19. 8%
30%以上40%未満	28	23. 1%
40%以上50%未満	25	20. 7%
50%以上100%未満(最大60. 4%)	24	19. 8%
100%	0	0. 0%
合計	121	
新規受理合計合計0は除外		

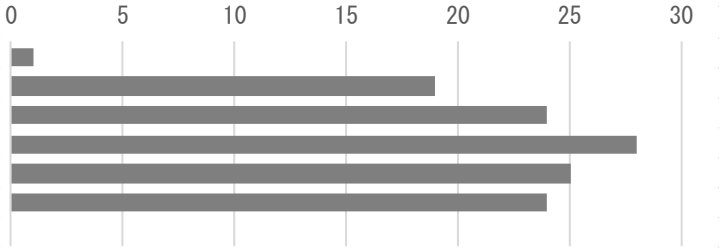

Q8-4. 令和 3 年度　新規相談受理(育成相談)件数(N=124)

	度数	%
0件	3	2. 4%
1～25件	8	6. 5%
26件～50件	17	13. 7%
51件～75件	21	16. 9%
76件～100件	15	12. 1%
101件～150件	19	15. 3%
151件～200件	14	11. 3%
201件～500件	17	13. 7%
501件～1000件	8	6. 5%
1001件～(最大3172件)	2	1. 6%
合計	124	

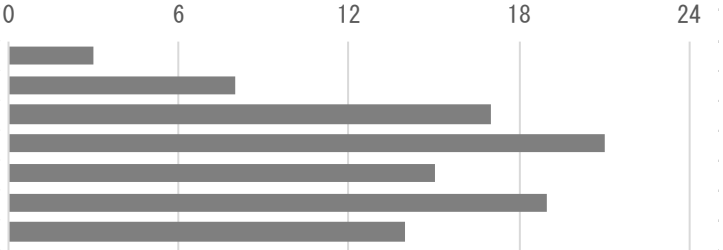

Q8-4add. 令和 3 年度　新規相談受理(育成相談の割合)(N=561)(N=122)

	度数	%
0%	0	0. 0%
～3%未満	22	18. 0%
3%以上5%未満	33	27. 0%
5%以上10%未満	42	34. 4%
10%以上20%未満	15	12. 3%
20%以上100%未満(最大39. 9%)	9	7. 4%
100%	0	0. 0%
合計	122	
新規受理合計合計0は除外		

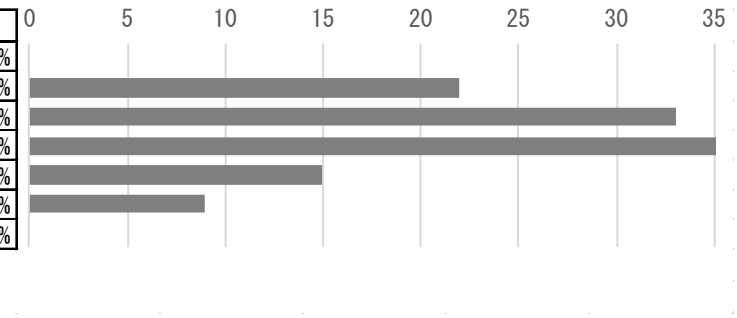

Q9. 各種類の相談対応における児童福祉司(スーパーバイザー含む)の困難感(N=123)

養護相談に含まれる児童虐待相談では「とても困難を感じている」が 77(62.6%)で最も多く、「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると 119(96.8%)が「困難を感じている」と回答した。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
養護相談(児童虐待相談)	0	4	4	38	77
養護相談(その他の相談)	0	14	30	64	15
保健相談	19	47	35	17	3
障害相談	3	33	44	39	4
非行相談	2	5	28	60	28
育成相談	1	15	36	55	16

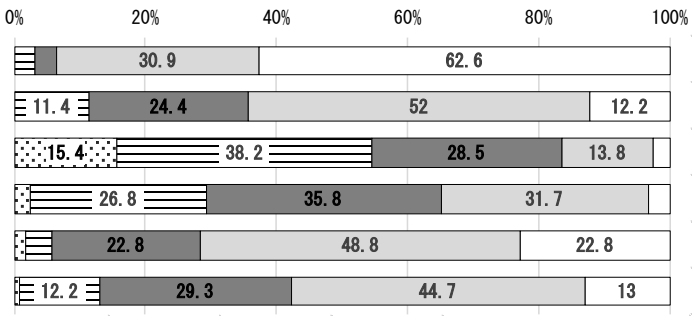

Q10. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)に必要な資質を備えた人員確保における困難感(N=123)

児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司(スーパーバイザー除く)ともに「とても困難を感じている」が最も多く、全体の 90%以上が「困難を感じている」と回答した。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
児童福祉司スーパーバイザー	0	3	16	36	68
児童福祉司(SV除く)	0	1	11	45	66

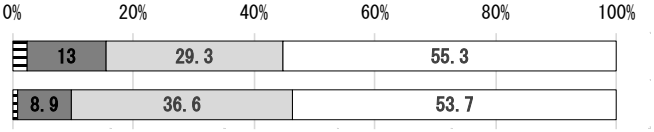

Q11. 児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上することの困難感(N=123)

「まあまあ困難を感じている」が最も多く、全体の 90%以上が「困難を感じている」と回答した。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
困難感	0	10	25	48	40

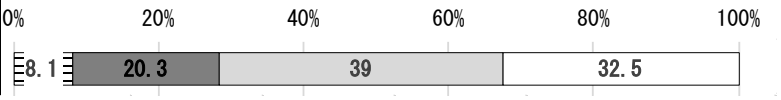

Q12. 児童福祉司スーパーバイザーの資質向上における困難感の理由(N=123,MA)

「児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上するための方法が所内で未確立」が 89(71.8%)で最も多く、次いで「児童福祉司スーパーバイザーを指導できるほどの資質を備えた職員がいない」が 68(54.8%)、「児童福祉司スーパーバイザーの資質向上に向けた研修等の制度が未確立」が 67(54.0%)の順で多かった。その他の自由記述には、「事務職を中心としたジョブローテーションであったため、中堅職員がほとんどいない」「スーパーバイザーが業務多忙」「国のスーパーバイザー任用基準が実践現場の実態とあわず苦労している」などの回答があった。

	度数	%
児童福祉司スーパーバイザー自身の価値倫理・知識・技術が不足している	46	37.1
児童福祉司スーパーバイザーを指導できるほどの資質を備えた職員がいない	68	54.8
児童福祉司スーパーバイザーを指導できる所長や管理職が業務多忙のため時間が取れない	55	44.4
児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上するための方法が所内で未確立	89	71.8
児童福祉司スーパーバイザーの資質向上に向けた研修等の制度が未確立	67	54.0
児童福祉司スーパーバイザー自身が資質向上の必要性を認識していない	7	5.6
その他	22	17.7
合計	124	

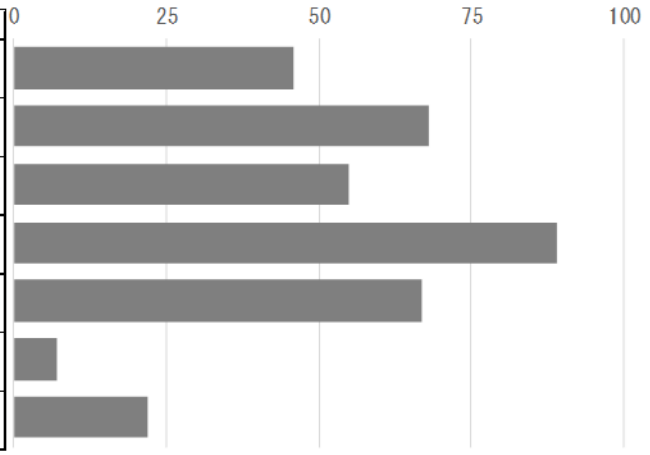

Q13. 児童福祉司を専門職として育成することの困難感(N=123)

「まあまあ困難を感じている」が最も多く、全体の 90%以上が「困難を感じている」と回答した。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
困難感	0	4	19	54	46

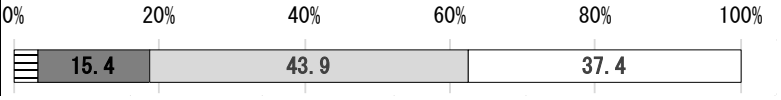

Q14. 児童福祉司の育成における困難感の理由(N=124,MA)

「児童福祉司を育成する職員(所長や児童福祉司スーパーバイザーなど)のマンパワー不足」が 99(79.8%)で最も多く、次いで「児童福祉司の新任者が多いために手が回りきらない」が 96(77.4%)であった。

その他の自由記述には、「児童福祉司業務の負担の大きさから、異動希望者が多い」「職務に適応できないままの病休や転・退職」「新しくできた児童相談所で育成の体制が確立していない」などの回答があった。

	度数	%
着任時における児童福祉司として必要な価値倫理・知識・技術の不足	77	62.1
児童福祉司の新任者が多いために手が回りきらない	96	77.4
児童福祉司を育成する職員(所長や児童福祉司スーパーバイザーなど)のマンパワー不足	99	79.8
児童福祉司を育成する職員(所長や児童福祉司スーパーバイザーなど)の指導力・育成力	71	57.3
児童福祉司の人事異動による育成時間の不足(育成しても転籍してしまう)	74	59.7
児童福祉司自身が専門職として成長することに動機付けされていない	34	27.4
その他	8	6.5
合計	124	

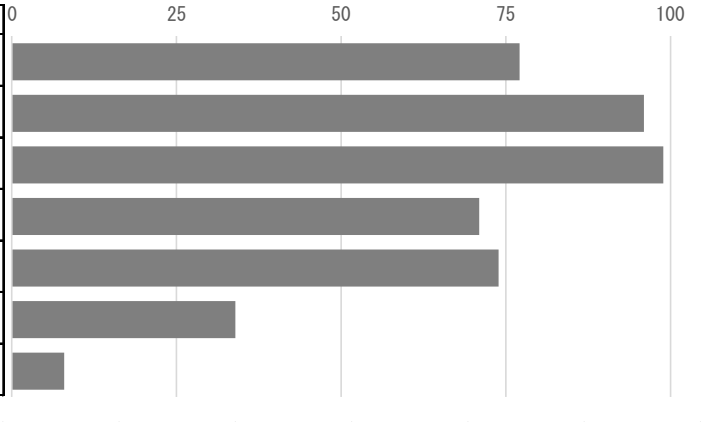

Q15. 新たな認定資格の導入による児童福祉司(スーパーバイザー含む)の資質向上・育成の困難感解消への期待(N=123)

児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司(スーパーバイザー除く)ともに「資格の概要がまだ見通せないためわからない」が最も多かった。

	困難の解消は期待できない	困難の解消はあまり期待できない	困難の解消が少し期待できる	困難の解消が期待できる	資格の概要がまだ見通せないためわからない
児童福祉司スーパーバイザー	17	36	29	4	37
児童福祉司(SV除く)	15	32	34	5	37

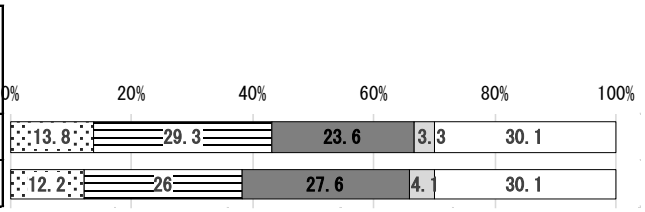

Q16.新資格取得の各ルートにおける資格取得者の児童福祉司としての採用意向(N=121)

どのルートでも「資格について未確定であるため現時点では判断できない」が最も多かった。「積極的である」「どちらかというと積極的である」の合計では、「現任者ルートのうち保育士の実務経験4年から資格を取得する者(中途採用)」よりも「既存の社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルートから資格を取得する者(中途採用)」の方が多かった。

	資格について未確定であるため現時点では判断できない	採用について消極的である	採用についてどちらかというと消極的である	どちらともいえない	採用についてどちらかというと積極的である	採用について積極的である
既存の社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルートから資格を取得する者(中途採用)	37	1	0	35	37	11
子ども家庭福祉分野における現任者ルートのうち保育士の実務経験4年から資格を取得する者(中途採用)	44	3	8	41	19	6
福祉系大学ルートから資格を取得する者(新卒採用)	38	3	0	31	36	13

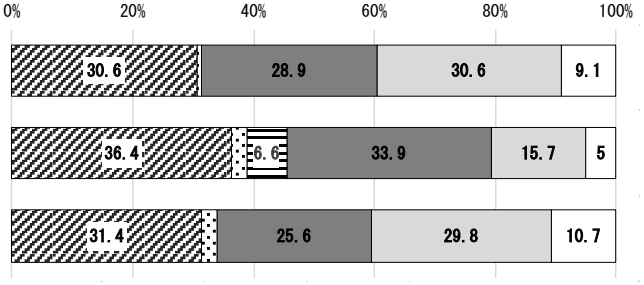

Q17. 児童福祉司に就く職員を雇用する際に重視する保有資格等(N=121)

「とても重視する」では「精神的に安定している」(60.3%)、「一定以上のコミュニケーション能力を有している」(55.4%)が最も多く、「重視しない」「あまり重視しない」の合計では「社会人として一定以上の経験(職務内容を問わず)を積んでいる」(23.2%)、「子どもにかかわる仕事の経験を一定以上積んでいる(相談援助業務に限定しない)」(11.6%)が多かった。

	重視しない	あまり重視しない	少しは重視する	まあまあ重視する	とても重視する
社会福祉士を有している	2	6	49	38	26
社会人として一定以上の経験(職務内容を問わず)を積んでいる	3	25	55	37	1
子どもにかかわる仕事の経験を一定以上積んでいる(相談援助業務に限定しない)	2	12	56	44	7
相談援助の業務経験を一定以上積んでいる(対象者は限定しない)	0	4	34	70	13
一定以上のコミュニケーション能力を有している	1	0	5	48	67
精神的に安定している	0	0	5	43	73
本人が児童福祉司に就くことを希望している	0	2	23	51	44

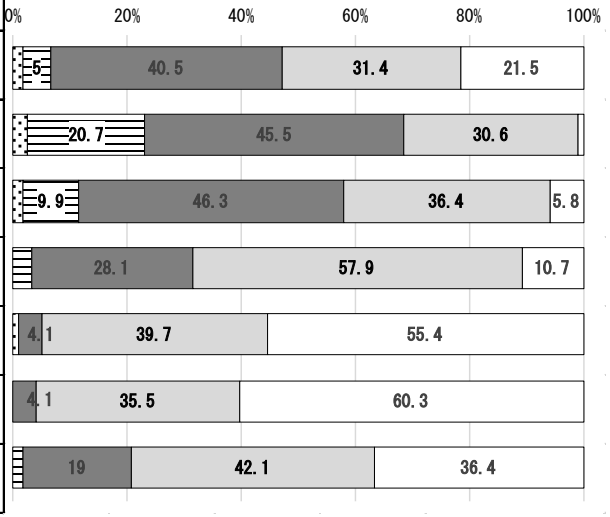

Q18. 児童福祉司を雇用する際に重視すること(Q17 以外)

自由記述の回答では「児童福祉司を採用、雇用するのは人事課で、児童相談所長に一切権限はない」「児童福祉司として採用する形を採っていない」「児童相談所が直接雇用していないため、県が採用試験の際に何を重視しているのか不明」「採用については本庁で一括して行うため、各児童相談所には権限がない」「職員の採用は人事委員会において行われ、児童相談所が望む人材が採用されるとは言えない」「福祉職としての採用のため児童福祉司として特化していない」などの採用に関して重視したいが、組織の問題で難しいという回答がみられた。また、「子どもを含めた対人援助(ケースワーク)、関係機関との連携・協働などに抵抗がないこと」「他の専門職の意見を理解し協力できる。 ケース支援を念頭に置いたケースの見立てができる」など、多職種・多機関と連携・協調する能力についても回答がみられた。

Q19. 社会福祉士実習(相談援助実習)を受け入れることについての意向(N=121)

「どちらともいえない」が 38(31.4%)で最も多く、「積極的である」「どちらかというと積極的である」をあわせると 43(35.5%)、「消極的である」「どちらかというと消極的である」をあわせると 28(23.2%)であった。

	度数	%
受け入れについて積極的である	13	10.7
受け入れについてどちらかというと積極的である	30	24.8
どちらともいえない	38	31.4
受け入れについてどちらかというと消極的である	16	13.2
受け入れについて消極的である	12	9.9
これまで実習依頼がなかったので考えたことがない	12	9.9
合計	121	

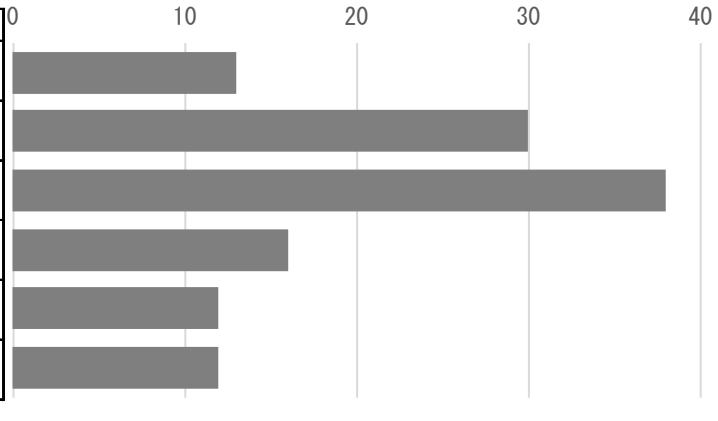

Q20. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習（相談援助実習）の実習指導者要件を満たす職員の在籍状況（N=121）

「在籍していた」が 54.5%、「在籍していなかった」が 24.8%であった。

	度数	%
在籍していた	66	54.5
在籍していなかった	30	24.8
わからない	25	20.7
合計	121	

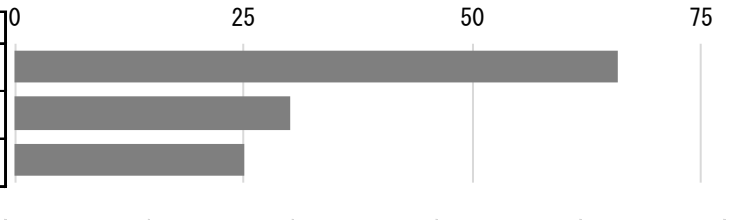

Q21. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習（相談援助実習）を受け入れた実績（N=121）

「ある」が 38.8%、「ない」が 61.2%であった。

	度数	%
ある	47	38.8
ない	74	61.2
合計	121	

Q22. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習（相談援助実習）受け入れ人数（N=47）

「6 人～10 人」が 13（27.7%）で最も多く、次いで、「2 人～3 人」が 11（23.4%）、「1 人」が 9（19.1%）の順で多かった。

	度数	%
１人	9	19.1
２人～３人	11	23.4
４人～５人	3	6.4
６人～10人	13	27.7
11人～20人	8	17.0
21人～（最大38人）	3	6.4
合計	47	

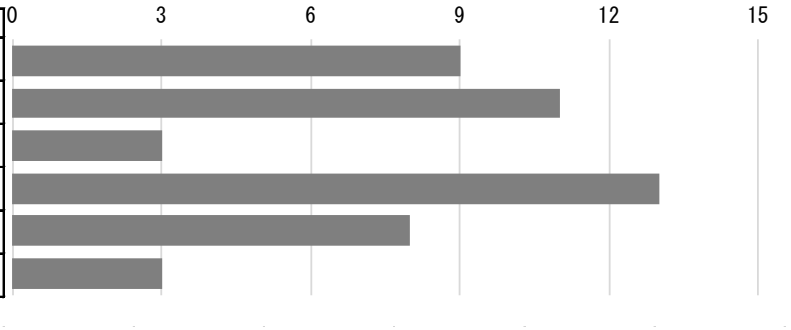

Q23. 社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）を受け入れたねらい（N=47,MA）

「社会福祉士の後進育成のため」が 34（72.3%）で最も多く、次いで「児童相談所における人材確保のため」が 31（66.0%）、「自治体としての人材確保のため」が 24（51.1%）の順で多かった。

	度数	%
社会福祉士の後進育成のため	34	72.3
児童相談所における人材確保のため	31	66.0
自治体としての人材確保のため	24	51.1
子ども家庭分野における人材確保のため	20	42.6
実習生の指導に関わる職員・部署の資質向上のため	7	14.9
養成校（教員）との関係性の形成・維持のため	12	25.5
その他	12	25.5
合計	47	

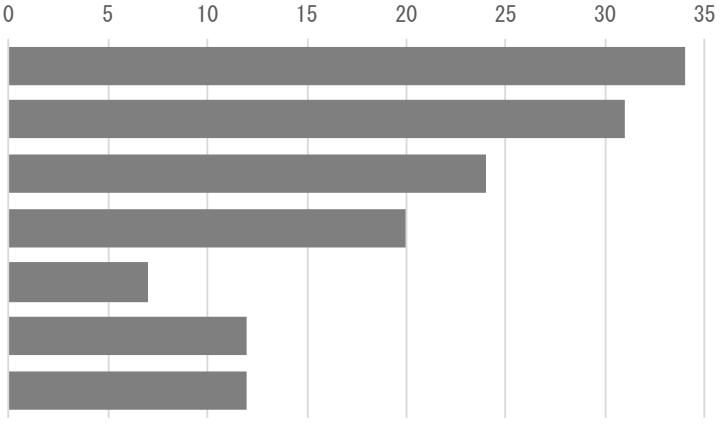

Q24. 社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)を受け入れていない理由(N=74,MA)

「実習を受け入れる余裕がなかった(物理的、体制的)」が 44(59.5%)で最も多く、次いで「養成校からの実習依頼がなかった」が 43(58.1%)、「実習指導者の要件を満たす職員がいなかった」が 26(35.1%)の順で多かった。

	度数	%
養成校からの実習依頼がなかった	43	58.1
実習指導者の要件を満たす職員がいなかった	26	35.1
実習を受け入れる余裕がなかった（物理的、体制的）	44	59.5
コロナ感染症対策のため	17	23.0
実習生を受け入れても同行・同席させられる場面がないため	19	25.7
実習生を受け入れても記録等を閲覧させることができないため	13	17.6
実習生をどのように指導してよいかわからないため	11	14.9
実習生を受け入れるメリットや必要性を感じないため	5	6.8
これまで受け入れた経験がないため	14	18.9
その他	4	5.4
合計	74	

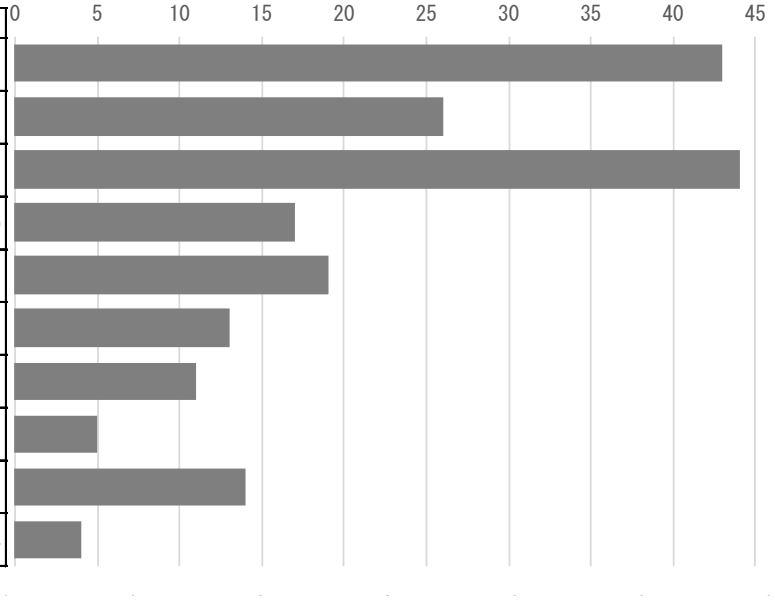

Q25. 福祉系大学ルートにおける「子ども家庭新資格にかかる実習」を受け入れる意向(N=121)

「どちらともいえない」39(32.2%)が最も多く、「積極的である」「どちらかというと積極的である」をあわせると 23(19.0%)、「消極的である」「どちらかというと消極的である」をあわせると 29(24.0%)であった。

	度数	%
受け入れについて積極的である	8	6.6
受け入れについてどちらかというと積極的である	15	12.4
どちらともいえない	39	32.2
受け入れについてどちらかというと消極的である	19	15.7
受け入れについて消極的である	10	8.3
資格や実習の概要が未確定のため判断できない	30	24.8
合計	121	

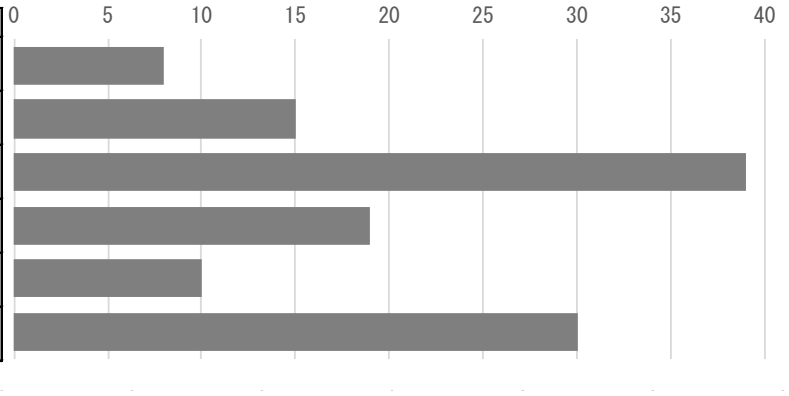

Q26. 子ども家庭新資格の実習を受け入れる場合の心配なこと・難しい理由（N=121, MA）

「実習生を指導する職員の業務負担の増大」が 108（89.3%）で最も多く、次いで「実習生を指導する職員（新たな認定資格保有者が想定されています）の確保が困難」が 86（71.1%）で多かった。

その他の自由記述には、「同行・同席させた場合に保護者からの反発が予想される」「実習生を受け入れる物理的執務スペースがない」「地理的に不便で、日中のみの実習でも宿泊施設を確保する必要が出てくる」などの回答があった。

	度数	%
実習生を指導する職員（新たな認定資格保有者が想定されています）の確保が困難	86	71.1
実習生を指導する職員の業務負担の増大	108	89.3
実習生への指導方法・内容が分からない	41	33.9
実習生を同行・同席させられる児童相談所内での業務がない	33	27.3
実習生に記録を閲覧させることができない	26	21.5
実習生を様々な場面に同行・同席させることについて他機関や関連団体から理解が得られない	24	19.8
受け入れる実習生の実習に向けた準備（事前学習や情報管理への理解など）が不十分である	34	28.1
実習生を受け入れても児童相談所や自治体における人材確保につながらない可能性がある	38	31.4
特に心配や懸念されることはない	2	1.7
わからない	3	2.5
その他	10	8.3
合計	121	

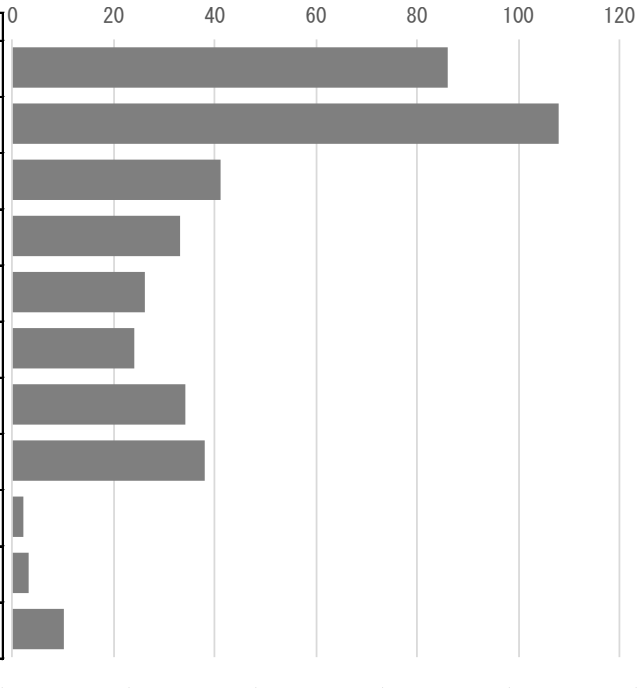

Q27・28. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)の役割を遂行する上での重要度

どの項目においても「とても重要である」が最も多かったが、なかでも「支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント」と「緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)(危機介入含む)」は全体の 90%以上が「とても重要である」と回答した。

	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である
1. 支援が必要な人々の早期発見・早期介入	0	2	24	95
2. 支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	0	2	10	109
3. 各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助(ソーシャルワーク)	0	0	23	98
4. 経済的状況(困窮・貧困)を踏まえた世帯全体への相談援助(ソーシャルワーク)	0	3	46	72
5. 地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助(ソーシャルワーク)	0	10	51	60
6. 緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)(危機介入含む)	0	1	10	110
7. フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	0	1	44	76
8. フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整(コーディネート)	0	2	37	82
9. 多機関・多職種の連携・協働体制の構築(ネットワーキング)	0	1	23	97
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	0	3	45	73
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護(アドボカシー)	0	2	44	75

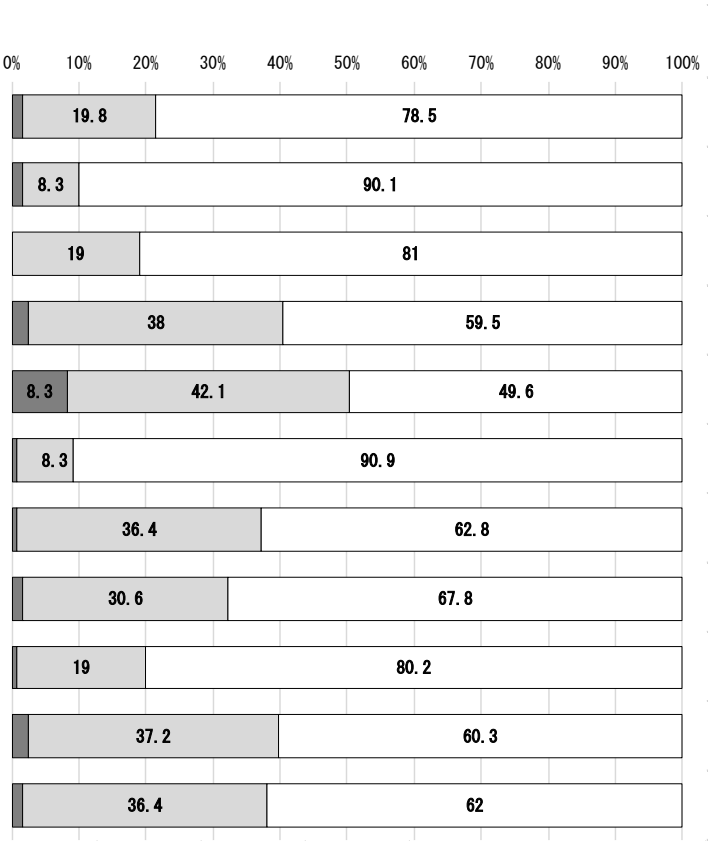

Q29. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)の役割を遂行する上での重要度

どの項目においても「とても重視である」が最も多く、「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせると全体の 90%以上が「重要である」と回答した。

	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である
1. 人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	0	3	44	74
2. 社会的に弱い立場にある者の最善の利益	0	6	38	77
3. スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	0	1	32	88
4. 理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	0	1	28	92

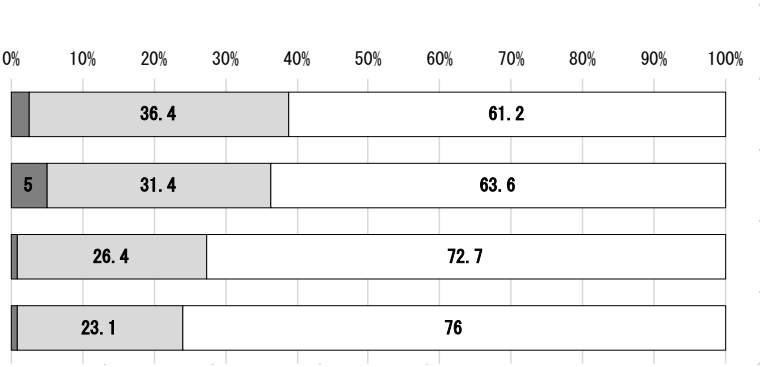

Q30. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)の役割を遂行する上での重要度

どちらの項目においても「とても重視である」が最も多く、「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせると全体の 90%以上が「重要である」と回答した。

	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	0	1	39	81
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	0	1	30	90

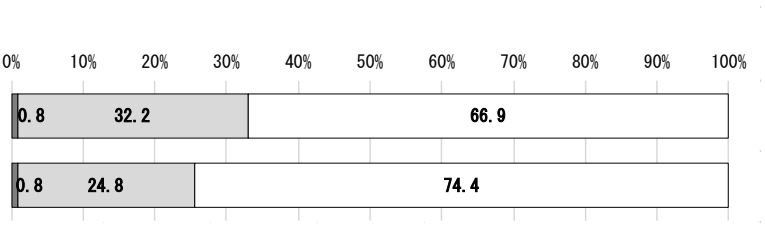

Q31. 回答者の性別(N=121)

「男」が 79(65.3%)、「女」が 41(33.9%)と男性が多かった。

	度数	%
男	79	65.3%
女	41	33.9%
その他	0	0.0%
答えたくない	1	0.8%
合計	121	

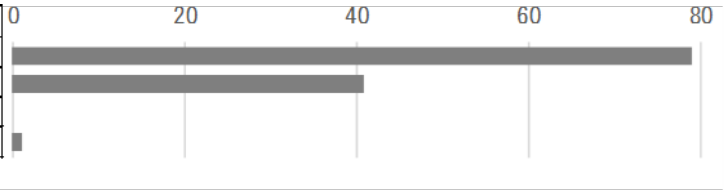

Q32-1. 回答者の年齢(N=121)

「50 歳代後半(55～59 歳)」が 74(61.2%)と最も多く、「50 歳代前半(50～54 歳)」とあわせると 102(84.3%)であった。

	度数	%
20歳代	1	0.8%
30歳代～40歳代	5	4.1%
50歳代前半（50～54歳）	28	23.1%
50歳代後半（55～59歳）	74	61.2%
60歳代	13	10.7%
合計	121	

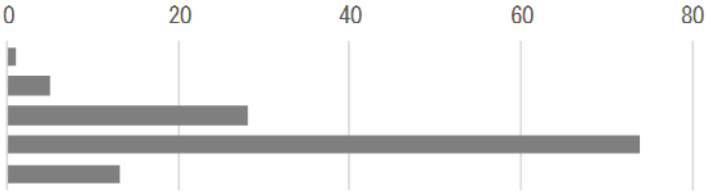

Q32-2. 回答者の児童相談所の実務経験年数(N=119)

「15 年以上 20 年未満」(23.5%)、「10 年以上 15 年未満」(22.7%)、「5 年以上 10 年未満」(21.8%)の順で多かった。

	度数	%
1 年未満	3	2.5%
1 年以上5 年未満	17	14.3%
5 年以上10年未満	26	21.8%
10年以上15年未満	27	22.7%
15年以上20年未満	28	23.5%
20年以上（ 最大33年）	18	15.1%
合計	119	

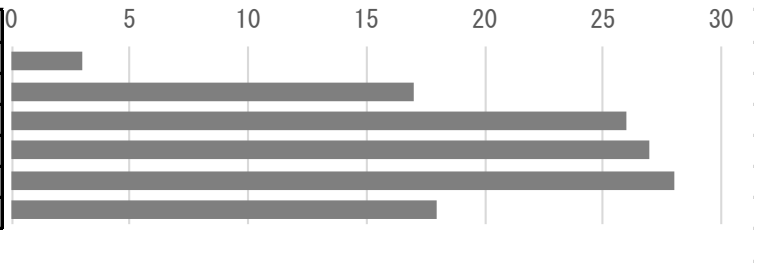

Q32-3. 回答者の児童相談所における所長(管理職)の経験年数(N=119)

「1 年未満」(31.9%)、「1 年以上 2 年未満」(25.2%)の順で多かった。

	度数	%
1 年未満	38	31.9%
1 年以上2 年未満	30	25.2%
2 年以上3 年未満	19	16.0%
4 年以上5 年未満	18	15.1%
5 年以上10年未満	11	9.2%
10年以上	3	2.5%
合計	119	

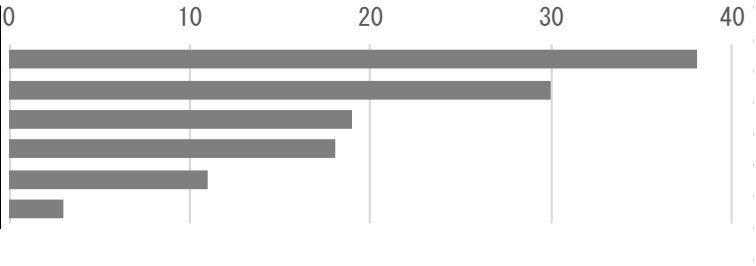

Q33. 回答者が保有する資格(N=121, MA)

「社会福祉主事」が 58(47.9%)で最も多く、次いで「社会福祉士」が 32(26.4%)、「教育職員免許」が 26(21.5%)で多かった。

	度数	%
医師	2	1.7
社会福祉士	32	26.4
精神保健福祉士	11	9.1
社会福祉主事	58	47.9
保健師	3	2.5
助産師	0	0.0
看護師	2	1.7
保育士	5	4.1
児童指導員	9	7.4
教育職員免許	26	21.5
臨床心理士	12	9.9
公認心理士	12	9.9
介護福祉士	0	0.0
いずれも保有していない	26	21.5
その他	8	6.6

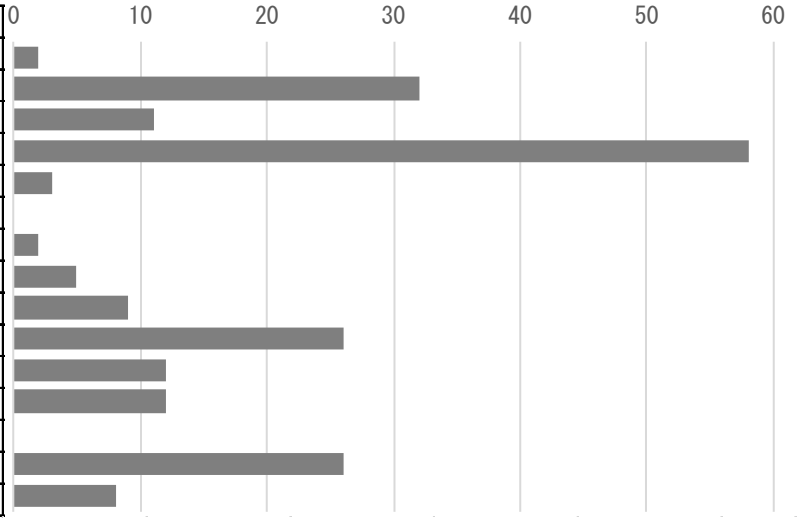

Q34. 回答者の採用区分(N=121)

「一般行政職」が 59(48.8%)で最も多く、次いで「福祉職」が 44(36.4%)で多かった。

	度数	%
福祉職	44	36.4
福祉職以外の専門職	16	13.2
一般行政職	59	48.8
不明	0	0.0
その他	2	1.7

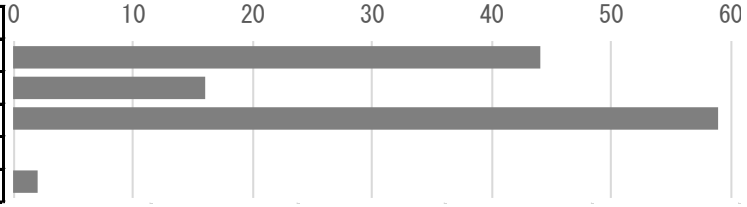

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

調査の目的と確認

＜調査の位置づけと目的＞
本調査は「厚生労働省 令和４年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」による「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究（実施団体：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟）」として実施されるものです。

令和４年６月に児童福祉法が改正され（施行期日：令和６年４月１日）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの新たな認定資格を導入すること、認定資格の取得状況等を勘案しつつ、施行後２年を目途として、子ども家庭福祉に関する専門的な知識および技術を必要とする支援を行う者について検討を加えることとされました。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する１つの案として、福祉系大学ルート（※）が想定されています。
本調査では、この新たな認定資格を取得した者の採用意向の調査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書（仮）にて公表される予定です。

（※）例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目（500 時間程度）を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

＜調査協力への確認＞
本調査の回答者は児童相談所長です。
※調査票の内容をご確認いただき、回答するうえでより適した管理業務に就かれている方がおられる場合には、その方にご回答いただくことも差し支えございません。

本調査への協力は任意によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査研究の目的のみに用いられます（個人が特定されるデータや結果が公表されることはありません）。
これらをお読みいただき、協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答にお進みください。（調査への回答をもって協力に同意したものとさせていただきます）
調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

＜回答期日＞
令和４年１１月８日（火）までにご回答ください。

＜本調査に関するお問い合わせ＞
本件調査に関するお問い合わせは、以下のいずれかの方法でお願いいたします。
※できましたら、メールまたは専用のフォームでのお問い合わせをお願いいたします。
（１）メールでのお問い合わせ先　　chosa2022@jaswe.jp
（２）電話でのお問い合わせ先　　０３－５４９５－７２４２
（３）調査専用のお問い合わせフォームURL
https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

調査対象者（回答者）の確認

＊1. あなたは現在児童相談所における所長の職に就かれていますか。
もしくは、所長様より回答者として確認された管理的業務に就かれている方ですか。
◯ はい
◯ いいえ

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

本調査の回答者の確認（再確認）

本調査の対象者（回答者）は児童相談所で現在所長の職に就かれている方（もしくは回答者として適任と判断された管理的業務に就かれている方）です。申し訳ございませんが、回答者について再度ご確認くださいますようお願い申し上げます。
同意なければ　次へ」をクリックし、調査への回答へとお進みください。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所について

＊2. 児童相談所が設置されている都道府県について、以下のうちあてはまるもの１つを選択してください。

＊3. 児童相談所の運営主体についてあてはまるもの１つを選択してください。
◯ 都道府県
◯ 政令指定都市
◯ 中核市・特別区

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所の管轄区、体制および相談対応件数について

＊4. 児童相談所の管轄人口（全人口・18歳未満人口）および面積についてご記入ください。

※人口は直近の国勢調査時点（令和2年10月1日時点）の数値を記入
※支所・分所・相談室がある場合は、それも含めた数値をご記入ください

全人口	
18歳未満人口	
面積（Km2）	

＊5. 児童福祉司スーパーバイザーの人数、またそのうち社会福祉士もしくは精神保健福祉士を所持している方の人数をご記入ください。（令和４年４月１日現在）

※支所・分所・相談室がある場合は、それも含めた数値をご記入ください。

児童福祉司スーパーバイザーの人数	
上記のうち社会福祉士または精神保健福祉士を所持している方の人数	

＊6. 児童福祉司（スーパーバイザーを除く）の人数、またそのうち社会福祉士もしくは精神保健福祉士を所持している方の人数をご記入ください。（令和４年４月１日現在）

※支所・分所・相談室がある場合は、それも含めた数値をご記入ください。

児童福祉司（スーパーバイザーを除く）の人数	
上記のうち社会福祉士または精神保健福祉士を所持している方の人数	

＊7. 児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司で傷病による休職者は出ていますか（令和４年９月１日現在）。それぞれあてはまるものすべてを選択してください。

※支所・分所・相談室がある場合は、それも含めた状況についてご回答ください。

- ☐ 児童福祉司スーパーバイザーで傷病休職者がいる
- ☐ 児童福祉司（スーパーバイザー除く）で傷病休職者がいる
- ☐ どちらも傷病休職者はいない

＊8. 令和３年度に新規受理した件数（再受理した件数を含む）をご記入ください。

※それぞれ令和３年度福祉行政報告例「児童相談種類別対応件数」に提出した数値を参照してください。
※支所・分所・相談室がある場合は、それも含めた数値をご記入ください。

合計件数（養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談・その他の相談の計）	
児童虐待相談（養護相談のうち）	
障害相談の計	
育成相談の計	

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所における業務対応や人材育成の状況について

＊9. 各種類の相談対応において、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の方々はどの程度困難感を感じていますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
養護相談（児童虐待相談）	○	○	○	○	○
養護相談（その他の相談）	○	○	○	○	○
保健相談	○	○	○	○	○
障害相談	○	○	○	○	○
非行相談	○	○	○	○	○
育成相談	○	○	○	○	○

＊10. 児童相談所において児童福祉司スーパーバイザーおよび児童福祉司として必要な資質を備えた人員を確保することに困難を感じていますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
児童福祉司スーパーバイザー	○	○	○	○	○
児童福祉司（スーパーバイザー除く）	○	○	○	○	○

＊11. 児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上することに困難を感じていますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ まったく困難は感じていない
- ○ あまり困難は感じていない
- ○ 少し困難を感じている
- ○ まあまあ困難を感じている
- ○ とても困難を感じている

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所における業務対応や人材育成の状況について

＊12. 児童福祉司スーパーバイザーの資質向上において困難を感じている場合、その理由について以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 児童福祉司スーパーバイザー自身の価値倫理・知識・技術が不足している
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザーを指導できるほどの資質を備えた職員がいない
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザーを指導できる所長や管理職が業務多忙のため時間が取れない
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上するための方法が所内で未確立
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザーの資質向上に向けた研修等の制度が未確立
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザー自身が資質向上の必要性を認識していない
- ☐ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所における業務対応や人材育成の状況について

＊13. 児童福祉司（スーパーバイザー除く）を専門職として育成することに困難を感じていますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ まったく困難は感じていない
- ◯ あまり困難は感じていない
- ◯ 少し困難を感じている
- ◯ まあまあ困難を感じている
- ◯ とても困難を感じている

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所における業務対応や人材育成の状況について

＊14. 児童福祉司（スーパーバイザー除く）の育成において困難を感じている場合、その理由について以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 着任時における児童福祉司として必要な価値倫理・知識・技術の不足
- ☐ 児童福祉司の新任者が多いために手が回りきらない
- ☐ 児童福祉司を育成する職員（所長や児童福祉司スーパーバイザーなど）のマンパワー不足
- ☐ 児童福祉司を育成する職員（所長や児童福祉司スーパーバイザーなど）の指導力・育成力の未形成
- ☐ 児童福祉司の人事異動による育成時間の不足（育成しても転職してしまう）
- ☐ 児童福祉司自身が専門職として成長することに動機付けされていない
- ☐ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所における業務対応や人材育成の状況について

＊15. 今回児童福祉法改正によって検討されている「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」の導入は、上記の児童福祉司スーパーバイザーの資質向上および児童福祉司（スーパーバイザー除く）の育成における困難の解消につながると思いますか。それぞれあてはまるもの１つを選んでください。

	資質向上・育成における困難は解消しない	困難の解消が期待できる	困難の解消が少し期待できる	困難の解消はあまり期待できない	困難の解消は期待できない	資格の概要がまだ見通せないためわからない
児童福祉司スーパーバイザー	◯	◯	◯	◯	◯	◯
児童福祉司（スーパーバイザー除く）	◯	◯	◯	◯	◯	◯

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童福祉司に関する新たな認定資格を取得した者の雇用について

図：新たな認定資格を有する者の３つの養成ルート

※厚生労働省においては、令和６年４月より、図の①の既存の有資格者ルートおよび②現任者ルートを創設することとしています。また③の福祉系大学ルートについては、当該ルートを創設するかも含め、法施行後に検討することとしています。

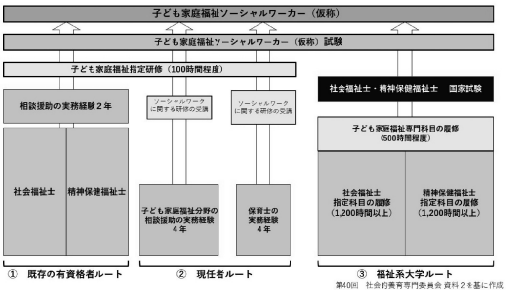

第40回　社会保育専門委員会 資料２を基に作成

＊16. 今後、児童相談所における児童福祉司として、上記図の各ルートから新たな認定資格を取得する者を採用することについて、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	採用について積極的である	採用についてどちらかというと積極的である	どちらともいえない	採用についてどちらかというと消極的である	採用について消極的である	資格について未確定であるため現時点では判断できない
①既存の有資格者ルートから資格を取得する者（中途採用）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
②現任者ルートのうち保育士の実務経験４年から資格を取得する者（中途採用）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
③福祉系大学ルートから資格を取得する者（新卒採用）	◯	◯	◯	◯	◯	◯

＊17. 児童福祉司に就く職員を雇用する際、以下の項目についてどの程度重視されますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重視する	まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない
社会福祉士の資格を有している	○	○	○	○	○
社会人として一定以上の経験（職務内容を問わず）を積んでいる	○	○	○	○	○
子どもにかかわる仕事の経験を一定以上積んでいる（相談援助業務に限定しない）	○	○	○	○	○
相談援助の業務経験を一定以上積んでいる（対象者は限定しない）	○	○	○	○	○
一定以上のコミュニケーション能力を有している	○	○	○	○	○
精神的に安定している	○	○	○	○	○
本人が児童福祉司に就くことを希望している	○	○	○	○	○

18. 児童福祉司に就く職員を雇用する際、上記の項目以外に重視されるものがあればご自由にご記載ください。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

社会福祉士の実習生受け入れ

＊19. 社会福祉士養成に向けた実習（相談援助実習）を受け入れることについてどのような意向をお持ちですか（実績にかかわらず）。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 受け入れについて積極的である
- ○ 受け入れについてどちらかというと積極的である
- ○ どちらともいえない
- ○ 受け入れについてどちらかというと消極的である
- ○ 受け入れについて消極的である
- ○ これまで実習依頼がなかったので考えたことがない

＊20. 2020年度から2022年度にかけて社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の実習指導者要件を満たす職員は在籍していましたか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 在籍していた
- ○ 在籍していなかった
- ○ わからない

＊21. 2020年度から2022年度において社会福祉士になるための実習（相談援助実習）を受け入れた実績がありますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ ある
- ○ ない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

社会福祉士の実習生受け入れ

＊22. 2020年度から2022年度までの社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の受け入れ人数（合計）についてご記入ください。

受け入れ人数

＊23. 社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）を受け入れたことのねらいについて、あてはまるものすべてを選択してください。

- □ 社会福祉士の後進育成のため
- □ 児童相談所における人材確保のため
- □ 自治体としての人材確保のため
- □ 子ども家庭分野における人材確保のため
- □ 実習生の指導に関わる職員・部署の資質向上のため
- □ 養成校（教員）との関係性の形成・維持のため
- □ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

社会福祉士の実習生受け入れ

＊24. 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

- □ 養成校からの実習依頼がなかった
- □ 実習指導者の要件を満たす職員がいなかった
- □ 実習を受け入れる余裕がなかった（物理的、体制的）
- □ コロナ感染症対策のため
- □ 実習生を受け入れても同行・同席させられる場面がないため
- □ 実習生を受け入れても記録等を閲覧させることができないため
- □ 実習生をどのように指導してよいかわからないため
- □ 実習生を受け入れるメリットや必要性を感じないため
- □ これまで受け入れた経験がないため
- □ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

新たな認定資格の福祉系大学ルートの「子ども家庭福祉専門科目」において実施される予定の実習について

＊25. 仮に、新たな認定資格に福祉系大学ルートを設けることとした場合、「子ども家庭福祉専門科目」に実習（時間数未定）を位置づけることも考えられます。
この実習を受け入れることに対する現時点での意向について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 受け入れについて積極的である
- ○ 受け入れについてどちらかというと積極的である
- ○ どちらともいえない
- ○ 受け入れについてどちらかというと消極的である
- ○ 受け入れについて消極的である
- ○ 資格や実習の概要が未確定のため判断できない

＊26. 実習を受け入れる場合の心配なこと、または実習を受け入れることが難しい理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

- □ 実習生を指導する職員（新たな認定資格保有者が想定されています）の確保が困難
- □ 実習生を指導する職員の業務負担の増大
- □ 実習生への指導方法・内容が分からない
- □ 実習生を同行・同席させられる児童相談所内での業務がない
- □ 実習生に記録を閲覧させることができない
- □ 実習生を様々な場面に同行・同席させることについて他機関や関連団体から理解が得られない
- □ 受け入れる実習生の実習に向けた準備（事前学習や情報管理への理解など）が不十分である
- □ 実習生を受け入れても児童相談所や自治体における人材確保につながらない可能性がある
- □ 特に心配や懸念されることはない
- □ わからない
- □ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

児童相談所の児童福祉司（スーパーバイザー含む）に必要な資質について

＊27. 以下の項目は、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の役割を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない
支援が必要な人々の早期発見・早期介入	○	○	○	○
支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	○	○	○	○
各世帯員の特性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○
経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○
地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○
緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	○	○	○	○

＊28. 【続き】以下の項目は、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の役割を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない
フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	○	○	○	○
フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	○	○	○	○
多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	○	○	○	○
自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	○	○	○	○
社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	○	○	○	○

＊29. 【続き】以下の項目は、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の役割を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない
人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	○	○	○	○
社会的に弱い立場にある者の最善の利益の追求	○	○	○	○
スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	○	○	○	○
理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	○	○	○	○

＊30. 【続き】以下の項目は、児童福祉司（スーパーバイザー含む）の役割を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない
子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	○	○	○	○
子どもの発達過程が個人的要因・社会的要因に影響を受け多様であることへの理解	○	○	○	○

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

回答者（児童相談所 所長もしくは管理的業務に就かれている方）ご自身について

＊31. 性別についてあてはまるもの１つを選択してください

- ○ 男
- ○ 女
- ○ その他
- ○ 答えたくない

＊32. 年齢、児童相談所における通算経験年数、児童相談所における所長（もしくは管理職）としての経験年数をそれぞれご記入ください。

なお、経験年数では年数を小数点以上、月数を小数点以下にご入力ください。

例：
３年６か月⇒３．６
１０年１１か月⇒１０．１１

年齢

児童相談所における通算経験年数

児童相談所における所長（もしくは管理職）としての経験年数

＊33. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。

- [ ] 医師
- [ ] 社会福祉士
- [ ] 精神保健福祉士
- [ ] 社会福祉主事
- [ ] 保健師
- [ ] 助産師
- [ ] 看護師
- [ ] 保育士
- [ ] 児童指導員
- [ ] 教育職員免許
- [ ] 臨床心理士
- [ ] 公認心理師
- [ ] 介護福祉士
- [ ] いずれも保有していない
- [ ] その他（具体的に）

＊34. 採用区分についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 福祉職
- ○ 福祉職以外の専門職
- ○ 一般行政職
- ○ 不明
- ○ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
児童相談所　調査

アンケート調査ご協力のお礼

質問は以上です。

このたびはご多忙のところご協力いただき誠にありがとうございました。

２　自治体（市区町村）調査

１－２　自治体（市町村）調査

１－２－１　調査の対象及び方法

（１）　調査対象

全国の自治体 1,741 ヵ所（1718 市町村＋23 特別区）を調査対象とした。なお、回答者については『自治体において主たる児童虐待担当窓口を設置している部署において管理的業務に就いている方』を指定した。

（２）調査方法

web 調査及び調査票データを電子メール、fax で回収する方法にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- 調査対象者である全国の自治体へ、厚生労働省より調査票のデータ及び web サイトの URL、二次元コードを記載したメールを送付した。
- 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力した。また、セキュリティの関係上 web サイトに接続できない自治体からは、fax や電子データにて回収した。

１－２－２　調査内容

調査内容は以下である。

- 自治体が所在する都道府県名
- 自治体の種別（指定都市、特別区、中核区　等）
- 人口および 18 歳未満人口
- 職員数（定数）
- 福祉専門職（「福祉」、「行政職（福祉）」等としての区分）の採用の有無
- 福祉専門職の資格要件等
- 主たる児童虐待対応担当窓口を設置している部署
- 子ども家庭福祉の相談支援を担当している部署
- 主たる児童約体対応担当窓口を設置している部署、並びに子ども家庭福祉の相談支援を担当している全ての部署（部、課、係、担当者） の職員数（定数：合計）、また当該部署における現在の在職者のうち福祉専門職採用の人数
- 子ども家庭総合支援拠点および子育て世代包括支援センターの設置状況
- 子ども家庭センター（児童福祉および母子保健の相談支援等を行う機関：令和６年４月施行予定）を設置する予定（意向）
- 令和３年度に貴自治体で新規受理した件数（再受理した件数を含む）
- スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置状況
- SSWを配置している部署
- SSWを採用する際に重視する事項（資格や経験等）
- SSWの実習生を受け入れた経験（教育委員会等含む）

- 相談種別毎の職員が感じる困難感の程度
- 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援に対応する職員の確保（採用）および育成に困難を感じるか、感じる場合はその理由
- 児童福祉法改正によって「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」が導入されることとなったが、当該資格保有者を採用・配置することで上記の職員育成における困難は解消されると思うか
- 今後、児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援を担当する職員として新たな認定資格を取得する者を採用する際の意向（養成ルートごと）
- 職員を児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援の部署に配属する際に重視する事項とその程度
- 社会福祉士養成に向けた実習（相談援助実習）を受け入れることについての意向
- 2020 年度から 2022 年度にかけて社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の実習指導者要件を満たす職員の在籍状況
- 2020 年度から 2022 年度において社会福祉士になるための実習（相談援助実習）を受け入れた実績
- 2020 年度から 2022 年度までの社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の受け入れ人数（合計）
- 社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）を受け入れたことのねらい
- 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由
- 新たな認定資格に福祉系大学ルートを設けることとした場合、「子ども家庭福祉専門科目」に実習（時間数未定）を位置づけることも考えられるが、この実習を受け入れることに対する現時点での意向
- 実習を受け入れる場合の心配なこと、または実習を受け入れることが難しい理由
- ソーシャルワークの様々な技術について、児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上でどの程度重要か
- 回答者の年齢
- 回答者の現在所属する自治体における児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援に関する業務の通算経験年数
- 回答者の保有している資格
- 回答者の採用区分

１－２－３　調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間：2022 年 10 月 11 日～12 月５日

回収数：698 件(回収率 40.1%)

１－２－４　調査結果

Q1. 現在児童虐待担当窓口の設置部署において管理的業務に就いているか（N=597）

93.8%が「現在児童虐待担当窓口の設置部署において管理的業務に就いている」と回答した。

	度数	%
はい	560	93.8
いいえ	37	6.2
合計	597	

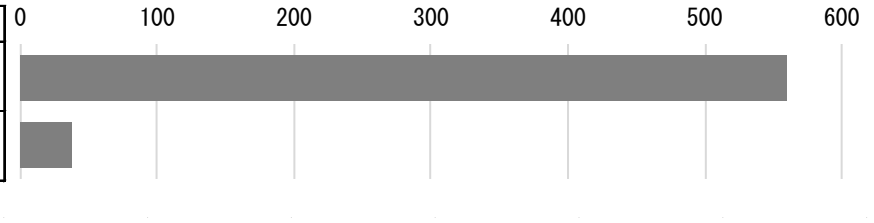

Q2. 市区町村が所在する都道府県(N=583)

最も多いのが「北海道」で 64(11.0%)、次に「福岡県」の 29(5.0%)、そして「大阪府」の 25(4.3%)であった。

	度数	%
北海道	64	11.0
青森県	16	2.7
岩手県	16	2.7
宮城県	11	1.9
秋田県	0	0.0
山形県	18	3.1
福島県	20	3.4
茨城県	19	3.3
栃木県	4	0.7
群馬県	12	2.1
埼玉県	10	1.7
千葉県	20	3.4
東京都	23	3.9
神奈川県	16	2.7
新潟県	11	1.9
富山県	5	0.9
石川県	7	1.2
福井県	7	1.2
山梨県	12	2.1
長野県	19	3.3
岐阜県	19	3.3
静岡県	18	3.1
愛知県	0	0.0
三重県	12	2.1
滋賀県	7	1.2
京都府	8	1.4
大阪府	25	4.3
兵庫県	18	3.1
奈良県	14	2.4
和歌山県	11	1.9
鳥取県	3	0.5
島根県	5	0.9
岡山県	6	1.0
広島県	0	0.0
山口県	7	1.2
徳島県	6	1.0
香川県	2	0.3
愛媛県	12	2.1
高知県	6	1.0
福岡県	29	5.0
佐賀県	0	0.0
長崎県	7	1.2
熊本県	20	3.4
大分県	12	2.1
宮崎県	15	2.6
鹿児島県	11	1.9
沖縄県	0	0.0
合計	583	

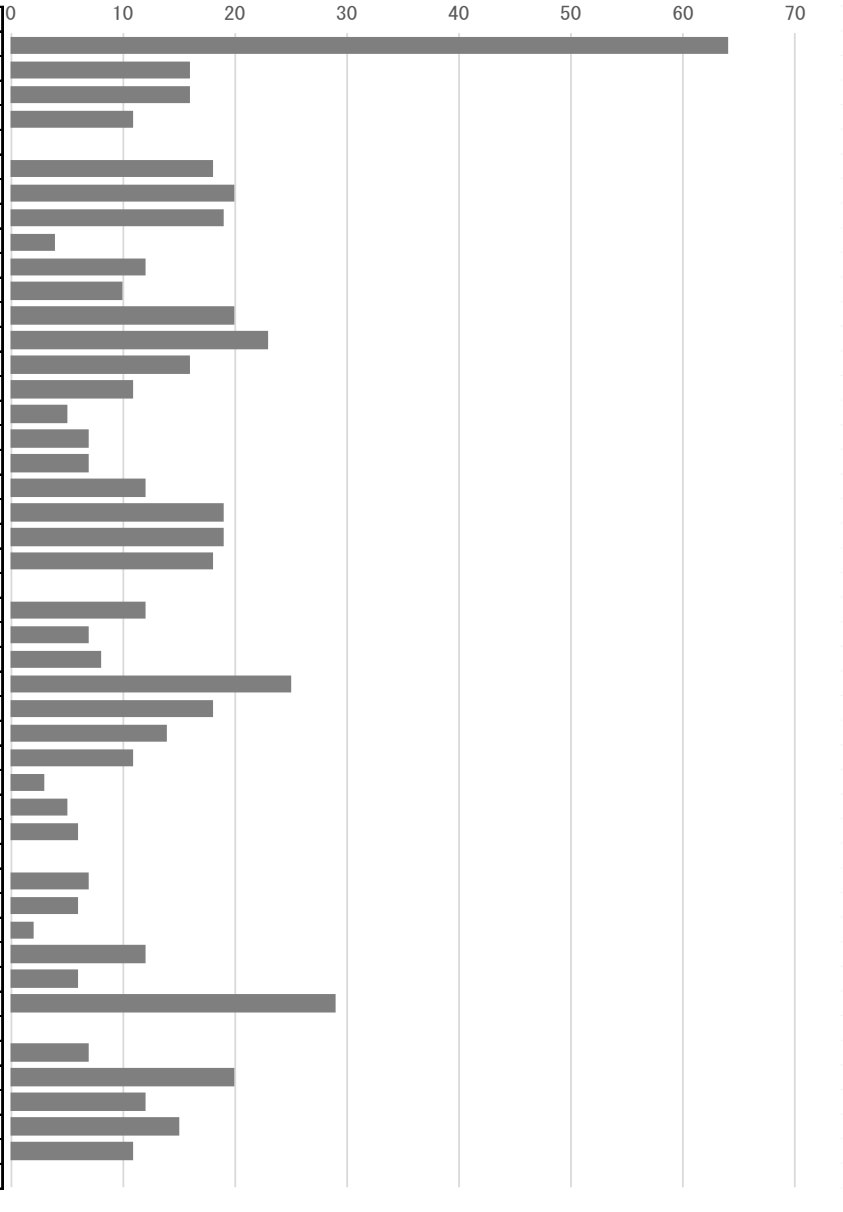

Q3. 自治体の種別(N=583)

「市」が 273(46.8%)で最も多く、次いで「町」が 234(40.1%)で多かった。

	度数	%
指定都市	6	1.0%
児童相談所設置市または特別区 (現在設置準備中の市・特別区除く)	6	1.0%
中核市・特別区 (児童相談所設置市および特別区除く)	30	5.1%
市(上記除く)	273	46.8%
町	234	40.1%
村	34	5.8%
合計	583	

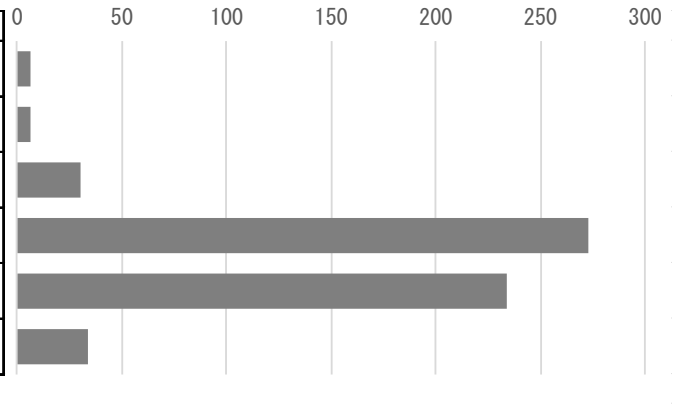

Q4. 自治体の人口

「30,000 人以上 50,000 人未満」が 91(15.6%)で最も多く、次いで「50,000 人以上 100,000 人未満」が 83(14.2%)で多かった。自治体の 18 歳未満人口では「5,000 人以上 10,000 人未満」(17.6%)が最も多く、次いで「10,000 人以上 20,000 人未満」(13.2%)であった。自治体の 18 歳未満人口の割合では「13%以上 14%未満」(16.2%)が最も多かった。

Q4-1. 自治体の全人口(N=583)

	度数	%
3000人未満	35	6.0%
3000人以上5000人未満	32	5.5%
5000人以上10000人未満	63	10.8%
10000人以上15000人未満	54	9.3%
15000人以上20000人未満	51	8.7%
20000人以上30000人未満	63	10.8%
30000人以上50000人未満	91	15.6%
50000人以上100000人未満	83	14.2%
100000人以上200000人未満	59	10.1%
200000人以上500000人未満	38	6.5%
500000人以上(最大約1550000人)	19	3.3%
合計	583	

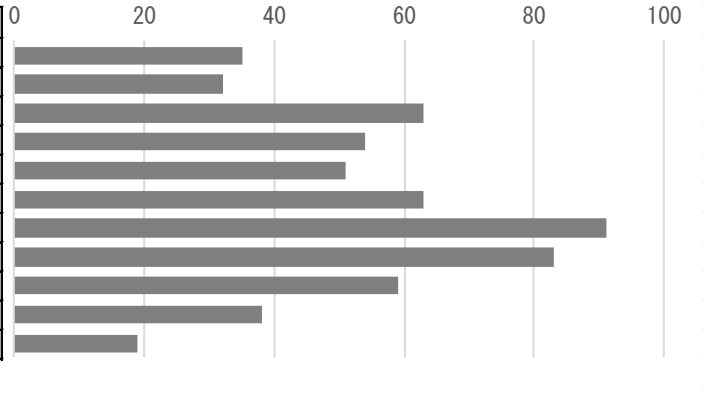

Q4-2. 自治体の18歳未満人口(N=561)

	度数	%
500人未満	56	10.0%
500人以上1000人未満	56	10.0%
1000人以上2000人未満	65	11.6%
2000人以上3000人未満	67	11.9%
3000人以上5000人未満	69	12.3%
5000人以上10000人未満	99	17.6%
10000人以上20000人未満	74	13.2%
20000人以上50000人未満	48	8.6%
50000人以上100000人未満	22	3.9%
100000人以上(最大約225000人)	5	0.9%
合計	561	

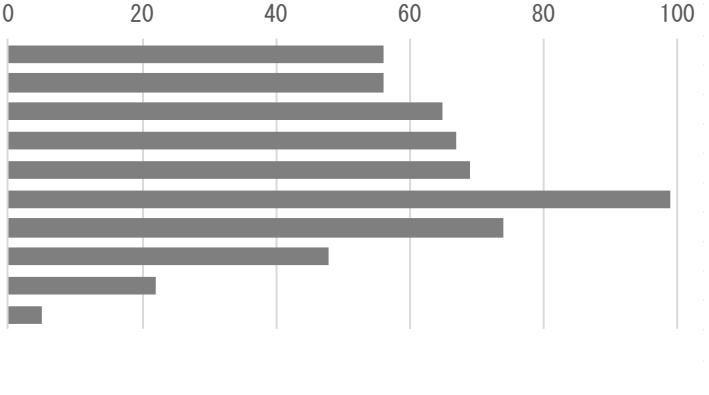

Q4-add. 自治体の18歳未満人口の割合(%)(N=561)

	度数	%
10%未満	44	7.8%
10%以上12%未満	81	14.4%
12%以上13%未満	74	13.2%
13%以上14%未満	91	16.2%
14%以上15%未満	87	15.5%
15%以上16%未満	83	14.8%
16%以上17%未満	51	9.1%
17%以上25%未満	50	8.9%
合計	561	

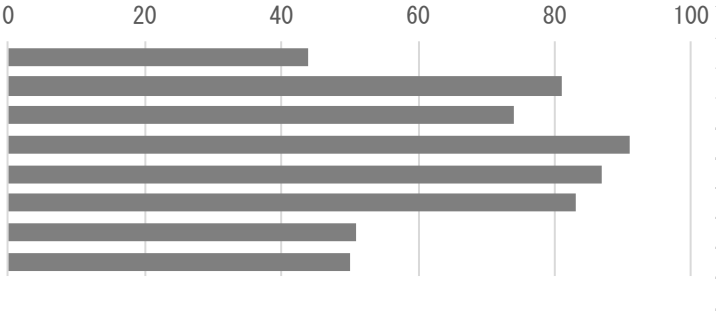

Q5. 首長部局全体の職員数(会計年度任用職員含む)(N=577)

「500 人以上 1,000 人未満」が 124(21.5%)で最も多く、次いで「300 人以上 500 人未満」が 105(18.2%)で多かった。

	度数	%
100人未満	57	9.9%
100人以上200人未満	93	16.1%
200人以上300人未満	94	16.3%
300人以上500人未満	105	18.2%
500人以上1000人未満	124	21.5%
1000人以上2000人未満	59	10.2%
2000人以上5000人未満	35	6.1%
5000人以上(最大9394人)	10	1.7%
合計	577	

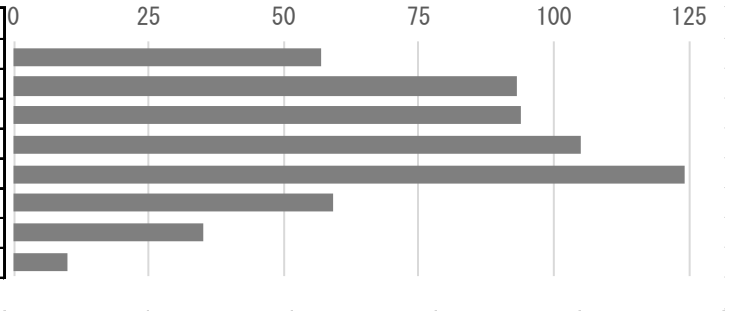

Q6. 福祉専門職(「福祉」、「行政職(福祉)」等としての区分)の採用の有無(N=583)

「行っている」が 297(50.9%)、「行っていない」が 286(49.1%)で、やや「行っている」が多かった。

	度数	%
行っている	297	50.9
行っていない	286	49.1
合計	583	

Q7. 福祉専門職の資格要件(N=302)

「社会福祉士もしくは精神保健福祉士を有していること(国家試験受験資格を含む)」が 205(67.9%)で最も多かった。その他の自由記述には、「一般事務職のうち、社会福祉士(有資格者)と心理士(有資格者)等の採用枠を別に設けている」「看護士」「介護福祉士」「介護支援専門員」などの回答があった。

	度数	%
特に資格要件などは設定していない	10	3.3
社会福祉主事を有していること	21	7.0
社会福祉士もしくは精神保健福祉士を有していること(国家試験受験資格を含む)	205	67.9
その他	66	21.9
合計	302	

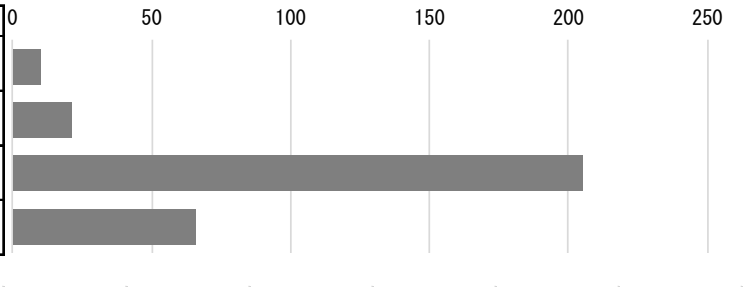

Q8. 主たる児童虐待対応担当窓口を設置している部署(N=583)

「児童福祉主管課」が 231(39.6%)で最も多く、次いで「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が 167(28.6%)、「児童福祉・母子保健統合主管課」が 101(17.3%)の順で多かった。その他の自由記述には、「市立子育て総合支援センター」「福祉総合相談室:高齢者・障がい者・子ども家庭の総合相談窓口であり、子ども家庭総合支援拠点も実施している部署」などの回答があった。

	度数	%
児童福祉主管課	231	39.6
母子保健主管課	5	0.9
児童福祉・母子保健統合主管課	101	17.3
子育て世代包括支援センター	13	2.2
市区町村子ども家庭総合支援拠点	167	28.6
福祉事務所(家庭児童相談室)	22	3.8
保健センター	7	1.2
教育委員会	15	2.6
児童相談所	4	0.7
障害福祉主管課	2	0.3
その他	66	11.3
合計	583	

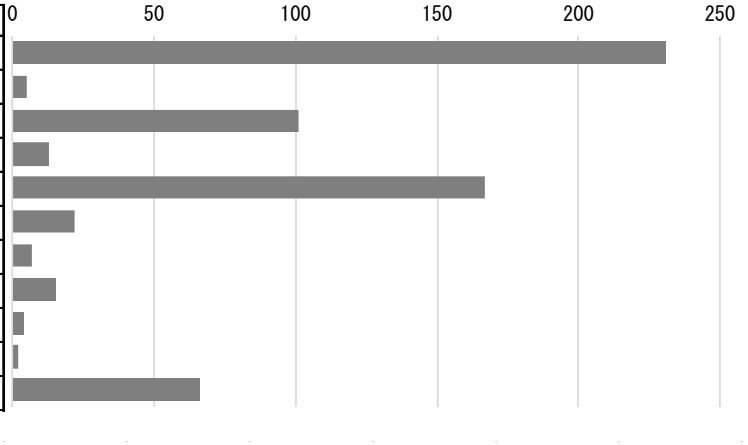

Q9. 子ども家庭福祉の相談支援を担当している部署(N=583, MA)

「児童福祉主管課」が 312(53.5%)で最も多く、次いで、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が 305(52.3%)、「子育て世代包括支援センター」が 294(50.4%)の順で多かった。その他の自由記述には、「ダイバーシティ推進担当課」「よりそいサポートセンター」「教育委員会部局」などの回答があった。

	度数	%
児童福祉主管課	312	53.5
母子保健主管課	200	34.3
児童福祉・母子保健統合主管課	144	24.7
子育て世代包括支援センター	294	50.4
市区町村子ども家庭総合支援拠点	305	52.3
福祉事務所(家庭児童相談室)	156	26.8
保健センター	101	17.3
教育委員会	114	19.6
保健所	4	0.7
児童相談所	8	1.4
障害福祉主管課	101	17.3
その他	24	4.1
合計	583	

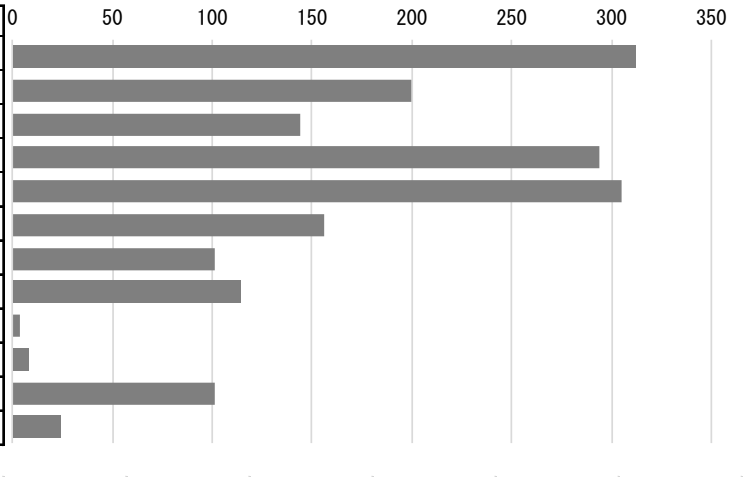

Q10. Q8 と Q9 で選択した全ての部署(部、課、係、担当)の職員数(実数:合計)、およびそのうち福祉専門職採用の人数

全職員数では「10 人以上 20 人未満」が 165(30.0%)で最も多く、「1 人以上 10 人未満」とあわせると 50.5%となった。その内、福祉職採用の人数は「0 人」が 107(22.1%)と最も多く、次いで「1 人」(17.6%)、「3～5 人」(15.7%)、「2 人」(12.8%)の順であった。また「福祉専門職採用を行っていない」と回答したのは 69(14.3%)であった。

Q10-1. 当該部署の全職員数((N=550)

	度数	%
1人以上10人未満	113	20.5%
10人以上20人未満	165	30.0%
20人以上30人未満	81	14.7%
30人以上50人未満	80	14.5%
50人以上100人未満	63	11.5%
100人以上300人未満	34	6.2%
300人以上1000人未満	11	2.0%
1000人以上(最大2329人)	3	0.5%
合計	550	

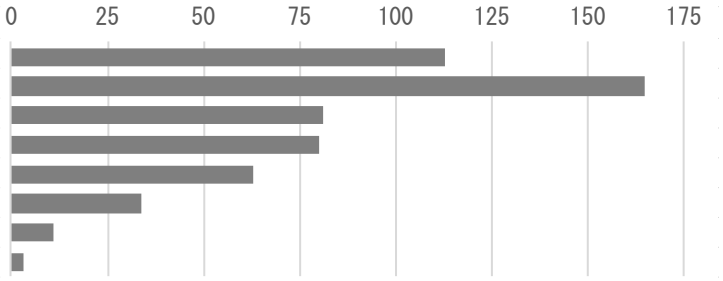

Q10-2. 当該部署の職員のうち福祉職採用の人数((N=484)

	度数	%
0 人	107	22.1%
1 人	85	17.6%
2 人	62	12.8%
3 ～5 人	76	15.7%
6 人～10人	31	6.4%
11人～20人	21	4.3%
21人～50人	23	4.8%
51人～200人(最大185人)	10	2.1%
福祉専門職採用を行っていない	69	14.3%
合計	484	

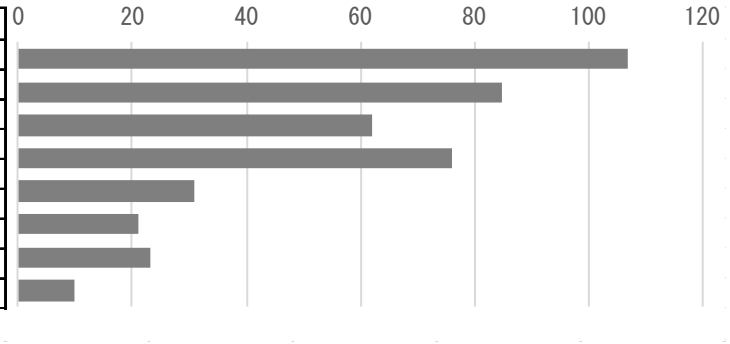

Q10-add. 当該部署の職員のうち福祉職採用の職員の割合((N=411)

	度数	%
0%	105	25.5%
5 %未満(0%除く)	49	11.9%
5 %以上10%未満	60	14.6%
10%以上20%未満	58	14.1%
20%以上30%未満	52	12.7%
30%以上50%未満	48	11.7%
50%以上75%未満	24	5.8%
75%以上100%未満	8	1.9%
100%	7	1.7%
合計	411	

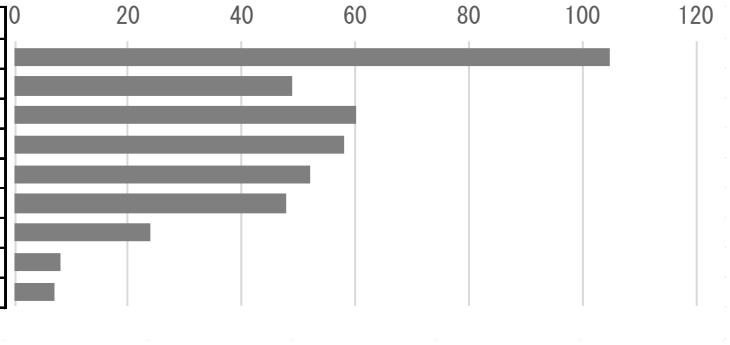

Q11. 自治体における子ども家庭総合支援拠点および子育て世代包括支援センターの設置状況(N=582)

「子ども家庭総合支援拠点」および「子育て世代包括支援センター」ともに「設置している」が多かった。

	設置している	設置していない
子ども家庭総合支援拠点	406	176
子育て世代包括支援センター	553	29
合計	582	

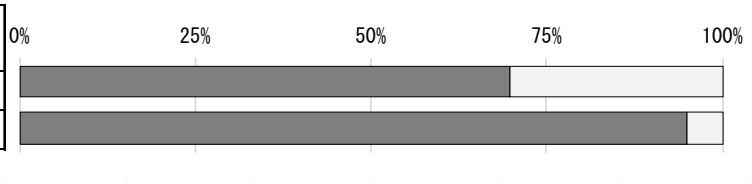

Q12. 子ども家庭センター(令和6年施行予定)を設置する予定(意向)(N=583)

「現在検討中である」が 267(45.8%)で最も多いが、「設置する予定(意向)である」も 229(39.3%)で多かった。

	度数	%
設置する予定(意向) である	229	39.3
設置する予定(意向) はない	12	2.1
現在検討中である	267	45.8
分からない	75	12.9
合計	583	

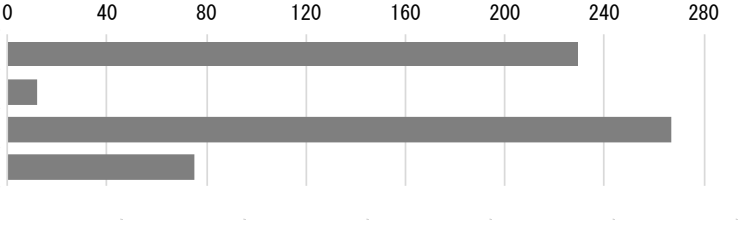

Q13. 令和3年度の新規受理相談件数(再受理した件数を含む)

※令和3年度福祉行政報告例に提出した数値

令和3年度の福祉行政報告例に提出した数値において、新規受理相談件数の合計では「10 件以上 50 件未満」(27.1%)が最も多く、次いで「200 件以上 500 件未満」(15.5%)であった。新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の件数では「20 件以上 50 件未満」(18.8%)が最も多く、次いで「4 件以上 10 件未満」(14.6%)が多かった。新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の割合では「50%以上 75%未満」が 26.5%と最も多く、次いで「0%以上 20%未満」(17.1%)が多かった。

Q13-1. 令和 3 年度 新規受理相談件数 合計(養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談・その他の相談の計)((N=575)

	度数	%
0件	35	6.1%
1 件以上10件未満	75	13.0%
10件以上50件未満	156	27.1%
50件以上100件未満	70	12.2%
100件以上200件未満	62	10.8%
200件以上500件未満	89	15.5%
500件以上1000件未満	37	6.4%
1000件以上2000件未満	29	5.0%
2000件以上(最大10249件)	22	3.8%
合計	575	

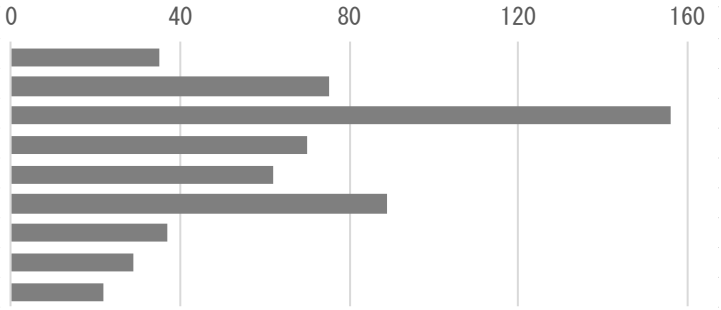

Q13-2. 令和 3 年度 新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち))件数(N=574)

	度数	%
0件	48	8.4%
1 件以上4 件未満	64	11.1%
4件以上10件未満	84	14.6%
10件以上20件未満	68	11.8%
20件以上50件未満	108	18.8%
50件以上100件未満	60	10.5%
100件以上200件未満	52	9.1%
200件以上500件未満	52	9.1%
500件以上1000件未満	20	3.5%
1000件以上(最大3681件)	18	3.1%
合計	574	

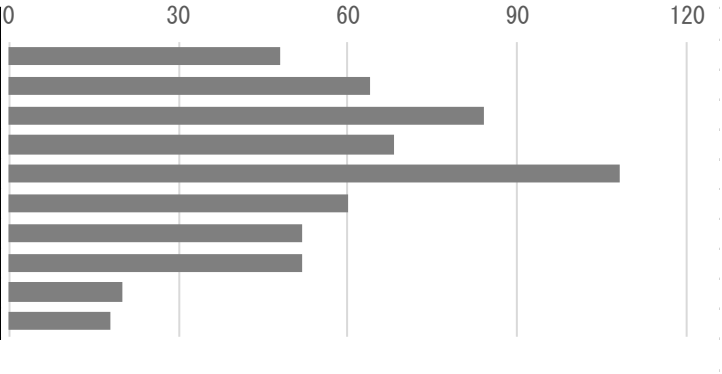

Q13-2add. 令和 3 年度 新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち)の割合)(N=539)

	度数	%
0%	16	3.0%
～20%未満	92	17.1%
20%以上30%未満	63	11.7%
30%以上40%未満	53	9.8%
40%以上50%未満	57	10.6%
50%以上75%未満	143	26.5%
75%以上100%未満	50	9.3%
100%	65	12.1%
合計	539	
新規受理合計0は除外		

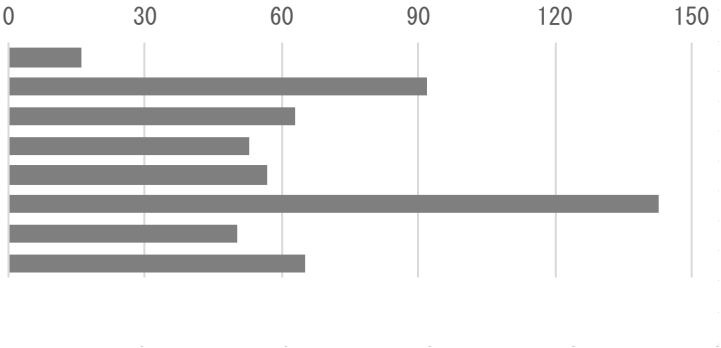

Q13-3. 令和 3 年度　新規相談受理(障害相談)件数(N=558)

	度数	%
0件	253	45. 3%
1 件	51	9. 1%
1 件以上4 件未満	71	12. 7%
4件以上10件未満	47	8. 4%
10件以上20件未満	54	9. 7%
20件以上50件未満	36	6. 5%
50件以上100件未満	20	3. 6%
100件以上1000件未満	23	4. 1%
1000件以上(最大3681件)	3	0. 5%
合計	558	

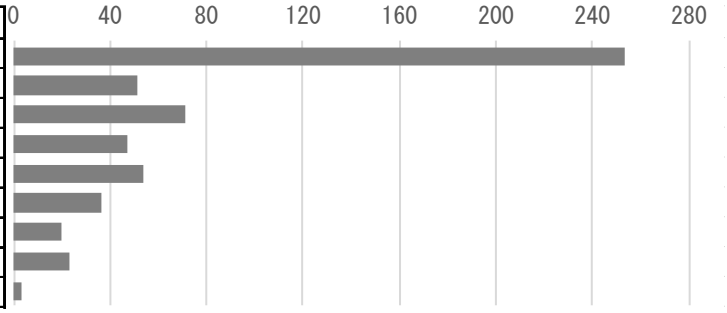

Q13-3add. 令和 3 年度　新規相談受理(障害相談の割合)(N=523)

	度数	%
0%	220	42. 1%
～1%未満	51	9. 8%
1%以上2%未満	48	9. 2%
2%以上5%未満	67	12. 8%
5%以上10%未満	29	5. 5%
10%以上20%未満	44	8. 4%
20%以上50%未満	43	8. 2%
50%以上100%未満(最大60. 4%)	18	3. 4%
100%	3	0. 6%
合計	523	
新規受理合計0は除外		

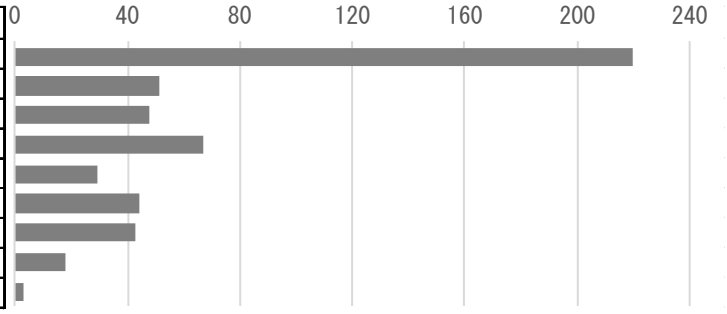

Q13-4. 令和 3 年度　新規相談受理(育成相談)件数(N=561)

	度数	%
0件	174	31. 0%
1 件以上3 件未満	55	9. 8%
3 件以上6 件未満	44	7. 8%
6 件以上10件未満	48	8. 6%
10件以上20件未満	66	11. 8%
20件以上50件未満	69	12. 3%
50件以上100件未満	36	6. 4%
100件以上300件未満	47	8. 4%
300件以上1000件未満	18	3. 2%
1000件以上(最大2805件)	4	0. 7%
合計	561	

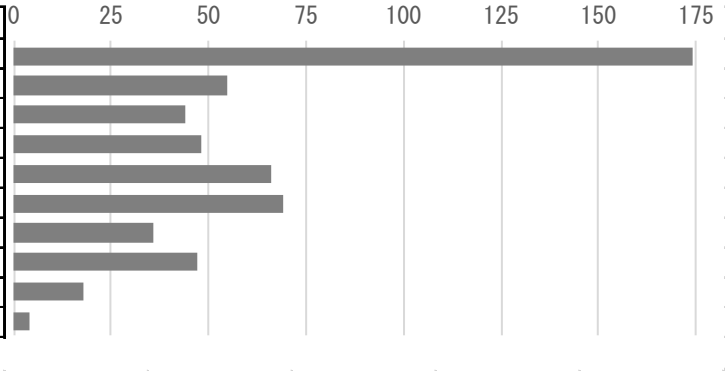

Q13-4add. 令和 3 年度　新規相談受理(育成相談の割合)(N=561)(N=526)

	度数	%
0%	141	26. 8%
～5%未満	60	11. 4%
5%以上10%未満	93	17. 7%
10%以上20%未満	96	18. 3%
20%以上50%未満	100	19. 0%
20%以上100%未満	34	6. 5%
100%	2	0. 4%
合計	526	
新規受理合計0は除外		

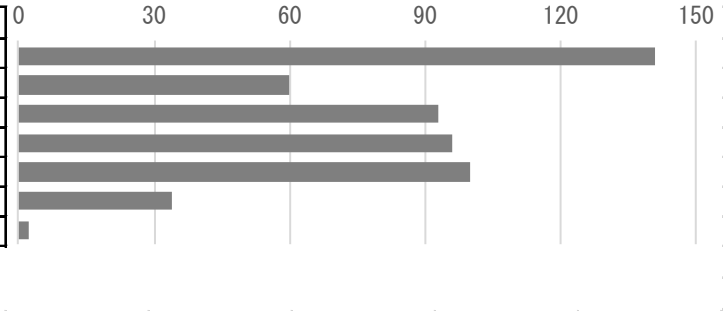

Q14. スクールソーシャルワーカーの配置状況(N=583)

「自治体単独で SSW を設置している」が 290(49.7%)で最も多いが、「SSW は設置していない」も 279(47.9%)で多かった。

	度数	%
自治体単独でSSWを配置している	290	49.7
複数自治体等の共同でSSWを配置している (広域連合など) ※ 都道府県によるSSW派遣事業	14	2.4
SSWは配置していない	279	47.9
合計	583	

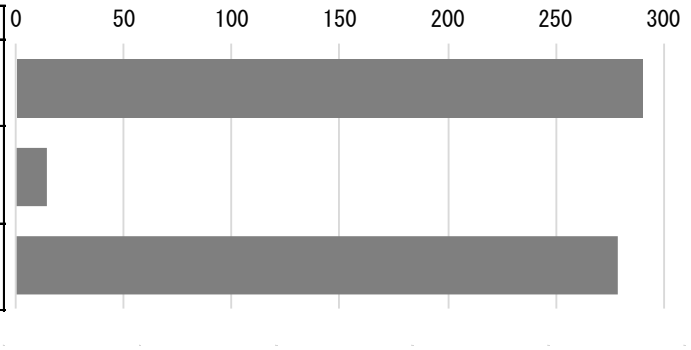

Q15. スクールソーシャルワーカーの配置部署(N=305)

スクールソーシャルワーカーの配置部署としては「教育委員会」が 299(98.0%)であった。

	度数	%
教育委員会	299	98.0
児童福祉主管などの 子ども家庭福祉に関する部署	2	0.7
その他	4	1.3
合計	305	

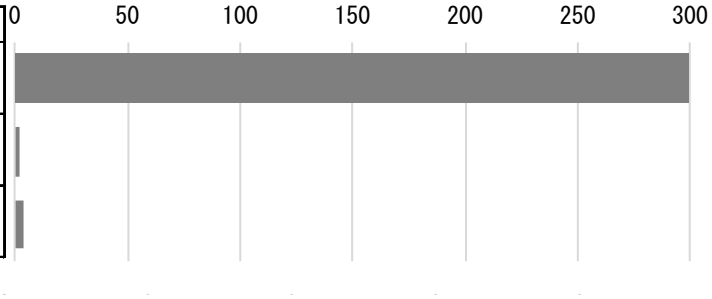

Q16. スクールソーシャルワーカーを採用する際に重視すること

「重視している」では「社会福祉士を有している」(58.0%)、「精神保健福祉士を有している」(43.0%)が最も多く、「重視していない」「どちらかというと重視していない」の合計では「心理士の資格(臨床心理士・公認心理師)を有している」(44.6%)、「教員としての経験を有している」(48.6%)が多かった。

	重視していない	どちらかというと重視していない	どちらかというと重視している	重視している	合計
社会福祉士を有している	15	29	84	177	305
精神保健福祉士を有している	22	47	105	131	305
スクールソーシャルワーカー認定資格を有している	42	72	115	75	304
心理士の資格(臨床心理士・公認心理士)を有している	50	86	107	61	304
教員としての経験を有している	67	81	93	63	304
子どもに関わる仕事の経験を有している	30	48	140	86	304

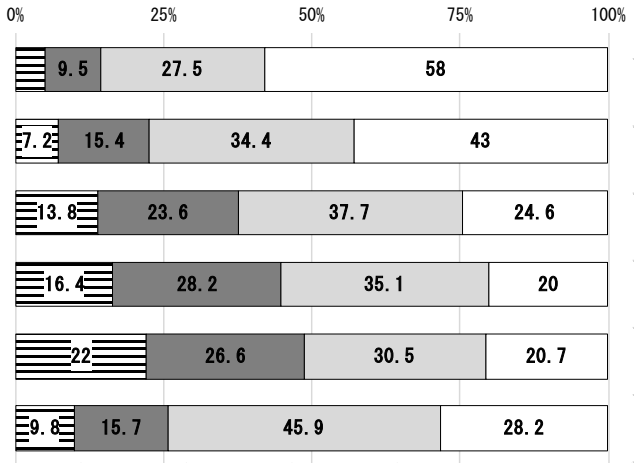

Q17. 自治体(教育委員会等含む)でスクールソーシャルワーカーの実習生を受け入れた経験(N=329)

「ある」が46(14.0%)、「ない」が228(69.3%)で、自治体(教育委員会等含む)で「スクールソーシャルワーカーの実習生を受け入れた経験はない」と回答した自治体が多かった。

	度数	%
ある	46	14.0
ない	228	69.3
わからない	55	16.7
合計	329	

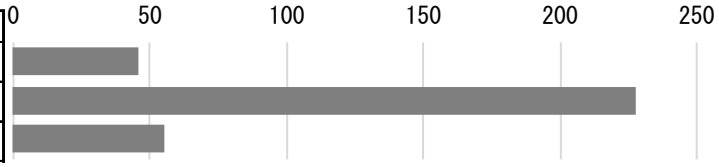

Q18. 各種類の相談対応における担当職員の困難感

養護相談に含まれる児童虐待相談では「とても困難を感じている」が 231(39.6%)で最も多く、「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると568(97.4%)が「困難を感じている」と回答した。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている	合計
養護相談(児童虐待相談)	2	13	130	207	231	583
養護相談(その他の相談)	5	39	162	238	137	581
保健相談	17	127	200	162	69	575
障害相談	12	79	199	190	97	577
非行相談	16	50	162	198	150	576
育成相談	10	62	180	221	104	577

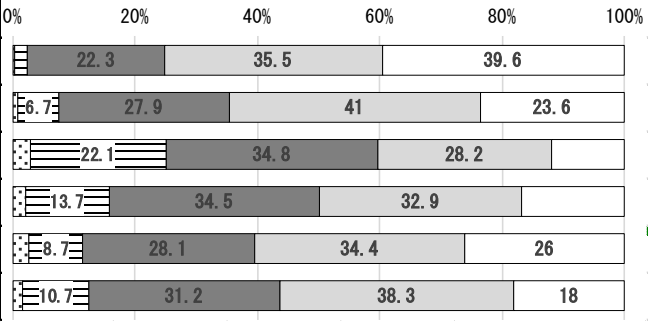

Q19. 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援担当職員の確保・育成における困難感

「担当職員の確保(採用)」では、「とても困難を感じている」が279(47.9%)で最も多く、「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると 552(94.8%)が「困難を感じている」と回答した。また「担当職員の育成(着任後)」では、「とても困難を感じている」「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると536(92.3%)が「困難を感じている」と回答した。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている	合計
担当職員の確保(採用)	7	23	119	154	279	582
担当職員の育成(着任後)	13	32	147	202	187	581

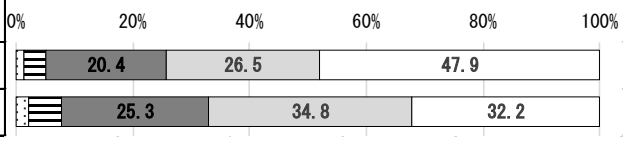

Q20. 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援を担当する職員育成が困難な理由(N=581,MA)

「育成を担当する職員(管理職・上司・先輩など)のマンパワー不足」「人事異動による育成時間の不足(育成しても転籍してしまう)」「着任時に業務に必要な価値倫理・知識・技術の不足」の順で多かった。その他の自由記述には、「育成プログラムが確立されておらず、職員の知識と経験に頼ることが多い」「アドバイザー派遣事業はあるが、月 1 回では少なすぎる」「会計年度任用職員では定着しない」などの回答があった。

	度数	%
着任時における児童福祉司として必要な価値倫理・知識・技術の不足	359	61.8
育成を担当する職員(管理職・上司・先輩など)のマンパワー不足	389	67.0
育成を担当する職員(管理職・上司・先輩など)の実践力不足	260	44.8
育成を担当する職員(管理職・上司・先輩など)の指導力・育成力の未形成	259	44.6
人事異動による育成時間の不足(育成しても転籍してしまう)	385	66.3
職員自身が成長することに動機付けされていない	53	9.1
育成における困難はない	10	1.7
その他	8	1.4
合計	581	

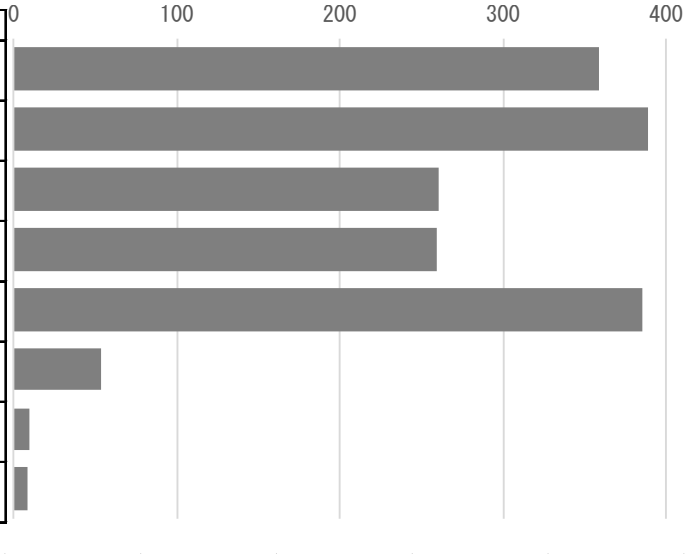

Q21.「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」保有者を採用・配置することによる職員育成困難感の解消への期待(N=583)

「資格の概要がまだ見通せないためわからない」が 235(40.3%)で最も多かった。

	困難の解消は期待できない	困難の解消はあまり期待できない	困難の解消が少し期待できる	困難の解消が期待できる	資格の概要がまだ見通せないためわからない	現状で育成における困難はない
育成困難感解消への期待	55	119	157	13	235	4

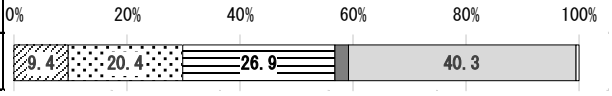

Q22. 新たな認定資格取得者を採用する際の意向(ルート別)(N=583)

どのルートにおいても「資格について未確定であるため現時点では判断できない」が最も多かったが、いずれのルートも「積極的である」「どちらかというと積極的である」の方が「消極的である」「どちらかというと消極的である」よりも多かった。

	資格について未確定であるため現時点では判断できない	採用について消極的である	採用についてどちらかというと消極的である	どちらともいえない	採用についてどちらかというと積極的である	採用について積極的である
既存の社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルートから資格を取得する者(中途採用)	242	14	2	201	69	55
子ども家庭福祉分野における現任者ルートのうち保育士の実務経験4年から資格を取得する者(中途採用)	240	19	14	216	57	37
福祉系大学ルートから資格を取得する者(新卒採用)	259	18	8	209	58	31

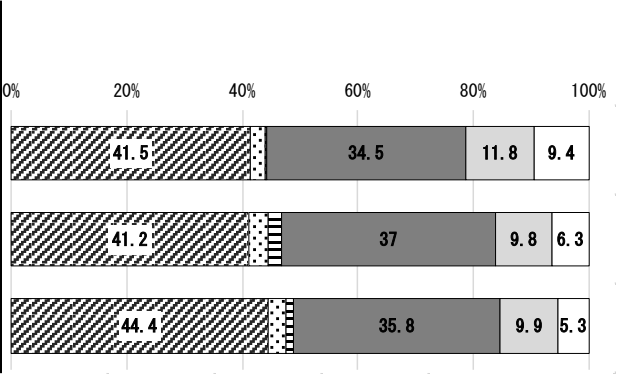

Q23・24. 児童虐待対応・子ども家庭福祉相談支援担当部署に職員を配属する際に重視すること(N=583)

「とても重視する」では「精神的に安定している」(48.9%)、「一定以上のコミュニケーション能力を有している」(50.6%)が最も多く、「重視しない」「あまり重視しない」の合計では「保育士の資格を有している」(21.9%)、「社会人として一定以上の経験(職務内容を問わず)を積んでいる」(19.2%)が多かった。

	重視しない	あまり重視しない	少しは重視する	まあまあ重視する	とても重視する
社会福祉士を有している	43	39	107	199	195
精神保健福祉士の資格を有している	58	50	136	194	144
保育士の資格を有している	56	72	164	194	96
一定以上のコミュニケーション能力を有している	31	18	77	162	295
精神的に安定している	29	20	74	174	285
本人がそれらの部署への配属を希望している	40	39	181	213	110
社会人として一定以上の経験(職務内容を問わず)を積んでいる	38	74	181	213	77
(相談援助業務に限定せず)子供に関わる仕事や業務の経験を一定以上積んでいる	35	47	160	244	97
(対象を限定せず)相談援助に関する業務の経験を一定以上積んでいる	35	41	145	217	143

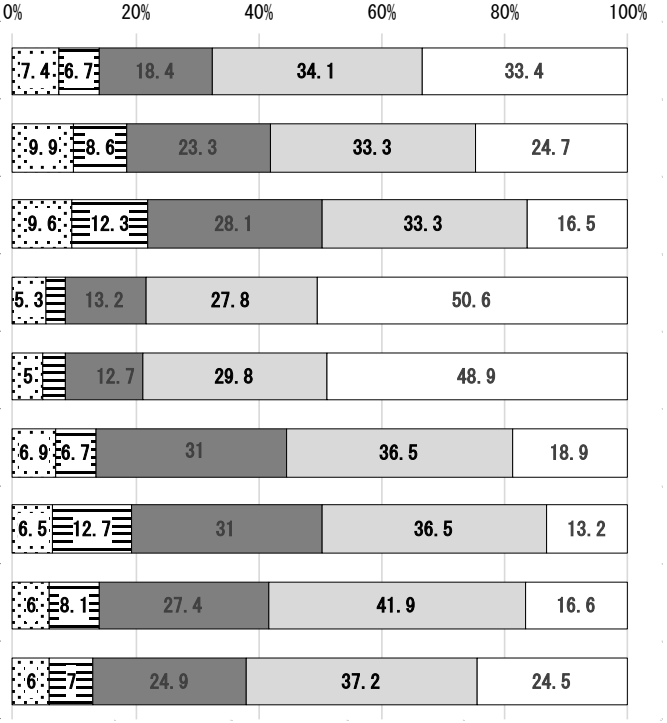

Q25. 社会福祉士実習(相談援助実習)を受け入れることについての意向(N=583)

「積極的である」「どちらかというと積極的である」の合計が 69(11.8%)、「消極的である」「どちらかというと消極的である」の合計が 81(13.9%)と、やや消極的である回答が多かった。

	度数	%
受け入れについて積極的である	17	2.9
受け入れについてどちらかというと積極的である	52	8.9
どちらともいえない	202	34.6
受け入れについてどちらかというと消極的である	27	4.6
受け入れについて消極的である	54	9.3
これまで実習依頼がなかったので考えたことがない	231	39.6
合計	583	

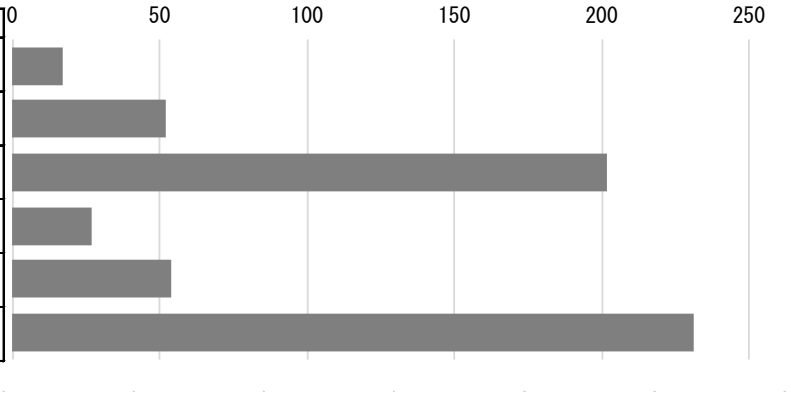

Q26. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習（相談援助実習）の実習指導者要件を満たす職員の在籍状況（N=583）

「在籍していた」が 15.3%、「在籍していなかった」が 47.2%であった。

	度数	%
在籍していた	89	15.3
在籍していなかった	275	47.2
わからない	219	37.6
合計	583	

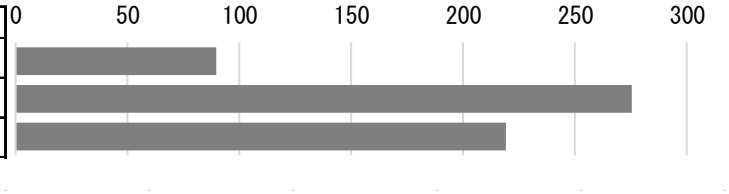

Q27. 2020 年度から 2022 年度に社会福祉士実習（相談援助実習）を受け入れた実績（N=583）

「ある」が 9.6%、「ない」が 90.4%であった。

	度数	%
ある	56	9.6
ない	527	90.4
合計	583	

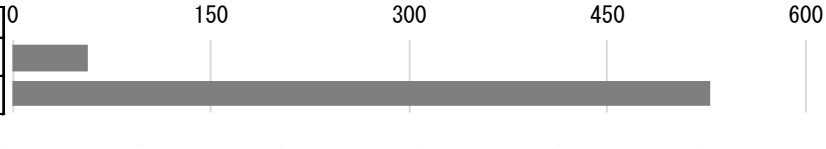

Q28. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習（相談援助実習）の受け入れ人数（N=56）

「1 人」が 14（25.0%）で最も多く、「1 人～10 人」を合計すると 90%以上であった。

	度数	%
１人	14	25.0
２人～３人	13	23.2
４人～５人	13	23.2
６人～10人	11	19.6
11人～20人	2	3.6
21人～（最大38人）	3	5.4
合計	56	

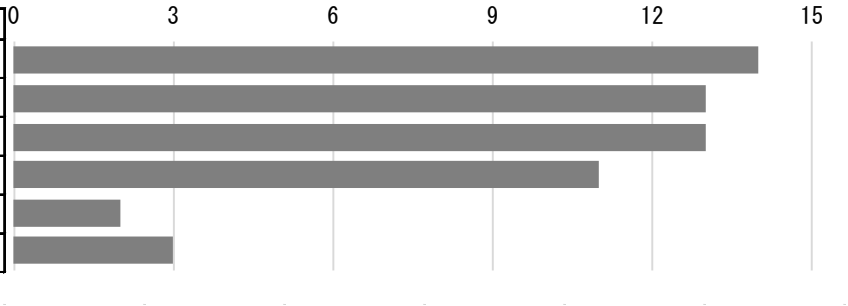

Q29. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習（相談援助実習）を受け入れたねらい（N=149, MA）

「社会福祉士の後進育成のため」が 50（89.3%）で最も多く、次いで「養成校（教員）との関係の形成・維持のため」が 30（53.6%）、「自治体としての人材確保のため」が 25（44.6%）の順で多かった。

	度数	%
社会福祉士の後進育成のため	50	89.3
自治体としての人材確保のため	25	44.6
（組織・機関を問わず）地域としての人材確保のため	24	42.9
実習生の指導に関わる職員・部署の資質向上のため・部署の資質向上のため	20	35.7
養成校（教員）との関係性の形成・維持のため	30	53.6
その他	0	0.0
合計	149	

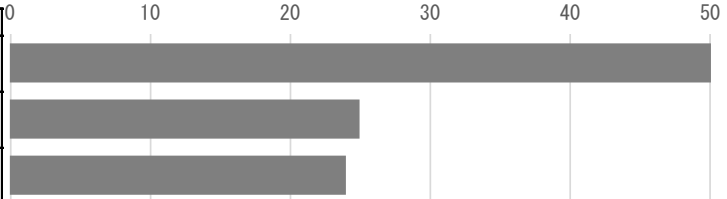

Q30. 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由(N=527, MA)

「養成校からの実習依頼がなかった」が 369(70.0%)で最も多く、次いで、「これまで受け入れた経験がないため」が 222(42.1%)、「実習指導者の要件を満たす職員がいなかった」が 214(40.6%)の順で多かった。その他の自由記述には、「業務内容上、実習生を受け入れていない」「取り扱う個人情報が多岐にわたるため」「上司から必要性を感じないと言われているため」などの回答があった。

	度数	%
養成校からの実習依頼がなかった	369	70.0
実習指導者の要件を満たす職員がいなかった	214	40.6
実習を受け入れる余裕がなかった（物理的、体制的）	153	29.0
コロナ感染症対策のため	47	8.9
実習生をどのように指導してよいかわからないため	97	18.4
実習生を受け入れるメリットや必要性を感じないため必要性を感じ	25	4.7
これまで受け入れた経験がないため	222	42.1
その他	11	2.1
合計	527	

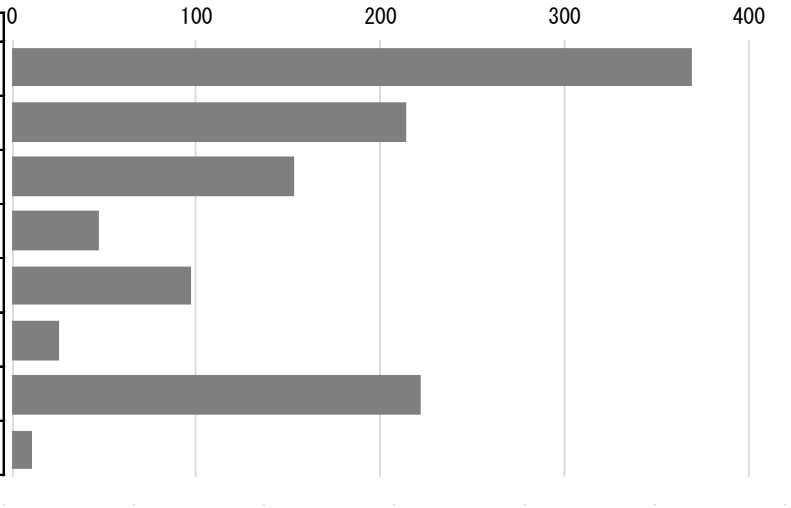

Q31. 福祉系大学ルートにおける「子ども家庭新資格にかかる実習」を受け入れる意向(N=583)

「積極的である」「どちらかというと積極的である」の合計が 38(6.5%)、「消極的である」「どちらかというと消極的である」の合計が 95(16.3)と、「消極的である」という回答がやや多かった。

	度数	%
受け入れについて積極的である	6	1.0
受け入れについてどちらかというと積極的である	32	5.5
どちらともいえない	208	35.7
受け入れについてどちらかというと消極的である	40	6.9
受け入れについて消極的である	55	9.4
資格や実習の概要が未確定のため判断できない	242	41.5
合計	583	

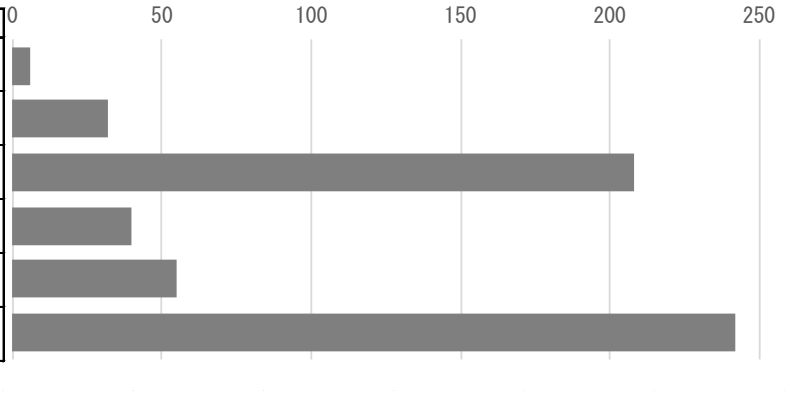

Q32. 子ども家庭新資格の実習を受け入れる場合の心配なこと・難しい理由（N=583, MA）

「実習生を指導する職員（新認定資格保有者を想定）の確保が困難」が440（75.5%）で最も多く、次いで、「実習生を指導する職員の業務負担の増大」が 417（71. 5%）、「実習生への指導方法・内容が分からない」が 310（53.2%）の順で多かった。その他の自由記述には、「個人情報の取り扱い、守秘義務」「実習の内容がわからない」「相談支援の実績が少ない」などの回答があった。

	度数	%
実習生を指導する職員（新たな認定資格保有者が想定されています）の確保が困難	440	75. 5
実習生を指導する職員の業務負担の増大	417	71. 5
実習生への指導方法・内容が分からない	310	53. 2
児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援に実習生を同行・同席させられない	217	37. 2
実習生に児童虐待や子ども家庭福祉に関する相談支援の記録を閲覧させることができない	184	31. 6
実習生を児童虐待等に関する場面に同行・同席に他機関や関連団体から理解が得られない	98	16. 8
受け入れる実習生の実習に向けた準備（事前学習や情報管理への理解など）が不十分である	232	39. 8
実習生を受け入れても自治体における人材確保につながらない可能性がある	130	22. 3
特に心配や懸念されることはない	4	0. 7
わからない	53	9. 1
その他	14	2. 4
合計	583	

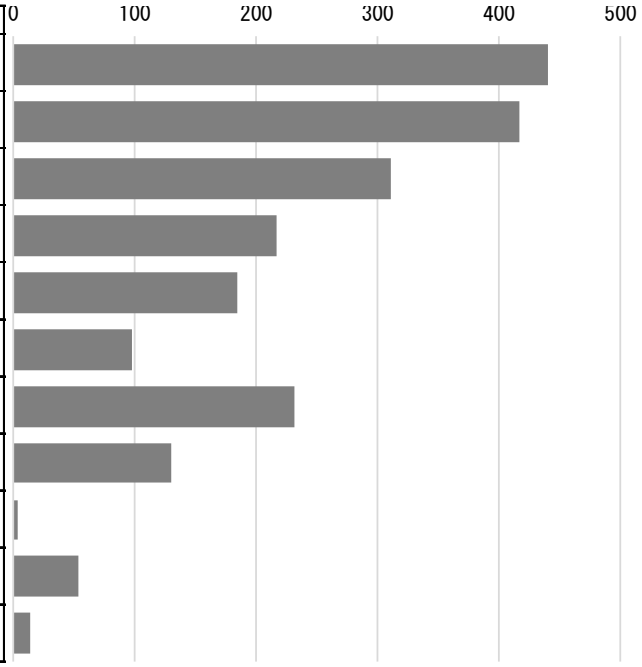

Q33・34. 児童虐待・子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上での重要度

「地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）」は「まあまあ重要である」が最も多かったが、それ以外の項目では「とても重要である」が最も多かった。

	分からない	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である	合計
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	3	0	3	81	493	580
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	3	0	4	128	444	579
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	4	0	6	147	421	578
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	2	0	10	193	374	579
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	9	1	50	271	248	579
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	13	0	7	86	473	579
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	29	2	20	234	294	579
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	22	2	19	238	298	579
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	7	1	9	160	401	578
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	16	1	18	233	310	578
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	23	5	21	248	278	578

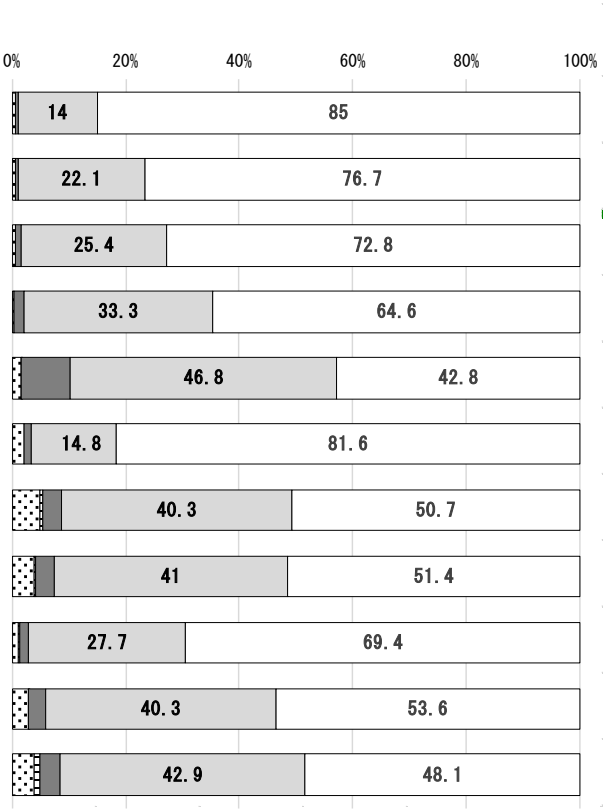

Q35. 児童虐待・子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上での重要度

いずれの項目においても「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせると全体の 80%が回答した。

	分からない	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である	合計
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	14	2	14	221	327	578
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	17	2	16	230	313	578
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	37	4	30	249	259	579
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	16	2	13	202	346	579

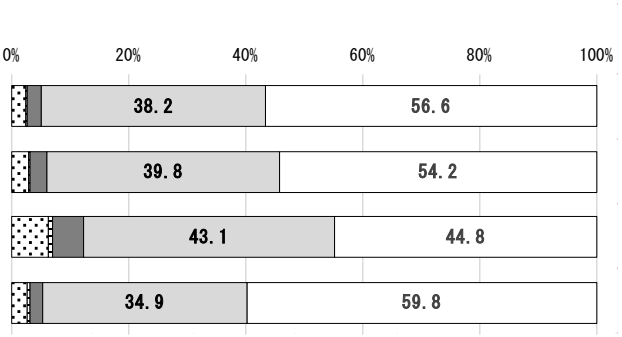

Q36. 児童虐待・子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上での重要度

いずれの項目においても「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせると全体の 90%以上が回答した。

	分からない	重要ではない	あまり重要ではない	まあまあ重要である	とても重要である	合計
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	14	1	8	170	387	580
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	14	1	5	183	375	578

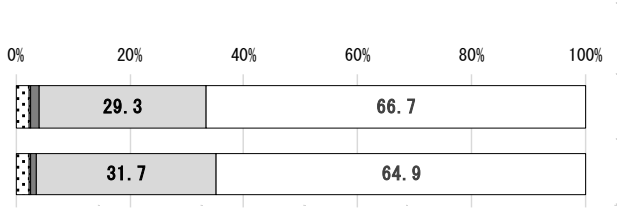

Q37. 回答者の年齢(N=578)

「40 歳代」が 240(41.5%)と最も多く、次いで「50 歳代以上」、「20 歳代～30 歳代」の順であった。

	度数	%
20歳代～30歳代	122	21. 1%
40歳代	240	41. 5%
50歳代以上	212	36. 7%
答えたくない	4	0. 7%
合計	578	

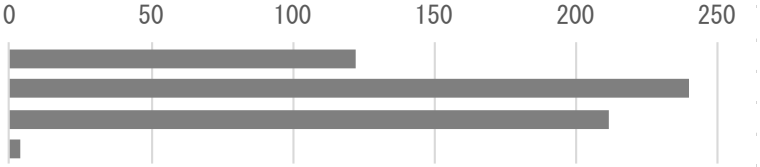

Q38. 回答者の児童虐待・子ども家庭相談の経験年数(N=576)

「1 年以上 2 年未満」が 135(23.4%)と最も多く、次いで「1 年未満」、「2 年以上 3 年未満」の順で多かった。

	度数	%
1 年未満	132	22. 9%
1 年以上2 年未満	135	23. 4%
2 年以上3 年未満	83	14. 4%
3 年以上4 年未満	68	11. 8%
4 年以上5 年未満	35	6. 1%
5 年以上10年未満	84	14. 6%
10年以上(最大33年)	39	6. 8%
合計	576	

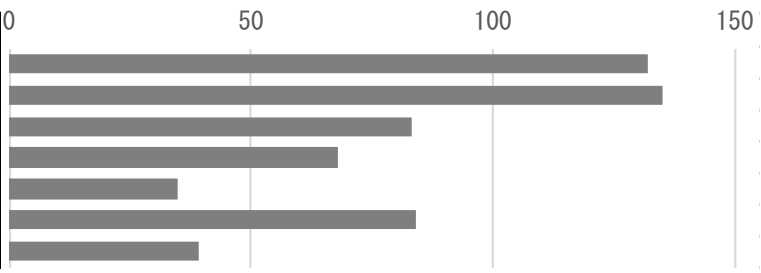

Q39. 回答者が保有する資格(N=578, MA)

「保健師」が 139(24.0%)と最も多く、次いで「社会福祉士」、「社会福祉主事」の順で多かった。「いずれも保有していない」が 188(32.5%)であった。その他の自由記述には、「介護支援専門員」「作業療法士」「子ども家庭支援員」などの回答があった。

	度数	%
社会福祉士	101	17.5
精神保健福祉士	32	5.5
社会福祉主事	100	17.3
保健師	139	24.0
看護師	88	15.2
保育士	56	9.7
教育職員免許	66	11.4
臨床心理士	4	0.7
公認心理士	20	3.5
介護福祉士	9	1.6
いずれも保有していない	188	32.5
その他	37	6.4

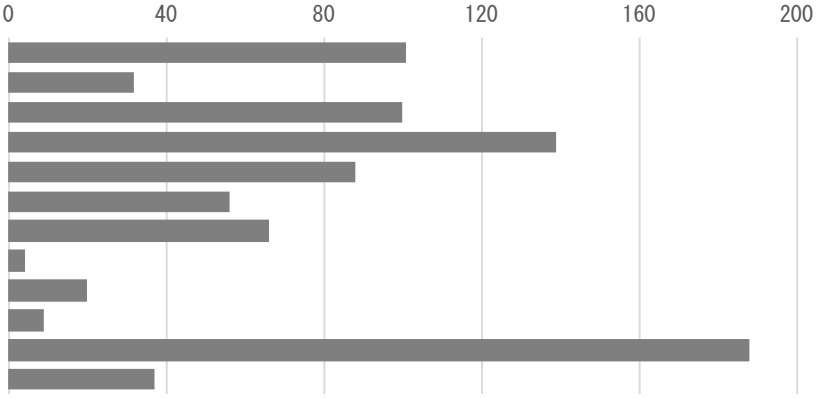

Q40. 回答者の採用区分(N=578)

「一般行政職」が 392(67.8%)で最も多く、「福祉職以外の専門職」、「福祉職」の順で多かった。

	度数	%
福祉職	57	9.9
福祉職以外の専門職	116	20.1
一般行政職	392	67.8
不明	0	0.0
その他	13	2.2
合計	578	

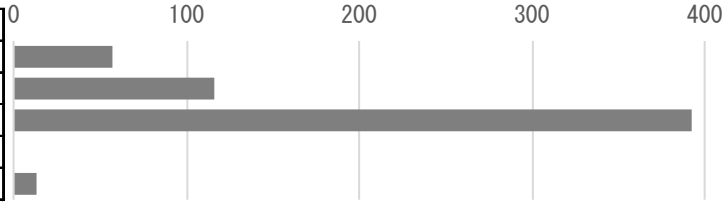

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

調査の目的と確認

＜調査の位置づけと目的＞
本調査は「厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」による「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究（実施団体：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟）」として実施されるものです。

令和４年６月に児童福祉法が改正され（施行期日：令和６年４月１日）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの新たな認定資格を導入することなどの必要な措置を講ずることとされました。
そして、これに基づいて養成されるソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材の輩出先として、児童相談所に加えて市町村が想定されています。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する１つの案として、福祉系大学ルート（※）が想定されています。

本調査では、この新たな認定資格を取得した者の採用意向の調査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書（仮）にて公表される予定です。

（※）例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目（500時間程度）を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

＜調査協力への確認＞
本調査の**回答は貴自治体において主たる児童虐待担当窓口を設置している部署において管理的業務に就いている方**にお願いいたします。

本調査への協力は任意によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査研究の目的のみに用いられます（個人が特定されるデータや結果が公表されることはありません）。
これらをお読みいただき、**協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答にお進みください。**

（調査への回答をもって協力に同意したものとさせていただきます）

調査回答に要する時間はおおよそ10分程度です。

＜回答期日＞
令和４年１１月８日（火）までにご回答ください。

＜本調査に関するお問い合わせ＞
本件調査に関するお問い合わせは、以下のいずれかの方法でお願いいたします。
※できましたら、メールまたは専用のフォームでのお問い合わせをお願いいたします。
（１）メールでのお問い合わせ先　　chosa2022@jaswe.jp
（２）電話でのお問い合わせ先　　０３－５４９５－７２４２
（３）調査専用のお問い合わせフォームURL
https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

調査対象者（回答者）の確認

本調査の回答は、貴自治体において主たる児童虐待対応担当窓口を設置している部署で管理的業務に就いている方にお願いしています。

※各質問の内容に応じて回答の記入を他部署と分担いただくことは問題ありません。

＊1. あなたは現在児童虐待対応担当窓口の設置部署において管理的業務に就かれていますか。
- ◯ はい
- ◯ いいえ

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

本調査の回答者の確認（再確認）

本調査の回答者は、児童虐待対応担当窓口を設置している部署において管理的業務に就いている方です。
申し訳ございませんが、回答者について再度ご確認くださいますようお願い申し上げます。

問題なければ「次へ」をクリックし、調査への回答へとお進みください。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

貴自治体の概要および概況について

＊2. 貴自治体がある都道府県について、以下のうちあてはまるもの１つを選択してください。

＊3. 貴自治体についてあてはまるもの１つを選択してください。
- ◯ 指定都市
- ◯ 児童相談所設置市または特別区（現在設置準備中の市・特別区除く）
- ◯ 中核市・特別区（児童相談所設置市および特別区除く）
- ◯ 市（上記除く）
- ◯ 町
- ◯ 村

＊4. 貴自治体の人口および18歳未満人口について2020年度国勢調査の結果をもとに記入してください（令和２年１０月１日現在）。

全人口
１８歳未満人口

＊5. 貴自治体における職員数（定数）について記入してください（令和４年４月現在）。

首長部局全体（会計年度任用職員数含む）

＊6. 貴自治体では福祉専門職（「福祉」、「行政職（福祉）」等としての区分）の採用を行っていますか。あてはまるもの１つを選択してください。
- ◯ 行っている
- ◯ 行っていない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

貴自治体の概要および概況について

＊7. 貴自治体における福祉専門職の資格要件等について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 特に資格要件などは設定していない
- ◯ 社会福祉主事を有していること
- ◯ 社会福祉士もしくは精神保健福祉士を有していること（国家試験受験資格を含む）
- ◯ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

貴自治体の概要および概況について

＊8. 貴自治体において主たる児童虐待対応担当窓口を設置している部署について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 児童福祉主管課
- ◯ 母子保健主管課
- ◯ 児童福祉・母子保健統合主管課
- ◯ 子育て世代包括支援センター
- ◯ 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- ◯ 福祉事務所（家庭児童相談室）
- ◯ 保健センター
- ◯ 教育委員会
- ◯ 保健所
- ◯ 児童相談所
- ◯ 障害福祉主管課
- ◯ その他（具体的に）

＊9. 貴自治体において子ども家庭福祉の相談支援を担当している部署について、あてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 児童福祉主管課
- ☐ 母子保健主管課
- ☐ 児童福祉・母子保健統合主管課
- ☐ 子育て世代包括支援センター
- ☐ 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- ☐ 福祉事務所（家庭児童相談室）
- ☐ 保健センター
- ☐ 教育委員会
- ☐ 保健所
- ☐ 児童相談所
- ☐ 障害福祉主管課
- ☐ その他（具体的に）

＊10. 上記問８と問９において選択した全ての部署（部、課、係、担当者）の職員数（定数：合計）、また当該部署における現在の在職者のうち福祉専門職採用の人数※を記入してください。

※福祉専門職採用を行っていない場合は9999を記入ください。

※福祉専門職採用を行っているものの、現在当該部署において福祉専門職採用の職員がいない場合は0と記入ください。

職員数（定数：合計）
※会計年度任用職員を含む

在職者のうち福祉専門職採用の人数
※会計年度任用職員を含む

＊11. 貴自治体における子ども家庭総合支援拠点および子育て世代包括支援センターの設置状況について、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	設置している	設置していない
子ども家庭総合支援拠点	◯	◯
子育て世代包括支援センター	◯	◯

＊12. 貴自治体における子ども家庭センター（児童福祉および母子保健の相談支援等を行う機関：令和６年４月施行予定）を設置する予定（意向）について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 設置する予定（意向）である
- ◯ 設置する予定（意向）はない
- ◯ 現在検討中である
- ◯ 分からない

＊13. 令和３年度に貴自治体で新規受理した件数（再受理した件数を含む）をご記入ください。

※それぞれ令和３年度福祉行政報告例「児童相談種類別対応件数」に提出した数値を参照してください。

合計件数（養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談・その他の相談の計）

児童虐待相談（養護相談のうち）

障害相談の計

育成相談の計

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

スクールソーシャルワーカーの設置・活用状況について

管轄部署が異なる場合、大変お手数ではございますが当該部署の担当者の方にご確認いただき、回答をご記入くださいますようお願い申し上げます。

＊14. 貴自治体におけるスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置状況について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 自治体単独でSSWを配置している
- ◯ 複数自治体等の共同でSSWを配置している（広域連合など）
  ※ 都道府県によるSSW派遣事業の活用は含みません
- ◯ SSWは配置していない

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

スクールソーシャルワーカーの配置・活用状況について

＊15. SSWを配置している部署についてあてはまるもの１つを選択してください。

◯ 教育委員会
◯ 児童福祉主管などの子ども家庭福祉に関する部署
◯ その他（具体的に）

＊16. SSWを採用する際、以下の項目についてどの程度重視していますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	重視している	どちらかというと重視している	どちらかというと重視していない	重視していない
社会福祉士を有している	◯	◯	◯	◯
精神保健福祉士を有している	◯	◯	◯	◯
スクールソーシャルワーカー認定資格を有している	◯	◯	◯	◯
心理士の資格（臨床心理士・公認心理師）を有している	◯	◯	◯	◯
教員としての経験を有している	◯	◯	◯	◯
子どもに関わる仕事の経験を有している	◯	◯	◯	◯

＊17. これまで貴自治体（教育委員会等含む）ではSSWの実習生を受け入れた経験がありますか。あてはまるもの１つを選択してください。

◯ ある
◯ ない
◯ わからない

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

貴自治体における児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援等や人材確保・育成の状況について

＊18. 各種類の相談対応において、担当職員の方々はどの程度困難感を感じていますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
養護相談（児童虐待相談）	◯	◯	◯	◯	◯
養護相談（その他の相談）	◯	◯	◯	◯	◯
保健相談	◯	◯	◯	◯	◯
障害相談	◯	◯	◯	◯	◯
非行相談	◯	◯	◯	◯	◯
育成相談	◯	◯	◯	◯	◯

＊19. 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援に対応する職員の確保（採用）および育成に困難を感じていますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	まったく困難は感じていない	あまり困難は感じていない	少し困難を感じている	まあまあ困難を感じている	とても困難を感じている
確保（採用）	◯	◯	◯	◯	◯
育成（担当着任後）	◯	◯	◯	◯	◯

＊20. 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援を担当する職員の育成に困難を感じている場合、その理由について以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

☐ 着任時に業務に必要な価値倫理・知識・技術の不足
☐ 育成を担当する職員（管理職・上司・先輩など）のマンパワー不足
☐ 育成を担当する職員（管理職・上司・先輩など）の実践力不足
☐ 育成を担当する職員（管理職・上司・先輩など）の指導力・育成力の未形成
☐ 人事異動による育成時間の不足（育成しても転籍してしまう）
☐ 職員自身が成長することに動機付けされていない
☐ 育成における困難はない
☐ その他（具体的に）

＊21. 今回児童福祉法改正によって「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」が導入されることとなりました。当該資格保有者を採用・配置することで上記の職員育成における困難は解消されると思いますか。あてはまるもの１つを選んでください。

◯ 困難の解消が期待できる
◯ 困難の解消が少し期待できる
◯ 困難の解消はあまり期待できない
◯ 困難の解消は期待できない
◯ 資格の概要がまだ見通せないためわからない
◯ 現状で育成における困難はない

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援を担当する職員の採用等について

図：新たな認定資格を有する者の３つの養成ルート

※厚生労働省においては、令和6年4月より、図の①の既存の有資格者ルートおよび②現任者ルートを創設することとしています。また③の福祉系大学ルートについては、当該ルートを創設するかも含め、法施行後に検討することとしています。

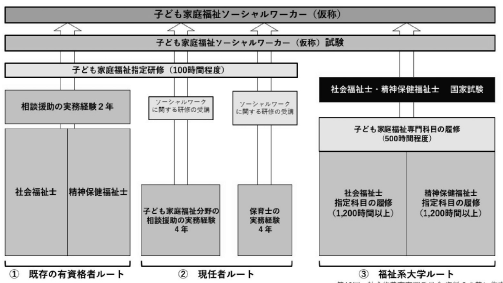

第40回　社会的養育専門委員会 資料２を基に作成

＊22. 今後、児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援を担当する職員を採用することを想定した際、上記図の各ルートから新たな認定資格を取得する者を採用する意向について、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	採用について積極的である	採用についてどちらかというと積極的である	どちらともいえない	採用についてどちらかというと消極的である	採用について消極的である	資格の概要が未確定であるため現時点では判断できない
①既存の有資格者ルートから資格を取得する者（中途採用）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
②現任者ルートのうち保育士の実務経験４年から資格を取得する者（中途採用）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
③福祉系大学ルートから資格を取得する者（新卒採用）	◯	◯	◯	◯	◯	◯

＊23. 職員を児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援の部署に配属する際、以下の項目についてどの程度重視されますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重視する	まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない
社会福祉士の資格を有している	○	○	○	○	○
精神保健福祉士の資格を有している	○	○	○	○	○
保育士の資格を有している	○	○	○	○	○
一定以上のコミュニケーション能力を有している	○	○	○	○	○
精神的に安定している	○	○	○	○	○

＊24.【続き】職員を児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援の部署に配属する際、以下の項目についてどの程度重視されますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重視する	まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない
本人がそれらの部署への配属を希望している	○	○	○	○	○
社会人として一定以上の経験（職務内容を問わず）を積んでいる	○	○	○	○	○
（相談援助業務に限定せず）子どもにかかわる仕事や業務の経験を一定以上積んでいる	○	○	○	○	○
（対象を限定せず）相談援助に関する業務の経験を一定以上積んでいる	○	○	○	○	○

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

社会福祉士の実習生受け入れについて

＊25. 貴自治体において社会福祉士養成に向けた実習（相談援助実習）を受け入れることについてどのような意向をお持ちですか（実績にかかわらず）。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 受け入れについて積極的である
- ○ 受け入れについてどちらかというと積極的である
- ○ どちらともいえない
- ○ 受け入れについてどちらかというと消極的である
- ○ 受け入れについて消極的である
- ○ これまで実習依頼がなかったので考えたことがない

＊26. 2020年度から2022年度にかけて社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の実習指導者要件を満たす職員は在籍していましたか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 在籍していた
- ○ 在籍していなかった
- ○ わからない

＊27. 貴自治体では2020年度から2022年度において社会福祉士になるための実習（相談援助実習）を受け入れた実績がありますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ ある
- ○ ない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

社会福祉士の実習生受け入れについて

＊28. 2020年度から2022年度までの社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）の受け入れ人数（合計）についてご記入ください。

受け入れ人数 [　　]

＊29. 社会福祉士養成のための実習（相談援助実習）を受け入れたことのねらいについて、あてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 社会福祉士の後進育成のため
- ☐ 自治体としての人材確保のため
- ☐ （組織・機関を問わず）地域としての人材確保のため
- ☐ 実習生の指導に関わる職員・部署の資質向上のため
- ☐ 養成校（教員）との関係の形成・維持のため
- ☐ その他（具体的に）

[　　]

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

社会福祉士の実習生受け入れについて

＊30. 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 養成校からの実習依頼がなかった
- ☐ 実習指導者の要件を満たす職員がいなかった
- ☐ 実習を受け入れる余裕がなかった
- ☐ コロナ感染症対策のため
- ☐ 実習生をどのように指導してよいかわからないため
- ☐ 実習生を受け入れるメリットや必要性を感じないため
- ☐ これまで受け入れた経験がないため
- ☐ その他（具体的に）

[　　]

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

新たな認定資格の福祉系大学ルートの「子ども家庭福祉専門科目」において実施される予定の実習について

＊31. 仮に、新たな認定資格に福祉系大学ルートを設けることとした場合、「子ども家庭福祉専門科目」に実習（時間数未定）を位置づけることも考えられます。
この実習を受け入れることへの意向について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 受け入れについて積極的である
- ○ 受け入れについてどちらかというと積極的である
- ○ どちらともいえない
- ○ 受け入れについてどちらかというと消極的である
- ○ 受け入れについて消極的である
- ○ 資格や実習の概要が未確定のため判断できない

＊32. 実習を受け入れる場合の心配なこと（実習を受け入れることが難しい場合はその理由）について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

- □ 実習生を指導する職員（新たな認定資格保有者が想定されています）の確保が困難
- □ 実習生を指導する職員の業務負担の増大
- □ 実習生への指導方法・内容が分からない
- □ 児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援に実習生を同行・同席させられない
- □ 実習生に児童虐待や子ども家庭福祉に関する相談支援の記録を閲覧させることができない
- □ 実習生を児童虐待等に関する場面に同行・同席させることについて他機関や関連団体から理解が得られない
- □ 受け入れる実習生の実習に向けた準備（事前学習や情報管理への理解など）が不十分である
- □ 実習生を受け入れても自治体における人材確保につながらない可能性がある
- □ 特に心配や懸念されることはない
- □ わからない
- □ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援に必要な資質について

＊33. 以下の項目は、貴自治体において児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない	分からない
支援が必要な人々の早期発見・早期介入	○	○	○	○	○
支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	○	○	○	○	○
各世帯員の特性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○	○
経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○	○
地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○	○
緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	○	○	○	○	○

＊34. 【続き】以下の項目は、貴自治体において児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない	分からない
フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	○	○	○	○	○
フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	○	○	○	○	○
多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	○	○	○	○	○
自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	○	○	○	○	○
社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	○	○	○	○	○

＊35. 【続き】以下の項目は、貴自治体において児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない	分からない
人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	○	○	○	○	○
社会的に弱い立場にある者の最善の利益の追求	○	○	○	○	○
スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	○	○	○	○	○
理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	○	○	○	○	○

＊36. 【続き】以下の項目は、貴自治体において児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上でどの程度重要ですか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない	分からない
子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	○	○	○	○	○
子どもの発達過程が個人的要因・社会的要因に影響を受け多様であることへの理解	○	○	○	○	○

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

主たる回答者について

＊37. 年齢について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 20～30歳代
- ○ 40歳代
- ○ 50歳代以上
- ○ 答えたくない

38. 貴自治体における児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援に関する業務の通算経験年数（年・カ月）をご記入ください。

年 [　　]
カ月 [　　]

＊39. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。

- □ 社会福祉士
- □ 精神保健福祉士
- □ 社会福祉主事
- □ 保健師
- □ 看護師
- □ 保育士
- □ 教育職員免許
- □ 臨床心理士
- □ 公認心理師
- □ 介護福祉士
- □ いずれも有していない
- □ その他（具体的に）

＊40. 採用区分についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 福祉職
- ◯ 福祉職以外の専門職
- ◯ 一般行政職
- ◯ 不明
- ◯ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
市区町村　調査

アンケート調査ご協力のお礼

質問は以上です。

このたびはご多忙のところご協力いただき誠にありがとうございました。

3　現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）調査

１－３　　現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）調査

１－３－１　調査の対象及び方法

（１）　調査対象

本調査は、経験年数満２年以上の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者を対象として実施した。

なお、本調査の実施に際し、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社会福祉協議会より、会員向けメールマガジンでの広報の協力を得た。また、全国社会福祉法人経営者協議会会員法人、並びに児童自立支援施設については、郵送でも調査の案内と協力依頼を実施した。

（２）調査方法

Web（ウェブ）調査にて実施した。詳細な手続きは以下である。

- 職能団体、及び事業者団体等の会員へ、調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載したメールまたは文書を送付した。調査対象者が所属していると考えられる団体･法人については、送付先が明らかな場合郵送でも同様の内容を送付した。
- 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力した。

１－３－２　調査内容

調査内容は以下である。

- 社会福祉士・精神保健福祉士としての経験年数
- 社会福祉士・精神保健福祉士としての児童福祉分野における相談援助に関わる実務経験の有無
- 社会福祉士・精神保健福祉士として相談援助業務を行う中で、その対象に子どもや家庭なども含めた支援（主たる支援対象を子どもや家庭に限定しない）を行ってきた実務経験の有無
- 回答者の年齢
- 回答者の年齢・性別
- 社会福祉士・精神保健福祉士としての実務経験年数（通算・合計）
- 有している資格の種別
- 現在回答者が勤務している事業所・施設・機関の種別
- 現在勤務している組織・団体・機関の種別
- これまで勤務した経験のある分野
- 現在の雇用形態とその雇用形態と自身の希望とのマッチング
- 現在職場において管理職に就いているか
- 現在の年収と満足の度合い
- 勤務先の所在する都道府県
- 認定資格の取得の意向
- 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか

・　子ども家庭福祉に関する相談援助（ソーシャルワーク）の業務に携わることに対する関心の程度
・　今後認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別
・　ソーシャルワークの様々な技術について、現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度関連しているか
・　子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解しているか

１－３－３　調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間：2022 年 10 月 11 日～2023 年１月３１日

回収数：2,377 件（回答用 web ページの情報を周知した人数が不明であるため、回答率は記載しない）

１－３－４　調査結果

Q1－Q3. 社会福祉士・精神保健福祉士としての実務経験年数（N=2245）

「満２年以上の実務経験がある」との回答が 798（35.5%）、「主に児童福祉分野において満２年以上の相談援助実務経験がある」との回答が 775（34.5%）、「相談援助業務を行う中で、対象に子どもや家庭なども含めた支援を行ってきた実務経験がある」との回答が 672（29.9%）であった。

	度数	%
社会福祉士・精神保健福祉士として満2 年以上の実務経験のみ（ 問1 ）	798	35.5
主に児童福祉分野において満2 年以上の相談援助実務経験あり（ 問2 ）	775	34.5
対象に子ども や家庭なども含めた満2 年以上の相談援助実務経験あり（ 問3 ）	672	29.9
合計	2245	

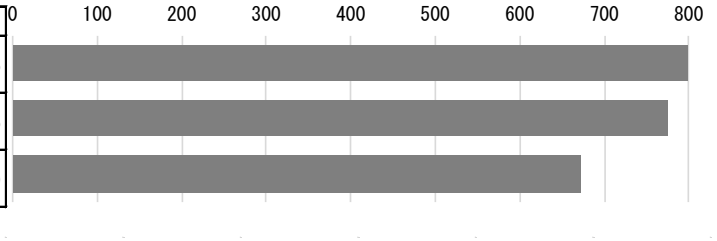

Q4. 回答者の年齢(N=2078)

「40 歳代」が 858(41.3%)と最も多く、次いで「50 歳代」(23.0%)、「30 歳代」(21.3%)の順で多かった。

	度数	%
20歳代	119	5.7%
30歳代	442	21.3%
40歳代	858	41.3%
50歳代	477	23.0%
60歳以上	176	8.5%
答えたく ない	6	0.3%
合計	2078	

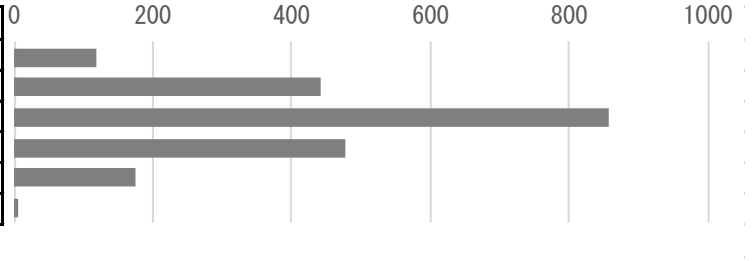

Q5. 回答者の性別(N=2078)

「男」が 978(47.1%)、「女」が 1077(51.8%)と、やや女性が多かった。

	度数	%
男	978	47.1%
女	1077	51.8%
その他	4	0.2%
答えたく ない	19	0.9%
合計	2078	

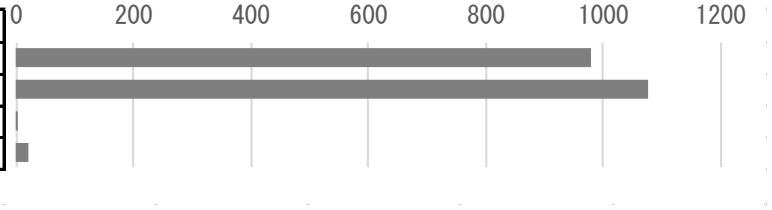

Q6. 社会福祉士・精神保健福祉士としての実務経験年数(通算・合計)(N=2078)

	度数	%
2 年以上5 年未満	354	17.0%
5 年以上10年未満	462	22.2%
10年以上15年未満	440	21.2%
15年以上20年未満	434	20.9%
20年以上	379	18.2%
答えたく ない	9	0.4%
合計	2078	

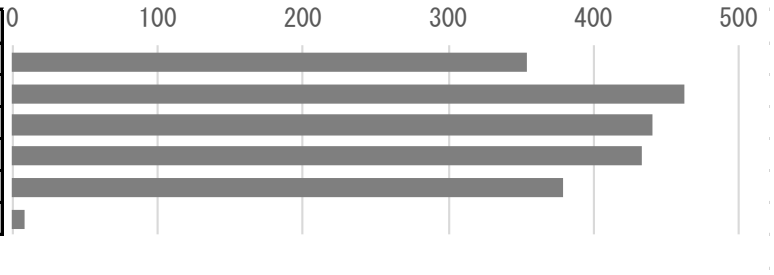

Q7. 回答者の保有する資格(N=2078, MA)

	度数	%
社会福祉士	1562	75.2
精神保健福祉士	1528	73.5
スクールソーシャルワーカー課程修了	33	1.6
保育士	158	7.6

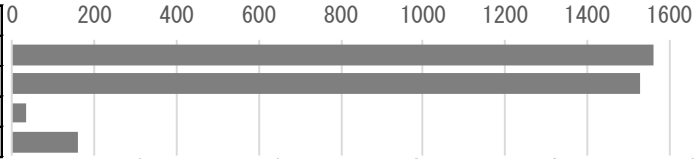

Q9. 現在勤務している組織・団体・機関の種別(N=2009)

「社会福祉法人」が 927(46.1%)と最も多く、次いで「医療法人」(19.7%)であった。

	度数	%
社会福祉法人	927	46.1
医療法人	395	19.7
地方公共団体（市区町村）	126	6.3
地方公共団体（都道府県）	128	6.4
一般企業（株式会社ほか）	104	5.2
一般社団法人・財団法人・NPO法人（それぞれ公益法人含む）	198	9.9
独立開業	36	1.8
複数の法人や事業所を掛け持ちで勤務	36	1.8
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	15	0.7
答えたくない	44	2.2
合計	2009	

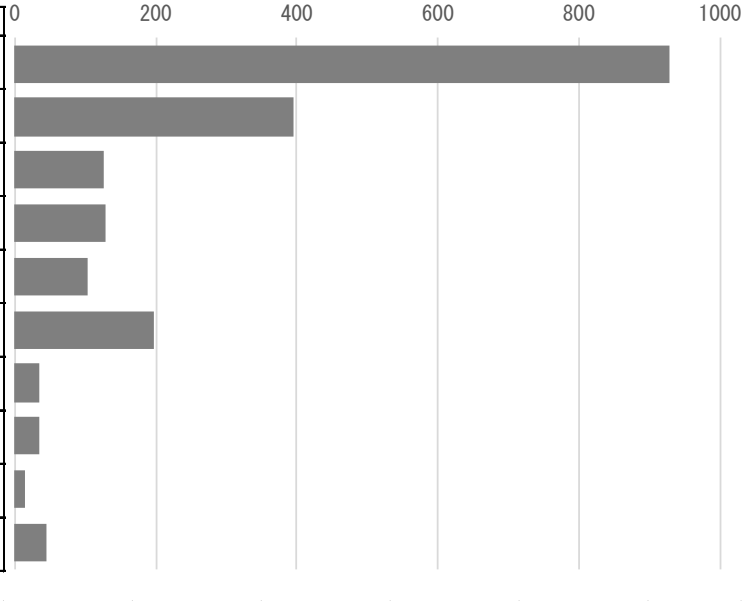

Q10. これまで勤務した経験のある分野(N=2078, MA)

「障害者福祉関係」が 1191(57.3%)と最も多く、次いで「精神科医療関係」(40.7%)、「高齢者福祉関係」(33.8%)の順で多かった。その他の自由記述には、「EAP(従業員援助プログラム)」「ひきこもり支援をおこなう組織」「一般企業、事務」などの回答があった。

	度数	%
高齢者福祉関係	702	33.8
障害者福祉関係	1191	57.3
障害児福祉関係	374	18.0
子ども家庭福祉関係（都道府県）	42	2.0
子ども家庭福祉関係（児童相談所）	76	3.7
子ども家庭福祉関係（一時保護施設）	22	1.1
子ども家庭福祉関係（市区町村関係）	99	4.8
子ども家庭福祉関係（その他：児童福祉施設、NPOなど）	153	7.4
学校教育関係	223	10.7
地域福祉関係	232	11.2
医療関係（精神科以外）	253	12.2
精神科医療関係	846	40.7
生活保護関係	152	7.3
生活困窮者自立支援関係	91	4.4
就業支援関係	224	10.8
行政機関関係	196	9.4
司法・更生保護関係	66	3.2
その他	67	3.2
	2078	

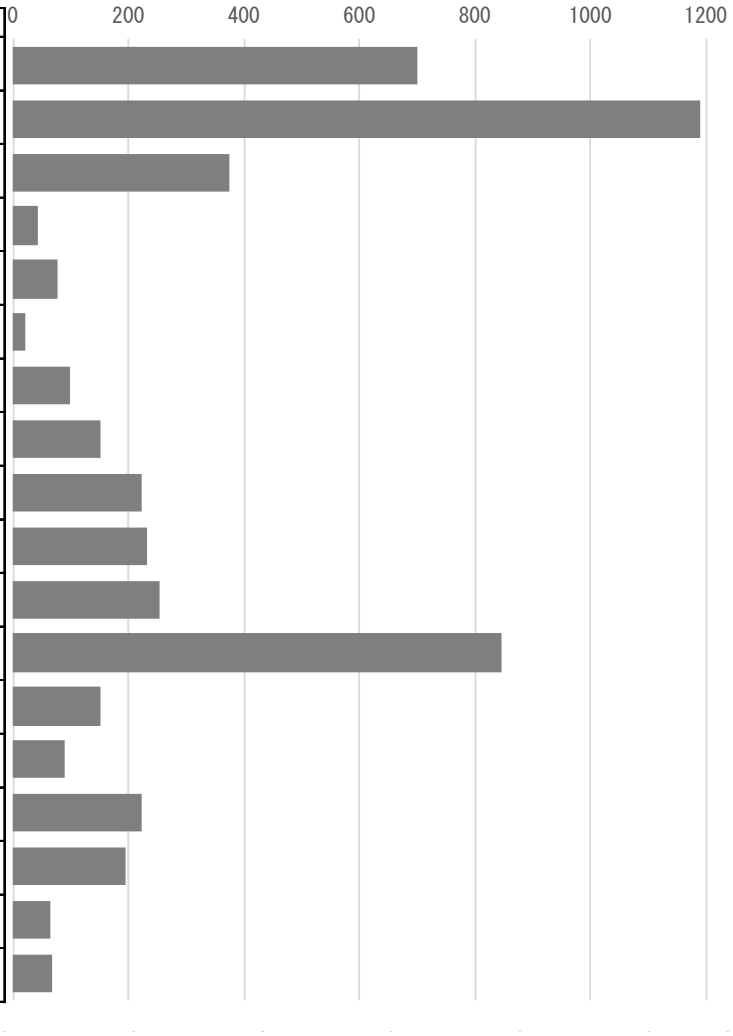

Q11. 現在の雇用形態(N=2078)

「正規雇用」が 1787(86.0%)で最も多く、「非正規雇用(任期付き・アルバイト・パートタイム・複数掛け持ち含)」が 255(12.3%)であった。

	度数	%
正規雇用	1787	86.0%
非正規雇用(任期付き・ アルバイト・ パート タイム・ 複数掛け持ち 含)	255	12.3%
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	36	1.7%
合計	2078	

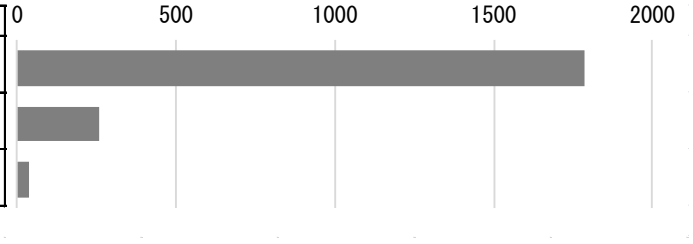

Q12. 現在の雇用形態は希望にかなったものか(N=2078)

「はい」が 1829(88.0%)、「いいえ」が 73(3.5%)、「どちらともいえない」が 129(6.2%)であった。

	度数	%
はい	1829	88.0%
いいえ	73	3.5%
どちらともいえない	129	6.2%
答えたくない	10	0.5%
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	37	1.8%
合計	2078	

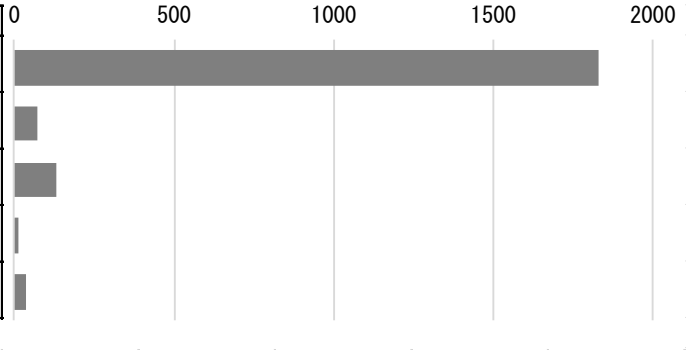

Q13. 現在の職場において管理職に就いているか(N=2078)

「はい」が 779(37.5%)、「いいえ」が 1234(59.4%)であった。

	度数	%
はい	779	37.5%
いいえ	1234	59.4%
分からない	10	0.5%
組織に属していない	27	1.3%
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	28	1.3%
合計	2078	

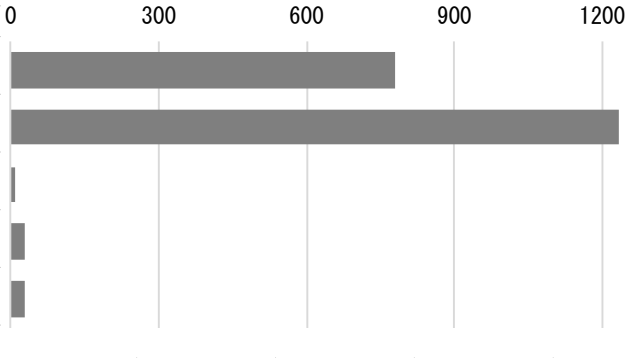

Q14. 年収(N=2078)

「300 万以上 400 万未満」が 503(24.2%)で最も多く、次いで「400 万以上 500 万未満」が 446(21.5%)、「600 万以上」が 315(15.2%)の順で多かった。

	度数	%
130万円未満 (社会保険の被扶養者収入要件以内)	41	2.0%
130万円以上200万円未満	58	2.8%
200万円以上300万円未満	269	12.9%
300万円以上400万円未満	503	24.2%
400万円以上500万円未満	446	21.5%
500万円以上600万円未満	306	14.7%
600万円以上	315	15.2%
答えたくない	110	5.3%
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	30	1.4%
合計	2078	

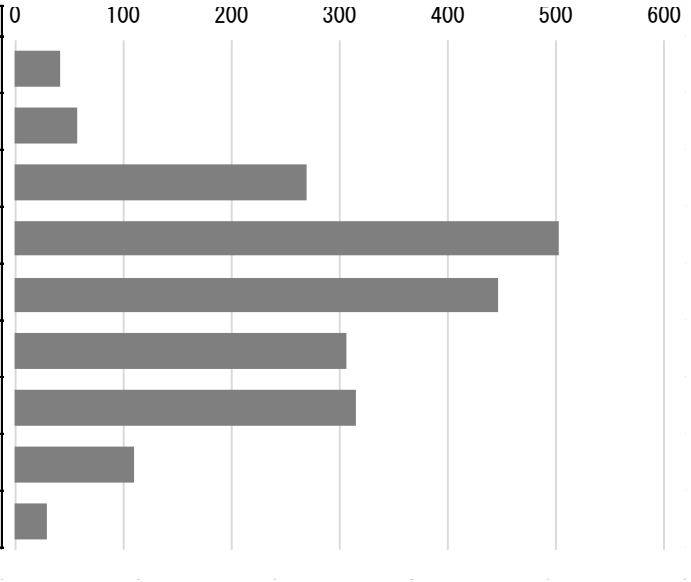

Q15. 現在の収入への満足度(N=2078)

「まあまあ満足している」が 648(31.2%)で最も多く、「あまり満足していない」が 521(25.1%)、「どちらともいえない」が 454(21.8%)の順で多かった。

	度数	%
とても満足している	111	5.3%
まあまあ満足している	648	31.2%
どちらともいえない	454	21.8%
あまり満足していない	521	25.1%
全く満足していない	288	13.9%
答えたくない	30	1.4%
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	26	1.3%
合計	2078	

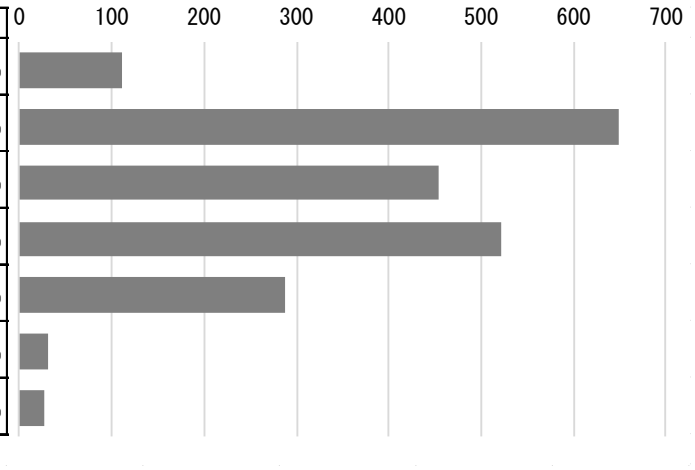

Q16. 勤務先が所在する都道府県(N=2078)

最も多いのが「東京都」で 196(9.4%)、次に「大阪府」が 135(6.5%)、「神奈川県」が 122(5.9%)の順で多かった。

	度数	%
北海道	109	5.2
青森県	23	1.1
岩手県	28	1.3
宮城県	40	1.9
秋田県	27	1.3
山形県	25	1.2
福島県	33	1.6
茨城県	30	1.4
栃木県	34	1.6
群馬県	25	1.2
埼玉県	71	3.4
千葉県	68	3.3
東京都	196	9.4
神奈川県	122	5.9
新潟県	26	1.3
富山県	18	0.9
石川県	32	1.5
福井県	10	0.5
山梨県	16	0.8
長野県	43	2.1
岐阜県	32	1.5
静岡県	78	3.8
愛知県	98	4.7
三重県	47	2.3
滋賀県	19	0.9
京都府	62	3.0
大阪府	135	6.5
兵庫県	57	2.7
奈良県	24	1.2
和歌山県	24	1.2
鳥取県	16	0.8
島根県	8	0.4
岡山県	56	2.7
広島県	36	1.7
山口県	22	1.1
徳島県	19	0.9
香川県	27	1.3
愛媛県	29	1.4
高知県	13	0.6
福岡県	90	4.3
佐賀県	12	0.6
長崎県	30	1.4
熊本県	45	2.2
大分県	27	1.3
宮崎県	17	0.8
鹿児島県	33	1.6
現在勤務していない	7	0.3
合計	2078	

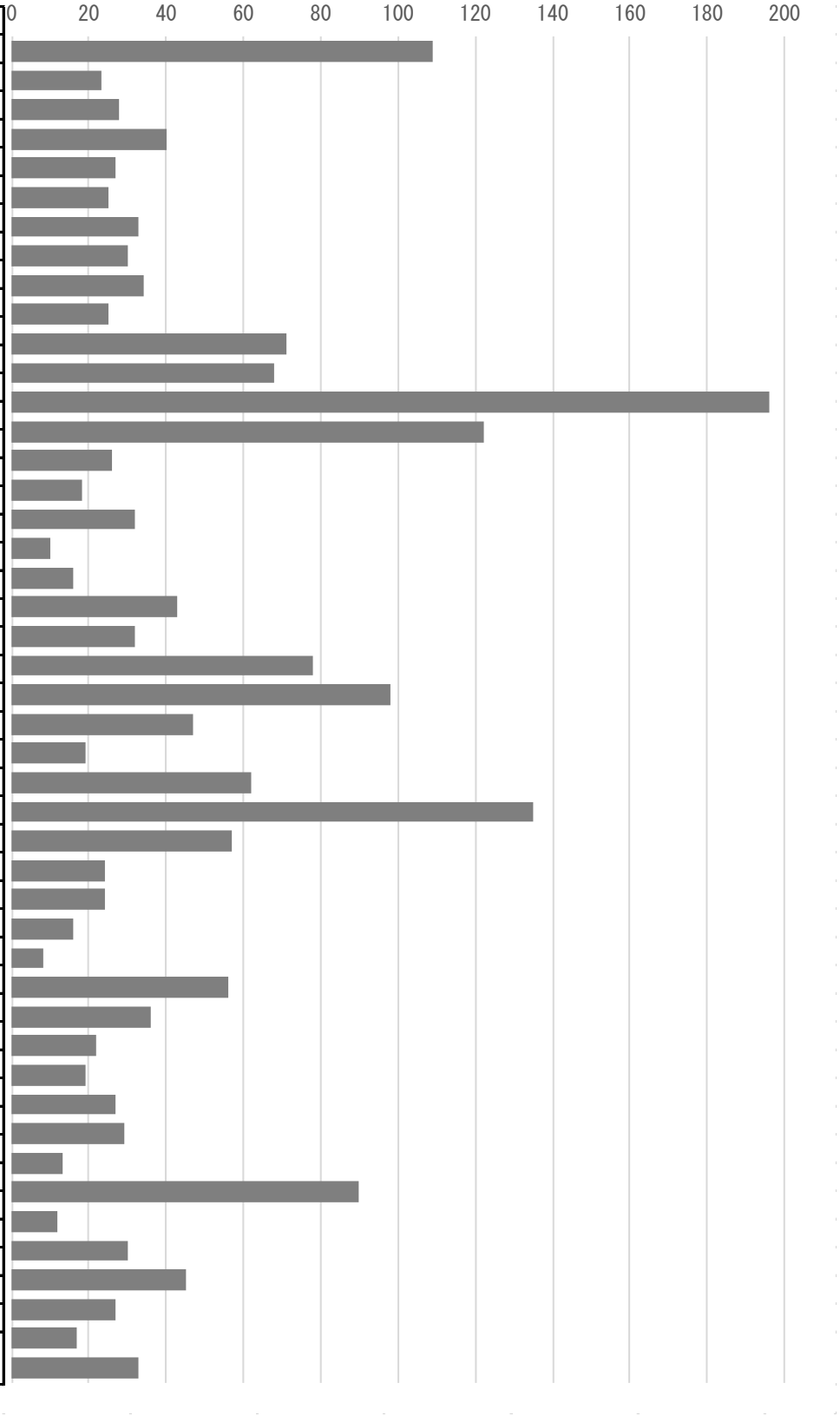

Q17. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）への認知

（N=2078）

「知っていた」が 790（38.0%）、「聞いたことはあった」が 679（32.7%）、「まったく知らなかった」が 546（26.3%）であった。

	度数	%
知っていた	790	38.0%
聞いたことはあった	679	32.7%
まったく知らなかった	546	26.3%
合計	2078	

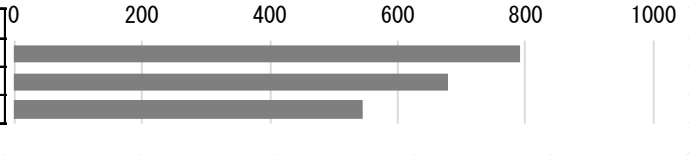

Q18. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格の取得意向（N=2015）

「少しは取得したいと思う」が 801（39.8%）で最も多く、「とても取得したいと思う」（22.9%）とあわせると全体の 60%以上が回答した。

	度数	%
とても取得したいと思う	462	22.9%
少しは取得したいと思う	801	39.8%
あまり取得したいと思わない	306	15.2%
取得したいと思わない	217	10.8%
雇用条件や取得条件が分かってから取得について検討したい	229	11.4%
合計	2015	

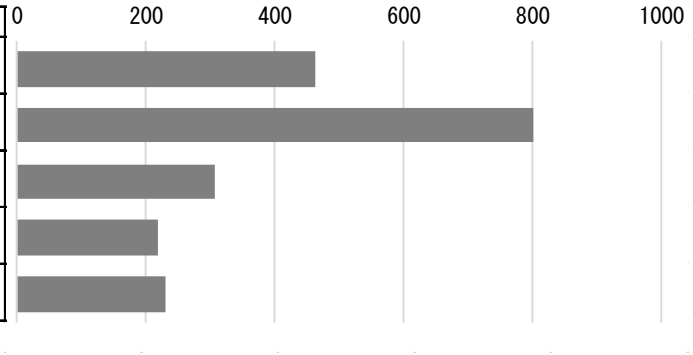

Q19. 新たな認定資格を取得する動機となる条件

いずれの項目も「とても重要」が最も多く、「すこしは重要」とあわせると、すべての項目で 85%以上が「重要である」との回答であった。

	重要ではない	すこしは重要	とても重要	合計
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	273	555	1179	2007
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	235	683	1082	2000
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	215	583	1208	2006
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	238	738	1030	2006
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	124	556	1327	2007
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる	78	409	1520	2007

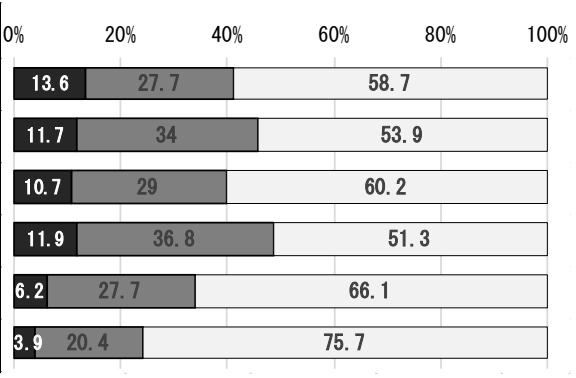

Q20. 今後の仕事において子ども家庭福祉関係の業務に携わることへの関心(N=2015)

「どちらかというと関心がある」が 833(41.3%)で最も多く、「関心がある」(35.8%)とあわせると 77.1%の回答であった。

	度数	%
関心がある	721	35.8%
どちらかというと関心がある	833	41.3%
どちらかというと関心はない	292	14.5%
関心はない	87	4.3%
すでに現在その業務に携わる職に就いている	82	4.1%
合計	2015	

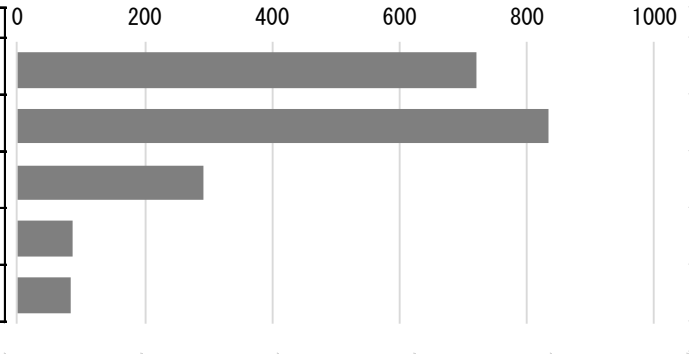

Q21. 今後新たな認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別(N=2015, MA)

「資格取得を希望しない」が 668(33.2%)で最も多かった。認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別としては、「子ども家庭総合支援拠点」(25.8%)、「児童相談所(一時保護所除く)」(23.3%)、「家庭児童相談室」(21.6%)の順で多かった。その他の自由記述には、「スクールソーシャルワーカー」「フリースクール」「医療機関」などの回答があった。

	度数	%
資格取得を希望しない（あてはまらない）	668	33.2
乳児院	108	5.4
母子生活支援施設	214	10.6
児童養護施設	303	15.0
児童自立支援施設	266	13.2
児童心理治療施設	210	10.4
障害児入所施設（福祉型・医療施設）	196	9.7
自立援助ホーム	191	9.5
児童相談所（一時保護所除く）	470	23.3
一時保護所（児童相談所）	223	11.1
児童家庭支援センター	420	20.8
地区町村（児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課）	385	19.1
子ども家庭総合支援拠点	519	25.8
家庭児童相談室	436	21.6
その他	230	11.4
合計	2015	

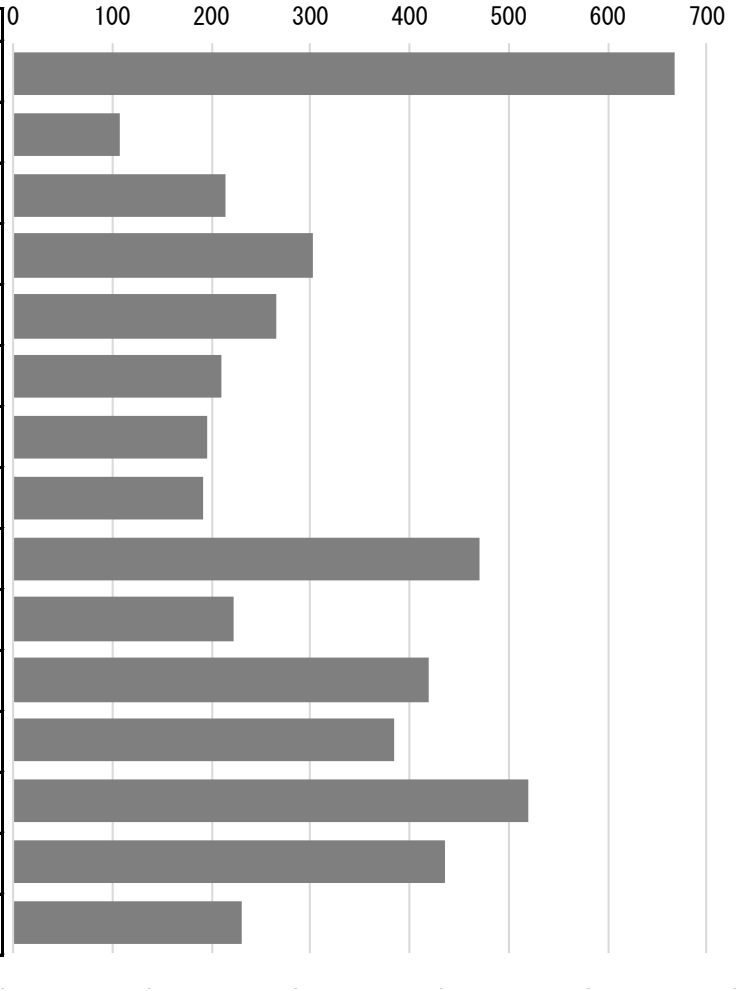

Q22・23. 現在およびこれまで経験した業務との関連性(N=1937)

いずれの項目においても「とても関連している」が最も多く、「まあまあ関連している」「どちらかというと関連している」とあわせると、すべての項目で 80%以上が「関連している」との回答であった。

	まったく関連していない	ほとんど関連していない	どちらかというと関連していない	どちらかというと関連している	まあまあ関連している	とても関連している
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	21	62	132	308	519	895
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	19	59	95	260	508	996
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	35	64	131	286	508	913
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	42	82	141	304	497	871
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	53	95	189	407	538	655
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	41	76	134	294	546	846
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	11	35	69	286	566	970
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	18	42	108	308	544	917
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	12	24	61	256	459	1125
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	20	53	124	376	638	726
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	14	49	84	364	570	856

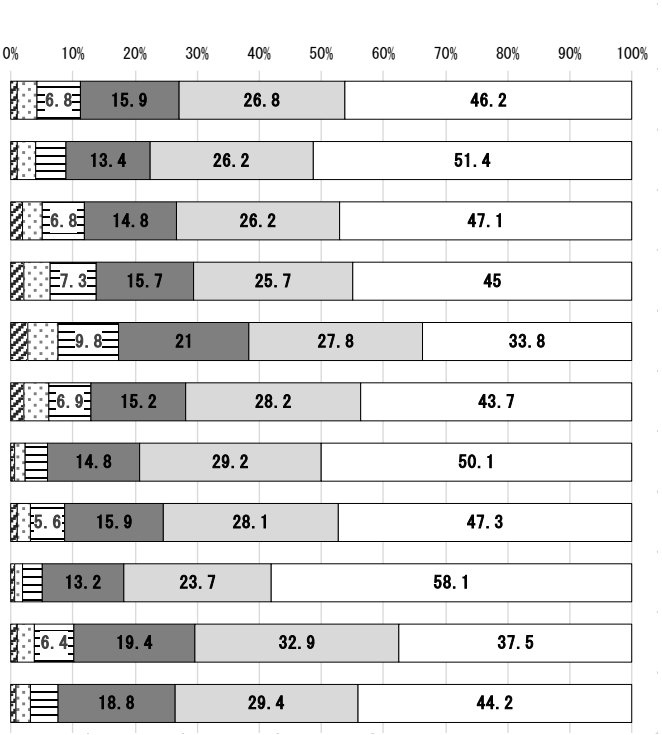

Q24. 専門職としての価値や姿勢への理解度

いずれの項目においても「まあまあ理解している」が最も多く、「十分に理解している」「どちらかというと理解している」とあわせると、すべての項目で 90%以上が「理解している」との回答であった。

	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解している	まあまあ理解している	十分に理解している	合計
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	3	7	32	375	870	646	1933
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	2	7	35	351	850	680	1925
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	1	20	96	529	792	496	1934
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	1	8	53	432	777	656	1927

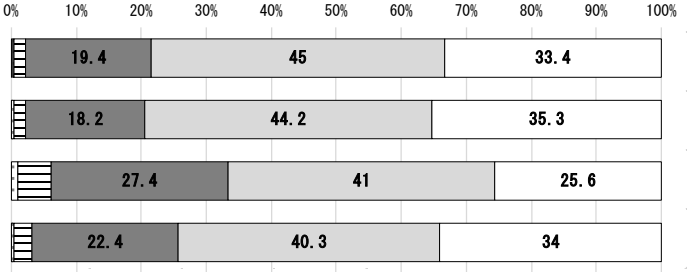

Q25. 子どもの支援に必要な発達段階等に関する知識への理解度

子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識では「どちらかというと理解している」(32.5%)、「まあまあ理解している」(30.8%)、「どちらかというと理解していない」(18.9%)の順で多かった。子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であることでは「まあまあ理解している」(35.6%)、「どちらかというと理解している」(27.7%)、「十分に理解している」(23.8%)の順で多かった。

	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解している	まあまあ理解している	十分に理解している	合計
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	18	100	365	629	595	226	1933
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	16	57	175	533	685	459	1925

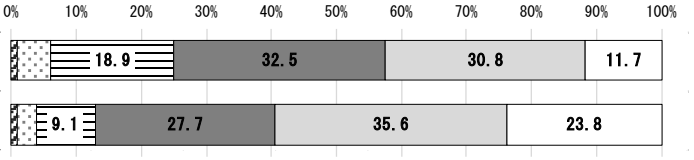

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

調査の目的と確認

＜調査の位置づけと目的＞

本調査は「厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」による「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究（実施団体：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟）」として実施されるものです。

令和４年６月に児童福祉法が改正され（施行期日：令和６年４月１日）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの新たな認定資格を導入すること、認定資格の取得状況等を勘案しつつ、施行後２年を目途として、子ども家庭福祉に関する専門的な知識および技術を必要とする支援を行うものについて検討を加えることとされました。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する１つの案として、福祉系大学ルート（※）が想定されています。

本調査では、この新たな認定資格を取得した者の採用意向の調査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書（仮）にて公表される予定です。

（※）例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目（500 時間程度）を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

＜調査協力への確認＞

本調査への協力は任意によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査研究の目的のみに用いられます（個人が特定されるデータや結果が公表されることはありません）。

これらをお読みいただき、協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答にお進みください。

（調査への回答をもって協力に同意したものとさせていただきます）

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

＜回答期日＞

令和４年１０月２５日（火）までにご回答ください。

＜本調査に関するお問い合わせ＞

専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。
お手数ですが、下記URLからお問い合わせフォームを開いてください。
https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

調査対象者としての確認

本調査では、社会福祉士・精神保健福祉士として満２年以上（通算・合計）の実務経験を有する方を対象としています。

＊1. あなたはこれまで社会福祉士・精神保健福祉士として満２年以上の実務経験（通算・合計）を有していますか。

◯ はい
◯ いいえ

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

児童福祉分野における就労経験について

＊2. あなたは社会福祉士・精神保健福祉士として、主に児童福祉分野において満２年以上の相談援助に関わる実務経験（通算・合計）を有していますか。

◯ はい
◯ いいえ

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

子どもや家庭も含めた相談援助の業務経験について

＊3. あなたは社会福祉士・精神保健福祉士として相談援助業務を行う中で、その対象に子どもや家庭なども含めた支援（主たる支援対象を子どもや家庭に限定しない）を行ってきた実務経験を満２年以上有していますか。

※質問文中の「子ども」は続柄ではなく年齢区分（18歳未満）を意味します

◯ はい
◯ いいえ

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

基本属性・就労属性および実務経験等について

＊4. あなたの年齢についてあてはまるもの１つを選択してください。

＊5. あなたの性別についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 男
- ◯ 女
- ◯ その他
- ◯ 答えたくない

＊6. これまでの社会福祉士・精神保健福祉士としての実務経験年数（通算・合計）についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ ２年以上５年未満
- ◯ ５年以上１０年未満
- ◯ １０年以上１５年未満
- ◯ １５年以上２０年未満
- ◯ ２０年以上
- ◯ 答えたくない

＊7. 以下の資格のうち有しているものすべてにチェックをしてください。

- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士
- ☐ スクールソーシャルワーカー課程修了
- ☐ 保育士

＊8. 現在あなたが勤務している事業所・施設・機関の種別について記入してください。
例：特別養護老人ホーム、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事務所など

＊9. 現在勤務されている組織・団体・機関の種別について以下のうちあてはまるもの１つを選んでください。

- ◯ 社会福祉法人
- ◯ 医療法人
- ◯ 地方公共団体（市区町村）
- ◯ 地方公共団体（都道府県）
- ◯ 一般企業（株式会社ほか）
- ◯ 一般社団法人・財団法人・NPO法人（それぞれ公益法人含む）
- ◯ 独立開業
- ◯ 複数の法人や事業所を掛け持ちで勤務
- ◯ 答えたくない

その他（具体的に）

＊10. 以下のうち、これまで勤務した経験のある分野についてあてはまるものすべて選択してください。
※単一の事業所であっても複数の項目に該当する場合はあてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 高齢者福祉関係
- ☐ 障害者福祉関係
- ☐ 障害児福祉関係
- ☐ 子ども家庭福祉関係（都道府県）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（児童相談所）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（一時保護施設）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（市区町村関係）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（その他：児童福祉施設、NPOなど）
- ☐ 学校教育関係
- ☐ 地域福祉関係
- ☐ 医療関係（精神科以外）
- ☐ 精神科医療関係
- ☐ 生活保護関係
- ☐ 生活困窮者自立支援関係
- ☐ 就業支援関係
- ☐ 行政機関関係
- ☐ 司法・更生保護関係
- ☐ その他（具体的に）

＊11. 現在の雇用形態についてあてはまるもの１つを選んでください。

- ◯ 正規雇用
- ◯ 非正規雇用（任期付き・アルバイト・パートタイム・複数掛け持ち含）

＊12. 上記問９で回答いただいた雇用形態はあなたの希望にかなったものですか。

- ◯ はい
- ◯ いいえ
- ◯ どちらともいえない
- ◯ 答えたくない

＊13. あなたは現在職場において管理職に就いていますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ はい
- ◯ いいえ
- ◯ 分からない
- ◯ 組織に属していない

＊14. あなたの年収（複数の収入源がある場合は全て合算：課税・控除前）について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ １３０万円未満（社会保険の被扶養者収入要件以内）
- ◯ １３０万円以上２００万円未満
- ◯ ２００万円以上３００万円未満
- ◯ ３００万円以上４００万円未満
- ◯ ４００万円以上５００万円未満
- ◯ ５００万円以上６００万円未満
- ◯ ６００万円以上
- ◯ 答えたくない

＊15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ とても満足している
- ◯ まあまあ満足している
- ◯ どちらともいえない
- ◯ あまり満足していない
- ◯ 全く満足していない
- ◯ 答えたくない

＊16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

子ども家庭福祉および新たな認定資格への関心などについて

図：新たな認定資格を有する者の３つの養成ルート

※厚生労働省においては、令和6年4月より、図の①の既存の有資格者ルートおよび②現任者ルートを創設することとしています。また③の福祉系大学ルートについては、当該ルートを創設するかも含め、法施行後に検討することとしています。

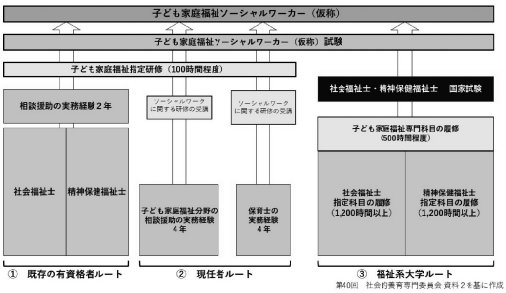

第40回　社会行養育専門委員会 資料２を基に作成

＊17. 今回の児童福祉法改正によって示された子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）のことを知っていましたか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 知っていた
- ◯ 聞いたことはあった
- ◯ まったく知らなかった

＊18. 今後子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得したいと思いますか。あてはまるもの１つを選択してください。

※認定資格の取得ルートの１つに、社会福祉士・精神保健福祉士として満２年以上の相談援助業務経験（業務に関して対象者などに制限はありません）を有する方が、100時間程度の子ども家庭福祉に関する研修を受講したうえで試験に合格することが想定されています。

- ◯ とても取得したいと思う
- ◯ 少しは取得したいと思う
- ◯ あまり取得したいと思わない
- ◯ 取得したいと思わない
- ◯ 雇用条件や取得条件が分かってから取得について検討したい

＊19. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思いますか。以下に示す各項目の重要度を選択してください。

	とても重要	すこしは重要	重要ではない
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	◯	◯	◯
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	◯	◯	◯
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	◯	◯	◯
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	◯	◯	◯
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	◯	◯	◯
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる	◯	◯	◯

＊20. 今後仕事をしていくなかで、子ども家庭福祉関係の業務に携わることに関心がありますか。

- ◯ 関心がある
- ◯ どちらかというと関心がある
- ◯ どちらかというと関心はない
- ◯ 関心はない
- ◯ すでに現在その業務に携わる職に就いている

＊21. 以下のうち、今後新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別についてあてはまるものすべて選択してください。

- ☐ 資格取得を希望しない（または分からない）ためあてはまらない
- ☐ 乳児院
- ☐ 母子生活支援施設
- ☐ 児童養護施設
- ☐ 児童自立支援施設
- ☐ 児童心理治療施設
- ☐ 障害児入所施設（福祉型・医療施設）
- ☐ 自立援助ホーム
- ☐ 児童相談所（一時保護所除く）
- ☐ 一時保護所（児童相談所）
- ☐ 児童家庭支援センター
- ☐ 市区町村（児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課）
- ☐ 市区町村（子ども家庭総合支援拠点）
- ☐ 福祉事務所（家庭児童相談室）
- ☐ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

社会福祉士・精神保健福祉士の業務と専門性について

＊22. 以下の項目は、あなたの現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度関連していますか。あてはまるもの１つを選択してください。

	とても関連している	まあまあ関連している	どちらかというと関連している	どちらかというと関連していない	ほとんど関連していない	まったく関連していない
１．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	◯	◯	◯	◯	◯	◯
２．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	◯	◯	◯	◯	◯	◯
３．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
４．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
５．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
６．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	◯	◯	◯	◯	◯	◯

＊23.【続き】以下の項目は、あなたの現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度関連していますか。

	とても関連している	まあまあ関連している	どちらかというと関連している	どちらかというと関連していない	ほとんど関連していない	まったく関連していない
７．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	◯	◯	◯	◯	◯	◯
８．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および開発（コーディネート）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
９．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
10．自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	◯	◯	◯	◯	◯	◯
11．社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	◯	◯	◯	◯	◯	◯

24. 以下の項目に示す専門職としての価値や姿勢についてどの程度理解していますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	十分に理解している	まあまあ理解している	どちらかというと理解している	どちらかというと理解していない	ほとんど理解していない	まったく理解していない
人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	◯	◯	◯	◯	◯	◯
社会的に弱い立場にある者の最善の利益	◯	◯	◯	◯	◯	◯
スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	◯	◯	◯	◯	◯	◯
理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	◯	◯	◯	◯	◯	◯

25. 子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解していますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	十分に理解している	まあまあ理解している	どちらかというと理解している	どちらかというと理解していない	ほとんど理解していない	まったく理解していない
子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	◯	◯	◯	◯	◯	◯
子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	◯	◯	◯	◯	◯	◯

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）　調査

アンケート調査ご協力のお礼

質問は以上です。

このたびはご多忙のところご協力いただき誠にありがとうございました。

4　現任者（保育士）調査

１－４　現任者（保育士）調査

１－４－１　調査の対象及び方法

（１）調査対象

実務経験年数満４年以上の保育士の有資格者を対象とし実施した。

なお、本調査の実施に際し、全国社会福祉法人経営者協議会、全国保育協議会、全国保育士会より、会員向けメールマガジンでの広報の協力を得た。また、全国社会福祉法人経営者協議会会員法人、並びに児童自立支援施設については、郵送でも調査の案内と協力依頼を実施した。

（２）調査方法

Web（ウェブ）調査にて実施した。詳細な手続きは以下である。

- 職能団体、及び事業者団体等の会員様に調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載したメールまたは文書を送付した。調査対象者が所属していると考えられる団体・法人については、送付先が明らかな場合郵送でも同様の内容を送付した。
- 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力した。

１－４－２　調査内容

調査内容は以下である。

- 保育士としての実務経験年数
- 回答者の年齢・性別
- 保育所（幼保連携型認定こども園含む）における保育士としての実務経験において、保護者への相談・助言・指導やその援助のための関係者との連絡・調整等の業務に従事していた程度
- 保育所（幼保連携型認定こども園含む）において役職に従事した経験の有無と経験した役職
- 現在勤務している事業所・施設の種別
- 現在勤務されている事業所・施設等の運営主体
- これまで勤務した経験のある事業所や施設種別
- 現在の雇用形態とその雇用形態と自身の希望とのマッチング
- 現在職場において管理職に就いているか
- 現在の年収と満足の度合い
- 勤務先の所在する都道府県
- 認定資格の取得の意向
- 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか
- 子ども家庭福祉に関する相談援助（ソーシャルワーク）の業務に携わることに対する関心の程度
- 認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別
- ソーシャルワークの様々な技術について、現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度関連しているか
- 子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解しているか

１－４－３　調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間：2022 年 10 月 12 日～11 月 30 日

回収数：814 件（回答用 web ページの情報を周知した人数が不明であるため、回答率は記載しない）

１－４－４　調査結果

Q1. 保育士として満 4 年以上の実務経験（通算・合計）の有無（N=677）

「実務経験あり」が 609（90.0%）、「実務経験なし」が 68（10.0%）であった。

	度数	%
保育士として満4 年以上の実務経験あり	609	90.0
保育士として満4 年以上の実務経験なし	68	10.0
合計	677	

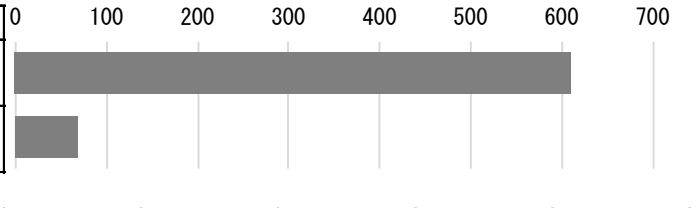

Q2. 回答者の年齢(N=608)

「30 歳代」が 184(30.3%)と最も多く、次いで「40 歳代」(26.2%)、「50 歳代」(18.9%)の順で多かった。

	度数	%
20歳代	110	18.1%
30歳代	184	30.3%
40歳代	159	26.2%
50歳代	115	18.9%
60歳以上	35	5.8%
答えたくない	5	0.8%
合計	608	

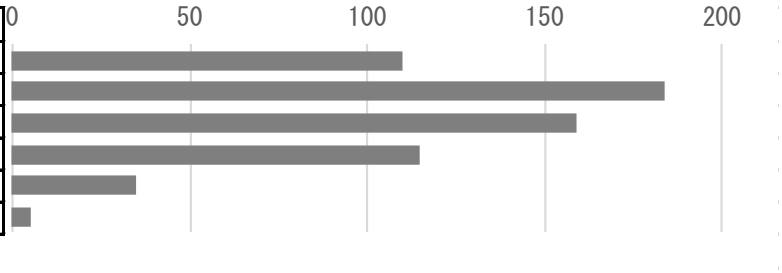

Q3. 回答者の性別(N=608)

「男」が 69(11.3%)、「女」が 533(87.7%)と女性が多かった。

	度数	%
男	69	11.3%
女	533	87.7%
その他	0	0.0%
答えたくない	6	1.0%
合計	608	

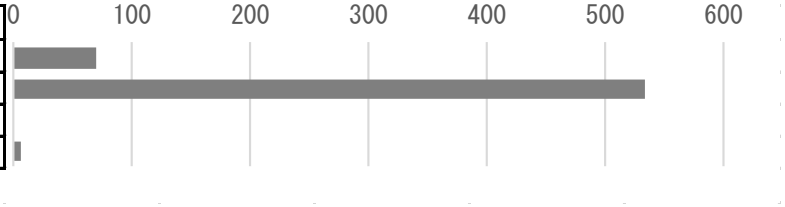

Q4. 保育士としての実務経験年数

保育士としての実務経験年数(通算・合計)では「7 年～10 年」(23.1%)が最も多く、次いで「21 年～30 年」(17.8%)、「11 年～15 年」(17.5%)の順で多かった。

保育所(幼保連携型認定こども園含む)保育士としての実務経験年数(通算・合計)では「6 年～10 年」(22.4%)が最も多く、次いで「0 年」「11 年～20 年」(19.9%)、「1 年～5 年」(19.5%)の順で多かった。

Q4-1. 保育士としての実務経験年数(通算・合計)(N=607)

	度数	%
4 年未満	14	2. 3%
4 年～6 年	105	17. 3%
7 年～10年	140	23. 1%
11年～15年	106	17. 5%
16年～20年	93	15. 3%
21年～30年	108	17. 8%
31年～	41	6. 8%
合計	607	

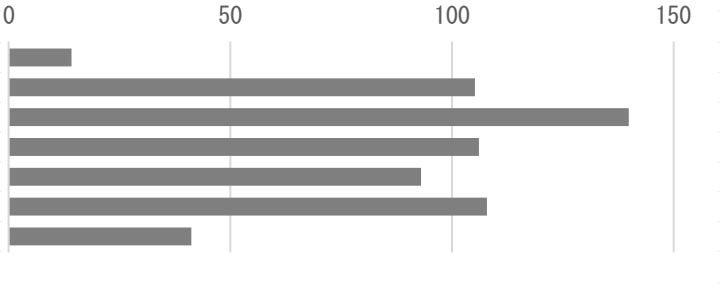

Q4-2. 保育所（幼保連携型認定こども園含む）保育士としての実務経験年数（通算・合計）（N=532）

	度数	%
0 年	106	19. 9%
1 年～5 年	104	19. 5%
6 年～10年	119	22. 4%
11年～20年	106	19. 9%
21年～	97	18. 2%
合計	532	

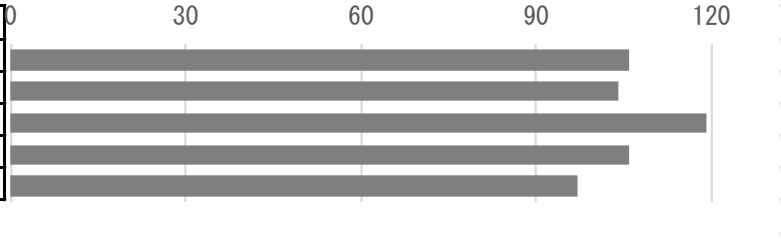

Q5. 保育所（幼保連携型認定こども園含む）における保育士としての実務経験における保護者への相談・助言・指導やその援助のための関係者との連絡・調整等の業務に従事していた割合

Q4 の回答結果との整合性が取られない回答が多く、回答の信頼性に大きな疑義が生じたため集計しないこととした。

Q6. 保育所（幼保連携型認定こども園含む）で就いたことのある役職（N=608, MA）

「どれも就いたことがない」が 211（34.7%）で最も多く、次いで「主任」（18.6%）、「専門リーダー」（17.3%）の順で多かった。

	度数	%
園長	57	9. 4
副園長	20	3. 3
主任	113	18. 6
副主任	83	13. 7
専門リーダー	105	17. 3
職務分野型リーダー	100	16. 4
教頭	4	0. 7
主管保育教諭・主幹養護教諭	23	3. 8
指導保育教諭	33	5. 4
どれも就いたことがない	211	34. 7
保育所での実務経験がない	70	11. 5
	608	

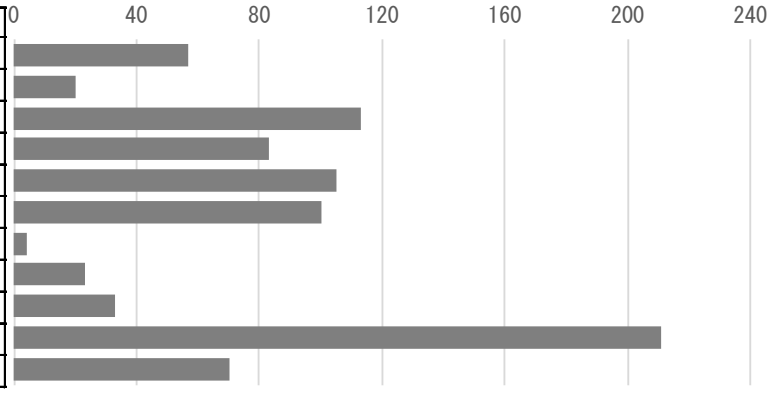

Q7. 現在勤務している事業所・施設の種別（N=608）

「保育所（幼保連携型認定こども園含む）」が 407（66.9%）で最も多く、次いで「児童養護施設」が 75（12.3%）で多かった。その他の自由記述には、「子ども発達支援センター」「介護施設」「施設内保育所（託児所）」などの回答があった。

	度数	%
保育所（幼保連携型認定こども園含む）	407	66.9
乳児院	15	2.5
母子生活支援施設	12	2.0
児童養護施設	75	12.3
児童自立支援施設	16	2.6
障害児入所施設（福祉型・医療施設）	16	2.6
児童家庭支援センター	1	0.2
市区町村（児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課）	1	0.2
市区町村（子ども家庭総合支援拠点）	1	0.2
その他	64	10.5
合計	608	

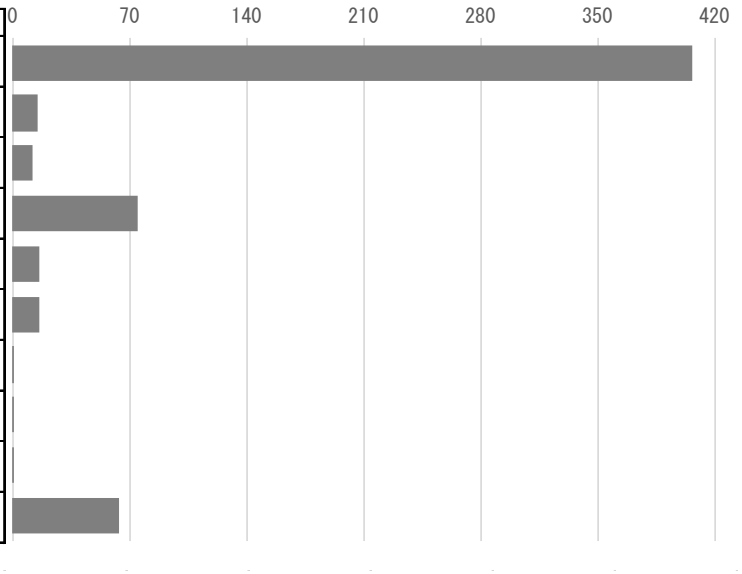

Q8. 現在勤務している事業所・施設の運営主体(N=608)

「社会福祉法人」が 586(96.4%)で最も多かった。

	度数	%
社会福祉法人	586	96.4
医療法人	2	0.3
地方公共団体（市区町村）	4	0.7
地方公共団体（都道府県）	7	1.2
一般企業（株式会社ほか）	4	0.7
一般社団法人・財団法人・NPO法人（それぞれ公益法人含む）	3	0.5
答えたくない	2	0.3
合計	608	

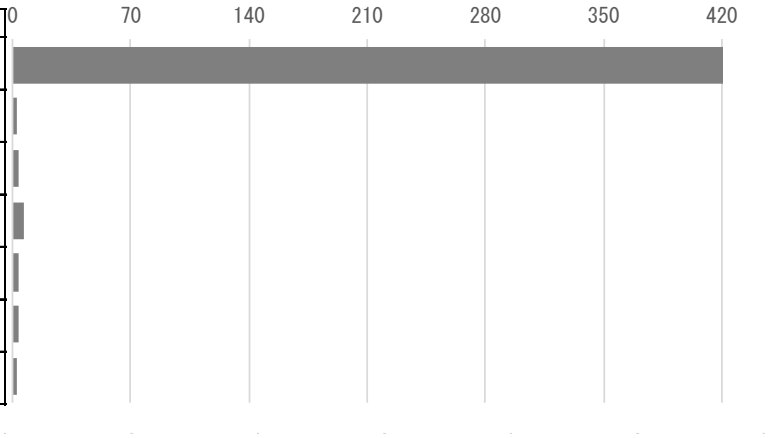

Q9. これまで勤務した経験のある事業所や施設種別(N=608, MA)

「保育所」が 485(79.8%)で最も多く、次いで「児童養護施設」が 87(14.3%)で多かった。その他の自由記述には「子ども発達支援センター」「託児所」「医療機関」などの回答があった。

	度数	%
保育所（幼保連携型認定こども園含む）	485	79.8
乳児院	23	3.8
母子生活支援施設	14	2.3
児童養護施設	87	14.3
児童自立支援施設	14	2.3
児童心理治療施設	0	0.0
障害児入所施設（福祉型・医療施設）	37	6.1
児童相談所（一時保護所除く）	2	0.3
一時保護所（児童相談所）	11	1.8
児童家庭支援センター	3	0.5
市区町村（児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課）	3	0.5
市区町村（子ども家庭総合支援拠点）	0	0.0
子育て世代包括支援センター	5	0.8
福祉事務所（家庭児童相談室）	2	0.3
その他	74	12.2
	608	

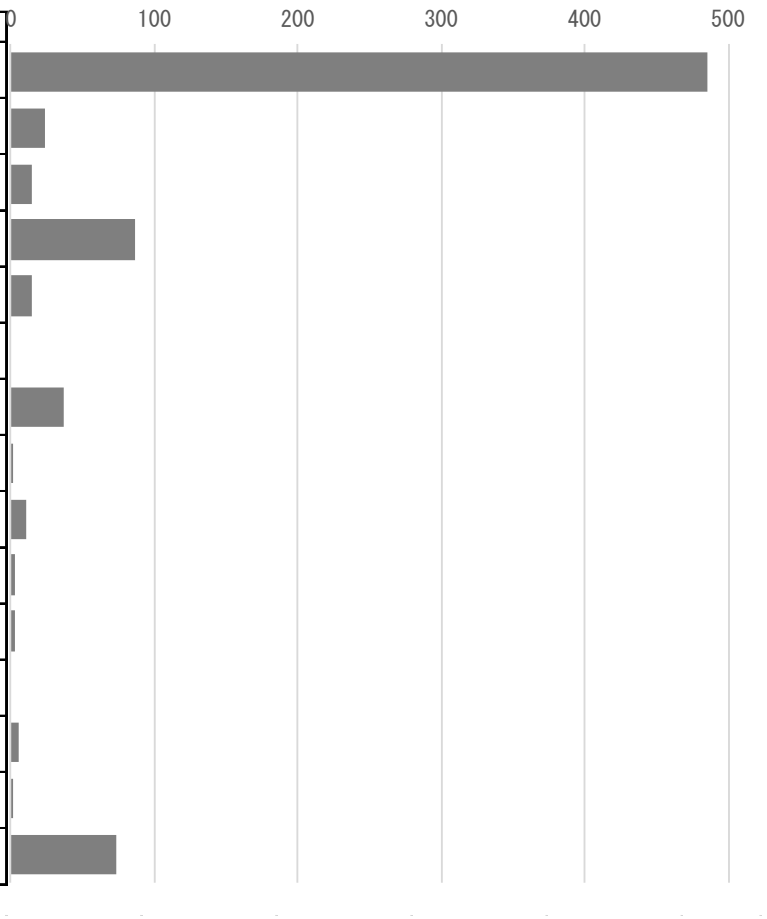

Q10. 保有する資格(N=608, MA)

「保育士」が 608(100.0%)で最も多く、次いで「社会福祉士」が 26(4.3%)で多かった。

	度数	%
保育士	608	100.0
社会福祉士	26	4.3
精神保健福祉士	3	0.5
スクールソーシャルワーカー課程修了	2	0.3

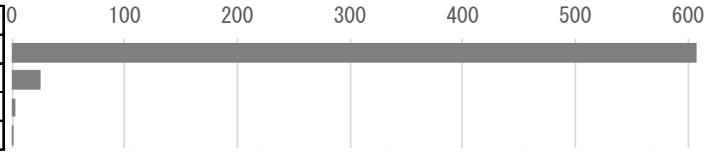

Q11. 現在の雇用形態(N=608)

「正規雇用」が 550(90.5%)で最も多く、次いで「非正規雇用」が 58(9.5%)で多かった。

	度数	%
正規雇用	550	90.5%
非正規雇用(任期付き・ アルバイト・ パート タイム・ 複数掛け持ち 含)	58	9.5%
合計	608	

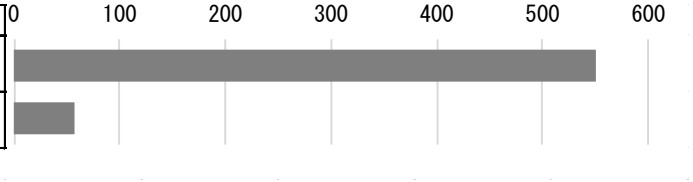

Q12. 現在の雇用形態は希望にかなったものか(N=608)

「はい」が 544(89.5%)、「いいえ」が 18(3.0%)、「どちらともいえない」が 41(6.7%)であった。

	度数	%
はい	544	89.5%
いいえ	18	3.0%
どちらともいえない	41	6.7%
答えたく ない	5	0.8%
合計	608	

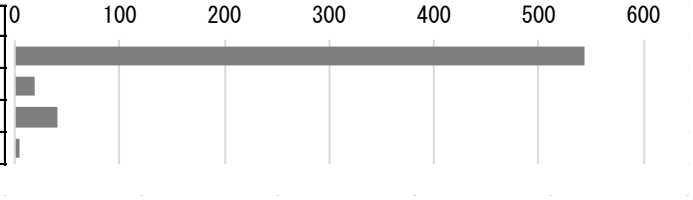

Q13. 現在の職場において管理職に就いているか(N=608)

「はい」が 180(29.6%)、「いいえ」が 428(70.4%)であった。

	度数	%
はい	180	29.6%
いいえ	428	70.4%
合計	608	

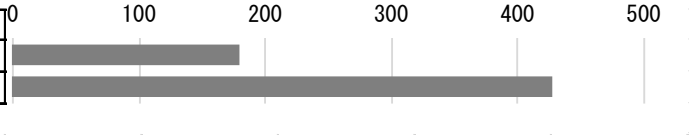

Q14. 年収(N=608)

「300 万円以上 400 万円未満」が 157(25.8%)で最も多く、次いで「200 万円以上 300 万円未満」が 153(25.2%)で多かった。

	度数	%
130万円未満 (社会保険の被扶養者収入要件以内)	14	2.3%
130万円以上200万円未満	54	8.9%
200万円以上300万円未満	153	25.2%
300万円以上400万円未満	157	25.8%
400万円以上500万円未満	98	16.1%
500万円以上600万円未満	56	9.2%
600万円以上	34	5.6%
答えたくない	42	6.9%
合計	608	

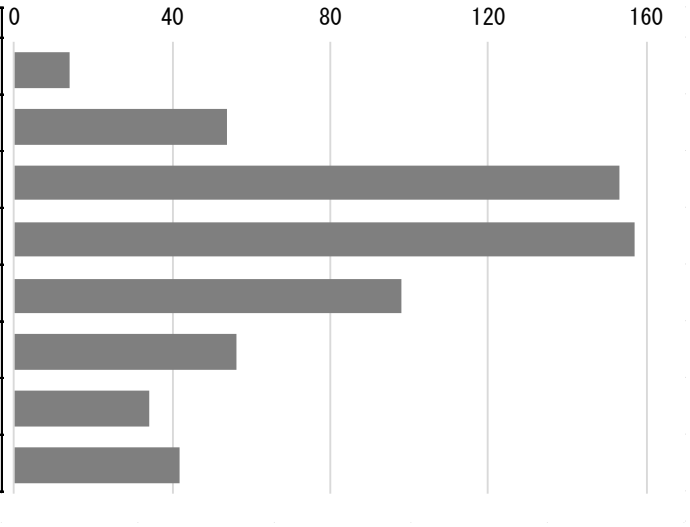

Q15. 現在の収入への満足度(N=608)

「あまり満足していない」が 165(27.1%)で最も多く、「全く満足していない」とあわせると 46.3%が「満足していない」と回答した。

	度数	%
とても満足している	34	5.6%
まあまあ満足している	146	24.0%
どちらともいえない	136	22.4%
あまり満足していない	165	27.1%
全く満足していない	117	19.2%
答えたくない	10	1.6%
合計	608	

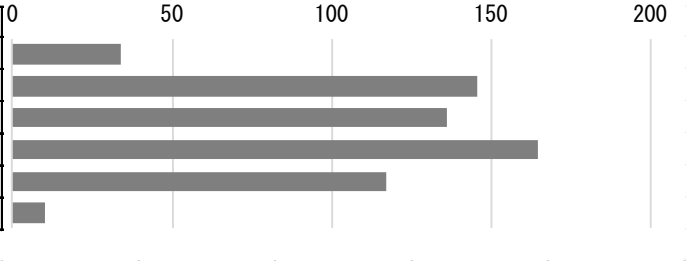

Q16. 勤務先が所在する都道府県(N=608)

最も多いのが「大阪府」の 59(9.7%)、次いで「京都府」が 34(5.6%)、「長野県」が 33(5.4%)の順で多かった。

	度数	%
北海道	5	0.8
青森県	16	2.6
岩手県	20	3.3
宮城県	2	0.3
秋田県	16	2.6
山形県	3	0.5
福島県	3	0.5
茨城県	14	2.3
栃木県	15	2.5
群馬県	1	0.2
埼玉県	12	2.0
千葉県	19	3.1
東京都	8	1.3
神奈川県	21	3.5
新潟県	1	0.2
富山県	19	3.1
石川県	2	0.3
福井県	16	2.6
山梨県	6	1.0
長野県	33	5.4
岐阜県	21	3.5
静岡県	26	4.3
愛知県	27	4.4
三重県	6	1.0
滋賀県	1	0.2
京都府	34	5.6
大阪府	59	9.7
兵庫県	20	3.3
奈良県	7	1.2
和歌山県	5	0.8
鳥取県	15	2.5
島根県	15	2.5
岡山県	22	3.6
広島県	21	3.5
山口県	2	0.3
徳島県	2	0.3
香川県	3	0.5
愛媛県	5	0.8
高知県	0	0.0
福岡県	13	2.1
佐賀県	8	1.3
長崎県	5	0.8
熊本県	12	2.0
大分県	17	2.8
宮崎県	6	1.0
鹿児島県	9	1.5
沖縄県	15	2.5
合計	608	

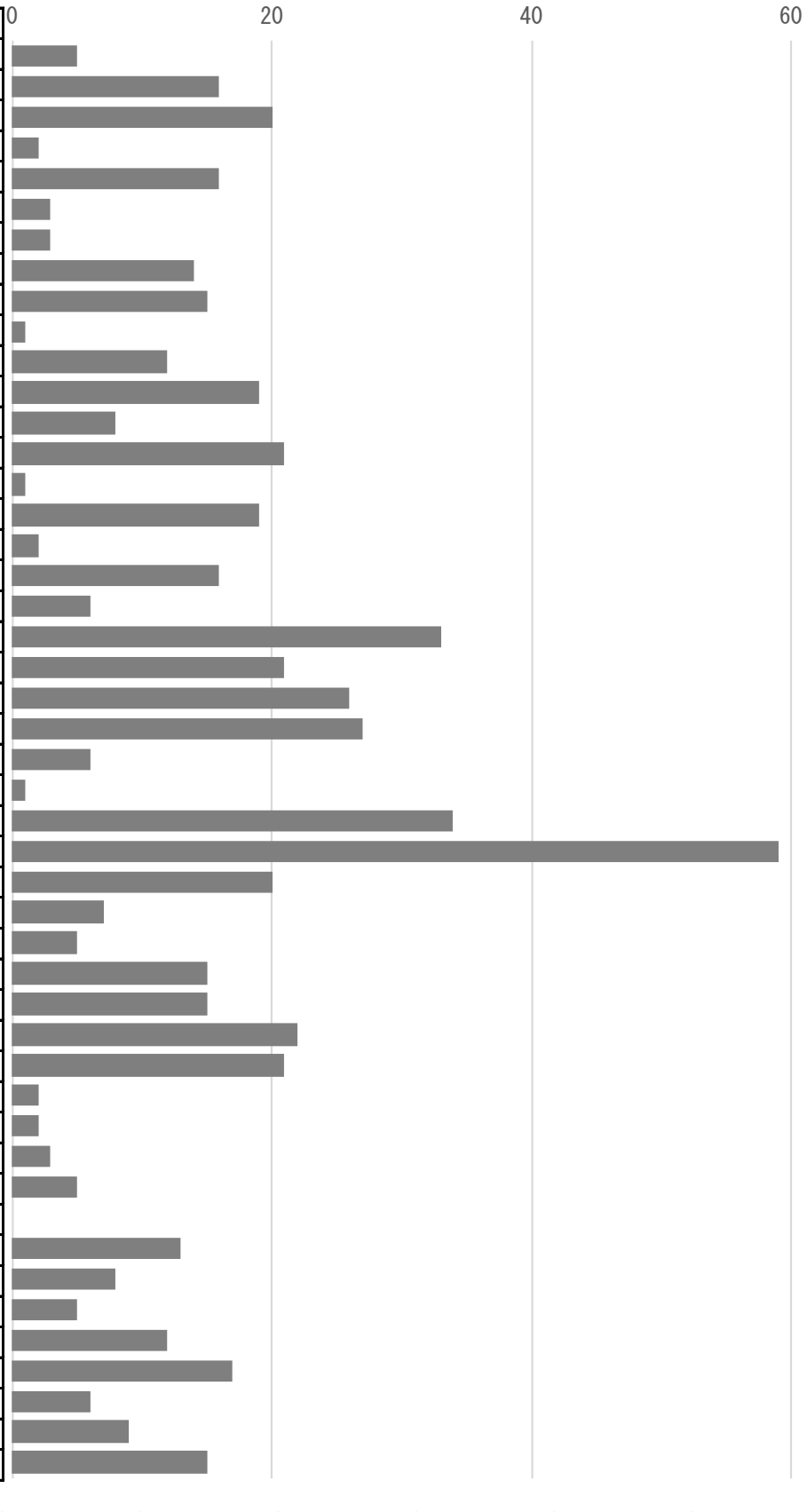

Q17. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）への認知（N=588）

「まったく知らなかった」が 275（46.8%）で最も多く、次いで「聞いたことはあった」が 236（40.1%）、「知っていた」が 77（13.1%）であった。

	度数	%
知っていた	77	13.1%
聞いたことはあった	236	40.1%
まったく知らなかった	275	46.8%
合計	588	

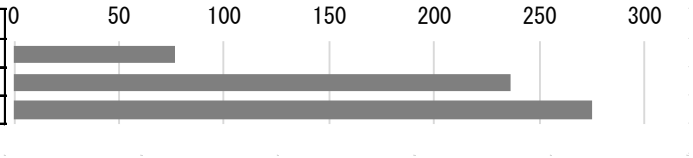

Q18. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格の取得意向（N=588）

「少しは取得したいと思う」が 251（42.7%）で最も多く、「とても取得したいと思う」とあわせると全体の 56%が「取得したい」と回答した。

	度数	%
とても取得したいと思う	78	13.3%
少しは取得したいと思う	251	42.7%
あまり取得したいと思わない	83	14.1%
取得したいと思わない	34	5.8%
雇用条件や取得条件が分かってから取得について検討したい	126	21.4%
答えたくない	16	2.7%
合計	588	

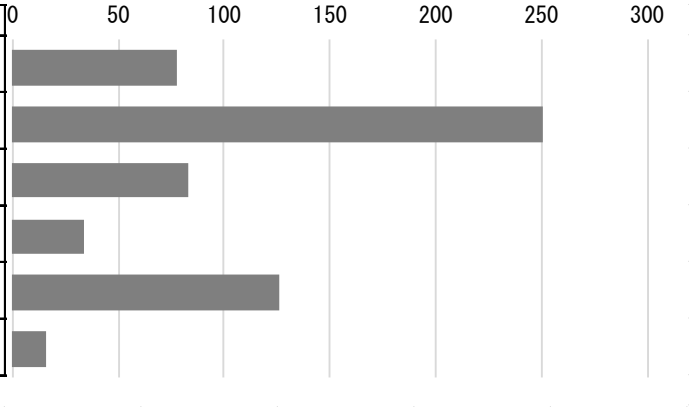

Q19. 新たな認定資格を取得する動機となる条件

「子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる」（50.8%）と「資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる」（75.6%）、「組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる」（56.1%）、「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる」（71.3%）の項目で「とても重要」の回答が最も多かった。またすべての項目において 80%以上が「重要である」と回答した。

	重要ではない	すこしは重要	とても重要	合計
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	48	241	298	587
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	59	287	242	588
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	14	129	444	587
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	72	295	219	586
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	21	236	328	585
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる	16	152	417	585

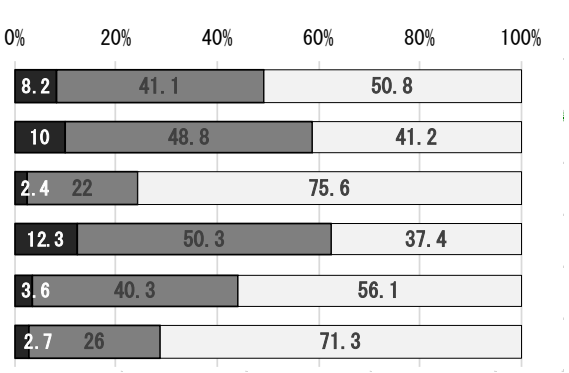

Q20. 今後の仕事において子ども家庭福祉関係の業務に携わることへの関心(N=588)

「どちらかというと関心がある」が302(51.4%)で最も多く、「関心がある」(25.2%)とあわせると76.6%が「関心がある」と回答した。

	度数	%
関心がある	148	25.2%
どちらかというと関心がある	302	51.4%
どちらかというと関心はない	97	16.5%
関心はない	34	5.8%
すでに現在その業務に携わる職に就いている	7	1.2%
合計	588	

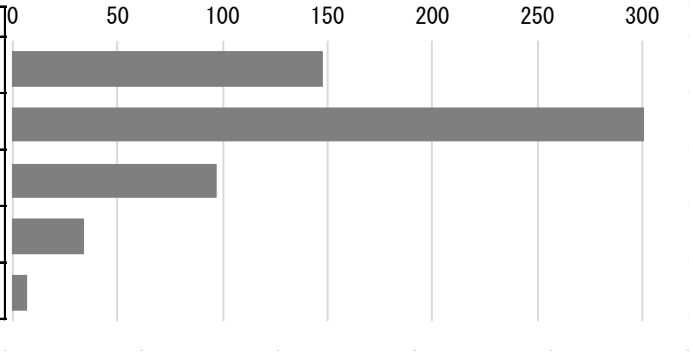

Q21. 今後新たな認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別(N=588, MA)

「資格取得を希望しない」が 250(42.5%)で最も多く、認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別としては、「家庭児童相談室」(16.0%)、「児童養護施設」(15.0%)、「乳児院」(13.8%)の順で多かった。

	度数	%
資格取得を希望しない（あてはまらない）	250	42.5
乳児院	81	13.8
母子生活支援施設	56	9.5
児童養護施設	88	15.0
児童自立支援施設	39	6.6
児童心理治療施設	22	3.7
障害児入所施設（福祉型・医療施設）	39	6.6
自立援助ホーム	17	2.9
児童相談所（一時保護所除く）	47	8.0
一時保護所（児童相談所）	33	5.6
児童家庭支援センター	74	12.6
地区町村（児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課）	43	7.3
子ども家庭総合支援拠点	56	9.5
家庭児童相談室	94	16.0
子育て世帯包括支援センター	55	9.4
その他	30	5.1
合計	588	

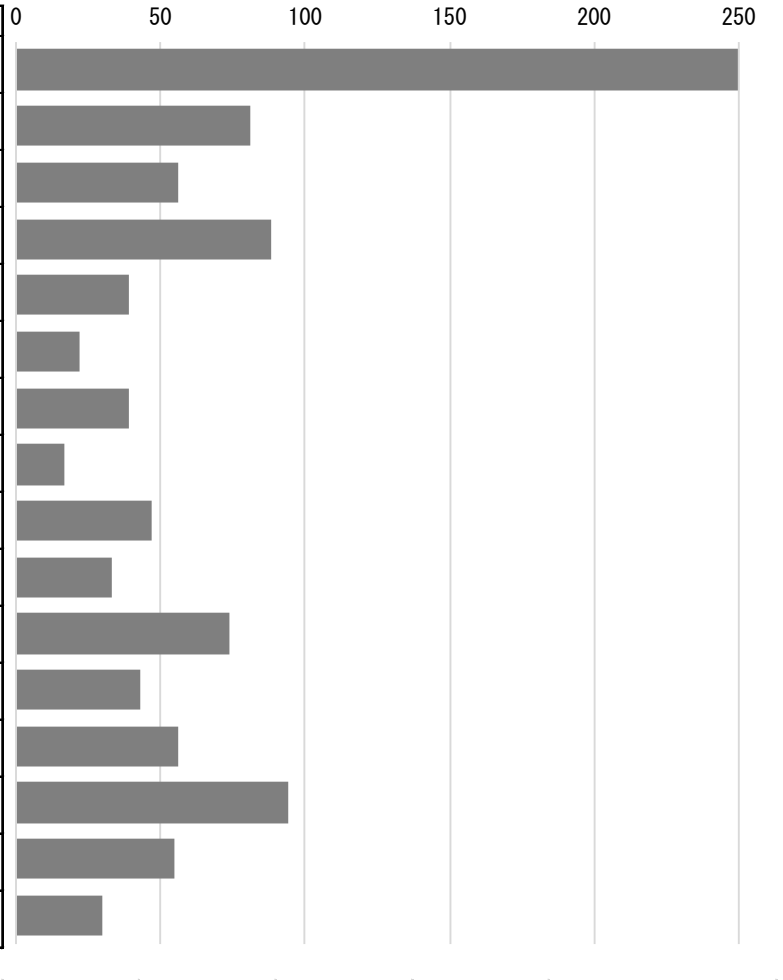

Q22・23. 現在およびこれまで経験した業務との関連性(N=550)

いずれの項目においても 50%以上が「関連している」と回答した。なかでも「支援が必要な人々の早期発見・早期介入」と「支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント」の項目において 30%以上が「とても関連している」と回答した。

	まったく関連していない	ほとんど関連していない	どちらかというと関連していない	どちらかというと関連している	まあまあ関連している	とても関連している
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	9	22	32	109	142	236
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	11	26	57	119	169	168
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	25	44	71	131	147	132
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	47	62	103	111	108	119
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	42	63	90	112	142	101
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	44	61	74	113	116	142
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	42	71	81	136	132	88
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	47	72	109	122	121	79
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	41	55	73	123	125	133
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	30	52	65	146	146	111
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	44	61	42	124	128	121

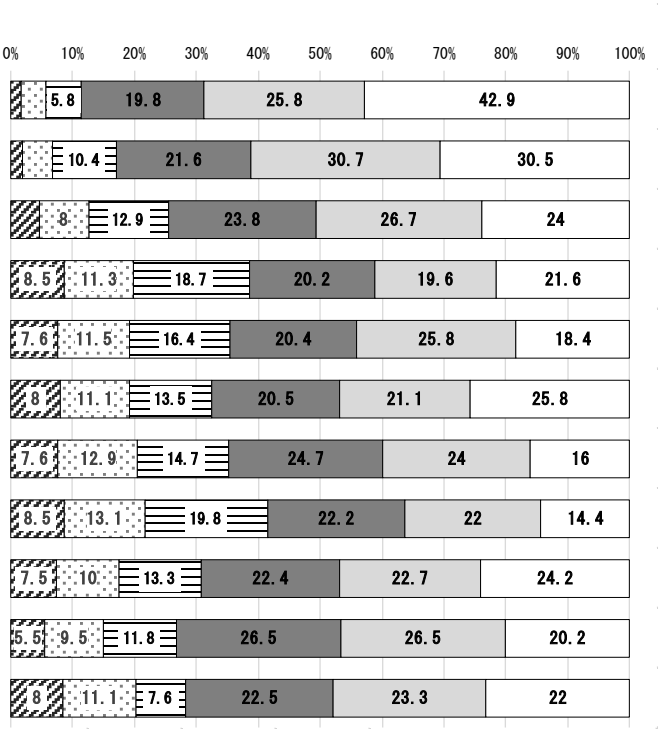

Q24. 専門職としての価値や姿勢への理解度

いずれの項目においても「どちらかというと理解している」が最も多く、「十分に理解している」「まあまあ理解している」とあわせると、すべての項目で 60%以上が「理解している」と回答した。

	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解している	まあまあ理解している	十分に理解している	合計
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	9	37	81	203	149	70	549
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	6	24	68	184	177	86	545
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	16	42	113	181	142	53	547
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	8	32	82	180	171	74	547

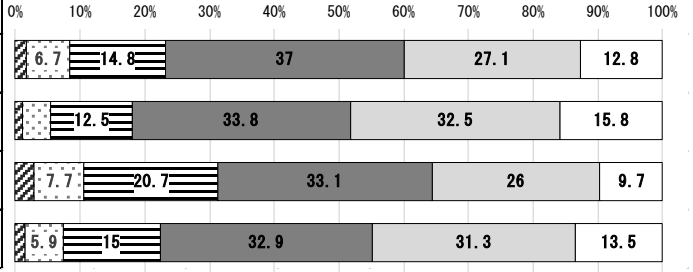

Q25. 子どもの支援に必要な発達段階等に関する知識への理解度

いずれの項目においても「まあまあ理解している」が最も多く、「十分に理解している」「どちらかというと理解している」とあわせると、すべての項目で 90%以上が「理解している」と回答した。

	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解している	まあまあ理解している	十分に理解している	合計
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	1	6	28	143	260	112	550
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	0	5	18	124	233	163	543

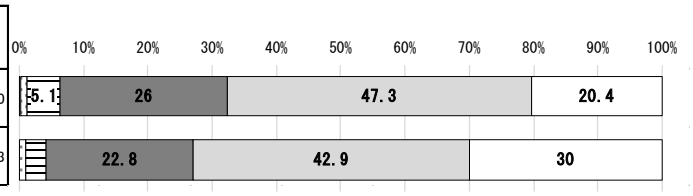

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（保育士）　調査

調査の目的と確認

＜調査の位置づけと目的＞

本調査は「厚生労働省 令和４年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」による「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究（実施団体：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟）」として実施されるものです。

令和４年６月に児童福祉法が改正され（施行期日：令和６年４月１日）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの新たな認定資格を導入すること、認定資格の取得状況等を勘案しつつ、施行後２年を目途として、子ども家庭福祉に関する専門的な知識および技術を必要とする支援を行う者について検討を加えることとされました。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する１つの案として、福祉系大学ルート（※）が想定されています。

本調査では、この新たな認定資格を取得した者の採用意向の調査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書（仮）にて公表される予定です。

（※）例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目（500 時間程度）を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

＜調査協力への確認＞

本調査への協力は任意によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査研究の目的のみに用いられます（個人が特定されるデータや結果が公表されることはありません）。

これらをお読みいただき、協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答にお進みください。
（調査への回答をもって協力に同意したものとさせていただきます）

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

＜回答期日＞

令和４年１０月２５日（火）までにご回答ください。

＜本調査に関するお問い合わせ＞

専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。
お手数ですが、下記URLからお問い合わせフォームを開いてください。
https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（保育士）　調査

調査対象者としての確認

本調査では、保育士として満４年以上（通算・合計）の実務経験を有する方を対象としています。

＊1. あなたはこれまで保育士として満４年以上の実務経験（通算・合計）を有していますか。

◯ はい
◯ いいえ

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（保育士）　調査

基本属性・就労属性および実務経験等について

＊2. あなたの年齢についてあてはまるもの１つを選択してください。

＊3. あなたの性別についてあてはまるもの１つを選択してください。

◯ 男
◯ 女
◯ その他
◯ 答えたくない

＊4. これまでの保育士としての実務経験年数（通算、保育所（幼保連携型認定こども園含む））をご記入ください。

※満年数を入力してください（カ月は切り捨て）。
※実務経験が保育所のみの場合、２つ目の枠には１つ目と同じ数値を入力してください。
※保育所における実務経験がない場合は、２つ目の枠には０を入力してください。

保育士としての実務経験年数
保育所（幼保連携型認定こども園含む）における実務経験年数

＊5. これまでの保育所（幼保連携型認定こども園含む）における保育士としての実務経験において、どの程度保護者への相談・助言・指導やその援助のための関係者との連絡・調整等の業務に従事していましたか。
当該業務が占める割合ごとの実務経験年数をそれぞれご記入ください。

※合計が保育所（幼保連携型認定こども園含む）における実務経験と一致するように入力してください。
※保育所（幼保連携型認定こども園含む）における実務経験がない場合は、すべてに「０」をご入力ください。

【回答例】保育所における実務経験が合計９年の場合
０割（行っていない）　４（年）
概ね１～２割程度　２（年）
概ね３～４割程度　２（年）
概ね５割以上　１（年）

０割（行っていない）
概ね１～２割程度
概ね３～４割程度
概ね５割以上

＊6. あなたはこれまで保育所（幼保連携型認定こども園含む）において以下の役職に就いたことがありますか。あてはまるものすべてを選択してください。

☐ 園長
☐ 副園長
☐ 主任
☐ 副主任
☐ 専門リーダー
☐ 職務分野別リーダー
☐ 教頭
☐ 主幹保育教諭・主幹養護教諭
☐ 指導保育教諭
☐ どれも就いたことがない
☐ 保育所（幼保連携型認定こども園含む）での実務経験がない

＊7. 以下のうち、現在勤務している事業所・施設の種別について、あてはまるもの１つを選択してください。

＊8. 現在勤務されている事業所・施設等の運営主体について以下のうちあてはまるもの１つを選んでください。

- ◯ 社会福祉法人
- ◯ 医療法人
- ◯ 地方公共団体（市区町村）
- ◯ 地方公共団体（都道府県）
- ◯ 一般企業（株式会社ほか）
- ◯ 一般社団法人・財団法人・NPO法人（それぞれ公益法人含む）
- ◯ 複数の運営主体が運営する事業所を掛け持ちで勤務
- ◯ 答えたくない

その他（具体的に）

＊9. 以下のうち、これまで勤務した経験のある事業所や施設種別についてあてはまるものすべて選択してください。

- ☐ 保育所（幼保連携型認定こども園）
- ☐ 乳児院
- ☐ 母子生活支援施設
- ☐ 児童養護施設
- ☐ 児童自立支援施設
- ☐ 児童心理治療施設
- ☐ 障害児入所施設（福祉型・医療施設）
- ☐ 児童相談所（一時保護所除く）
- ☐ 一時保護所（児童相談所）
- ☐ 児童家庭支援センター
- ☐ 市区町村（児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課）
- ☐ 市区町村（子ども家庭総合支援拠点）
- ☐ 子育て世代包括支援センター
- ☐ 福祉事務所（家庭児童相談室）
- ☐ その他（具体的に）

＊10. 以下の資格のうち有しているものすべてにチェックをしてください。

- ☐ 保育士
- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士
- ☐ スクールソーシャルワーカー課程修了

＊11. 現在の雇用形態についてあてはまるもの１つを選んでください。

- ◯ 正規雇用
- ◯ 非正規雇用（任期付き・アルバイト・パートタイム・複数掛け持ち含）

＊12. 上記問10で回答いただいた雇用形態はあなたの希望にかなったものですか。

- ◯ はい
- ◯ いいえ
- ◯ どちらともいえない
- ◯ 答えたくない

＊13. あなたは現在職場において管理職に就いていますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ はい
- ◯ いいえ

＊14. あなたの年収（複数の収入源がある場合は全て合算：課税・控除前）について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ １３０万円未満（社会保険の被扶養者収入要件以内）
- ◯ １３０万円以上２００万円未満
- ◯ ２００万円以上３００万円未満
- ◯ ３００万円以上４００万円未満
- ◯ ４００万円以上５００万円未満
- ◯ ５００万円以上６００万円未満
- ◯ ６００万円以上
- ◯ 答えたくない

＊15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ とても満足している
- ◯ まあまあ満足している
- ◯ どちらともいえない
- ◯ あまり満足していない
- ◯ まったく満足していない
- ◯ 答えたくない

＊16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（保育士）　調査

子ども家庭福祉および新たな認定資格への関心などについて

図：新たな認定資格を有する者の３つの養成ルート

※厚生労働省においては、令和６年４月より、図の①の既存の有資格者ルートおよび②現任者ルートを創設することとしています。また③の福祉系大学ルートについては、当該ルートを創設するかも含め、法施行後に検討することとしています。

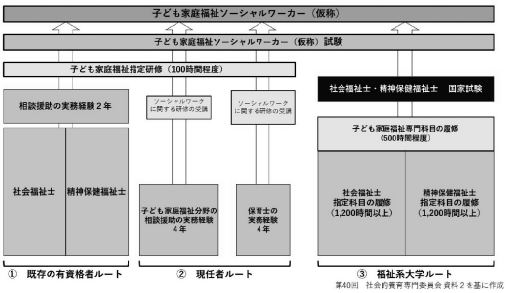

第40回　社会的養育専門委員会 資料２を基に作成

＊17. 今回の児童福祉法改正によって示された子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）のことを知っていましたか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 知っていた
- ◯ 聞いたことはあった
- ◯ まったく知らなかった

＊18. 今後子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得したいと思いますか。あてはまるもの１つを選択してください。

※認定資格の取得ルートの１つに、保育士として満４年以上の実務経験を有する方がソーシャルワークに関する研修（時間数未定）および子ども家庭福祉に関する研修（100時間程度）を受講したうえで試験に合格することが想定されています。なお、対象となる保育士については相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ今後検討することとされています。

- ◯ とても取得したいと思う
- ◯ 少しは取得したいと思う
- ◯ あまり取得したいと思わない
- ◯ 取得したいと思わない
- ◯ 雇用条件や取得条件が分かってから取得について検討したい
- ◯ 答えたくない

＊19. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思いますか。以下に示す各項目の重要度を選択してください。

	とても重要	すこしは重要	重要ではない
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	◯	◯	◯
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	◯	◯	◯
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	◯	◯	◯
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	◯	◯	◯
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	◯	◯	◯
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる	◯	◯	◯

＊20. 今後仕事をしていくなかで、子ども家庭福祉に関する相談援助（ソーシャルワーク）の業務に携わることに関心がありますか。

- ◯ 関心がある
- ◯ どちらかというと関心がある
- ◯ どちらかというと関心はない
- ◯ 関心はない
- ◯ すでに現在その業務に携わる職に就いている

＊21. 以下のうち、今後新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別についてあてはまるものすべて選択してください。

- [ ] 資格取得を希望しない（または分からない）ためあてはまらない
- [ ] 乳児院
- [ ] 母子生活支援施設
- [ ] 児童養護施設
- [ ] 児童自立支援施設
- [ ] 児童心理治療施設
- [ ] 障害児入所施設（福祉型・医療施設）
- [ ] 自立援助ホーム
- [ ] 児童相談所（一時保護所除く）
- [ ] 一時保護所（児童相談所）
- [ ] 児童家庭支援センター
- [ ] 市区町村（児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課）
- [ ] 市区町村（子ども家庭総合支援拠点）
- [ ] 子育て世帯包括支援センター
- [ ] 福祉事務所（家庭児童相談室）
- [ ] その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（保育士）　調査

保育士の業務と専門性について

＊22. 以下の項目は、あなたの現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度関連していますか。あてはまるもの１つを選択してください。

	とても関連している	まあまあ関連している	どちらかというと関連している	どちらかというと関連していない	ほとんど関連していない	まったく関連していない
１．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	○	○	○	○	○	○
２．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	○	○	○	○	○	○
３，各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○	○	○
４．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○	○	○
５．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	○	○	○	○	○	○
６，緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	○	○	○	○	○	○

＊23.【続き】以下の項目は、あなたの現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度関連していますか。

	とても関連している	まあまあ関連している	どちらかというと関連している	どちらかというと関連していない	ほとんど関連していない	まったく関連していない
７．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	○	○	○	○	○	○
８，フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	○	○	○	○	○	○
９．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	○	○	○	○	○	○
10，自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	○	○	○	○	○	○
11，社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	○	○	○	○	○	○

24. 以下の項目に示す専門職としての価値や姿勢についてどの程度理解していますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	十分に理解している	まあまあ理解している	どちらかというと理解している	どちらかというと理解していない	ほとんど理解していない	まったく理解していない
人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	○	○	○	○	○	○
社会的に弱い立場にある者の最善の利益	○	○	○	○	○	○
スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	○	○	○	○	○	○
理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	○	○	○	○	○	○

25. 子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解していますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	十分に理解している	まあまあ理解している	どちらかというと理解している	どちらかというと理解していない	ほとんど理解していない	まったく理解していない
子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	○	○	○	○	○	○
子どもの発達過程が個人的要因・社会的要因に影響を受け多様であること	○	○	○	○	○	○

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現任者（保育士）　調査

アンケート調査ご協力のお礼

質問は以上です。

このたびはご多忙のところご協力いただき誠にありがとうございました。

5 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

１－５　社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

１－５－１　調査の対象及び方法

本調査の対象は、本連盟が 2022 年 10 月３日から 11 月３日の間で実施した「2022 年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者 10，704 人を対象に、調査協力依頼並びに倫理的配慮、回答用 web フォームを記載したメールおよびリーフレットを送付し、web フォームへの接続および入力により回答を得た。また、本件の広報についてはソ教連会員校へ協力を呼びかけ、回答の促しや情報の案内を依頼した。

１－５－２　調査内容

調査項目は以下である。

- 性別
- 年齢
- 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の在籍・卒業状況
- 有している資格の種類
- 社会人としての就労経験の有無
- 社会人として勤務した経験がある場合、福祉・医療・教育分野の有無と勤務先の種別
- 相談援助実習（社会福祉士の受験資格を得るための実習）を実施した施設・機関
- 相談援助実習（社会福祉士の受験資格を得るための実習）について、児童福祉に関する施設・機関での実施の有無、有の場合は実習先の種別
- 精神保健福祉援助実習（精神保健福祉士の受験資格を得るための実習）を実施した施設・機関
- 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち、児童福祉に関する施設・機関での実施の有無、有の場合は実習先の種別
- スクールソーシャルワーク（ＳＳＷ）認定資格を取得するための課程履修の有無
- 就職先（就労されている方は現在の勤務先）
- 今後、子ども家庭福祉に関わる仕事に従事することへの関心
- 子ども・障害児・障害者・高齢者・生活困窮者・医療ニーズを有する方・地域福祉等に関わる業務について、今後の仕事において携わることをどの程度重視するか
- 今後仕事をするうえで何を重視するか（専門性を生かした業務ができるか、福利厚生、雇用形態、研修制度等）
- 認定資格についての認知の有無
- 認定資格の取得の意向
- 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか
- ソーシャルワークの様々な技術について、養成課程において回答者が学修してきた社会福祉士・精神保健福祉士の専門性にどの程度関連していると思うか
- 養成課程の学びを通じ子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解したか

１－５－３　実施期間及び改修状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間：2022 年 10 月 12 日～2023 年 1 月 31 日

回収数：1,248 件（回収率 11.6%）

５－４　調査結果

Q1. 回答者の性別（N=1322）

「男」が 282（21.3%）、「女」が 1006（76.1%）と女性が多かった。

	度数	%
男	282	21.3%
女	1006	76.1%
その他	12	0.9%
答えたくない	22	1.7%
合計	1322	

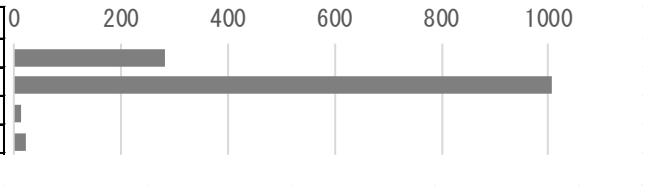

Q2. 回答者の年齢(N=1322)

「24 歳以下」が 732(55.4%)と最も多く、次いで「40 歳代」(15.6%)、「50 歳以上」(15.5%)の順で多かった。

	度数	%
24歳以下	732	55.4%
25～29歳	57	4.3%
30歳代	117	8.9%
40歳代	206	15.6%
50歳以上	205	15.5%
答えたくない	5	0.4%
合計	1322	

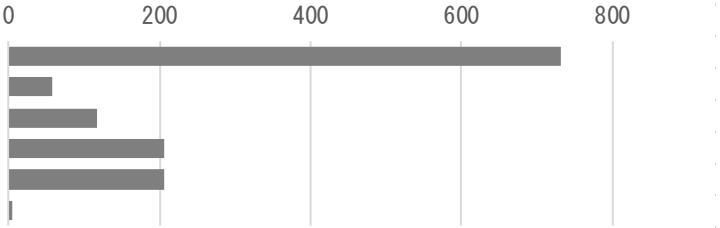

Q3. 回答者の社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の在籍・卒業状況(N=1322)

社会福祉士養成課程では「現在、通学課程に在籍」が 756(60.4%)と最も多く、精神保健福祉士養成課程では「課程に在籍・履修していない」が 510(55.9%)と最も多かった。

	現在通学課程に在籍	現在通信課程に在籍	すでに通学課程を修了（卒業）	すでに通信課程を修了（卒業）	課程に在籍・履修していない	合計
社会福祉士養成課程	756	148	74	218	55	1251
精神保健福祉士養成課程	228	126	18	30	510	912

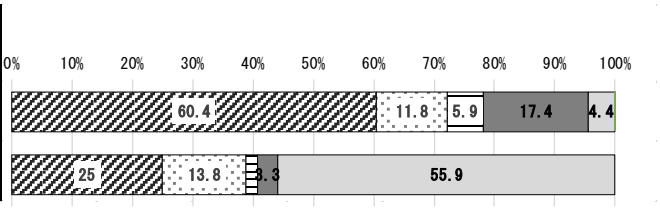

Q4. 回答者が保有している資格(N=1322, MA)

「保健・医療・福祉・教育に関する資格は有していない」が 746(56.4%)と最も多く、次いで「介護職員初任者研修修了(ホームヘルパー2級含む)」(12.9%)、「介護福祉士(実務者研修修了者・ホームヘルパー1級含む)」(11.8%)の順で多かった。その他の自由記述には、「介護支援専門員」「キャリアコンサルタント」「医療事務」などの回答があった。

	度数	%
保健・医療・福祉・教育に関する資格は有していない	746	56.4
社会福祉士	142	10.7
精神保健福祉士	26	2.0
スクールソーシャルワーカー認定資格	3	0.2
保育士	107	8.1
教員免許状（幼稚園）	42	3.2
教員免許状（小学校・中学校・高等学校・特別支援を含む）	89	6.7
保健師・看護師・助産師（准看護師含む）	20	1.5
介護福祉士（実務者研修修了者・ホームヘルパー１級含む）	156	11.8
介護職員初任者研修修了（ホームヘルパー２級含む）	171	12.9
その他	173	13.1

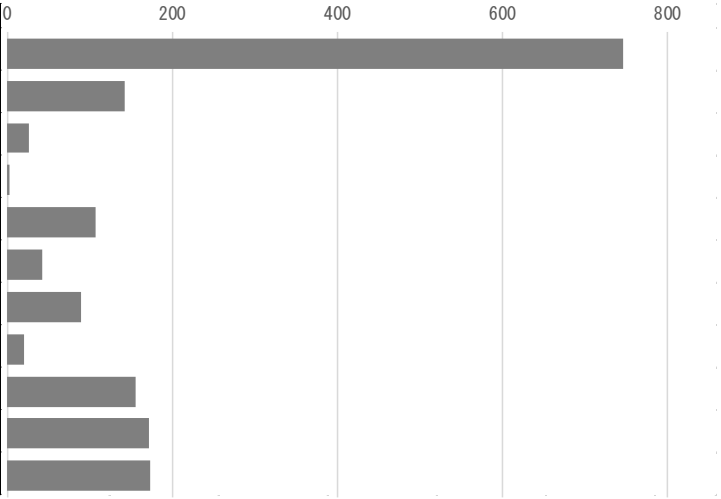

Q5. 回答者の社会人としての就労経験(N=1322)

「社会人として就労した経験がある(現在勤務している方も含む)」が 611(46.2%)、「社会人としての就労経験はない」が 711(53.8%)であった。

	度数	%
社会人として就労した経験がある（現在勤務している場合も含む）	611	46.2%
社会人としての就労経験はない	711	53.8%
合計	1322	

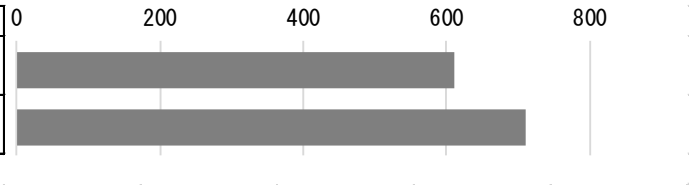

Q6. 社会人としての勤務した経験のある福祉・医療・教育分野の勤務先(N=611. MA)

「高齢者福祉関係(介護含む)」と「障害者福祉関係(介護含む)」が 174(28.5%)と最も多く、次いで「福祉・医療・教育に関する仕事の経験はない」が 105(17.2%)であった。その他の自由記述には、「学習塾」「事務職」「シルバー人材センター」などの回答があった。

	度数	%
福祉・医療・教育に関する仕事経験はない	105	17.2
高齢者福祉関係（介護含む）	174	28.5
障害者福祉関係（介護含む）	174	28.5
障害児福祉関係（介護含む）	78	12.8
子ども家庭福祉関係（都道府県）	9	1.5
子ども家庭福祉関係（児童相談所）	17	2.8
子ども家庭福祉関係（一時保護施設）	15	2.5
子ども家庭福祉関係（市区町村）	45	7.4
子ども家庭福祉関係（その他）	60	9.8
学校教育関係	79	12.9
地域福祉関係	48	7.9
医療関係（精神科以外）	90	14.7
精神科医療関係	34	5.6
生活保護関係	32	5.2
生活困窮者自立支援関係	27	4.4
就業支援関係	51	8.3
行政機関関係	61	10.0
司法・厚生保護関係	9	1.5
その他	37	6.1

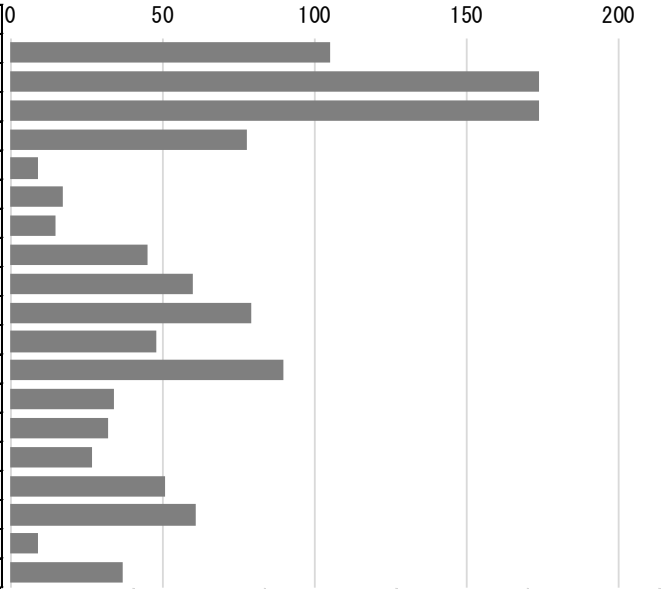

Q7. 相談援助実習を実施した施設・機関(N=1312)

「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」が 769(58.6%)と最も多く、「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した」は 235(17.9%)、「相談援助実習は履修していない(免除者含む)」は 308(23.5%)であった。

	度数	%
児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した	235	17.9%
児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した	769	58.6%
相談援助実習は履修していない(免除者含む)	308	23.5%
合計	1312	

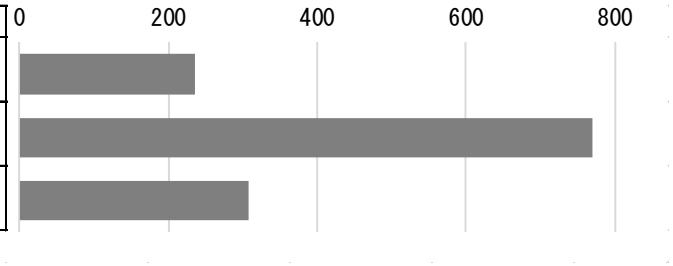

Q8・9. 相談援助実習を実施した施設・機関の種別

社会福祉士養成課程における相談援助実習を実施した施設・機関の種別については、厚生労働大臣が定める高齢者、障害者、児童、地域、行政など様々な分野や種別で実習がおこなわれていることが分かった。

Q10. 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関(N=1283)

「相談援助実習は履修していない(免除者含む)」が 948(73.9%)と最も多く、「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した」は 25(1.9%)、「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」は 310(24.2%)であった。

	度数	%
児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した	25	1.9%
児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した	310	24.2%
相談援助実習は履修していない(免除者含む)	948	73.9%
合計	1283	

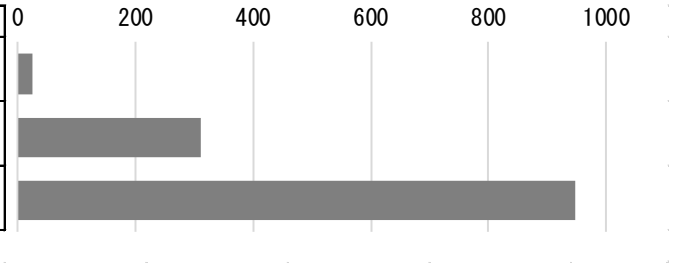

Q11. 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち児童福祉に関連するものの種別

精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち、児童福祉に関連する種別としては、精神科病院、病院(児童・思春期外来・病棟など)、児童発達支援センター、児童養護施設、精神科デイケア、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所などの回答があった。

Q12. スクールソーシャルワーク(SSW)認定資格取得のための履修状況(N=1278)

「SSW 教育課程は履修していない」が 1077(84.3%)と最も多く、「SSW 教育課程を修了(社会福祉士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を保有)」は51(4.0%)、「現在SSW教育課程を履修している」は150(11.7%)であった。

	度数	%
SSW教育課程修了(社会福祉士/精神保健福祉士のいずれかの資格を保有)	51	4.0%
現在SSW教育課程を履修している	150	11.7%
SSW教育課程は履修していない	1077	84.3%
合計	1278	

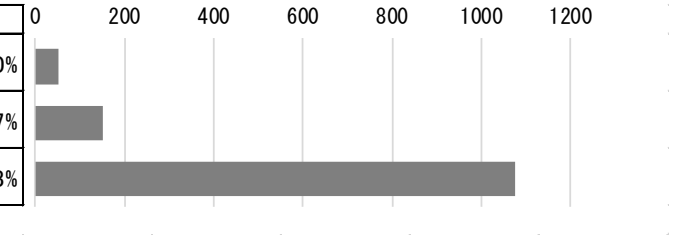

Q13. 希望する就職先(就労している場合は現在の勤務先)(N=1261)

「内定している(現在勤務している)」の回答においては、「都道府県」が 172(13.6%)と最も多く、次いで「子ども家庭福祉関係の施設や法人」が 89(7.1%)であった。

	度数	%
都道府県に内定している（現在勤務している）	172	13.6
市区町村（児童相談所設置あり）に内定している（現在勤務している）	79	6.3
市区町村（児童相談所設置なし）に内定している（現在勤務している）	75	5.9
子ども家庭福祉関係の施設や法人に内定している（現在勤務している）	89	7.1
教育委員会（スクールソーシャルワーカー）に内定している（現在勤務している）	2	0.2
上記のいずれにも当てはまらない	844	66.9
合計	1261	

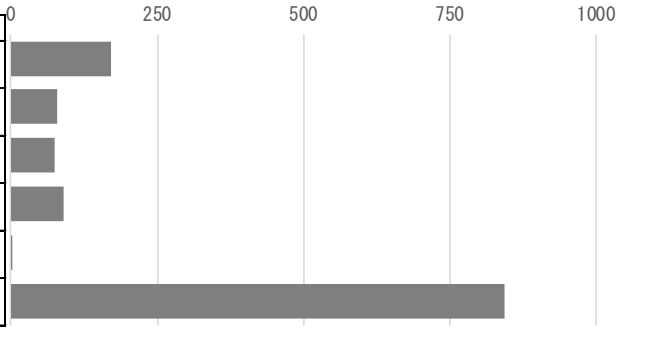

Q14. 今後子ども家庭福祉に関わる仕事に従事することへの関心

いずれの組織・部署においても「関心がある」「どちらかというと関心がある」をあわせると 60%以上の回答があった。

	わからない	関心はない	どちらかというと関心はない	どちらかというと関心がある	関心がある	合計
児童相談所（一時保護施設除く）（都道府県・市区町村の設置を問わない）	80	133	175	411	459	1258
一時保護施設（都道府県・市区町村の設置を問わない）	95	153	204	425	377	1254
都道府県や市区町村における子ども家庭福祉関係の部署（児童相談所除く）	82	107	169	432	466	1256
子ども家庭福祉に関する各種（児童）福祉施設	74	106	155	409	514	1258

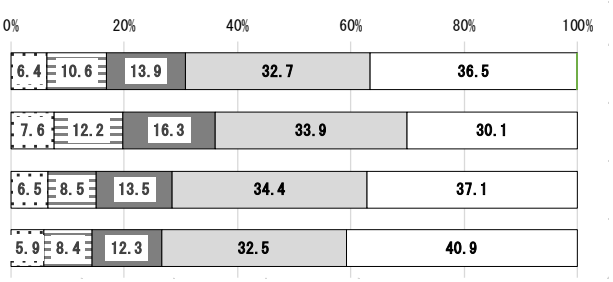

Q15・16. 今後の仕事において各業務に携わることをどの程度重視するか

いずれの項目においても「とても重視する」「まあまあ重視する」「少しは重視する」をあわせると、すべての項目で 60%以上が「重視する」と回答した。

	重視しない	あまり重視しない	少しは重視する	まあまあ重視する	とても重視する	合計
子ども家庭への支援に関わる業務ができる	84	214	236	319	408	1261
障害児への支援に関わる業務ができる	80	199	279	397	303	1258
障害者への支援に関わる業務ができる	80	200	247	411	319	1257
高齢者への支援に関わる業務ができる	158	296	254	314	233	1255
生活困窮者への支援に関わる業務ができる	82	203	311	413	252	1261
医療ニーズを持つ者への支援に関わる業務ができる	80	183	306	423	265	1257
地域福祉の推進に関わる業務ができる	38	99	213	490	420	1260
対象を制限せず困っている人を支援する業務ができる	35	70	203	462	490	1260

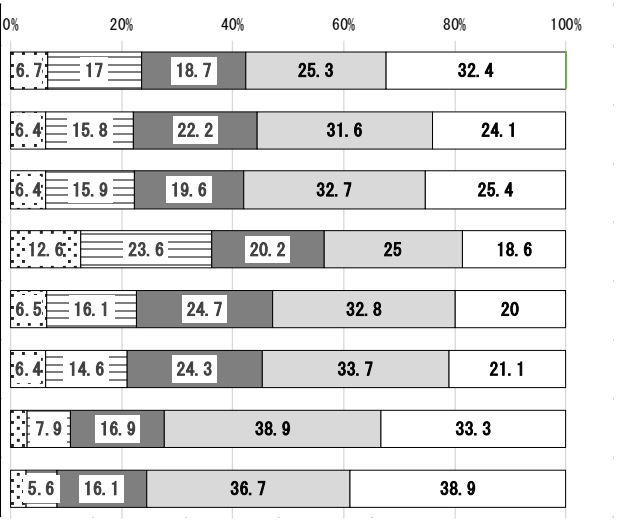

Q17. 今後の仕事において重視すること(上位1～3項目を選択)

「社会福祉士・精神保健福祉士の専門性を生かした業務を行うことができる」が 819(65.1%)と最も多く、次いで「正規雇用である」が 650(51.6%)、「平均所得と同等(以上)の収入が得られる」が 473(37.6%)の順で多かった。

	度数	%
社会福祉士・精神保健福祉士の専門性を生かした業務を行うことができる	819	65.1
勤務先で社会福祉士・精神保健福祉士の専門性が理解されている	382	30.3
正規雇用である	650	51.6
平均所得と同等（以上）の収入が得られる	473	37.6
残業や時間外勤務が少ない	296	23.5
取りたいときに有給休暇（産前産後休業・育児休業・介護休業含む）を取得できる	338	26.8
職員の資質向上に向けた取り組み（研修受講や資格取得）に対する時間的な支援制度が整っている	339	26.9
希望する地域で勤務できる	325	25.8

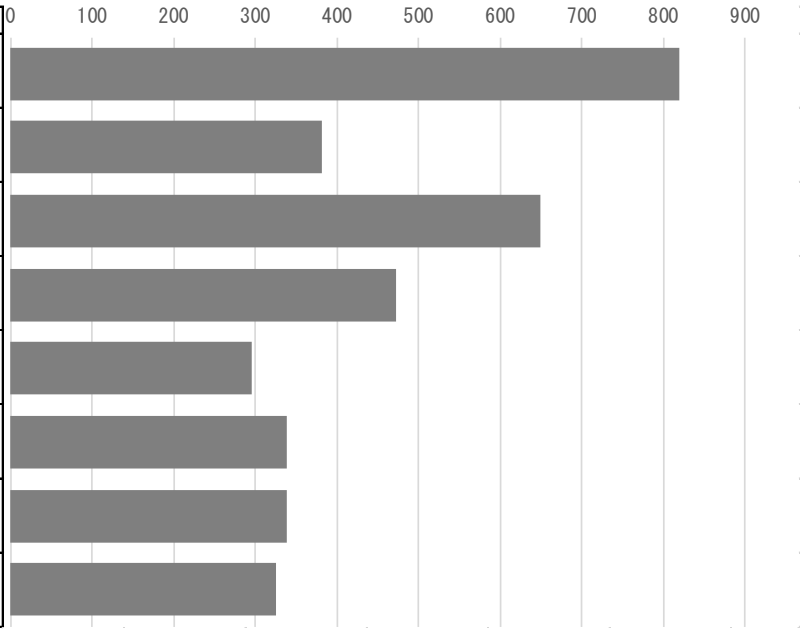

Q18. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー:仮称)への認知(N=1255)

「まったく知らなかった」が 550(43.8%)と最も多く、「知っていた」は 286(22.8%)、「聞いたことはあった」は 419(33.4%)であった。

	度数	%
知っていた	286	22.8%
聞いたことはあった	419	33.4%
まったく知らなかった	550	43.8%
合計	1255	

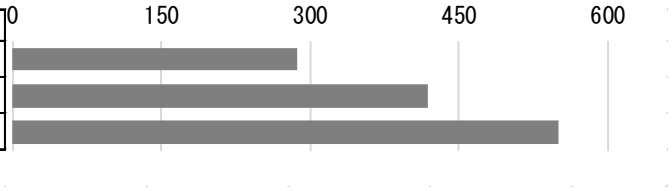

Q19. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格を取得することへの意向(N=1255)

「少しは取得したいと思う」が 488(38.9%)と最も多く、「とても取得したいと思う」(27.6%)とあわせると66.5%が「取得したいと思う」という回答であった。

	度数	%
とても取得したいと思う	346	27.6%
少しは取得したいと思う	488	38.9%
あまり取得したいと思わない	147	11.7%
取得したいと思わない	65	5.2%
取得条件や取得することのメリット等について具体的にわからないと何ともいえない	209	16.7%
合計	1255	

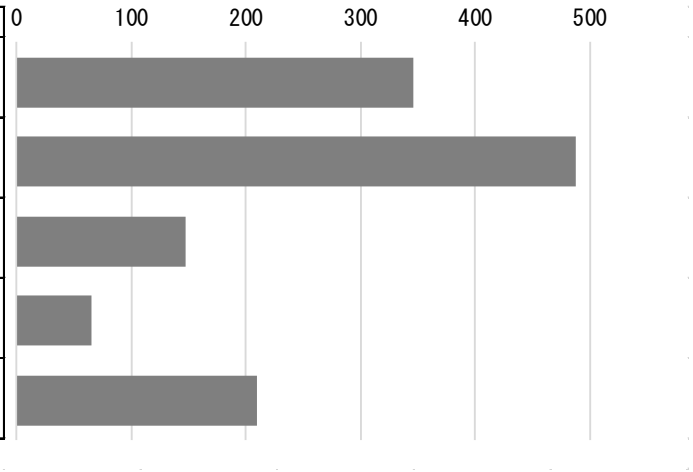

Q20. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格を取得する動機となる条件

すべての条件において「とても重要」が最も多く、「すこしは重要」とあわせると約 90%が「重要である」との回答であった。

	重要ではない	すこしは重要	とても重要	合計
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	110	417	724	1251
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	112	495	643	1250
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	77	342	832	1251
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	132	558	559	1249
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	68	373	808	1249
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる	46	319	883	1248

Q21・22. 養成課程において学修してきた社会福祉士・精神保健福祉士の専門性との関連性

いずれの項目においても「とても関連している」が最も多く、「まあまあ関連している」「どちらかというと関連している」とあわせると、すべての項目で 90%以上が「関連している」と回答した。

	まったく関連していない	ほとんど関連していない	どちらかというと関連していない	どちらかというと関連している	まあまあ関連している	とても関連している	合計
1．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	2	9	22	102	359	732	1226
2．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	3	5	18	80	373	740	1219
3．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	4	5	20	112	367	717	1225
4．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	3	6	21	119	382	692	1223
5．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	4	4	25	118	375	698	1224
6．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	5	10	29	136	406	637	1223
7．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	2	4	14	99	384	724	1227
8．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	4	7	24	109	368	713	1225
9．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	3	2	22	70	320	804	1221
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	3	11	40	169	451	551	1225
11. 社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	3	5	12	112	354	732	1218

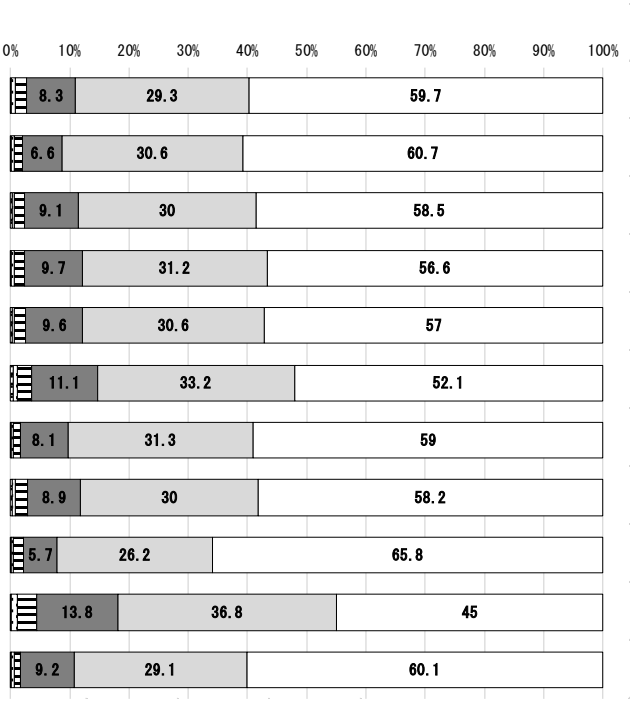

Q23. 養成課程における学びを通した専門職としての価値や姿勢への理解

すべての項目において「十分に理解できる」「まあまあ理解できる」「どちらかというと理解できる」をあわせると 90%以上が「理解できる」と回答した。

	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解できた	まあまあ理解できた	十分に理解できた	合計
1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	2	5	13	107	541	557	1225
2．社会的に弱い立場にある者の最善の利益	1	4	18	108	541	539	1211
3．スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	3	3	39	201	513	461	1220
4．理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	1	4	31	147	537	502	1222

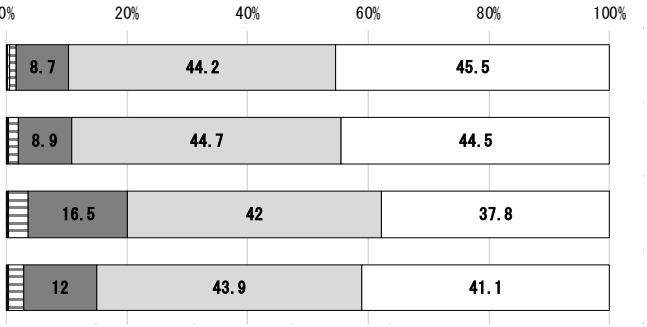

Q24. 養成課程における学びを通した子どもの支援に必要な発達段階等に関する知識への理解

「子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識」では「まあまあ理解できた」が 514（41.9%）と最も多く、「十分に理解できた」（25.8%）と「どちらかというと理解できた」（24.0%）をあわせると 90%以上が「理解できた」と回答した。

「子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること」については「十分に理解できた」が 486（40.6%）と最も多く、「まあまあ理解できた」（38.0%）と「どちらかというと理解できた」（16.6%）をあわせると 90%以上が「理解できた」と回答した。

	まったく理解していない	ほとんど理解していない	どちらかというと理解していない	どちらかというと理解できた	まあまあ理解できた	十分に理解できた	合計
1．子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	5	16	81	294	514	317	1227
2．子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること	5	13	39	199	454	486	1196

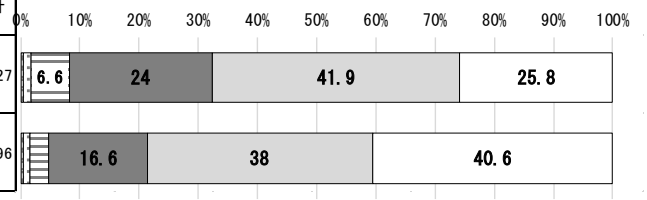

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

調査の目的と確認

＜調査の位置づけと目的＞

本調査は「厚生労働省 令和４年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」による「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究（実施団体：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟）」として実施されるものです。

令和４年６月に児童福祉法が改正され（施行期日：令和６年４月１日）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの新たな認定資格を導入すること、認定資格の取得状況等を勘案しつつ、施行後２年を目途として、子ども家庭福祉に関する専門的な知識および技術を必要とする支援を行う者について検討を加えることとされました。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する１つの案として、福祉系大学ルート（※）が想定されています。

本調査では、この新たな認定資格を取得した者の採用意向の調査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書（仮）にて公表される予定です。

（※）例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目（500 時間程度）を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

＜調査協力への確認＞

本調査への協力は任意によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査研究の目的のみに用いられます（個人が特定されるデータや結果が公表されることはありません）。

これらをお読みいただき、協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答にお進みください。
（調査への回答をもって協力に同意したものとさせていただきます）

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

＜回答期日＞

令和４年１０月２５日（火）までにご回答ください。

＜本調査に関するお問い合わせ＞

専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。
お手数ですが、下記URLからお問い合わせフォームを開いてください。
https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

基本属性・就労経験について

＊1. あなたの性別についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 男
- ◯ 女
- ◯ その他
- ◯ 答えたくない

＊2. あなたの年齢についてあてはまるもの１つを選択してください。

＊3. 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の在籍・卒業状況について、それぞれあてはまるものを選択してください。

	現在通学課程に在籍している	現在通信課程に在籍している	すでに通学課程を修了（卒業）した	すでに通信課程を修了（卒業）した	課程に在籍・履修していない（したことがない）
社会福祉士養成課程	◯	◯	◯	◯	◯
精神保健福祉士養成課程	◯	◯	◯	◯	◯

＊4. 以下の資格のうち有しているものすべてにチェックをしてください。

- ☐ 保健・医療・福祉・教育に関する資格は有していない
- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士
- ☐ スクールソーシャルワーカー認定資格
- ☐ 保育士
- ☐ 教員免許状（幼稚園）
- ☐ 教員免許状（小学校・中学校・高等学校・特別支援を含む）
- ☐ 保健師・看護師・助産師（准看護師含む）
- ☐ 介護福祉士（実務者研修修了者・ホームヘルパー１級含む）
- ☐ 介護職員初任者研修修了（ホームヘルパー２級含む）
- ☐ その他（具体的に）

＊5. あなたはこれまで社会人として就労した経験がありますか。あてはまるもの１つを選択してください。
（各勤務経験が社会人としての就労経験に該当するか否かは回答者の判断にお任せします）

- ◯ 社会人として就労した経験がある（現在勤務している方も含みます）
- ◯ 社会人としての就労経験はない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

基本属性・就労経験について

＊6. 以下のうち、これまで社会人として勤務した経験のある福祉・医療・教育分野についてあてはまるものすべて選択してください。

※単一の仕事であっても複数の項目に該当する場合はあてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 福祉・医療・教育に関する仕事の経験はない
- ☐ 高齢者福祉関係（介護含む）
- ☐ 障害者福祉関係（介護含む）
- ☐ 障害児福祉関係（介護含む）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（都道府県）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（児童相談所）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（一時保護施設）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（市区町村）
- ☐ 子ども家庭福祉関係（その他：児童福祉施設、NPOなど）
- ☐ 学校教育関係
- ☐ 地域福祉関係
- ☐ 医療関係（精神科以外）
- ☐ 精神科医療関係
- ☐ 生活保護関係
- ☐ 生活困窮者自立支援関係
- ☐ 就労支援関係
- ☐ 行政機関関係
- ☐ 司法・更生保護関係
- ☐ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

＊7. 相談援助実習（社会福祉士の受験資格を得るための実習）を実施した施設・機関ついて、あてはまるもの１つを選択してください。

※児童福祉に関連する施設・機関の例
⇒児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所（一時保護所含む）、障害児通所支援事業所など

◯ 児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した
◯ 児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した
◯ 相談援助実習は履修していない（免除者含む）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

8. 相談援助実習を実施した施設・機関の種別を記入してください。

※２か所以上で実習を実施した場合は「、」や「・」で区切りながら全て記述するようお願いします。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

9. 相談援助実習を実施した施設・機関の種別を記入してください。

※２か所以上で実習を実施した場合は「、」や「・」で区切りながら全て記述するようお願いします。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

＊10. 精神保健福祉援助実習（精神保健福祉士の受験資格を得るための実習）を実施した施設・機関について、あてはまるもの１つを選択してください。

※児童福祉に関連する施設・機関の例
⇒児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所（一時保護所含む）、障害児通所支援事業所など

◯ 児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した
◯ 児童福祉に関する施設・機関では実習を実施していない
◯ 精神保健福祉援助実習は履修していない（免除者含む）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

11. 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち、児童福祉に関連するものの種別を記入してください。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

＊12. スクールソーシャルワーク（ＳＳＷ）認定資格を取得するための課程を履修していますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ ＳＳＷ教育課程を修了（社会福祉士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を保有している）
- ○ 現在ＳＳＷ教育課程を履修している
- ○ ＳＳＷ教育課程は履修していない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

将来の就職先への希望などについて

＊13. あなたの就職先（就労されている方は現在の勤務先）についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 都道府県に内定している（現在勤務している）
- ○ 市区町村（児童相談所の設置あり）に内定している（現在勤務している）
- ○ 市区町村（児童相談所の設置なし）に内定している（現在勤務している）
- ○ 子ども家庭福祉関係の施設や法人に内定している（現在勤務している）
- ○ 教育委員会（スクールソーシャルワーカー）に内定している（現在勤務している）
- ○ 上記のいずれにもあてはまらない

＊14. 今後、子ども家庭福祉に関わる仕事に従事することへの関心について、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

※現在の内定先や勤務先に関わらず、関心としてお答えください。

	関心がある	どちらかというと関心がある	どちらかというと関心はない	関心はない	わからない
児童相談所（一時保護施設除く）（都道府県・市区町村の設置を問わない）	○	○	○	○	○
一時保護施設（都道府県・市区町村の設置を問わない）	○	○	○	○	○
都道府県や市区町村における子ども家庭福祉関係の部署（児童相談所除く）	○	○	○	○	○
子ども家庭福祉に関する各種（児童）福祉施設	○	○	○	○	○

＊15. 今後の仕事において、以下の業務に携わることをどの程度重視しますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重視する	まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない
子ども家庭への支援に関わる業務ができる	○	○	○	○	○
障害児への支援に関わる業務ができる	○	○	○	○	○
障害者への支援に関わる業務ができる	○	○	○	○	○
高齢者への支援に関わる業務ができる	○	○	○	○	○

＊16.【続き】今後の仕事において、以下の業務に携わることをどの程度重視しますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても重視する	まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない
生活困窮者への支援に関わる業務ができる	○	○	○	○	○
医療ニーズを持つ者への支援に関わる業務ができる	○	○	○	○	○
地域福祉の推進に関わる業務ができる	○	○	○	○	○
対象を制限せず困っている人を支援する業務ができる	○	○	○	○	○

＊17. 今後仕事をするうえで、以下の項目について重視するもの上位１～３つを選択してください。

- □ 社会福祉士・精神保健福祉士の専門性を生かした業務を行うことができる
- □ 勤務先で社会福祉士・精神保健福祉士の専門性が理解されている
- □ 正規雇用である
- □ 平均所得と同等（以上）の収入が得られる
- □ 残業や時間外勤務が少ない
- □ 取りたいときに有給休暇（産前産後休業・育児休業・介護休業含む）を取得できる
- □ 職員の資質向上に向けた取り組み（研修受講や資格取得）に対する時間的・経済的な支援制度が整っている
- □ 希望する地域で勤務できる

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

子ども家庭福祉に関する新たな認定資格への関心などについて

図：新たな認定資格を有する者の３つの養成ルート

※厚生労働省においては、令和６年４月より、図の①の既存の有資格者ルートおよび②現任者ルートを創設することとしています。また③の福祉系大学ルートについては、当該ルートを創設するかも含め、法施行後に検討することとしています。

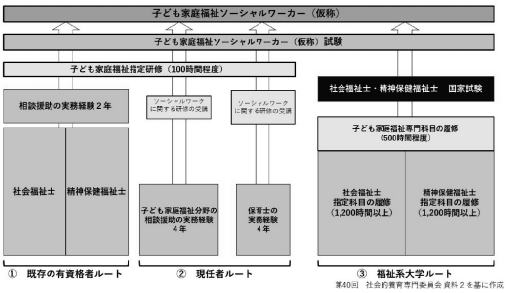

第40回　社会的養育専門委員会 資料２を基に作成

＊18. 今回の児童福祉法改正によって示された子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）のことを知っていましたか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 知っていた
- ◯ 聞いたことはあった
- ◯ まったく知らなかった

＊19. 今後、子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得したいと思いますか。あてはまるもの１つを選択してください。

➡現時点では、皆さんの場合、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家資格取得後、２年以上の相談援助業務を経験したうえで、研修（100時間程度）を受講し、試験に合格すれば資格を取得できるルートが検討されています。

- ◯ とても取得したいと思う
- ◯ 少しは取得したいと思う
- ◯ あまり取得したいと思わない
- ◯ 取得したいと思わない
- ◯ 取得条件や取得することのメリット等について具体的に分からないと何ともいえない

＊20. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思いますか。以下に示す各項目の重要度を選択してください。

	とても重要	すこしは重要	重要ではない
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	◯	◯	◯
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	◯	◯	◯
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	◯	◯	◯
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	◯	◯	◯
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	◯	◯	◯
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力を習得できる	◯	◯	◯

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

社会福祉士・精神保健福祉士の専門性について

＊21. 以下の項目は、養成課程においてあなたが学修してきた社会福祉士・精神保健福祉士の専門性にどの程度関連していると思いますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても関連している	まあまあ関連している	どちらかというと関連している	どちらかというと関連していない	ほとんど関連していない	まったく関連していない
１．支援が必要な人々の早期発見・早期介入	◯	◯	◯	◯	◯	◯
２．支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント	◯	◯	◯	◯	◯	◯
３．各世帯員の特性を踏まえた世帯全体に対する相談援助（ソーシャルワーク）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
４．経済的状況（困窮・貧困）を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
５．地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助（ソーシャルワーク）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
６．緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助（ソーシャルワーク）（危機介入含む）	◯	◯	◯	◯	◯	◯

＊22.【続き】以下の項目は、養成課程においてあなたが学修してきた社会福祉士・精神保健福祉士の専門性にどの程度関連していると思いますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても関連している	まあまあ関連している	どちらかというと関連している	どちらかというと関連していない	ほとんど関連していない	まったく関連していない
７．フォーマル・インフォーマルな社会資源の機能・役割およびそれらの関係性の把握	◯	◯	◯	◯	◯	◯
８．フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用および調整（コーディネート）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
９．多機関・多職種の連携・協働体制の構築（ネットワーキング）	◯	◯	◯	◯	◯	◯
１０．自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	◯	◯	◯	◯	◯	◯
１１．社会において弱い立場にある者の権利擁護（アドボカシー）	◯	◯	◯	◯	◯	◯

23. 養成課程の学びを通して、以下の項目に示す専門職としての価値や姿勢についてどの程度理解できましたか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	十分に理解できた	まあまあ理解できた	どちらかというと理解できた	どちらかというと理解できていない	ほとんど理解できていない	まったく理解できていない
人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念	◯	◯	◯	◯	◯	◯
社会的に弱い立場にある者の最善の利益	◯	◯	◯	◯	◯	◯
スーパービジョンの理解と自らの実践の批判的振り返り	◯	◯	◯	◯	◯	◯
理論および実践から学ぶ継続的な専門性の向上	◯	◯	◯	◯	◯	◯

＊24. 養成課程の学びを通して子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解しましたか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	十分に理解できた	まあまあ理解できた	どちらかというと理解できた	どちらかというと理解できていない	ほとんど理解できていない	まったく理解できていない
子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識	◯	◯	◯	◯	◯	◯
子どもの発達過程が個人的要因・社会的要因に影響を受け多様であること	◯	◯	◯	◯	◯	◯

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
全国統一模試受験者　調査

アンケート調査ご協力のお礼

質問は以上です。このたびはご多忙のところご協力いただき誠にありがとうございました。
社会福祉士・精神保健福祉士目指して国家試験まで頑張りましょう！

2022年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者への

進路意向等アンケート調査結果
（現役学生5,700人の進路意向）

令和５年２月７日

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

事務局

◆ アンケート調査の概要・趣旨・対象・倫理的配慮等 ◆

【アンケートの目的およびアンケート実施主体】

本アンケートは、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が、養成校在校者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進及び社会福祉分野への進学推進の参考資料、今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすることを目的として、令和４年度事業計画に基づき実施するものである。なお、本調査で得たデータは、統計的処理をしたうえで報告書等で公表することとし、個人が特定できる形式での公表はしない。

【アンケートの対象と倫理的配慮】

本アンケートの対象は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「2022 年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者とし、マークシート形式のアンケート用紙に回答する。回答はすべて統計的に処理し、個別の氏名、学校名、受験番号、各自の模擬試験の得点、問題の解答番号等は公表しない。また、上記目的以外の使用はしない。
また、本アンケートへの回答は任意とし、回答の有無あるいは内容によって、回答者に不利益が生じない。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得たものとする。

◆ 回収率・方法等 ◆

【方法】

○ 2022年10月第4週から11月第1週の間で本連盟が実施した「2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者9,305人を対象に、模擬試験終了後、各会場においてアンケートを記入する時間を確保し、試験問題冊子の巻末に掲載したアンケート項目についてマークシートにより回答。

【回収率、集計対象等】

○受験者9,305人のうち、進路意向等アンケート質問項目にすべて無回答だった999人を除外し、8,306人の回答を有効回答とした（有効回答率89.3%）。

○本レポートは、有効回答8,306人のうち、本連盟会員校が設置した会場で受験した現役の大学生5,706人（全有効回答の68.7%）の回答を対象に集計・分析した。

注）現役大学生以外の受験者2,600名の回答は大半が既卒者であることから、在学する現役学生の就職等進路意向に関するトレンドを把握する観点から、現役大学生以外の受験者を集計から除外している。

【アンケート項目】（巻末資料参照）

Q1 あなたの年齢（年代）を選んでください。
Q2 あなたの性別を選んでください。
Q3 あなたがこれから受験する予定の国家試験について、当てはまるものをすべて選んでください。（MA）
Q4 上記Q3 で1「社会福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉士国家試験の受験資格を取得する（取得した）養成校種別を１つ選んでください。
Q5 上記Q3 で2「精神保健福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが精神保健福祉士国家試験の受験資格を取得する（取得した）養成校種別を１つ選んでください。
Q6 あなたが現在すでに取得済み（保有している）の国家資格について、当てはまるものをすべて選んでください。（MA）
Q7 あなたが社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程（大学や養成施設等）で行った実習の分野をすべて選んでください。（MA）
Q8 上記Q7 で14 以外を選んだ方（実習を行った方）にお伺いします。あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在の勤務先）を選択するにあたり、実習先で最も影響を受けた人について、当てはまるものを１つ選んでください。
Q9 上記Q8 で1～4（5 以外）を選んだ方にお伺いします。あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選択する際にうけた影響について、当てはまるもの１つ選んでください。
Q10 上記Q7 で14 以外を選んだ方（実習を行った方）にお伺いします。実習前と実習実施後で、あなたの就職に関する意識の変化について、当てはまるもの１つ選んでください。
Q11 上記Q7 で14 以外を選んだ方（実習を行った方）にお伺いします。実習を行った結果、実習に行った施設・法人に就職したいと思いましたか。当てはまるもの１つ選んでください。
Q12 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）年代を1 つ選んでください。
Q13 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等（養成校）で学ぶことを目指した理由をすべて選んでください。（MA）
Q14 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等（養成校）を目指した際、進学について反対した人はいましたか。当てはまる人をすべて選んでください。（MA）
Q15 あなたが社会福祉分野への就労を目指した（意識した）年代を1 つ選んでください。
Q16 あなたが就職・就労するにあたり、希望する採用形態を1 つ選んでください。
Q17 あなたの現在の就職活動または就労の状況を１つ選んでください。
Q18 上記Q17 で1「内定ずみ」又は3 「すでに就労ずみ」を選んだ方にお伺いします。 採用形態を１つ選んでください。
Q19 あなたが現在関心をもっている分野について、あてはまるものをすべて選んでください。（MA）
Q20 あなたが社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んでみたいことについて、当てはまるものをすべて選んでください。（MA）
Q21 あなたの就職予定先 ・ 就職活動先 （就労されている方は現在勤務先） の運営主体を1 つ選んでください。
Q22 あなたの就職予定先 ・ 就職活動先 （就労されている方は現在勤務先） の分野を選んでください。（MA）
Q23 上記Q21 で1～7 （8 ・ 9 以外） を選択した方にお伺いします。あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由をすべて選んでください。（MA）
Q24 上記Q21 で1～7 （8 ・ 9 以外） を選択した方にお伺いします。あなたが社会福祉分野に就職することについて、あなたの周りに反対した人はいましたか。当てはまる人をすべて選んでください。（MA）
Q25 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって、影響のあった学校（養成校）の在学中の体験等のうち、当てはまるものをすべて選んでください。（MA）
Q26 あなたが就職予定先 ・ 就職活動先 （就労されている方は現在勤務先） を選ぶ上で重視することについて、当てはまるものをすべて選んでください。（MA）
Q27 就職 （就労されている方は転職） に関する情報をどこから得ていますか。当てはまるものをすべて選んでください。（MA）

■回答者の年代

１．年齢は、２０代が92%と最も多い。

		度数	%
有効	20代	4904	92.1
	30代	171	3.2
	40代	119	2.2
	50代	104	2.0
	60代以上	24	0.5
	合計	5322	100.0
欠損値	無回答	384	
合計		5706	

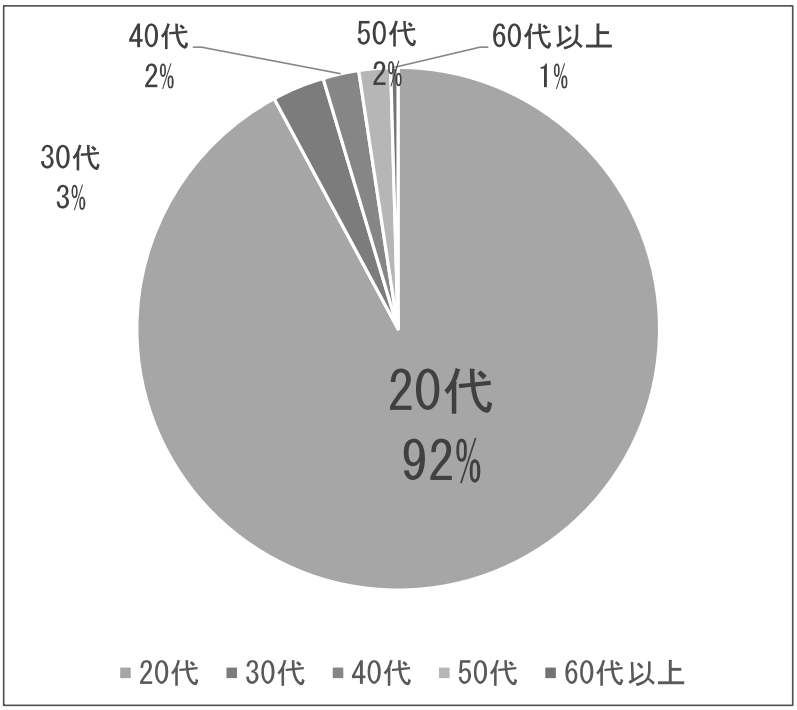

■回答者の性別と模試受験区分（模試の種類）

２．性別は、女性が74%、男性が26%、無回答が1.1%であった。

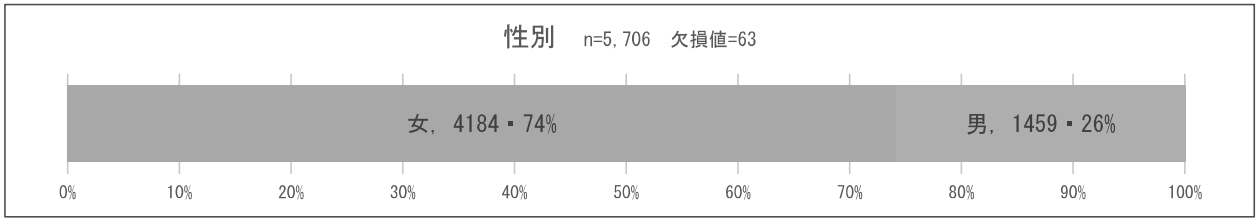

３．受験申込区分は、社会福祉士のみが77.8%、精神保健福祉士のみが8.6%、社会福祉士と精神保健福祉士のダブルが13.5%で、集計対象の5,706人のうち、社会福祉士模試受験者の割合は91.3%、精神保健福祉士模試受験者の割合は22.1%であった。

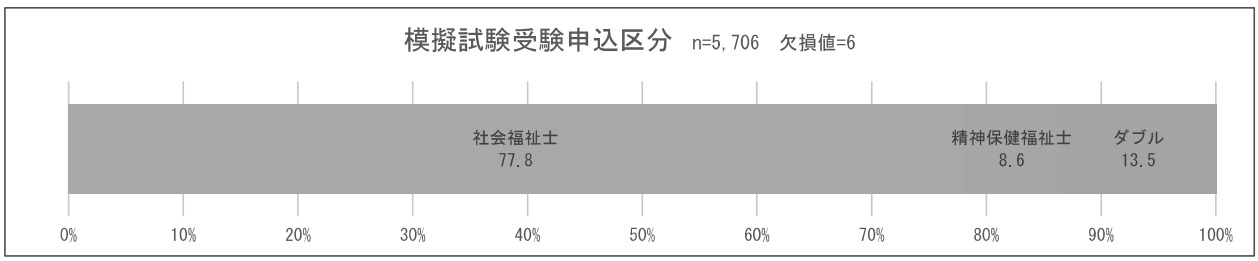

■回答者の居住地（ブロック）

４．回答者の居住地

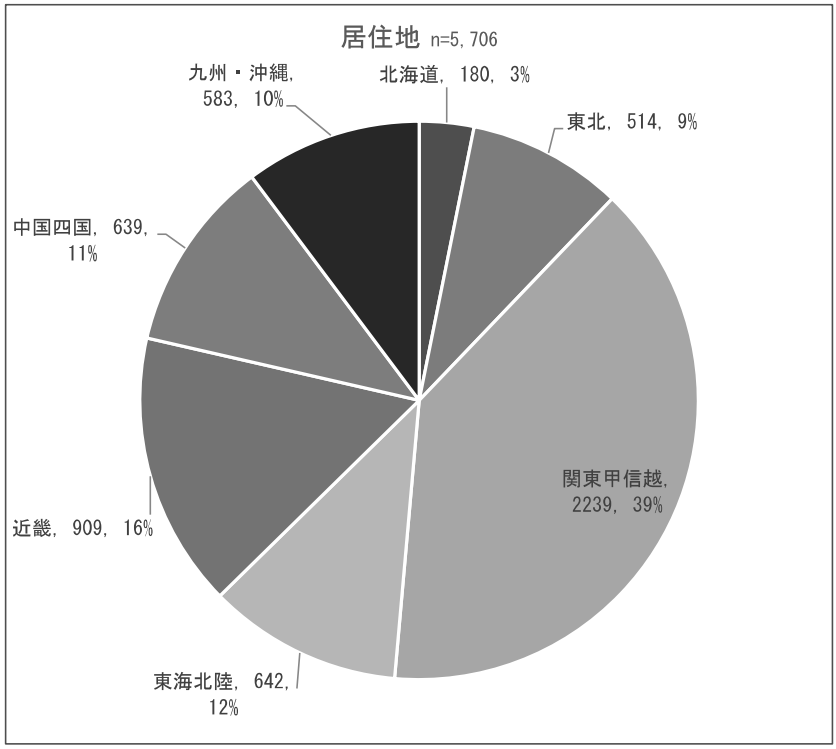

■模擬試験受験者が行った実習の分野

Ｑ７．実習を行った分野では、障害者福祉分野が38.4%、高齢者福祉分野が36.7%と多く、次いで地域福祉分野29.2%、児童・母子福祉分野23.9%、精神保健福祉分野20.1%であった。

分野（n=5083）	該当	非該当	合計
障害者福祉分野	1952	3131	5083
	38.4	61.6	100.0
高齢者福祉分野	1863	3220	5083
	36.7	63.3	100.0
地域福祉分野	1483	3600	5083
	29.2	70.8	100.0
児童・母子福祉分野	1216	3867	5083
	23.9	76.1	100.0
精神保健福祉分野	1022	4061	5083
	20.1	79.9	100.0
医療分野	610	4473	5083
	12.0	88.0	100.0
就業支援分野	571	4512	5083
	11.2	88.8	100.0
生活保護分野	422	4661	5083
	8.3	91.7	100.0
生活困窮者自立支援分野	371	4712	5083
	7.3	92.7	100.0
行政分野	293	4790	5083
	5.8	94.2	100.0
学校教育分野	172	4911	5083
	3.4	96.6	100.0
司法分野	85	4998	5083
	1.7	98.3	100.0

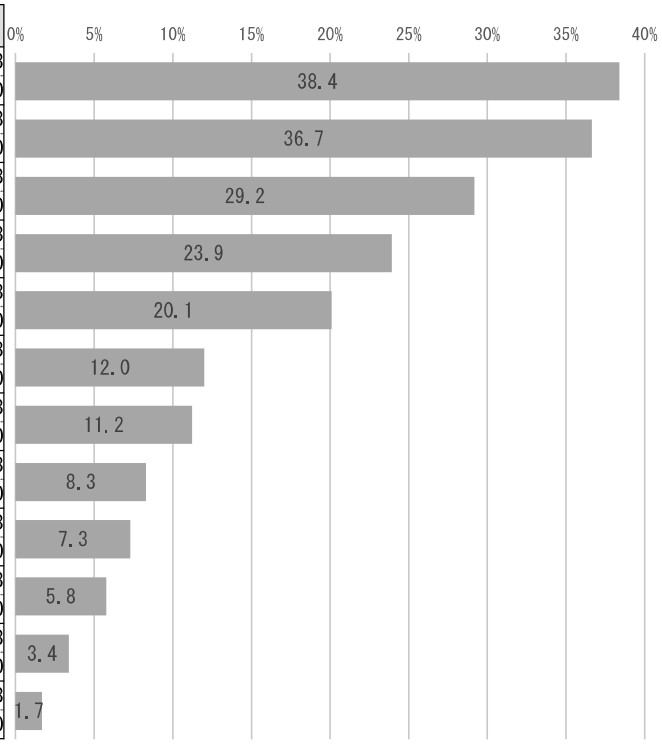

■就職予定先・就職活動先を選択するにあたって、実習の経験から受けた影響

Ｑ９．就職予定先・就職活動先の選択にあたり、実習の経験から肯定的または否定的な影響を受けたか聞いたところ、肯定的な影響を受けた者は59.6%と最も多く、どちらかというと肯定的が32.4%となっており、回答者の92%が、就職先を選定する上で実習の経験から『肯定的な影響』を受けている。

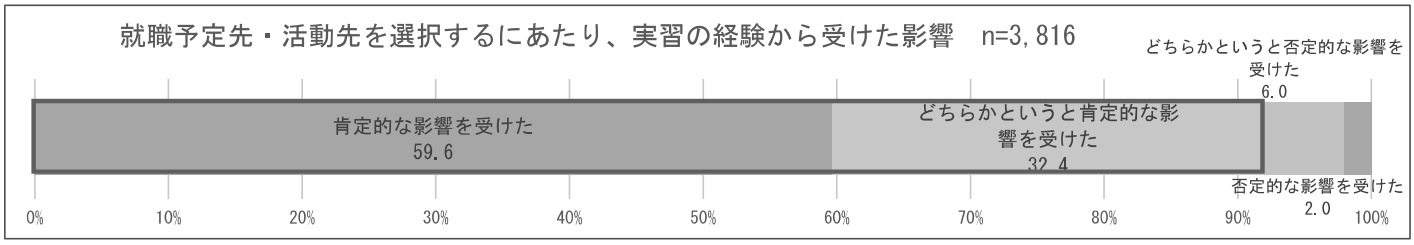

Ｑ８．就職先の選択にあたり、「実習先で最も影響を受けた人」では、『実習指導者』が36.3%と最も多く、次いで『実習指導者以外の職員』が18.1%となっており、5割以上が『実習先の職員（実習指導者含む）』に就職先選択における影響を受けている。

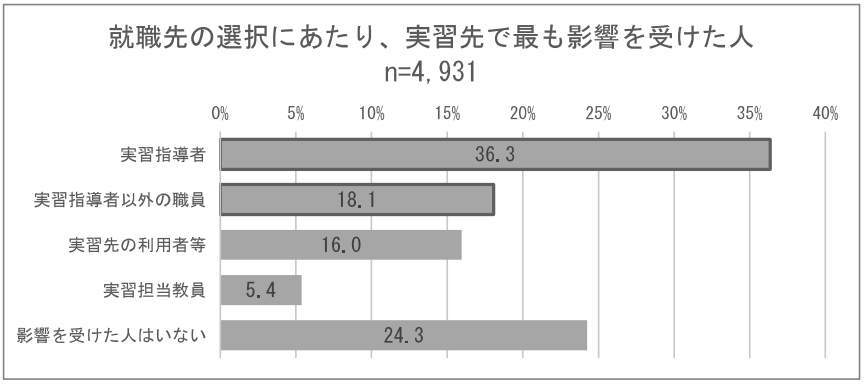

■実習前と実習後の、福祉分野への就職に関する意識

Ｑ１０．実習を行う前と行った後での、就職に関する意識の変化では、『実習前は福祉分野への就職を希望しており、実習後も福祉分野に就職したい』が76%と最も多い。また、『実習前は福祉分野への就職を希望していないが実習後は福祉分野に就職したい』と意識が変化した学生は9%で、85%の学生は『実習が福祉分野への就職意識にポジティブに影響している』と言える。一方、『実習前は福祉分野への就職を希望していたが、実習後は福祉分野に就職したくない』と意識が変化した学生は8%、『実習前も実習後も福祉分野に就職したくない』が7%おり、15%が『実習が福祉分野への就職意識にネガティブ』に影響している。

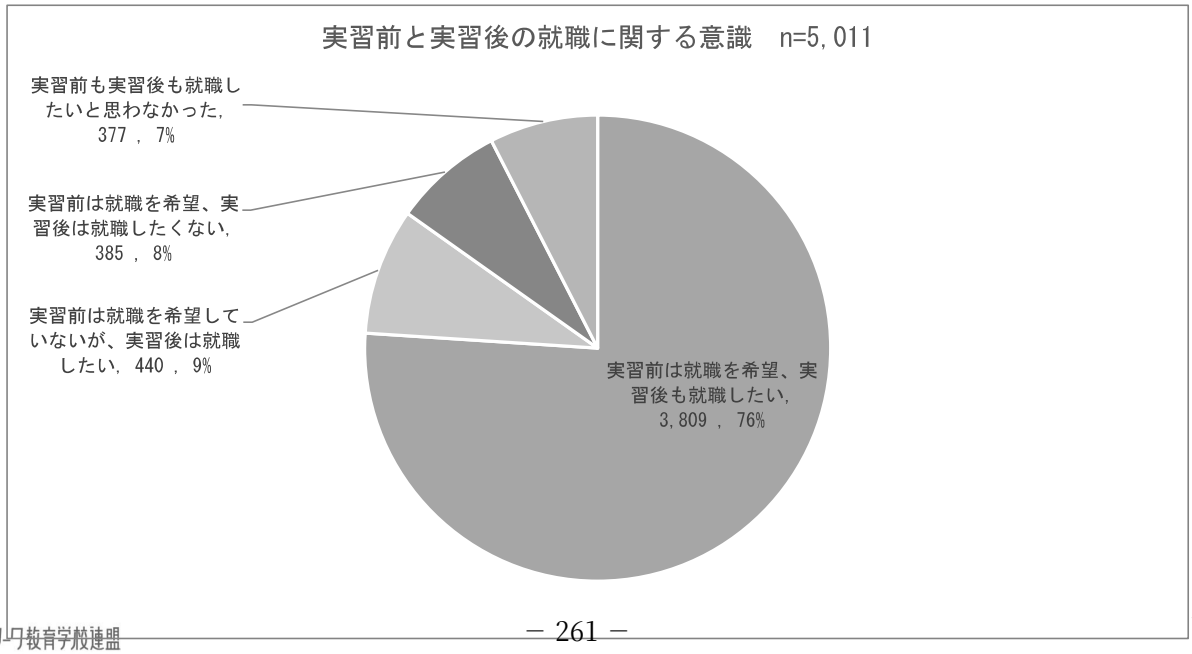

■実習を行った結果、実習を行った施設・法人に就職したいか

Ｑ１１．実習を行った結果、その実習を行った施設・法人に就職したいかを聞いたところ、『できることなら実習に行った施設・法人に就職したい』と、約３割が実際に実習を行った実習先を就職先に希望している。一方、『実習を行った施設・法人に就職したいと思わない』が約４割となっており、Ｑ９及びＱ１０で『実習による福祉分野への就職意識』がポジティブ（85%）に関連しているものの、実際に実習を行った実習施設への就職には必ずしも結びついてはいない。

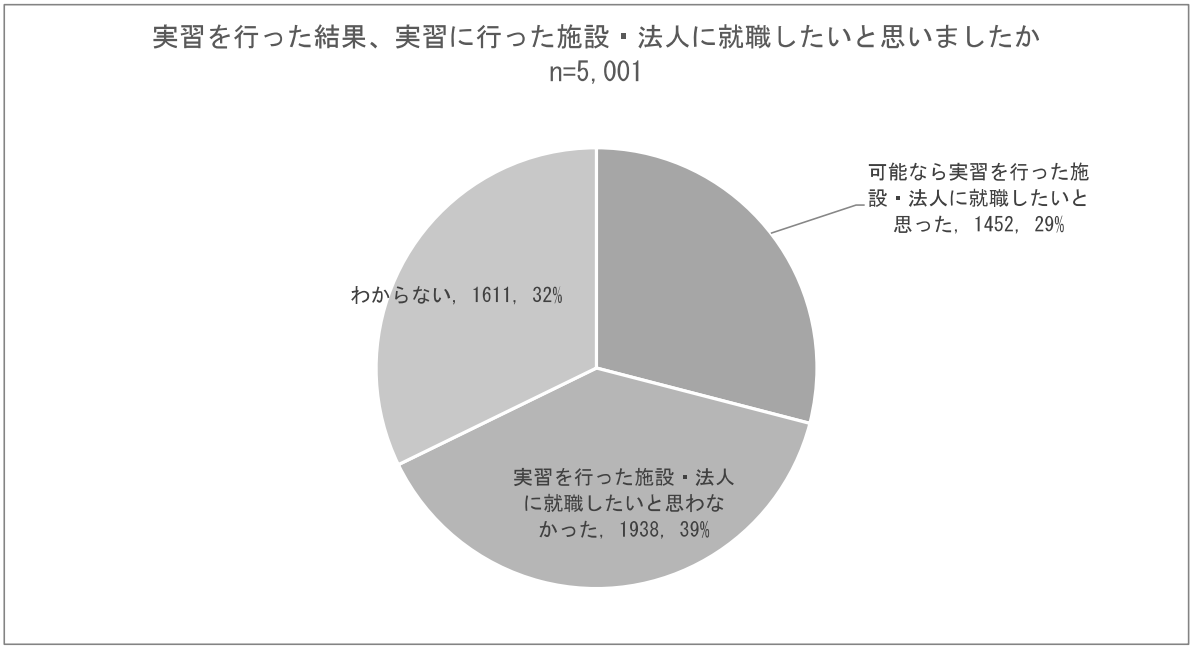

■就職・就労するにあたり、希望する採用形態

Ｑ１６．就職・就労するにあたり、希望する採用形態について聞いたところ、常勤職員として定年まで働ける『正規職員』を希望する者が94%であり、ほとんどの学生が、常勤として定年まで働ける『正規職員』による就職・採用を希望している。

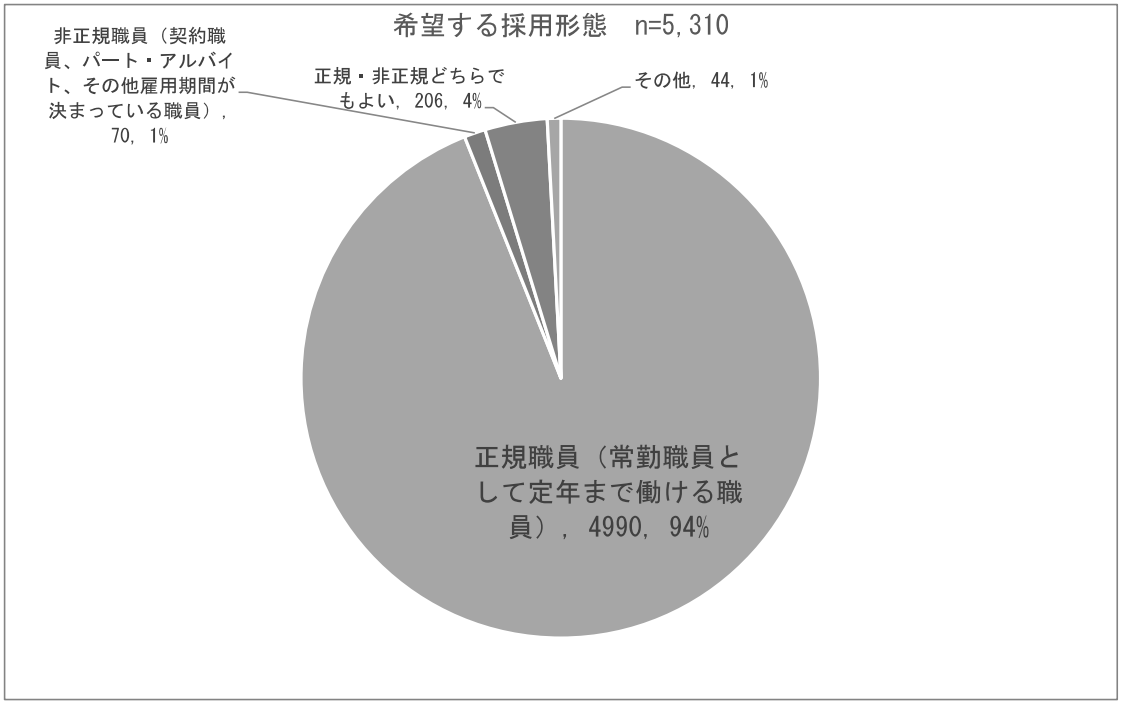

■現在の就職活動の状況（2022年11月第1週現在）

Ｑ１７．模擬試験を実施した2022年11月第1週現在の就職活動又は就労の状況について聞いたところ、『既に内定済み』が63%と最も多い一方、『就活中（まだ内定していない）』者が約３割であり、卒業年度（４年次）の11月上旬の時点で就職先が内定していない（11月以降も就職活動をする）状況は、他の一般企業等の就活市場に比べ、極めて遅いことが伺える。（一般的な就活市場では、大学3年時にインターン、大学4年時の前半（夏前）には内々定を出すことが一般的。）

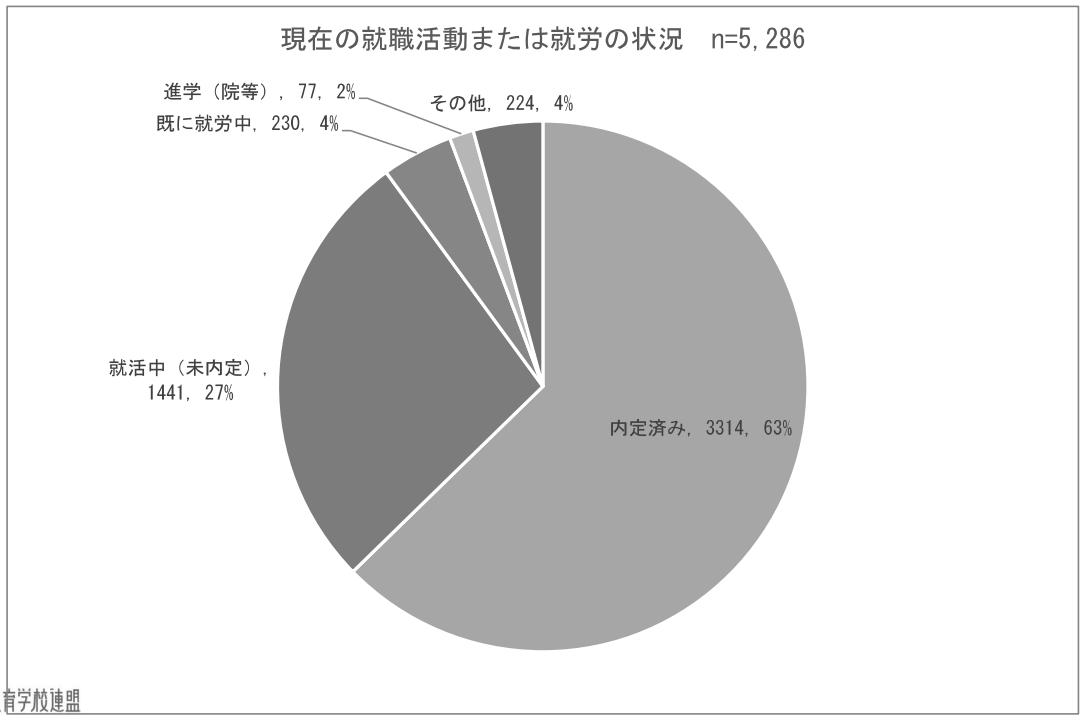

■『内定ずみ』または『既に就労ずみ』の者の採用形態

Ｑ１８．Q17で『内定済み』または『既に就労済み」と回答した者の採用形態を聞いたところ、常勤職員として定年まで働ける『正規職員』と回答した者が94%であり、Ｑ１６の「希望する採用形態」と同じ割合である。実際の就職内定が「希望する採用形態」と同じ結果となっている。

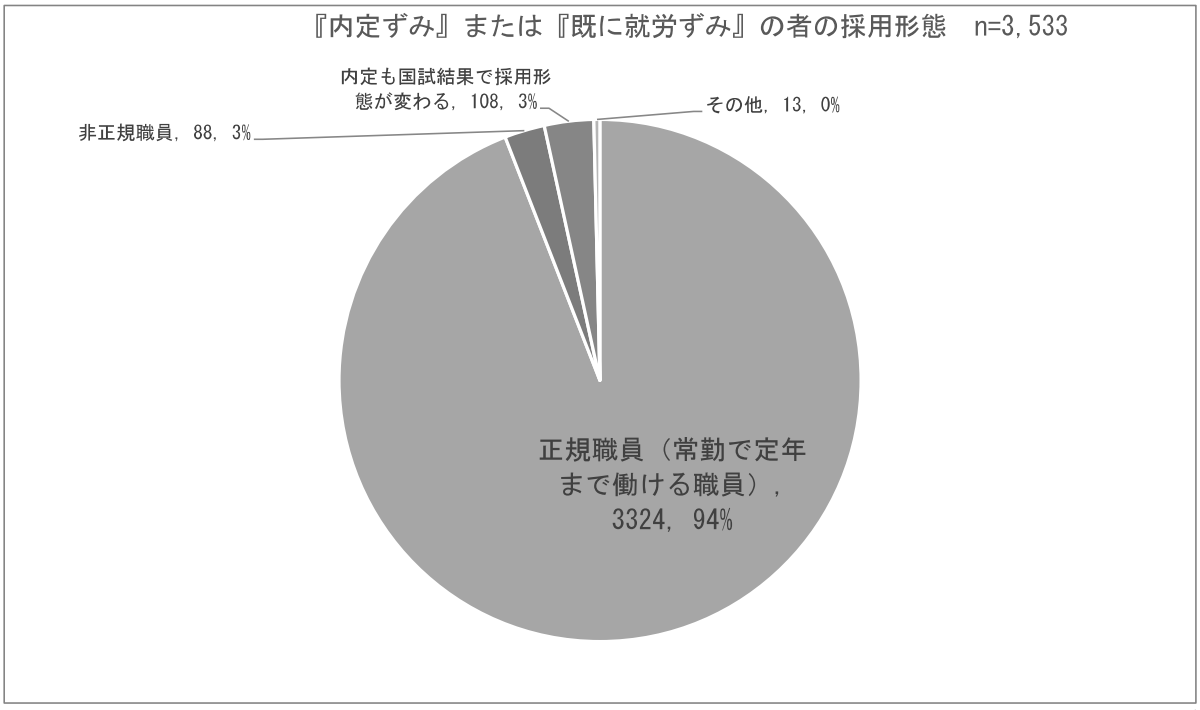

■関心を持っている福祉分野

Ｑ１９．現在関心を持っている分野について聞いたところ、『児童・母子福祉』が38%と最も多く、次いで『高齢者福祉』32.3%、『障害者福祉』31.4%、『地域福祉』27.8%、『医療関係』17.7%となっている。

Q19関心をもっている分野（n=5,295）	関心あり
児童・母子福祉関係	2015
	38.1
高齢者福祉関係	1708
	32.3
障害者福祉関係	1665
	31.4
地域福祉関係	1470
	27.8
医療関係	935
	17.7
精神保健福祉関係	798
	15.1
学校教育関係	667
	12.6
行政機関	599
	11.3
就業支援関係	466
	8.8
生活保護関係	464
	8.8
生活困窮者自立支援関係	324
	6.1
司法関係	276
	5.2

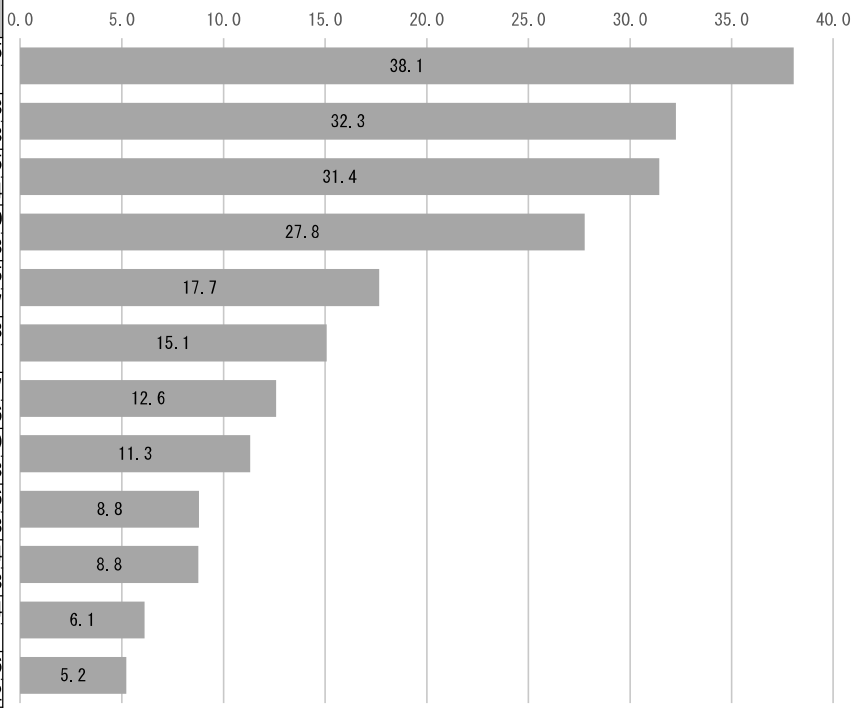

■社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んで見たいこと

Ｑ２０．社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んで見たいことでは、Ｑ１９の「関心のある分野」と同様、『子ども・子育て支援、児童虐待防止』が最も多く35.6%、次いで『制度の狭間にいる人への支援』34.8%、『ネットワークづくり』25.5%、『社会的弱者の権利を守る』25.4%、『障害者の地域生活支援』24.9%の順となっている。また、福祉支援とともに、『まちおこしや地域活性化』16.5%、『過疎地での暮らしの支援』6.7%など、地方創生や地方活性化に関心があるとの回答も一定数ある。

Q20：取り組んでみたいこと（n=5286,MA）	取り組んでみたい
子ども・子育て支援、児童虐待防止	1881
	35.6
制度の狭間にいる人への支援	1841
	34.8
社会福祉関係者や住民とのネットワークづくり	1348
	25.5
社会的に弱い立場の人の権利を守る	1344
	25.4
障害者の地域生活支援	1317
	24.9
自身のキャリアアップ	1246
	23.6
まちおこしや地域活性化	871
	16.5
認知症高齢者の支援	871
	16.5
多文化共生	533
	10.1
新しい福祉サービスを創り出す	444
	8.4
災害で被災した人々への支援	403
	7.6
過疎地での暮らしの支援	356
	6.7
政策や制度の提案・立案や運用	296
	5.6

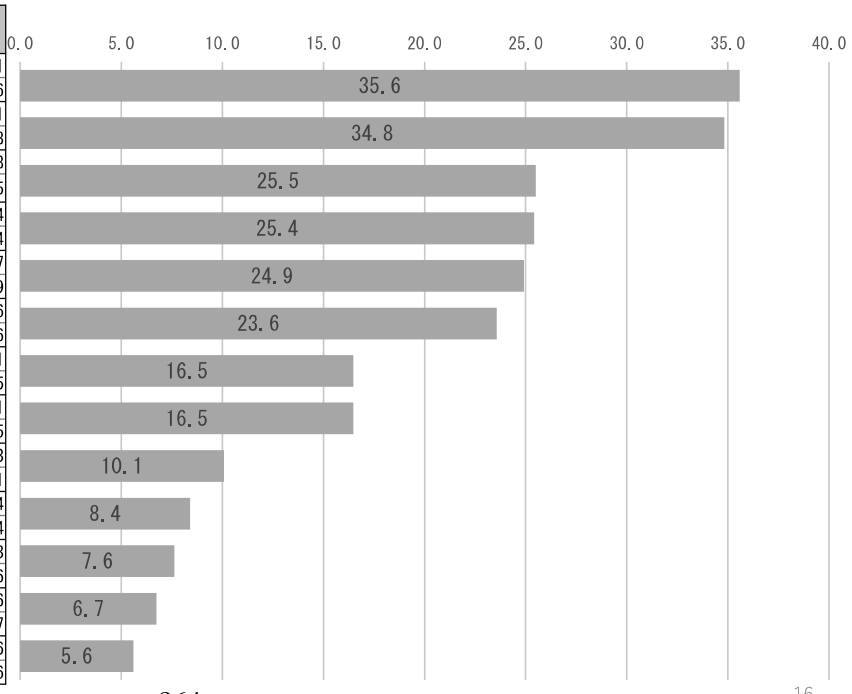

■就職予定先・就職活動先の運営主体

Ｑ２１．就職予定先・就職活動先の運営主体では、『社会福祉法人（社協を除く）』が40%と最も多く、次いで『医療法人（病院等）』15%、『公務員（福祉職＋一般）』15%、『一般企業』9%、『福祉系一般企業』8%、『社会福祉協議会』5%の順である。ただし、調査実施時点における就職活動の状況（Q17）では、約3割が「未だ内定していない」と回答していることを踏まえると、2022年度末時点では、採用活動が遅い社会福祉法人や医療法人の割合が増加することが推察される。

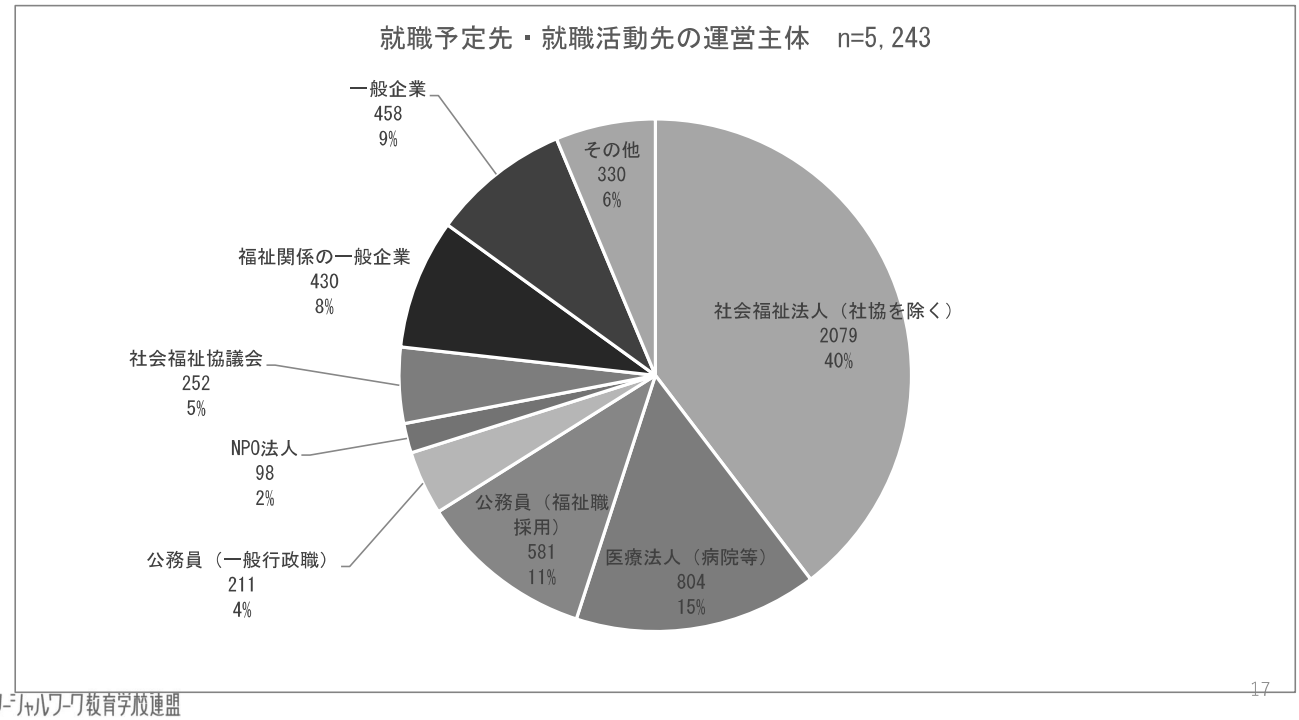

■就職予定先・就職活動先の分野

Ｑ２２．就職予定先・就職活動先の分野では、『高齢者福祉』が27.9%と最も多く、次いで『障害者福祉』24.7%、『児童・母子福祉』22.3%、『医療』12.8%、『地域福祉』11.1%、『行政』8.7%、『精神保健福祉』7.5%の順となっている。Ｑ１９の「関心のある分野」では『児童・母子福祉』の関心が最も高かったが、一方でＱ１８では『正規職員』を９割以上が希望しており、実際の就職活動において「正規職員の採用が多い」高齢者福祉や障害者福祉が実際の就職活動先の分野として上位に上がったことが推察される。

Q22：就職予定先・就職活動先の分野（n=5225,MA）	取り組んでみたい
高齢者福祉関係	1460 27.9
障害者福祉関係	1290 24.7
児童・母子福祉関係	1167 22.3
医療関係	668 12.8
地域福祉関係	579 11.1
行政機関	454 8.7
精神保健福祉関係	393 7.5
就業支援関係	225 4.3
生活保護関係	194 3.7
学校教育関係	152 2.9
生活困窮者自立支援関係	117 2.2
司法関係	40 0.8

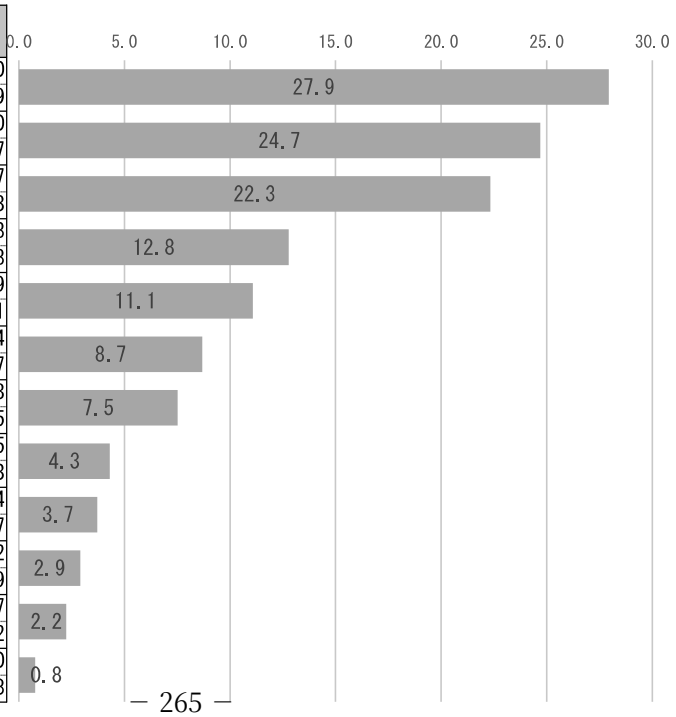

■福祉分野での就労をめざした理由

Ｑ２３．福祉分野での就労をめざした理由では、『社会で重要な仕事だと思ったから』が７割超と最も多く、次いで『人の役に立ちたい』が６割となっており、福祉分野の仕事が「社会にとって必要不可欠な業務」であり、「その業務に就いて人びとの支援にあたる」ことを指向しているといえる。また、就労をめざした理由の中で『他者からの勧め』（他者からの動機付け）では割合が１割未満と低く、学生は主体的かつ純粋に福祉分野の仕事の重要性と、自身の福祉分野の仕事への適性を考えつつ就労をめざしていると言える。

目指した理由（n=4552）	該当	
社会で重要な仕事だと思ったから	3280	72.1
人の役に立ちたいから	2712	59.6
人と関わるのが好きだから	1552	34.1
社会的に弱い立場の人びとの権利を守りたいから	657	14.4
自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから	649	14.3
人びとが暮らしやすい地域やまちをつくりたいから	620	13.6
雇用が安定している分野だから	510	11.2
親族・友人等が福祉の仕事をしているから	337	7.4
大学等（養成校）の先生に勧められたから	154	3.4
親族に勧められたから	149	3.3
職場の同僚や上司に勧められたから	27	0.6

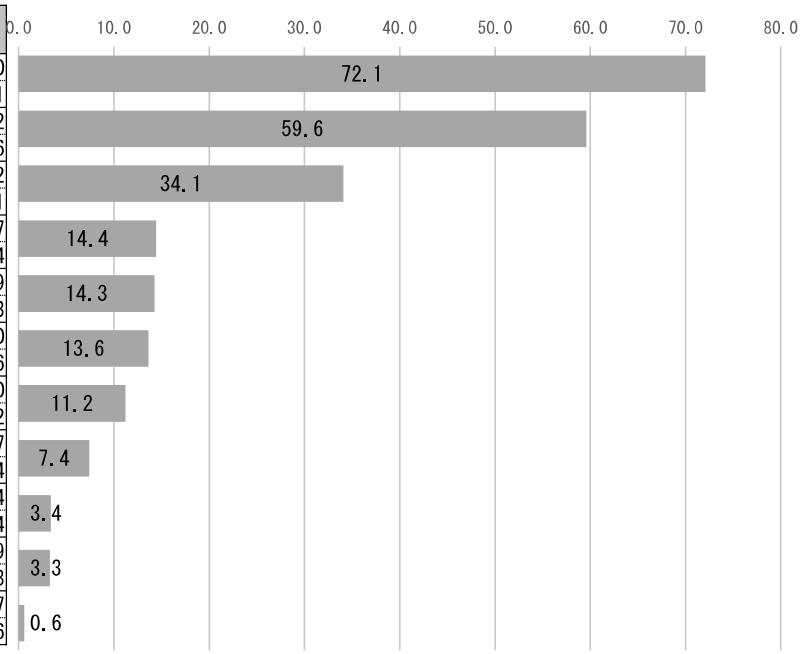

■社会福祉分野の大学等をめざした際、進学について反対した人

Ｑ１４．社会福祉分野の大学や養成施設等（養成校）を目指した際、進学について反対した人について聞いたところ、９割が『反対した人はいない』と回答しており、とりわけ介護人材確保にかかる議論で言われる『親が反対する』は6.3%、『高校の先生が反対』も1.4%と極めて低く、社会福祉士・精神保健福祉士養成においては、一般的に介護人材確保難の理由として言われる論点とは一致していない。

Q14：社会福祉分野への就職に反対した人（n=4,551）	該当	
6. 反対した人はいない	4783	90.2
1. 親（養育者）	335	6.3
2. 高校の先生	75	1.4
3. 友人・同級生・同僚	60	1.1
4. 配偶者（同居のパートナー含む）・恋人	15	0.3
5. 上記1～4以外の人	73	1.4

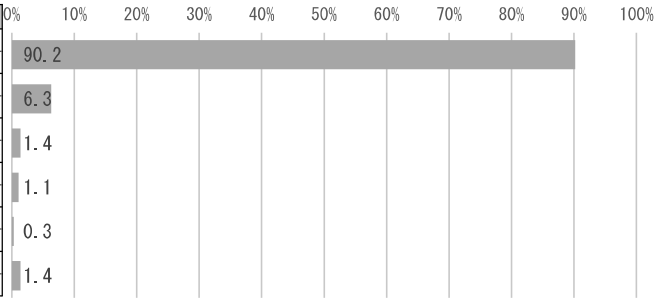

■社会福祉分野への就労について反対した人

Ｑ２４．同様に、社会福祉分野への就労について反対した人についても９割が『反対した人はいない』と回答しており、社会福祉士や精神保健福祉士の人材確保については、正規雇用の採用が確保されれば、将来的にも安定した人材確保が可能であると言える。

Q24：社会福祉分野への就職に反対した人（n=4,551）	該当	
6. 反対した人はいない	4143	91.0
1. 親（養育者）	268	5.9
4. 親（養育者）以外の親族	64	1.4
3. 友人・同級生・同僚	31	0.7
2. 配偶者（同居のパートナー含む）・恋人	36	0.8
5. 上記1～4以外の人	49	1.1

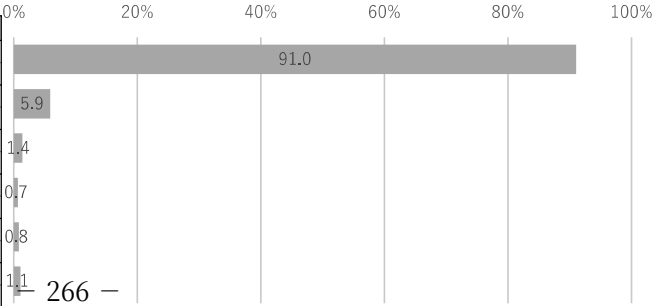

■就職予定先・就職活動先を選ぶ上で影響のあった在学中の体験

Ｑ２５．就職予定先・就職活動先を選ぶ上で影響のあった在学中の体験では、『実習』が57.3%と最も多く、実習が就職に強く影響している。

目指した理由（n=4552）	該当	
2. 実習	2979	57.3
1. 座学の授業	1286	24.7
8. 就職活動	1045	20.1
6. アルバイト経験	940	18.1
9. その他	776	14.9
5. ボランティア活動	688	13.2
4. ゼミ教育	667	12.8
3. 演習	413	7.9
7. 部活・サークル活動	202	3.9

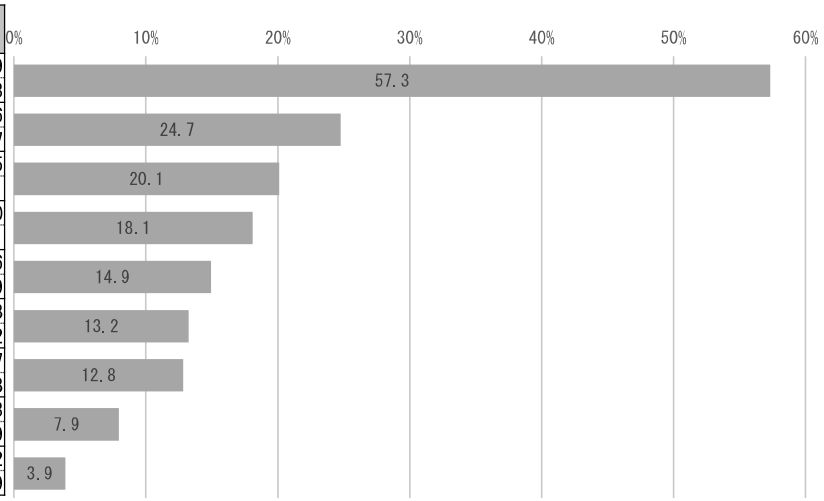

■就職先選定で重視すること

Ｑ２６．就職先の選定において重視することでは、『仕事のやりがいがある』が64.0%と最も多く、次いで『労働時間や休日の取得』が43.0%、『給料』42.8%、『人間関係が良好』41.9%、『福利厚生』37.5%の順となっており、Ｑ２３の結果同様、業務の重要性とやりがいを重視している傾向がわかる。

	該当	
仕事のやりがいがある	3349	64.0
労働時間や休日の取得が希望に沿う	2246	43.0
給料・賃金が高い	2240	42.8
職場の人間関係が良好	2189	41.9
福利厚生が充実	1959	37.5
自宅から通勤が可能	1328	25.4
職場の環境（建物・立地等）が良い	1177	22.5
実施事業や業務内容が魅力的	1044	20.0
就職後のキャリアアップが用意	792	15.1
地域に密着した活動を行っている	717	13.7
自分の子どもの育児や家族の介護へのサポート	461	8.8
退職金制度がある	426	8.1

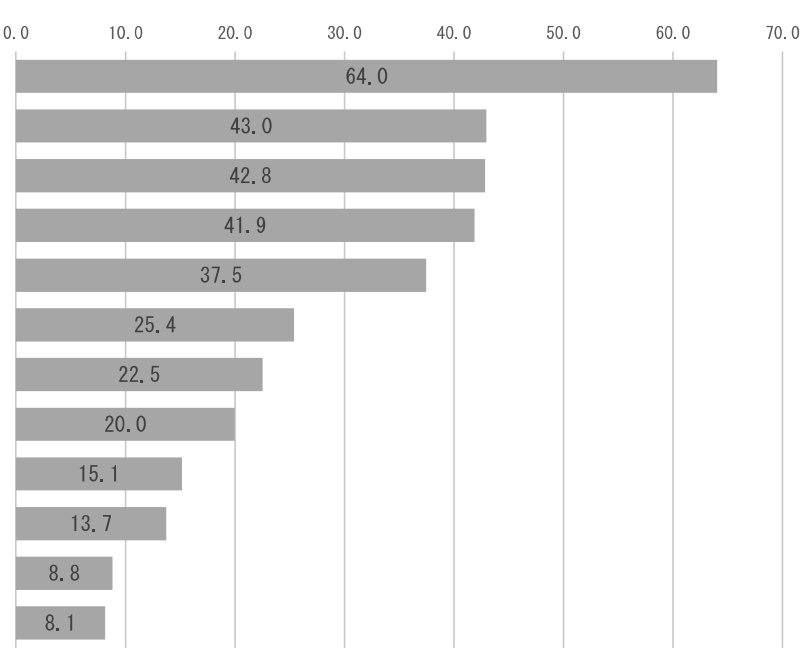

これ以降はアンケートの質問紙です。
試験中は開かないでください。
試験終了後、試験官の指示に従って回答してください。

‹実施するアンケート›

A．模擬試験苦手意識アンケート

あなたが受験した科目に関して、それぞれあなたの印象に最も近い評価の数字をマークシートに従って塗りつぶしてください。なお、受験していない科目は、空欄で構いません。

本アンケートの回答内容は、12月上旬に郵送するあなたの成績表に記載されます。本アンケートに回答いただくことで、科目毎にあなたが解いたときの難易度の印象と、あなたの成績結果を比較することができます。問題の難易度の感触と得点の実態を把握して、国家試験に向けた試験対策にお役立てください。

B．進路意向（就労状況）等に関するアンケート

【アンケートの目的及びアンケート実施主体】

本アンケートは、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が、養成校在校者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進及び社会福祉分野への進学推進の参考資料、今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすることを目的として実施するものです。なお、本調査で得たデータは、統計的処理をした上で、報告書等で公表します。個人が特定できる形式での公表はいたしません。

【アンケート対象】

アンケート対象は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「2022年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者とし、マークシート形式のアンケート用紙に回答いただくものです。回答はすべて統計的に処理しますので、個別の氏名、学校名、受験番号、個人の模擬試験の得点、問題の解答番号等が明らかになることは一切ありません。また、上記目的以外に使用することも一切ありません。

なお、本アンケートへの回答は任意です。回答の有無あるいは内容によって、あなたに不利益が生じることはありません。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得られたものとさせていただきます。

（注）上記アンケートＡ及びＢの回答マークシートは１枚にまとまっています。
続けて回答してください。

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局
〒108-0075 東京都港区港南４丁目７番８号 都漁連水産会館５階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

A．模擬試験苦手意識アンケート

あなたが受験した以下の［１］～[25]の科目に関して、それぞれあなたの印象（苦手か、得意か）に最も近い数字を塗りつぶしてください。（模擬試験で受験していない科目は塗りつぶさないでください）

［１・共］人体の構造と機能及び疾病	［12・社］社会調査の基礎
［２・共］心理学理論と心理的支援	［13・社］相談援助の基盤と専門職
［３・共］社会理論と社会システム	［14・社］相談援助の理論と方法
［４・共］現代社会と福祉	［15・社］福祉サービスの組織と経営
［５・共］地域福祉の理論と方法	［16・社］高齢者に対する支援と介護保険制度
［６・共］福祉行財政と福祉計画	［17・社］児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
［７・共］社会保障	［18・社］就労支援サービス
［８・共］障害者に対する支援と障害者自立支援制度	［19・社］更生保護制度
［９・共］低所得者に対する支援と生活保護制度	［20・精］精神疾患とその治療
［10・共］保健医療サービス	［21・精］精神保健の課題と支援
［11・共］権利擁護と成年後見制度	［22・精］精神保健福祉相談援助の基盤
	［23・精］精神保健福祉の理論と相談援助の展開
	［24・精］精神保健福祉に関する制度とサービス
	［25・精］精神障害者の生活支援システム

B．進路意向（就労状況）等に関するアンケート

Ｑ１　あなたの年齢（年代）を選んでください。

1. 20代　2. 30代　3. 40代　4. 50代　5. 60代以上

Ｑ２　あなたの性別を選んでください。

1. 女性　2. 男性　3. 回答しない

Ｑ３　あなたがこれから受験する予定の国家試験について、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

1. 社会福祉士国家試験　2. 精神保健福祉士国家試験　3. 保育士国家試験
4. 介護福祉士国家試験　5. 看護師国家試験　6. 歯科衛生士国家試験
7. 当てはまるものはない

Ｑ４　上記Ｑ３で１「社会福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉士国家試験の受験資格を取得する（取得した）養成校種別を１つ選んでください。

1. 福祉系４年制大学に在学している　2. 福祉系４年制大学を卒業した（既卒）
3. 福祉系短大・専門学校に在学している　4. 福祉系短大・専門学校を卒業した（既卒）
5. 養成施設（一般・短期）に在学している　6. 養成施設（一般・短期）を卒業した（既卒）

Ｑ５　上記Ｑ３で２「精神保健福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが精神保健福祉士国家試験の受験資格を取得する（取得した）養成校種別を１つ選んでください。

1. 福祉系４年制大学に在学している　2. 福祉系４年制大学を卒業した（既卒）
3. 福祉系短大・専門学校に在学している　4. 福祉系短大・専門学校を卒業した（既卒）
5. 養成施設（一般・短期）に在学している　6. 養成施設（一般・短期）を卒業した（既卒）

Q６　あなたが現在すでに取得ずみ（保有している）の国家資格について、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

1. 社会福祉士　2. 精神保健福祉士　3. 保育士　4. 介護福祉士　5. 看護師　6. 保健師
7. 弁護士　8. 司法書士　9. 当てはまるものはない

Q７　あなたが社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程（大学や養成施設等）で行った実習の分野をすべて選んでください。（複数回答可）

1. 高齢者福祉分野　2. 障害者福祉分野　3. 児童・母子福祉分野　4. 生活保護分野　5. 地域福祉分野
6. 生活困窮者自立支援分野　7. 医療分野（精神科以外）　8. 学校教育分野　9. 就業支援分野
10. 司法分野　11. 行政分野　12. 精神保健福祉分野（精神科医療機関を含む）　13. その他
14. 実習を行っていない（実習免除など）

Q８　上記Q７で14以外を選んだ方（実習を行った方）にお伺いします。あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在の勤務先）を選択するにあたり、実習先で最も影響を受けた人について、当てはまるものを１つ選んでください。

1. 実習先の実習指導者　2. 実習先の職員（実習指導者以外）　3. 養成課程の実習担当教員
4. 実習先の利用者等　5. 影響を受けた人はいない

Q９　上記Q８で１～４（５以外）を選んだ方にお伺いします。あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在の勤務先）を選択する際に受けた影響について、当てはまるものを１つ選んでください。

1. 肯定的な影響を受けた　2. どちらかというと肯定的な影響を受けた
3. どちらかというと否定的な影響を受けた　4. 否定的な影響を受けた

Q10　上記Q７で14以外を選んだ方（実習を行った方）にお伺いします。実習前と実習実施後で、あなたの就職に関する意識の変化について、当てはまるものを１つ選んでください。

1. 実習前は福祉分野への就職を希望しており、実習後も福祉分野に就職したいと思った
2. 実習前は福祉分野への就職を希望していたが、実習後は福祉分野に就職したくないと思った
3. 実習前は福祉分野への就職を希望していなかったが、実習後は福祉分野に就職したいと思った
4. 実習前も実習後も、福祉分野に就職したいと思わなかった

Q11　上記Q７で14以外を選んだ方（実習を行った方）にお伺いします。実習を行った結果、実習に行った施設・法人に就職したいと思いましたか？当てはまるものを１つ選んでください。

1. できることなら実習に行った施設・法人に就職したいと思った
2. 実習に行った施設・法人に就職したいと思わなかった
3. わからない

【学校（養成校）、進路選択に関する質問】

Q12　あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）年代を１つ選んでください。

1. 中学生以下　2. 高校生　3. 高校卒業後

Q13　あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等（養成校）で学ぶことを目指した理由をすべて選んでください。（複数回答可）

1. 人の役に立ちたいから　2. 人と関わるのが好きだから　3. 社会で重要な仕事だと思ったから
4. 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから　5. 親族・友人等が福祉の仕事をしているから
6. 雇用が安定している分野だから　7. 親族に勧められたから　8. 職場の同僚や上司に勧められたから
9. 高校の先生に勧められたから　10. 国家資格を取得したいから
11. 大学等のオープンキャンパスで進学したいと思ったから　12. 当てはまるものはない

Q14　あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等（養成校）を目指した際、進学について反対した人はいましたか？当てはまる人をすべて選んでください。（複数回答可）

1. 親（養育者）　2. 高校の先生　3. 友人・同級生・同僚　4. 配偶者（同居のパートナーを含む）
5. 上記１～４以外の人　6. 反対した人はいない

【就職、就職活動に関する質問】

Q15　あなたが社会福祉分野への就労を目指した（意識した）年代を１つ選んでください。

1. 中学生以下　2. 高校生　3. 大学・短大・専門学校等　4. 学校卒業後
5. 社会福祉分野への就労を目指していない

Q16　あなたが就職・就労するにあたり、希望する採用形態を１つ選んでください。

1. 正規職員（常勤職員として定年まで働ける職員）
2. 非正規職員（契約職員、パート・アルバイト、その他雇用期間が決まっている職員）
3. 正規・非正規どちらでもよい　4. その他

Q17　あなたの現在の就職活動又は就労の状況を１つ選んでください。

1. 内定ずみ　2. 就職活動中（まだ内定していない）　3. すでに就労ずみ　4. 進学（大学院等）　5. その他

Q18　上記Q17で１「内定ずみ」又は３「すでに就労ずみ」を選んだ方にお伺いします。採用形態を１つ選んでください。

1. 正規職員（常勤職員として定年まで働ける職員）
2. 非正規職員（契約職員、パート・アルバイト、その他雇用期間が決まっている職員）
3. 内定ずみだが国家試験合否結果で採用形態が変わる　4. その他

Q19　あなたが現在関心をもっている分野について、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

1. 高齢者福祉関係　2. 障害者福祉関係　3. 児童・母子福祉関係　4. 生活保護関係　5. 地域福祉関係
6. 生活困窮者自立支援関係　7. 医療関係（精神科以外）　8. 学校教育関係　9. 就業支援関係
10. 司法関係　11. 行政機関　12. 精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）　13. その他

Q20　あなたが社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んでみたいことについて、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

1. 制度の狭間にいる人への支援　2. 多文化共生　3. 過疎地での暮らしの支援
4. 障害者の地域生活支援　5. 子ども・子育て支援、児童虐待防止　6. 災害で被災した人びとへの支援
7. 政策や制度の提案・立案や運用　8. 社会福祉関係者や住民とのネットワークづくり
9. まちおこしや地域活性化　10. 認知症高齢者の支援　11. 社会的に弱い立場の人の権利を守る
12. 自身のキャリアアップ　13. 新しい福祉サービスを創り出す　14. 当てはまるものはない

Q21　あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在の勤務先）の運営主体を１つ選んでください。

1. 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）　2. 医療法人（病院等）　3. 公務員（福祉職）
4. 公務員（一般行政職）　5. 特定非営利活動法人（NPO法人）　6. 社会福祉協議会
7. 福祉に関係する一般企業　8. 一般企業　9. その他

Q22　あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在の勤務先）の分野を選んでください。（複数回答可）

1. 高齢者福祉関係　2. 障害者福祉関係　3. 児童・母子福祉関係　4. 生活保護関係　5. 地域福祉関係
6. 生活困窮者自立支援関係　7. 医療関係（精神科以外）　8. 学校教育関係　9. 就業支援関係
10. 司法関係　11. 行政機関　12. 精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）　13. その他

Q23　上記Q21で１～７（８・９以外）を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由をすべて選んでください。（複数回答可）

1. 人の役に立ちたいから　2. 人と関わるのが好きだから　3. 社会で重要な仕事だと思ったから
4. 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから　5. 親族・友人等が福祉の仕事をしているから
6. 雇用が安定している分野だから　7. 親族に勧められたから　8. 職場の同僚や上司に勧められたから
9. 大学等（養成校）の先生に勧められたから　10. 人びとが暮らしやすい地域やまちをつくりたいから
11. 社会的に弱い立場の人びとの権利を守りたいから　12. 理不尽な世の中を変えたいから
13. 当てはまるものはない

Q24　上記Q21で１～７（８・９以外）を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉分野に就職することについて、あなたの周りに反対した人はいましたか？当てはまる人をすべて選んでください。（複数回答可）

1. 親（養育者）　2. 配偶者（同居のパートナーを含む）・恋人
3. 友人・同級生・同僚　4. 親（養育者）以外の親族
5. 上記１～４以外の人　6. 反対した人はいない

Q25　あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在の勤務先）を選ぶにあたって、影響のあった学校（養成校）の在学中の体験等のうち、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

1. 座学の授業　2. 実習　3. 演習　4. ゼミ教育　5. ボランティア活動　6. アルバイト経験
7. 部活・サークル活動　8. 就職活動　9. その他

Q26　あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在の勤務先）を選ぶ上で重視することについて、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

1. 仕事のやりがいがある　2. 給料・賃金が高い　3. 労働時間や休日の取得が希望に沿う
4. 任期なしの常勤採用（安定雇用）　5. 職場の環境（建物・立地等）が良い　6. 自宅から通勤が可能
7. 福利厚生が充実　8. 就職後のキャリアアップが用意されている
9. 自分の子どもの育児や家族の介護へのサポート　10. 職場の人間関係が良好　11. 退職金制度がある
12. 実施事業や業務内容が魅力的　13. 地域に密着した活動を行っている　14. 当てはまるものはない

Q27　就職（就労されている方は転職）に関する情報をどこから得ていますか？当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

1. 学校（養成校）の求人情報　2. 求人情報会社のウェブサイトやSNS
3. 就職予定先・就職活動先の法人等のウェブサイトやSNS　4. 都道府県別の福祉人材センター
5. 全社協の福祉のお仕事　6. ハローワーク　7. インターンシップ　8. 専門職団体のウェブサイト
9. 就職説明会（合同を含む）　10. 教員　11. 先輩や卒業生　12. その他

6 現役学生（社会福祉士・精神保健福祉士養成課程）調査

１－６　現役学生（社会福祉士・精神保健福祉士養成課程）調査

１－６－１　調査の対象及び方法

（１）調査対象

ソ教連会員校に所属し、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に在籍している学生を対象とした。

調査協力校(全 12 校)は会員校のうちから、地域、規模、通信課程の有無などを鑑み選出した。

（２）調査方法

Web（ウェブ）調査にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- ソ教連会員校のうち、本調査への協力を承諾された学校を通じ、調査対象者へ調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載したメールまたは文書を周知する。
- 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力する。

１－６－２　調査内容

調査項目は以下である。

- 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得を目指しているか
- 性別
- 学年
- 現時点で取得を目指している資格（既に取得済みの資格も含む・在籍校で取得可能な資格に限定）
- 子ども家庭福祉や障害児支援に関するアルバイト経験
- 子ども家庭福祉や障害児支援に関するボランティア経験
- 行政機関（国・都道府県・市区町村）の児童福祉・子ども家庭関連部署でインターンシップに参加した経験
- 社会福祉士の国家試験受験資格を得るための実習（相談援助実習・ソーシャルワーク実習）の履修状況
- 相談援助実習・ソーシャルワーク実習（社会福祉士）を実施した施設・機関について、あてはまるもの
- 実習を実施した施設・機関の種類
- 回答時点における養成校卒業後の就職希望先
- 子ども家庭福祉（児童福祉）に関する学習や仕事などに対する関心の度合い
- 将来就職先を検討する上で重視する事項
- 認定資格のことを知っているか
- 今後、認定資格を取得したいか
- 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか

１－６－３　調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間：2022 年 10 月 11 日～10 月 31 日

回収数：722 件（回答用 web ページの情報を周知した人数が不明であるため、回答率は記載しない）

１－６－４　調査結果

Q1. 社会福祉士もしくは精神保健福祉士国家試験受験資格の取得意向（N=672）

「目指している」が 618(92.0%)、「検討中」が 54(8.0%)であった。

	度数	%
目指している	618	92.0
目指す・目指さないについて検討中	54	8.0
合計	672	

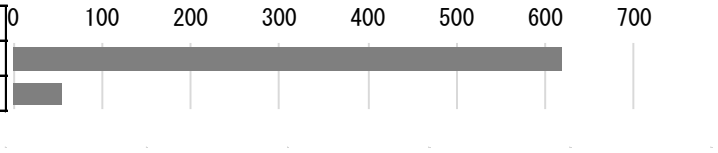

Q2. 回答者の性別(N=659)

「男」が 196(29.7%)、「女」が 450(68.3%)と女性が多かった。

	度数	%
男	196	29.7%
女	450	68.3%
その他	7	1.1%
答えたくない	6	0.9%
合計	659	

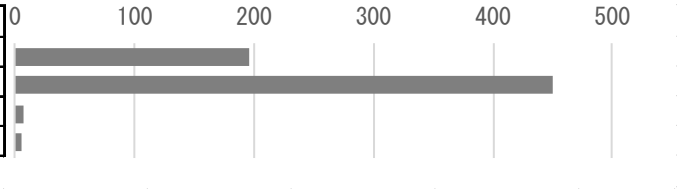

Q3. 回答者の学年(N=659)

「1 年生」が 25.9%、「2 年生」が 23.5%、「3年生」が 24.4%、「4年生」が 25.8%と、回答者の学年に大きなばらつきはみられなかった。

	度数	%
1 年生	171	25.9%
2 年生	155	23.5%
3 年生	161	24.4%
4 年生	170	25.8%
上記の区切りでは回答が難しい	2	0.3%
合計	659	

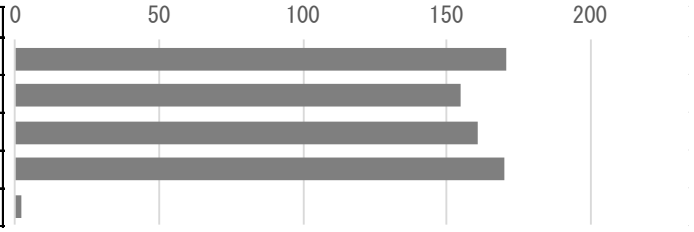

Q4. 現時点で目指している資格(N=659, MA)

「社会福祉士」が 619(93.9%)と最も多く、次いで「精神保健福祉士」(23.4%)、「スクールソーシャルワーカー認定資格」(9.3%)の順で多かった。

	度数	%
社会福祉士	619	93.9
精神保健福祉士	154	23.4
スクールソーシャルワーカー認定資格	61	9.3
保育士	34	5.2
教員免許状（幼稚園）	16	2.4
教員免許状（小学校・中学校・高等学校・特別支援を含む）	14	2.1

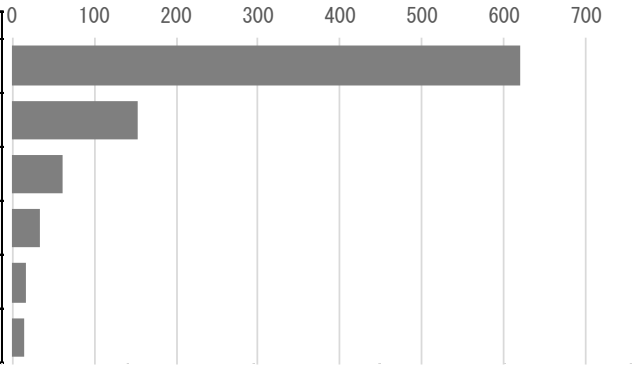

Q5. 子ども家庭福祉や障害児支援に関するアルバイト経験（有償ボランティア除く）（N=659, MA）

「関連するアルバイトをした経験はない」が 540（81.9%）と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童クラブ・学童保育）」（7.3%）、「放課後等デイサービス」（4.4%）の順で多かった。その他の自由記述には、「学習支援」「障害領域のグループホーム」「保育補助」などの回答があった。

	度数	%
児童相談所における一時保護所でのアルバイト	22	3.3
児童福祉施設（児童養護施設等）におけるアルバイト	15	2.3
児童福祉施設（児童館・児童遊園等）でのアルバイト	11	1.7
放課後児童クラブ（学童クラブ・学童保育）でのアルバイト	48	7.3
放課後等デイサービスでのアルバイト	29	4.4
障害児への支援を行う事業所・団体でのアルバイト（放課後等デイサービスは除く）	10	1.5
関連するアルバイトをした経験はない	540	81.9
その他	9	1.4

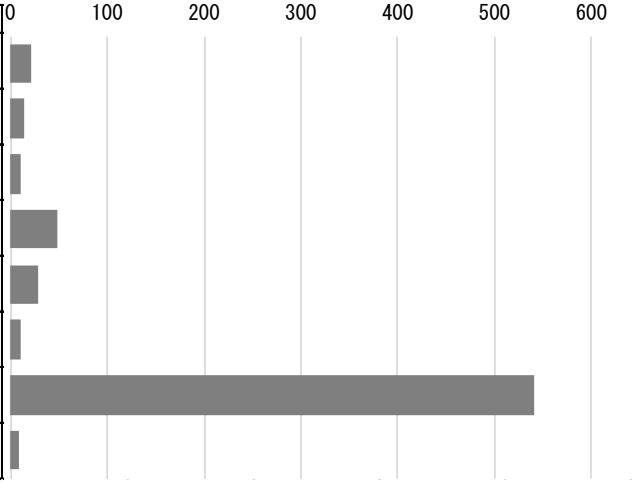

Q6. 子ども家庭福祉や障害児支援に関するボランティア経験（有償ボランティア含む）（N=659, MA）

「関連するボランティアの経験はない」が 452（68.6%）と最も多く、次いで「子ども食堂」（10.9%）、「子どもへの学習サポート」（10.6%）の順で多かった。その他の自由記述には、「コミュニティスクール」「児童館でのイベント」「特別支援学級での生活・学習サポート」などの回答があった。

	度数	%
子ども食堂におけるボランティア	72	10.9
子どもへの学習サポートボランティア	70	10.6
子育てサロンにおけるボランティア	9	1.4
児童福祉施設におけるボランティア	31	4.7
障害児への支援を行う事業所・団体におけるボランティア	62	9.4
関連するボランティアの経験はない	452	68.6
その他	29	4.4

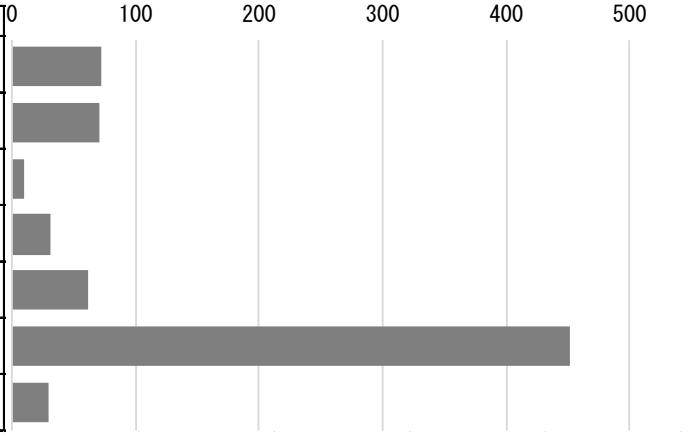

Q7. 行政機関（国・都道府県・市町村）の児童福祉・子ども家庭関連部署でのインターンシップ経験（N=659, MA）

「行政機関のインターンシップに参加したことはない」が 642(97.4%)と最も多かった。

	度数	%
国（府省庁）の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した	1	0.2
都道府県の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した	8	1.2
市区町村の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した	11	1.7
行政機関のインターンシップに参加したことはない	642	97.4

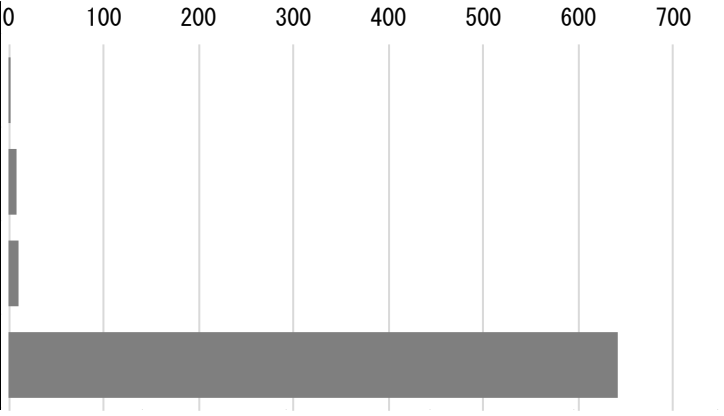

Q8. 社会福祉士の国家試験受験資格を得るための実習の履修状況(N=657)

「すべての実習を修了した」が 270(41.1%)と最も多く、次いで「まだ実習は一切実施していない」(30.3%)、「実習の一部を修了した」(24.5%)の順で多かった。

	度数	%
全ての実習を修了した	270	41.1%
実習の一部を修了した	161	24.5%
まだ実習は一切実施していない	199	30.3%
精神保健福祉士の国家試験受験資格のみ取得予定のため社会福祉士の実習は履修していない	27	4.1%
合計	657	

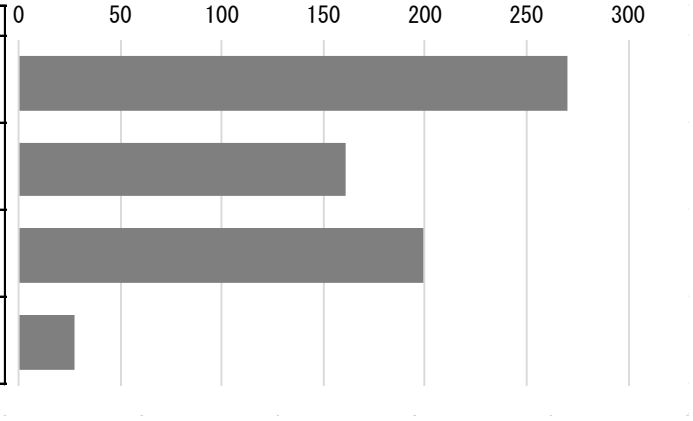

Q9. 相談援助実習・ソーシャルワーク実習(社会福祉士)を実施した施設・機関(N=432)

「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」が 354(81.7%)、「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した(障害児支援含む)」が 79(18.3%)であった。

	度数	%
児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した（障害児支援含む）	79	18.3%
児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した	353	81.7%
合計	432	

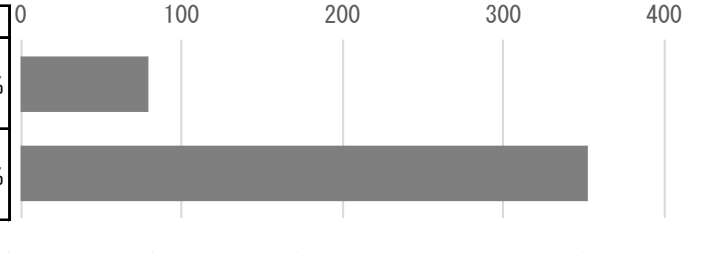

Q10.「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した」と回答した者が実習を実施した施設・機関(N=79, MA)

「児童養護施設」が 25(31.6%)と最も多く、次いで「母子生活支援施設」が 15(19.0%)、「障害児通所施設(児童発達支援・放課後等デイサービス)」「行政機関における児童福祉に関する部署(福祉事務所含む)」(17.7%)の順で多かった。

	度数	%
乳児院	1	1.3
母子生活支援施設	15	19.0
児童養護施設	25	31.6
児童自立支援施設	3	3.8
児童心理治療施設	2	2.5
障害児入所施設（福祉型・医療施設）	4	5.1
障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）	14	17.7
児童相談所（一時保護所含む）	7	8.9
行政機関における児童福祉に関する部署（福祉事務所含む）	14	17.7
その他	4	5.1

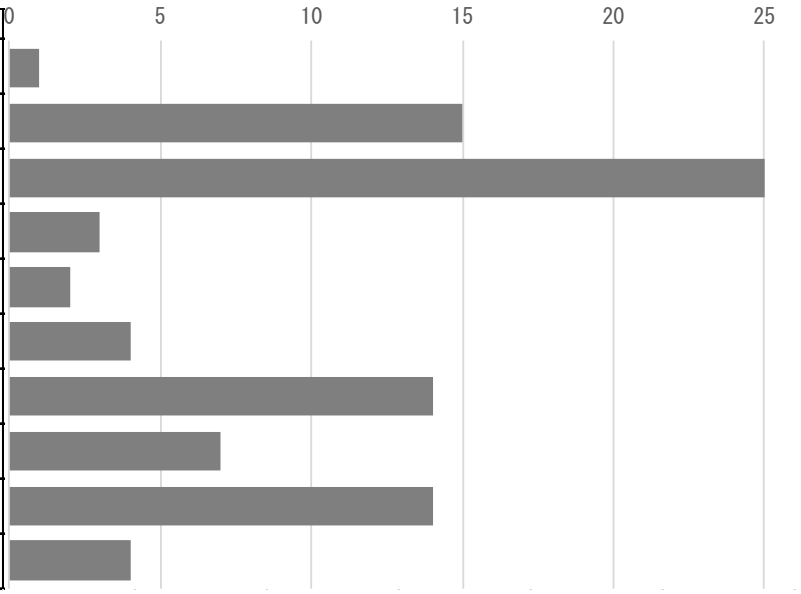

Q11.「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」と回答した者が実習を実施した施設・機関（N=353, MA）

「高齢者支援に関する施設・機関」が 248（70.3%）と最も多く、次いで「障害者支援に関する施設・機関」（25.8%）、「地域福祉に関する機関」（12.5%）の順で多かった。

	度数	%
高齢者支援に関する施設・機関	248	70.3
障害者支援に関する施設・機関	91	25.8
地域福祉に関する機関	44	12.5
生活保護施設	6	1.7
行政機関	5	1.4
医療機関	12	3.4
その他	5	1.4

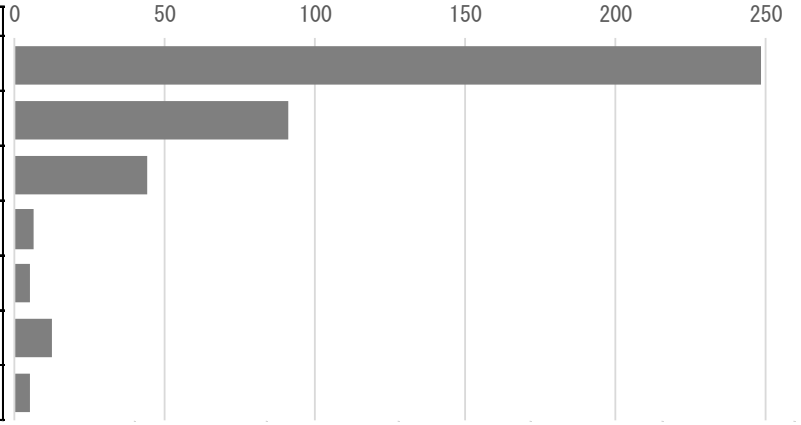

Q12. 現時点における大学卒業後の就職希望先（N=659, MA）

「市区町村（一般職、福祉職含む）」が 212（32.2%）と最も多く、次いで「まだ分からない」（22.2%）、「児童福祉施設」（20.0%）の順で多かった。

	度数	%
市区町村（一般職、福祉職含む）	212	32.2
都道府県（一般職、福祉職含む）	131	19.9
児童相談所（一時保護所除く）	89	13.5
一時保護所（児童相談所併設）	43	6.5
児童福祉施設	132	20.0
スクールソーシャルワークに関する業務	60	9.1
障害児支援に関する施設・機関	69	10.5
障害者支援に関する施設・機関	69	10.5
高齢者支援に関する施設・機関	125	19.0
生活困窮者支援に関する施設・機関（保護施設を含む）	23	3.5
地域福祉の推進に関する機関	90	13.7
医療機関	98	14.9
まだ分からない	146	22.2
福祉以外の一般企業	48	7.3
その他	17	2.6

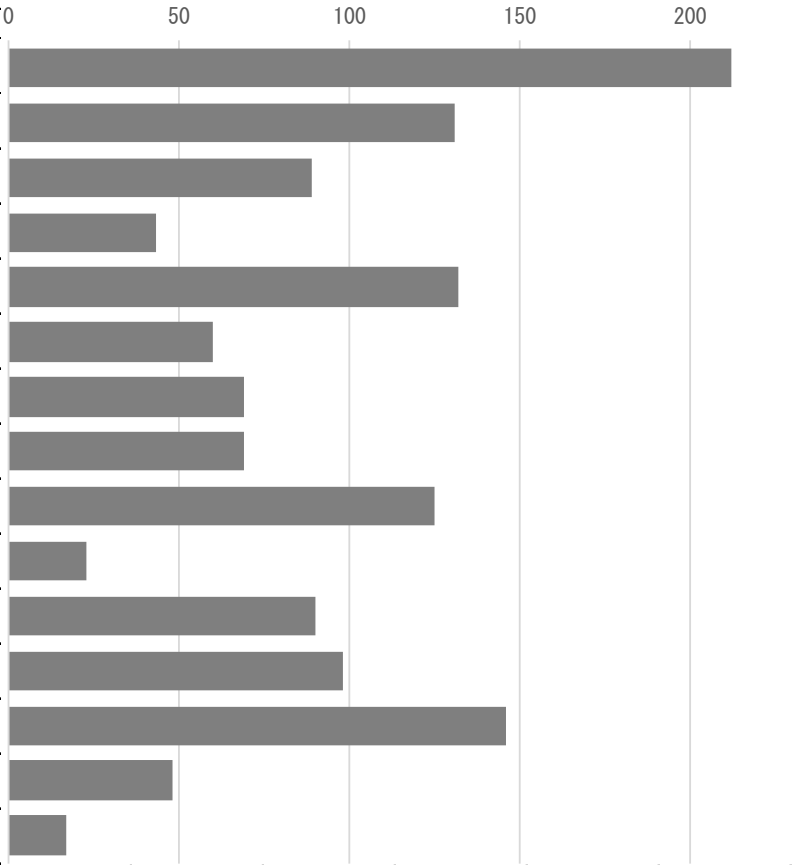

Q13. 子ども家庭福祉(児童福祉)に関する学習や仕事などに対する関心

「子ども家庭福祉に関する学習をする」「子ども家庭福祉に関する仕事に就く(将来)」において「とても関心がある」が最も多かった。

	関心はない	あまり関心はない	少しは関心がある	まあまあ関心がある	とても関心がある	合計
子ども家庭福祉に関する学習をする	22	55	137	201	222	637
子ども家庭福祉に関するボランティアやアルバイトをする	44	75	140	190	187	636
子ども家庭福祉に関する仕事に就く(将来)	62	117	130	157	170	636

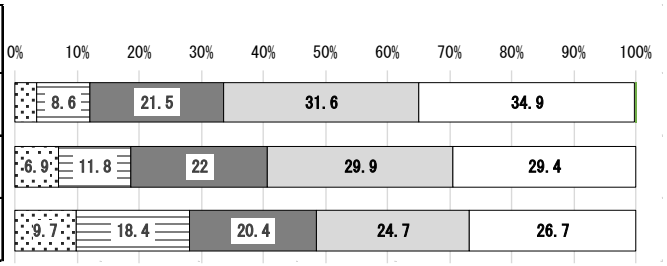

Q14・15. 将来就職先を検討するうえで重視する事項

「とても重視する」では「正規雇用である」が 487(77.1%)と最も多く、次いで「取りたいときに有給休暇(産前産後休業・育児休業・介護休業含む)を取得できる」(64.8%)、「平均所得と同等(以上)の収入が得られる」(61.0%)の順で多かった。

	わからない	重視しない	あまり重視しない	少しは重視する	まあまあ重視する	とても重視する	合計
社会福祉士・精神保健福祉士の専門性を生かした業務を行うことができる	19	13	33	100	262	210	637
勤務先で社会福祉士・精神保健福祉士の専門性が理解されている	24	8	20	89	239	257	637
正規雇用である	14	3	3	26	99	487	632
平均所得と同等(以上)の収入が得られる	12	2	12	53	169	388	636
残業や時間外勤務が少ない	11	6	24	78	197	316	632
取りたいときに有給休暇(産前産後休業・育児休業・介護休業含む)を取得できる	4	1	7	48	164	413	637
職員の資質向上に向けた取り組み(研修受講や資格取得)に対する時間的な支援制度が整っている	6	2	9	72	219	328	636
関心がある対象者(高齢者、障害者、子ども家庭など)への支援に関与できる	11	5	17	66	209	329	637
希望する地域で勤務できる	9	3	17	50	212	335	626

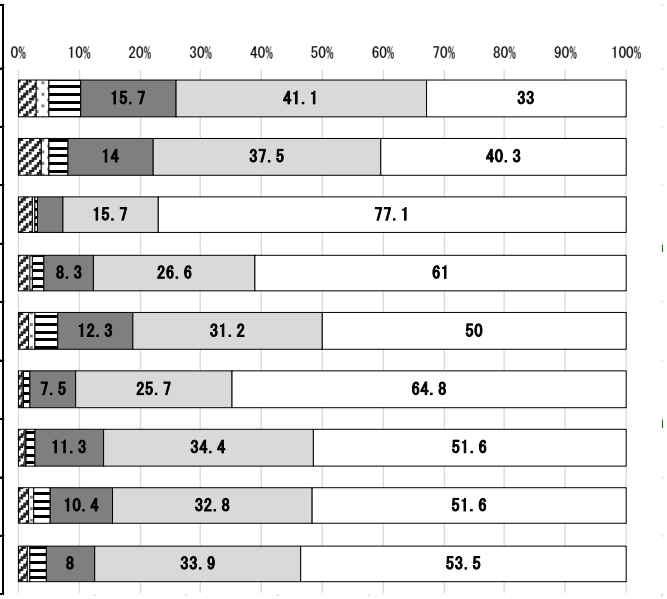

Q16. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー:仮称)への認知(N=626)

「まったく知らなかった」が 283(45.2%)と最も多く、「知っていた」(17.4%)、「聞いたことはあった」(37.4%)の順で多かった。

	度数	%
知っていた	109	17.4%
聞いたことはあった	234	37.4%
まったく知らなかった	283	45.2%
合計	626	

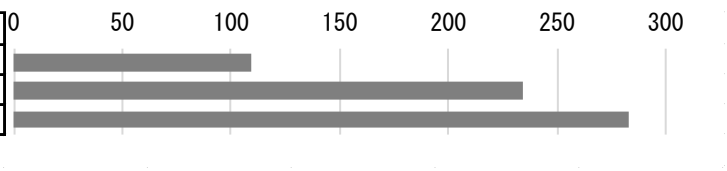

Q17. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格への取得意向(N=626)

「少しは取得したいと思う」が 251(40.1%)と最も多く、「とても取得したいと思う」(19.0%)とあわせると約60%が「取得したいと思う」という回答であった。

	度数	%
とても取得したいと思う	119	19.0%
少しは取得したいと思う	251	40.1%
あまり取得したいと思わない	87	13.9%
取得したいと思わない	43	6.9%
取得条件や取得することのメリット等について具体的にわからないと何ともいえない	126	20.1%
合計	626	

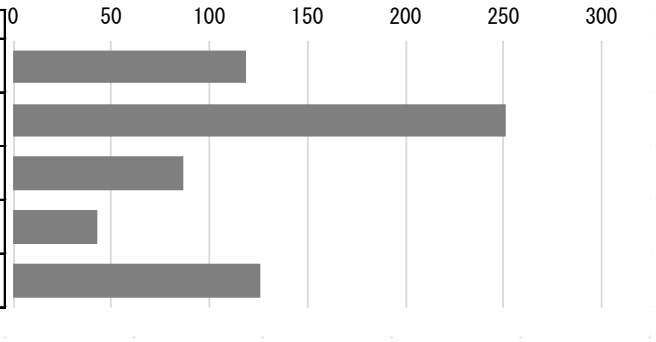

Q18. 新たな認定資格を取得する動機となる条件

「子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる」「資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる」「組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる」「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる」において「とても重要」が最も多かった。すべての項目において「とても重要」と「すこしは重要」をあわせると90%以上が「重要である」との回答であった。

	重要ではない	すこしは重要	とても重要	合計
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	36	219	371	626
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	48	296	278	622
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	25	159	441	625
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	51	293	278	622
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	22	208	395	625
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる	20	187	413	620

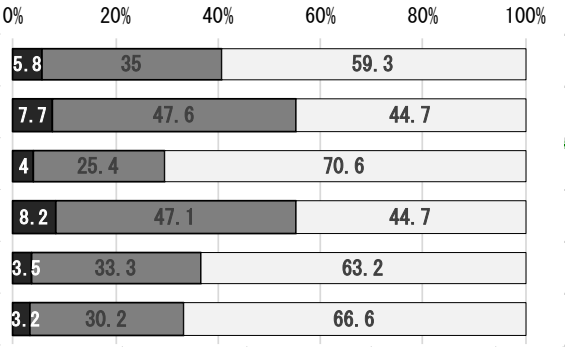

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

調査の目的と確認

＜調査の位置づけと目的＞

本調査は「厚生労働省 令和４年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」による「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究（実施団体：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟）」として実施されるものです。

令和４年６月に児童福祉法が改正され（施行期日：令和６年４月１日）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの新たな認定資格を導入すること、認定資格の取得状況等を勘案しつつ、施行後２年を目途として、子ども家庭福祉に関する専門的な知識および技術を必要とする支援を行う者について検討を加えることとされました。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する１つの案として、福祉系大学ルート（※）が想定されています。

本調査では、この新たな認定資格を取得した者の採用意向の調査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書（仮）にて公表される予定です。

（※）例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目（500 時間程度）を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

＜調査協力への確認＞

本調査への協力は任意によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査研究の目的のみに用いられます（個人が特定されるデータや結果が公表されることはありません）。

これらをお読みいただき、協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答にお進みください。（調査への**回答をもって協力に同意したもの**とさせていただきます）

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

＜回答期日＞

令和４年１０月２５日（火）までにご回答ください。

＜本調査に関するお問い合わせ＞

専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。
お手数ですが、下記URLからお問い合わせフォームを開いてください。
https://prg.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

アンケート対象者としての確認

本調査では、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す学生を対象としています。

※現在検討中の学生も対象者に含みます。

1. あなたは社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得を目指していますか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 目指している
- ◯ 目指す・目指さないについて検討中
- ◯ 目指していない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

あなた自身のことについて

＊2. あなたの性別についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 男
- ◯ 女
- ◯ その他
- ◯ 答えたくない

＊3. あなたの学年について、あてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ １年生
- ◯ ２年生
- ◯ ３年生
- ◯ ４年生
- ◯ 上記の区切りでは回答が難しい

＊4. 現時点で取得を目指している資格について、あてはまるもの全てを選択してください。

※ すでに取得済みの資格がある場合はそれも選択してください。
※ 現在在籍している大学において取得可能な資格に限定して回答してください。

- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士
- ☐ スクールソーシャルワーカー認定資格
- ☐ 保育士
- ☐ 教員免許状（幼稚園）
- ☐ 教員免許状（小学校・中学校・高等学校・特別支援を含む）

＊5. 子ども家庭福祉や障害児支援に関するアルバイトとして、以下のうち経験したことがあるものすべてを選択してください。

※有償ボランティアは含みません。

- ☐ 児童相談所における一時保護所でのアルバイト
- ☐ 児童福祉施設（児童養護施設など）におけるアルバイト
- ☐ 児童厚生施設（児童館・児童遊園等）でのアルバイト
- ☐ 放課後児童クラブ（学童クラブ・学童保育）でのアルバイト
- ☐ 放課後等デイサービスでのアルバイト
- ☐ 障害児への支援を行う事業所・団体でのアルバイト（放課後等デイサービスは除く）
- ☐ 関連するアルバイトをした経験はない
- ☐ その他（具体的に）

＊6. 子ども家庭福祉や障害児支援に関するボランティアとして、以下のうち経験したことがあるものすべてを選択してください。

※有償ボランティアを含みます。

- ☐ 子ども食堂におけるボランティア
- ☐ 子どもへの学習サポートボランティア
- ☐ 子育てサロンにおけるボランティア
- ☐ 児童福祉施設におけるボランティア
- ☐ 障害児への支援を行う事業所・団体におけるボランティア
- ☐ 関連するボランティアの経験はない
- ☐ その他（具体的に）

＊7. 行政機関（国・都道府県・市区町村）の児童福祉・子ども家庭関連部署でインターンシップに参加した経験がありますか。あてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 国（府省庁）の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した
- ☐ 都道府県の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した
- ☐ 市区町村の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した
- ☐ 行政機関のインターンシップに参加したことはない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

大学における社会福祉士・精神保健福祉士に関する学習状況について

＊8. 社会福祉士の国家試験受験資格を得るための実習（相談援助実習・ソーシャルワーク実習）の履修状況について、あてはまるもの１つを選択してください。

◯ 全ての実習を修了した（単位の確定は今後でも構いません）
◯ 実習の一部を修了した
◯ まだ実習は一切実施していない
◯ 精神保健福祉士の国家試験受験資格のみ取得予定のため社会福祉士の実習は履修していない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

大学における社会福祉士・精神保健福祉士に関する学習状況について

＊9. 相談援助実習・ソーシャルワーク実習（社会福祉士）を実施した施設・機関について、あてはまるもの１つを選択してください。

※複数回に分けて実習を実施した場合、そのうちの一部分でも児童福祉（障害児支援含む）に関する施設・機関で実習を実施した場合には１つ目の選択肢を選択してください。

※児童福祉に関連する施設・機関の例
ー児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所（一時保護所含む）、障害児通所支援事業所など

◯ 児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した（障害児支援含む）
◯ 児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

大学における社会福祉士・精神保健福祉士に関する学習状況について

＊10. 実習を実施した施設・機関について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

☐ 乳児院
☐ 母子生活支援施設
☐ 児童養護施設
☐ 児童自立支援施設
☐ 児童心理治療施設
☐ 障害児入所施設（福祉型・医療施設）
☐ 障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）
☐ 児童相談所（一時保護所含む）
☐ 行政機関における児童福祉に関する部署（福祉事務所含む）
☐ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

大学における社会福祉士・精神保健福祉士に関する学習状況について

＊11. 実習を実施した施設・機関について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

☐ 高齢者支援に関する施設・機関
☐ 障害者支援に関する施設・機関
☐ 地域福祉に関する機関
☐ 生活保護施設
☐ 行政機関
☐ 医療機関
☐ その他（具体的に）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

大学卒業後の進路の希望について

＊12. 現時点における大学卒業後の就職希望先として、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。

※内定が決まっている方は、内定先としてあてはまるものを選択してください。また、内定先以外にも就職活動中に関心を持っていた項目があればそれらもすべて選択してください。

- ☐ 市区町村（一般職、福祉職含む）
- ☐ 都道府県（一般職、福祉職含む）
- ☐ 児童相談所（一時保護所除く）
- ☐ 一時保護所（児童相談所併設）
- ☐ 児童福祉施設
- ☐ スクールソーシャルワークに関する業務（都道府県・教育委員会など）
- ☐ 障害児支援に関する施設・機関
- ☐ 障害者支援に関する施設・機関
- ☐ 高齢者支援に関する施設・機関
- ☐ 生活困窮者支援に関する施設・機関（保護施設を含む）
- ☐ 地域福祉の推進に関する機関
- ☐ 医療機関
- ☐ まだ分からない
- ☐ 福祉以外の一般企業
- ☐ その他（具体的に）

＊13. 子ども家庭福祉（児童福祉）に関する学習や仕事などにどの程度関心がありますか。あてはまるもの１つを選択してください。

	とても関心がある	まあまあ関心がある	少しは関心がある	あまり関心はない	関心はない
子ども家庭福祉に関する学習をする	○	○	○	○	○
子ども家庭福祉に関するボランティアやアルバイトをする	○	○	○	○	○
子ども家庭福祉に関する仕事に就く（将来）	○	○	○	○	○

＊14. 将来就職先を検討するうえで、以下の項目についてどの程度重視しますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

※すでに内定を得ている方は、就職活動において重視した程度として回答してください。

	とても重視する	まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない	分からない
社会福祉士・精神保健福祉士の専門性を生かした業務を行うことができる	○	○	○	○	○	○
勤務先で社会福祉士・精神保健福祉士の専門性が理解されている	○	○	○	○	○	○
正規雇用である	○	○	○	○	○	○
平均所得と同等（以上）の収入が得られる	○	○	○	○	○	○
残業や時間外勤務が少ない	○	○	○	○	○	○

＊15.【続き】将来就職先を検討するうえで、以下の項目についてどの程度重視しますか。それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

※すでに内定を得ている方は、就職活動において重視した程度として回答してください。

	とても重視する	まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない	分からない
取りたいときに有給休暇（産前産後休業・育児休業・介護休業含む）を取得できる	○	○	○	○	○	○
職員の資質向上に向けた取り組み（研修受講や資格取得）に対する時間的・経済的な支援制度が整っている	○	○	○	○	○	○
関心がある対象者（高齢者、障害者、子ども家庭など）への支援に関与できる	○	○	○	○	○	○
希望する地域で勤務できる	○	○	○	○	○	○

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

子ども家庭福祉に関する新たな認定資格への関心などについて

図：新たな認定資格を有する者の３つの養成ルート

※厚生労働省においては、令和6年4月より、図の①の既存の有資格者ルートおよび②現任者ルートを創設することとしています。また③の福祉系大学ルートについては、当該ルートを創設するかも含め、法施行後に検討することとしています。

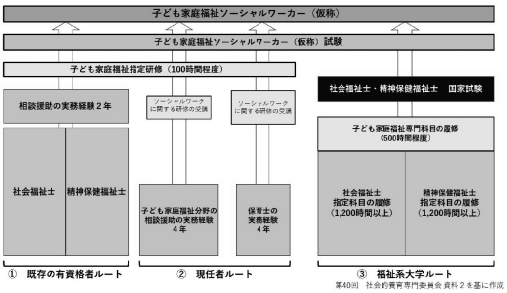

第40回　社会的養育専門委員会 資料２を基に作成

＊16. 今回の児童福祉法改正によって示された子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）のことを知っていましたか。あてはまるもの１つを選択してください。

- ○ 知っていた
- ○ 聞いたことはあった
- ○ まったく知らなかった

＊17. 今後、子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得したいと思いますか。あてはまるもの１つを選択してください。

➡現時点において、回答されている皆さんは、大学を卒業後、社会福祉士もしくは精神保健福祉士を取得したうえで２年以上の相談援助業務を経験し、研修（100時間程度）を受講後、試験に合格すると資格が得られることが検討されています。

- ○ とても取得したいと思う
- ○ 少しは取得したいと思う
- ○ あまり取得したいと思わない
- ○ 取得したいと思わない
- ○ 取得条件や取得することのメリット等について具体的に分からないと何ともいえない

＊18. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー：仮称）を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思いますか。以下に示す各項目の重要度を選択してください。

	とても重要	少しは重要	重要ではない
子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる	○	○	○
認定資格を有していなければ就くことができない職務を担当できる	○	○	○
資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる	○	○	○
組織内において子ども家庭福祉に関する業務への裁量権が得られる	○	○	○
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	○	○	○
子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力を習得できる	○	○	○

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）
現役学生　調査

アンケート調査ご協力のお礼

アンケート調査は以上です。
このたびは貴重な時間を使ってご協力いただきありがとうございました。

今後も社会福祉士・精神保健福祉士を目指して学習頑張ってください！

7　社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査

１－７　社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査

１－７－１　調査の対象及び方法

（１）調査対象

本連盟会員校（社会福祉士・精神保健福祉士養成校）265 校を対象とした。

なお、回答者については『社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体に責任を有している教員（学部長・学科長・実習委員長・実習コーディネーター教員等)』と指定した。回答は１校につき 1 回とした。

（２）調査方法

Web（ウェブ）調査にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- 調査対象者であるソ教連会員校へ調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載したメールを送付した。
- 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力する。

１－７－２　調査内容

調査内容は以下である。

- 回答者の役職・肩書
- 養成校の所在都道府県
- 養成校の種別
- 設置している養成課程の種類
- 指定科目以外の子ども家庭福祉に関する科目（講義・演習・実習）の設置状況
- 社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程の厚生局届け出の定員数
- 社会福祉士養成の実習指導および精神保健福祉士養成の実習指導の科目を担当する専任教員の人数
- 各養成課程を設置している学科やコースでの定員充足状況（直近３年程度の平均的な傾向）
- 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、回答者の所属する養成校で設置することへの意向
- 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することへの動機
- 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、貴養成校にその課程を設置することにどの程度必要性を感じるか
- 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することの必要性を感じる理由
- 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することにどの程度難しさを感じるか
- 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することを想定した場合、時間数や講師確保などの困難さの程度
- 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することを積極的に検討するた

めに必要な条件

- 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、回答者の所属する養成校に福祉系大学ルート養成課程を設置できる可能性が高まると考えるか
- 回答者の所属する養成校が現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」となることへの意向
- 現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」になることを積極的に検討するために必要な条件
- 現任者向け指定研修（100時間程度）の「研修実施機関」となる場合、どのような形で実施期間を担うことが可能か（単独、複数団体協働実施、一部科目講師担当等）
- が現任者向け指定研修の「講師養成研修（時間数未定）実施機関」となる場合、どのような形で実施期間を担うことが可能か（単独、複数団体協働実施、一部科目講師担当等）
- 現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」の会場を提供の可否と提供可能な範囲
- 現任者向け指定研修の講師を担当することを想定した際に、在籍する専任教員のうち、子ども家庭福祉を専門的に教授できる教員の人数、並びに子ども家庭福祉に専門的ではないがそれに関連して科目を教授できる教員の人数

１－７－３　調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間：2023 年１月 16 日～2023 年２月３日

回収数：162 件(回収率 61.1%)

１－７－４　調査結果

Q1. 回答者の役職・肩書

回答者は、社会福祉士･精神保健福祉士の養成課程に携わる大学、専修学校等の教職員が多かった。

Q2. 養成校が所在する都道府県（N=133）

最も多いのが「東京都」で 16（12.0%）、次に「北海道」の 10（7.5%）、そして「大阪府」「兵庫県」の 9（6.8%）であった。

	度数	%
北海道	10	7.5
青森県	1	0.8
岩手県	1	0.8
宮城県	2	1.5
秋田県	0	0.0
山形県	1	0.8
福島県	2	1.5
茨城県	2	1.5
栃木県	0	0.0
群馬県	2	1.5
埼玉県	5	3.8
千葉県	2	1.5
東京都	16	12.0
神奈川県	5	3.8
新潟県	3	2.3
富山県	1	0.8
石川県	0	0.0
福井県	0	0.0
山梨県	1	0.8
長野県	1	0.8
岐阜県	1	0.8
静岡県	3	2.3
愛知県	8	6.0
三重県	3	2.3
滋賀県	1	0.8
京都府	7	5.3
大阪府	9	6.8
兵庫県	9	6.8
奈良県	1	0.8
和歌山県	0	0.0
鳥取県	0	0.0
島根県	2	1.5
岡山県	2	1.5
広島県	5	3.8
山口県	2	1.5
徳島県	1	0.8
香川県	1	0.8
愛媛県	2	1.5
高知県	1	0.8
福岡県	3	2.3
佐賀県	2	1.5
長崎県	4	3.0
熊本県	3	2.3
大分県	2	1.5
宮崎県	1	0.8
鹿児島県	2	1.5
沖縄県	3	2.3
合計	133	100.0

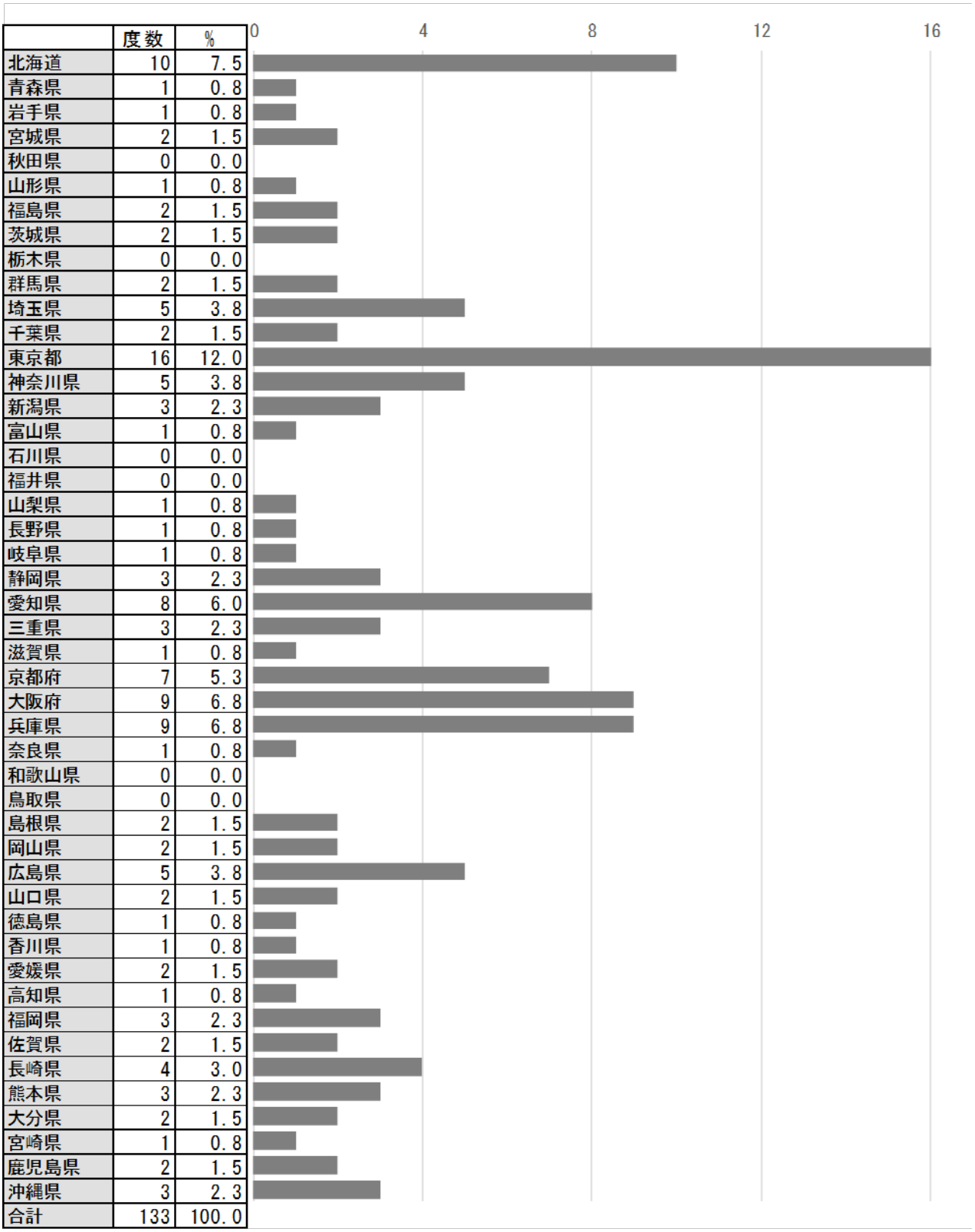

Q3. 養成校の種別(N=133)

「大学」が 105(78.9%)と最も多く、「短期大学」が 3(2.3%)、「専修学校(専門課程)」が 13(9.8%)であった。

	度数	%
大学	105	78. 9%
短期大学	3	2. 3%
専修学校(専門課程)	13	9. 8%
その他	12	9. 0%
合計	133	

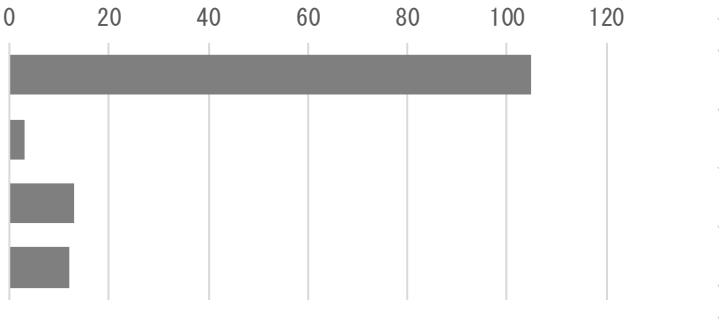

Q4. 養成校に設置している養成課程(N=133,MA)

「社会福祉士(通学)」が 112(84.2%)と最も多く、次いで「精神保健福祉士(通学)」(60.9%)、「スクールソーシャルワーカー」(28.6%)の順で多かった。

	度数	%
社会福祉士(通学)	112	84. 2
社会福祉士(通信)	5	3. 8
社会福祉士 (通信: 一般養成施設・ 短期養成施設)	20	15. 0
精神保健福祉士(通学)	81	60. 9
精神保健福祉士(通信)	6	4. 5
精神保健福祉士 (通信: 一般養成施設・ 短期養成施設)	12	9. 0
スクールソーシャルワーカー	38	28. 6
合計	133	

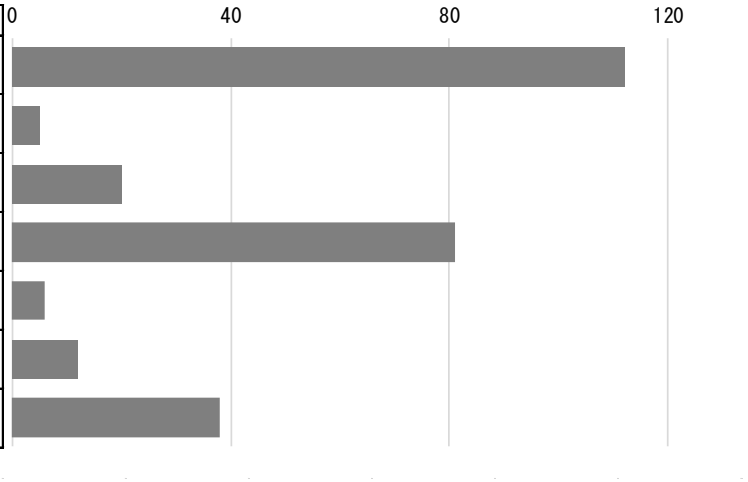

Q5. 指定科目※以外の子ども家庭福祉に関する科目(講義・演習・実習)の設置状況(N=133)

※指定科目とは、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を取得するために必要な省令で定められている科目、またはスクールソーシャルワーカー認定資格を取得するために必要な日本ソーシャルワーク教育学校連盟によって定められている科目を指す。

「設置している」と回答したうち、「講義科目」は55(43.7%)、「演習科目」は17(14.7%)、「実習科目」は15(13.0%)であった。

	設置している	設置していない	合計
講義科目	55	71	126
演習科目	17	99	116
実習科目	15	100	115

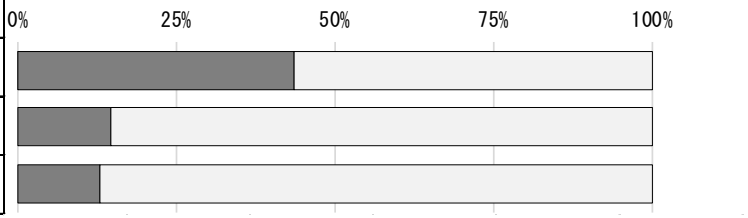

Q6. 養成校における社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程の厚生局届け出の定員数

社会福祉士課程(通学)の定員数では「51 人～100 人」が 36(34.6%)と最も多く、精神保健福祉士課程(通学)の定員数では「1 人～20 人」が 35(47.9%)と最も多かった。

Q6-1. 社会福祉士課程(通学)定員数(N=104)

	度数	%
1 人～20人	17	16.3%
21人～50人	34	32.7%
51人～100人	36	34.6%
101人～150人	7	6.7%
150人～	10	9.6%
合計	104	

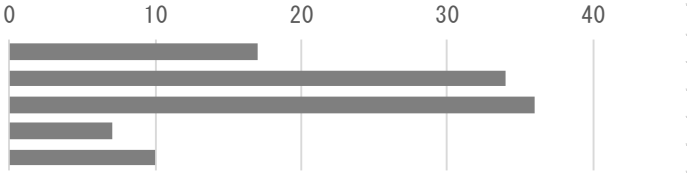

Q6-2. 社会福祉士課程(通信)定員数(N=22)

	度数	%
1 人～50人	2	9.1%
51人～100人	6	27.3%
101人～200人	8	36.4%
201人	6	27.3%
合計	22	

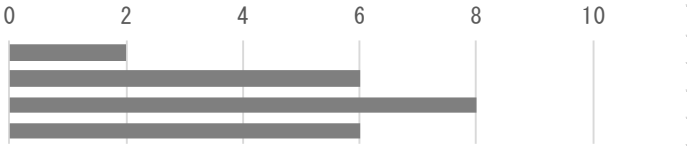

Q6-3. 精神保健福祉士課程(通学)定員数(N=73)

	度数	%
1 人～20人	35	47.9%
21人～50人	29	39.7%
51人～100人	7	9.6%
101人～	2	2.7%
合計	73	

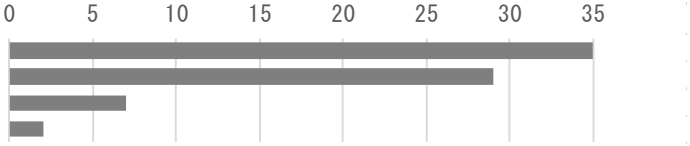

Q6-4. 精神保健福祉士課程(通信)定員数(N=12)

	度数	%
1 人～50人	3	13.6%
51人～100人	6	27.3%
101人～	3	13.6%
合計	12	

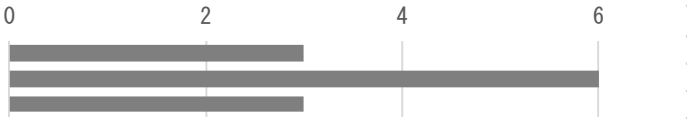

Q7. 養成校において社会福祉士養成の実習指導及び精神保健福祉士養成の実習指導の科目を担当する専任教員の人数

※年度によって教員数に変動がある場合には「3～4名」など幅を持たせて記入

※社会福祉士と精神保健福祉士や、通学と通信の教員に重複がある場合はそれぞれでカウント

社会福祉士養成課程(通学)の実習教員数では「1 人～5 人」が 56(52.8%)と最も多く、精神保健福祉士養成課程(通学)の実習教員数では「2 人」が 32(42.7%)と最も多かった。

Q7-1. 社会福祉士課程(通学)実習教員数(N=106)

	度数	%
1 人～5 人	56	52.8%
6 人～9 人	32	30.2%
10人～20人	16	15.1%
21人～	2	1.9%
合計	106	

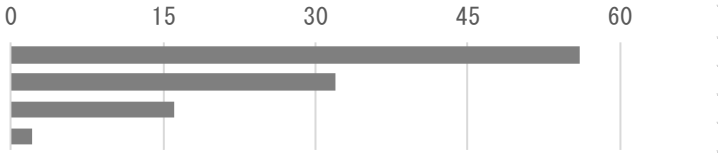

Q7-2. 社会福祉士課程(通信)実習教員数(N=28)

	度数	%
0 人	3	10. 7%
1 人～2人	11	39. 3%
3 人～9 人	11	39. 3%
10人～	3	10. 7%
合計	28	

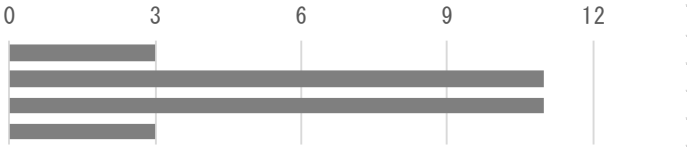

Q7-3. 精神保健福祉士課程(通学)実習教員数(N=75)

	度数	%
1 人	18	24. 0%
2 人	32	42. 7%
3 人～9 人	22	29. 3%
10人～	3	4. 0%
合計	75	

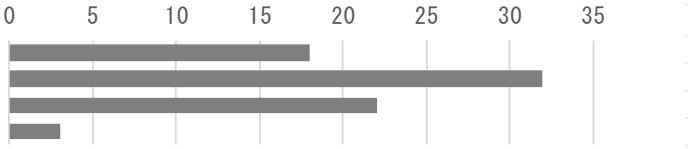

Q7-4. 精神保健福祉士課程(通信)実習教員数(N=17)

	度数	%
0人	2	11. 8%
1 人～2 人	6	35. 3%
3 人～9 人	7	41. 2%
10人～	2	11. 8%
合計	17	

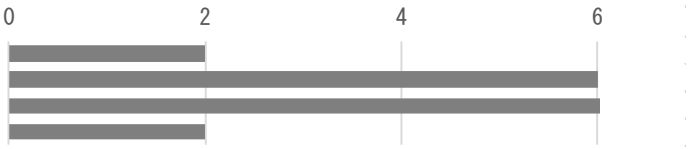

Q8.各養成課程を設置している学科やコースでの定員充足状況(直近 3 年程度の平均的な傾向))(MA)

社会福祉士養成課程(通学)ならびに精神保健福祉士養成課程(通学)では「定員を充足している」が最も多く、社会福祉士養成課程(通信)ならびに精神保健福祉士養成課程(通信)においては「養成課程を設置していない」が最も多かった。

	課程を設置していない	定員を大きく充足できていない	定員を少し充足できていない	定員を充足している(したりしなかったりを含む)	合計
社会福祉士養成課程(通学) を設置している学科・コース	15	23	23	64	125
社会福祉士養成(通信) の学科・コース	34	10	8	4	56
精神保健福祉士養成課程(通学) を設置している学科・コース	26	17	22	42	107
精神保健福祉士養成(通信) の学科・コース	39	3	3	8	53

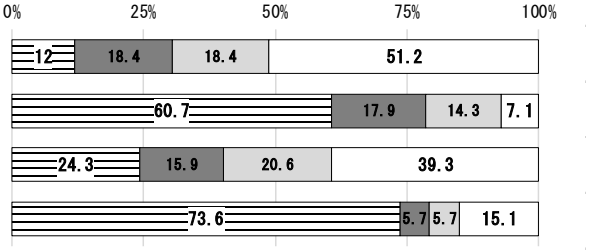

Q9. 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、養成校(自校)に設置することへの意向(N=133)

※設置できるかどうかは勘案せず、意向を回答

「とても設置したい」が 37(27.8%)と最も多く、「まあまあ設置したい」(24.1%)とあわせると、51.9%が「設置したい」と回答した。

	度数	%
とても設置したい	37	27. 8
まあまあ設置したい	32	24. 1
あまり設置したいと思わない	15	11. 3
設置したいと思わない	16	12. 0
分からない	33	24. 8
合計	133	

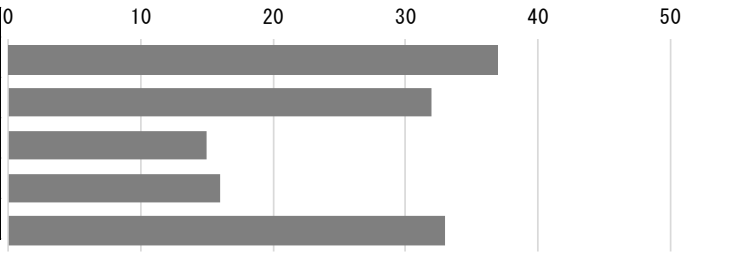

Q10. 福祉系大学ルート養成課程を養成校（自校）に設置することへの動機（N=133）

「子ども家庭福祉に関心の高い学生の学習ニーズに対応できる」では「とてもそう思う」（42.9%）、「まあまあそう思う」（42.9%）であわせると 85.8%の回答であった。

	そう思わない	あまりそう思わない	まあまあそう思う	とてもそう思う
子ども家庭福祉に関心の高い学生の学修ニーズに対応できる	12	7	57	57
入学生の確保につながる	15	27	59	32
就職先の拡大につながる	18	37	52	26
児童虐待防止など社会のニーズに応えることができる	12	15	54	52

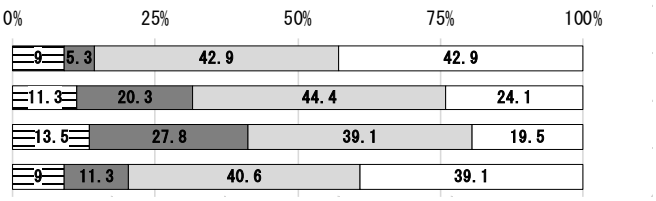

Q11. 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、養成校（自校）で設置することへの必要性（N=133）

※設置できるかどうかや意向ではなく、必要性を回答

「とても必要性を感じる」が 44（33.1%）と最も多く、次いで「まあまあ必要性を感じる」が 41（30.8%）であった。

	度数	%
とても必要性を感じる	44	33.1
まあまあ必要性を感じる	41	30.8
あまり必要性は感じない	15	11.3
必要性は感じない	17	12.8
分からない	16	12.0
合計	133	

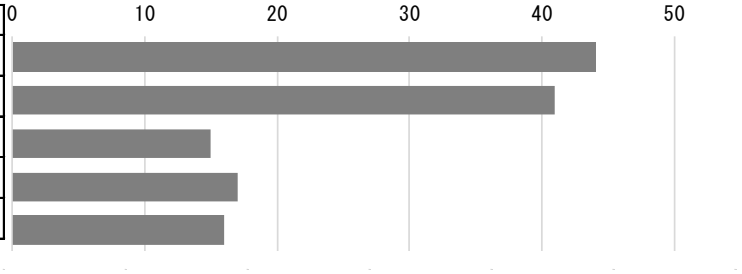

Q12. 福祉系大学ルート養成課程を養成校（自校）に設置することへの必要性の理由（N=133）

いずれの項目においても「とてもあてはまる」「まあまああてはまる」をあわせると約 70%が「あてはまる」と回答した。

	あてはまらない	あまりあてはまらない	まあまああてはまる	とてもあてはまる
専門性の高い人材を地域に輩出する	15	16	56	46
高校生や在学生の学修ニーズに応える	16	17	64	36
養成教育の質向上	14	27	60	32
その他	5			

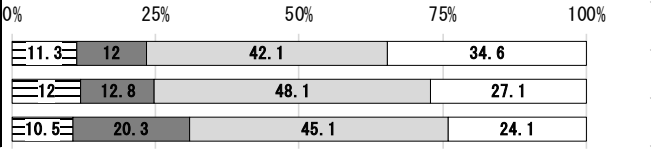

Q13. 福祉系大学ルート養成課程を養成校（自校）に設置することの難しさ（N=133）

「かなり難しさを感じる」が 53（39.8%）と最も多く、「少し難しさを感じる」（24.1%）とあわせると 60%以上が「難しさを感じる」と回答した。

	度数	%
難しさは感じない	10	7.5
少し難しさを感じる	32	24.1
かなり難しさを感じる	53	39.8
難しくて設置できそうにない	30	22.6
分からない	8	6.0
合計	133	

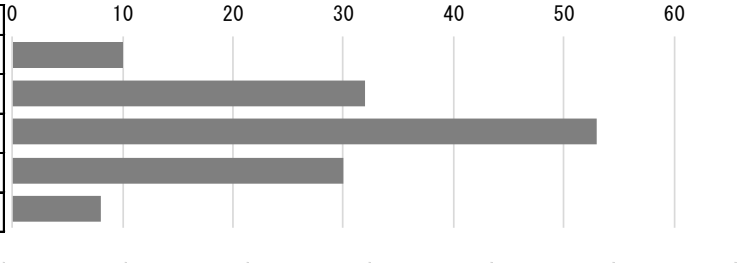

Q14. 福祉系大学ルート養成課程を養成校(自校)に設置することの難しさの要因(N=133)

「500時間程度の科目の実施」と「新設科目を加えた際の時間割調整」において90%以上が「困難である」と回答した。

	困難ではない	あまり困難ではない	まあまあ困難である	とても困難である
500時間程度の科目の実施	2	2	47	82
新設科目を担当する講師の確保	4	14	46	69
新設科目を加えた際の時間割調整	1	7	41	84
履修学生の期待に応える授業づくり	6	27	63	37
履修する学生の確保	8	37	54	34
実習先の確保	4	10	42	77

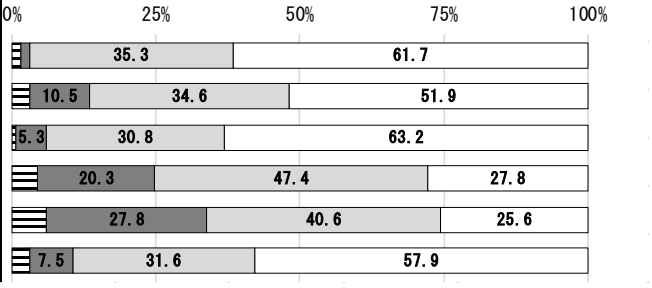

Q15・16. 福祉系大学ルート養成課程の設置を積極的に検討するための必要条件(N=133)

「既存科目による新設科目の読み替え」「児童相談所や市町村等とのつながり強化」「認定資格の認知度向上」で60%以上が「とても重要である」と回答した。

	分からない	必要ではない	あまり必要ではない	まあまあ必要である	とても必要である
既存科目による新設科目の読み替え	7	3	6	28	89
新設科目の講師要件の平易化	9	8	8	47	61
社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目の増加	17	6	9	38	63
現任者等の科目履修による収入確保	28	8	18	43	36
児童相談所や市町村等とのつながり強化	9	1	3	28	92
履修学生の子ども家庭領域(公務員含む)への就職率上昇	10	1	12	49	61
認定資格の認知度向上	7	3	9	31	83
認定資格を必須要件とする就職先の拡大	11	4	8	37	73

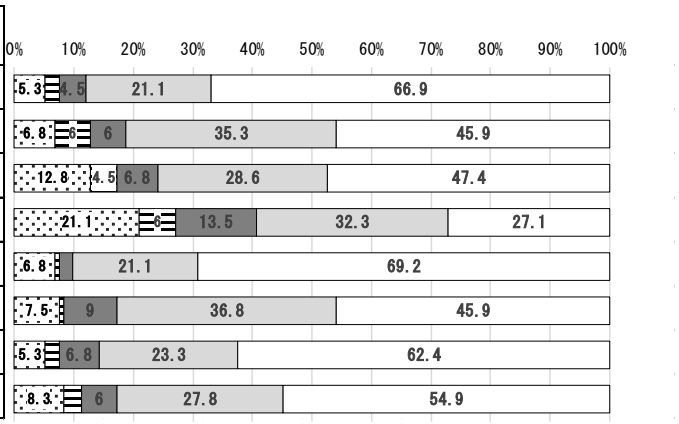

Q17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、養成校(自校)に福祉系大学ルート養成課程を設置できる可能性が高まるか(N=133)

「分からない」が45(33.8%)と最も多かった。「510時間以下で問題ない」との回答が21(15.8%)であった。

	度数	%
510時間以下で問題ない	21	15.8
540時間～600時間(1～3科目増)	13	9.8
630時間～720時間(3～6科目程度増)	14	10.5
750時間以上(4～7科目以上増加)	15	11.3
分からない	45	33.8
1つの資格の養成課程しか設置していないので関係ない	25	18.8
合計	133	

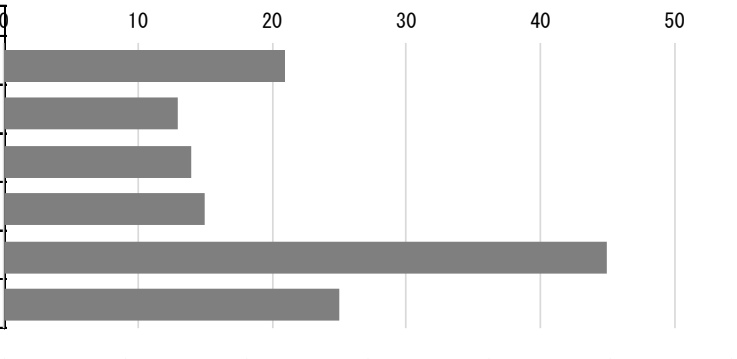

Q18. 現任者向け指定研修の「研修実施機関」・「講師養成研修実施機関」になる意向(N=131)

「養成校単独で実施機関になること」については「消極的である」が 112(84.2%)と最も多かった。「複数団体と共同で実施機関になること」と「一部科目の講師を担当すること(講師派遣のみ)」では「分からない」が最も多かった。

	分からない	消極的である	どちらかというと消極的である	どちらかというと積極的である	積極的である
養成校単独で実施機関になること	39	40	28	16	8
複数団体と共同で実施機関になること	40	35	28	22	6
一部科目の講師を担当すること(講師派遣のみ)	36	29	23	29	14

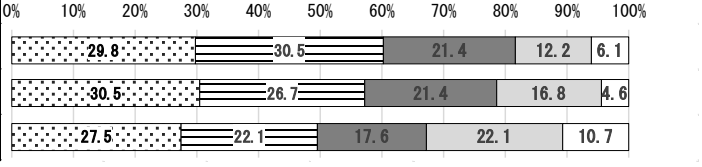

Q19. 現任者向け指定研修の「研修実施機関」・「講師養成研修実施機関」になる必要条件(N=131)

いずれの項目においても「とても必要である」と「まあまあ必要である」をあわせると 60%以上が「必要である」と回答した。

	分からない	必要ではない	あまり必要ではない	まあまあ必要である	とても必要である
社会福祉士等養成教育における子ども家庭福祉領域の実習先拡大	21	3	6	32	69
養成校としての社会的認知の向上(学生確保)	19	5	10	39	58
高い収益性	24	7	15	40	45
研修科目への所属養成校学生の履修許可(養成課程の科目一部読み替え)	28	4	6	42	51

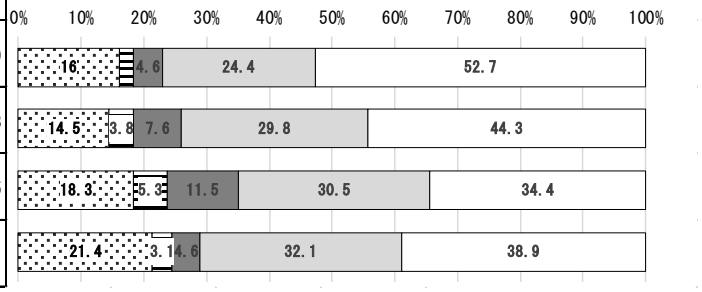

Q20. 現任者向け指定研修(100 時間程度)の「研修実施機関」になることの可能性(N=131, MA)

「一部の科目の講師を担当することが可能」が 45(34.4%)と最も多く、次いで「分からない」が 44(33.6%)、「複数団体の共同で実施機関になることが可能」と「どれもできない」が 24(18.3%)の順で多かった。

	度数	%
養成校単独で実施機関になることが可能	18	13.7
複数団体の共同で実施機関になることが可能	24	18.3
一部の科目の講師を担当することが可能	45	34.4
どれもできない	24	18.3
わからない	44	33.6
合計	131	

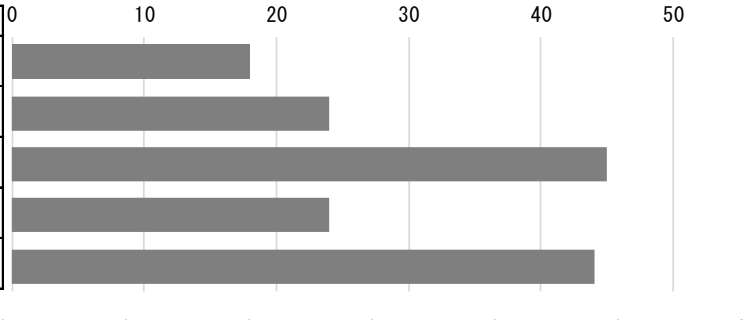

Q21. 現任者向け指定研修の「講師養成研修実施機関」になることの可能性(N=131, MA)

「一部の科目の講師を担当することが可能」が 43(32.8%)と最も多く、次いで「わからない」が 40(30.5%)、「どれもできない」が 29(22.1%)の順で多かった。

	度数	%
養成校単独で実施機関になることが可能	13	9.9
複数団体の共同で実施機関になることが可能	24	18.3
一部の科目の講師を担当することが可能	43	32.8
どれもできない	29	22.1
わからない	40	30.5
合計	131	

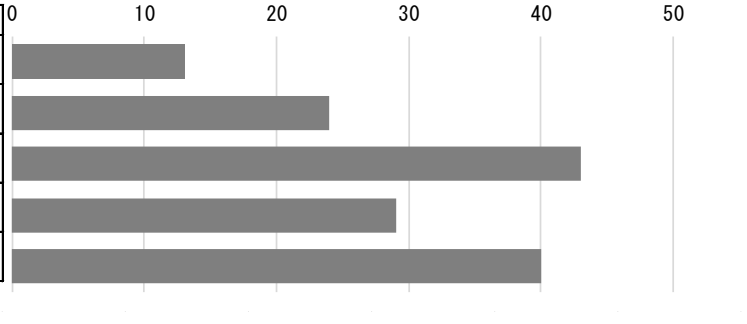

Q22. 現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」の会場提供(N=131, MA)

「有償で会場としての使用・提供が可能」が 57(43.5%)と最も多く、次いで「わからない」が 43(32.8%)、「有償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能」が 29(22.1%)の順で多かった。

	度数	%
無償で会場としての使用・提供が可能	16	12.2
有償で会場としての使用・提供が可能	57	43.5
会場としての使用・提供はできない	11	8.4
無償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能	26	19.8
有償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能	29	22.1
プロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供はできない	4	3.1
わからない	43	32.8
合計	131	

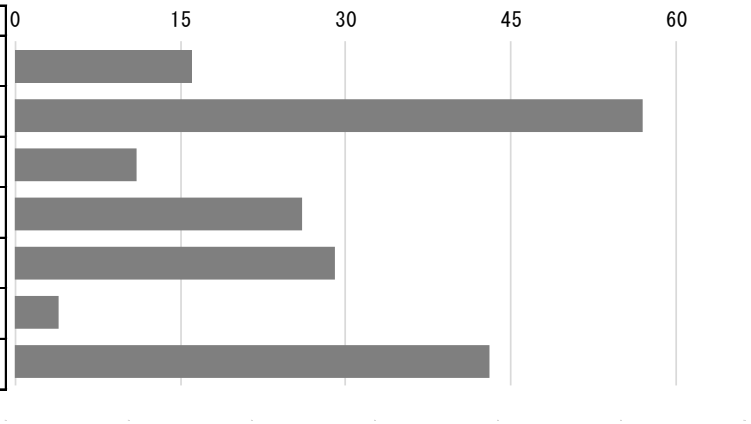

Q23. 現任者向け指定研修の講師を担当することを想定した際、養成校に在籍する専任教員のうち、①子ども家庭福祉が専門領域で研修科目を教授できる教員の人数、②子ども家庭福祉が専門領域ではないが自らの専門領域に基づいて教授できる研修科目がありそうな教員の人数

Q23-1.子ども家庭福祉が専門領域で研修科目を教授できる教員の人数(N=123)

「0 人」が 35(28.5%)と最も多く、次いで「1 人」が 37(30.1%)、「2 人」が 23(18.7%)の順で多かった。

	度数	%
０人	35	28.5
１人	37	30.1
２人	23	18.7
３人	4	3.3
４人	4	3.3
５人	1	0.8
６人以上	1	0.8
わからない	16	13.0
その他	2	1.6
合計	123	100.0

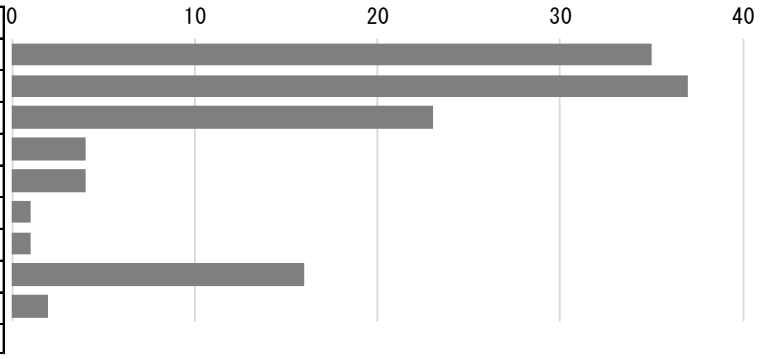

Q23-2.子ども家庭福祉が専門領域ではないが自らの専門領域に基づいて教授できる研修科目がありそうな教員の人数(N=121)

「0 人」が 29(24.0%)と最も多く、次いで「わからない」が 24(19.8%)、「1 人」が 23(19.0%)の順で多かった。

	度数	%
０人	29	24.0
１人	23	19.0
２人	17	14.0
３人	14	11.6
４人	5	4.1
５人	1	0.8
６人以上	7	5.8
わからない	24	19.8
その他	1	0.8
合計	121	100.0

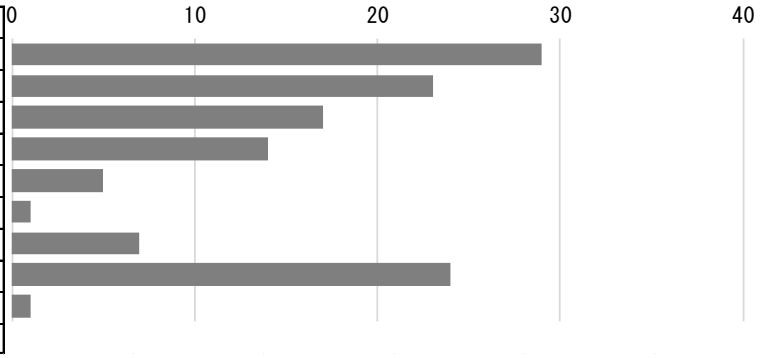

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）　養成校調査

調査の目的と確認

＜調査の位置づけと目的＞

本調査は「厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」による「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究（実施団体：一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟）」として実施されるものです。

令和４年６月に児童福祉法が改正され（施行期日：令和６年４月１日）、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの新たな認定資格を導入することなどの必要な措置を講ずることとされました。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する１つの案として、福祉系大学ルート（※）が想定されています。

本調査では上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書（仮）にて公表される予定です。

（※）例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目（500時間程度）を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。下記図１（③）をご参照ください。また、アンケートの設問においても図１に記載されている「子ども家庭福祉指定研修（100時間程度）（以下、現任者向け指定研修）」や「子ども家庭福祉専門科目（500時間程度）（以下、福祉系大学ルート養成課程）」についてお聞きしますので、図１を十分ご確認のうえ、以下回答にお進みください。

＜調査協力への確認＞

本調査の**回答は貴校において社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体に責任を有している教員（学部長・学科長・実習委員長・実習コーディネーター教員等）**にお願いいたします。

本調査への協力は任意によるものであり、回答者による自由な意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査研究の目的のみに用いられます（個人や養成校が特定されるデータや結果が公表されることはありません）。

これらをお読みいただき、**協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答にお進みください。**

（調査への回答をもって協力に同意したものとさせていただきます）

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

＜回答期日＞

令和５年１月３１日（火）までにご回答ください。

＜本調査に関するお問い合わせ＞

本件調査に関するお問い合わせは、以下のいずれかの方法でお願いいたします。
※できましたら、メールまたは専用のフォームでのお問い合わせをお願いいたします。
（１）メールでのお問い合わせ先　　chosa2022@jaswe.jp
（２）電話でのお問い合わせ先　　０３－５４９５－７２４２
（３）調査専用のお問い合わせフォームURL
https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

図１：子ども家庭福祉に関する新たな認定資格の取得ルート（原案）

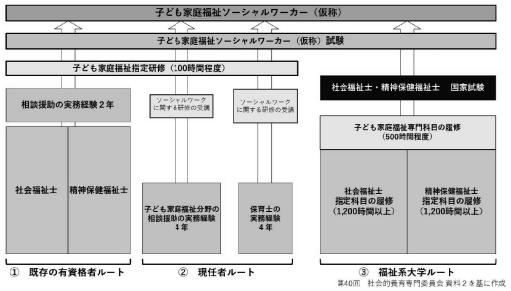

第4回　社会的養育専門委員会 資料２を基に作成

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）　養成校調査

調査対象者（回答者）の確認

本調査は、貴校において社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体に責任を有している教員（学部長・学科長・実習委員長・実習コーディネーター教員等）にお願いしております。

1. 本調査に回答いただく上でのあなたの役職・肩書についてご記入ください。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）　養成校調査

貴校の基本属性と養成課程の設置状況等について

＊2. 貴養成校が所在する都道府県を選択してください。

＊3. 貴養成校の種別についてあてはまるもの１つを選択してください。

- ◯ 大学
- ◯ 短期大学
- ◯ 高等専修学校
- ◯ その他

＊4. 貴養成校にて設置している養成課程について、あてはまるものすべて選択してください。

- ☐ 社会福祉士（通学）
- ☐ 社会福祉士（通信：大学）
- ☐ 社会福祉士（通信：一般養成施設・短期養成施設）
- ☐ 精神保健福祉士（通学）
- ☐ 精神保健福祉士（通信：大学）
- ☐ 精神保健福祉士（通信：一般養成施設・短期養成施設）
- ☐ スクールソーシャルワーカー

5. 貴養成校における指定科目※以外の子ども家庭福祉に関する科目（講義・演習・実習）の設置状況について、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

※指定科目とは、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を取得するために必要な省令にて定められている科目、またはスクールソーシャルワーカー認定資格を取得するために必要な日本ソーシャルワーク教育学校連盟によって定められている科目を指します。

	指定科目以外に子ども家庭福祉を専門に学ぶ科目の設置あり	指定科目以外に子ども家庭福祉を専門に学ぶ科目はない
講義科目	◯	◯
演習科目	◯	◯
実習科目	◯	◯

6. 貴養成校における社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程の厚生局届け出の定員数をそれぞれご記入ください。

※複数課程に分けて届け出ている場合には合計人数をご記入ください。
※課程を有していない場合は空欄でお願いします。

社会福祉士養成（通学）
社会福祉士養成（通信）
精神保健福祉士養成（通学）
精神保健福祉士養成（通信）

7. 貴養成校において社会福祉士養成の実習指導および精神保健福祉士養成の実習指導の科目を担当する専任教員の人数をそれぞれご記入ください。

※年度によって教員数に変動がある場合は「３～４名」など幅を持たせた人数で構いません。
※社会福祉士と精神保健福祉士や通学と通信の教員に重複がある場合、それぞれでカウントしてください。

社会福祉士（通学）の実習指導を担当する専任教員
社会福祉士（通信）の実習指導を担当する専任教員
精神保健福祉士（通学）の実習指導を担当する専任教員
精神保健福祉士（通信）の実習指導を担当する専任教員

8. 貴養成校における各養成課程を設置している学科やコースでの定員充足状況（直近３年程度の平均的な傾向）について、それぞれあてはまるものすべてを選択してください。

	入学定員を充足している ※充足したりしなかったりを含む	入学定員を少し充足できていない	入学定員を大きく充足できていない	課程を設定していない
社会福祉士養成課程（通学）を設置している学科・コース	☐	☐	☐	☐
社会福祉士養成（通信）の学科・コース	☐	☐	☐	☐
精神保健福祉士養成（通学）を設置している学科・コース	☐	☐	☐	☐
精神保健福祉士養成（通信）の学科・コース	☐	☐	☐	☐

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）　養成校調査

子ども家庭福祉の新たな認定資格を取得する福祉系大学ルートが創設された場合の設置について

今後、子ども家庭福祉の新たな認定資格を取得する福祉系大学ルート養成課程（社会福祉士養成課程もしくは精神保健福祉士養成課程に加えて子ども家庭福祉専門科目（500時間程度）を履修）について検討することとされています。この福祉系大学ルート養成課程の設置についてお聞きします。

＊9. 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、貴養成校で設置することへの意向について、あてはまるもの１つを選択してください。

※設置できるかどうかは勘案せず、意向についてお答えください。

◯ とても設置したい
◯ まあまあ設置したい
◯ あまり設置したいと思わない
◯ 設置したいと思わない
◯ 分からない

＊10. 福祉系大学ルート養成課程を貴養成校に設置することへの動機として、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とてもそう思う	まあまあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
子ども家庭福祉に関心の高い学生の学修ニーズに対応できる	◯	◯	◯	◯
入学生の確保につながる	◯	◯	◯	◯
就職先の拡大につながる	◯	◯	◯	◯
児童虐待防止など社会のニーズに応えることができる	◯	◯	◯	◯

＊11. 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、貴養成校にその課程を設置することにどの程度必要性を感じるかについて、あてはまるもの１つを選択してください。

※設置できるかどうかや意向ではなく、必要性についてお答えください。

◯ とても必要性を感じる
◯ まあまあ必要性を感じる
◯ あまり必要性は感じない
◯ 必要性は感じない
◯ 分からない

＊12. 福祉系大学ルート養成課程を貴養成校に設置することの必要性を感じる理由について、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とてもあてはまる	まあまあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
専門性の高い人材を地域に輩出する	◯	◯	◯	◯
高校生や在学生の学修ニーズに応える	◯	◯	◯	◯
養成教育の質向上	◯	◯	◯	◯

その他（具体的に）

＊13. 福祉系大学ルート養成課程を貴養成校に設置することにどの程度難しさを感じるかについて、あてはまるもの１つを選択してください。

◯ 難しさは感じない
◯ 少し難しさを感じる
◯ かなり難しさを感じる
◯ 難しくて設置できそうにない
◯ 分からない

＊14. 福祉系大学ルート養成課程を貴養成校に設置することを想定した場合の困難さとして、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

※福祉系大学ルート養成課程（500時間程度）では、子ども家庭分野における実習も位置付けられる可能性があります。

	とても困難である	まあまあ困難である	あまり困難ではない	困難ではない
500時間程度の科目の実施	◯	◯	◯	◯
新設科目を担当する講師の確保	◯	◯	◯	◯
新設科目を加えた際の時間割調整	◯	◯	◯	◯
履修学生の期待に応える授業づくり	◯	◯	◯	◯
履修する学生の確保	◯	◯	◯	◯
実習先の確保	◯	◯	◯	◯

＊15. 福祉系大学ルート養成課程を貴養成校に設置することを積極的に検討するために必要な条件について、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても必要である	まあまあ必要である	あまり必要ではない	必要ではない	分からない
既存科目による新設科目の読み替え	◯	◯	◯	◯	◯
新設科目の講師要件の平易化	◯	◯	◯	◯	◯
社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目の増加	◯	◯	◯	◯	◯
現任者等の科目履修による収入確保	◯	◯	◯	◯	◯

＊16. 【前問続き】福祉系大学ルート養成課程を貴養成校に設置することを積極的に検討するために必要な条件

	とても必要である	まあまあ必要である	あまり必要ではない	必要ではない	分からない
児童相談所や市町村等とのつながり強化	◯	◯	◯	◯	◯
履修学生の子ども家庭領域（公務員含む）への就職率上昇	◯	◯	◯	◯	◯
認定資格の認知度向上	◯	◯	◯	◯	◯
認定資格を必須要件とする就職先の拡大	◯	◯	◯	◯	◯

＊17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、貴養成校に福祉系大学ルート養成課程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの１つを選択してください。

※現在、社会福祉士養成課程及び保健福祉士養成課程（各1200時間）のうち、510時間（13科目）が共通科目として設定されています。

◯ 510時間以下で問題ない
◯ 540時間～600時間（１～３科目増）
◯ 630時間～720時間（３～６科目程度増）
◯ 750時間以上（４～７科目以上増加）
◯ 分からない
◯ １つの資格の養成課程しか設置していないので関係ない

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）　養成校調査

現任者向け指定研修（100時間程度）の研修実施機関・講師養成研修実施機関になることについて

現任者向け指定研修（100時間程度）の実施に際し、養成校に対して「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関（指定研修の講師を養成するための研修（時間数等未定）を実施する機関）」としての役割が期待される可能性があります。

以下の設問においては、貴養成校がこれらの研修実施機関になることについての意向や条件などについてお聞きします。

＊18. 貴養成校が現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」となることへの意向について、それぞれあてはまるものを１つを選択してください。

※実施できるかどうかは勘案せず、意向としてお答えください。

	積極的である	どちらかというと積極的である	どちらかというと消極的である	消極的である	わからない
養成校単独で実施機関になること	○	○	○	○	○
複数団体と共同で実施機関になること	○	○	○	○	○
一部科目の講師を担当すること（講師派遣のみ）	○	○	○	○	○

＊19. 現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」になることを積極的に検討するために必要な条件について、それぞれあてはまるもの１つを選択してください。

	とても必要である	まあまあ必要である	あまり必要ではない	必要ではない	分からない
研修科目への所属養成校学生の履修許可（福祉系大学ルート養成課程の科目一部読み替え）	○	○	○	○	○
子ども家庭福祉領域の実習先拡大	○	○	○	○	○
養成校としての社会的認知の向上（学生確保）	○	○	○	○	○
高い収益性	○	○	○	○	○

その他（具体的に）

＊20. 貴養成校が現任者向け指定研修（100時間程度）の「研修実施機関」となることについて、それぞれ可能であるものすべてを選択してください。

※意向ではなく、可能性についてお答えください。

- ☐ 養成校単独で実施機関になることが可能
- ☐ 複数団体の共同で実施機関になることが可能
- ☐ 一部の科目の講師を担当することが可能
- ☐ どれもできない
- ☐ わからない

＊21. 貴養成校が現任者向け指定研修の「講師養成研修（時間数未定）実施機関」となることについて、それぞれ可能であるものすべてを選択してください。

※意向ではなく、可能性についてお答えください。

- ☐ 養成校単独で実施機関になることが可能
- ☐ 複数団体の共同で実施機関になることが可能
- ☐ 一部の科目講師を担当することが可能
- ☐ どれもできない
- ☐ わからない

＊22. 貴養成校で現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」の会場を提供することについて、あてはまるものすべてを選択してください。

※日程による変動は勘案せず、一般的状況としてお答えください。

- ☐ 無償で会場としての使用・提供が可能
- ☐ 有償で会場としての使用・提供が可能
- ☐ 会場としての使用・提供はできない
- ☐ 無償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能
- ☐ 有償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能
- ☐ プロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供はできない
- ☐ 分からない

23. 現任者向け指定研修の講師を担当することを想定した際に、貴養成校に在籍する専任教員のうち、①子ども家庭福祉を専門的に教授できる教員の人数、②子ども家庭福祉に専門的ではないがそれに関連して科目を教授できる教員の人数についてそれぞれご記入ください。

※いない場合は「**０人**」をご記入ください
※分からない場合は「**分からない**」とご記入ください。

①専門的に子ども家庭福祉を教授できる教員

②子ども家庭福祉の専門ではないが一部科目を教授できる教員（①除く）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省　令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業（ソ教連）　養成校調査

アンケート調査ご協力のお礼

質問は以上です。

このたびはご多忙のところご協力いただき誠にありがとうございました。

8 アンケート調査結果に基づく現任者ルート資格取得見込み者数の推計

1－8 アンケート調査結果に基づく現任者ルート資格取得見込み者数の推計

1－8－1 現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）における資格取得見込み者数の推計

(1)使用データ

現任者（社会福祉士・精神保健福祉士）調査の調査結果を用いた。

(2)推計方法

A) 母集団（分母）の設定

社会福祉士・精神保健福祉士それぞれの登録者数のうち、2年以上の実務経験のある者の合計とした。令和2年度社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査（公益財団法人社会福祉振興・試験センター実施）を基に社会福祉士のみ所持者、社会福祉士・精神保健福祉士所持者、精神保健福祉士のみ所持者の割合を設定し、そこから社会福祉士のみ所持している者を 169,124 人、社会福祉士・精神保健福祉士を所持している者を 46,787 人、精神保健福祉士のみ所持している者を 30,829 人と設定した（いずれも 2 年以上の実務経験ありとして設定）。なお、令和 3 年時点での社会福祉士登録者数は 266,557 人、精神保健福祉士登録者数は 97,339 人である。

B) 推計方法

まず、Q1-Q3 を基に、回答データを「満 2 年以上の子ども家庭に対する相談援助の業務経験がない者」「満 2 年以上の子ども家庭も支援の対象に含めた相談援助の業務経験がある者」「満 2 年以上の子ども家庭への相談援助の業務経験がある者」の 3 つに分類した。そのうえで、新たな認定資格の取得意向（Q18）のうち、「とても取得したい」と「少しは取得したい」と回答した者、またその内所持資格（Q7）について「社会福祉士のみ所持」「社会福祉士・精神保健福祉士両方所持」「精神保健福祉士のみ所持」の割合を算出し、それぞれ上記で設定した母集団にその割合を乗じた人数を推計人数として算出した。

C) 回答者の偏りの確認

上記(1)の社会福祉士就労状況調査では回答時点で児童母子福祉関係に就労している者は全体の 8.2%、精神保健福祉士就労状況調査では回答時点で児童母子福祉関係に就労している者は全体の 5.8%となっている。それに対して、本調査結果において満 2 年以上の子ども家庭への相談援助の経験がある者の割合（33.1%）と大きく乖離があり、本事業の調査結果では回答者に偏りが生じていることが想定される。

そのため、本調査結果における割合からの推計人数（※上記(2)）だけでなく、回答者の偏りを踏まえた推計人数も算出することとした。

回答の偏りを踏まえた推計人数では、社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査結果の児童母子福祉関係に就労している者の割合（社会福祉士のみ 8.2%、社会福祉士・精神保健福祉士 7.0%、精神保健福祉士のみ 5.8%）を参考に、「満 2 年以上の子ども家庭への相談援助の業務経験がある者」の母数をそれぞれ 13,868 人（社会福祉士のみ）、3,275 人（社会福祉士・精神保健福祉士）、1,788 人（精神）と設定。これに割合（資格別/経験事）を乗じて推計値を算出した。また、「満 2 年以上の子ども家庭に対する相談援助の業務経験がない者」と「満 2 年以上の子ども家庭も支援の対象に含めた相談援助の業務経験がある者」については、ソ教連調査の回答者割合（35.6%、31.2%）を基に概ね同数程度と想定し、A）で設定した母集団から上記人数を引き、2 で除した人数を母集団として設定した。

１－８－２　社会福祉士･精神保健福祉士における資格取得見込み者の推計結果

相談援助業務の経験	新資格取得意向	所持資格	割合（資格内）	推計人数	割合 （資格別/経験ごと）	回答者の偏りを 踏まえた推計人数
満２年以上の 子ども家庭に対する 相談援助の業務経験なし **35.6%**	とても 取得したい	社会福祉士のみ	4.1%	**11,502 人**	7.9%	**13,335 人**
		社会・精神	6.2%		20.8%	
		精神保健福祉士のみ	5.62%		18.5%	
	少しは 取得したい	社会福祉士のみ	17.8%	**39,423 人**	34.6%	**41,409 人**
		社会・精神	11.3%		37.8%	
		精神保健福祉士のみ	13.3%		43.7%	
満２年以上の 子ども家庭も 支援の対象に含めた 相談援助の業務経験あり **31.3%**	とても 取得したい	社会福祉士のみ	2.1%	**10,411 人**	14.9%	**20,054 人**
		社会・精神	8.0%		21.9%	
		精神保健福祉士のみ	10.0%		25.9%	
	少しは 取得したい	社会福祉士のみ	5.0%	**21,513 人**	35.1%	**43,571 人**
		社会・精神	16.3%		44.8%	
		精神保健福祉士のみ	17.5%		45.1%	
満２年以上の 子ども家庭への 相談援助の業務経験あり **33.1%**	とても 取得したい	社会福祉士のみ	16.8%	**20,613 人**	19.7%	**4,562 人**
		社会・精神	11.4%		34.0%	
		精神保健福祉士のみ	12.5%		40.3%	
	少しは 取得したい	社会福祉士のみ	14.9%	**33,970 人**	43.3%	**7,779 人**
		社会・精神	12.7%		37.7%	
		精神保健福祉士のみ	9.4%		30.5%	

推計の結果、上記のような人数が算出された。「推計人数」と「回答者の偏りを踏まえた推計人数」を算出したが、いずれかの方がより正確な推計値という想定ではなく、おそらくこの両推計の範囲程度であろうと考える。しかし、あくまでも現任者ルートの詳細や、新たな認定資格の位置づけについて不明瞭な時点で実施したアンケート調査に基づいた結果である。そのため、実際に現任者（社会福祉士･精神保健福祉士）のうち、どの程度の人数がこの新たな認定資格を取得するかは、現任者ルートや資格の条件等によって異なってくると考えられる。（※本分析はデータクリーニングを実施する前に行ったため、報告書データと数値が異なる）

１－８－３　現任者（保育士）における資格取得見込み者数の推計

（１）　使用データ

現任者（保育士）調査の調査結果を用いた。

（２）推計方法

A）　母集団（分母）の設定

母集団は、現任の保育士のうち、保育所および児童福祉施設に勤務している者とした。令和２年社会福祉施設調査の概況（厚生労働省）による職種別常勤換算従事者数から（保育士：403,632 人（含む：保育所等保育士：382,375 人、児童福祉施設保育士：19,248 人）をもとに、母集団（分母）に 403,632 人を設定した。

B）　推計方法

まず、Q4 を基に、回答データを「保育所における勤務経験のみある者」「保育所及び保育所以外の施設・機関で保育士として勤務した経験がある者」「保育所以外の施設・機関における勤務経験のみある者」の 3 つに分類した。そのうえで、新たな認定資格の取得意向（Q18）のうち、「とても取得したい」と「少しは取得したい」と回答した者の割合を算出し、それぞれ上記で設定した母集団にその割合を乗じた人数を推計人数として算出した。

C）回答者の偏りの確認

社会福祉施設調査の概況では保育所保育士に対して児童福祉施設保育士は5％程度であるが、ソ教連調査では保育所以外の施設・機関における実務経験がある者が回答者の4割程度もおり、標本抽出法による回答者回答者の偏りが存在していることが想定される。

そのため、保育士の推計においても、本調査結果の割合を基にした推計人数（※上記 B））だけでなく、回答者の偏りを踏まえた推計人数も算出することとした。

回答の偏りを踏まえた推計人数では「保育所における勤務経験のみある者」「保育所及び保育所以外の施設・機関で保育士として勤務した経験がある者」を保育所勤務経験者として、これらを分母に「とても取得したい」「少しは取得したい」という回答者の割合（対象内）を算出し、それらの割合を令和２年社会福祉施設調査の概況における保育所保育士人数 382,375 人に乗じて推計人数を算出した。また、「保育所以外の施設・機関における勤務経験のみある者」も同じく、その中での「とても取得したい」「少しは取得したい」と回答した者の割合（対象内）を算出し、それを児童福祉施設保育士 19,248 人に乗じて回答者の偏りを踏まえた推計人数を算出した。

D）保育所における役職経験を踏まえた資格取得見込み者数の推計

上記に加えて、保育所では役職経験によって保護者への相談絵・助言・指導や関係者との連絡・調整等の業務を担った経験に相違があることを仮説として設定し、保育所における役職経験を踏まえた資格取得見込み者数の推計も行った。

この推計では、回答者の偏りを踏まえた推計人数のみ算出することとした。まず、保育所における役職経験に基づいた推計となるため、保育所勤務経験者の回答のみ用いた。保育所勤務経験者を分母に「とても取得したい」「少しは取得したい」という回答者の割合を算出し、それらを保育所保育士 382,375 人に乗じて推計人数を算出した。

1－8－4 保育士のうち資格取得見込み者数の推計結果

(1)保育士における資格取得見込み者の推計結果

保育士経験 (保育士実務経験 4年以上)	資格取得意向	割合(全体)	推計人数	割合(対象内)	回答者の偏りを 踏まえた推計人数
保育所勤務経験のみ	とても取得したい	8.6%	34,712 人	10.51%	40,188 人
	少しは取得したい	25.2%	101,715 人	30.87%	118,039 人
保育所および保育所以外の施設・機関での勤務経験	とても取得したい	2.6%	10,494 人	3.13%	11,968 人
	少しは取得したい	9.3%	37,538 人	11.41%	43,629 人
保育所以外の施設・機関での勤務経験のみ	とても取得したい	2.2%	8,880 人	11.88%	2,287 人
	少しは取得したい	9.7%	39,152 人	52.48%	10,101 人

推計の結果、上記のような人数が算出された。保育士における新たな認定資格の取得見込み者数推計においても、「推計人数」と「回答者の偏りを踏まえた推計人数」を算出したが、いずれかの方がより正確な推計値という想定ではなく、おそらくこの両推計の範囲程度であろうと考える。しかし、社会福祉士・精神保健福祉士の推計と同じく、あくまでも現任者ルートの詳細や、新たな認定資格の位置づけについて不明瞭な時点で実施したアンケート調査に基づいた結果である。そのため、実際に現任者(保育士)のうち、どの程度の人数がこの新たな認定資格を取得するかは、現任者ルートや資格の条件等によって異なってくると考えられる。(※本分析はデータクリーニングを実施する前に行ったため、報告書データと数値が異なる)

(2)保育所における役職経験を踏まえた資格取得見込み者数の推計結果

保育士 (保育士実務経験4年以上)	資格取得意向	割合 (保育所勤務経験者内)	回答者の偏りを 踏まえた推計人数
保育所における 園長・副園長経験者	とても取得したい	3.1%	11,854 人
	少しは取得したい	4.7%	17,972 人
保育所における 主任・副主任経験者	とても取得したい	4.5%	17,207 人
	少しは取得したい	14.5%	55,444 人
保育所における 園長・副園長・主任・副主任 経験者	とても取得したい	6.3%	24,090 人
	少しは取得したい	17.4%	66,533 人

推計の結果、上記のような人数が算出された。「園長・副園長経験者」と「主任・副主任経験者」は一部重複するため、それらの合計よりも「園長・副園長・主任・副主任経験者」の割合は低くなっている。結果として推計人数も「園長・副園長経験者」「主任・副主任経験者」の合計より「園長・副園長・主任・副主任経験者」は少ない値となる。

第2部　第2章

ヒアリング調査

1 養成校ヒアリング調査

2－1－1 調査の対象及び方法

(1) 調査対象

本連盟会員校のうち、既に先駆的に児童・子どもに関する教育を実施、展開している学校や、所在地域からの子ども支援に係るニーズが多い大学を選出を選出した(10 校)。なお、選出にあたっては、大学の規模、立地、運営主体の種別を鑑み、過度に偏りが出ないよう留意した。

(2) 調査方法

事前にヒアリングシートを配布・回収した後、グループヒアリングを実施した。具体的な手続きは以下である。

I. 調査対象者であるソ教連会員校へ、ヒアリングシートを送付
II. 回答者は、ヒアリングシートに回答の上、ヒアリング実施前に調査実施者に返送
III. ヒアリング実施担当委員が事前に目を通した上、グループヒアリングを実施

2－1－2 調査内容

調査内容は以下である。なお、本ヒアリングについては、厚生労働省より提供協力を得て、令和4年 12 月 27 日に開催された第8回 WG の資料を基に質問項目と添付資料の検討及び作成を行った。本調査で得られた回答は、令和 4 年 12 月末時点の検討状況に対するものである。

- 回答する養成校の規模（学生数等）
- 社会福祉士・精神保健福祉士、保健師、スクールソーシャルワーク教育課程養成課程の設置状況
- 子ども家庭福祉分野の専門性向上のために時間数を増やしている科目、または子ども家庭福祉ソーシャルワークの実践力向上に資するために独自に設置している科目の有無
- 令和４年度の実習の実施状況
- すでに養成校にて設置している科目において、実際に教育している内容と、現任者研修の指定研修18科目の到達目標（下記）とを照らし合わせたとき、各目標に対して実際に教授が行われているか
- 今後、福祉系大学ルートとして養成校における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）認定資格（受験資格）取得のための教育課程（以下、教育課程）を設置することとなった場合、どのような科目やその科目の教育内容を整備することが望ましいと考えるか
- 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、どのようなことが課題になると考えるか
- 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、より多くの学生が「新しい教育課程を履修してみたい」と思えるようになるために、どのような条件が整うとよりよいか、また養成校ができる工夫としてどのようなものが考えられるか
- 今後、教育課程の設置をした場合、子ども家庭福祉の資格の取得を目指す現任者の受け入れの検討の意向
- スクールソーシャルワーク教育課程を設置している学校における、新たな資格に係る教育

課程とスクールソーシャルワーク教育課程の整合性について

- 指定研修の実施に際し「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」となることについての意向
- 今後、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することとなった場合、課題となると思われること
- 指定研修あるいは講師研修を他団体（職能団体等）が実施する場合、協力ができる可能性がある事項
- 養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の教育課程を設置することの意義・利点
- 養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の研修実施機関となることや、研修実施に協力することの意義や利点

2－1－3 調査期間･ヒアリング状況

本調査の実施状況は以下である。なお、1校についてはヒアリングの日程調整が困難となったため、紙面での回答にて対応することとした。

調査期間:2023年1月 30 日～2月9日のうち4日間･4回

実施日時		実施校
2023 年1月 30 日(月)	18:00～20:30	D、G、H、J(4校)
2023 年1月 31 日(火)	13:00～14:30	C、F(2 校)
2023 年2月1日(水)	17:00～18:00	A(1校)
2023 年2月9日(木)	19:00～20:00	I(1校)

2－1－4 結果

Q1 ①これまでにご回答いただいた課程に設置される科目のうち、子ども家庭福祉分野の専門性向上のために時間数を増やしている科目、あるいは、②子ども家庭福祉ソーシャルワークの実践力向上に資するために独自に設置している科目がありますか(子ども家庭福祉に関係する特別な教育課程を設置している場合には、具体的な課程の名称についてもご回答ください)。

①も②もある　【3校】　D 校、H 校、I 校

D 校（児童ソーシャルワーク課程にまつわる科目群：多数）

H 校（①子どもの権利　等／②地域子ども支援論　等　※子ども福祉のコース、スクールソーシャルワークのコースがあり、その中に複数存在します）

I 校（①子ども家庭福祉論 B／②不登校・ひきこもり援助論、子供学習支援論）

②のみある　【2校】　B 校、F 校

B 校（リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習））

F 校（保育士養成、スクールソーシャルワーク養成、社会教育主事養成、コラボレーション論、コラボレーション演習による連携できる人材）

①、②どちらもない　【4校】　C 校、E 校、G 校、J 校

Q4 今後、福祉系大学ルートとして養成校における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）認定資格（受験資格）取得のための教育課程（以下、教育課程）を設置することとなった場合、どのような科目やその科目の教育内容を整備することが望ましいと考えますか。

○ 「ソーシャルワーカー」の認定資格となった場合、ソーシャルワーカーとしての演習が大事。どう考えるかだけではなく、具体的にどうしていくかというところを実際の生々しい事例を用いて行う。考えっ放しにさせず、実際にその後どのようなパターンがあるかまで説明する。行き詰まる可能性があるような失敗に結び付くようなお見合いをしてしまったり、アウトリーチしなくてどうなるかというネガティブな結果もセットで、いっぱい考えてよかっただけで済まさないような演習をしっかりやっていくことが重要。【A 校ヒアリング発言より】

○ 演習はリアリティが重要。所属組織や学校から「これはダメ」と言われたような場合を分岐でいくつも準備するなど、作り込んだ事例を共通教材として用意することが必要。実際に生じる壁とそれを乗り越えるための方法を示していく。スクールソーシャルワークの現場からは、子どもの分野ではどこか（教育委員会、学校）が「組織の保身」に走ると穴ができやすいと聞く。一歩引かれたらそれ以上は踏み込めないではなく、そこを追いかけていくような思考を作っておかないと（当たり前のこととして教育の中で学んでいないと）、それが実践に出てしまいかねない。追いかけ続けるというアイデンティティ形成、そういうソーシャルワーカー養成をするための演習が大事。【A 校ヒアリング発言より】

○ 事例自体がしっかり作り込まれていることが前提。各養成校で事例を準備するのではなく、共通教材としてかなり作り込まれた事例を用いる。演習の中で事例の最初の段階からどのようにやるべきか学生が考え、答え合わせ的に「こう動いたらここはできない」、「ここもフォローしないといけない」等フィードバックしていく。これをちゃんとやったら次のフェーズとしてこういう段階になると示し、学生たちに「これをやりたい。あれをやったらいいんじゃないか」と考えさせる。さらに、教育委員会や学校にアプローチしたが拒否されるという分岐（次の課題）も用意し、そこ（拒否）にどうアプローチしていくかということを次のフェーズとして考えさせる演習を設定する。これまでの相談援助（ソーシャルワーク）演習では、時系列で派生していく事例を追いかけながら、その中で関連組織から予想外の非協力的反応が出てきたときの次の展開まではそれほどやっていないように思う。教育委員会、学校に対し、スクールソーシャルワーカーは安定的な立場になく、保健福祉課からあまり言っていけないという諸状況の中で、子どもや親がそれ以上の支援が受けられない環境があると聞く。時系列で追いかけ続けながら最後まで検討していく演習。ここでこれをしなかったらこういう結果に結びつくという、分岐の中でネガティブな結果、最悪の結果に結びつく想定までも演習の中で学ぶことが必要。【A 校ヒアリング発言より】

○ 事例を追いかけ続ける演習と、その中で集積された体制的な課題をどこにどうアクションとして訴えていくかということも演習の中で学ばないといけない。スクールソーシャルワーカー派遣事業において各地区にスーパーバイザーが設置されているが（心理職の場合と福祉職の場合と両方ある）、現場で起きている課題をスクールソーシャルワーカー（全員非常勤）が上げていっても、行政と本気で対話してその仕組みの改善に向けて動くスーパーバイザーがあまりいないと聞く。養成教育の中で「発信者になる」ところからスタートし、それを受け止めるスーパーバイザーの立場の場合は、どこにどのようにまとめて言っていくかを学ぶ。発信しただけでは改善しないので、何をどうまとめて提案していくかをソーシャルワーク演習でももっとやっていくべき。児童のほうでは、関連機関の相互の壁が高いので、よりそこをフォーカスして、個別支援と地域への働きかけ、アクションとしての演習と、二重展開で入れていくとよい。【A 校ヒアリング発言より】

○ 共通の教材を用いて教える時のポイントをまとめた教員用の資料も要。【A 校ヒアリング発言より】

（ソーシャルワーク演習の事例検討が「多角的に考える」ところに止まりがちな理由として考えられること）

○以下の 2 点が考えられる。

①全体論：教科書にそこまで作りこまれた課題が提示されていないということが要因。時系列で展開していく事例がない。全国的に時系列で追いかけていく演習ができていない。

②養成校側の課題：複数クラス展開で演習を行う際、教員のこだわりでやりたいことを入れ込んでしまい、ミニマムスタンダードが担保されないような展開をされているところがある。本学もかつては一つの事例を用いていたが、途中から各担当教員にある程度任せようということになり、結果バラバラになった。本学では、演習は 2 年生後期から 2 コマ連続で行うが、1 コマ目は映像教材を見せて感想を述べさせて終わりというところもある。
これらは、本学の課題でもあるが、教科書に良い事例の提示がないこと、教員が（時系列で追いかけながら検討する）演習のやり方を具体的に学んでいない、教員の資質形成に向けた仕組みの問題の両方が重なって、ソーシャルワーク演習ができていないことにつながっていると思う。できている養成校もあると思うが、かなり事例を作り込んでいるのか、1クラスのみだからできるのか、複数でも力あるコーディネーターがいるからできているのかなど不明。【A 校ヒアリング発言より】

● 心身の発達に関する教育内容【B 校ヒアリングシートより】
● 学校教育（幼児教育を含む）に関する教育内容【B 校ヒアリングシートより】
● 地方公共団体に関する教育内容【B 校ヒアリングシートより】
○ 心身の発達に関する教育内容について、保育士課程では乳幼児・児童の発達理論を学ぶが、社会福祉士養成課程の指定科目や学科の教育カリキュラムの中に発達を学ぶ科目が少ない現状がある。子どもを理解するうえで心身の成長を学ぶこと大事であり、社会福祉士課程および新課程において子どもの発達について理解する科目の強化が必要。【B 校ヒアリング発言より】
○ 学校教育について学ぶ機会が少ない。選択科目で学ぶこともできるが、福祉の科目が中心のため、多くの学生が学校教育に関する知識を得たり理解する機会が非常に少ない現状がある。【B 校ヒアリング発言より】
○ 新資格に関しては、児童相談所での業務、あるいは令和6年度から設置される子ども家庭センターというのも視野に入っていると思うので、地方公共団体に関する幅広い知識を多く盛り込む必要があると考える。【B 校ヒアリング発言より】
○ 社会福祉士養成課程で児童養護施設に実習にいく学生の場合、保育士課程で子どもの発達や幼稚園・保育所と小学校の連携を学んできた学生に比べると、子どもという対象者理解が十分でないまま、学生自身もそこの知識が足りていないということに気づかないまま、実習に臨んでいる場合がある。児童養護施設で実習する学生には、愛着障害など勉強していったほうがよいと話す。虐待や発達障害には目が行くが、一般的な子どもの成長や子どもの姿はどういうものかということの理解がないまま、特別な子を支援するという意識で実習に臨んでいる場合がある。そのため、心身の発達に関する教育内容を盛り込むことはとても大事と思う。【B 校ヒアリング発言より】
○ 児童福祉施設の実習で学生が直接関われるのが主に子どもであるが、子どもを支援していく際には、子どもとだけ関わればよいわけではなく、背景にある子どもの家庭や保護者への支援が必要であったり、子どもと家族全体を支援の対象として捉える必要があるが、 学生はどうしても子どもだけに注目し、視野が狭くなりがち。子どもを支援する際に、子どもだけではなく、家庭全体を支援するというように視野を広げられるような科目を勉強していけるとよい。【B 校ヒアリング発言より】

（心身の発達に関する学習のイメージ）

○ 心のほうは発達心理学などの科目があるが、体の発達に関しては医学概論で学ぶが、どこまで学ぶか把握しきれていない。子どもの成長・発達に関する知識が必要。実習で児童養護施設に行くとき、発達理論を学んでいない状態で自立支援計画を立てることになる。定型発達を学んでいない状態で、発達障害や障害児の発達に関する知識も必要とされる児童発達支援センターで実習する学生もいる。社会福祉士養成課程の教育は、高齢者・障害者中心になりがちで、残存機能の活用という考えが大きく、人生を発達の視点で捉えるということが少ないように感じている。ソーシャルワーカー養成において、子どもに限らず、成長、発達の視点で人を捉えることは大事。【B 校ヒアリング発言より】

（地方公共団体に関する教育の内容）

○ 児童福祉行政、児童家庭福祉に関する国や地方公共団体の役割を学ぶが、さらに児童家庭福祉の行財政だけでなく、行政そのもの、地方自治に関する学びが必要と考える。たとえば、児童相談所の児童福祉司が数年で異動する中でこの資格をどう捉えるか難しいところがあるが、（学生を見ていると）市町村や都道府県の行政の仕組みや法律、施策について理解することが必要と感じている。【B 校ヒアリング発言より】

（子どもだけではなく背景にある家庭全体を捉えるために学んでおくべきこと）

○ 本学では、社会福祉士課程の学生も「子ども家庭支援論」を履修できるが、履修生の9割が保育士課程の学生で、1割が心理の学生（資格に関係なく受講）。家族との関係性について学部の頃から目を向けることができるとよいと思っている。学生の時間割を見るとたくさん詰まっていて、余裕がなかったり、資格の指定科目になっていないと取らないというところもある。しかし、大事な部分である。

実習に行く前に実習先の希望調査用紙を書かせたり、面談で実習を希望する分野を尋ねると、「子どもがかわいそうだから子どもを助ける仕事に行きたい」という視点で話す学生がいる。そのような学生は、「そういう環境で育っている子どもがかわいそう」、「なんでそういう人が子ども生むんだ」など、親に対する見方も厳しい。親の状況や環境を捉えないまま、「子どもがかわいそう」という視点で支援者を目指そうとしている学生も散見される。「保護者もそうしたくて虐待やそういう状況に陥っているだけじゃない」ということをもう少し丁寧に教えていければよいと思っている。しかし、社会福祉士養成課程（新カリキュラム）の科目「子ども・家庭福祉」の半期 15 コマだけでは伝えることが難しく、一人親家庭や、子どもの貧困、虐待について取り上げると、学生から「なぜそんな人が子どもを産むのか」とか、「私もそうなったら怖いから子どもを産むのをやめようか」などの感想が聞かれ、浅い情報だけでネガティブに捉えてしまったりというところがあるので、もう少し丁寧に伝えられる科目が学部のうちにあるとよい。【B 校ヒアリング発言より】

● ファミリーソーシャルワーク論（家族支援論）【C 校ヒアリングシートより】
● ファミリーソーシャルワーク支援論（実践論）【C 校ヒアリングシートより】
○ ファミリーソーシャルワークの必要性を提起した。指定研修の科目のラインアップを見るとジェネリックな養成ではあるが、新資格はスペシャリストのはずなので、社会福祉士課程の中でボリュームが小さい子ども家庭福祉領域を補完する科目になっていて、あくまでもジェネリックベースなのかという印象を受けた。資格がめさすのが諸問題に介入する力を持つスペシャリストであれば、子どもに起きることは家族や家庭に要因があることが多く、子どもに対応して子どもの問題を解決しても、問題が起きている環境そのままだと同じことが繰り返される。従来の保育、社会福祉士、SSW も、家族や家庭に働きかける方法論や実習プログラム・実践プログラムが弱かったように思っている。せっかくスペシャリストを養成するのであれば、スペシフィックをどうカリキュラムとして担保するかを議論すべき。そのときには、メゾレベルで何をするかを考える必要がある。家族領域は、ファミリーソーシャルワークではなく家族療法中心できた部分があるので、カリキュラムを見てもプラクティスの部分が面接中心。ここに止まっている限り、ソーシャルワークとしての展開は進まない。ソーシャルワーク、社会福祉全体が、よりメゾ・マクロに展開する必要があると言われているが、社会福祉士養成課程の単位数の課題もあり、ミクロからなかなか出られない。演習でメゾ・マクロをやっても、実習ではミクロに止まるところがある。家族・家庭に働きかけることのできるスペシャリストであれば、コラボレーション、連携、他の領域との協働を作るところまで展開してくことを考えると、社会福祉士ベースでもプラスα、社会福祉士養成カリキュラムにないものをもう一度展開するとなると、コラボレーション等を含み込んだファミリーソーシャルワーク、集団に働きかける力、集団が家族や地域として相互作用しているところに働きかける力をつけていかなければ、新資格が実践面で効力を持つことは難しいと考え、提案した。事例等を使って実際のソーシャルワークの方法やプロセスを家族支援に当てはめたとき、どういう視点で何をアセスメントしなければいけないのかを理論と関連付けて見ることができる、気づくことができる。講義、演習、実習と連続していくと考える。家族療法の場に家族に来てもらうまでの働きかけが必要。実際にはそこまでの導入をどうしていくか、アウトリーチして相手にその気になってもらってという必要性を理論として分かり、実践する力を養成することが必要。【C 校ヒアリング発言より】

● 現行の児童ソーシャルワーク課程の実績とつながりを下敷きにより、児童相談に寄った内容に動かしていきます。現行のカリキュラムにおける、心理的な知識や背景も担保しながら、児童相談の重みを大きくしていきたいと思います。【D 校ヒアリングシートより】
● 子どもの権利、社会構造の問題、里親、ジェンダー問題、連携・協働の実際が理解できるようにすること など【E 校ヒアリングシートより】
○ 本学には、子ども家庭福祉の専修コースがあり、学生に人気がある。本コースには、社会福祉士資格取得のほかに、保育士のコース、スクールソーシャルワークのコース、児童相談所・行政の子ども家庭福祉部門をめざす学生のためのコースがある。子ども分野を希望する学生には、親と子の関係性については話せるが、地域に目が向かないところがある。虐待通告されても一時保護されず、そのまま地域の中で生きている子どもたちのほうが多い状況がある中、その子どもたちの支援や居場所づくりに最初はまったく目が開かない学生が多い。子ども分野をめざす学生には、社会構造やジェンダーの問題など社会学的なところにピンとこない場合が多いように感じる。大事なことであるが、専修コースでもできていない。今後は、子どもの問題がますます分かりにくくなっていくことが予想される中、社会の構造がどうなっているかなど、全体像をしっかり教えていく必要があるように思っている。そのためには、まったく時間が足りない。【E 校ヒアリング発言より】
○ 多職種連携の必要性が言われている中、実習計画書を書かせると皆が多職種連携と書くが、多職種連携の実際を学ぶ機会がない。これをどう伝えていくかが肝になる。【E 校ヒアリング発言より】
○ 本学では、専修制をとりつつ、社会福祉の基盤のところは全専修が一緒に受ける。スクールソーシャルワーク領域を選択した学生には「福祉教育論」を必修としており、子どもの福祉的課題を教育に結び付けられるソーシャルワーカーの養成をめざし、地域での子どもたちのエンパワメントアプローチなどを学ぶ。【E 校ヒアリング発言より】
○ 本県には外国籍の子どもが多いので、多文化共生、多文化ソーシャルワークを推奨しており、スクールソーシャルワークや保育士のコースを選択した学生には、自由選択科目であるが履修を促している。【E 校ヒアリング発言より】
○ 本学の「ソーシャルワークⅣ」は、コミュニティソーシャルワークに特化した科目としており、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーの連携や、重層の中で子ども支援をどのように展開していくかを、社協や行政の地域福祉課の職員を招いて教えている。【E 校ヒアリング発言より】
○ 子ども家庭福祉の専修コースの最後の総仕上げの科目（4年生科目）として、「子ども家庭ソーシャルワーク論」を設けている。演習もまじえて実際の連携、実践について学ぶ。【E 校ヒアリング発言より】

○　本学では、全体として、地域に出ていく科目が多い。2 年生でサービスラーニングを行う。子ども家庭福祉の専修コースであれば、児童系の NPO 法人の放課後デイサービスや地域子育て支援センターに行く。繰り返し現場に出ていき、4 年間を通して地域連携教育を行う。4年生の専門実習では、児童相談所や家庭児童相談室に実習に行く。看護学部の学生と一緒に多職種連携教育（IPE）をしたり、実習系の科目を増やして体験させるということを主にしている。

サービスラーニングでは、子ども家庭福祉の専修コースの学生であれば、高齢者や障害者等の他分野でのサービスラーニングを促すが、広がりにくい。子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程を開設し、子どもの支援をしたい学生が集まったときに、子どものことだけではない視点をどのように広げられるかが課題であると思う。【E 校ヒアリング発言より】

●　コラボ演習【F 校ヒアリングシートより】
●　同様に社会教育主事も見える化して、選択できると地域を拠点としたソーシャルワーカーの力になる。【F 校ヒアリングシートより】
○　教育と福祉の関係は、なかなか難しく、うまくいっていないことも多い。大学 GP を取ったことをきっかけに、本学はコラボレーションを軸に置いて組織改編を行った。2年生でコラボレーション論を教え、4年生でコラボレーション演習をとり入れている。多い時で 20 人くらいがコラボレーション演習を履修している。社会福祉士の学生、保育の学生、教職の学生、心理の学生（自由選択科目のため他学科の学生も選択可能）、この4つの専門性で何が違うのか、それぞれの専門性は何で共通点と違いは何なのか、学ぶ。さらに重要な葛藤マネジメントとして、どうやって葛藤を超えるかを演習で行う。コラボレーション論では、一般的なコラボレーション論を学ぶ。その成果は、卒業生が先輩アドバイスセミナーなどで体験を話すときに、皆、相手を意識して話すというような成果が出ている。「児童相談所はこう思っているから自分はこう思う」など、意識せずに自然といつも相手の立場を考慮して話す。現場に出た時に身にならない葛藤になるよりは、お互いのできないことを把握、理解したうえで何をどうしていったらよいのかという視点に立てるのがコラボレーション教育。こういった限界を意識して一緒に仕事をすることが今求められている。ソーシャルワークの共通項としての「連携」「ネットワーク」を大事にするのであれば、新課程設置に際して各養成校でコラボレーションの科目・授業を採り入れていくとよいように思い提案した。【F 校ヒアリング発言より】
○　本学では、教職課程の中で社会教育主事資格を出している。社会教育主事は、コミュニティ・ソーシャルワークに近く、地域をどう巻き込んで活性化させていくかを地域ベースで教える。こうしたことを絡めることで力になると思われ、教職課程がある大学では、社会教育主事資格とのリンクを意識してもよいと考える。【F 校ヒアリング発言より】
○　本年度までは、医療系の学生も一緒にコラボレーションの事例検討しており、その様子を見ていると、社会福祉の学生、保育の学生、看護やリハの学生とそれぞれの観点が全然違い、それを互いに出し合うことで学生の視野が広がり、また、見え方の違いを実体験として得ていることは大きい。保育の学生は、自身を保育の専門家と思いにくいところがあるが、コラボレーション事例検討の中で専門家としての意見を求められると、専門家としての意識をもって学んでくれているように思う。【F 校ヒアリング発言より】
○　実習はミクロ中心。論と演習をあわせてメゾレベルとマクロをどう入れるかを見直せればよいと感じた。ハワイ大学ではマクロレベルの実習もしているらしく、どうソーシャルアクションしていくかという実習もしている。そこまで展開していけるとよい。【F 校ヒアリング発言より】

●児童虐待、子どもの貧困や DV など、事例等も含めて集中的に深く学べる科目【G 校ヒアリングシートより】
●社会福祉士養成課程の上乗せとして位置づける必要がある。【G 校ヒアリングシートより】
●その場合、精神保健福祉士養成課程の位置づけとの関係があり、検討が必要。すなわち、社会福祉士＋子ども家庭ソーシャルワーカーとするのか、精神保健福祉士＋子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、社会福祉士＋精神保健福祉士＋子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、等。【G 校ヒアリングシートより】
●ジェネラリストソーシャルワーク（ジェネリックソーシャルワーク）やソーシャルワーカーの共通性をどのように考えるのかも影響する。【G 校ヒアリングシートより】
●子ども家庭ソーシャルワーカーという考えは、ソーシャルワーカーと同義語と考えられるので、それぞれの到達点をどう考えるかとも関係する。【G 校ヒアリングシートより】
●ソーシャルワーカーの資格としては、大学院修士レベルの資格とすることも検討すべきである。【G 校ヒアリングシートより】
●社会福祉士は学部レベルの資格とし、修士レベルの資格として、実務レベルの実習時間（800 時間唐 1200 時間程度）を課した資格として、精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカーを置く必要があると考える。【G 校ヒアリングシートより】
●　児童虐待、子どもの貧困や DV など、事例等も含めて集中的に深く学べる科目【G 校ヒアリングシートより】

● 社会福祉士養成課程の上乗せとして位置づける必要がある。【G 校ヒアリングシートより】
● その場合、精神保健福祉士養成課程の位置づけとの関係があり、検討が必要。すなわち、社会福祉士＋子ども家庭ソーシャルワーカーとするのか、精神保健福祉士＋子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、社会福祉士＋精神保健福祉士＋子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、等。【G 校ヒアリングシートより】
● ジェネラリストソーシャルワーク（ジェネリックソーシャルワーク）やソーシャルワーカーの共通性をどのように考えるのかも影響する。【G 校ヒアリングシートより】

● 子ども家庭ソーシャルワーカーという考えは、ソーシャルワーカーと同義語と考えられるので、それぞれの到達点をどう考えるかとも関係する。【G 校ヒアリングシートより】

● ソーシャルワーカーの資格としては、大学院修士レベルの資格とすることも検討すべきである。【G 校ヒアリングシートより】

● 社会福祉士は学部レベルの資格とし、修士レベルの資格として、実務レベルの実習時間（800 時間唐 1200 時間程度）を課した資格として、精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカーを置く必要があると考える。【G 校ヒアリングシートより】
○ 精神保健福祉との関係では、親のメンタルヘルスと子のメンタルヘルスについて関連付けて学ぶことについて考える必要がある。【G 校ヒアリング発言より】
○ 学科（社会福祉士・精神保健福祉士養成課程）における子ども家庭に特化した科目は「児童・家庭福祉」のみであり、同科目 15 コマでは時間が足りず、「関心を持ってもらうこと」を重視して行っている（※）。虐待、貧困、DV、ジェンダーなどについて丁寧に触れていく時間がない。それを補足するかたちで実習でいろいろと見てもらっている状況。子ども関係の実習は人気があり、1学年 80 名の学生のうち 30 名くらいが希望する。しかし、受入先が少ないため、実際に行けるのはその半数。
※保育士と精神保健福祉士の課程を持つ学科が他にあるが、その学科の科目を選択することはできない。
そのような状況の中で工夫していることとしては、実習指導の中で現場を見てもらったり、話を聞いたりすることを重視している。また、私が卒業生と一緒に現場を持っているので、そこに入ってもらい、いろいろな状況にある子どもたちに実際に接して、振り返りを行いながら、科目と併せて指導し、事例を積み重ねている。ゼミとも関連させて、NPO など地域の活動に入り、児童相談所や市町村との連携について学んだり、社会福祉法人と連携して事例検討（実際の連携の場面）に入らせてもらうなど、いろいろなかたちで勉強する工夫としている。スクールソーシャルワークを希望する学生も増えてきているので、そちらのほうで貧困や虐待、親のメンタルヘルスについて学べるようにし、補っている状況。「地域子ども支援論」などを追加することは現状では難しい。【G 校ヒアリング発言より】
○ 子どもの権利について現行の科目の中で教える時間が十分にないので、きちんと教えられるようにしていくべきと思う。【G 校ヒアリング発言より】
○ 実際に現場に出て行く、連携に実際に参加することが可能となる科目を増やすことが必要。児童相談所での実習は行ける人数が限られているため、そこだけで担保することは難しいので、工夫が必要。【G 校ヒアリング発言より】

● 子どもの権利、子ども・家族に対するソーシャルワークなどの専門知識も必要だが、子どもや家族に対するソーシャルワークを行う際の相談支援の技術を演習する科目が必要だと考える。【H 校ヒアリングシートより】
○ 本学には、スクールソーシャルワークのコースと子ども福祉のコースが別々にあり、子どもの権利だけに関する授業（半期）がある。社会福祉士養成課程の科目とは別に、子ども家庭の専門知識に関する科目はかなりあるので、そこで対応できるように思う。ただし、子ども家庭に特化した演習はないため、これからその部分は必要。演習をもとに実習をどのようにしていくかは考えないといけない。
「包括教育支援論」、「子ども支援と学校」、「学校マネジメント論」、「地域子ども支援論」など、スクールソーシャルワークのコースの独自科目は様々あり、子ども福祉コースを含めると独自科目はさらに多い。子ども家庭福祉に関する専任教員は、上記の2つのコースに各1名。
「地域子ども支援論」（座学）は、もともと「地域療育支援論」であったが、幅を広げ、基礎科目ではなく応用科目として（児童福祉や子どもの権利をある程度知った上で）、療育と子ども食堂など地域の子ども支援に関する実践を詳しく学ぶ科目。【H 校ヒアリング発言より】
○ 子ども家庭に関する科目を担当する教員は、周辺領域も含めるとの教員はかなり多い（非常勤の教員を含む）。【H 校ヒアリング発言より】
○ マイノリティーの子どもをどのように考えればよいか。貧困、生活苦、子どもの権利については触れられるが、マイノリティーの問題についてはあまり触れられない。マイノリティーについて触れることは忘れてはならない。【H 校ヒアリング発言より】

○　マイノリティーの子どもをどのように考えればよいか。貧困、生活苦、子どもの権利については触れられるが、マイノリティーの問題についてはあまり触れられない。マイノリティーについて触れることは忘れてはならない。【H校ヒアリング発言より】

●　ソーシャルワーク方法論が実践力に繋がっていない。一番は実習プログラムが大きな課題だと捉えている。養成校で学んだことを実習で試す機会が乏しい。【I 校ヒアリングシートより】
○　子ども家庭福祉ソーシャルワーカーは、主に児童相談所等の行政機関のソーシャルワーカー養成のためのものと思われるが、現状では、社会福祉士の養成においても実習指導者が確保できない等の理由により、児童相談所からは積極的な協力を得られていない。実習の受け入れがあっても講義がほとんどであったり、一時保護所に行ってもきちんと指導してくれる人がいない。公務員希望の学生が多いが、社会福祉士の実習に行って心折れる学生が多い。実践力のある子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを養成していくのであれば、養成校と行政機関がタイアップして実習プログラムを考えていくことが必要。
県内の児童相談所の中でも、協力してくれるところとそうでないところの差が大きい。協力してくれる児童相談所には、大学としても惜しみなく協力したいという思いはある。各児童相談所の担当者により対応の差があるため、養成校と行政機関の間で組織として協定を結ぶことを考えることも必要。大学の養成課程で学ぶ専門的な知識・技術を実習で生かす場がないという状況もあるため、実習プログラムは大事になってくると考えている。【I 校ヒアリング発言より】

（大学で学ぶ専門知識・技術を実習で生かす場がないということに関連し、実習として必要な内容、指導体制）
○　個人情報を密に取り扱うこともあり、記録を見せてもらうことができない。実際のケースとして、一時保護所で実習する学生に対し、自傷他害傾向のある子どもの情報が共有されなかった例があった。社会福祉士の実習のメインは利用者とのコミュニケーションを図ることであり、学生が保護されている児童と関わろうとしたところ、事前情報がないためにけがを負わされてしまった。事前に情報が共有されていれば、学生としても距離のとり方を考えることもできたし、誰にとってもメリットのないことが起こらないで済んだ。児童相談所に限らず、児童福祉施設でも、個人情報に関する認識、捉え方にずれがある。学生は、事前学習のなかで個人情報の取り扱いや守秘義務について学んでいるのに、実習先では個人情報に触れることができないと、「学んできたことと違う」となってしまう。
　実習先の施設によっては、面接、アセスメント、プランニングについてフォローがない。学生はそれぞれについて専門的な裏付けをもってできているのかどうかフィードバックが得られず、不安を感じることもある。児童相談所は緊急対応もあり、学生への対応が難しいこともあるが、実習指導者が少ないためにフォローができない状況にある。その一方で、実習指導者が複数になったことで実習への対応を手厚くしてくれる児童相談所もあり、良いモデルとして発信していければと思っている。児童相談所も人材確保が難しくなっているためか、少し歩み寄ってきてくれている。どのように折り合いをつけていくかも大事。
　社会福祉士課程の新カリキュラムで2か所の実習をすることとなるが、児童相談所は 1 ヵ月間の実習を受けてくれないため、メインの実習先になりにくい。新カリキュラムの実習としては、児童相談所は1週間程度の実習しか受け入れてもらえないので、今までよりも短くなり（15 日→7～8日）、ますます濃度が薄まっていく。しっかりと基盤がない中で現場に行き、さらに資格を取るということになると、ソーシャルワーカー養成の中できちんとした専門職としての実践力がつくのか疑問。【I 校ヒアリング発言より】
○　本県は、児童家庭支援センターの数が少なく、現在、単体で実習を受け入れているところはない。来年度から１ヶ所で受け入れが始まる。数年間交渉を続けてきた中で、指導者を確保できないことが一番のネックになっていた。やっと引き受けてもらえたが、実習できる学生は1名であり、また、受入期間は短い。児童養護施設は、社会福祉士が少なく、指導者資格保有者となるとさらに少ない。実習先は厳選しているが、児童養護施設での実習が保育士実習のようになることがある。実習指導者はいるが、ふだんは実習先のユニットの保育士がみてくれる状況で、社会福祉士の専門性が何か分からないまま実習を終える学生もいる。「現場では一緒だ、違いはない」と言われて心折れてしまう学生もいる。児童自立支援施設や児童心理治療施設での実習の受け入れは、現時点ではない。受け入れてもらえるように交渉するが、実習指導者資格の保有者がいないため、そこからの交渉となる。【I 校ヒアリング発言より】

○ 15 コマでは、国家試験受験対策的なテキスト網羅優先の授業になりがちで、実践力につながらないものも多い。本学では、指定科目に当たる子ども家庭福祉論に加え、それを補完するものとして別に選択科目を設けている。1学年 50 名の学生のうち、約 40 名が選択しており、ニーズが高い。学生は、「子ども」「児童」に関心を持って受講するが、選択科目では子育て支援にウェイトを置いた授業や、子ども家庭福祉を取り巻く諸課題にソーシャルワーカーとしてどのように向き合うかという価値や倫理、家族システムズアプローチなど実践場面で用いる援助方法等、学生のニーズに合わせて柔軟に設定している。本学では、不登校・引きこもり児童をサポートする事業を行っており、学内でフリースクールを運営したり、家庭や学校の支援を行っている。その取り組みを使って学生の援助力養成プログラムを設け、日頃から子どもや関係機関、専門職と関わる場を作り、実習だけではできないことをしている。不登校・引きこもり児童のサポート事業や援助力養成プログラムは、福祉の学生に限らず、かなりの数の学生が履修しており、また、1年生から授業を取れるようになっている。早い時期から現場と関われることは、学生にとってメリットになっていると感じている。【I 校ヒアリング発言より】

● 子どもの権利に関する理解(アドボカシー含む)【J 校ヒアリングシートより】
● 地域包括支援体制における子ども家庭福祉(児童相談所と市町村の連携)【J 校ヒアリングシートより】
○ 社会福祉士養成課程では、「児童・家庭福祉」を半期で 15 コマ実施しているが、まったく時間が足りない。児童・家庭福祉のテキストの半分も触れられない。教育内容で整備したい一つは、子どもの権利、アドボカシーの理解についてであり、授業の中でもう少し時間を取りたい。「子どもの権利条約」の導入の背景・経緯、同条約の本質、日本における現状について強調して教育することが必要。もう一つは、都道府県の児童相談所と市町村の家庭福祉部門との連携の必要性、実態およびあり方(進むべき方向性)について、より強調して学生に伝えていく必要がある。【J 校ヒアリング発言より】

Q5 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、どのようなことが課題になると考えますか。

○ 本学では、時間数と時間割作成が非常に厳しい。社会福祉士・精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカーの課程があり、これに加えて学科としての必修を入れている。科目数としてはいっぱい。前期あたり 90 分 15 コマが2単位、2 単位分の授業を担当した時に教員が 0.5 コマ負担しているというカウントになっている。基本は、5コマ持つことになっている。ゼミと卒論指導(それぞれ通年)を持ったら2コマなので、それ以外で担当できるのは3コマとなり、実習指導Ⅰ～Ⅲで 1.5 コマ、その他に指定科目を持つと5コマに達する。それ以上担当する場合、本学では基準を超えるので仕組みとしてはよくない。できれば5コマ以内に収めることが必要。大学院の科目も担当し、さらに科目を担当するとなると、教員も大変だし、時間割編成も大変。社会福祉士・精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカーの教育課程があり、さらに子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの教育課程を置くこととなると、学科として資格に紐づいた科目しか置けなくなるのではないか。資格以外の福祉の学び、大学としての独自性がほとんど出てこないのではないか。資格科目としてやるのではなく、本学としてどのような教育を行うかを考えた時に資格科目もカバーできるように各教員が意識しようと言っているが、国が示すシラバスを網羅するとなるといっぱいになる。

1回でも落としたら4年間でどれかの資格を取れるという保証ができないという時間割編成になっていくのではないか。そこが一番のネック。本学には福祉の学科が 2 学科あり、両学科合わせると教員 15～6 名いるため(非常勤の教員を雇う科目も出てくるが)、皆で分散して科目を担当できると思う。科目の設置の問題より、新課程の科目を設置した時の学科としてのカリキュラムに特色が出せない、時間割が作れないという点がハードルが高い。

学生募集の点で考えると、いろいろな福祉の資格が取れるということにしかなってこない。【A 校ヒアリング発言より】

○ CAP との関係については、1年生から4年生まで CAP ギリギリで履修していくことになるだろう。集中講義など一部 CAP から除外する科目を作っているが、そういうかたちで CAP から逃すという措置は養成校の工夫としてできると思うが、集中講義ばかり入れるのは厳しい。資格科目だけになると、大学としての教育は何かというのが見えづらくなるように思う。

対策としては、共通科目を増やしてもらうしかない。社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の実習を子ども家庭福祉関係の団体・施設等で行った場合、一部免除可能といった措置は、規定的にはやりやすいと思うが、本学の場合、その規定は使わないと思われる。実習時間の一部免除のほうがやりすいかもしれないが、共通科目を増やし、全体で圧縮される方がありがたいと思う。新課程ができたときに、スクールソーシャルワーク教育課程との取捨選択を行う可能性もある。【A 校ヒアリング発言より】

● 担当教員の確保【B 校ヒアリングシートより】
● 実習施設の確保【B 校ヒアリングシートより】
● 学生が社会福祉士や保育士、SSW 等とのダブル資格取得を希望した際の履修モデルの確立【B 校ヒアリングシートより】

○ 担当教員の確保について。本学でも児童家庭福祉担当の教員は4人。各教員の担当コマ数が多く、さらに担当を増やすのは大変な状況。担当教員をどう確保するかは非常に大きい。教員数を増やす必要があり、悩ましい。人事や大学全体に関わる問題でもあり、悩ましい。実習施設の確保は、新課程の実習先が児童相談所や発達支援相談センターなど公的な相談機関に限られることとなると確保が大変。【B 校ヒアリング発言より】

○ 本学の場合、社会福祉学科の学生が社会福祉士以外で資格を希望するとなった場合、保育士かスクールソーシャルワーカーの資格とのダブル資格を目指す学生がいるが、ダブル資格を取ろうとすると、時間割がめいっぱいになったり、新カリキュラムでは実習の学年次が重なったりもする。その場合、どのような履修モデルを組んだら実現が可能か。このあたりが解決できそうであれば、新課程の設置に前進できるように思う。【B 校ヒアリング発言より】

(教員の要件、教員の確保の可能性)

○ 非常勤で賄うということであればハードルが下がる。新課程の教授内容が具体的に分かるとさらによいが、科目名を見ると学内の教員だけで賄うのは難しい。非常勤の教員を補完しながらやれるか検討が必要。【B 校ヒアリング発言より】

(子ども家庭福祉分野の実習先の確保の状況)

○ 新課程を設置した場合、子ども家庭福祉分野での実習の希望者に対して実習先は少なくなる。毎年、社会福祉士養成課程の児童相談所での実習は2名。他に児童養護施設、児童発達支援センター、障害児入所施設での実習受け入れもある。毎年、220 名の学生が実習を行うが、児童福祉分野で実習している学生は 10 人未満。確保は厳しい。【B 校ヒアリング発言より】

○ 新カリキュラム対応のために新しい実習先を探した結果、児童分野の実習先を新規開拓することはできた。新規開拓先では、実習先の受け入れが初めてであり、どんなことができるか、何人くらい受け入れられるかなど、実際やってみないと分からないという話もあった。社会福祉士養成課程の新カリキュラムで動き始めたばかりで現場も躊躇しているところがある中で、さらに新資格の実習をお願いしようとしても、現場の理解、協力がないと難しい。保育士実習は受け入れてくれているが、社会福祉士実習は断られるところがあった。施設数としてはそれなりにあるが、実習の期間や内容に対応できる職員がいないなどの理由で断られるケースがあった。社会福祉士実習でも門戸が開けばよいと思っており、現場のほうでも実習の受け入れを検討いただきたいという声かけがあれば、もう少し開けていくのではないか。【B 校ヒアリング発言より】

● 大学事務局、他学科教職員の資格に対しての理解と協力【C 校ヒアリングシートより】
● 実習プログラムの開発【C 校ヒアリングシートより】
○ ①本学は、1年間で履修登録できる単位数は 36 単位。4年間で 144 単位しか履修できないという前提があるため、新資格の上乗せがどのくらいになるかが微妙。社会福祉士と精神保健福祉士のダブル資格をめざす学生は、ゼミが履修できない状態。履修単位数を限定している大学は、上乗せ単位数が多いと困る。②実習先。3年次に 160 人が実習。児童領域は 20 人弱。これをどうするかが課題。新たな実習先の確保が必要。現実的には、社会福祉士の3年次実習では児童領域の実習先は選択対象外とし、新資格の実習先に当てることも考えないと実習先が確保できない。③他学科の科目や、他学科の先生に科目を受け持ってもらうときに、規定以上の持ちコマ数になってしまい依頼が難しい。④実習プログラムの開発が課題。【C 校ヒアリング発言より】
○ コラボレーションしないといけないパートナーは、保育士養成課程。保育が養成校であって、授業が閉じている状況のため、連携が取りにくい部分がある。文科省・厚労省レベルで、人数制限等何らかの措置を講じるなどして、この資格に関しては保育士養成課程と有機的な連携ができるようになると、この問題は軽減されると思われる。本学では保育の科目を他学科履修することができないため、科目・授業を増やさないといけなくなる。正規の履修ではなく聴講でも認める(ただし、授業を履修し、試験を受ける)など、CAP 制を遵守している大学でも新課程設置に踏み込むことができるような大所高所での配慮が必要。社会福祉士と精神保健福祉士のダブル、または SSW とのダブルで取得しようとする、他のことができずに4年間終わっていく状況。たとえば実習・演習を正科から外すことを奨励して CAP に余裕を持たせるなど、CAP 制との折り合いをつけるような大所高所からの対策がないと、学内だけでの対応には限界がある。ソ教連として、各大学での新課程設置を可能たらしめるサポートにつながる取り組みが必要。【C 校ヒアリング発言より】
○ 実習指導者の養成は必須。社会福祉士養成課程でも児童領域の実習指導者の半数以上はベースが保育で、本音でコミュニケーションをとると、「実はソーシャルワークのことよく分からないんだけど」という前置きがつき、仕事だからとか経験でやっているとおっしゃる。本学で行った実習指導者講習では、「経験すれば分かるは禁句」、「何をどう見て体験するのか、それをどう自分の中に言葉として落とし込むことに付き合っていただきたい」ということをお願いした。経験したものを言語化し、内在化させていくときにソーシャルワークの用語を使っていかないとソーシャルワークの専門性として蓄積していかない。子ども家庭福祉のスペシャリストとしては、体験をどう言語化し、自分の中に内在化させていくのかというところに寄り添うノウハウの持って下さった方が実習指導者になることが必要。「経験すれば分かる」「学校で勉強していることは机上論、実践は違う」と言われてしまうと、この資格を作る意味がなくなってしまう。「子どものことは子育てすれば分かる、自分も子どもだったから分かる」というような思い込みの中で展開されているので施設内虐待が減らない要因でもあると思うので、指導者養成は必須。【C 校ヒアリング発言より】
○ いくつかの自治体で行政職員研修をしているが、まったく違うところにいた、大学等で児童福祉のことをまったくやってきていないということで、本来、児童虐待対応のスペシフィックな内容をやりたくても児童福祉法のこともわからないので、いろはからもう一度研修しなければならない。日本社会事業大学のプログラムをやりたくても、一歩手前から始めなければならない。窓口に子ども家庭福祉の研修を受けた人や資格を持つ人を配置しなければ、実行力のある子ども家庭福祉、危機対応できない。行政権限は危機対応に必須と思うため、行政窓口にこそこうした人がいて対応してくれなければ、次につながっていかない。施策が基礎自治体に下りているときに、基礎自治体にスペシャリストがいなければ、政策はうまく展開しないと思う。そこへの働きかけも必要。【C 校ヒアリング発言より】

● Q4 と同様です(Q4 回答:現行の児童ソーシャルワーク課程の実績とつながりを下敷きにより、児童相談に寄った内容に動かしていきます。現行のカリキュラムにおける、心理的な知識や背景も担保しながら、児童相談の重みを大きくしていきたいと思います)。【D 校ヒアリングシートより】
● 適用年度に応じてカリキュラム改正の作業等が必要となるため、いずれの入学生から適用するかについて検討が必要であると考えます。【E 校ヒアリングシートより】
● 在学生への対応については、相当に困難が生じるため、内容によっては在学生への適用は見送らざるを得ない(教育課程設置後に入学した学生からの適用)可能性が高いと考えます。【E 校ヒアリングシートより】

○ 本県は、県・市町村とも福祉職雇用が多く恵まれている。児童相談所の方も大学で一緒に授業をしてくれる点も恵まれていると感じている。今年は、40 人の児童福祉司の募集に対し、約 150 人が応募しており、倍率が高い。大学に非常勤や特任の教員として児童相談所の職員に来てもらい、児童相談所とのコミットを深めてきた経緯があるので、その効果出てきたと考えている。教員が現場に行って協力を求めたり、スクールソーシャルワーカーとなった卒業生を必死にバックアップしてやっとここまできた。これから新たな課程を設置して子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを養成していこうとする場合、どれだけ自分たちが必死に現場をかぶってやれるか。新資格の養成教育に関する学生のニーズはあり、大学としてやらなければいけないと思っている。【E 校ヒアリング発言より】

○ どの入学年度からになるのかというのがはっきりしないと、カリキュラムの全体構造が作れない。単位数も多いので、付け焼刃では絶対できない課程であると思う。準備段階を見越した導入スケジュールを教えてもらいたい。入学してくる学生（新入生）からでないと対応が難しい。カリキュラムがいくつも走るため、大混乱にならないように早めにスケジュールが分からないと設置の準備が難しい。【E 校ヒアリング発言より】

（必要な教員数の確保等）

○ 子ども家庭福祉の専修コースには、学生数が多いこともあり、専任教員が 10 人いるが、人数が多いことでの難しさもあり、混乱する可能性もある。スクールソーシャルワーク教育課程創設時にはなんとか開拓に取り組んできたが、新課程設置時にも同じようなことが起こるとしたら、学部の誰にやってもらうのかということもある。【E 校ヒアリング発言より】

● 学生にとって選択肢が減り、資格だけ取得するので一杯一杯になる。【F 校ヒアリングシートより】

● 社会福祉士と認定資格なら取れるという形ならいい。その理由は、ソーシャルワークと名乗るのであれば、社会福祉士ベースに追加で複数とると子ども家庭 SW の資格となるならいいと思うが、保育士養成に科目を追加して、子ども家庭SWとなるのはおかしい。【F 校ヒアリングシートより】

● もしも保育士資格と合体していくと保育士をとる人は減る可能性がある。保育士不足に問題が生じ、社会問題になる。子ども家庭は、現在学生のなかでも、自分たちが通ってきた道でわかりやすく、社会問題化していることもあり、非常に人気である。科目の受講者は増える。科目の取り方、カリキュラムの工夫（配当学年など）が必要になる。【F 校ヒアリングシートより】

○ 本学では、保育士だけの養成というかたちは取っていないので、他の学科の学生が一つの科目を取りにくるということは比較的柔軟にできる体制になっている。ただし、演習・実習科目は保育士資格を取る学生だけという規定はしているので、そのあたりをどうしていくかというところ。他学の様子を見ると、他のコースの学生が保育士の科目を取りに来ることをよしとしない文化はあるように思う。本学は、保育士資格とる学生が少ないということもある。文科省に課程認定してもらうために必修にする科目が増えたため、今までなら CAP 内で複数資格をとれていたが、（GPA によって優秀であると CAP に少しゆとりが出てくるため、それを外していけば取っていけるというかたちではあるが、）これから複数資格を取りにくい現状が一層出てくるように思う。【F 校ヒアリング発言より】

○ 保育士資格養成をしている立場として、新資格が本学で取れるようになると、保育士資格を取らない学生が増えることを危惧。今は、子ども家庭福祉分野の就職先を考えている学生は、社会福祉士と保育士資格をダブルで取って、保育や社会的養護系に勤める学生が多いので、新資格ができると保育士を取らなくてもよいのではということで、とくに保育士は実習も多いので、保育士を避けて新資格を取る学生が増えるのではと危惧している。【F 校ヒアリング発言より】

○ 保育士が足りない状況がある中で、新資格ができた時に全国的に保育士希望者が減って人材の取り合いになるのではないか。【F 校ヒアリング発言より】

○新資格の養成課程をうまく進めるためには、国へのアプローチとともに高校生へのアプローチが必要。【F 校ヒアリング発言より】

○本学の総合リハビリテーション科で追加資格をプラスしたときに CAP もカウントしない、そこから外れて資格を出しているものがあるようだ。厚労省管轄事項と思われるため、たとえば社会福祉士演習の 20 人枠の緩和などを国に求める時に、ソ教連として調べてみてはどうか。【F 校ヒアリング発言より】

○（保育士と幼稚園教諭の資格を併せて取らないと就職できないため、他の資格をとる余裕がないという実態はあるかとの質問に対し）そのとおり。保育園は、認定こども園化しているので保育教諭でないと就職先がないということはかなり大きい。本学は、幼稚園教諭の課程を作れないことが課題で、それもあって保育士資格取得者が増えていかないところがあるが、だからこそ、本学は保育士と社会福祉士のセットというところを推しているため、新資格ができるとその本学の強みがかなり厳しくなるというところがある。他学で、保育士と幼稚園教育に社会福祉士を乗せているところがあるが、実習が多くカリキュラムが詰まっている状況。【F 校ヒアリング発言より】

● 就業年数、実習時間、実習内容、演習時間、演習内容【G 校ヒアリングシートより】
● 上記の内容を担当する教員の確保（Q4 回答：児童虐待、子どもの貧困や DV など、事例等も含めて集中的に深く学べる科目）【G 校ヒアリングシートより】
○ 県の受け入れ先の状況は、かなり厳しい。スクールソーシャルワーク実習担当時は、なかなかできない状況があった。学校で実習させてもらうかたちになっているかと思うが、子ども家庭福祉の実習というよりも、子ども家庭福祉領域でのソーシャルワークの実習をどのように保証するのか、人材と時間との関係、受け入れ先の状況を考えると、交渉、すり合わせが難しいと考える。【G 校ヒアリング発言より】
○ 市内複数の家庭児童相談室のどこにも資格者がおらず、正規職員が少なく、多くが非正規職員。そのため、実習の受け入れの交渉をできる状況になく、行政には実習の受入先がない。本県では、「学校内ではスクールソーシャルワークの指導はできない、特別に大学に来てもらって指導するかたちをとるように」といわれ、なんとか教育委員会を説得し、学校の教員の理解を得て、大学に来てもらえるようになってきた状況。教育委員会に副学長とともに何度も挨拶に行くなど、交渉だけでとても時間がかかった。【G 校ヒアリング発言より】
○ 専任教員で必要な教員数を揃えているところが少ない中でどのように新課程を設置するのか、学内では保育士養成課程との連携の取り方をどうするかが大変かもしれない。【G 校ヒアリング発言より】
○ 実習では子ども家庭領域は人気だが、就職になると避けられ傾向がある。児童福祉施設での実習を経験した学生が子ども家庭領域への就職を避けることもあるため、実習のあり方は今後の大きな課題。良い実習指導者がいるところを選ぶようにしている。今後は、NPO など地域で活発に動いているワーカーを見てもらうことが大事であるように思う。もちろん、児童養護施設は実習先から外したくないが、地方で人材を見つけるのは大変であり、良い人ほどやめてしまう傾向もあり難しい。【G 校ヒアリング発言より】

（教員の不足や実習指導者不足の解決策についての考え）

○ 自ら切り開くしかないと考えて動いており、その積み重ねの中で、やっと年に1人くらい児童相談所に入職する学生が出てきた。現場と一緒に皆で変えていくということしかない。【G 校ヒアリング発言より】

● 講義・演習を担当する人員不足【H 校ヒアリングシートより】
○ 大学によりかなりカリキュラムの設置のしかた、学生をどう現場に送り出すかというのが異なる。本学では、教員は今持っている科目で手いっぱいで、これ以上の科目の設置となると「誰が持つのか」という話になる。講義や演習を担当する人員が不足する。それに加えて実習先の確保と、実習先がどこまで指導できるかが課題。【H 校ヒアリング発言より】
○ 子どもの生活の中に入って学ぶのが大事だが、個人情報の問題等があるということで公的機関があまり積極的に受け入れようとしない状況がある。学校に送るといっても、義務教育の場合は週 30 時間で毎日 6 時間程度あるが、高校の場合は週 1 回4時間、年間 130 時間。公的機関に送り込みたいが受け入れが芳しくない。スクールソーシャルワークは、幼小中高と児童期、学童期、思春期、青年期と行かせたいが、行っても見てくれる指導者がいるとは限らない。実習に出そうとしても、現場でどれだけ時間を過ごせるか、どれだけ指導してくれる人がいるかは心配。2008 年に制度ができて 14年ほど経つが、現場でワーカーが育っていると思えない。福祉のサービスや制度を紹介することが専門性だと思っている現場のワーカーもいるが、専門性はソーシャルワークをどれだけできるかが重要。現状としては、現場のワーカーが弱い。弱い要因は2つあると考えており、一つは、労働条件が不安定なために、ソーシャルワークにアイデンティティがない学校の先生の経験者が就いている場合が多いこと。もう一つは、福祉アイデンティティを持っている人も、スクールソーシャルワーク専門でやりたくてやっているというより、福祉の領域にいたからやろうということで、本当にソーシャルワークの実践ができるか心配。そういう点を改善していくことも必要。【H 校ヒアリング発言より】
○ スクールソーシャルワーカーとして現場に入り、大学で授業をし、子育てをしていたら、体調を崩した。教員だけが頑張ってしまうと倒れてしまう。皆のウェルビーイングを大切に。【H 校ヒアリング発言より】
○ 教育と職能団体の結びつきについて。現場のワーカーが力を持つには大学がバックにあること、大学が良い教育をしようと思うと職能団体がバックにあること、双方が大きな役割を担っており、影響しあうべき。大学の教育の中で職能団体をどう連動させるかということがヒントになる。現場に入るときにスクールソーシャルワーカーの職能団体を現場の一つと考え、連動を高めていくことが大事であるように思う。職能団体の状況は県によって異なるが、職能団体の組織が強化されると違ってくることがあるように思う。【H 校ヒアリング発言より】

● 本学では SSW 教育課程に力を入れているため、これと教育課程をどう整理していくのかが大きな課題である。【I 校ヒアリングシートより】

○　本学では、学科のすべての教員が実習教育に関わっている。私は、社会福祉士とスクールソーシャルワークの両課程の実習を担当している。その理由は、それぞれの連関性を高めていきたいと考えたため。3年次に社会福祉士養成で児童養護施設や児童相談所の実習に行った学生が4年次にスクールソーシャルワークの実習に行くと、実習の質に驚く。「ソーシャルワークの実習はこんなことまで学べるんだ」、「自分でこういうふうにやっていけるんだ」ということを手厚くやっている。双方の差を詰めようと思って、両課程の実習を担当している。子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの課程ができた場合、同じような構造になると思う。スクールソーシャルワーク課程の科目の一部が重なる可能性がある中で、実習の質が違うとなった場合、（授業もそれを意識してやるので）どちらかの水準に合わせるとすると、どちらかの質が上がるか下がるかしてしまう。仮に子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程が4年次に配当された場合、スクールソーシャルワーク課程の実習の両方を兼務することは物理的に不可能であり、専任教員を一人当てなくてならない。教員数の確保が限られる中、それが叶うのか、大学全体の課題。

現在も児童分野を希望する学生は非常に多いが、実習の受け皿が少なく、教員の人数が限られており、対応に限界がある。職域の拡大に伴い実習先との打ち合わせをしたいが、十分な時間が取れない。教員の業務（時間）にまつわる課題に関しては、学内で人を増やすことを検討している。それとともに、実習の中身や、学生の学年次が上がるごとに着実に階段を上がれるかなど、総合的に見ていく必要があると考えている。【I 校ヒアリング発言より】

（スクールソーシャルワークの実習の前に行く社会福祉士の実習先は、子ども領域と決まっているか）

○　決まっていない。半数以上は、子ども家庭福祉分野の実習先に行くことが多い。スクールソーシャルワーク課程を希望する学生から相談を受けた場合は、ソーシャルワークについて学べる、より実践的な実習ができる分野（医療や障害福祉等）での実習を勧めている。

スクールソーシャルワークの実習時間数は、進路や実習先により異なるが、少なくても 180 時間、任意の実習を組み込むと 200 時間を超える学生もいる。スクールソーシャルワークの実習は、巡回指導や事前事後の調整を含め1名で担当している。子ども家庭福祉ソーシャルワークの実習が追加される場合は、担当教員の配置（増員）が必要。【I 校ヒアリング発言より】

（子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程を設置することとなり、専任教員を採用することとなった場合の教員要件）

○　現場の実情をよく把握していること。児童相談所や児童養護施設での実務経験があり、研究者としての実績も網羅していることが求められるように思う。どの施設にどの学生を実習に行かせるかということに非常に神経を使う。学生のことに加え、実習先の施設の状況や実習指導者をしっかり知っている者が実習先について検討することが必要。【I 校ヒアリング発言より】

●　研修を担当する人材の確保【J 校ヒアリングシートより】

○　本学の児童・家庭福祉の担当教員は1名のみ。指定研修のカリキュラムを見ると、科目の数がすごく増えるが、それぞれに課された教員要件を満たす人を探すのが大変だろう。新たに人を探す必要があるが、それで求められるような専門職養成ができるのか。社会福祉士養成課程の新カリキュラムで2年生から実習に行くこととなるが、実習先の新規開拓が難しい。市町村の家庭児童相談室で実習先を増やしたいがかなり難しい（専門職配置が少なく、実習の受け入れが難しい状況）。現状では、福祉事務所として実習先になっていることはあるが、子ども家庭福祉に特化した実習先となると、家庭児童相談室の職員を実習指導者にすることとなると思うが、連携の部分と重なるが、そこが弱い。乳児院は、感染症予防の観点から実習を受け入れられないという状況が続いている。児童養護施設は、半分くらいが実習指導者がいない等の理由で配置していない。【J 校ヒアリング発言より】

○　本県では、児童相談所での実習には 60 時間しか入れない。児童相談所には、積極的に実習を受け入れてほしい。実習をしたことで、その現場で将来働きたいと思うようになる学生がいる。児童相談所が人が足りなくて忙しいのは分かっているが、実習時間が少なく表面的なところに止まってしまうと、その実習によって学生は児童相談所に就きたいと思えるのか。

また、実習指導者講習会は、いろいろなルートから働きかけて受けてもらい、指導者が少しずつ増えてきている。新課程設置を設置する際、児童相談所に限らず、「方向性は分かるが、実習の受け入れはできない」と言われた場合、実習の受け入れ先がないというところが出てくる。われわれは現場が積極的に受け入れることを期待したい。実習という形で現場との連携もできることで、「質のいい学生」の入職という良い循環ができていくのではないか。ソ教連や国からの働きかけがないと厳しいように思う。【J 校ヒアリング発言より】

Q6　今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、より多くの学生が「新しい教育課程を履修してみたい」と思えるようになるために、どのような条件が整うとよりよいと考えますか。また、そのために養成校が工夫できることとして、どのようなことが考えられますか。

○　出口（就職）の問題。スクールソーシャルワーク教育課程を取らない学生は、就職先が少ないこと、非常勤雇用であることを気にする。児童相談所に公務員として就職できることにつながることがよいことと思う一方、児童相談所への就職を嫌う学生が増えている中で、児童相談所と結びついた就職先どうかというのはある。都道府県の児童相談所への就職のしやすさだけでは厳しい。児童養護施設は、新資格がなくても就職しやすい状況にある。安定した新しい就職先として、スクールソーシャルワーカーや学校関連、公務員系でも児童相談所に限らず市町村の子ども福祉課への就職につながるというのが見えやすくなってくるとよい。つぶしが効くというところで取得しておこうと学生が考えるのではないか。

子ども家庭領域は、実習先としては学生に人気があるが、就職先としては人気がない。雇用形態や給与の問題もあると思われるため、待遇面の底上げをしないと働きたいという学生は増えない。課程自体への魅力よりも、課程を履修した結果に魅力がないと、履修してみようということにならないように思う。【A 校ヒアリング発言より】

○　本学に限られるかもしれないが、上乗せにするとあまり履修しないかもしれない。社会福祉士養成課程のソーシャルワーク実習を終えた後に4年で上乗せ科目を履修するよりは、1～3年生のうちに社会福祉士養成課程と並行して履修し、一緒に終えられるほうがよいのではないか。

授業がおもしろいこと。担当している科目の先生の授業がおもしろくないと続けられない。教員の質・力量だけでなく、なるほどと思えるような学びが積み重なる教材が必要。

新課程を上乗せで行う場合、ソーシャルワーク実習で子ども家庭福祉分野に実習に行き、さらに新課程の実習に行きたいと思えるような実習ができているかは課題。【A 校ヒアリング発言より】

（実習先の量的確保に関する課題の有無。ソーシャルワーク実習の質の問題点）

○　本学の相談援助実習の本年度の履修者数は、約 80 名。うち実習先がタイプAに該当する学生は 26 名。児童相談所 4 名、母子生活支援施設 2 名、児童養護施設 9 名、児童心理治療施設 1 名、児童自立支援施設 1 名、障害児通所支援事業 9 名。障害児通所支援事業の実習は通年で行っており、毎週決まった曜日・時間に通い、一人の児童と 1 年間関わり続ける。児童の変化を知ることができるなどおもしろさはあるが、これに続けて新課程の実習があるとかなり負担感があるように思う。

障害児通所支援事業所は、新課程の実習先として協力は得られやすいと思うが、療育が中心でソーシャルワークの視点が弱く、行政や学校との連携についてはあまり学べないと思われる。児童相談所は学生が記録を見ることができない、一時保護所は入所施設的に子どもと遊ぶであったり、児童養護施設では保育士実習のプログラムとあまり変わらないということがあったり…。児童分野の現場はその子どもとどう関わるかというミクロの実践に重きを置きすぎていて、そもそもアプローチできないような虐待等の事案への対応力が弱いように思う。そのため、新資格の実習でその対応のことを学べないと、実習の時間数は多いが、子どもの命・生活を守るというソーシャルワークの動きがあまり見えないまま資格を取得することになりかねない。

実習で直面した厳しい実態を学びに変えていく教員のスーパービジョンが必要。教員が実習先の指導者と連携し、実習期間が終わった後の経過を含めて学生とともに振り返るなどして、学生がこの分野で働いていけないと思わないような、こういう動きが大事だと思えるようなカリキュラム構成にしていくことが必要であり課題。【A 校ヒアリング発言より】

●　社会福祉士や保育士、SSW 等とのダブル資格が取得できたとしても、現実的には、実習やアルバイト、部活、就職試験（公務員試験）、国家試験（社会福祉士等）との兼ね合いで、いずれか一つの資格に絞らざるを得ない学生もいる。履修するだけでなく、それを将来にいかせるようにするためには、科目・実習の読み替えや履修モデルの組み方等の条件が整うことが望まれる。【B 校ヒアリングシートより】

●　この資格を取得した方が優先的に採用、配置されるのであれば学生にとっては目標にはなり得るものと思います。【B 校ヒアリングシートより】

○　学生は、資格取得のための実習や勉強だけではなく、生活費や学費を稼ぐためのアルバイトに費やす時間が必要。公務員試験や社会福祉士の国家試験を受けるとなると、2年生から3年生，3年生から4年生になる段階でどれか一つの資格を絞るなど、優先順位を付けざるを得ない状況がある。科目や実習の読み替え等で履修のしやすさが整うと学生も「がんばってみよう」という気持ちになれると思う。求人の応募条件に、「この資格を持っていると優先的に採用される」とか、「こういう部署に配属される」というのがあると、学生にとっては分かりやすい目標となる。

社会福祉士でも「病院のワーカーの内定をもらったけど国家試験に落ちたら取り消されるから」と、資格取得が試験勉強のモチベーションや危機感につながり、勉強に取り組んでいるのと同じように、新資格の取得になにか利点があると、前述の時間的な難しさなどがあっても、「将来につながりそうだから」と学生がチャレンジしようという気持ちにつながるのではないか。【B 校ヒアリング発言より】

●　就職先の待遇改善【C 校ヒアリングシートより】
○　就職先の改善が必要。本県の政令市の児童相談所の児童福祉司は、100％社会福祉士。県の児童相談所は、ここ５年間で 300 人増員しようとしているが、学生が児童相談所の大変さをまわりから聞くと、公務員試験をなかなか受けない（県は児童相談所採用）。児童相談所については、良い仕事だということが伝わらないと難しいと思われる。【C 校ヒアリング発言より】
○　待遇改善が必要。資格があることでの給与、権限面での評価が必要。専門性は評価される、社会的に承認されるものということが実感できることが必要。県内保育士の大卒初任給 14 万。県に問題提起しても、手当によりそこそこの金額になるから…。保育士の給与が基準になって子ども家庭福祉領域の給与が下がっているところがある。公務員はまだ恵まれた環境にある。感情労働をしている保育士の待遇の悪さ…、待遇が悪くても子どものために働く人こそ必要というロジックが働かないよう、待遇を変えていくコンセンサスを目指し、専門職だから当然待遇は良いものであるべきだという論に立つことが必要。【C 校ヒアリング発言より】

●　現時点では十分検討しておりませんが、現時点でも十分子ども家庭福祉領域を志望する学生がおり、現行の対応を強化するものになると思います。【D 校ヒアリングシートより】
●　基礎となる資格等（社会福祉士、保育士等）の取得に必要となる科目が相当数あるため、過負荷とならないような条件が整うとよいと考えます。【E 校ヒアリングシートより】
●　カリキュラム編成で最大限学生への負担を軽減できるよう、検討を行いたいと思います。【E 校ヒアリングシートより】
○　福祉の仕事に対するネガティブキャンペーンがはられたことがあった。そこからどうしたらよいかを考え、福祉の仕事のやりがいや、仕事の大切さ、「AI 時代に福祉の仕事は絶対残る」ということを高校生に伝え続けている。子どものことには誰しも心を動かされることに加え、どのようにすれば学生生活のすべてを養成課程に捧げなくても新資格を取れるかというイメージが学生に伝わることが大事。ハードルが高いと思われると入口に立ってももらえない。社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の養成課程の科目との重なりがあって、それにプラスして取れる重要な資格であることをあまり負担感のないように伝える必要があるが、だいぶ負担があるように思う。「これが 4 年間で取れるのか」という学生の不安感の払拭の方法を知りたい。それを皆で作っていけるとよい。【E 校ヒアリング発言より】
○　子ども家庭領域に学生が来るパターンとして、自身が経験者という学生が多い。被虐待児やきょうだい児、ヤングケアラーのバックボーンがある学生が多い。子どもの気持ちが分かる反面、客観的な支援に結びつかない、そこに埋没する例を見てきた。新課程ができるとそのようなケースが増えるように思う。そのことついて養成校側として見越しておくことが必要。そういう学生が支援者になっていけるような教育課程にすることが必要。【E 校ヒアリング発言より】

●　現状でも大変ニーズは高い。【F 校ヒアリングシートより】
○　保育士の待遇の悪さや市町村子ども家庭福祉担当が非常勤などの待遇改善は必須。それがない限り、子ども業界は変わっていかないと思う。本学では、子ども家庭福祉関連に興味のある学生は多く、児童相談所等で児童虐待対応をしたいと入学してくる学生も多い。新課程は学生ニーズに適うと思うが、実習の中で厳しい状況を知ると進路についての考えにも影響してくると思うので、待遇はもちろん、働いてメンタルを壊さないようにスーパーバイザーをつけるということも必要。【F 校ヒアリング発言より】
○　現場のソーシャルワークが高まるように、大学が児童相談所職員と一緒に新科目を作っていくことができたらよい。自治体間の交流が少なく、自治体間の資格のクオリティや待遇の格差が大きい。国として標準をアップする、最も下位に置かれている保育士の給料から始めて、国が指導するかたちが望まれる。保育士の待遇は、施策により良くなっているはずだが、実際の現場がまだ追いついていない。子ども領域に力を入れている大学は、実習のことなど問題はあるが、それほど無理なく新課程の科目開設はできると思われるが、問題は、児童領域に就職した卒業生が辞めていくこと。児童養護施設や児童相談所に就職した卒業生は、辞める人が多い。他の領域との比較はしていないが児童領域の退職者は多いと思われる。いずれソ教連として統計が必要。出口が気になる。子ども家庭領域は、非常勤雇用が多い。社会福祉士として働く職員の常勤化の取り組みが必要。【F 校ヒアリング発言より】

● 出口の問題。この認定資格を得ることでどのような就職先が可能となるのか。児童相談所だけでは人数が非常に限定される。よりこの認定資格を持った人たちの働き場所などの拡大。【G 校ヒアリングシートより】
● 求められる学生の条件【G 校ヒアリングシートより】
● 目標に到達するための、教育プログラムの内容と提供方法【G 校ヒアリングシートより】
● 質を保障するための、教育スタッフと教育プログラム、実習先の確保【G 校ヒアリングシートより】
○ プログラムの内容、演習のしかた、科目の配置等について、養成校の先生方が日常的な形で意見を共有したり、互いに切磋琢磨できるようなことをソ教連が用意したり、引っ張っていくことがあるとよい。【G 校ヒアリング発言より】
○ 高校生が食いつくのは、地域でやっている子ども支援の活動。それに興味を持って入学する学生が毎年いる。SDGs 等の地域の課題解決をやってきている高校生も多いので、そういうことに結び付けた形での課題の見え方が今後は大事になるのではないか。先進的な取り組みに関わっている姿を見せる。重たい話ばかりしていても来ないことが多い。「ないものを作る」ということに反応する人は、子ども分野に向いているように思う。子どもの権利を守ってもお金にならないから人が少ないと言われたことがある。今後アドボカシーがどう変わるということはあるが、子ども領域の仕事に従事するワーカーが少なく、経験あるワーカーが少ない中で始めるということを考えることも必要。先進的な NPO が地域づくりにも関わるという話には学生の食いつきがよいと感じており、ネガティブな部分が際立つことが多い状況の中、そういう教育もできると関心を持つ学生が増えるのではないか。【G 校ヒアリング発言より】

● 教員の増員【H 校ヒアリングシートより】
● 地域で子ども家庭福祉ソーシャルワークを実践している方から学ぶ機会が増えること【H 校ヒアリングシートより】
● 児童相談所や福祉事務所などの公的機関の実習先の確保【H 校ヒアリングシートより】
● ソーシャルワークを教える事の出来る実習指導者の準備【H 校ヒアリングシートより】
● 工夫としては、子ども家庭福祉ソーシャルワークを実践している方に授業のゲストとして参加してもらう等。【H 校ヒアリングシートより】
○ スクールソーシャルワーカーも、家庭児童相談室も、非正規雇用がとても多く、正規雇用がほとんどない。せっかく資格を取っても正規雇用されないなら、別の領域で正規雇用されたいという人が出てくる。正規雇用についての働きかけは必要。安定した環境の中で育てることを見据えられないと難しい。【H 校ヒアリング発言より】
○ 学生はフィールドに高い関心、好奇心を示すことを考えると、学生にとって魅力ある課程にするには、実習時間を増やしたらよいのではないか。仕事の面白みを感じるのは現場や子どもに触れてから。スクールソーシャルワーク課程の実習時間（ミニマム 80 時間）は少ない。社会福祉士・精神保健福祉士と同程度の実習時間が必要。実習を長さ、充実の度合い、フィールドで学べることが魅力につながるように思う。【H 校ヒアリング発言より】

● 就職につながるかとどうか。それ以前に実習で失望する学生が多いため、そこを改善しなければ養成校としても学生に対して積極的に勧めることはできない。【I 校ヒアリングシートより】
○ 本学では、福祉の現場に就職する学生が多い（90％以上）。国家試験の受験率もほぼ 100％で、意識の高い学生が多い。経済的な課題を抱えている学生も少なくなく、多くの学生が就職をかなりシビアに捉えている。そのため、入口だけではなく、出口を確保しているのかということを示すことが必要。課程を履修したが就職の枠がないということでは学生のデメリットが大きい。「就職してみたら思っていたことと違った」ということにならないよう、卒業生にリアルな話をしてもらうなどの協力をしてもらってはいるが、リアルな話を聞くと心折れる学生もおり、難しさを感じている。新課程を作って学生に履修を勧める場合、就職のこと、どのような実習ができるかということをきちんと用意しておくことが必要。
　本学は、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワークのいずれの課程も定員は設けておらず、希望する学生は全員履修できる。新課程を設置した場合、それに倣って希望する学生は全員履修できるようになると思うが、その先を見据えて、学生に道筋を立ててあげられるか、慎重に教員間で話し合いをし、場合によっては現役学生からも意見を聞いて対応していくことが必要。【I 校ヒアリング発言より】

（就職先（現場）での「リアルな話」の内容）
○ 公務員への就職を例にとると、本県の福祉採用は、児童福祉だけであるため、就職後の異動先が児童相談所しかない。女性の学生が多いこともあり、就職先での結婚・子育てに関する状況ついて関心を持つ学生が多い。卒業生が結婚、妊娠、出産、子育てについてリアルな観点からの話をしてくれるので、学生はそれらを聞いていろいろ考える。学生は、親から「公務員は安定している」と勧められるが、「なぜそこで働くのか」という動機づけをもう少し学生自身がしてほしいと考え、卒業生に実際の職場での話をしてもらっている。【I 校ヒアリング発言より】

（子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程を設置した場合の履修生数の見込み）
○　5～10 名程度はいると思う。スクールソーシャルワーク課程が毎年 10～15 名、精神保健福祉士は 15～20 名の間で推移しており、児童分野を3年次に履修している学生が 15 名くらい。そのうちの三分の一くらいは履修するとみている。【I 校ヒアリング発言より】

● 出口(就職口)の確保➡現場との連携、リカレント教育【J 校ヒアリングシートより】
● 大学における卒業後を見据えたキャリア教育【J 校ヒアリングシートより】
○ 児童領域を目指して入学する学生が多いが、最終的に児童養護領域に就職する学生は少ない。就職先の確保のための現場との連携も重要。学生の入学時の希望が叶うようにする。社会福祉を広く学び、ジェネリックなものがベースにある上で、他の分野を見て児童家庭のソーシャルワーカーになるのは強みになるので、そこを含めて指導したい。出口（就職先の確保）の部分で現場と連携し、児童家庭領域への就職が見えると、学生は履修したいと思うのではないか。それを見据えてキャリア教育や実習教育についてもっと力を入れてやっていくことが重要。スクールソーシャルワーク教育課程でも意識しているが、大学が後ろに立って学生たちを送り出し一人前にしていくことを何年かかけてやっている。大学（課程）を出たら児童のスペシャリストにより近づく、それはカリキュラムあってのこと。在学中のキャリア教育を卒後も見据えてやっていくことが必要である。【J 校ヒアリング発言より】

Q7　今後、教育課程の設置をした場合、子ども家庭福祉の資格の取得を目指す現任者の受け入れは検討されますか。

編入学生として受け入れる　　【2校】 D 校、G 校

科目等履修生として受け入れる

【4校】 B 校、C 校、E 校、F 校

C 校（当面は「講習会」形式化か）

F 校（大学として卒業生に絞ってきた。資格のために絞ってきている。）

編入学生・科目等履修生として受け入れる　　【2校】 H 校、J 校

その他の方法で受け入れる

【2校】 D 校、F 校

D 校（現時点では議論していないが、その他、新たに検討するものはある可能性がある）

F 校（以下のとおり）

・社会教育主事講習や10年教員免許講習は、大変そうであるが、事務がすべて担ってくれる。こういったことがあれば可能性はあるかもだが。。。また 1 つの大学で準備するだけでなく受講生が各所の養成校から科目を選択して受講できるような仕組み（10 年教員免許講習はそうだった）も一方法ではないか。

・科目履修の可能性は、受け入れ人数限界があるため、厚労省として、社会福祉士演習20人の枠を外すなど一定実行しやすいようにしなければ教員体制が組めないので不可能。趣旨は分かるが。。。

・総合リハビリテーションのコースの枠、研究科の修了書出す（副専攻のような形）であれば可能かもしれない。正規ではない対応？

受入は検討しない　　【1 校】 I 校（現時点では検討していない）

Q8 スクールソーシャルワーク課程を設置している学校におうかがいします。とくにこの教育課程とスクールソーシャルワーク課程との整合性について、お考えをお聞かせください。

○ ベン図を描くと分かりやすい。子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの出口（仕事）としての円があり、同じくスクールソーシャルワーカーの円があったときに、前者の円のほうが大きい。それぞれの円は重なるが、後者の円は前者の円にすべて内包されるわけではない。一部はみ出してくる部分がある。重なっている部分は、本来的には科目としても重なっているべきだが、科目としての重なりは少ない（スクールソーシャルワークの科目数が少ない）。スクールソーシャルワーク教育課程は、設置のしやすさ、履修のしやすさを考え、一部教職課程の科目を入れ込み、科目数を少なくしている。フリースクールや教育委員会の実習では、実習指導者によってはソーシャルワークというより、学校における福祉を学ぶ程度に止まる。

スクールソーシャルワーク教育課程と新課程の併設を本気で考えるならば、取りやすい課程という認識になりかねないと思われる。【A 校ヒアリング発言より】

（新課程とスクールソーシャルワーク教育課程の設置のあり方）

○ 子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程を本気で設定するのであれば、スクールソーシャルワーク教育課程はなくしてもよいと思う。スクールソーシャルワーク教育課程を廃止したことで不足する科目は、新課程のほうに作る。その場合、実習先を 2 か所にし、学校の立場から経験する実習と、学校以外の立場から経験する実習を行ない、両方の視点から見ていく実習が必要かもしれない。

スクールソーシャルワーク教育課程の修了者の就職先は、基本的に学校のみが想定される。本来的には、社会福祉士養成課程でしっかりソーシャルワークを学ぶことができれば、学校でもスクールソーシャルワークができるはずであり、分野別のソーシャルワーカー養成課程は不要と考える（医療機関や刑務所で働くソーシャルワーカー養成のための課程がないように）。スクールソーシャルワーク教育課程では、ソーシャルワークの視点で学校や教育委員会において実習することができるが、新課程において学校についてしっかり学べるのであれば、スクールソーシャルワーク教育課程を別に置く必要はないように思う。

指定研修科目では、学校に関する学びが少ないように感じる。学校独特ごとの管理運営論があり、かつ教育委員会との関係で縛られることがあり、さらに行政機関であるが首長部局ではない教育委員会の独自性があることなど、学校をめぐる関係性・構造を学ぶことができ、かつ子ども家庭福祉分野で実習ができれば、スクールソーシャルワーク教育課程は不要になるように思う。子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程に学校関係の科目をしっかり入れていくことで、スクールソーシャルワーク教育課程の内容も学べる状況を作ることで整合がとれる。【A 校ヒアリング発言より】

● 「14. 教育」を一部、補完できる科目があり、部分的に整合性がみられる。【B 校ヒアリングシートより】

○ 本学ではスクールソーシャルワーク教育課程の希望者は少なく、履修生は1学年あたり十数人。スクールソーシャルワーカーになりたいと強く希望している学生もいるが、新卒のスクールソーシャルワーカー採用はなく、履修のモチベーションを高めにくい。科目構成としては、概論、演習、実習指導、実習の 4 科目。これらの中で補完できる内容がある、部分的に整合をとることはできると考える。なお、スクールソーシャルワーク教育課程の指定科目なので、それ以外の課程の学生も履修できるようにしていく工夫が必要になる。【B 校ヒアリング発言より】

● 実習先として教育機関は重複するが、学ぶ専門科目に違いがあるので、SSW課程とのダブル設置が考えられる。【C 校ヒアリングシートより】

● ただし、現在でもSSW課程希望の学生が少ないので、SSW課程をやめることも予想できる。【C 校ヒアリングシートより】

○ 新資格とスクールソーシャルワークの教育課程は、別々に設けるほうがよい。今、子ども家庭福祉ソーシャルワークは問題が深刻であり、スクールソーシャルワーカーとコラボレーションする専門職と捉えている。教育の場にいるスクールソーシャルワーカーに対し、家庭に地域に働きかける子どもの専門職を養成する。高齢領域では施設や関係機関、地域包括支援センター等に多くのソーシャルワーカーがおり、連携して支援できる体制を作っている。児童領域でも高齢領域の包括支援体制に類する体制を作るのであれば、新資格はスクールソーシャルワーカーとは別仕立てとし、スクールソーシャルワーカーが実習をしない、従来の社会福祉士実習を行っていなかったところ、子ども家庭支援センター、児童家庭支援センター、保育園で実習を行うことも必要ではないか。実態としてキャリアのある保育士がソーシャルワーカーを担っていることを考えると、とくに虐待対応を早期に行うことを考えれば、保育園等で実習を行うことが現実的と思われる。【C 校ヒアリング発言より】

○ 本学の社会福祉士養成課程は1学年で 160～170 名。そのうちスクールソーシャルワークの課程を取る学生は5名程度。仮に新課程の子ども家庭福祉士を 20 名程度が取るとすると、5名のためにスクールソーシャルワーク教育課程を継続できるかという問題が生じる。スクールソーシャルワーク教育課程のほうを廃止する判断もあり得る。新課程を設置し、スクールソーシャルワーク教育課程を閉じる学校があるのではないかと心配している。【C 校ヒアリング発言より】

○　大学の性格の違いがあると感じる。本学のスクールソーシャルワーク教育課程の履修者は5名であるが、1年生のときはもっといる。先生になりたかったけど社会福祉学科に来た学生は、学校のソーシャルワーカーになりたい（スクールソーシャルワークを志向）。ソーシャルワーカーを戦略的に増やしたいので、ジェネラリストなら一つの課程だが、スペシャリストであればある程度専門化していくことも必要と考える。根幹の問題として、新課程では子ども家庭福祉領域のスペシャリストとジェネラリストのどちらを養成したいのか、どちらのコンセプトで考えるかにより、今後の進め方が変わってくるように思う。どちらにするのかを考え、養成校のコンセンサスを取り、それに沿って進めていくことが必要。【C 校ヒアリング発言より】

●　方向性も違うものもあり、共通化できる部分もあるが、共通化できないものも残るものと思います。ただ、現行でも SSW 課程と児童ソーシャルワーク課程で協力しながら細かく整理されており、現行の体制を調整する形で検討したい。【D 校ヒアリングシートより】

●　SSW 教育課程を設置しているので、本教育課程には十分に対応できると考えています。
本教育課程の内容には SSW 教育課程のカリキュラムに指定されている内容の多くが含まれています。
本学では、資格取得は2つまでと規定しているため、現在例えば SSW 教育課程と精神保健福祉士は併修できません。しかしながら、この教育課程と SSW 教育課程はほとんどが内容が重なっているため、併修可能になると考えます。
上記のようなことから、SSW 教育課程の実習時間を、この教育課程で必要とされる実習時間に加味することができるよう設計していただきたいと思っています。【E 校ヒアリングシートより】

○　スクールソーシャルワーク課程の教育内容との重複がかなり多い。両方取れる、学校でのこともやるが手を広げれば子ども家庭ソーシャルワークのこともできるというかたち。本学は担当教員も多いので、やっていけそう。負担感はそれほどない。【E 校ヒアリング発言より】

○　本学では、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーの同時取得、社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカーの同時取得は、認めていない。これは、CAP 制を遵守しているため。CAP 制を外しても3～4の資格を同時取得できるようにする、そこまで学生に頑張らせても大丈夫とは、ソ教連中心に旗を振ってくれないと、養成校としては言いにくい。頑張ろうという学生はいるが、規定上やらせていないという現状があるので、これをどうしていくのか。学生が学びを広げていくことはよいが、CAP 制との整合が課題。【E 校ヒアリング発言より】

●　内容が重なる部分はもちろん多いので、すでにSSW養成校は実施しやすい。社会福祉士をベースにして、2階建てで子ども家庭SWに行く学生、SSWに行く学生というイメージかもしれないが、ほぼ重なる可能性がある。総合してまとめて見せるのも方法かもしれない。【F 校ヒアリングシートより】

○　両課程を一つにしていく方向で考えている。子ども家庭に行きたい学生は SSW も希望するので重なる。現場の中身もジェネラリストというか、階段にならざるをえないが、学校 SSW はすべての子どもと接するので、全然動かない学校を押し上げて虐待通告し、「ノー」という家庭に乗り込むというマクロからやる。児童相談所はマクロソーシャルワークはやりにくいが、学校ソーシャルワークは1つの学校単体で一つの組織が立っているので、マクロソーシャルワーク実践 ― たとえば学校の中に子ども食堂を作ることもできるし、地域開発も可能。知的障害のある母親のための料理教室を作ったりしている。児童相談所も、「ノー」という保護者にいろいろなアプローチをするのが児童相談領域なので、発想としては地域起こしもできないといけない（実際には他のワーカーが行うにしても）。その意味ではジェネラリストで、ベースとしては皆に必要ではないか。心理領域において、コミュニティ心理士や学校心理士など分断していくことでうまくいかなかった実態があるので、子ども家庭領域で同じように分断してしまうのはよくない。別立ての必要性も理解できるが、どう考えていくか課題。【F 校ヒアリング発言より】

○　保育士も含め、子どもに関わる人がいろいろな資格をバラバラにとることの課題のほうが大きいと考える。学生たちも分断されてしまう。いろいろな学びをしている学生が同じ科目を一緒に受けることでコラボレーションの発想や、ゼミナールも複数取ることでいろいろな学生たちとの会話が生まれる部分がある。資格が複数乗ってくることでそのような科目が取れなくなり、自分の学びのところしか見えなくなっていくのではないかと思う。もう少し重ねていけないのかと思う。保育士と幼稚園教諭をセットで取らせる保育士養成校が増えているので、保育が幼児教育に飲み込まれている部分あり、家庭支援を理解せずに現場に出ていく人も増えていることを危惧している。細分化していくより、同じ課程の中でできる道がないか。教務的に資格の課程が増えると事務作業が増えていくので、これ以上増やすことに大学側の理解が得られるかが大きな問題。【F 校ヒアリング発言より】

○新課程をジェネラリストとスペシャリストのどちらで養成するのかソ教連で整理が必要。ソ教連でのスクールソーシャルワーク教育課程認定の立ち上げからの経緯では、スペシャリストではなく（より専門性が高いとい意味ではなく）、スクールに特化するソーシャルワーカーという立て方としたと記憶している。同様に、新資格は、「子ども家庭福祉ソーシャルワーク」の大きな括りの中で「子ども家庭領域」に特化するものとなるのではないか。ヒアリングの結果等を踏まえて検討、整理が必要と考える。【F 校ヒアリング発言より】

● SSW を学ぶ学生にとって、虐待等を深く履修することは意義のあることと考えている。【G 校ヒアリングシートより】
○ 教育内容はかなり重複しているので、別課程とするのであれば理由を示す必要がある。職業のことなのか、子ども家庭福祉分野のワーカーのことなのか。子どものソーシャルワークであるならば、現場の違いだけなのか(かぶっているが)。子ども家庭福祉の課程だけでいうと、実習時間を増やしたりすることは可能だが、他の課程、別のカリキュラムまで入ってくるとなると、本学では実習時間の確保が非常に困難。社会福祉士養成課程の実習時間が増えた時点でかなりカリキュラムが圧迫されており、たぶんこれ以上入らないと思われる。今後、4 年生にスクールソーシャルワーク課程の実習とは別にアドバンスト実習(子ども分野に限らない発展的な実習カリキュラム)を設けるので、そこに位置づけることが考えらえる。【G 校ヒアリング発言より】
○ (資格・科目を)取ろうとする学生は果てしなく取ろうとするので、どこかでセーブすることは必要。本学では、規定上は、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーのすべてを取れることになっているが、時間割はめいっぱい。大学の持っているカリキュラムの見直しが必要となると学科的には大変。【G 校ヒアリング発言より】
○ 子ども家庭福祉ソーシャルワークとスクールソーシャルワークは重複しているので、実習時間を増やして合体させるのは一つの案としてあり得る。児童福祉施設、地域の子ども支援の現場、学校のうち 2 か所で実習させる。精神保健福祉士も医療機関と障害者福祉の事業所の 2 か所で実習することとなっているため、検討の余地はあると思われる。【G 校ヒアリング発言より】

● 本学には子ども福祉のコースとスクールソーシャルワークのコースが設置されている。子ども福祉のコースは主に保育士や幼稚園教員を目指す学生が在籍し、スクールソーシャルワークのコースは主に児童福祉職やスクールソーシャルワーカーを目指す学生が在籍する。子ども家庭福祉ソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格コースに加えて、この二つのコースを横断して認定資格を取得するイメージを抱いている。整合性はお互いの強みを活かし協働する中でとれると考える。【H 校ヒアリングシートより】
○ 全学部、どの学生もすべてのコースの科目を取れる。スクールソーシャルワークのコースと子ども福祉のコースに加え、学校教育コース(教員を目指すコース)もある。コース横断的に単位取得することにより、認定資格を取得するというイメージを考えていた。大学の各コース担当で話し合い、それぞれの強みを生かせるようにすれば、整合性はとれそう。演習や実習についてはどうするかというのは未知数。社会福祉士の実習時間を増やして対応するようなことができるのであれば、新しく担当教員を探す必要はないかもしれないが、負担は増えそう。演習も実習指導内で工夫するとか…、負担が増えるとなるとどこの大学も設置が難しくなるのではないか。いかに今ある資源を活用していけるかが重要。そのモデルを見せてもらえるとよい。【H 校ヒアリング発言より】
○ 重複しているところが多い。公務員のための資格になっていないか。子どものためのソーシャルワークになるのか。【H 校ヒアリング発言より】

● この二つを同一のものとして捉えることはできないため、少なくとも当方が教育課程の担当はできない。そのため新たな教員の確保が絶対条件となる。一方、学生の立場で考えると、両課程の履修を希望した場合には実習等のスケジュール調整の難しさと学生の負担が過多になることが問題となる。【I 校ヒアリングシートより】
○ 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー認定資格は、児童相談所や行政機関に特化した資格ではなく、児童福祉施設も含め多岐に渡るものと考えると、その養成のために行われる専門的なカリキュラム、プログラムは、上乗せであればなおさら質が求められると考える。中身が大事。スクールソーシャルワーク課程についても、スクールソーシャルワーカーを養成することにこだわってやっている。行政機関のケースワーカーと学校現場のソーシャルワーカーでは、動きも役割も違う。共有する部分はあっても、同じものとして捉えることはできないと考えている。両者を同じものとして捉えるのは、自治体職員が異動によりスクールソーシャルワーカーとなったり、窓口担当職員になったりしてもよいという考えと同じ。スクールソーシャルワーカーはスクールソーシャルワーカーとして、行政機関のソーシャルワーカーは行政機関のソーシャルワーカーとして、それぞれしっかりと養成される必要があると考える。本来は、ジェネラリストとして基盤は一緒であるが、日本の土壌がそうなっていないので、そこに対応するために分けたほうがよいと考えている。本来は一緒にやりたいが、出た先が違うので、今すぐに一緒にするのは難しいように思う。【I 校ヒアリング発言より】

○　学生の履修の実態を考えると、4 年次にスクールソーシャルワーク課程を取っている学生の意識は高いが、卒論もあるので学生の負担がかなり大きい。本学では、4 年次にスクールソーシャルワーク課程と精神保健福祉士課程の両方を履修することは認めていない。子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程を設置した場合、既存課程とバッティングする部分が出てくると思われる。公務員試験が 6 月から始まり、スクールソーシャルワーカーは会計年度職員のため年明けに募集があることも多く、動いているスケジュール感が違うため、これをフィットさせていくことが難しい。子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程の実習を行なう場合、既存課程で行っている児童相談所や児童福祉施設の実習よりも質が上がるのかというと、そこは懐疑的である。そのため、既存課程の実習を削ってまで行かせるかというと、スクールソーシャルワークの養成をやっていて、これでも足りないと思っているので、一緒にできるところがあるとよいと思うが、何をするのかしっかり考えないといけない。

実習先を絞り込んで質を考えてプログラムを考える必要がある。相乗りしながらやっていくことを考えると、学生がもつか心配。スクールソーシャルワーク実習は、2 月中旬が発表会だが、国家試験が終わってもまだやっている状況。【I 校ヒアリング発言より】

●　既に SSW 課程は存在する。とはいえ、子ども家庭福祉の資格を複数持つことは望ましくない。新しい資格に、現存の SSW 課程を組み込むことがベターではないか。

上記のように考えた場合「研修」の中に組み込まれている「14 教育」領域の時間が短いと感じる。講義 3・演習 1.5 となっている。この時間数増を検討してはどうか➡講義 4.5・演習 4.5 【J 校ヒアリングシートより】

○　子どもの課程や資格が複数あるのは望ましくない。子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程にスクールソーシャルワーク課程の内容を組み込んでいく。社会福祉士・精神保健福祉士でも学校現場での実習していく流れになると思うが、その中で必ずしも学校現場に行くとは限らない。その場合 SSW 課程を履修したとは言い難い。スクールソーシャルワークの学びをどう保証するか。演習とか実習とか教育の分野のところがあったが、それだけでは時間が足りないので、講義科目も演習もスクールソーシャルワークの現場の方も含めて指導を組み込んでいくことでカバーしていくかたちにする。トータルで子ども家庭福祉ソーシャルワーカーということになっていくと思うので、別建てはあまり望ましくない。現場も混乱するであろうし、大学もそれをどう組み立てるのかというところではイメージがしにくいということもあるので、最初から組み込むかたちで、スクールソーシャルワークの学びをどう保証するかということも考えていくことが必要。【J 校ヒアリング発言より】

Q9　指定研修の実施に際し、養成校に対して「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待される可能性があります。貴学がこれら研修等の実施機関となることについてどのような意向をお持ちですか。

指定実施機関、講師研修実施機関のいずれも検討したい　【2校】E 校、G 校

指定実施機関だけであれば検討したい　【2校】C 校、J 校

C 校（大学事務局に希望することができると思う）

講師研修実施機関だけであれば検討したい【0校】

現時点では、いずれも検討をするつもりはない　【4校】B 校、F 校、H 校、I 校

B 校（検討するつもりがないということではありませんが、現段階での判断ができません。もっと具体的な要件が示されるようになって検討が始まると考えられます。）

F 校（現状だけでも専門教員が少なく、1 人の持ちコマ数が多いため難しい。取り仕切っている機関があるとらくではないか。科目を担当するのみは可能だが・・・）

H 校（現在の本校本学部教員数では大学での教育活動外に時間をとることが難しいため）

I 校（実習において相応の協力を得ていないため）

上記に回答できない。

【1校】D 校（検討するだけは検討したいが、法人と大学、及び担当者のレベルで調整がとれることが前提となる）

＊ ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。現時点では、具体的な要件については提示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそうなことを想定しながらご回答ください。

Q10 今後、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することとなった場合、課題となると思われることについて、お教えください。

費用・経費の確保 【5校】 D 校、E 校、F 校、G 校、H 校

研修会を開催できる場所の確保 【2校】 D 校、F 校

(オンライン開催の場合)研修会を開催できる設備の確保 【3校】 C 校、D 校、F 校

C 校(同時配信の設備の確保)

講師の確保 【8校】 B 校、C 校、D 校、F 校、G 校、H 校、I 校、J 校

C 校(半分近くの科目は他学科の教員に依頼する必要がありそう)

その他 【2校】 D 校、F 校

D 校(法人、大学全体の理解、及び事務局体制)

F 校(大学が窓口からするのではなく、外部委託機関がすべて段取りを行うなど)

Q11 指定研修あるいは講師研修を他団体(職能団体等)が実施する場合、養成校に対して協力が求められる可能性があります。以下のうち、貴学がこれら研修等に関して協力できる可能性がある項目すべてにチェックを入れてください。

会場の提供(有償) 【7校】 B 校、D 校、E 校、F 校、H 校、I 校、J 校

会場の提供(無償) 【4校】 C 校、D 校、G 校、I 校

研修運営スタッフの提供 【2校】 D 校、G 校

科目担当講師の派遣 【8校】 B 校、C 校、D 校、E 校、F 校、G 校、I 校、J 校

一部科目の開講 【5校】 C 校、D 校、F 校、G 校、J 校

実習のコーディネート 【1校】 G 校

卒業生への広報活動 【6校】 C 校、D 校、F 校、G 校、I 校、J 校

その他 【0校】

Q12 養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の教育課程を設置することの意義・利点について、お考えをお聞かせください。

○ 新課程を設置することで学生募集の PR にもなる。養成団体業界においてプレゼンスを示すことにもなる。社会的ニーズに応えていくことにもなる。しかし、新課程の設置に対し社会的な意義や利点の評価が得られるかと考えるとかなり苦しいと思われる。【A 校ヒアリング発言より】

●社会福祉士課程では、ジェネラリストの養成の視点から指導していることもあり、児童系施設に実習に行く学生に対しても、広く浅い指導にとどまざるを得ない部分があった。その点において、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の教育課程設置により、スペシフィックな部分もカバーした人材育成に寄与できる可能性が考えられる。【B 校ヒアリングシートより】

○ 新カリキュラムでは、社会福祉士養成課程の「子ども・家庭福祉」の科目が 30 コマから 15 コマになり、広く浅い指導に止まらざるを得なくなったことが残念。学生がこの内容で十分だと誤解して実習に行くことが心配。実習先の分野ごとに事前学習をできればよいのだが、ゼミ単位でそういうこともできないまま実習に送り出している場合もある。子ども家庭福祉ソーシャルワーカー教育課程が設置されると、児童分野に実習に行く学生や、将来、児童分野での活躍を希望する学生にとっては、専門的な学びをしたうえで実習に行くことができる。そういう意味では、子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程が設置されるとよい。【B 校ヒアリング発言より】

（ソーシャルワーク演習における子ども家庭支援）
○　演習は、共通のシラバスで複数の教員が担当している。実情としては、演習担当の各教員により専門分野が異なるため、テーマの取り上げ方、指導の掘り下げ方は一様ではない部分がある。【B 校ヒアリング発言より】
○　シラバスは共通なので、やるべきことは決まっているが、教員の専門性が異なることもあり、演習の中で児童・家庭福祉について学ばせているか把握しきれていない部分がある。30 コマから 15 コマ（4単位から2単位）になった「児童・家庭福祉」を1年次で履修し、その後、3 年生の終わりくらいから国家試験対策の勉強を始めるまでの間、（所属ゼミにもよるが）児童・家庭福祉について学んでいない学生もいる。子どもに関する科目が多くない中で、演習でどこまで学んでいるか、どこまで子どもの福祉について学んでいるか把握しきれていない。【B 校ヒアリング発言より】

●　子ども家庭分野の実習希望、ゼミ希望、就職希望の学生が多いので意義は大いにある。【C 校ヒアリングシートより】
○　学生の獲得にプラスになる。大学のパンフレットに子ども家庭福祉ソーシャルワークと書いてあるだけで違うと思う。本学の社会福祉士の実習における児童領域の実習先の倍率は3倍。出口の問題はあるが、学生の確保まではいかなくともアピールには十分になる。【C 校ヒアリング発言より】
○　1年生では子ども家庭福祉に関心があるが、2年生で就職が視野が入ってくると、3年生での実習先に高齢や障害領域を選ぶようになる。入学時点での集約効果はあると思うが、就職につながるのは高齢や障害領域という実態がある中では、学生獲得に関する実効性には限りがあるものと思われる。【C 校ヒアリング発言より】
○　ソーシャルワーカーという名称にしてほしい。児童領域では、「相談」、「ソーシャルワーク」と言いながらスーパーバイザーが心理職であったり、ミクロから出られない呪縛があるように思えるところがある。実際に支援を展開したときにミクロでは問題解決していかない。社会的には虐待対応になったところで心理職のスーパービジョンを受けることとされているが、一歩間違うとソーシャルワーカーのスーパービジョンを心理職に委ねているところがある。子どもたちのための心理職が職員同士のカウンセラーとして活用されている状況がある。その結果、ソーシャルワーカーが育たず、ソーシャルワーク実践が現場に広がっていかないところがある。名実ともにこれを実現していくためにはソーシャルワークにこだわり、ソーシャルワーカーとは社会福祉士等をベースにするソーシャルワークを専門性とする職種ということを顕示して社会的承認を得ていく必要がある。【C 校ヒアリング発言より】

●　厚生労働省から指導的ソーシャルワーカーの要請を委託されている大学であり、各領域の指導的ソーシャルワーカーを担当したい。【D 校ヒアリングシートより】
●　本学では、社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカー等、これまで多くの子ども福祉にかかわる人材を養成し輩出してきました。本学の社会福祉学部は 70 年の歴史があり、中でも行政において活躍する卒業生が多くいます。そのため本学では、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の教育課程を設置することに前向きに取り組みたいと考えています。この教育課程を設置することは、最も弱い立場に置かれた人々に寄り添うという本学の建学の精神を具現化する意義があると考えています。【E 校ヒアリングシートより】
●　福祉への逆風は強いですが、子ども支援への興味関心は高いと思われます。日本の未来のためにも、福祉の仕事に就きたいと考える高校生が増えて欲しいと願っているので、この教育課程を設置することで福祉のやりがいや社会的意義を高校生や保護者、高校教員に向けて伝えやすくなるという利点があると考えています。【E 校ヒアリングシートより】
●　子どもの未来に続く不利を支援しなければ明るい未来は到来しません。日本の福祉を牽引するという意気込みの本学にとって、この教育課程が新たに設置されるなら、いち早く取り組みたいと考えています。【E 校ヒアリングシートより】
○　スクールソーシャルワーカーは、子ども分野の中で唯一ソーシャルワークを子どもに届けられる仕事と言い続けている。子ども家庭ソーシャルワークが出てきた時には、ソーシャルワークを理解してもらえるようなキャンペーンが必要。その仕事を曲げずにやっていける人たちを育てていくしかない。福祉への逆風は強い。児童福祉に行く人は一時少なかったが、県や市とタイアップして養成を続けてきた中で、最近は増えてきている。そのような中で、きらりと光るソーシャルワークという仕事を理解してもらうには良い資格かと思う。
（養成校における教育課程の設置の意義・利点は）子どものことを学びたい学生は多いが、子どもの分野のソーシャルワークは、子どもの権利のところに立ち返ると、子どもの権利はあるが守ってあげる大人がいないと権利は守られないので、特殊な存在の子どもにソーシャルワークを届けるというところ。家庭福祉が入っているので、子どもを守るには家庭の支援も必要で、日本の虐待支援が難しいことの一つが、子どもの権利がありつつも、子どもを育てる一番の大人は保護者というのが明確にあり、制度的に難しい中で駆け引きしながらやっていくソーシャルワーカーしか支援できないということをもっと打ち出すためには、あってほしい資格。【E 校ヒアリング発言より】

● 高校生に人気があるので、福祉系大学の学生獲得にいいかも。【F 校ヒアリングシートより】
● 上記にも書いたが、社会的には保育士不足も大きな問題であるなかで、高校生で子ども系に興味を持つ学生の取り合いになる。結局子どものことに関わる必要なスタッフは全体として増えずに不足する可能性がある。【F 校ヒアリングシートより】
○ 福祉系大学の学生獲得にプラスになる。子ども家庭は、学生の人気が高い。高校生の獲得に貢献すると思われる。【F 校ヒアリング発言より】
○ 本学では、保育士との取り合いが想定されるため、苦しい状況。福祉に強い保育士が減り、幼児教育系の保育士ばかりが増えることを心配している。【F 校ヒアリング発言より】
○ 市民（社会全体）に「ソーシャルワーク」が広まる可能性がある。新資格の名称には「ソーシャルワーカー」とつけてほしい。社会（市民）に対するインパクトになると思われる。【F 校ヒアリング発言より】

● 学生が確保できる【G 校ヒアリングシートより】
● ソーシャルワーカー養成教育全体の質が向上する【G 校ヒアリングシートより】
○ 子どものソーシャルワークで考えると、それを明確に打ち出すということであると思うが、どのように描くか。学科として子ども家庭に特化したワーカーをというのを見せるのはそうだが、ソーシャルワーカーはソーシャルワーカーなので、混乱しないように。【G 校ヒアリング発言より】
（学科として子ども家庭に特化したところを見せることの利点）
当事者の子も多いし、毎年、私のところにも一人親家庭やいろいろな経験をしている子が来るので、その子たちがやりたいというところでは明確になる部分があると思うので、わかりやすくなるというところはある（ソーシャルワークで子どものことを学べるということが分かりやすくなる）。【G 校ヒアリング発言より】
○ 社会福祉士の教育課程は、ソーシャルワークを志向する形で科目名を変更してきた。子ども家庭福祉の教育課程は、ソーシャルワーカーを前面に出している印象を受ける。ソーシャルワーカーの養成課程だというのが「子どもの権利」などの科目として出てきている。「では高齢者の権利は？、障害者の権利は？」というところが議論になるのではないか、社会福祉教育、精神保健福祉教育にソーシャルワークの色合いを付けよう、明確にしないといけないという議論にいってほしい。ソーシャルワーカー養成課程全体に対する貢献に持っていければよいと考えている。今の社会福祉士はソーシャルワーカーをどれだけ志向しているのかというと、制度を紹介して終わりということになりかねないような危うさも持っており、その辺に関する議論と貢献が期待できないかと思っている。【G 校ヒアリング発言より】
（新資格の名称）
○ 福祉士ではアイデンティティが薄らぐ感じがする。「ソーシャルワーカー」は残してほしい。【G 校ヒアリング発言より】

● 子ども家庭福祉ソーシャルワークに関して、認定資格を取ることを目標にして学生が学べる。【H 校ヒアリングシートより】
○ ソ教連（養成校）が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー教育課程を作る意味は、対人援助、ソーシャルワークができること。現場で子どもや家庭と関わったとしても、その関りがどうだったか、人に寄り添うというソーシャルワークでやってきたのか。資格名と仕事が一緒でもやっていることが全部一緒ではない。ソ教連（養成校）がやるということは、ソーシャルワーク、対人援助ということをきちっと踏まえたうえで関わることができるということが利点。それはなかなか周囲には理解してもらえないのではないか。
人の生き方や生活には、私たち（ソーシャルワーカー）も医師も民生委員も教師も関わる。でも中身を見たら違う。これはなかなか分かってもらえない。他との違い、（養成校が教育することの）意義であり利点は、そこ（ソーシャルワーク、対人援助）ができる。利用してくれた人には伝わる。言い換えると自己満足にならないようにということ。伝わりにくいことだが、そこを強調したカリキュラムにしておかないと、誰にでもできることと軽く見られる、社会的認知度が高まらない。【H 校ヒアリング発言より】
（新資格の名称）
○ ケースワーカーとソーシャルワーカーは違う。ソーシャルワーカーは、人の生きざまに関われる、実践する人であると考えると、「ソーシャルワーカー」という言葉を使うべき。【H 校ヒアリング発言より】

● 学生の学びの選択肢が増える。子ども家庭分野に特化した授業が増える。【I 校ヒアリングシートより】
○ 公務員試験を受ける学生の場合、スクールソーシャルワーク課程や精神保健福祉課程を取る学生は少なく、社会福祉士課程の実習が最後の実習となる学生が多い。そこから卒業まで 1 年半ほど期間がある。スクールソーシャルワーク課程を担当している中で、社会に出るまでのこの1年半の間の学生の伸びはとても大きいと感じる。現場がより実践力のある子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを求めるのであれば、この時期に学生がさらにレベルアップできるような学びの機会を提供できることは、学生にとって魅力になる。しかし、卒論等もあり、また、学生生活は勉強だけをしていればよいというものでもなく、あまり負担をかけすぎないようにもしたい。【I 校ヒアリング発言より】

● 現時点における子ども家庭福祉分野の人材不足を補うことができる。【J 校ヒアリングシートより】
○ 子ども家庭福祉分野の人材不足の中でこの案が出てきた。児童家庭分野の社会福祉士は少ない（マイナーな分野）。H 先生の指摘にもあったように非正規雇用のソーシャルワーカーが多い。実際に新課程が設置されることにより、課程を出た方が現場に行き結果を残すことを含め、相乗効果として非正規雇用を正規雇用につなげていく流れ、中長期で見て国への働きかけの起点になるとよい。【J 校ヒアリング発言より】
（新資格の名称）
○ 「子供」という表記になることはないか？（「子供」という漢字表記には違和感がある）。「子ども」または「こども」とするのがよい。【J 校ヒアリング発言より】

Q13 最後に、養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の研修実施機関となることや、研修実施に協力することの意義や利点について、お考えをお聞かせください。

○ 分野的にソーシャルワークがあまり進んでいないところに養成校の教員が直接教えられる機会を手にすることの意義は大きい。業界の発展に向けて養成校がつかみとっていくべき部分。ふだんから社会福祉士・精神保健福祉士を養成している教員がソーシャルワークとは何かを説明する機会が得られること自体が意義。
地方において、大学と行政機関との結びつきを作り切れていないところは多いと思われる。養成校が研修実施機関となり、都道府県や市町村に認知され、実施について協定を結びながら、より積極的に関われる機会を持てる。研究にも結び付けられる。学生たちの出口（就職先確保）にもつながる。指定研修で関わる方がたに養成課程の教育の1コマを持ってもらうこともできる。
教員が現場より知ることができ、学生への教育に反映することもできる。教員のやり方によっては、現場の困り感を伝えたり、現場の好事例を学生の教育に生かすことができる。研修機関の研修に学生が参加することができれば、直接的に一緒に学びを深めることができる。【A 校ヒアリング発言より】
（講師の要件、要件を満たす者の確保の可能性）
○ 一つの養成校で全科目の教員を確保することは、かなりハードルが高い。コンソーシアム形式でいくつかで連合で受けるしかないように思う。要件については、現場経験はあればなおよいという場面はあるかもしれないが、必須ではないように思う。制度についてだけ話すのは困る。ソーシャルワークにひきつけて話せることが必要。コンソーシアム形式で受け、かつ教員向け講習を行うことが必要。【A 校ヒアリング発言より】

● 現場と協働して授業を実施できるかもしれません。【B 校ヒアリングシートより】
● 教員の資質向上につながるかもしれません。【B 校ヒアリングシートより】
○ 現場や他の大学の教員の協力もいただき、学内で協力しながら実施できるように思う。教員の資質向上への期待もある。教員が教えてもらう状況もあると思う。本学だけで実施できる状況ではないが、いろいろなところと協力してできるかもしれないという状況。【B 校ヒアリング発言より】
○ 現任者研修を通じて、教員が現任者と関わる機会を持てる、資質向上・ブラッシュアップにつながれるので、大変であると思うが、受ける意義はあるように感じている。【B 校ヒアリング発言より】

● この資格の職域拡大のために養成校が協力することは当然の責務である。【C 校ヒアリングシートより】
○ 養成校が協力することは当然のこと。新資格の拡大のため、学生を育てるため、当たり前のこととして各養成校が取り組むべきもの。【C 校ヒアリング発言より】

●厚生労働省から指導的ソーシャルワーカーの要請を委託されている大学であり、研修実施機関となること、あるいはそれがかなわなくても研修実施に協力することには、社会的責務がある。【D 校ヒアリングシートより】

● 福祉への逆風は強いですが、子ども支援への興味関心は高いと思われます。日本の未来のためにも、福祉の仕事に就きたいと考える高校生が増えて欲しいと願っているので、この教育課程を設置することで福祉のやりがいや社会的意義を高校生や保護者、高校教員に向けて伝えやすくなる。【E 校ヒアリングシートより】
● 子どもの未来に続く不利を支援しなければ明るい未来は到来しません。そのことを社会に問う役割も担っている養成校の使命の一つでもあると思います。【E 校ヒアリングシートより】

○　児童支援は、建学時から行ってきた。行政含め卒業生が活躍できる場にしていくということがミッションとしてあった。そのため、児童相談所の方に教育に参画してもらい、実習を受け入れてもらいながら、実習について意見交換する中で意識を高めて頂くことをしてきた。その循環がよかった。新資格ができたら一緒にやっていこうという話も児童相談所とできている。養成校が学生を現場に送り出していくうえで、大学が現場にコミットする重要性がある。指定研修を実施していくことは、さらにソーシャルワークを伝えていく上でとても重要。社会福祉士で公務員として入ると「ケースワーカー」になるということを感じる。スーパービジョンでの学びを促しても学ぼうとしないが、研修参加の機会があるので、そこでさらにソーシャルワークを学んで頂く、より一層現場を一緒に作っていけるという利点がある（教育を担うということでソーシャルワークを伝えていくことに意味がある）。【E 校ヒアリング発言より】

●　大学院進学に繋がる。【F 校ヒアリングシートより】
●　地域貢献になる。【F 校ヒアリングシートより】
●　社会的課題への貢献になる。【F 校ヒアリングシートより】
○　大学院進学につながるのではないか。地域貢献になる。社会的課題にも貢献できる。【F 校ヒアリング発言より】
○　現任者ルートの指定研修の受講方法として、教員実習の10年教職実習のように、どの大学でもよいので開講している科目を受講していって必要時間を満たすという方法であれば大学はやりやすい。一つの大学で全科目を揃えるのは難しいし、特定の大学同士が組むことも難しい。公開している情報（各大学が開講している科目）から資格取得希望者が選択して取得する方法がよいと思う。【F 校ヒアリング発言より】
○　学部生の科目に科目等履修生として現場の人が履修すると、現場の状況を聞きながら学生たちが学べるというメリットがある。【F 校ヒアリング発言より】

●　ソーシャルワーカー養成教育に貢献できる【G 校ヒアリングシートより】
○　大学が研修実施機関になることで注目される。地域にいかに貢献するのか、ソーシャルワークについて研修を通じて伝えていくことが一番大きいと考える。【G 校ヒアリング発言より】
○　教員免許の講習で子どもの貧困や虐待を話してきたが、先生たちの学び直しをやることは大事で、そこから始まる連携もあるので、現場を変える力になると考える。ソーシャルワークについて学び直してもらうのは重要。行政職員の参加も多いと思うので、子ども家庭福祉の現場をよくしていくためには自身の立場（予算が取れる）だからできることや連携について学んでもらえると良い循環が生み出せるのではないか。研修の部分でミクロ～マクロの循環を学んでもらい、そこで自身ができることを学ぶ機会にしてもらえると大学としても意味がある。そこに学生も関われると、良い学びになる（学生の教育の面でも良い）。この研修がおもしろい一つのきっかけになるのではないかと思う。いろいろな立場の人が関わってくるようになると、いろいろな声が集まり課題が見えてくる。（課題解決のために）これが必要ということが行政の上の人が分かってくると、いろいろと早い。予算請求につながる機会になり、現場がやりやすくなるきっかけになるとよい。【G 校ヒアリング発言より】

●　大学と地域社会福祉実践現場とが協働することで、大学には現場実践で培われた知識・技術が入り、現場には大学での教育内容や学生や教員との対話の機会を通しての学びが入り、お互い WINWIN の関係が築ける。【H 校ヒアリングシートより】
○　良い循環を作るきっかけになるとよい。現場の人が大学に学び直しに来て、その人たちが学生に指導するなど関わる機会が生み出され、お互いが win-win の関係が築けるようになるとよいのではないか。【H 校ヒアリング発言より】
○　本学の独自事業として、学校の先生や現場のスクールソーシャルワーカーを対象に、スクールソーシャルワーカー活用講習を数年間実施していたが、参加者が少なかった。一つの大学でやってもなかなか参加がない。バックがきっちりしていて、資格を取るにはこれを受けなければいけないとなると、参加してくれるし、伝えたいことが伝えられることが利点。我流で子どもをみることはやめよう、ソーシャルワークとして、本人の自己実現や自己決定を考えながら取り組もうということを伝えていくこと。【H 校ヒアリング発言より】

●　社会的な要請に応えるという点では意義があるのかもしれないが、現状では養成校にとって負担の方が大きい。利点は思い浮かばない。【I 校ヒアリングシートより】

● 子ども家庭福祉に限らず、大学が地域の人材育成等に貢献できる【J 校ヒアリングシートより】

○ 大学で資格を出している存在意義として、大学が地域の人材育成に貢献すること。リカレント教育含め、現場の方の教育含め、有意義と思う。アメリカ・ハワイ州では、子ども家庭のワーカーが不足しているため、州が大学院の授業料を補助し、人材育成に当てている（マスターコース修了後に州の児童福祉分野に3年間務めることを条件に補助）。地元で同様のことを行うと考えた時、一つの大学ではできないが、コンソーシアムでそのような仕組みづくりできないかと考えた。そういった部分での大学の貢献ができるのではないか。【J 校ヒアリング発言より】

その他、全体に関わること
○ 新資格に対する現場の理解が必要。とくに子どもの領域では施設内虐待が社会的に不信を煽っている中で、専門性を高めて襟を正していくことが現場にとってのメリットでもあるいうことを現場の方々に理解していただき、協力いただける体制を作ることが必要。実習指導者講習を受けていただくには、現場の管理的立場の方々に職員が新資格を取得することについてのメリット（職場のクオリティコントロールにつながる）と社会的責務を理解していただき、職員を研修に出していただいたり、養成校の実習を受け入れる体制を一緒に作っていただくことが必要。【C 校ヒアリング発言より】

（厚生労働省　令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

≪ヒアリング調査≫

養成校グループヒアリング　ヒアリングシート

2023 年 1 月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜本調査の目的＞

本連盟は、本年度、厚生労働省補助事業（令和四年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）として、「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究」事業を実施しております。

本調査は、同事業の一環として、子ども家庭福祉の新たな資格（以下、認定資格）取得者養成に対する養成校の協力の可能性（意向）および協力する場合の課題等を明らかにすることを目的に実施いたします。

〔認定資格の創設の経緯・検討状況〕

すでにご案内の通り、令和４年６月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」につきましては、令和３年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和４年２月 10 日公表）において、「一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために受講すべき研修の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において設置され、検討が行われております。このたび、当該検討会ワーキンググループによる現任者向けの研修課程の概要案が厚生労働省より公表されました。

これを受け、社会福祉士・精神保健福祉士の養成校が研修実施機関として積極的に参画・協力し得る環境や条件等を検討することを目的とし、子ども支援に関する先駆的な教育課程等が設置されている、または所在地域において子ども支援に関するニーズに積極的に応えている養成校を対象として、ヒアリング調査することといたしました。また、今回のヒアリングにあたっては、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の認定資格を福祉系大学等の学生が取得するための新課程設置（福祉系大学ルート）に向けての検討が開始されることを見通して、研修実施機関*の設置に係る環境や条件等のご意見に加え、当該新課程の設置に関する意向等も併せて聴取させていただきます。

なお、本調査とは別に、本連盟のすべての会員校を対象とした質問紙調査を実施することとしており、養成校（会員校）全体の意向につきましては、同調査において把握したいと考えております。

我が国のソーシャルワーカー養成において非常に大きな転換期ともなりうる事項として、本連盟としては養成校の意見等を丁寧に聴取しながら、新しい研修・教育課程の在り方について提言等を行いたいと考えております。年度末に向けて公務ご多忙な中、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

＊ ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。現時点では、具体的な要件については提示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそうなことを想定しながらご回答ください。

＜回答の取り扱いについて＞

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

ヒアリング当日は、本調査への回答をもとにお伺いします。わからない・回答できない設問については空欄のままご提出いただいて支障ありません。

＜本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い＞

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査研究事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等、結果の公表において所属機関名・個人名を公開することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

〈お問い合わせ・ご提出先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：kodomo2022@jaswe.jp　担当：佐藤・石井

≪新しい研修・教育課程の概要について≫　　＊pp. i ～ iii 参照

※ 現任者向け研修課程（以下、研修課程）は、「子ども家庭福祉指定研修」（以下、指定研修）のほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の３つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を中心にご意見をおうかがいいたします。

※ 指定研修は、科目ごとに講義と演習を一体的に展開することとされていますが、演習に該当する部分をまとめて教授する等、養成機関において柔軟な実施を可能とすることとされています。また、講義は遠隔（オンデマンド型も可）で行うことができますが、演習については対面で行うことが求められる見通しです。

※ 認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生が取得するための新課程（以下、教育課程）については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500 時間程度の授業時間数（実習時間含む）により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください（社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との読替については未検討です）。

※ これらカリキュラムにつきましては、ヒアリング当日にも簡単にご説明申し上げるようにいたしますが、その前にご不明な点がございましたら、＜お問い合わせ・ご提出先＞までご連絡ください。

【事務局記入欄】
ご協力校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
実施日時：　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分

【フェイスシート】

※通信制を設置している場合、お手数ですが、通信制につきましてもご回答をお願いします。

学校名	
主たる回答者 （所属・役職・氏名・連絡先）	
全学の学部数	（うち通信制　　）
全学の学生数	（うち通信制　　）
社会福祉士養成課程を設置している学部・学科名	（うち通信制　　）

上記課程に所属する学生数（１学年平均）	（うち通信制　　）
うち課程修了時に社会福祉士国家試験受験を予定する学生の割合（概数）	（うち通信制　　）
精神保健福祉士養成課程を設置している学部・学科名	（うち通信制　　）
上記課程に所属する学生数（１学年平均）	（うち通信制　　）
うち課程修了時に精神保健福祉士国家試験受験を予定する学生の割合（概数）	（うち通信制　　）
スクール（学校）ソーシャルワーカー教育課程を設置している学部・学科	（うち通信制　　）
上記課程に所属する学生数（１学年平均）	（うち通信制　　）
うち課程を修了する学生数	（うち通信制　　）
社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に在籍している学生が履修できる教職課程の有無	（うち通信制　　）
社会福祉士／精神保健福祉士＋教職課程履修者・修了者（昨年度）の状況	（うち通信制　　）
社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に在籍している学生が履修できる保育士養成課程の有無	（うち通信制　　）
社会福祉士／精神保健福祉士＋保育士養成課程履修者・修了者（昨年度）の状況	（うち通信制　　）

質問は次の頁からはじまります

Ｑ１　①これまでにご回答いただいた課程に設置される科目のうち、子ども家庭福祉分野の専門性向上のために時間数を増やしている科目、あるいは、②子ども家庭福祉ソーシャルワークの実践力向上に資するために独自に設置している科目がありますか（子ども家庭福祉に関係する特別な教育課程を設置している場合には、具体的な課程の名称についてもご回答ください）。

□　①も②もある（具体的に　①　　／②　　）
□　①または②のみある
　（該当する方に丸をつけ、具体的に記載下さい：①・②　　）
□　①、②どちらもない

【相談援助実習(ソーシャルワーク実習)について】

Ｑ２　実習実施状況についてお聞きします。今年度（令和４年度）の実習の実施状況について教えてください。該当しない箇所への回答は不要です。貴学に置いて科目を分けて(例：相談援助実習Ⅰ／Ⅱ　等)実施されている場合は、貴学内での科目の区別なく実習全体についてご回答ください。

	通学制（社会福祉士）	通学制（精神保健福祉士）
実習を実施する学年	年～　年	年～　年
実習施設の総数（①と②の合計）	箇所	箇所
①うち、タイプA*	箇所	箇所
②タイプＡ以外の施設	箇所	箇所
相談援助実習(ソーシャルワーク実習)　履修者数	人	人
うちタイプA配属の履修者数	人	人

	通信制（社会福祉士）	通信制（精神保健福祉士）
実習を実施する学年	年～　年	年～　年
実習施設の総数（①と②の合計）	箇所	箇所
①うち、タイプA*	箇所	箇所
②タイプＡ以外の施設	箇所	箇所
相談援助実習(ソーシャルワーク実習)　履修者数	人	人
うちタイプA配属の履修者数	人	人

* タイプAとは、以下の実習施設を指します；児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署.

Ｑ３　すでに貴校が設置している科目において実際に教育している内容と、指定研修 １８科目の到達目標（下記）とを照らし合わせたとき、各目標に対して実際に教授が行われているか、お教えください。
　該当する科目名については、貴学での設置科目名ではなく、指定科目にて回答ください。回答の際は、別紙「指定科目のコード表」をご参照頂き、コード番号にて記入してください。

指定研修の科目名	指定研修の到達目標	授業での取り扱いの有無（該当に☑）	該当する科目名（MA）
1.子どもの権利擁護	子どもの権利の考え方について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの権利に関する経緯について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの権利条約や国内法について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの権利擁護のための意見表明支援とアドボカシーについて理解する	□ 教えている □ 教えていない	
2.子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの倫理や価値を踏まえた、専門職の役割を理解する。	□ 教えている □ 教えていない	
	子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョンの意義と方法を理解する。	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもに対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する。	□ 教えている □ 教えていない	
3.子ども家庭福祉－1（子ども家庭をとりまく環境と支援）	子ども・家族・家庭の定義と権利について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの養育環境や社会環境が子どもに及ぼす影響を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもが置かれている多様な状況とニーズを理解する	□ 教えている □ 教えていない	
4 児童虐待の理解	児童虐待の定義とその背景を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	虐待等による子どもへの影響を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	虐待等を受けた子どもの回復に向けて必要な支援を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	児童虐待等と関連する諸課題について理解する	□ 教えている □ 教えていない	

次の頁にも本表の続きがあります

5.子ども家庭福祉－2（保護者や家族の理解）	保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	家族に対する支援について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	家族システムの理解について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子ども・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	ひとり親家庭が置かれた状況や課題について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
6.子ども家庭福祉－3（精神保健の課題と支援）	現代の精神保健行政の動向と基本的考え方について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	家族に関連する精神保健の課題と支援、精神保健に関する発生予防と対策について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	専門職等の役割について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
7.子ども家庭福祉－4（行政の役割と法制度）	子ども・家庭に関する制度の発展過程について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子ども・家庭に対する法制度について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子ども・家庭に関する行政機関の役割を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
8.子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	子どもの身体的な成長発達を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	障害理解と発達支援について理解する。	□ 教えている □ 教えていない	
	ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	健康及び疾病の捉え方について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	身体構造と心身機能について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	周産期、母子保健、保健医療対策について理解する	□ 教えている □ 教えていない	

次の頁にも本表の続きがあります

9.子どもの心理的発達と心理的支援	人の心の基本的な仕組みと機能について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	人の心の発達過程について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	不適切な行動やその背景について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
10.社会的養護と自立支援	社会的養育の理念について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	社会的養護における多様な支援のあり方について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	児童養護施設等における自立支援について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	社会的養護に係る児童等への切れ目のない自 立支援を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
11.少年非行	少年非行の現状と背景について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	専門職等の役割について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	児童福祉法と少年法との関係について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
12.貧困に対する支援	貧困の概念について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する（貧困が子どもに及ぼす心理社会的影響の理解を含む）	□ 教えている □ 教えていない	
	貧困に対する法制度について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する（子どもの貧困対策における学校の役割理解を含む）	□ 教えている □ 教えていない	
13.保育	養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性について理解する	□ 教えている □ 教えていない	

14.教育	今日の学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	公教育の目的と意義について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	教育の場としての学校の理解について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	教員の職務の全体像について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	チーム学校運営について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
15.子どもの安全確保を目的とした支援	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するケースマネジメントについて理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する行政権限の理解と行使について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する子どもや保護者に対する面接等の技術について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する家族への支援について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	重大事例を通して、支援に必要な視点や態度を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
16.子ども家庭福祉とソーシャルワーク−1（虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術）	子どもの安全の維持とウェルビーイングを目的とした子ども・家庭に対する相談支援等について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	子どもの安全の維持とウェルビーイングを目的とした子どもや保護者に対する面接等の技術について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	虐待予防に資する支援を始めとする多様なニーズを持つ子どもや家庭への支援のアプローチを理解する	□ 教えている □ 教えていない	

次の頁にも本表の続きがあります

17.子ども家庭福祉とソーシャルワーク−2（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	多職種・多機関連携による子ども家庭支援について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	地域を基盤とした子どもへの包括的支援と支援体制の構築について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	多職種連携に関する支援の実際について理解する	□ 教えている □ 教えていない	
18.子ども家庭福祉とソーシャルワーク−3（組織の運営管理）	判断過程においては、個人の常識や組織の環境等の要因により、判断に偏りが生じることを理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	重大なミスを防ぐための安全文化を理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	組織マネジメントを理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	組織内のスーパービジョンを理解する	□ 教えている □ 教えていない	
	組織における人材の育成と支援（メンタルヘルス）を理解する	□ 教えている □ 教えていない	

【新しい教育課程を設置することについて】

Q４　今後、福祉系大学ルートとして養成校における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）認定資格（受験資格）取得のための教育課程（以下、教育課程）を設置することとなった場合、どのような科目やその科目の教育内容を整備することが望ましいと考えますか。

（ヒアリング当日、詳しくおうかがいします。ここでは主要なポイントについてご回答ください）

Q５　今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、どのようなことが課題になると考えますか。

（ヒアリング当日、詳しくおうかがいします。ここでは主要なポイントについてご回答ください）

Q６　今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、より多くの学生が「新しい教育課程を履修してみたい」と思えるようになるために、どのような条件が整うとよりよいと考えますか。また、そのために養成校が工夫できることとして、どのようなことが考えられますか。

（ヒアリング当日、詳しくおうかがいします。ここでは主要なポイントについてご回答ください）

Q７　今後、教育課程の設置をした場合、子ども家庭福祉の資格の取得を目指す現任者の受け入れは検討されますか。

□ 編入学生として受け入れる
□ 科目等履修生として受け入れる
□ 編入学生・科目等履修生として受け入れる
□ その他の方法で受け入れる（具体的に　　）
□ 受入は検討しない（理由　　）

Q８　SSW 課程を設置している学校におうかがいします。とくにこの教育課程とＳＳＷ課程との整合性について、お考えをお聞かせください。

（具体的に）

【指定研修ないし講師研修のための実施機関*となることについて】

Q９　指定研修の実施に際し、養成校に対して「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待される可能性があります。貴学がこれら研修等の実施機関となることについてどのような意向をお持ちですか。

□ 指定実施機関、講師研修実施機関のいずれも検討したい
□ 指定実施機関だけであれば検討したい
□ 講師研修実施機関だけであれば検討したい
□ 現時点では、いずれも検討をするつもりはない（理由　　）

* ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。現時点では、具体的な要件については提示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそうなことを想定しながらご回答ください。

Q10　今後、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することとなった場合、課題となると思われることについて、お教えください。

□　費用・経費の確保
□　研修会を開催できる場所の確保
□　（オンライン開催の場合）研修会を開催できる設備の確保
□　講師の確保
□　その他（具体的に　　）

Q11　指定研修あるいは講師研修を他団体（職能団体等）が実施する場合、養成校に対して協力が求められる可能性があります。以下のうち、貴学がこれら研修等に関して協力できる可能性がある項目すべてにチェックを入れてください。

□　会場の提供（有償）
□　会場の提供（無償）
□　研修運営スタッフの提供
□　科目担当講師の派遣
□　一部科目の開講
□　実習のコーディネート
□　卒業生への広報活動
□　その他（具体的に　　）

【子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）を養成する意義・利点について】

Q12　養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の教育課程を設置することの意義・利点について、お考えをお聞かせください。

Q13　最後に、養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の研修実施機関となることや、研修実施に協力することの意義や利点について、お考えをお聞かせください。

～学期末のお忙しい中、ヒアリング調査にご協力賜りまことにありがとうございました～

＜養成校における教育課程（上記「指定研修」に対応するもの）＞

科目名	講義時間(h)	演習時間(h)	
・　本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保健福祉士教育課程で設置する科目との読替範囲含め、詳細は未検討. ・　養成校における教育課程は、「研修課程」の実施状況を踏まえ、令和８年度より検討される予定. ・　本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである.			
計			（計 500h）

＜ソーシャルワーク研修（子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者／子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士＞

科目名	講義/演習/見学実習	時間(h) 子ども家庭実務者	時間(h) 保育士	
１．ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	0	19.5	
２．ソーシャルワークの理論と方法	講義	39.0	39.0	
３．地域福祉と包括的支援体制	講義	19.5	19.5	
４．ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	0	39.0	
５．ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	39.0	39.0	
６．見学実習	見学実習	0	9.0	
計		97.5	165.0	

＜社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修（有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一定以下の者が対象）＞

科目名	時間(h) 講義	時間(h) 演習 見学実習	（「児童・家庭福祉」該当科目の履修者） 講義	（「児童・家庭福祉」該当科目の履修者） 演習 見学実習	
１　子どもの権利擁護と倫理	1.0	－	－	－	
２　子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	－	－	－	
３　児童相談所の役割と連携	1.0	－	－	－	
４　子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	－	3.0	
５　社会的養護と市町村の役割	1.0	－	－	－	
６　子どもの成長・発達と生育環境	1.0	－	－	－	
７　子ども虐待対応	1.0	6.0	－	6.0	
８　母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0	－	－	－	
９．見学実習	9.0	6.0	－	6.0	
	9.0	15.0	0.0	15.0	

研修科目一覧（イメージ）　Ver.20221227　第８回 12/27WG 資料からプロット

＜子ども家庭福祉指定研修＞※教育内容の例示等の詳細は【20221227WG 資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（案）】を併せてご参照ください

科目名	講義時間(h)	演習時間(h)	
１．子どもの権利擁護	1.5	7.5	
２．子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5	6.0	
３．子ども家庭福祉　－１（子ども家庭をとりまく環境と支援）	3.0	1.5	
４．児童虐待の理解	1.5	1.5	
５．子ども家庭福祉　－２（保護者や家族の理解）	1.5	3.0	
６．子ども家庭福祉　－３（精神保健の課題と支援）	3.0	3.0	
７．子ども家庭福祉　－４（行政の役割と法制度）	1.5	1.5	
８．子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5	1.5	
９．子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
１０．社会的養護と自立支援	1.5	4.5	
１１．少年非行	1.5	1.5	
１２．貧困に対する支援	1.5	1.5	
１３．保育	1.5	1.5	
１４．教育	3.0	1.5	
１５．子どもの安全確保を目的とした支援	3.0	7.5	
１６．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－１（虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術）	1.5	7.5	
１７．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－２（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5	7.5	
１８．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－３（組織の運営管理）	1.5	7.5	
計	33.0	67.5	（計 100.5h）

2 有識者ヒアリング調査

2－2 有識者ヒアリング調査

2－2－1 調査の対象及び方法

（1） 調査対象

本連盟会員校に所属する教員のうち、以下の条件に該当する教員に協力を依頼した。なお、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における科目の担当経験の有無は問わず選出した。

【心理】発達心理学や子どもへの支援等に関する教育経験や臨床経験を有する教員

【母子保健】母子保健、周産期医療等に関する教育経験や臨床経験を有する教員

（2） 調査方法

ヒアリングシートを配布・回収する紙面でのヒアリングを実施した。具体的な手続きは以下である。

IV. 調査対象者である職能団体へ、趣旨説明の上ヒアリングシートを送付

V. 回答者は、ヒアリングシートに回答の上、調査実施者に返送

なお、回答者 M、N については、より円滑に回答ができるよう、社会福祉士養成に長く携わる教員により作成された本事業並びに本調査に関する説明文書を付するとともに、質問内容がわかりやすいよう文言を調整したヒアリングシート(タイプ A)を使用した。各回答者の専門、並びに使用したシートタイプについては以下である。

各回答者の専門に合わせ、【心理】【母子保健】と2種に分け、さらに【心理】についてはタイプ A,タイプ B を用い回答を得たが、調査内容に種類・タイプによる大きな異なりはない。

回答者	専門	ヒアリング項目タイプ
M	心理	タイプ A
N	心理	タイプ A
O	心理	タイプ B
P	心理	タイプ B
Q	心理	タイプ B
K	母子保健	―
L	母子保健	―

2－2－2 調査内容

調査内容は以下である。なお、本ヒアリングについては、厚生労働省より提供協力を得て、令和4年 12 月 27 日に開催された第8回 WG の資料を基に質問項目と添付資料の検討及び作成を行った。本調査で得られた回答は、令和 4 年 12 月末時点の検討状況に対するものである。

- 回答者の実務経験・教育経験
- 今後、養成校において認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される科目において、①どのようなことを目標に、②どのような内容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の質的向上が図られると考えるか
- 新たに設置される科目で教授することとなった場合に生じることが考えられる課題
- 教授する際に望まれる条件や環境（授業時間数、教員要件等）

2－2－3 調査期間・回答状況

2023 年2月上旬に配布、中旬に回収した。

2－2－4 調査結果【心理】

回答者はM、N、O、P、Qの5名である。

【ヒアリング項目タイプA】の回答中の番号、資料名等について【ヒアリング項目　タイプA（回答者M・N）】
○ 回答中の「資料2」は、以下の資料を指す。
厚生労働省「第8回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ」令和4年12月27日開催）資料2「子ども家庭福祉に係る研修の研修過程について（案）」
○ 回答中の「①」、「②」、「③」は、以下の①～③に対応している。
上記「資料2」において示された「子ども家庭福祉に係る研修」（いわゆる現任者ルートの「指定研修」）の科目「9．子どもの心理的発達と心理的支援」の「想定される研修内容の例示」
①子どもの心の発達の基盤と発達過程（認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ（LGBTQ等の多様なあり方を含む）等）（行動上の問題等）
②不適切な行動（不適切な性的行動等（性被害と性加害を含む））
③心理アセスメントと心理的支援

Q1 これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。

回答者M
実務経験：親子（乳幼児対象）支援施設における子育て支援。この施設では保護者対象の勉強会や懇談会の運営および保育を実施した（勤務期間：10年間）。
教育経験：福祉系大学における教育。主な担当科目：発達心理学、児童心理学、発達臨床心理学、子ども家庭支援の心理学

回答者N
実務経験：障害幼児の発達相談・療育支援関係の実務を16年
教育経験：大学にて13年

回答者O
実務経験：障害児入所施設職員（9年）
A県　社会福祉職（3年）
児童養護施設非常勤心理療法担当職員（4年）
B県　児童虐待対応専門アドバイザー
重度知的障害者施設　コンサルタント（3年）
教育経験：A大学短期大学部（1年）
担当科目：臨床心理学、発達心理学、精神保健、社会福祉、相談援助、保育相談の基礎、社会的養護内容等
B大学（6年）
担当科目：臨床心理学、行動療法、家族心理学、心理学応用実習Ⅱ（カウンセリング）、心理実習Ⅰ、子どもの発達と障害、福祉分野に関する理論と支援の展開（大学院）
C大学（4年）
担当科目：心理学と心理的支援、発達心理学、臨床心理学、保育の心理学、子ども家庭支援の心理学、障害児心理学、教育と発達の心理学、障害児保育演習
非常勤講師
社会的養護内容（1年）、犯罪心理学（3年）、福祉心理学（2年）

回答者P
実務経験：障害児心理・臨床、発達臨床からはじまり、療育現場、子育て支援、保育、学校教育現場において、乳児から青年期に関わる子どもの発達支援、及び保護者支援の研究などに取り組んでいる。また、保護者支援については、NPO 法人代表として子育て家庭や発達の気になる子どもを持つ保護者に対する支援等に取り組む経験を持つ。地域では、自治体より委託事業(2地域)を受け、保育現場、学校などの先生方の助言指導をはじめ、母子保健における子どもの発達支援、保護者に対する支援体制作りやペアレントプログラム等の実施など子ども家庭の支援に取り組んでいる。
教育経験：○児童福祉学科のある専門学校専任教員(4.5年)、社会福祉学部の大学教員(20年)として、合わせて約25年の教育歴。
○この間、社会福祉士養成と保育士養成に携わってきた。

回答者Q
実務経験：A療育センター（社会福祉法人）にて　13年
B市立C学園（児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業）にて　12年
主に発達障害の幼児期から児童期、青年期の療育と家族の相談に従事。
教育経験：D大学および大学院にて教員として勤務。今年が10年目になる。
現在担当している主な学部の心理関係の授業としては、

「心理学理論と心理的支援」「発達心理学」「自閉症の理解と支援」「知的障害者の生理・病理」など

Q2 今後、養成校において認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」が仮に授業時間2単位（授業15回）の科目となった場合、現任者研修の教育内容を全て教授することは可能でしょうか。自由にご意見をお書きください。

（回答者 M）
○ 1年～3 年の間に「発達心理学」を履修済である場合には、「子どもの心理的発達と心理的支援」を2単位（授業 15 回）で現任者研修の教育内容を全て教授することは、①については復習と位置づけ授業3回分程度とすることで可能。
一方、1年～3 年の間に「発達心理学」を未履修で、「心理学概論」のみの履修である場合には、「子どもの心理的発達と心理的支援」を2単位（授業 15 回）で現任者研修の教育内容を全て教授することは困難。①の内容のみで授業 15 回分は必要であり、心理アセスメントや心理的支援は実践的な学びが求められるため合計 4 単位は必要。

（回答者 N）
○ 資料2を見る限り、15 回の中で全て網羅することは難しいと思います。法制度などは、他科目との重複も考えられますが、15 回で全ては難しいと思います。

Q2－1 Q2 にて「教授することは可能」と回答いただいた方以外にお伺いします。
もし授業時間2単位(授業 15 回)で教授する場合、「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称)の科目では、どのような事柄を優先し教育することが必要でしょうか。自由にお答えください。

（回答者 M）
○ 現任者研修カリキュラムの②については、他科目（例えば「6. 子ども家庭福祉」）で扱い、①および③を優先させる。特に①については、子どもの心理的発達の各領域（認知・感情・対人関係・自己感）が関連し合っていることや、子どもの発達は周囲の環境（保護者・きょうだい・友人・保育者・教師など）との相互作用の中で進むことに重点を置いて教授する。また、現在保育や幼児教育領域で重視されている「非認知能力」の土台にアタッチメントがあることを教授することにより、不適切な養育環境で育つ子どもたちの心理的な困難さを理解できる。

（回答者 N）
○ 資料2の一覧の中で
2. 子ども家庭福祉の専門職の役割（1 回程度）
3. にある「子どもが置かれている多様な状況とニーズを理解する」を（6 回程度）
15. 16. 17. 18. に含まれているアセスメントやアプローチに関連する内容を（8回程度）
計 15 回と想定してみました。
3. にある「子どもが置かれている多様な状況とニーズを理解する」では、特に養育環境・社会環境の変化に関する内容、児童虐待、出産・育児をめぐる精神保健上の課題、発達障害等の障害関係と法制度、社会的養護、貧困、学校教育現場が抱える課題等が優先的な内容かと考えます。アセスメントやアプローチについては、項目 15～17 の内容を中心にそれぞれ授業回としては 2 回に分けるイメージで考えます。

Q3 養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の養成教育において、「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称)を学ぶ際、必ず教育内容に含む必要がある事項にはどのようなものがあると考えられますか。もし考え得る効果的な教授方法等がございましたら、併せてお答えください。
（現任者研修カリキュラムの教育内容に含まれている・いないを問わずお答えください）

（回答者 M）
○ 子育てを困難にする要因の一つとして子どもの特性があるため、気質や障害の理解が必要。さらにこれら子ども側の特性は、保護者も含めた環境によって変化しうるという視点や、システムとしての家族という家族心理学的な視点が重要と考える。
現任者研修カリキュラムの②については、心身症など子どもの日常生活で生じやすい精神的問題も含めるべきではないか。「不適切な行動」「不適切な性的行動」を特化して扱うことに違和感がある。 上記については概念的な教授のみでは伝わりにくいため、事例を提示することでより具体的に理解できるのではないか。

（回答者 N）
○ Q2の回答で、必須と考える内容を挙げましたが、養育者のメンタルヘルス問題が生じる複合的な背景、予防的観点からの虐待問題の考察　等も重要であるように思います。

【ヒアリング項目　タイプ B（回答者 O・P・Q）】
Q2　今後、養成校において認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」で、①どのようなことを目標に、②どのような内容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の質的向上が図られると考えますか。

（回答者 O）
○ はじめに重複があるなど科目間で扱う内容の整理が必要であると思われる。
・「4. 児童虐待の理解」に心理的発達や心理的支援の内容が含まれているため、「9. こどもの心理的発達と心理的支援」と重複が生じる。また、学習の流れとしては、こどもの心理的発達（通常の発達）の理解（「9. こどもの心理的発達と心理的支援」）をした上で、虐待によって心身の発達に与える影響を理解（「4. 児童虐待の理解」）し、さらに、被虐待経験への心理的支援（「9. こどもの心理的発達と心理的支援」）を学ぶことが、影響と理解を考える上でスムーズであるため、両科目の整理が必要である。
・「8. こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」と「9. こどもの心理的発達と心理的支援」は、心身の発達を切り離すこと難しく、また適当でもないため、重複が生じる。また、障害については、虐待のリスクが高まることや、虐待による影響が異なること、二次障害が障害のあるこどもへの支援として重要であることから、「4. 児童虐待の理解」や「9. こどもの心理的発達と心理的支援」との整理が必要である。
なお、「8. こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」においては、内容に産後うつを含めることが必要である。

上記のような、科目間の重複等が生じている中での「9. こどもの心理的発達と心理的支援」に関する教育目標、内容、方法に関する意見である。

教育目標
① 人の心の基本的な仕組みと機能について理解する
② 人の心の発達過程 について理解する
③ 不適切な行動やその背景について理解する
④（追加） 精神病理について理解する
④→⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する
教育目標については、③の不適切な行動を行う対象者は明示されていないが、こどもだけではなく、支援者も含むべきである。支援者が不適切な行動を行う、適切な行動を行えないことは少なからずあり、こども支援者の相互作用の中で生じるメカニズムや、支援者の自己理解・自己覚知が重要である。これは支援者による虐待ということだけを指すのではなく、支援者関係にひずみが生じる等も含んでおり、支援者や組織に及ぼすトラウマの影響を理解しておかなければ適切な支援はできないため必要な内容である。
また、⑤の前に、④精神病理（心理的問題）について理解する、を加えることが必要である。
さらに、虐待加害親の心理的背景の理解と支援、世代間伝達のメカニズム、や DV 加害者、被害者についての理解も必要であるが、この内容は「5. こども家庭福祉－2」でもよい。

内容
目標①および③に対応する内容として、心の構造や機能、認知、学習、記憶、心的外傷が重要である。
認知や学習は虐待によって生じる非機能的認知、スキーマ、誤学習の理解、非機能的認知の修正や再学習の基礎となる。また、例えば、③の支援者に不適切な行動が生じる背景を理解するために、心の構造や機能では、虐待を受けたこどもと支援者の関係性に生じる現象を、意識と無意識、投影、転移といった基本的知識を用いて説明できることが必要になる。また、こども虐待と密接なかかわりのあるDVについても認知や関係性の視点からメカニズムを説明できる必要がある。（これらの理解がなければ逆境体験をしてきたこどもや、親子関係、家族関係への適切な理解が阻害されるのみならず、誤った対応に至ることもある。）
目標②に対応する内容として、特に、被虐待経験のあるこども（外傷的育ち）を理解し、支援するために、バウンダリー（自我境界、自他境界）の発達・分離個体化理論、アタッチメント、遊び、性に関する発達や思春期の発達、生涯発達が重要である。
遊びについては、被虐待経験のあるこどもは遊べない状態になることが多く、遊べる状態へと支援すること

が重要である。また、こどもの将来・自立支援を考えるときに生涯発達や職業アイデンティティの視点は不可欠である。

バウンダリー、アタッチメントの発達は、虐待等によって適切な発達が阻害・剥奪された場合の影響を知る基本となる。

目標④に対する内容として、特にこども虐待との関連がある PTSD、CPTSD、アタッチメント障害、適応障害、気分障害、境界性パーソナリティ障害、自己愛性パーソナリティ障害、摂食障害等の特徴について理解する。

目標⑤に対応する内容として、ソーシャルワーカーとして実践できなければならない心理学的支援に関する事項と心理職・医師等が行う心理的支援や治療に関する事項がある。前者は、演習を通じて心理臨床面接の基本的な技法を修得することが必要である。例えば、心理臨床面接の治療構造の機能やそれを活用するための面接技法、トラウマインフォームドケア等である。後者は、被虐待の影響へのケアと関連する精神力動アプローチ（MBA、ワークディスカッション等）、認知行動療法（スキーマ療法、ACT 等）、行動療法（ペアレントトレーニング等）、トラウマへの治療（EMDR、PE、PCT、STAIR-NT 等）、家族・加害親支援（マイツリー等）の概要を知り、医療、心理との連携した支援について理解する。

方法

上記の下線部の通り、心理臨床面接の基本的な技法の習得は、演習として実施する。

（回答者 P）

①目標　履修した者が、下記目標に到達できるように講義内容を組み立てるべきではないかと考える。具体的には、下記のように示す。

・乳幼児から青年期におけるライフステージの発達課題の全体像を理解する。
・子どものライフステージに見る発達問題について説明することができる。
・チャイルド・マルトリートメントの背景問題(社会、地域、家庭の視点)を議論することができる。
・子どものアタッチメントの形成と情緒的発達のプロセスを説明することができる。
・親子関係における子どもの養育環境と心理的問題との関連性について考察することができる。
・子どもの心理的支援における福祉、教育、医療など含む多職者間の連携及び地域の社会資源を照らし合わせて支援課題について論じることができる

②どのような内容を含めるか?

・子ども虐待のみならず親の養育対応で生じるマルトリートメント状態を軽減するために、子どもにとっての保護者の養育態度や親自身の生育歴を考慮したうえで、子ども及び家庭(保護者)に対して支援を行う必要がある。例えば、①親にとって育てにくい子どもを持っていると自覚する保護者、②そもそも子どもを育てることに苦手意識を持つ保護者に対して、子育て対応や考え方を教えることを含む支援方法の考え方や対応方法などを含める必要がある。
・支援を組み立てていくためには、子ども家庭福祉の専門職者がめざす、子どもの成長した姿(子ども像)を具体的にイメージできることが不可欠であるため、受講生が「心理的支援」や「子どもの像」を議論することを通じて、支援者間の価値観のバラツキを小さくすることが重要である。
・途切れない支援を展開していくためには、子どもが生活する場にいる支援者(大人)が、子どもの成長した姿(子ども像)について共有化する必要がある。この共有化に向け、関連する支援先で子どもに携わる支援者が、支援の取り組みと子どもの変化を定期的にモニタして、関係する他領域の支援者と支援状況を共有するためのミーティングの持ち方(対面方式、オンライン方式)などに触れる必要がある。

③どのような教授方法を取り入れるか。

・大学等の教育課程では、人数を 20 名程度とする演習方式での授業形態が必要。
・資格制度の位置づけを考えると子ども達が持つ「子どもの権利」と「子ども達の生活実態」のアンバランスを整えることが支援者に求められるため、社会における子どもの立場と子ども個人が持つ多様性を保障するために、受講生には、単に知識の獲得ではなく、問いとなる「支援の課題」と答えとなる「支援の展開」を設定できるようにすることが不可欠であると考える。この点は、障害福祉制度にある計画相談のような、結果的に支援内容を支援メニューの枠組みや支援パターンに当てはめるような支援計画の作成や展開されるようなことがないようにする必要がある。知識を活用する形で支援展開を考えられなければならないため、プレゼンテーションと討議のあるような教授方法が不可欠である。
・支援の展開の理解については、当該地域性を考慮して、例えば、関係する専門職者にゲストスピーカーとして講義で話題提供をしてもらい、それを元に討議などを通じて問題点について理解を深めていくなどの方法の有効であると考える。特に、地域実態による子育て家庭の置かれる状況が異なるため、地域性の問題を講義の中でどのように反映していくかは、工夫が必要であると考えられる。

・また、講義外の学修としては、講義課題に対する予習課題及び復習課題はシラバスなど必ず明記するなどを定める必要があり、単に知識の修得にならない工夫が教授段階では必要になると考える。

(回答者 Q)
○ 「児童虐待」について専門的に的確な支援を実施できる者、という視点からすれば、少しでも具体的で実践的な学びにつながる内容を取り入れるべきではないか、と考える。子どもの心理的発達と心理的支援からすれば、特に支援の部分について、具体的な内容を一つは取り入れるべきではないか。

○ また、子どもだけを中心にするのではなく、子どもの問題だからこそ、家族を扱う視点も一部取り入れるべきではないか、そのためには「親」「家族」について理解することも講義の中に取り入れるのはどうか。(他の科目の中にあれば、家族の部分は割愛。ただし、心理的な側面からも子どもにとって家族の影響は大きいことは理解できるようにしておく)

具体的な支援方法に関する教育内容の例示
①具体的な支援の概要について理解する
②内容としては CARETM プログラム、PCIT(親子相互交流療法)など。トラウマ治療についても重要になってくるのではないか。
③概要を学んだあとで、支援の実際をしている支援者からの体験を聞く、ロールプレイ等を組み合わせた体験型学習をする 等。こうした支援は、児童相談所等で学んでいる心理の人たちもいると聞いているので、講師は現場から要請してみるのはどうか。

親・家族の理解に関する教育内容の例示
①家族の多様性、その文化について理解する
②内容としては、家族について、それに伴う家族療法の考え方を含める。
③概要の講義と演習。上記と同様。

Q3 Q2でご回答いただいた目標・内容を踏まえて、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」で教授することとなった場合、どのような課題があると思いますか。また、条件や環境があるとよいと思いますか(授業時間数、教員要件のほか、ご自由にご回答ください)。

(回答者 O)
○ 社会福祉士養成課程においては、心理学に関する科目は「心理学と心理的支援」(現任者においては「心理学理論と心理的支援」)の 1 科目であり、2021 年度以前のカリキュラムでは「心理学理論と心理的支援」は選択であったために受講していない可能性もある。そのため、心理学をはじめ、個人を理解し、働きかける知識やスキルの向上は現任者において重要性が高いものであると考える。
そして、Q2 にあげた各項目(例えば、認知、学習、アタッチメント、生涯発達)ごとに、支援実践において活用できる知識となるには、少なくとも 1 時間程度が必要である。そのため、これら膨大な内容で講義 1.5、演習 1.5 というのはかなり少ない。そして、中途半端な知識はかえって不十分な理解のままでの支援につながり、こどもの利益を損ないかねない危惧がある。

○ 演習については、教員 1 名あたりの受講者数を限定しなければ、修得が難しい内容である。かなり短い時間での実施であれば、教員 1 名につき概ね 10 人以下が適当と考える。

(回答者 P)
○ 授業時間数としては、大学設置基準で言うと2単位になるのかと思います。

○ 教員要件としては、大学等で教育歴があり、できれば地域で子どもの福祉、母子保健等で、実務者と業務遂行をしたことがあるなどの条件があればより理想であるが、ハードルを上げると教員を確保することができないとも考えられる。

○ 単純に心理的な問題をだけを教えるだけに留まらないため、子どもや家庭に関わる福祉に関わるような業務に従事していたりするような経歴などの要件があると理想だと思います。

○ また大学等では、保育士養成経験者が在職している養成校では、この資格と保育士資格との関連性もないわ

けでもないので、類似する科目を担当経歴ある方を教員要件として加えたらどうでしょうか。新しい資格制度を作ると必ず教員要件が問題になり、養成する側からすれば、講義担当者を集められるかが、大きな問題です。各大学等では、社会福祉士、保育士養成などをしている養成校ならば、教員を新しく集めてくる際の課題が、少しでも緩和できるのではないでしょうか。子どもの福祉として目指していく所は同じはずなので、この点は考慮されると良いかと思います。

(回答者 Q)
○ 支援方法を体得して実践している講師の確保
○ 講師が支援方法の概要を講義できる資格保持者がどうか、の確認

2－2－4 調査結果【母子保健】

回答者は K、L の2名である。

Q1 これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。

回答者 K
実務経験:A 市立医療センター 小児科・小児科外来にて 4 年間
教育経験:B 大学看護学部にて 6 年間:小児看護に関連する講義・演習・実習を担当、博士前期課程の大学院生の研究指導
C 大学看護学部にて 15 年:小児看護に関連する講義・演習・実習を担当、博士前期課程の大学院生の研究指導、保育士課程の講義「小児保健」・演習「小児保健演習・子どもの健康と安全」を担当

回答者 L
実務経験:総合病院で助産師として産婦人科病棟、小児科病棟で 3 年間の勤務経験があります。
その後、助産院、認知症高齢者グループホームでの勤務経験(パート)があります。
教育経験:母性看護学領域の助手として5年間、小児看護領域での助手、助教、講師経験が15年間あります。
主な担当科目:
(看護師養成課程)小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱ、小児看護学実習、対人関係援助論など
(保育士養成課程)小児保健(講義)・小児保健(実習・演習)、子どもの健康と安全

Q2 今後、養成校において認定資格(受験資格)取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」が仮に授業時間2単位(授業15回)の科目となった場合、現任者研修の教育内容を全て教授することは可能でしょうか。自由にご意見をお書きください。

(回答者 K)
○ 養成校において、既に「社会福祉士の指定科目」である、『1. 医学概論』『15. 児童・家庭福祉』『17. 保健医療と福祉』の講義を受講し、単位取得した学生が「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」を受講すると考え、前述の3つの科目と、現任者研修「8. 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(以下当該科目とします)の項目を比較した結果としての意見を記述させて頂きます。
全般的な意見としては、①から⑧に記述されている施策や法律ではなく、ソーシャルワークの対象者である子どもと親の理解に関する内容は十分ではないと考えます。
例えば「③の小児慢性特定疾患の概要と法制度」については、『17. 保健医療と福祉』の中に含まれているのであれば、養成校の当該科目には含めなくて良いと考えます。同様に、⑤の妊産婦への支援と母子保健、⑥(周産期の保健医療対策)は、『15. 児童・家庭福祉』の中に、⑧医療と保健・福祉の連携は、『17. 保健医療と福祉』に含まれている可能性があります。とはいえ、いくつか教科書の項目を確認したところ、当該科目の教育内容に含まれるような子どもと母親に焦点をあてた具体的表記は少なかったため、確実に教育をするためには、教育内容が重複したとしても、当該科目の内容に含めても良いと考えます。
現任者研修の当該科目を 15 回の授業で可能かという本題については、可能ではないと考えます。
①心身の成長:乳児・幼児・学童思春期の“健康な子どもの成長発達と健康課題”について学ぶ場合には、それぞれ 2 コマずつ、計 6 回必要です。
②健康と疾患:健康については①に含め、アレルギー疾患、心疾患、小児がんなどの慢性疾患と、小児期感染症や胃腸炎などの急性疾患、さらに周期性嘔吐症や摂食障害、チック、起立性調節障害など

の小児心身症についても学んで欲しいと思うので、3 回は必要です。
③障害や小慢:障害については、身体障害・知的障害・発達障害の種類と、それぞれの障害をもつ子ども(医療的ケア児も含めることが望ましい)の特徴・成長発達過程における課題、さらに、慢性疾患や障害のある子どもの家族の抱える問題についても学んで欲しいので、2～3 回、可能であれば家族から話を聴くことができると良い。
④疾病と障害及び支援:②と関連づけて疾病の支援、③と関連付けて障害の支援について学ぶ。可能であれば、それぞれ支援について演習を出来ると良いので、2 回ずつで 4 回
⑤の制度については、重複するので削除するか、授業に含めるのであれば妊産婦と母子保健について、家族の発達段階に沿って必要な支援を整理し、1 回
⑥周産期の母体・子どもの育ち:思春期の子どもへの妊娠・避妊の指導、胎児の発達、妊娠中・産褥期の母親の心身の状況と必要な支援について学んで欲しいので、1～2 回
⑦虐待による身体的外傷の特徴:虐待の早期発見にむけて必要なアセスメントの視点、こどもの発するサイン、虐待の要因など、1 回
⑧医療と保健・福祉の連携は、病院・クリニック、保健センター・保健所、保育園・幼稚園・育児支援センターという、こどもに関わる専門機関の連携について学ぶ 1 回
以上、子ども家庭福祉に関わる専門家に学んで欲しい講義だけを考えても 15 回では難しいではないでしょうか。

※上記回答中の「①」～「⑧」は、厚生労働省「第 8 回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ」令和 4 年 12 月 27 日開催)資料2「子ども家庭福祉に係る研修の研修過程について(案)」において示された「子ども家庭福祉に係る研修」(いわゆる現任者ルートの「指定研修」)の科目「8 子どもの身体的発達 等 、 母子保健と小児医療の基礎」の「想定される研修内容の例示」として示されたもの。

(回答者 L)
○ 既に「社会福祉士の指定科目」である「1. 医学概論」「15. 児童・家庭福祉」「17保健医療と福祉」を受講しているので、15回の授業時間があれば、これらの内容を網羅して教授することは可能だと思います。1単位での教授方法も検討してみましたが、社会福祉士の指定科目で行っている講義内容は健康や身体機能、社会福祉制度などの大きな枠組み(概要)で全体を捉えるための講義内容が多い印象を受けたので、対象とする子どもや家族を見る視点としての「子どもの身体発達や小児医療」や「家族(親子)を見るための母子保健や制度」などに関する知識については、15回の時間を用いてしっかりと学んでほしいと感じました。

Q2－1 Q2 にて「教授することは可能」と回答いただいた方以外にお伺いします。
もし授業時間2単位(授業15回)で教授する場合、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)の科目では、どのような事柄を優先し教育することが必要でしょうか。自由にお答えください。

(回答者 K)
○ 15 回で教授をする場合には、制度ではなく対象理解に焦点を当てて教育をして頂きたい。子どもは、自分で自分の状況を上手く説明したり、援助を求めることが難しいため、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーには、子どもの心身の特徴を理解し、子どもの抱えている問題や出しているサインに敏感に反応できるアンテナを沢山持っていて欲しいと考える。
以下、15 回の内容を列記した。
①心身の成長:乳児1・幼児2・学童思春期1、計 6 回
②健康と疾患:慢性疾患、急性疾患、小児心身症について頻度が多いものに絞って 2 回
③障害や小慢:障害をもつ子ども(医療的ケア児も含める)の特徴と成長発達過程における子どもと家族の課題 2 回
④疾病と障害及び支援:②と関連づけて疾病の支援、③と関連付けて障害の支援について2回
⑤妊産婦と母子保健:家族の発達段階に沿って必要な支援を整理し、1 回
⑥周産期の母体・子どもの育ち: 1 回
⑦虐待による身体的外傷の特徴:1 回

Q3　養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の養成教育において、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)を学ぶ際、必ず教育内容に含む必要がある事項にはどのようなものがあると考えられますか。もし考え得る効果的な教授方法等がございましたら、併せてお答えください。
（現任者研修カリキュラムの教育内容に含まれている・いないを問わずお答えください）

（回答者 K）
○　繰り返しになりますが、対象理解に焦点を当てて教育をして頂きたいと考えるので、Q2-1 で回答した 15 回の内容は必ず学んでいただきたいです。

○　ソーシャルワーカーは、「相談・指導・適格な支援」が役割であると認識していますので、そのために必要な知識と、知識を活用する力をつけて頂きたいです。そのためには、知識の授業の後でその知識を用いて事例分析をするという、ケースメソッドや、対象者の理解を深めるために、障害のある子どもの親、妊婦さん、子育て中の親など、支援の対象者である人々から話を聞くような方法も良いと考えます。さらに、子どもとの関わり方を学ぶ（自分自身の関わり方の特徴を振り返る）ために、ロールプレイと、ロールプレイの録画による振り返りなどの演習も効果的ではないかと考えます。

（回答者 L）
○　子ども家庭福祉ソーシャルワーカーとしての仕事内容としては、児童相談所などで被虐待児やDV、貧困家庭などの問題を抱えた保護者への対応支援になってくると思います。ですので、これらの対象者に向き合うための基礎知識をもって卒業することが求められると考えるため、
① 子どもの心身の成長発達に関する知識
② 子どもの健康障害（子どもに起こりやすい極一般的な疾患の理解と特に育てにくさにつながる疾患とその支援も含む）と知的・身体・発達障害
③ 妊産婦への支援と母子保健（特定妊婦への支援）周産期医療の概要（低出生体重児・医療的ケア児などNICU上がりの子どもは虐待につながりやすいため）
④ 虐待による子どもの身体的外傷のみならず、心理的影響、短期的影響と長期的な影響とその支援（子どもと家族への支援）
⑤ 医療と保健、福祉の連携の実際
の内容については基礎知識として必要だと思います。

○　また何よりも実際にそれらの知識を現場で応用して使える人材育成を目指したいと考えるため、臨床場面でよくであう汎用性の高い事例を用いて GW なども取り入れながら、対象理解（アセスメント）を行った上でその事例に適した支援方法を検討する。また実際にその支援方法をロールプレイで実演して、自己他者評価を受けるなど、講義で学んだ知識を実際の支援に用いることができるように工夫された演習が必要だと感じます。

（厚生労働省　令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

≪ヒアリング調査≫

有識者ヒアリング　ヒアリングシート

2023 年 1 月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜本調査の目的＞

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格（以下、認定資格）に関する教育課程の設置に必要となる科目のうち、とくに「子どもの心理的発達と心理的支援」（仮称）についての知見について収集するものです。

すでにご案内の通り、令和４年６月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」につきましては、令和３年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和４年２月 10 日公表）において、「一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために受講すべき研修の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において設置され、検討を行っているところでございます。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新しい教育課程に設置する科目において教授すべき内容について聴取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにくい部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

＜回答の取り扱いについて＞

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

ヒアリング当日は、本調査をもとにお伺いします。わからない・回答できない事項については空欄のままご提出いただいて支障ありません。

＜本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い＞

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等、結果の公表においては所属機関名・個人名は公開致しません（本調査の実施目的上、科目のご担当歴や実務のご経験については報告書へ掲載されます）。報告書内容が確定する前に、事

前にヒアリング調査結果の内容に誤りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

〈お問い合わせ・ご提出先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：kodomo2022@jaswe.jp　担当：佐藤・石井

≪新しい研修・教育課程の概要について≫　　＊pp. i ～ iii 参照

※ 現任者向け研修課程（以下、研修課程）は、「子ども家庭福祉指定研修」（以下、指定研修）のほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の３つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受けて設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの心理的発達と心理的支援」（仮称）についておうかがいします。

※ 認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程（以下、教育課程）については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500 時間程度の授業時間数（実習時間含む）により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください（社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との読替については未検討です）。

≪社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における心理学に関する教育の内容について≫

これよりご意見を頂く科目「子どもの心理的発達と心理的支援」については、『心理学と心理的支援』（資料『【ヒアリング資料】社会福祉士養成課程カリキュラム_心理学と心理的支援』の内容をご参照ください）を学んだ学生が受講することとなる見通しです。

なお、「子どもの心理的発達と心理的支援」の教育内容は、『【ヒアリング用資料】厚生労働省 WG 資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について』に記載されている内容に沿って検討がなされる予定です。

【事務局記入欄】
ご協力者様　氏名（ご所属）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

Ｑ１　これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。
実務経験：

教育経験：

Ｑ２　今後、養成校において認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」で、①どのようなことを目標に、②どのような内容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の質的向上が図られると考えますか。

Ｑ３　Ｑでご回答いただいた目標・内容を踏まえて、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」で教授することとなった場合、どのような課題があると思いますか。また、条件や環境があるとよいと思いますか（授業時間数、教員要件のほか、ご自由にご回答ください）。

研修科目一覧（イメージ）　Ver. 20221227　第８回 12/21WG 資料からブロット
＜子ども家庭福祉指定研修＞※教育内容の例示等の詳細は【20221222WG 資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（案）】を併せてご参照ください

科目名	講義時間（h）	演習時間（h）	
1．こどもの権利擁護	1.5	7.5	
2．子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5	6.0	
3．こども家庭福祉　－１（子ども家庭をとりまく環境と支援）	3.0	1.5	
4．異盛虐待の理解	1.5	1.5	
5．子ども家庭福祉　－２（保護者や家族の理解）	1.5	3.0	
6．こども家庭福祉　－３（精神保健の課題と支援）	3.0	3.0	
7．子ども家庭福祉　－４（行政の役割と法制度）	1.5	1.5	
8．子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5	1.5	
9．子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
10．社会的養護と自立支援	1.5	4.5	
11．少年非行	1.5	1.5	
12．貧困に対する支援	1.5	1.5	
13．保育	1.5	1.5	
14．教育	3.0	1.5	
15．子どもの安全確保を目的とした支援	3.0	7.5	
16．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－１（虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術）	1.5	7.5	
17．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－２（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5	7.5	
18．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－３（組織の運営管理）	1.5	7.5	
計	33.0	67.5	（計 100.5h）

＜養成校における教育課程（上記「指定研修」に対応するもの）＞

科目名	講義時間(h)	演習時間(h)	
計			（計 500h）

・　本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程で設置する科目との統合含め、詳細は未検討。
・　養成校における教育課程は、「研修課程」の実態状況を踏まえ、令和８年度より検討される予定。
・　本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。

＜ソーシャルワーク研修（子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者／子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士＞

科目名	講義／演習／見学実習	時間(h) 子ども家庭実務者	時間(h) 保育士
1．ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	0	19.5
2．ソーシャルワークの理論と方法	講義	39.0	39.0
3．地域福祉と包括的支援体制	講義	19.5	19.5
4．ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	0	39.0
5．ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	39.0	39.0
6．見学実習	見学実習	0	9.0
計		97.5	165.0

＜社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修（有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一定以下の者が対象）＞

科目名	時間(h) 講義	演習 見学実習	該当科目の履修者（「児童・家庭福祉」 講義	演習 見学実習
1　子どもの権利擁護と倫理	1.0	—	—	—
2　子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	—	—	—
3　児童相談所の役割と連携	1.0	—	—	—
4　子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	—	3.0
5　社会的養護と市町村の役割	1.0	—	—	—
6　子どもの成長・発達と生育環境	1.0	—	—	—
7　子ども虐待対応	1.0	6.0	—	6.0
8　母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0	—	—	—
9．見学実習	9.0	6.0	—	6.0
計	9.0	15.0	0.0	15.0

（厚生労働省　令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

≪ヒアリング調査≫

有識者ヒアリング　ヒアリングシート

2023 年 1 月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜本調査の目的＞

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格（以下、認定資格）に関する教育課程の設置に必要となる科目のうち、とくに「子どもの心理的発達と心理的支援」（仮称）についての知見について収集するものです。

令和４年６月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」である認定資格取得者の養成について、厚生労働省にて研修課程や内容を検討する検討会及びワーキンググループが設置され、現在も検討が続いております。現在、この検討会において、認定資格を取得するにあたり、一定の実務経験のある有資格者や現任者については国の基準を満たした機関が認定した研修の受講と試験を経ることとし、現任者が受講する研修課程とその教育内容等についての検討が進んでおります。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新しい教育課程に設置する科目（「子どもの心理的発達と心理的支援」（仮称））において教授すべき内容等について聴取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにくい部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

＜回答の取り扱いについて＞

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

＜本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い＞

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等、結果の公表においては所属機関名・個人名は公開致しません（本調査の実施目的上、科目のご担当歴や実務のご経験については報告書へ掲載されます）。報告書内容が確定する前に、事前にヒアリング調査結果の内容に誤りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

〈お問い合わせ・ご提出先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
E-mail：kodomo2022@jaswe.jp　担当：佐藤・石井

≪新しい研修・教育課程の概要について≫　＊pp. i ～iii参照

※　現任者向け研修課程（以下、研修課程）は、「子ども家庭福祉指定研修」（以下、指定研修）のほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の３つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受けて設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの心理的発達と心理的支援」（仮称）についておうかがいします。

※　認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程（以下、教育課程）については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500 時間程度の授業時間数（実習時間含む）により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください（社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との読替については未検討です）。

≪社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における心理学に関する教育の内容について≫

これよりご意見を頂く科目「子どもの心理的発達と心理的支援」については、『心理学と心理的支援』（資料『【ヒアリング資料】社会福祉士養成課程カリキュラム_心理学と心理的支援』の内容をご参照ください）を学んだ学生が受講することとなる見通しです。

なお、「子どもの心理的発達と心理的支援」の教育内容は、『【ヒアリング用資料】厚生労働省 WG 資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について』に記載されている内容に沿って検討がなされる予定です。

【事務局記入欄】
ご協力者様　氏名（ご所属）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

Ｑ１　これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。
実務経験：

教育経験：

Ｑ２　今後、養成校において認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」が仮に授業時間２単位（授業１５回）の科目となった場合、現任者研修の教育内容を全て教授することは可能でしょうか。自由にご意見をお書きください。

Ｑ２－１　Q2にて「教授することは可能」と回答いただいた方以外にお伺いします。
もし授業時間２単位(授業 15 回)で教授する場合、「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称)の科目では、どのような事柄を優先し教育することが必要でしょうか。自由にお答えください。

※次の頁にも質問があります

Q3　養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の養成教育において、「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称)を学ぶ際、必ず教育内容に含む必要がある事項にはどのようなものがあると考えられますか。もし考え得る効果的な教授方法等がございましたら、併せてお答えください。
（現任者研修カリキュラムの教育内容に含まれている・いないを問わずお答えください）

質問は以上となります。年度末のご多用の中、ご協力頂きましてありがとうございました。

研修科目一覧（イメージ）　Ver. 20221227　第８回 12/27WG 資料からブロット
＜子ども家庭福祉指定研修＞

科目名	講義時間 (h)	演習時間 (h)	
1．子どもの権利擁護	1.5	7.5	
2．子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5	6.0	
3．子ども家庭福祉　－1（子ども家庭をとりまく環境と支援）	3.0	1.5	
4．児童虐待の理解	1.5	1.5	
5．子ども家庭福祉　－2（保護者や家族の理解）	1.5	3.0	
6．子ども家庭福祉　－3（精神保健の課題と支援）	3.0	3.0	
7．子ども家庭福祉　－4（行政の役割と法制度）	1.5	1.5	
8．子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
9．子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
10．社会的養護と自立支援	1.5	4.5	
11．少年非行	1.5	1.5	
12．貧困に対する支援	1.5	1.5	
13．保育	1.5	1.5	
14．教育	3.0	1.5	
15．子どもの安全確保を目的とした支援	3.0	7.5	
16．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－1（虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術）	1.5	7.5	
17．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－2（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5	7.5	
18．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－3（組織の運営管理）	1.5	7.5	
計	33.0	67.5	（計 100.5h）

＜養成校における教育課程（上記「指定研修」に対応するもの）＞

科目名	講義時間 (h)	演習時間 (h)	
計			（計 500h）

・　本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保健福祉士教育課程で設置する科目との読替範囲含め、詳細は本検討。
・　養成校における教育課程は、「研修課程」の実態状況を踏まえ、令和８年度より検討される予定。
・　本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。

＜ソーシャルワーク研修（子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者／子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士＞

科目名	時間(h) 講義/演習/見学実習	子ども家庭実務者	保育士
1．ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	0	19.5
2．ソーシャルワークの理論と方法	講義	39.0	39.0
3．地域福祉と包括的支援体制	講義	19.5	19.5
4．ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	0	39.0
5．ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	39.0	39.0
6．見学実習	見学実習	0	9.0
計		97.5	165.0

＜社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修（有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一定以下の者が対象）＞

科目名	時間(h) 講義	演習 見学実習	（「児童・家庭福祉」該当科目の履修者） 講義	演習 見学実習
1　子どもの権利擁護と倫理	1.0	—	—	—
2　子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	—	—	—
3　児童相談所の役割と連携	1.0	—	—	—
4　子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	—	3.0
5　社会的養護と市町村の役割	1.0	—	—	—
6　子どもの成長・発達と生育環境	1.0	—	—	—
7　子ども虐待対応	1.0	6.0	—	6.0
8　母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0	—	—	—
9．見学実習	9.0	6.0	—	6.0
計	9.0	15.0	0.0	15.0

（厚生労働省　令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

≪ヒアリング調査≫

有識者ヒアリング　ヒアリングシート

2023 年 1 月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜本調査の目的＞

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格（以下、認定資格）に関する教育課程の設置に必要となる科目のうち、とくに「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」（仮称）についての知見について収集するものです。

すでにご案内の通り、令和４年６月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」につきましては、令和３年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和４年２月 10 日公表）において、「一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために受講すべき研修の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において設置され、検討を行っているところでございます。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新しい教育課程に設置する科目において教授すべき内容について聴取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにくい部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

＜回答の取り扱いについて＞

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

ヒアリング当日は、本調査をもとにお伺いします。わからない・回答できない事項については空欄のままご提出いただいて支障ありません。

＜本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い＞

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等、結果の公表においては所属機関名・個人名は公開致しません（本調査の実施目的

上、科目のご担当歴や実務のご経験については報告書へ掲載されます）。報告書内容が確定する前に、事前にヒアリング調査結果の内容に誤りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

〈お問い合わせ・ご提出先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：kodomo2022@jaswe.jp　担当：佐藤・石井

≪新しい研修・教育課程の概要について≫　＊pp. i ～ iii 参照

※ 現任者向け研修課程（以下、研修課程）は、「子ども家庭福祉指定研修」（以下、指定研修）のほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の３つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受けて設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」（仮称）についておうかがいします。

※ 認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程（以下、教育課程）については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500 時間程度の授業時間数（実習時間含む）により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください（社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との読替については未検討です）。

※ これらカリキュラムにつきましては、ヒアリング当日にも簡単にご説明申し上げるようにいたしますが、その前にご不明な点がございましたら、＜お問い合わせ・ご提出先＞までご連絡ください。

【事務局記入欄】
ご協力者様　氏名（ご所属）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

Ｑ１　これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。
実務経験：

教育経験：

＜養成校における教育課程（上記「指定研修」に対応するもの）＞

科目名	講義 時間(h)	演習 時間(h)	
・ 本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保健福祉士教育課程で設置する科目との読替範囲含め、詳細は未検討. ・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実施状況を踏まえ、令和８年度より検討される予定. ・ 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである.			
計			**(計 500h)**

＜ソーシャルワーク研修（子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者／子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士＞

科目名	講義 /演習/見学実習	時間(h) 子ども家庭実務者	時間(h) 保育士	
1．ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	0	19.5	
2．ソーシャルワークの理論と方法	講義	39.0	39.0	
3．地域福祉と包括的支援体制	講義	19.5	19.5	
4．ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	0	39.0	
5．ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	39.0	39.0	
6．見学実習	見学実習	0	9.0	
計		**97.5**	**165.0**	

＜社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修（有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一定以下の者が対象）＞

科目名	時間(h)		（「児童・家庭福祉」該当科目の履修者）		
	講義	演習 見学実習	講義	演習 見学実習	
1　子どもの権利擁護と倫理	1.0	ー	ー	ー	
2　子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	ー	ー	ー	
3　児童相談所の役割と連携	1.0	ー	ー	ー	
4　子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	ー	3.0	
5　社会的養護と市町村の役割	1.0	ー	ー	ー	
6　子どもの成長・発達と生育環境	1.0	ー	ー	ー	
7　子ども虐待対応	1.0	6.0	ー	6.0	
8　母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0	ー	ー	ー	
9．見学実習	9.0	6.0	ー	6.0	
計	**9.0**	**15.0**	**0.0**	**15.0**	

Q２　今後、養成校において認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」で、①どのようなことを目標に、②どのような内容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行うチャイルドワーカー（仮称）の質的向上が図られると考えますか。

Q３　Q２でご回答いただいた目標・内容を踏まえて、新たに設置される「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」で教授することとなった場合、どのような課題があると思いますか。また、条件や環境があるとよいと思いますか（授業時間数、教員要件のほか、ご自由にご回答ください）。

研修科目一覧（イメージ）　Ver.20221227　第８回 12/27WG 資料からプロット

＜子ども家庭福祉指定研修＞※教育内容の例示等の詳細は【20221227WG 資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（案）】を併せてご参照ください

科目名	講義 時間(h)	演習 時間(h)	
1．子どもの権利擁護	1.5	7.5	
2．子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5	6.0	
3．子ども家庭福祉　－１（子ども家庭をとりまく環境と支援）	3.0	1.5	
4．児童虐待の理解	1.5	1.5	
5．子ども家庭福祉　―２（保護者や家族の理解）	1.5	3.0	
6．子ども家庭福祉　－３（精神保健の課題と支援）	3.0	3.0	
7．子ども家庭福祉　－４（行政の役割と法制度）	1.5	1.5	
8．子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5	1.5	
9．子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
１０．社会的養護と自立支援	1.5	4.5	
１１．少年非行	1.5	1.5	
１２．貧困に対する支援	1.5	1.5	
１３．保育	1.5	1.5	
１４．教育	3.0	1.5	
１５．子どもの安全確保を目的とした支援	3.0	7.5	
１６．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－１（虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術）	1.5	7.5	
１７．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－２（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5	7.5	
１８．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－３（組織の運営管理）	1.5	7.5	
計	**33.0**	**67.5**	**(計 100.5h)**

（厚生労働省　令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

≪ヒアリング調査≫

有識者ヒアリング　ヒアリングシート

2023年２月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜本調査の目的＞

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格（以下、認定資格）に関する教育課程の設置に必要となる科目のうち、とくに「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」（仮称）についての知見について収集するものです。

令和４年６月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」である認定資格取得者の養成について、厚生労働省にて研修課程や内容を検討する検討会及びワーキンググループが設置され、現在も検討が続いております。現在、この検討会において、認定資格を取得するにあたり、一定の実務経験のある有資格者や現任者については国の基準を満たした機関が認定した研修の受講と試験を経ることとし、現任者が受講する研修課程とその教育内容等についての検討が進んでおります。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新しい教育課程に設置する科目（「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」（仮称））において教授すべき内容等について聴取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにくい部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

＜回答の取り扱いについて＞

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

＜本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い＞

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等、結果の公表においては所属機関名・個人名は公開致しません（本調査の実施目的上、科目のご担当歴や実務のご経験については報告書へ掲載されます）。報告書内容が確定する前に、事前にヒアリング調査結果の内容に誤りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

〈お問い合わせ・ご提出先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：kodomo2022@jaswe.jp　担当：佐藤・石井

≪新しい研修・教育課程の概要について≫　　＊pp.ⅰ～ⅲ参照

※ 現任者向け研修課程（以下、研修課程）は、「子ども家庭福祉指定研修」（以下、指定研修）のほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の３つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受けて設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」（仮称）についておうかがいします。

※ 認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程（以下、教育課程）については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500時間程度の授業時間数（実習時間含む）により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください（社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との読替については未検討です）。

※

≪社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における関連科目の教育の内容について≫

これよりご意見を頂く科目「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」については、『医学概論』『児童・家庭福祉』『保健医療と福祉』（資料『【ヒアリング用資料】社会福祉士養成課程カリキュラム_医学概論_児童家庭福祉_保健医療と福祉』の内容をご参照ください）を学んだ学生が受講することとなる見通しです。

なお、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」の教育内容は、『【ヒアリング用資料】厚生労働省WG資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について』に記載されている内容に沿って検討がなされる予定です。

【事務局記入欄】
ご協力者様　氏名（ご所属）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

Ｑ１　これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。
実務経験：

教育経験：

Ｑ２　今後、養成校において認定資格（受験資格）取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」が仮に授業時間２単位（授業１５回）の科目となった場合、現任者研修の教育内容を全て教授することは可能でしょうか。自由にご意見をお書きください。

Ｑ２－１　Q2にて「教授することは可能」と回答いただいた方以外にお伺いします。
もし授業時間２単位（授業１５回）で教授する場合、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)の科目では、どのような事柄を優先し教育することが必要でしょうか。自由にお答えください。

※次の頁にも質問があります

Q3　養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の養成教育において、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)を学ぶ際、必ず教育内容に含む必要がある事項にはどのようなものがあると考えられますか。もし考え得る効果的な教授方法等がございましたら、併せてお答えください。
（現任者研修カリキュラムの教育内容に含まれている・いないを問わずお答えください）

質問は以上となります。年度末のご多用の中、ご協力頂きましてありがとうございました。

研修科目一覧（イメージ）　Ver.20221227　第８回12/27WG資料からプロット

＜子ども家庭福祉指定研修＞

科目名	講義時間(h)	演習時間(h)	
１．子どもの権利擁護	1.5	7.5	
２．子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5	6.0	
３．子ども家庭福祉　－１（子ども家庭をとりまく環境と支援）	3.0	1.5	
４．児童虐待の理解	1.5	1.5	
５．子ども家庭福祉　―２（保護者や家族の理解）	1.5	3.0	
６．子ども家庭福祉　－３（精神保健の課題と支援）	3.0	3.0	
７．子ども家庭福祉　－４（行政の役割と法制度）	1.5	1.5	
８．子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5	1.5	
９．子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
１０．社会的養護と自立支援	1.5	4.5	
１１．少年非行	1.5	1.5	
１２．貧困に対する支援	1.5	1.5	
１３．保育	1.5	1.5	
１４．教育	3.0	1.5	
１５．子どもの安全確保を目的とした支援	3.0	7.5	
１６．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－１（虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術）	1.5	7.5	
１７．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－２（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5	7.5	
１８．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－３（組織の運営管理）	1.5	7.5	
計	33.0	67.5	（計 100.5h）

＜養成校における教育課程（上記「指定研修」に対応するもの）＞

科目名	講義時間(h)	演習時間(h)	
・　本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保健福祉士教育課程で設置する科目との読替範囲含め、詳細は未検討. ・　養成校における教育課程は、「研修課程」の実施状況を踏まえ、令和８年度より検討される予定. ・　本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである.			
計			（計 500h）

＜ソーシャルワーク研修（子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者／子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士＞

科目名	講義/演習/見学実習	時間(h) 子ども家庭実務者	保育士	
１．ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	0	19.5	
２．ソーシャルワークの理論と方法	講義	39.0	39.0	
３．地域福祉と包括的支援体制	講義	19.5	19.5	
４．ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	0	39.0	
５．ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	39.0	39.0	
６．見学実習	見学実習	0	9.0	
計		97.5	165.0	

＜社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修（有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一定以下の者が対象）＞

科目名	時間(h) 講義	演習見学実習	（「児童・家庭福祉」該当科目の履修者） 講義	演習見学実習	
１　子どもの権利擁護と倫理	1.0	―	―	―	
２　子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	―	―	―	
３　児童相談所の役割と連携	1.0	―	―	―	
４　子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	―	3.0	
５　社会的養護と市町村の役割	1.0	―	―	―	
６　子どもの成長・発達と生育環境	1.0	―	―	―	
７　子ども虐待対応	1.0	6.0	―	6.0	
８　母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0	―	―	―	
９．見学実習	9.0	6.0	―	6.0	
計	9.0	15.0	0.0	15.0	

3 職能団体ヒアリング調査

2－3 職能団体ヒアリング調査

2－3－1 調査の対象及び方法

(1) 調査対象

以下の団体を対象とし、協力を得た。(3団体)

公益社団法人 日本社会福祉士会

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

(2) 調査方法

ヒアリングシートを配布・回収する紙面でのヒアリングを実施した。具体的な手続きは以下である。

VI. 調査対象者である職能団体へ、趣旨説明の上ヒアリングシートを送付

VII. 回答者は、ヒアリングシートに回答の上、調査実施者に返送

2－3－2 調査内容

調査内容は以下である。なお、本ヒアリングについては、厚生労働省より提供協力を得て、令和4年 12 月 27 日に開催された第8回 WG の資料を基に質問項目と添付資料の検討及び作成を行った。本調査で得られた回答は、令和 4 年 12 月末時点の検討状況に対するものである。

- 2022年12月末における会員数、組織率
- 『相談援助の実務経験が２年以上、かつ、児童福祉司の指定施設にて子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験がある(子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を行った経験があれば、その業務量は問わない)』会員数の規模感
- 全国団体と都道府県毎の職能団体との組織上の関係
- 指定研修の実施に際し「指定研修実施機関」「講師研修のための実施機関」となることについての現時点での考え
- 今後の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の指定研修、指定研修の講師研修、養成校での養成等に関して社会福祉士・精神保健福祉士養成校との共同・連携を行うことについて

2－3－3 調査期間・回答状況

2023 年2月上旬に配布、中旬に回収した。なお、全ての団体より回答を得た。

2－3－4 結果

2022 年 12 月末日時点での会員数・組織率

	2022 年 12 月末日時点での会員数	2022 年 12 月末日時点での組織率
日本社会福祉士会	44,895 人	16.56%
日本精神保健福祉士協会	12,246 人(構成員)	12.4%

日本医療ソーシャルワーカー協会	5,495 人（正会員・賛助会員個人）	26.4%

Q. 今回の認定資格では、有資格者について『相談援助の実務経験が2年以上、かつ、児童福祉司の指定施設●にて子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験がある(子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を行った経験があれば、その業務量は問わない)』ことを指定研修の受講要件とすることが想定されています。貴団体において、上記の受講要件を満たす会員はどの程度おられますか。

●社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設、ないし、精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設です。

児童福祉関係施設に勤務する都道府県社会福祉士会の会員は約 1400 名。その他、行政機関や教育機関、障害者関係施設等に勤務する会員のうち、対象となる会員が存在すると考えられるが、対象となる勤務先種別等の詳細は不明。【日本社会福祉士会】

「相談援助の実務経験が２年以上」かつ「児童福祉司の指定施設にて子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験があること」に該当する構成員数を現在のデータベースから抽出・算出等（概数、推計を含めて）することができないため、受講要件を満たす会員数の規模の把握が難しい。【日本精神保健福祉士協会】

病院所属の会員数（4,460 名、病院種別は問わず）に対し診療科目別にみた施設数（小児科 34.9%）をかけた推計値で、1,561 名です。ただし、実務経験年数は把握できず加味されておりません。【日本医療ソーシャルワーカー協会】

Q. 貴団体と都道府県毎の組織上のご関係についてお答えください。

４７都道府県社会福祉士会による連合体組織【日本社会福祉士会】

各都道府県の団体が独立して組織（全国組織とは別に入会手続きが必要）。本協会の構成員を都道府県毎に組織した内部機関として都道府県支部を設置【日本精神保健福祉士協会】

独立しているが、全国医療ソーシャルワーカー協会会長会があり、当協会も加盟し、当協会組織運営部にて事務局機能をもって運営している。【日本医療ソーシャルワーカー協会】

Ｑ１．指定研修の実施に際し、職能団体へ「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待される可能性があります。これら研修等の実施機関となることについて、現時点での貴団体のお考えをお答えください。

ソーシャルワーク職能団体、教育団体と協働し、研修等の実施機関として協力する方向で検討中。【日本社会福祉士会】

本協会の組織・研修実施体制の現状からは、本協会自体が「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」となることは極めて難しい認識している。【日本精神保健福祉士協会】

ソーシャルワーク職能団体、教育団体と協働し、研修等の実施機関として協力する方向で検討中。【日本医療ソーシャルワーカー協会】

Ｑ２．今後の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の指定研修、指定研修の講師研修、養成校での養成等に関して社会福祉士・精神保健福祉士養成校との共同・連携を行うことについて、現時点でのお考えやご意向をお答えください。

ソーシャルワーク職能団体、教育団体とともに、共同・連携の在り方について検討していく予定。【日本社会福祉士会】

ソーシャルワーク専門職団体や養成教育団体との共同・連携の在り方について、現状を踏まえて検討していく予定。【日本精神保健福祉士協会】

ソーシャルワーク職能団体、教育団体とともに、共同・連携の在り方について検討していく予定。【日本医療ソーシャルワーカー協会】

（厚生労働省　令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究

≪ヒアリング調査≫

職能団体ヒアリング　ヒアリングシート

2023 年２月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜本調査の目的＞

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格（以下、認定資格）に関する研修・教育課程の設置にかかる、職能団体の意向等を明らかにするものです。

すでにご案内の通り、令和４年６月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」につきましては、令和３年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和４年２月 10 日公表）において、「一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために受講すべき研修の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において設置され、検討を行っているところでございます。

このたび、当該検討会ワーキンググループより現任者向けの研修課程の概要案が公表されたことを受けまして、社会福祉士・精神保健福祉士の養成校が研修プロバイダーとして福祉系大学等が積極的に参画・協力し得る環境や条件等を検討するため、社会福祉士・精神保健福祉士を擁する職能団体の皆様へ、ヒアリング調査をすることといたしました。

年度末に向けて公務ご多忙な中、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

＜回答の取り扱いについて＞

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびに貴団体に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

＜本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い＞

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等における結果の公表においては、貴団体名を公開し、ヒアリングご協力者様の氏名は公開致しません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものと

いたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

〈お問い合わせ・ご提出先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：kodomo2022@jaswe.jp　担当：佐藤・石井

≪新しい研修・教育課程の概要について≫　　＊pp. ⅰ～ⅲ参照

※ 現任者向け研修課程（以下、研修課程）は、「子ども家庭福祉指定研修」（以下、指定研修）のほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の３つのカリキュラムから成り立っております。

※ 指定研修は、科目ごとに講義と演習を一体的に履開することが必要とされています。また、講義は遠隔（オンデマンド型も可）で行うことができますが、演習については対面で行うことが求められる見通しです。

※ 認定資格（受験資格）を福祉系大学等の学生に付与するための新課程（以下、教育課程）については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500 時間程度の授業時間数（実習時間含む）により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください（社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との読替については未検討です）。

※ これらカリキュラムにつきましては、ヒアリング当日にも簡単にご説明申し上げるようにいたしますが、その前にご不明な点がございましたら、＜お問い合わせ・ご提出先＞までご連絡ください。

【事務局記入欄】
ご協力団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【フェイスシート】

✧　貴団体の 2022 年 12 月末日時点での会員数をお答えください。（　　人）
✧　貴団体の 2022 年 12 月末日時点での組織率をお答えください。（　　%）

✧　今回の認定資格では、有資格者について『相談援助の実務経験が２年以上、かつ、児童福祉司の指定施設●にて子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験がある(子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を行った経験があれば、その業務量は問わない)』ことを指定研修の受講要件とすることが想定されています。貴団体において、上記の受講要件を満たす会員はどの程度おられますか。
（　　人）
※概数、推計の回答でも可能です。その際はその旨付記ください。
※受講要件を満たす会員数の規模の把握が難しい場合、その理由をお答えください。
（理由：　　）

●社会福祉士及び介護福祉士法第７条第４号の厚生労働省令で定める施設、ないし、精神保健福祉士法第７条第４号の厚生労働省令で定める施設です。

✧　貴団体と都道府県毎の組織上のご関係についてお答えください。
☐ 下部組織として組織（全国組織に加入した時点で住所地や勤務地に応じ各都道府県団体に所属）
☐ 各都道府県の団体が独立して組織（全国組織とは別に入会手続きが必要）
☐ その他（具体的に　　）

【指定研修ないし講師研修のための実施機関*となることについて】

Ｑ１．指定研修の実施に際し、職能団体へ「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待される可能性があります。これら研修等の実施機関となることについて、現時点での貴団体のお考えをお答えください。

* ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。現時点では、具体的な要件については提示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそうなことを想定しながらご回答ください。

【養成校との協働・連携について】

Ｑ２．今後の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の指定研修、指定研修の講師研修、養成校での養成等に関して社会福祉士・精神保健福祉士養成校との共同・連携を行うことについて、現時点でのお考えやご意向をお答えください。

～年度末のお忙しい中、ヒアリング調査にご協力賜りまことにありがとうございました～

研修科目一覧（イメージ）　Ver.20221221　第８回12/27WGの事前レク用資料からプロット

＜子ども家庭福祉指定研修＞

科目名	講義時間(h)	演習時間(h)	
１．子どもの権利擁護	1.5	7.5	
２．子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5	6.0	
３．子ども家庭福祉　－１（子ども家庭をとりまく環境と支援）	3.0	1.5	
４．子ども虐待の理解	1.5	1.5	
５．子ども家庭福祉　―２（保護者や家族の理解）	1.5	3.0	
６．子ども家庭福祉　－３（精神保健の課題と支援）	3.0	3.0	
７．子ども家庭福祉　－４（行政の役割と法制度）	1.5	1.5	
８．子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5	1.5	
９．子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
１０．社会的養護と自立支援	1.5	4.5	
１１．少年非行	1.5	1.5	
１２．貧困に対する支援	1.5	1.5	
１３．保育	1.5	1.5	
１４．教育	3.0	1.5	
１５．子どもの安全確保を目的としたケースマネジメント	3.0	7.5	
１６．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－１（虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術）	1.5	7.5	
１７．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－２（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5	7.5	
１８．子ども家庭福祉とソーシャルワーク　－３（組織の運営管理）	1.5	7.5	
計	33.0	67.5	（計 100.5h）

＜養成校における教育課程（上記「指定研修」に対応するもの）＞

科目名	講義時間(h)	演習時間(h)	
・　本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保健福祉士教育課程で設置する科目との読替範囲含め、詳細は未検討. ・　養成校における教育課程は、「研修課程」の実施状況を踏まえ、令和８年度より検討される予定. ・　本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである.			
計			（計 500h）

＜ソーシャルワーク研修（子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者／子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士＞

科目名	講義/演習/見学実習	時間(h) 子ども家庭実務者	時間(h) 保育士	
１．ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	0	19.5	
２．ソーシャルワークの理論と方法	講義	39.0	39.0	
３．地域福祉と包括的支援体制	講義	19.5	19.5	
４．ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	0	39.0	
５．ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	39.0	39.0	
６．見学実習	見学実習	0	9.0	
計		97.5	165.0	

＜社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修（有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一定以下の者が対象）＞

科目名	時間(h) 講義	時間(h) 演習 見学実習	（「児童・家庭福祉」該当科目の履修者） 講義	（「児童・家庭福祉」該当科目の履修者） 演習 見学実習	
１　子どもの権利擁護と倫理	1.0	―	―	―	
２　子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	―	―	―	
３　児童相談所の役割と連携	1.0	―	―	―	
４　子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	―	3.0	
５　社会的養護と市町村の役割	1.0	―	―	―	
６　子どもの成長・発達と生育環境	1.0	―	―	―	
７　子ども虐待対応	1.0	6.0	―	6.0	
８　母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0	―	―	―	
９．見学実習	9.0	6.0	―	6.0	
計	9.0	15.0	0.0	15.0	

「養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、
子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への
養成校の協力の在り方に関する調査研究」

厚生労働省　令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

2023年3月発行

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟

〒108-0075　東京都港区港南4－7－8　都漁連水産会館6階
電話：03－5495－7242　FAX：03－5494－7219
E-mail：jimukyoku@jaswe.jp　　Website：socialworker.jp